

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 9750





發行所

大東出版

東京市芝區本町二丁目三番地

電話東京一六四七番

對要
不借

印刷所
東京市芝區本町二丁目三番地

印刷者
東京市芝區本町二丁目三番地

發行所
東京市芝區本町二丁目三番地

昭和十一年十一月二十五日
昭和十一年十一月二十五日
昭和十一年十一月二十五日

第一冊 中編 三

【第五卷第五號】

昭和七年十一月十五日刷
昭和七年十一月二十日發
昭和十二年十二月五日再
版行刷

不許
複製

國譯一切經 中觀部 三

【改正定價壹圓廿五錢】

編輯者兼

岩野真雄

東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者

長尾文雄

東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所

日進舍

東京市芝區芝浦二丁目三番地

東京市芝區芝公園地七號地十番

發行所

大東出版社

振替東京一九四七一番
電話芝三九四四番

願くは此れを速に諸の合識に與へて

俱に無上佛菩提に昇らんことを

四阿非... 要天... 願くは此れを速に諸の合識に與へて

三... 願くは此れを速に諸の合識に與へて

二... 願くは此れを速に諸の合識に與へて

一... 願くは此れを速に諸の合識に與へて

願くは此れを速に諸の合識に與へて

願くは此れを速に諸の合識に與へて

願くは此れを速に諸の合識に與へて

願くは此れを速に諸の合識に與へて

大乘廣百論釋論(終)

願くは此れを速に諸の合識に與へて

【三】定樂三願論。

【二】定樂三願論。

【三】定樂三願論。

つて滅す。眞が若し非有ならば聖智は行ぜず、聖智の所行は必らず非有に非ず、故に非有の見は其の眞を證せず、聖智は眞を觀じて非有を觀ぜず、俗有に簡ぶが故に眞の非有を説く眞の非有の言は還た俗に依りて説くなり。眞の非有の教は能く眞に順趣す、是の故に諸經は多く非有を説くなり、有と非有との見は此に於て既に除く、俱の是と俱の非と皆應に類して遣るべし、其の有等は皆表詮す可きも眞は表詮を絶するを以ての故に有等に非ず。一切の惡見は其の心を擾動し正理の中に於て廣く邪難を興し皆是の如き有等の見に依りて生ずるなり、此の見既に除けば彼も亦隨つて滅す、猛勵して眞空に抗論せんと欲すと雖も、所依無きに申りて言を措いて何にか寄らん、空は底無ければ足は依る可からざるが如し。諸の小心有りて弘誓を發する者未來際を窮めて有情を利樂せんと欲せば、應に正しく妄見の塵垢を斷除すべし、應に妙に善逝の眞空に悟入すべし、所求を滿たさんが爲に當に勤めて修學すべし。

已に見の累有るを除き

善く妙中道を開く

復無塵を執するを遣りて

願くは世が咸く寂に歸せんことを

一五 聖天菩薩は論を造ること既に周ねくして重ねて摧邪を敘し、復頌を説いて曰く、

我は在り邪宗を燎くの火の爲に

沃ぐに如來の正教の酥を以てし

又扇ぐに因明の廣大の風を以てす

誰か敢て蛾の如く猛燄に投ぜん

三藏法師は鷲嶺の北に於て、此の論を聞くことを得、隨つて聽き隨つて翻じ、自ら成功を慶んで、

而して頌を説いて曰く、

一三三 聖天と護法とは智慧に依りて

群邪を挫かんが爲に斯の論を制し

四句百非皆殄滅す

其れ猶劫火の繖毫を燎くがごとし

故に我は命を殉へて眞宗を訪ひ

遇ふを放んで隨つて聞き隨つて譯し訖る

【一三】重ねて眞空の修學を勸む。

【一五】聖天菩薩結頌。

【一三三】玄奘三藏結頌。

俗に於て不順見を起せば、此の二は俱に虛妄分別と名づく、是れは一切の無義利を生ずる門にして有情を繫縛して解脱せざらしむ。空無我の見は能く悉く斷除し諸の有情をして三有の縛を離れ、自ら究竟寂滅の涅槃を證し亦轉じて他を化して解脱を得しむ、正習障の根本を拔除するが故なり。

若し三九世俗に於て不順の見を起せば此れは勝義に於て定んで乖違有り、此の見を明かさんが爲の故に、頌を説いて曰く、諸法の一異は勝義、世俗俱に違ふ、三心寂。

法が一と成り無と成らば二、其の成り眞に違ひ亦俗にも違ふ、五道の異共同く眞實

故に有との一異の二は俱に言ふ可からず（二十四）、

論に曰く、若し諸法は其の有性と定んで一爲りと執せば法は則ち一と成る、定んで異爲らば法は則ち無と成る、是れ即ち眞に違ひ亦復俗にも違ふ。所以は何ん、若し一切法と有性と一ならば色は應に聲の如く是れ聲にして色に非ざるべし、聲は應に色の如く是れ色にして聲に非ざるべし、有性に即するが故に法は應に一と成るべし。若し一切法と有性と異ならば即ち色聲等の體は悉く無と成る、有性に非ざるが故に、空花等の如し。若し諸法と一性等と定んで一異なりと執せば、過は應の如く當に知るべし。是の故に有等と法との一異の二種は妄見にして俗と及び眞とに違ふ、俱に是なるも俱に非なるも相違し戲論なるの過は一異に同じきが故に別に論ぜず。

勝義の中に於ては有無は等しく寂（二五）一切の問難は皆成ずることを得ず、此の義を顯はさんが爲の

故に頌を説いて曰く、諸宗は皆寂滅す、畢竟して申ぶること能はず

有と非有と俱と非との（二十五）

論に曰く、勝義の理の中にては少しも法有ること無し、一切法の本性は無性なるを以てなり、故

に有見の宗は斯に於ては寂滅す。有見に依るが故に非有の見が生ず、此の見既に亡せば彼の見も隨

【三】諸法の一異は勝義、世俗俱に違ふ、三心寂。

【二】二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

【一】諸宗は皆寂滅す、畢竟して申ぶること能はず。

【二】勝義理の中に於ては有無は等しく寂す。

ん、未だ眞理を會せず己が執情に隨つて自らは是とし他を非とす深く怖畏す可し、應に空有の兩邊に執著するを捨て、大乘の不二の中道を領悟すべし、契經に説くが如し、菩薩よ當に知るべし身見を根と爲して生ずる所の諸の見は眞しき法業を感じ世間を繫縛す、彼の諸法を撥無する邪見を輕んじ及び此の見に於て稱讚し流通し是の所生に因りて眞しき法業を感じ無量劫を経て那落迦惡趣に墜ち輪廻し大憂苦を受く、昔の微善の力にて人中に來至するも愚鈍盲聾にして諸の憂苦多く身形卑陋にして人は觀ることを喜ばず、鄙拙の言辭にして聞いて皆悅ばず、或は宿曾の種の増上の善根にて人間に來生し殊勝の報を受くるも昔の攝受謗法の業因に由りて偏へに如來の相を破する空教を執して所説の顯實の法門を誹毀し諸の世間をして非法を法と謂ひ法を非法と謂ひ非義を義と謂ひ義を非義と謂ひ自ら損、他を損せしむ深く哀愍す可し。然るに佛の所説は甚深ならざるは無し、二諦の法門は最も測り難しと爲す。今且らく自ら勵んで、了義經に依りて略して指歸を辨じ諸の諍論を息め、世俗諦とは謂く緣従り生ずる世出世間の色心等の法なり親證すれば説を離るゝも展轉して言ふ可し、親證を先と爲して後に方に説を起す、此の世俗諦は亦は有なるも亦は生なるも假令の所成にして猶諸の幻事の如し、分別従り起りて夢の所爲の如く相有りて言ふ可きを世俗諦と名づく、勝義諦とは謂く聖の所知なり、分別名言は皆及ばざる所なり、自の内所證にして他縁に由らず、相無く言を絶するを勝義諦と名づく。是の如く略して二諦の法門を説く、正法の學徒は同じく所證無し。前の世俗に由りて染淨法が生じ、後の勝義に依りて寂滅を證す。是の故に聖は心境に三有りて説く、一には言有り相有るの心境、二には言無く相有るの心境、三には言無く相無きの心境なり、初は名言に於て能く覺悟有り亦隨眠も有り、次は名言に於て隨眠有りと雖も而も覺悟無し、後は名言に於て隨眠も覺悟も一向に永く無し。初の二は世俗を緣じ、後の一は勝義を緣ず。復永く言説隨眠を離るゝ有るも後に得る所の心が通じて二諦を緣ず、若し世俗に於て堅執の見を起し及び世

【二三】二諦の法門の指歸を辨ず。

【三四】一、世俗諦。

【三五】令を三本及宮は合とす。

【三六】二、勝義諦。

【三七】聖説の三心境。

【三八】覺悟の一異は隨眠。指

の行相は空なるが故に唯世俗の同じく能縁心有りと了知する所に隨ふが故に唯識と説くと言はゞ、則ち應に亦境界は無に非ずとも説くべし世俗は同じく心境有りとするが故なり。^{二二}「若し實に少分の識體有り」と許さば、應に此の體を説くべし其の相は如何ん、既に能識所識と言ふ可からずんば如何んぞ定んで唯識有るのみと説かんや。諸の契經に言はく、

唯識有るのみとは識を觀して彼の外塵を捨てしめんが爲なり、既に外塵を捨つれば妄心は隨つて息む、妄心が息むが故に中道に證會す、故に契經に言はく、

未だ境の唯心に達せずんば 二種の分別を起す

境の唯心に達し已れば 分別も亦生ぜず

諸法の唯心なるを知れば 便ち外塵の相を捨つ

此れに由りて分別を息めて 平等の眞空を悟る

愚夫異生は境界に貪著し諸の欲樂を受けて捨離の心無く生死輪迴し三有の海に没し諸の劇苦を受け解脱するに因無し、如來は慈悲方便して爲に諸法は唯識なりと説いて外塵を捨てしむ、外塵を捨て已れば妄識は隨つて滅す、妄識が滅するが故に便ち涅槃を證す、故に契經に言はく、

世に良醫有りて 妙藥を衆病に投するが如く

諸佛も亦是の如し 物の爲に唯心と説く。

極微と説くと雖も亦分析すべし、方所に據るが故に、舍の如く瓶の如し。此れは極微は多分と成る可く是れ假にして實に非ざるも全無なる可からずと雜するなり、若し爾らずんば心と及び心法とは一刹那の中の時分の攝なるが故に、歲月等の如く衆分の合成にして亦全無なる可く、大過失と成る。^{二三}是の如き等の類は見の不同に隨つて聖言を分隔して多分と成らしめ互に辯論を興し各一邊を執す、既に惡見の塵垢を除くこと能はず。詎んぞ能く諸佛世尊の所説の大乘の清淨の妙旨に契當せ

【二三】論主銳評して識有の執を破し正義を開説す。

【二三】上に空有兩邊を破斥して茲に不二中道の妙旨を顯揚す。

故に應に實に依他有りと説くべからず、論に依他も亦凡智の境なりと説くは自の證受に據るが故に相違せざるなり。依他起性は即ち心心法が緣従り起る時に變じて種種の相・名等の塵に似るを實に自ら證受するなり、而も増上慢のものは外塵を取るを謂ふ、然るに諸の外塵は遍計所執なり、體相無きが故に所緣縁に非ず、故に聖凡智の所行の境に非ざるなり。一切の有漏の心と及び心法とは唯能く自の所現の塵のみを證受して未だ如實に餘の心境を證すること能はず、無漏の世智相應の心品は性離染なるに由り自他俱に證す、故に依他は淨智の所了と説く、論の所説と理は相乖かず。汝が嗤笑の言は自ら愚昧を呈するのみ、我が説が理と相違するを顯はすに非ざるなり。若し緣従り生ずる心及び心法が同じく遍計執にして皆自性空ならば便ち空花に似る、何んぞ能く三有の含識を繫縛して生死輪廻せん、是の故に依他は無體實なるには非ず。論者の本意は決定して應に然るべし、若し爾らすんば何に緣るが故に妄分別は縛して證空は能く除くと説かん。誰か龜毛が能く計し能く縛するを覩るや誰か兎角が能く證し能く除くを見るや、是れに由りて應に知るべし心心法有りて但心外の所執の諸塵無し。云何んぞ定んで諸法は唯識なりと知るや、處處の經に説けばなり、此れに於て何んぞ疑はん。故に契經に言はく、佛善現に告ぐ、毛端の量の實物の依る可きものも無し、愚夫異生は諸の業行を造りて唯顛倒のみ有りて彼が與めに依と爲ると、顛倒は即ち是れ虚妄分別なり虚妄分別は即ち心心法なり。又、契經に言はく、少法の自性も得可きもの有ること無し、唯能造のみ有りと、能造は即ち是れ心及び心法なり。又、契經に説く、三界は唯心なりと、是の如き等の經は其の數は無量なり、是の故に諸法は唯識なるの理が成ず、豈決定して一切法は實に唯識有るのみと執せば亦顛倒を成ぜざらんや、是れ則ち應に色等の諸法は顛倒の境なるが故に其の體は實に無なるが如くなるべし。又、境が既に無くば識が云何んぞ有ならん、應に一識の二分が合成すべからず、當に心に於て自の一相を失ふべきこと勿れ。若し識の體は實には二分無く能緣と所緣と

【二三】前註に記せる五事の攝なり。

【二四】彼。

【二五】論主。

【二六】又別論を起す、以て應有の執を破するなり。論主問ふ。
【二七】彼答ふ、以て唯識の義を證成せんとす。

【二八】論主の反難。

【二九】一識とは自體分、二分とは相分、見分。
【三〇】彼、疑難を陳ぶ。

若し法が縁從り生ぜば

此の法は都て無性なり

若し法が都て無性ならば

此の法は縁生に非ず。

「是の如き二經は縁生の法を説く、自性無しと雖も而も相違せず、縁從り生ずる法に二種有るを以てなり、一には遍計所執、二には依他起性なり、此の(頌の)中の意は遍計所執の自性は有に非ざるを明かし依他を説かず、若し依他が都て自性無しと説かば便ち染淨二法皆無と撥するものにて惡取

空と名づく、自他俱に損す、此の妄分別を誰か復能く遮せん、正見を得る時に自ら當に能く遣るべし。」「今且く應に問ふべし、依他起性は何れの智の所知なりや。」「謂く無分別智が引生する所の世

間淨智なり。」「既に無分別ならば何んぞ世間と名づけん。誰か言ふ此の智は是れ無分別なりと。」「若し分別有らば應に諸法實相に行くこと能はざるべし、但應に彼の遍計所執を縁するのみなるべし、

有分別なりと雖も而も能く法の實相に行くこと説かば、虛妄分別も應に亦能く諸法實相に行くべし。又、今未だ無分別を得ずして後に法の實相の智が如何んぞ定んで依他起有りと知らんや、此の依他

起は現見の他の所執の依の如くには非ず、如何んぞ定んで實に此の性有りと言はん。」「唯無分別智が引生する所の世間の淨智のみが依他起を知るとは論と相違す、彼の論に言ふが如し、遍計所執は

何れの智の所行なりや、凡智と爲すや、聖智と爲すや、俱に所行に非ず無相を以ての故に、依他起性は何れの智の所行なりや、俱に是れ所行なるも然も出世聖智の所行に非ずと。又、言ふ、五事

は幾くが是れ所取なりや、幾くが是れ能取なりや、三は是れ所取なり、分別・正智は能所取に通ず、名・相・分別は、分別の所取なりと。正智に二有り、一には眞如を縁す、第二は是れ彼が引生

する所なり、故に今猶未だ得ざるなり。相等は又是れ依他起性なり、故に彼の論に言はく、遍計所執は五事に攝せず、依他起性は、四事の所攝なり。」「若し依他起は世智の所縁にして而も非空と

説かば甚だ嗤笑す可し、諸法實相は是の世間の心智の所行に非ざること前に屢と辨じたるが如し、

【一〇】論主の評釋。前論を結ぶ、縁生の法に二種あり、遍計所執と依他起性となり。

【一〇〇】以下瑜伽系の有執を破す、彼問ふ。

【一〇一】論主答ふ。

【一〇二】彼主。

【一〇三】彼。

【一〇七】迷悟の法の自體を五種に分ちたるもの、又五法とも云ふ、名・相・分別(妄想)、正

智、如々(眞如)之なり、前三は生死迷界の法にして後二は涅

槃悟界の法なり、瑜伽師地論

卷七十二・七十四、成唯識論

卷八、辨中邊論卷三、世親撰論

卷五、入楞伽經卷七等に出づ。

【一〇八】三の所取とは名・相・如

々。

【一〇九】後得智か。

【一一〇】瑜伽師地論七十三、七

十四、成唯識論(導論)卷八。

三十三、左。

【一一一】相・名・分別・正智の四。

【一一二】論主。

依他起が世智の所縁にして非

空なりとするの有執を破す。

言の如くに義を取るを大乘を誘すと名づく、故に契經に言はく、若し菩薩有りて言の如くに義を取りて如來所説の意趣を求めずんば是れを法に於て非理に作意すと名づく、亦非處に大乘を信解すと名づく、若し菩薩有りて其の言の如くに而も義を取らずして如來所説の意趣を求めんことを思はば是れを法に於て如理に作意すと名づけ亦是處に大乘を信解すと名づくと。若し爾らば云何んが此の經の句を釋せん。佛天子に告ぐ、汝等當に知るべし、佛は菩提に於て都て所得も無く亦少法として生ず可く滅す可きも無し、所以は何ん、一切法は生無く滅無きを以てなり、是の故に如來は世間に出現すと。一有が是の釋を作す、諸佛は大菩提を證得する時に一切の分別戲論を遠離す、世間に出づと雖も而も證得等有りと説く可からずと。一復有が釋して言はく、佛は菩提を其の自性と爲すを以ての故に所得無し、契經に言ふが如し、菩提は即ち佛にして佛は即ち菩提なるが故に所得無し、其の法性の如く而も覺知するが故に生ずるも先に無ならず滅するも先に有ならず、諸の法性は戲論を離るゝを以ての故に生も無く滅も無く、無上菩提は現在前するが故に説いて如來が世間に出現すと名づくと。一又、契經に説く、善現よ當に知るべし、色を諸色の無性の性と名づく、受想行等も廣く説くに亦爾りと、此の經の意は依他起性は其の遍計所執の色等の無性の所顯なるを以て離言法性を其の自性と爲すことを明すなり。若し一切法が都て所有無くんば如何んぞ無性にして而も復性と言はん。若し色等は世俗の無性なりと言はば即ち是れ色等の勝義の性と理とは相違す、所以は何ん、夫れ勝義は分別戲論の及ぶ能はざる所豈無を以て其の自性と爲すを得んや、若し無性を以て自性と爲さば應に餘の無に類して勝義と名づけざるべし、應に無上菩提を證すること能はざるべし、則ち自宗に違して大過失と成る。一依他起性が若し實有ならば便ち經説に違す、故に契經に言はく、

諸法は緣從り起る

緣と法とは兩つながら皆無し

能く是の如く正しく知るを

緣起に通達すと名づく

【九〇】爾らば此の經の句を云何んが釋せんと彼提論す。

【九一】(a)有が釋す。
 (b)有が釋す。

【九二】論主の釋。

【九三】彼經證を以て依他起の有を破せんとす。

見と爲す。想應自性とは即ち是れ世間の遍計所執なり、心の轉變に由りて外の諸塵に似る此の諸塵に依りて諸の倒執を起し此の倒執に因りて自他有りと計す、能詮所詮相應自性染淨の諸法は即ち是れ依他なり、故に諸經は此の密意有ることを知る。又、到彼岸般若經の中に佛は自ら分明に有無の義を判す、遍計所執の所集所増所取は常恒に變易の法無し、是の如き一切は皆名づけて無と爲し、因縁所生は皆説いて有と爲す。又、餘經には遍計所執の自性は性無く、依他起性の所攝の諸法は因縁従り生ずと説く。又、慧度經には是の如き説を作す、慧度を行する者は善く色性を知り善く色生を知り善く色如を知ると乃至廣説す、又、諸經に諸法は性無く生滅無しと説く等は皆應に分別すべし言の如く執して了義と爲す可からず、世俗諦の諸法も亦無しとする勿れ便ち惡取空にして大邪見と成る。「此の言は理に非ず、所以は何ん、了義經に於ては異つて分別するが故なり、世尊が自ら若し諸經の中に空無相無願にして行無く生無く滅無く自性有ること無く有情・命者・主宰・補特伽羅・解脱門有ること無し等と説かば了義經と名づく」と説けば、我が言は理に合す、餘の經に於て佛は自ら我は遍計所執の自性に依りて餘の經の中に於て一切法は皆自性無く生無く滅無く本來寂靜自性涅槃なりと説き、依他起の自性に依りて説いて諸の有情の心は生滅し流轉す乃至廣説すと言ふと決判するを以てなり。又、餘經の中に佛は具壽舍利子に告げて言はく、色の自性は空なり、自性空なるが故に生無く滅無し、生滅無きが故に變易有ること無し、受想行識も亦復是の如しと、此れは遍計所執の自性に依りて自性は空にして生滅無し等と説くなり、諸の愚夫は自心の變ずる色等の諸法に隨つて周遍計度して眞實の自性差別有りと執するを以て、世尊は彼に依りて色等の法の自性は皆空にして生滅等無しと説き、依他起性は遍計所執性無きに由るが故に亦説いて空とも爲すも、自性空にして生滅等無きに非ず。如來は處處に三自性を説き皆遍計所執性は空にして依他圓成の二性は是れ有なりと言ふ、故に空教は別に意趣有りと知るなり、言の如くに諸法を撥無す可からず。

【九〇】（般若波羅蜜經）。

【九一】（般若波羅蜜經）。

【九二】彼の反駁。

【九三】般若經ならん。
【九四】長老舍利弗の意。

【九五】論主更に批判を加ふ。

此此の名を立つるに由りて

彼彼の法を證はす

彼は皆性は有に非ず

法性が皆然るに由るなり。

此の頌は彼が義を證成すること能はず、經の意は名は義に於て無しと説かず、但所證の法性は有に非ずと説くのみなればなり、諸の法性を辨するに皆證はす可からず、名言の所證は皆是れ共相なり、諸法の自相は皆名言を絶す、自相は無に非ず共相は有に非ず。此の中にては略して所證の性は無しと説きて能證の其の性は實有なりと謂ふには非ず、故に頌は但彼が非有なるの言を説くのみ、爾らずんば應に此の性は有に非ずと言ふべし。彼は此の依他性の無なるを證せんが爲に、復頌の中の所説の略頌を引く、

少法も生ずること有ること無く

亦少法も滅すること無し

淨見にて諸法を觀すれば

有にも非ず亦無にも非ず。

此れも亦依他起の其の性は有に非ずと證する能はず、所以は何ん、此の頌の意は遍計所執の自性差別能證所證は其の體は皆空にして生無く滅無し、執を離れたる淨見は諸の世間の因縁所生は無に非ず有に非ずと觀すと明かすのみ、故に此れは依他起の無なるを證するには非ず。一若し依他有らば、何に縁つてか經は一切の法性は皆空ならざるは無しと説くや、又、契經に言はく、佛善現に告ぐ、色等の諸法の自性は皆無なりと、復經有り言はく、佛大慧に告ぐ、一切の法性は皆生有ること無し、先に有なるも先に無なるも生ず可からざるが故なりと。一此れは密意有るなり。密意とは如何ん。謂く此の諸經は唯遍計所執の自性は一切無なるには非ずと破するのみ、若し一切無ならば便ち邪見を成ぜん。「云何んが此の密意有りと知るや。一餘の契經の中に顯了に説くが故なり、謂く薄伽梵が是の如き言を説く、我は唯相應自性に依りてのみ一切法の自性は皆無なりと説く、若し言の如くに而も執著を生じて染淨法の自性は皆無なりと謂ふこと有らば彼は惡取空にして名づけて邪

【八】 論主の批評。

【七】 彼とは所證の法性なり。

【六】 此とは能證の名言なり。

【五】 彼の反證。

【四】 論主の批評。

【三】 彼經説を引いて疑を述ぶ。

【二】 論主明かす。

【一】 彼向ふ。
【九】 論主答ふ。

起さん。故に彼が難を釋すること其の理は成ぜず、龜毛を説いて名づけて有體と爲すも即ち作用有りて能く世間を縛するに非ず。復有餘師が此の難を釋して曰く、「分別所執の法體は是れ無なり、因緣所生の法體は是れ有なり、是れに由りて煩惱隨眠を發起し世間を繫縛して三有に輪廻す、或は加行を修し無我空を證し三菩提を得生死の苦を脱す、因緣生法は色心に通すと雖も而も心は是れ源なり、所以に偏へに説くなり、虛妄分別は能く世間を縛す、此れを厭ふて能く空を證する加行を修す境界有り」と雖も若し心有ること無くんば虛妄の尋思は終に繫縛せず、亦厭ふて無我空を修し三菩提を證し生死を出離すること能はず、此の義を證せんが爲に契經の言を引かん。

遍計所執は無なり

依他起性は有なり

妄分別が失壞すれば

増減の二邊に墮す。

此の中にて 一類のものは此の義を釋して言はく、「名は是れ遍計所執なり、義は是れ依他起性なり、名は其の義に於て有に非ざるが故に無し、義は世間に隨つて無に非ざるが故に有なり、此れを引いて依他有りと證す可からずとは、此の釋は然らず、義が相違するが故に、若し名は義に於て有に非ざるが故に無ならば、義も亦名に於て是れ無なり何んぞ有ならん。又、其の義に於て立つる所の名言は既に因緣生なれば義の如く應に有なるべし、若し妄所執の能詮の性が無ならば妄執の所詮の其の性が豈有ならんや。名は世俗に隨つて詮表の能有り、汝依他起性爲るを許さずんば、義も亦俗に隨つて假に能有りと説く何んぞ遍計所執爲るを許さざらん。世俗假立の能詮所詮は無ならば應に並びに無なるべし。有ならば應に齊しく有なるべし、如何んぞ經に「一有一無と説かん、故に汝が所言は經の義に符せず。應に遍計所執性は無なりと信すべし、是れ諸の世間の妄情に立つが故なり、依他起性は因緣従り生じて妄情の爲すものに非ざれば應に是れ有なりと信すべし。彼は己が義を證して復經を引いて言はく、

【七〇】 有餘師の釋、瓊伽系の人ならん。

【七一】 一類の者の偏釋。

【七二】 論主の批評「非とす、對者は恐らく中觀派の者ならん、依他起を非有とするに對し、論主は有と論ず、以下同様の論旨を進む。

【七三】 遍計所執の無、依地起性の有。

【七四】 彼とは先の一類の者と云へる者か。中觀系の人なるべし。

の故に有り勝義に由るが故に有に非ず生に非ずと謂はば、是の如き所言は何の義有りと爲すや。若し彼の無分別智の所行の境界は究竟して空無なるが如し是の如く有ならざるが故に非有と説くと言はば、若し爾らば所行は究竟して無なるが故に無分別智は應に生ずることを得ざるべし、設ひ生ずることを得と許さんも亦眞智に非ず、無の境を緣るが故に、餘の無を了するが如し、智が既に眞に非ずんば境は應に是れ俗なるべし。色心は是の如く有ならずと言ふと雖も而も復彌々色心の實有を顯はず、非有と説くは究竟して無なるに由るが故に、異相無きが故に、定んで應に是れ有なるべし、既に定んで是れ有ならば是れに由りて亦應に此の色心は實に生等有りとも許すべし。若し汝が意は復色心は亦は有は生なりと雖も而も勝義に非ずと謂はば、應に先に勝義とは是れ何ぞやと審定すべし、然して後に此れは勝義に非ずと言ふ可し、若し勝義は是れ無分別智慧の所行にして究竟して空無なりと言はば此れは先に已に破したり、謂く彼が所行は究竟して無なるが故に無分別智は應に生ずることを得ざるべしと、乃至廣説したり。又、此の所行は眞の勝義に非ず、是れ無なるを以ての故に、猶兎角の如し、或は有に非ざるが故に、彼の空花の如し、若し勝義は是れ研窮す可しと言はば、此れも亦然らず、境は異なること無きが故に夫の研窮者は世俗を捨てず。又、世俗の法は研窮す可からず。此れが研窮す可くんば應に世俗を離るべし、然るに俗を離れて別に勝義有るに非ざるが故に此れは研窮す可しと説く可からず。是の故に汝が言は勝義の相に非ず。若し餘宗が所執の勝義は都て有に非ざるが故に是れ勝義の相なりと謂はば、此れも亦然らず、彼は縁生暫住等の性を名づけて勝義と爲すと謂ひ、今は非有を擧す便ち自宗及び現量等に違す。若し諦實は是れ勝義の相なりと言はば、是れ則ち世俗にして應に諦實に非ざるべし、何が故ぞ前に俗を諦實と爲すと言ひし。設ひ唯非有非生を説いて名づけて諦實と爲すと許すも是れ有是れ生は唯假の言説にして妄分別の立つるものゝみ、既に諦實に非ずして唯假の言説にして妄分別の立なれば如何んぞ能く染淨の作用を

【七〇】 以下の論法等にて護法論師の有的立場の展開を見るべし、此にて所謂佛意に契はざる空教を違するなり。

【七〇】 勝義とは何ぞや。

【七一】 以下(中觀系の)空教を破す、

(a) 勝義は無分別智の所行にして究竟して空無なりと云ふを非ず。

【七二】 (b) 勝義は研窮すべしと云ふを非ず。

【七三】 (c) 餘宗の勝義の如く非有なりと云ふを破す。

【七四】 (d) 諦實は是れ勝義なりと云ふを非ず。

間の譬喩を引いて種種に方便すと雖も終に成ずること能はず。彼が重ねて救つて言はく、「一青色が自ら據るが故に有るも他に望むるが故に無きが如く、諸法も亦然り、一一の法性は俗に據るが故に有るも眞に望むるが故に無しと。」此れも亦然らず、青黄の體は異れば自ら據れば有り他に望むれば無と爲るべきも俗と眞とは其の體は別ならず自ら據れば有る可きも誰に望めて無と爲らん、其の俗を尋求するに實には即ち是れ眞なり、彼の青を考ふるに實には黄色と成るに非ず、故に汝が所立の法と喩とは同じからず。又、俗と眞とは體は相離れず如何んぞ俗の體を眞に望めて無と爲さん、契經の中にて佛が善現に告ぐるが如し、世俗と勝義とは各別の體無し、世俗眞如は即ち是れ勝義あり、其の色を離れて別に空有るに非ず、乃至識空も亦復是の如し、如何んぞ一法が別境無き時に二義が相違するを俱に諸實と名づけん。是れに由りて古昔の軌範諸師は、情と事とが同じからざれば二諦を安立したり、世俗諦の語は近く俗情を顯はし、勝義諦の言は遠く實事を表はす、世俗の諸法は俗情に稱ふと雖も而も事は是れ虚なるが故に諦實に非ざるなり。又、現量の證する緣起の色心を言は詮はすこと能はず、應に俗諦に非ざるべし、故に契經に説く、所有の世間の名句の詮はす所は名づけて俗諦と爲すと、此の經の意の説く世の共に知る所の能詮と所詮との相應の法義と及び詮表を爲して共に知る所に非ざる法義の經書とは名づけて俗諦と爲し、現量所證の緣起の色心は言の所詮に非ざれば亦俗諦にも非ず、若し假立の名言の所詮なるが故に此の色心も亦俗諦の攝なりと言はば、究竟勝義も應に亦眞に非ざるべし假立の名言の詮表する所なるが故に、究竟勝義には此の色心無し眞理は都て無なり、事は法有るが故に二諦の攝に非ずとは、此の法は應に無なるべし、則ち世間現量の所證に違す。若し是れ有なりと言はば二諦に收むるに非ず、應に第三の非眞俗諦を立つべし。若し緣起の色心有りと雖も是れ諸の世間の現量の所得にして而も究竟勝義諦に收むるに非ず、假に説いて名づけて世俗諦に攝むと爲すと言はば、意に隨つて假に世俗の名言を立つるなり、實の色心有らば則ち諍論無し、此れを依と爲すが故に染淨の義は成ずるなり。若し色心は世俗

【六】 世俗と勝義との二諦。

【六】 論主は、現量所證の緣起の色心を重視して自の有的見解を申ぶ。

に二種有り、謂はゆる世間と及び出世間となり、出世の善法は畢竟して能く煩惱の諸纏を害し究竟安和なれば勝義善と名づく、世間の善法は暫時は能有るも畢竟しては能無し、暫時は能く煩惱纏を伏するが故に世俗善と名づくるも永く能く煩惱纏を斷するに非ざるが故に亦名づけて勝義不善とも爲すことを得、此の善と不善とは互に相違せず能有ると能無きと時分が異なるが故に、施等の善の如きは一刹那に住するを説いて能有りと名づくるも、此れを過ぎて已後は必らず住すること能はざれば説いて能無しと名づく、能有ると能無きと一法に在りと雖も時分が異なるが故に而も相違せず。第二の刹那の施等は住せざれば既に體有ること無し誰をか能無しと名づけん。彼の體は能無きに由りて定んで有に非ざるなり、能が有に非ざるが故に即ち能無しと名づく。或は能と能無きと時分は異なること無きも所望の境が別なるが故に相違せず、所以は何ん、暫時は能く貪等の纏を伏するが故に名づけて能有りと爲し貪等の種を斷滅すること能はざるが故に名づけて能無しと曰ふ、酥膏を服して能く風疾を除けども痰癘を遣らざるが如し、能有ると能無きと時分は同じと雖も而も所望の境が差別有るが故に互に相違せず、一法が一時に有無の二諦なるは境に差別無し、何んぞ違無きことを得ん。彼が復救つて言はく、「一念の識は我執の依なるが故に世俗が我と名づくるも、勝義に由るが故に亦無我とも名づく、我と無我とは別にして而も相違せざるが如く、一法が一時に有無なるも亦爾り、境の別無しと雖も而も相違せずと。」此れも亦然らず、我と無我とは義が相違せざるが故なり、所以は何ん、一刹那の心は自在ならざるが故に名づけて無我と爲すも、我執の所依なれば亦名づけて我とも爲す、契經に言ふが如し若し識が是れ我ならば應に自在を得べく應に轉變すべからず、而も諸の愚夫は我執を發するに依るが故に説いて我と名づくこと。自在ならざるの義と我執の依たるの義とは同じく一識なりと雖も而も相違せず、一法が一時に有無なるは相反す、俱に諦實と名づくること豈違ふこと無きを得んや。汝今有無の二諦が同じく一法に在りて互に相違せざることを成ぜんが爲に衆多の世

夫が所執の色等の如く何んぞ能く苦を引いて有情を煎迫せん、若し此れは空なりと雖も而も能く苦を引かば、是れ則ち色等も亦此の能有り、何が故に但虚妄分別とのみ言はん。色心等は皆本性空なりと雖も而も要らず虚妄分別に依りて諸法を計度して有と爲し無と爲す、是れに由りて雜染清淨を發生し、斯れに由りて含識の染淨が同じからず、是の故に俱虚妄分別とのみ言ふ。法が若し實有ならば是の事は然る可し、法が既に實に無なるに如何んぞ計度して有無等と爲して染淨同じからざらん。夢等の中にては色等無しと雖も而も種種の相が現はれて分明なること有るが如し。此の喻は然らず、夢等の位に於ては分別有るが故に作用は無に非ず。分別を依と爲して諸の境の像を現じ諸の染淨を起すこと是の事は然る可し、今既に皆空にして實の分別無し誰か能く此の作用の不同を起さん、體無くして能有るは曾て未だ見ざる所なり。若し體有ること無くして而も功能有らば兎角龜毛も應に皆用有るべし。又、煩惱無く或は善根無くして而も諸の有情が染淨有らば、已に惱煩を斷ぜるものも應に更に輪迴すべく、未だ善根を種えずして應に常樂を獲べし、此の中に於て一類は此の難を釋して言はく、「世俗は無に非ざるが故に此の失無し」と應に問ふべし世俗は諦實に非ざるや。彼は答へん、然らず、世俗の量に隨へば是れ實有なるが故に亦諦實とも名づく。如何んぞ一法が一時に有無相違して俱に諦實と名づくと言ふ可けん、生等も亦爾り、一法が一時に生有りて生無く滅有りて滅無く斷有りて斷無く常有りて常無く來有りて來無く去有りて去無く乃至廣説せば更に互に相違して、如何んぞ俱に是れ諦實なりと言ふ可けん。彼は是の説を作す「一法が一時に義無きを眞と爲し義有るを俗と爲す、義が差別するが故に互に相違せず、猶世間の施等の善法は性が有漏なるが故に不善の名を得、善根と相應するが故に亦善とも名づけ、俱に諦實と名づけて而も相違せざるが如し」と。此の理は然らず、施等の善法は觀待が異なるが故に相違せざる可きも、一法が一時に有無の二諦なるは別に觀待すること無し、何んぞ違無きことを得ん、所以は何ん、安和を善と名づく、善

【六六】 一類此の難を釋す。
【六七】 以下問答して、世俗の諦實非諦實論を論ず。

空の喩が別に有らば

唯喩有るのみにして應に

例するに諸法は空に非すと謂はば
内我は鳥と同じく黒しと成すべし (二十二)

論に曰く、喩は則ち是れ因の一分の所攝なり、因が既に俗有ならば喩も亦應に然るべし。若し因を離れて別に喩の體有り以て例するに諸法は是れ有にして空に非すと謂はば、此れは定んで然らず。因を離るゝの喩は必らず所立の義の宗を證すること能はず、所立の宗の如し、因の攝に非ざるが故に。若し因の喩に非ずして能く義の宗を立つれば、内我が鳥の如く黒きの性は應に立つべし。又、應に一切の所立は皆成すべし、因の事無きは同じく得可きこと易きが故なり。是れに由りて喩の體は必らず因を離れず、故に、應に因と同じきを難と爲す可からざるべし。

若し一切法が本性皆空ならば、此の空を證見して何の勝徳有りや。此の難を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

若し法が本性空ならば

空を見て何の徳有りや

論に曰く、我を離れたる諸法の法の中に於て我の空なるを證見するも少しも勝徳有るに非ず、諸法も亦爾り、若し本性が空ならば此の空を證見するも何の饒益する所ぞ、若し所益無くんば何んぞ劬勞を用ひて能く空を證する無量の 加行を修せん。此の難を釋せんが爲に復頌を説いて曰く、

虛妄分別の縛を

空を證する見が能く除く

(二十三)

論に曰く、諸法諸行は空・無我なりと雖も、而も諸の愚夫は虛妄に分別して一異等と執す、此の虚妄の分別の勢力に由りて貪等の煩惱隨眠を生長し、緣に隨つて諸の善惡業を發生し、三有の海に没して相續輪迴し、三苦に煎られ自ら出づること能はざるも、勤めて加行を修せば無我空を證し、漸次に虚妄分別を斷除し、其の所應に隨つて三菩提を證し、自利利他の功德無盡ならん。虚妄分別は其の體は是れ何んぞ。「謂く三界の心所有法なり。」豈此の法も亦本性空ならざらんや、諸の愚

【六二】 復難有り、一切法が本性空ならば此の空を證見して何の勝徳有りや。

【六三】 加行は新譯にして舊譯には方便と云ふ、正位に入る準備として一段と力を加へてなす修行なり。

【六四】 難を釋す。

よく虚妄分別の縛を除く。

【六五】 苦苦、苦事の成るに由つて苦惱を生ずるもの。壞苦、樂事の去るに由つて苦惱を生ずるもの。行苦、行は遷流の義、一切法の遷流無常に由りて苦惱を生ずるもの。欲界に三を具し上二界に順次に一を滅ず。【六六】 Sva-bodhi 正等覺を譯す。

勝義の理の中にては有無は俱に遺る、聖智の所證は有に非ず無に非ず而も有にして而も無なり、後に當に廣く説くべし。

有が是の難を作す、法空を證する因は有と爲すや無と爲すや、有ならば則ち餘法も亦應に是れ有なるべし、無ならば則ち諸法の空なることを證する能はずと。此の難を擧げんが爲の故に、頌を説いて曰く、

因の法空を證する有らば

法空は應に立たざるべし

論に曰く、空は必らず因に依りて方に立つことを得可し、若し爾らずんば一切は應に成ずべし、因が既に不空ならば餘も亦應に爾るべし、唯陽餓等と水等との性のみが空ならば則ち所立の宗は皆成就せず。此の難を釋せんが爲に復頌を説いて曰く、

宗と因とが異無きが故に

因の釋は實に無と爲る

(二十一)

論に曰く、數論師等は總別異なること無く、勤勇無間所發等の因が皆即ち是れ聲ならば應に聲體の如くなるべし、餘に通ぜざるが故に因の體は成ぜず。勝論師等は總と別とは或は異と不異となりと計す、其の不異は過は前師に同じ、異は即ち前の諸品に已に破せしが如し、故に異も不異も皆因を成ぜず、此れに由るが故に宗と因とは異なること無く因の體は實に無しと説く。又、所立の因の體が若し實有ならば應に宗の體と或は一或は異なるべし、然るに因と宗の體とは或は一とも或は異とも説く可からず、一異に非ざるが故に、猶軍林の如し、是れ假にして眞に非ず、世俗の所攝なり。世間の虚妄の分別に隨順して種種の宗因の不同なるを建立して諸の邪執を遺る、邪執が既に遺れば宗因も亦亡ぶ、故に法は同じく因は有なりと言ふ可からず、宗因は假立なり、皆俗にして眞に非ず。

復有が難して言はく、法空を證する喩は無と爲すや有と爲すや、無ならば則ち諸法の空を證すること能はず、有ならば則ち諸法は喩の如く應に有なるべし。此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

【五五】 有の難を擧す、法空を證する因の有無兩難。

【五七】 此の難を釋す。

【五六】 宗と因との總別關係なり。

【五九】 有が難ず、法空を證する喩の有無。
【六〇】 論主難を破す。

此の中にて一類は此の難を釋して言はく、「我が眞無と説くは是れ遮にして表に非ず、世間の妄見は有を執して眞と爲せば、此の有の眞を遮するのみ、無の體を表はさず、然るに其の眞の體は即ち是れ俗無なり、俗無を離れて別に眞の體有るに非ず、眞無と言ふは謂く俗無の眞なり、此れは其の眞無が別の所表なるを遮するなり。」此れは言義に於て未だ其の源を究めず、誰か眞無は別に所表有りと謂はん。若し餘法を遮するも別に所詮有らば是れ遮表の言なり、餘法を遮し已つて餘の共相を表すればなり、衆生に非ず、黄門に非ず等の如し。若し餘法を遮して別の所詮無くば是れ唯遮の言なるのみ、所遮を遮し已れば其の力は斯に竭く、肉を食ふこと勿れ、酒を飲むこと勿れ等の如し。此の眞無の言は唯其の眞無を遮して別の所表は悉す可しと言はず、有に非ずの言は唯其の有を遮して非有を詮はさず亦餘をも表はさざるが如し、若し其の無を詮はし、或は餘法を表はさば則ち應に此の非有の言を説くべからず、若し非有の言が有を詮はせば非無の説は應に其の無を表はすべし、是の如く遮の言は愚も智も同じく了す、彼は疑難無ければ重ねて説くことを何んぞ爲さん。彼が難の意の言はく、有が若し唯俗のみならば眞は即ち有に非ず何の修證する所ぞと、但眞無と説くは是れ遮のみにして表に非ずと乃至廣説するも豈難を釋せんや。復有が釋して言はく、「無我觀を修すれば方便究竟して眞理を見るの時に、一切の俗有は皆顯現せざるが故に眞無と説くなり」と。此れも亦然らず、意は了し難きが故なり、若し俗の非有を説いて名づけて眞と爲さば應に所證無かるべし、若し別に眞有りて是れ所證ならば則ち應に有は唯是れ俗のみと言ふべからず。又、經に都て所見無きを乃ち眞を見ると名づく、少しく所見有らば即ち眞を見るに非ずと説くに違す。是の故に此の言も亦正釋に非ず。

是の如く釋せば應に是の言を作すべし、眞は有無に非ず心言絶するが故に、有の執を破せんが爲に假に説いて無と爲す、無の執を破せんが爲に假に説いて有と爲す、有無の二説は皆世俗の言なり、

【四七】 一類此の難を釋す。眞無と説くは遮の言のみにしてこれ表に非ず、俗無を離れて別に眞の體有るに非ず、即ち俗無の眞なり。

【五〇】 論主の評。

【五一】 黄門(Parāśara)、音譯、半擇迦、不男と譯す、完全の男性を成さざる中性的の人間なり、之に三種又は五種を數ふ。

【五二】 彼が釋は正しく難に契はず。

【五三】 復有が釋す、無我觀を修して眞理を見る時に一切の俗有は顯現せざるが故に眞無と説く。

【五四】 論主の釋。

【五五】 論主の釋。

れ假にして真に非ず、假に非ずして是れ真ならば定んで説く可からず、諸の説く可き者は皆俗にして真に非ざること前の諸品の中にて已に廣く成立したり、故に所執の有は是れ假にして真に非ず、舎の如く軍の如し、言説す可きが故に。

四六

一等の四執は前に已に具さに遮したり、更に餘の眞實の有法を立てずんば、是れ則ち此論は應に無の邊に墮すべし、此の疑を難せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

諸法を誘りて無と爲さば

無の見到墮す可し

唯諸の妄執を濁くのみ

如何んぞ無に墮すと説かん

(十九)

論に曰く、諸の有法を誘らば無の邊に墮す可きも、唯妄情を遣るのみなれば豈無の執に墮せんや、有の執を破せんが爲に且らく立てて無と爲すのみ、有の執が若し除かば無も亦隨つて遣る。又、世俗の有は前に已に數々論じたり、故に應に此れは無の執に墮すと言ふべからず。

唯俗有のみを許さば眞は應に是れ無なるべし、眞無を許さずんば應に眞有を許すべしと。此の言は理に非ず、故に次に頌に曰く、

有は眞有に非ざるが故に

無も亦眞無に非ず

既に眞無有ること無くんば

如何んぞ眞有有らん

(二十)

論に曰く、若し眞有有らば眞無有る可し、眞有が既に無し、眞無のみ豈有らんや、眞無無きが故に眞有も亦無し、眞は有無に非ざること前に屢々辯ぜしが如し、如何んぞ復眞は是れ有無なりと執せん。若し眞が無に非ずんば何の意にて頻りに諸法の性相は俗有にして眞無なりと説くや。此の説の意の言はく唯俗のみ是れ有にして、眞は此の有無きが故に眞無と説く。若し爾らば此の眞は俗無を體と爲す、若し爾らずんば應に別に眞有るべし、若し別に眞有らば有は唯俗のみなるには非ず、有が既に唯俗のみならば眞の體は應に無なるべし、眞の體が若し無ならば如何んぞ修證を欣ばん。

【四六】 諸法を誘りて無と爲さば無の見到墮す可きも唯諸の妄執をのぞくのみなれば如何んぞ無に墮すと云はん、有の執除かるれば無も亦隨つて遣る。

【四七】 俗有のみを許さば眞は應に無なるべし、眞無を許さずんば眞有を許すべしとは然らず眞は有無に非ざるが故に。

【四八】 諸法は俗有眞無なりと説くは俗のみ有にして眞には有無無きの意なり。若し爾らば此の眞は俗無を體と爲す、然らずんば別に眞有るべくして俗有のみ非ざるべし、俗有のみならば眞の體は無にして修證の欣ぶ處に非ざるべし。

名を擧げて以て彼が執を破するのみ、有の聲が有を顯はさば汝が執する所詮の法は實に無に非ざるべし、無の聲は無を表はせば應に所詮の法は實に有に非すと信すべし、無の聲は量に非ずんば便ち自ら宗に違す、故に汝が所言は有を證することを爲すに非ず。此の劣慧者は已が愆を脱せんと欲して徒らに功勞を設けて終に免るゝこと能はざるなり。實有の法に依つて實有の名を立て實有の名に因つて實有の解を生ず、法が若し有に非ずんば應に有の名無かるべし、有の名が若し無くば應に有の解無かるべし、既に有の解有るが故に法は無には非ずとは、此れも亦然らず、假に名を立つるが故に、此の義を顯はさんが爲の故に、頌を説いて曰く、

名に由りて法の有なるを解して

遂に法は無に非すと謂はば

名に由りて法の無なるを知らば

應に法は有に非すと信すべし

(十七)

論に曰く、若し有の名を聞いて有の解を生じ遂に諸法は是れ有にして無に非すと謂はば、既に無の名を聞いて無の解を生ぜば應に諸法は有に非ずして是れ無なりと信すべし、此れが既に然らざるに彼が云何んぞ爾らん。名に依りて解を生ずんば是れ空を證するの因なり、有の因と爲すと謂ふは必らず理に應ぜず。法の體が若し有ならば何んぞ有の名を待たん、假に有の名を待ちて方に有の解を生ずるが故に知る諸法の體は實に無爲り、但假に名を立てて世に共に流布するのみ、有の名は決定して實の所詮無し、人の牛を號するが如し想に依りて立つが故に。名は能く有を遺るに而も有の因なりと立つるは、人有り明を以て闇と爲すに異らず。

有にして若し説く可くんば是れ假にして眞に非ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

諸の世間の説く可きは

皆是れ假にして眞に非ず

世俗の名言を離るれば

乃ち是れ眞にして假に非ず

(十八)

論に曰く、世間の言説は皆自心に隨つて共流傳と爲る假想の安立なり、法が若し説く可くんば是

【四三】 實有の名に因つて實有の解生じて法は實有なりと言はば無の名は無の解を生ぜば應に諸法は無なりと信すべし。

【四四】 法の體が若し有ならば何んぞ有の名を待たん、假に有の名を待つて有の解を生ず、故に諸法は實有に非ず。

【四五】 世間の名言は皆自心に隨ふ假想の安立なり、可説なるは皆假にして眞に非ず、眞ならば定んで説くべからず、汝所執の有は是れ假にして眞に非ず、言説すべきが故に。

可からず、勝義の理の中にては立破無きが故なり。若し能く有を破するの因を忍許せずんば何んぞ因を立てて自宗の有を證すること我が廣く能く有を破するの因を説きしが如くせざる、汝が有の因を立てしこと一も未だ曾て見ず、如何んぞ諸法は空に非ずと執す可けん、空の言は是れ破なり、他を破して便ち立つ、有の言は是れ立なり、自ら立てて方に成ず、是の故に我が空は勞して別に立つること無し、汝が所執の有は須らく別に因を立つべし、別の因が既に無くんば何に縁つてか有なるを知らん。

「破の因は得易く立の因は成じ難し、故に有の因を破すること未だ奇妙と爲さず。」若し爾らば汝が宗は何んぞ空を破せざる、彼が言を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

破の因は得易しと説くは

是れ世俗の虚言のみ

汝は何に縁つてか真空の義を

遮破すること能はざる

(十五)

論に曰く、破の因は得易しとは是れ俗の虚言のみ、未だ有の因の真空を破するを見ざるが故なり。小乗外道は真空を惡むと雖も而も未だ有の因は真空の義を破せず、如何んぞ破の因を得ること易しと説く可けん。諸法性の空は立て易く破し難し、諸法性の有は立て難く傾き易し、眞偽は皎然たり如何んぞ固執せん。

有が立破の因の綱の所籠を破りて自ら出るに能無く編めて是の説を作す、聲を定量と爲して法の有無を表はす、既に有の聲有らば法は應に定んで有なるべし、法が若し有に非ずんば有の聲は應に無なるべし、此の言を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

有の名が法の有なるを證せば

法は實に無に非すと謂はば

無の名が法の無なるを表はせば

法は實に有に非ざるべし

(十六)

論に曰く、彼が立つる諸名は聲を以て性と爲す、此の立名等は即ち是れ聲なるには非ず、故に但

【一〇】 汝にして若し有を破するの因を忍許せずんば因を立てて汝の有を立つべし。

【一一】 破の因は得易しと云はば、何んぞ汝は真空の義を遮破せざる。

【一二】 聲を定量と爲して法の有無を表はす、既に有の聲有れば法は定んで有なるべしと言はば既に無の聲有り法は應に有に非ざるべし。

義は即ち是れ有に非ざるが如く一切の法は其の體が皆無なること無し、有に非ず無に非ず諸法に遍すとも而も種種の句義を立つること不同なり、我が法も亦然り、何んぞ煩はしく難を致さん。此の道理に由りて餘の難も亦通ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

諸法が若し都て無ならば
差別は應に有に非ざるべし

諸法は皆有なりと執するも

差別は亦應に無なるべし

(十三)

論に曰く、若し一切法の實性が都て無くば、所有の世間の因果の差別の眼等従り眼識等が生ずと謂ふ此れは皆應に無なるべし、無は別無きが故なり。此れは上の難に無と執せずと謂ふに同じ、有と執し無と執するは皆理に非ざるが故なり。又、若し有と執せば其の過も亦同じ、所以は何ん、若し一切の法が皆同じく性有らば所有の世間の因果差別の眼等従り眼識等が生ずと謂ふ此れは皆應に無なるべし、有は別無きが故なり。定んで有の上にて於て相の不同に隨つて世間の諸法の差別を建立す、我も亦是の如し眞なるが故に空なりと雖も俗有の中に於て差別を建立するなり、故に汝が所難は即ち唐捐と爲る。

劣慧の人有りて復疑難を生ず、若し法が有に非ずんば則ち定んで應に能く有を破するの因無かるべしと。此の難は理に非ず、世俗に有なるが故に、汝が執は能く有を立つるの因無きに非ず、何が故に有に非ざる。此の義を顯はさんが爲に、復頌を説いて曰く、

若し法が有に非ずんば
能く有を破する因無しと謂はば

有を破するの因は已に明したり

汝が宗は何んぞ立たざる

(十四)

論に曰く、若し諸法の性相は皆無なれば能く有を破するの因も亦有に非ずと謂はば、此の慧は極めて劣なり、現前の龜顯の事の中に於てすら了する能はざるを以ての故なり。世俗の所攝なる能く有を破するの因は前に已に廣く明かしたり、何んぞ有に非ずと謂はん。汝は俗有は因に非ずと説く

【三】若し法が有に非ずんば有を破するの因も亦有に非ずとは然らず、世俗に有なるが故に、已に明したるが如し。

【二】俗有は因に非ずと説くべからず勝義理中には立破無きが故に。

を説いて曰く、

若し諸法が都て無ならば

生死は應に有に非ざるべし

諸佛が何んぞ曾て

法を執して定んで無と爲すを許さん (十一)

論に曰く、若し法が全く無ならば、應に生死が因果展轉し相續輪廻すること無かるべし。定んで

無と執するに非ざれば、何んぞ難を爲すことを得ん。

【三三】 我は世俗の因果は無に非すと説く。諸佛世尊の智見は無礙にして亦未だ曾て定有定無を許さず、

契經の中に言ふが如し、佛迦葉に告ぐ 諸法の性相は有に非ず無に非ず、有は是れ一邊にして無

は是れ第二なり、謂く常と斷となり、此の二の中間に色無く見無く像無く表示す可からず、

施設すべからずと。此の意は説いて言ふ、世俗には有なるが故に之に依りて生死輪廻を建立す、勝

義には空なるが故に諸法の性相は有に非ず無に非ず心言路絶するなりと。

【三六】 若し一切法の眞は有を離れて無くば復何の縁を以てか而も俗有と言はん、眞は無二なりと雖も俗

有は何んぞ乖かん、應に眞を離れて別に其の俗有るべし。【三七】 相離れずと雖も而も義は殊なる有り、

俗は世情に順じ眞は實理を談すればなり、故に眞は無二なるも俗は多途有り。又、一切の宗は皆無

二を許すも而も種種の體類の不同有り、是の故に應に軋ち疑難を生ずべからず、此の義を顯はさん

が爲の故に、頌を説いて曰く、

若し眞が有を離れて無くば

何に縁つてか俗有と言はん

汝が本宗も亦爾り

難を致すは復何の爲ぞ

(十二)

論に曰く、若し色等の法の眞が有を離れて無くば、復何の縁有つてか而も俗有と言はん、因果が

不斷ならば生死輪廻す。俗は世情に順へば因縁假有なり、眞は實理を談すれば有に非ず無に非ず、

汝等が本宗は皆無二を許すも而も法は有なりと言ふ、軋ち難ずるは何の爲ぞ、所以は何ん、諸の句

【三三】 我は世俗の因果は無に非すと説く。

【三五】 契經とは涅槃經か。

【三六】 諸法の性相は有に非ず無に非ず有無は即ち斷常の二邊なり此の二の中間に一切空を見る。

【三七】 眞と俗と相離れざれど義は殊なる、俗は世情に順じ眞は實理を談す、故に眞は無二なるも俗は多途有り。

の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

若し諸法が皆空ならば

此れは前に具に遣りしが如し

如何んぞ火を煖と名づけけん

火と煖とは俗にして眞に非ず

(九)

論に曰く、若し一切法は本性皆空ならば如何んぞ世間に火等の異有らん。世俗の事には諸法の不同有り、勝義理の空には火等の異無し、故に汝の疑難は理に於て然らず。火等は前に根境等を破し已れるが如く具に觀察せば是れ俗にして眞に非ず、如何んぞ此の中にて復疑難を爲さん。

「若し法が有に非ずんば空は何の遮する所ぞ、空は遮する所有るが故に法は應に有なるべし。若し爾らば四論は展轉して相遮せば皆應に是れ眞なるべし、便ち自意に違す、此の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

若し法は實有なりと謂はば

彼を遮して説いて空と爲す

應に四論は皆眞なるべし

何れの過を見て而も捨せん

(十)

論に曰く、所遮を遮するが故に能遮を建立す、所遮が若し無ならば能遮は豈有ならんや、雨に非ざるが故に説いて冬と名づくと言ふが如し、冬時が遮する所の雨時は必らず有なり、空は有を遮するが故に有は定んで無に非ずとは、此れも亦然らず、因が不定なるが故なり。一等の四論は展轉して相遮すれば皆應に是れ眞なるべし、是れ所遮なるが故に、眞にして即ち過無くんば皆應に宗たるべし、汝は何の愆を見て三を捨て、一を執らん、故に實に所遮有りと説く可からず。若し諸の所遮が皆實有ならば、自が言は過無く汝が過は應に眞なるべし、汝は空を撥無すれば此の空は應に實なるべし。

「若し一切法の性相が都て無ならば是れ則ち世間は皆應に斷滅なるべし。尙有とすら執せず況んや復無と執せんや、有を執すると無を執すると皆過と成るが故に、此の義を顯はさんが爲の故に頌

【三】 空は所遮有れば法は有なるべしとは然らず、若し然らば四論の展轉相遮は皆是れ眞なるに至るべし。

【三】 諸の所遮が皆實有ならば汝の遮する此の空は應に實なるべし。

【三】 一切法の性相が都無ならば世間は皆應に斷滅なるべしとは然らず、我は尙有とすら執せず、況んや無と執せんや。

法皆空を立つ可けん。此の疑を決せんが爲の故に復頌に曰く、

汝は既に空を立てざれば

不空は應に立たざるべし

(七)

論に曰く、不空を立つるは空に翻對するなり。既に空を信ぜずんば不空は焉いづんぞ立たん、如何んぞ諸法の不空なるを立つ可けん、汝は空を信ぜずして而も有を立つるを得ば、我は有と執せず何んぞ空を立つることを廢せん。若し不空も亦所對有りと言はば謂く互に無有り及び定んで空無しニ、我が空も亦然り世俗の有に對す、彼が妄有まがを遣るが故に眞空を立つるなり。

又、所立ニの空は専ら執を遣らんが爲にして必らずしも有に對せずして方に空を立つるなり、常を遣らんが爲に無常の教を説くに常は有に非ずと雖も而も無常を立つるが如し。又、汝は此中にて應に疑難すべからず、翻對ニは有に在りて空に在らず、有の事は無に非ざれば翻有り對有るも、空の理は有に非ざれば何にか對し何にか翻せん。

若し然らず、空は是れ宗なるが故に色等の無常を立て、宗と爲すが如く、此の無常の宗は既に定んで是れ有なれば空の宗も亦爾り應に必らず無に非ざるべしと謂はば、此の説は眞に非ず、因は不定なるが故なり。世間は現見するに無も亦是れ宗なり、理としても亦應に然るべし、故に次に頌に曰く、

若し無宗有りと許さば

有宗は方に立つ可し

無宗が若し有に非ずんば

有宗は應に成ぜざるべし

(八)

論に曰く、無宗が若し有らば有宗に對立す、無宗が若し無くば有宗は何にか對せん。若し對無くして而も有宗を立つと言はば、即ち自ら前に空に對有りと責めしに違す。

若し一切の法は皆空ならざる無く無我真空にして咸く同一味ならば、如何んぞ現見に諸法は同じからざるとは、此れも亦然らず、世俗に有なるが故に勝義には無なるが故に理は相違せず、此

【四】 汝は空を立てざれば不空は應に立たざるべし。

【五】 我が空は世俗の有に對す、彼が妄有を遣らんが爲に眞空を立つるなり。

【六】 空は妄執を遣らんが爲に立つ必らずしも有に對せず。

【七】 又空の理は有に非ず何にか翻對せん。

【八】 空は是れ宗なるが故に有なるべしとは爾らず、無も亦宗となる。

【九】 無宗有るが故に有宗有るべし、對無くして有宗が立たば汝の前難に違すべし。

【一〇】 諸法は世俗の故に差別有り勝義には皆空にして同一相なり。

す。諸の空を修する者に本性空を證す、故に諸の破の言は皆是れ假説なり、立つるも亦應に爾るべし。權設にして眞に非す。諸法皆空の宗は何に依つてか立たん。汝が所執に依るが故に我は宗を立つるなり、所執が既に無くば宗は應に立たざるべし、汝が有と爲すと謂ふが故に宗は無に非ざるなり。自の宗を存せんが爲に應に他の有を許すべし。汝が執を遣らんが爲の故に我が宗を立つるなり、汝が所執が無くば我が宗は彌立つなり。

一兩りと雖も空を立てて宗と爲す可からず、現見に世間の瓶等は有なるが故に、空無我の比量は多端なりと雖も而も強威の現量の所伏を被る。兩らず、瓶等は現量知に非ず、所以は何ん、故は次に頌に曰く、

瓶は現の爲に見らると許さば

空の因は能有るに非ず

餘の宗の現見の因は

此の宗の許す所に非ず

(一六)

論に曰く、我にして若し瓶は現量の所得なりと許さば空の因の比量は能無しと説く可し、然るに我は瓶は現量得に非すと説けば空の因の比量は何んぞ能無しと爲らん。瓶等の諸塵は皆現見に非ず、根境等を破する諸品に已に論じたり。餘宗は瓶を現見なりと謂ふも此れに對して安立して證して因有りと爲す可からず、所見が若し同じくば引いて證と爲す可し、所見が既に異れば誰か肯へて順從せん、是の故に空の因は現量に違はず、能く諸法の性相は皆空なりと立つ。

「瓶等の諸塵は世間の現見なり、若し比量を以て皆立てて空と爲さば是れ則ち世間は空法ならざるもの無し、空は翻對無ければ應に成ずることを得ざるべし。」此の疑を擧せんが爲の故に頌を説いて曰く、

若し不空の理無くんば

空の理は如何んが成ぜん

論に曰く、夫れ空の理を立つるは不空に翻對す、不空が若し無くんば空も亦有に非ず、如何んぞ諸

【二〇】 諸法皆空の宗は汝の有執に依つて立つ、汝が執を遣らんが爲なり、汝が執無くんば我が宗はいよゝ立つなり。

【二一】 現見に瓶等は有なるが故に空無我の宗は立たざるべしとは然らず瓶等は現量知に非ざるが故に。

【二三】 瓶等の諸塵の現見に非ざること前に已に廣く論じたり、故に空の因は現量に違はず、諸法の性相は皆空なりと立つ。

【二四】 彼の疑難世間の現見をも比量して破して皆空を爲さば世間は不空無し、翻對無きが故に空も亦成ずるを得ざるべし。

他人が失有りて徳無きを顯はすは即ち能く己が徳有りて愆無きを成するには非ず。要らず二を具して能く方に己が見を成するなり、謂く立と破となり。故に次に頌に曰く、

諸の他の宗を壞せんと欲するものは 必らず應に己が義を成すべし

何んぞ他の失を談ずることを楽しんで

而も己が宗を立つること無きや

(四)

論に曰く、要らず立と破とを具して己が見は方に成ず、立破の二は能く所依を見るが故なり、唯他の失を顯はすのみにして己が宗を顯はさずんば自の義が成するを得ること終に是の理無し、何に縁つてか汝が輩は唯空を破することを樂ふのみにして欲して己が有の義を成することを念ぜざる、故に立破の二事に於て應に均しかるべし、方に自宗の有の義を成するを得べし、汝は有を立てんと欲するも畢竟して能無し、故に諸法の空なることは其理決定す。

「豈空論にも此の過は亦齊しからざらんや、己が宗を顯はさずして唯他の失を彰はすのみなればなり。」此の質は理に非ず、空無我の宗は前の諸品の中に已に廣く顯はせしが故に、然るに空無我は有我を遣りて成するが故に汝が宗を破せば我が宗は已に立つなり。「若し爾らば空論は但虚言有るのみなり、空無我の名は實義無きが故なり。」是の如し是の如し誠に所言の如し、空無我の名は是れ假にして實に非ず。他の執を破せんが爲に假に自宗を立つるなり、他の執が既に除けば自の宗は随つて遣る。此の義を顯はさんが爲に復頌を説いて曰く、

一等の執を破せんが爲に

假に遣を立てて宗と爲す

他の三の執が 即ち除けば

自の宗は随つて立たず

(五)

論に曰く、一と異と及び非とを名づけて三執と爲す、俱に一異に同じきが故に別に論ぜず。一等の三宗は若し正しく觀察せば皆無性に歸して少しも存す可きもの無し、彼が性は本より空にして今の破に由るには非ず、故に契經に説く、迦葉よ當に知るべし、所見の本空は今の破に由るには非

【四】 必らず二を具して能く方に自の宗義を成ず、立と破となり。

【五】 汝は有の義を成せんと欲するも遂に能はず、故に諸法皆空の理は決定す。

【六】 空無我の理は有我を遣りて成するが故に汝が宗を破せば我が宗は已に立つ。

【七】 他の執を破せんが爲の故に假に空無我の宗を立て、他の執既に除けば自の宗も亦遣る、故に空無我の名は假にして實に非ず。

【八】 即ち三本及宮は既とす、何れにてもよし。

【九】 迦葉を對告衆とするは大般涅槃經か。

能所説が若し有らば

空の理は則ち無と爲る。

論に曰く、能説と言ふは謂く能説の人なり、言と及び所言とを俱に所説と名づく、此の三は總じて有爲無爲を攝す、謂く眼等の根と及び色等の境となり。此れが若し實有ならば何れの法か空爲らん、此疑を遣らんが爲の故に、復頌に曰く、

諸法は縁を假りて成ず

故に三事は有に非ず。

(二)

論に曰く、能説と言と義との三事は性空なり、假に衆縁に託して而して成立するが故なり。餘宗も亦諸法の名言は皆是れ自心が俗に随つて安立するなりと許す、是の如く説者と言と及び所言とは皆勝義には無にして唯世俗にのみ有なり、如何んぞ此の三事が不空なりと謂はん。云何んぞ定んで三事は有に非ずと知るや。謂く他に依つて立てばなり、幻の所爲の如し、他に依つて成ぜずんば皆鬼角の如し、是の故に三事の自性は皆空なり、世間を益せんが爲に假に言説有るのみ。

又、「汝は何んぞ疑ふて真空を難することを爲すや。」「我が意は猶昔の有見を成ずることを望むなり。應に此の意を捨つべし、所以は何ん、他の宗を破して能く己が見を成ずるには非ず、他が無礙なるが故に常なりと説くを破するは即ち能く自の無常性を成ずるに非ざるが如し、設ひ此理有るも汝も亦成ぜず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

若し唯空の過を説くのみにして

不空の義が即ち成ぜば

不空の過は已に明したり

空の義は應に先に立つべし。

(三)

論に曰く、若し唯空を破するのみにして不空が成ぜば、不空が已に破るれば空の義は應に成ずべし、前の諸品の中に已に一切の不空を立つる義の所有の過失を説きたり。若し汝が不空の義を成ぜんと欲せば先に當に方便して前の過失を除くべし、前の失を除かずして但空の過のみを説かば汝が不空の義は終に成ずることを得ず。

【九】 諸法は縁成なり、故に人と言と所言と三事は皆有に非ず。

【一〇】 云何んぞ三事は非有なりと知るや、他に縁つて成ずるが故に、自性皆空なり、世俗の爲に言説をなすのみ。

【一一】 汝の有見を成ぜんが爲に真空を難することを止めよ、他の宗を破するも己見を成ずるに非ず。

【一二】 彼の過を説くのみにして自の宗が成ぜば、已に不空の過を明したり、空義は應に成ずべし。

【一三】 汝にして不空の義を成ぜんと欲せば當に方便して前の汝の過失を除くべし。

卷の第十

教誡弟子品第八

復次に、正論は已に立ち邪道は伏膺せらるも、密義の中に於て尙餘の微滯れば、淨理教を以て重ねて眞宗を顯はし彼が餘の疑を遣らん、故に頌を説いて曰く、

少しの因縁に由るが故に

空を疑ふて不空と謂ふ

前の諸品の中の

理教に依つて應に重ねて遣るべし。

(一)

論に曰く、一切の法は本性皆空なりと雖も、而も初學の徒は未だ見ること能はざるが故に妄有を追愛して、深空に達せんこと怖る、或は餘縁の爲に未だ能く決了せざれば、正理教を以て重ねて前宗を顯はし彼をして疑を除いて諸の倒執を捨てしめん。既に一切の法は本性皆空なり、未だ此の空に達せざれば何を以てか性と爲さん。諸法は無我なり。此れは復云何ん。謂く自性無きなり。應に正しく曉示すべし何んぞ轉音を假らん。正示するに由無し無體なるを以ての故なり、但假説す可きのみ。諸法は無我にして性として取る可き無きが故に名づけて空と爲す、契經に言ふが如し、空とは諸法の無我無性無執無取に名づく、勝義の理の中には都て少法として我有り性有りて説いて空と名づくべきもの無しと。若し爾らば空の名は應に不可説なるべし。實に不可説なり、但名を假立するのみ、太虚と説くは自性無くして實に不可説なりと雖も、而も名を假立するが如し。空が既に言を離るれば有は應に可説なるべし。亦不可説なり、實には體無きが故に、諸法の實性は都て無なりと説くが如し、無性の理の中にては二無く説無し。

若し爾らば説者の言と及び所言とは一切皆空なり、今應に説くこと無かるべし、既に所説有らば應に皆空ならざるべし、此の疑を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

【一】前八品凡て外道小乘の邪見妄執を破するに力を致し、常を破し無常を破し以て一切法實有の妄執を遮破して我我新の二の性相の皆空なることを顯はせり、今一品最後に自の正義を顯説するなり、即ち正しく眞宗を敍して懇切に弟子を教誡す。

【二】怖達眞(空)を三本及宮は逆怖眞とす、即ち逆に眞空を怖ると讀むなり。

【三】以下問答して諸の邪妄の有執を破し不二寂滅の眞空觀に導入せしむ。

【四】空とは諸法の無我無法無執無取に名く。

【五】空の名は應に不可説なり、但假立するのみ。

【六】有も亦不可説なり實には體無きが故に。

【七】無性の理中には二無く説無し。

【八】今空を説く、能所説若し有らば應に皆空ならざるべし。

斷常に非ざる等も此れに類して應に知るべし。涅槃の時と雖も生死が斷滅すとは此れは方便の説にして是れ假にして眞に非ず、天の中に常の樂有り等と説くが如し、是れ俗に隨つて説くのみ、實に稱ふの言に非ず、應に前に説く諸句文詞を以て其の所應に隨つて諸の妄執を破すべし。我等は皆妄なり誰をか復眞と爲さん。謂く畢竟空は心言路絶し分別戲論皆行すること能はず唯諸の聖賢の内智のみの所證なり。是の故に智者は應に正しく勤修して此の眞空を證し彼の妄執を捨つべし。

法の法體恒有は成立せざるべし。
【一七】結んで有爲無爲一切法の實有を破す。
【一八】天帝釋又は帝釋天とも云ふ忉利天の主なり。
【一九】我が所説は皆迷の言なり。
【二〇】畢竟空を顯説し證すべきことを勸む。

窮なり。若し^{一四}有爲は大小の相有り展轉して相と相と無窮なるに非ずと言はば、此れも亦然らず、色等の法は餘の相と合するが故に能相と名づけざるが如く、(大の)生等も亦然り、餘の相と合すれば應に能相に非ざるべし。又、大相は所相の色等の諸法を以て其の能相と爲さざるが如く、小相も亦爾り、所相の大の生等の法を以て能相と爲すべからず。若し別に相有らば應に無窮に至るべし、若し別に相無くれば應に常住と成るべし。又、^{一五}有爲の相は定んで實有に非ず、若し實有ならば理と相違す、所以は何ん、無爲法の如き無爲の相有らば法を離れて實には無し、^{一六}此れも亦應に然るべし、同じく三相なるが故なり、^{一七}無爲の實有なることは前に已に廣く遮したり、一切の有爲も亦實有なるに非ず、慧を以て分析すれば即ち空に歸するが故なり。又、無爲に對して有爲法を立つるなり、無爲が無きが故に有爲も亦無し、有爲と無爲とが若し縁從り起らば即ち幻事に同じ、若し縁を藉らずんば即ち空花に似たり、故に執して以て實有と爲すべからず。契經の言ふが如し、有爲無爲は皆是れ世俗の分別の假立にして其の體は俱に空なり。爲・無爲を除いて更に別法無しと、設ひ復有りと言くも但是れ虚言のみ、有爲無爲は一切法を攝す、此の二が空なるが故に諸法は皆空なり、空中には都て分別戲論無し、^{一八}虚通無礙にして即ち聖慧明なり。故に契經に白く、一切の諸法は本從り皆空なり、空は即ち無性なり、無性に由るが故に即ち是れ般若波羅密多にして其の中には都て少法の説いて生と爲し、滅と爲し、斷と爲し、常と爲し、一と爲し、異と爲し、來と爲し、去と爲す可きもの無し、^{一九}天帝よ當に知るべし、若し淨信有る諸の善男子或は善女人にして能く是の如く説かば般若波羅密多を誘らず此れに異りて説かば皆名づけて謗と爲す。若し常空と説かば應に斷滅に墮すべし、常有を遮するが故に此の邊に墮せず、常不空を執せば應に斷滅に墮すべし、常にして因果無きを斷滅と名づくるが故なり。我が諸の所説は皆是れ遮の言なり、遮とは謂く他の生滅等の執を遮するなり。無生は滅に非ず、唯生を遮することを爲すのみ、無滅は生に非ず、但滅を遮することを爲すのみ、

【二】俱舍論卷五等に生・住・異・滅の有爲の四相を説く、不相應行法の攝なり、而して此等の生等の四相も亦有爲なるが故に更に此等四相(本相と云ふ)に能相ありて此等として有爲ならしむ、これ生乃至滅等の四相にして之を隨相といふ、今論の大相は即ち本相にして小相は隨相なり、而して諸行(本法と云ふ)は四の本相に由り、本相は四の隨相に由りて有爲なりと説きかくて無窮に至らん事を避けて隨相は又本相に由りて生滅すと説く、今論は之を破すなり、即ち色等の法(本法)は餘の相(即ち本相・大相)と合するが故に本法は所相にして本相即ち大の四相のみを能相と名づくる如く大相も亦餘の相(隨相・小相)と合すれば大相は唯所相たるのみにして能相たること無かるべし、然らば大、小相間の更互相生の作用は成立せざるべし、從つて更に小相に別に能相有らば無窮に至るべしとなり。

【三】有都は凡て之等を實有と爲すなり。

【四】無爲の法と相と同じく寂滅の一相にして不相離なるが如く有爲も亦法と相と同じく三相なるが故に法を離れて別に相有るに非ず、故に有爲

有が是の言を作す^二。我が經部等は因縁が和合する無間に果が生じ果が起れば因に酬ふて復能く後を生ず。是の如く展轉して無始の時より來^{このた}。因果は連綿として相續して絶へざれば生滅斷常等の過有ること無し、所以は何ん、相續は無始なるが故に生有ること無し、未だ對治を得ざれば相續は盡きず、故に滅有ること無し、相續は改轉す所以に常に非ず、相續は連綿す所以に斷に非ず、一性に非ざるが故に亦轉變にも非ずと。此れも亦然らず、若し生滅有らば相續有る可し生滅が既に無し相續が何んぞ有らん、生滅無きの義は前に已に廣く論じたり。相續が有終ならば是れ則ち斷と爲す、相續が無始ならば是れ則ち常と爲す、相續の體が一にして即ち轉變有り、故に相續を立つる過失は彌多し。

有が是の言を作す^三。我が諸法は常に有なりと説く部等は一切の有爲は本従り以來性相は實有にして前に酬ふて後を起し三世に遷流して斷常生滅等の過有ること無し、所以は何ん、體は恒有なるが故に生無く滅無し、有爲の相が合す所以に常に非ず、果が起つて因に酬ふ所以に斷に非ず、念念に別なるが故に變に非ず續に非ずと。此れも亦然らず、常有を説く宗は^三。先に已に破したるが故に、色等の諸法の體が若し恒有ならば應に無爲に似て有爲の相を離るべし、便ち數論が一切は皆常なりといふに同じ。説いて用は生滅有りと言ふ可からず、用は體を離れざれば應に體と同じく常なるべし、體は用を離れざれば應に恒有に非ざるべし、若し用が本有ならば應に生ずと名づけざるべし、若し用が本無ならば應に起る可きに非ざるべし、用が未だ生ぜざる位には生の用は未だ有らず生ずと名づく可からず、用が已に生ぜし位には生の用は已に息む亦生と名づけず、此の二位を除いて別に生の時無きこと前に已に廣く説きたり、故に諸法の用が生ずと執す可からず、生が既に是れ無ならば滅も亦有に非ず。又、若し色等有爲の相と合するが故に是れ無常ならば、此の有爲の相は餘の相の合すること無くんば應に無常に非ざるべし。若し此の相は餘の相と合すと言はば是れ則ち無

【二】(b)經部等の因縁和合生説を破す。

【三】(c)有部等の法體恒有論者の過を指摘す。

【四】破時品第三中に廣く破せり。

の故に品の後に於て復頌を説いて曰く、

諸有が因を離れて別に

轉生と及び轉滅とは

所成の果無しと執せば

理として皆成す可からず。

(二十五)

論に曰く、數論が所執の果は因を離れず、果は其の因と同じく體は本より實有なり、是の如き果體の生滅は成ぜず、果は因を離れざれば因の常なるに同じきが故に、因果の體は一にして差別の理無し、諸法の性は常にして増無く減無し、是れ則ち所作は其の功を唐捐にす、少しく所爲有らば便ち自論に違す、有は滅す可からず無は生す可からず。大等も亦應に生滅の義無かるべし、即ち自性なるが故に、樂苦癡の如し、又、大は應に自性従り起るべからず、自が能く自を起すことは世と現に相違す、是れ則ち世間が現に見る因果生滅作用の一切は皆無し、世の現に知る所をすら汝は尙誹毀す、況んや能く深隱の義を信受せんや。是の如く觀すれば生は都て實有に非ず、生は實無きが故に滅も亦實に無し、但世間に隨つて生滅有りと説くのみ、世の所説に隨ふは是れ俗にして眞に非ず。勝義の理の中には生も無く滅も無く一切法の性は斷にも非ず常にも非ず。生滅が既に無ければ法は應に常住なるべし。前に廣く常性は實には無なることを破したるが如し。若し爾らば應に一切法性無かるべし。爾らず、我は俗の法は無に非すと説く。豈我が宗も説かざらんや一の自性の轉變の力の故に爲さざる所無し、爲す所有りと雖も而も生滅斷常等の過無し、所以は何ん、果が起れども生ぜず性が變じて成するが故に、果が謝すれども滅せず本性に歸するが故に、果性は常に非ず前變が滅するが故に、果性は斷に非ず後變が生ずるが故に、轉變は恒に非ざるが故に定有なるに非ず、自性は易らざるが故に定無なるに非ず。此れも亦然らず、諸法の生滅の理は既に立たず、汝が宗の所執の轉變豈存せんや、又、轉變の言と及び自性等とは前に已に廣く破したり宜しく重ねて執すべきこと無かれ、故に汝が所説は理として必らず然らず。

【二〇】(a)數論の因中先有果論を破す。

【二〇】大(Mahant)又覺(Buddhi)とも云ふ。等とは我慢以下を等取す。

【二〇】我が宗は數論なり。

【二〇】破時品第二中に破す。

にして無に非ず、是れに由りて前を兼ねて已生の位を成す。若し無を捨つる位は必らず有の時に至る。有は即ち已生の中にて異なる位無し、何に依りてか而も別に生の時有りとしてん。是の故に生の時は即ち已生の位なり、有ること無きに非ざるが故に已生の時の如し。又、此の生の時は應に體有りと許すべし、若し體有ること無くれば生の用は應に無なるべし、體と用とが並びに無くれば生の時が豈有ならんや。若し體用無くして而も生の時有らば則ち一切の無は皆應に頤えんに起るべし、無は異なること無きが故に、此の生の時の如し。又、若し生の時に體用が有に非ざれば因縁の和合は應に所爲無かるべし、有が無を生ぜざるは前に已に説きたるが如し、故に生の時の位は是れ有にして無に非ず。有は即ち已生にして更に異なる位無し、故に應に別に生の時有りとして立つべからず。

復次に、別に生の時無きの理を應に信受すべし、愚は猶固執すれば略して復推徴せん。是の如き生の時は無と爲すや有と爲すや、有は即ち已に起る、無は即ち未だ生ぜず、此れを除いて孰いづれか生の時の位の體と爲るや、此の理を顯はさんが爲に、復頤を説いて曰く、

有の時を已生と名づく

無の時を未起と名づく

茲こゝの有無の位を除いて

誰か復生の時と謂はん。

(二十四)

論に曰く、所執の生の時は推徴するに其の性は二種に過ぎず、謂く有と及び無となり。是の如き有無は二位の所攝なり、此れを除いて別に中間の生の時無し、汝等は何に縁つてか理に非ざるを横執するや。此れは極めて愈よ淺せんなるに而も汝は尙迷ふ、況んや復幽微なるものを汝は能く思測せんや、
故こゝに應に別に生の時無きを信受すべし、生の時が既に無なれば生が如何んぞ有ならん、是の故に諸法は理として實に生無し。生が既に實に無ければ住滅も亦爾り、生を先と爲すが故に有に非ざるの義成す、故に別に住滅の二相を遮せざるなり。

復次に、已こゝに別して廣く果が先に有無なるを破したり。總略して果が先有なる等を遮せんが爲

【(一〇)】(上)更に重ねて有無の二位を以て生時を破す。

【(二〇)】(i)生時無きが故に生無く従つて住滅無しと結破す。

【(二〇)】(P)總略して果の先有無等を破す、果無きが故に生滅無く法の實有なる有ること無し。

復次に、若し生の時は體は未だ満たすと雖も而も用は起るが故に是れ全く無なるに非ず、有に非ず無に非ず兩位に同じからず、是の故に諸法は別に生の時有りと言はば、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

生の時に用有りて

能く未生の時を簡ぶには非ず

亦體が未だ圓ならずして

已生の位に別なるにも非ず。(二十二)

論に曰く、未生と生の時とは無用と有用とにて二位は差別すといふは理として然る可からず、生の時に體が無くば用は應に有に非ざるべし、生の時に體が有ならば應に是れ已生なるべし。設ひ生の時に能起の用有りと許すも、而も體は未有なれば應に未生と名づくべし。未生の名は別に少法有るには非ず、但已起を遮して未生の時と名づくるなり、既に未生と名づく何んぞ能く彼を簡ばん。若し少しく體有らば應に已生と名づくべし、既に已生に非ず應に少體無かるべし。一法は半有半無なる可からず、有無は相違して同體ならざるが故なり。若し體は別なりと許さば有は即ち已生なり、無は即ち未生なり、生の時が豈有ならんや。故に二位を離れて別に生の時無し。

復次に、或は應に生の時は即ち已生の位なるべし、用無きに非ざるが故に、已生の時の如し、此の因を顯はさんが爲の故に、頌を説いて曰く、

前位に生の時は無かりしも

後位に方に有りと言はば

兼て已生の位を成す

故に此の位は無には非ず。

(二十三)

論に曰く、未だ用を起さざる時を名づけて前位と爲す、此の前位に於ては未だ生の時有らず、正しく用を起す時を名づけて後位と爲す、此の後位に於ては方に生の時有り、是れ則ち生の時は已生の位を成す、前に異なること有るが故に、已生の時の如し、體は全無なるには非ず前と異なる可し。言ふ所の兼てとは謂く全無を捨つ、即ち未生の時を全無の位と名づく、生の時には彼を捨つれば是れ有

【二〇】(f) 生時に用有るが、に有りと云ふを破す。

【二〇】未生の時なり。

【二〇】(g) 生時に用有らば生時は已生の位となるべし。

【二三】梵本、藏譯には未生と有り、漢譯の釋より云へば已生の方よし。

らず、二相が俱時ならば應に因果に非ざるべし。又、若し同體ならば生時と已生とは自他の性に於て應に失ふべく應に得べし、相は體を離れざれば體の如く應に同じかるべし、體は相を離れざれば相の如く應に別なるべし、體は同じして相は別なること理として必らず然らず。法と時とは體は異ること有ること無し。故に時は異り法は同じと説く可からず、一法が一の時に同有り異有るを説いて因果と爲すこと理として必らず成ぜず。生時從り已生の位に至り進退徵責するに過難が多途なるが如く、未生の時從り生時の位に至り研覈詰問すること如理に應に思ふべし。是の故に生の時は別に實有なるに非ず。

復次に、生の時と已生の位とは別なること有りと立つれば此れは實の義無くして、但虚言有るのみ、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

未だ已生の位に至らざるを

若し立てて生の時と爲さば

何んぞ瓶無しと謂はざる

未生なることは別無きが故に。

(二十一)

論に曰く、若し生の時は已生の位に非すと立つれば將に此の位に至らんとするを名づけて生の時と作す、瓶は已生に名づく、生の時が未だ已生の位に至らざるが故に瓶の體は定んで無し、瓶の體が既に無くば生は何の法にか依らん、法無きを名づけて生の時と作す可からず、一切の無を皆生の位と名づくること勿し、故に應に有に於て生の時の名を立つべし。若し生の時には其の體は已に有なれば斯の過無しと謂はば、此れも亦然らず、未だ已生に至らざると未生の位とは差別無きが故に、有の義は成ぜず。若し生の時は是れ未來世の最後の位なるが故に體は全無には非すと謂はば、此れも亦理に應ぜず、同じく未來の攝なれば等しく已生に非ざるなり、前後無きが故なり。若し未來世が半有半無ならば(半)有は已生に同じく世は應に雜亂すべし、故に生の時の位は但虚言有るのみ、生の時が既に無ならば生も亦有に非ず。

【七】(一〇)生時と已生位と別なりと云ふを破す。

【九】今瓶について生時と已生とを考ふるに瓶とは已生位に名く、生時に瓶(と名づくべきもの)無し、何ものも生を云はん、何が生ずと云はん。【九】これ已生にして、生時に非ざるべし、生時には已生に非ざるが故に有のもの有ること無し。

無くんば生の時は何んぞ有らん。又、生の時の位が若し未來に在らば即ち未來と名づく未來の攝なるが故に、若し現在に居せば即ち已生と名づく現在の攝なるが故に、若し現未に非ざれば生の時と名づけず過去等の如し、是の故に諸法は別に生の時無し。

復次に、假に生の時を許して已未生の位の三分を各別にして而して審に推徴するに、生の時を捨して已生の位を得と爲すや當に捨せずして此の位を得べしと爲すや九五。初は應に然るべからず、故に次に頌に曰く、

若し生時が捨て方に

已生時を得と謂はば

是れ則ち應に餘有りて

得るの時を而も見る可し。

(十九)

論に曰く、若し生の時を捨して已生の位を得ば、未得と已得との兩位の中間に應に得の時有るべし、生の時の位の如し、若し爾りと許さば餘に復餘有りて前の生の時の如く無窮の過有り、過が無窮なるが故に得の時を立つること難し。若し生の時を捨て、已生の位を得ば此の二位を離れて別に得の時無し、未生の時従り已生の位に至り應に二位を離れて別の生の時無かるべし。又、生の時を捨てて已生の位を得ば體は應に異有りて一法が生ずるに非ざるべし。

後も亦然らず、故に次に頌に曰く、

若し已生の位に至らば

理として必らず生の時無し

已に生じて生時有らば

云はんぞ彼従り起らん。

(二十)

論に曰く、已生と生時とは必らず俱有ならず、時分が異なるが故に、猶未來の如し。若し已生の位に生の時有らば或は應に同體なるべし、或は異體にして俱ならん則ち已生は生時従り起るに非ず、自が自從り起るは世と現に相違ず、俱有は因に非ざること牛の兩角の如し。若し一體の二相が同じからざれば説いて因と爲すことを得て斯の過無しと言はば、二相は前後なれば體は應に同なるべか

【四】(d)假に生時を許し已未・生の三分位について審察して生時無きを證す。

【五】(イ)生時を捨てて已生位を得と云ふを破す。

【六】(ロ)生時を捨てずして已生位を得と云ふを破す。

未來有たりと雖も衆縁が會するが故に已に近の名を得と言はば、同じく是れ未來の體は俱に有に非ず餘は遠にして此れは近なるの差別は何に緣らん、亦汝が宗の去來は皆遠しといふにも遠す、故に汝が所執は但虚言有るのみ。後も亦然らず、故に次に頌に曰く、

生の時が若し自然ならば

應に生の時の性を失ふべし。

(十七)

論に曰く、若し生の時の體が因縁生に非ずんば應に是れ無爲にして生の時の性を失ふべし、若し縁起に非ざれども生の時と名づくることを得ば一切の無爲は應に生の時の攝なるべし。又、縁起に非ざれば應に空花に類すべし、體は既に是れ無なり豈生の時の攝ならんや。若し體が有に非ざれども名づけて生の時と作さば即ち一切は無にして應に生の時の攝なるべし、是の故に諸法は實の生の時無し。

復次に、有が是の説を作す若し生の時無くんば已生未生も亦應に有に非ざるべし、生の時を已に過ぎたると未だ生の時に至らざるとに已生未生の二位を建立す、生の時が無くんば二位も亦無し。

又、生の時無くんば二位が應に合すべし、故に二位の中間に生の時有り、彼が言を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

已生が未生に異らば

別に中間の位有り

生の時が二位に異らば

應に別に中間有るべし。

(十八)

論に曰く、若し已生と未生と合せすと謂はば生の時に位は隔たり中間在るに由る、若し生の時無くんば二位は應に合すべし、兩界の首は必らず封疆有るが如し、是の故に生の時が定んで應に有るべくんば生の時と二位とに應に中間有るべし、未だ生ぜざると生の時と、生の時と生じ已れると更に相異なるが故なり。是の如く中間に復中間有りて展轉し增長して無窮の過有り、過が無窮なるが故に生の時を立つること難し。又、已未生は種類が別なるが故に色聲等の如く別に中間無し、既に中間

【九〇】(ロ)生の時の自性の自然なるを破す。

【九一】自然有は無爲なり、何んぞ生を要せん、故に生時無し。

【九二】(ハ)有の難を破し再び生時無きを證す。

【九三】中間に生時無くんばその前後の未生と已生とは合して一となり差別無きに至らん、これ然るべからざるが故に必ず中間に生時有りてこれらの位の差別を成立せしむべしと。

に合するを説いて一の生の時と爲すべし、生未生の二相有りて異なるが故に汝が所執の半生未生の如し。此れは生の時には已未生の位が皆自性を失ふことを顯はす、故に定んで生無し。豈生の時に二相を具有せざらんや、已生は半分にして半分は未生なり。已生と未生とは各一相有り、如何んぞ互に相成せしめ難かる可き。一は別に觀すれば生の時と異なる可きも、總じて觀すれば二相は豈生の時に異らんや。若し生の時は體は一にして相は二なりと言はゞ已未生の位の體は二にして相も異なるが故に已未生と生の時と異なる、如何んぞ體が一なると二の相なると相違せんとならば、相が既に同じからずんば體は應に二と成るべし、一の有分が二分従り生するには非ず生の時に違へば二半は體と爲ること勿し。若し半が已に起るを名づけて生の時と爲さば、半が既に未生なれば應に未起と名づくべし。又、半が生じ已れば生の用は既に無し、半が復未生ならば生の用は未だ有らず、如何んぞ二の半が合するを生の時と立てん。若し生の用の無きを生の時と名づけば已未生の位は應に生の時と名づくべし、便ち自宗の三位の差別を失ふ。故に二位を離れて別に生の時無し、生の時が既に無ならば二位は有に非ず、是の故に諸法は決定して生無し。

復次に、應に迷徒に問ふべし、生の時の自性は因縁起と爲すや是れ自然と爲すや、初は且らく然らず、故に次に頌に曰く、

生の時が若し是れ果ならば

體は即ち生の時に非ず。

論に曰く、若し生の時の體が因縁従り生ぜば即ち生の時に已に體有るに非ざるが故に、(體が)未來に將に起らんとする故に生の時と名づく、未來の體は無し誰を説いてか果と爲さん。若し此の位は當來に觀待して現在の時に至るを名づけて果と爲すと言はば、亦應に近と説くべし何んぞ遠の名を立てん。是の如く生の時は已生に非ざるが故に、未生の位が實の生の時に非ざるが如し。又、此の生の時は時の遠きに攝するが故に、已滅位の如し、何んぞ生の時と謂はん。若し生の時の體は

【八四】 生時を半生半未生となすの失。

【八五】 生時無きが故に已生未生も亦無し、諸法は決定して生無し。

【八六】 (b) 生時の自性を破す。
【八七】 (イ) 生時の自性の因縁起なるを破す。

【八八】 因縁所成法は自體無し。

【八九】 未生無なれど已滅無の如し。

八〇 同體を破せんが爲に、復頌を説いて曰く、

有は有法を成ぜず

有は無法を成ぜず

無は有法を成ぜず

無は無法を成ぜず。

(十五)

論に曰く、有法が有法を成ずること其の理は成ぜず、有法は已に成ぜしなれば成は用無きが故なり、成が復成ぜば成は則ち無窮なり。若し成が相に異らば其の體は應に別なるべし、相が異り體が一なるの理は必らず然らず、相は其の體と相離れざるが故なり。有が無法を成ずるの理も亦成ぜず、其の相が異なるが故に、苦樂等の如し。或は復有無は應に差別無かるべし、有無が體の一なること理と相違す。無が有法を成ずる其の義も成ぜず、有が無を成ずる所説の過の如くなるが故なり。無が無法を成ずるの義も亦成ぜず、前の有無が相成ずる過の如くなるが故なり。或は復無とは即ち是れ數論所執の^{八二} 自性の他に依りて成ぜざるものなり、隠れたる能有りと雖も而も顯はれたる體無し、彼が所執に依るが故に説いて無と爲す。是の如く有無の因果の同異は皆成ぜざるが故に、決定して生無し。

復次に、已生と未生とは生の用が已滅なると及び未得なるとの故に俱に生有ること無し、已未の生を除いて生有るの時には體は不可知の故に亦生有ること無し。若し^{八三} 生の時には二の半を體と爲す、謂く生は半分にして半分は未生なりと言はゞ、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

半生と半未生とは

一の生の時の體には非ず

或は已未生の位も

應に亦是れ生の時なるべし。

(十六)

論に曰く、半の生と未生とは生の時の體に非ず、生は未だ生ぜざるが故に、已未の生の如し。已未の生の二相の別有れば生の時の體に非ざるが如し、生の時も亦然り、生未生の二種の相有りて異なる、如何んぞ立て、一の生の時と爲す可けん。或は(上を許さば)應に已生と及び未生との位も亦共

【八〇】(b)因果の同體を破す。

【八二】自性は他の凡てを自らより轉變によりて生ずれど自ら他によりて成ぜられず、而も轉變の以前に既に他の一切を隱にして有す。

【八三】(O)已生・未生・生時の三の生を破して一切生無きを證す。

【八四】以下廣く生時を破す。

【八五】生時が半生半未生なりと云ふを破す。

無常なりと觀るべからず、彼は無常なりと觀れば應に顛倒と成るべし。若し色等は生等と合すれば無常と觀ると雖も而も顛倒には非ず杖と角とを名づけて以て人と牛と作す如しと言はゞ、此れは應に爾るべからず、生等に異なるが故なり、應に無爲に似て生等と合するに非ざるべし、色等と生等とは體相が若し異らば如何んぞ一心の慧を以て而も觀じて色等は生じ色等は住滅すと謂はん、故に色等の法は生等に異なるに非ず。異らざるも亦非なり、故に次に頌に曰く、

異らすんば四は應に同じかるべし

或は復全く有に非ず。

(十三)

論に曰く、若し色等の法が生等に異らすんば、應に生等の如く一を析して三と成るべし、生等も亦應に三を混じて一と成るべし、色等の法と體が異らざるが故なり。或は生等の相は各自體を失ふ、其の住等と體が異らざるが故に、色等も亦然り、應に自體を失ふべし、其の生等と體が一と爲るが故なり。是れ則ち應に所相の色等無かるべし、所相無きが故に能相も亦無し、則ち有爲無し。無爲も亦爾り、相待立するが故に、一切は應に無なるべし。故に色等の法は生等に異なるに非ず。

復次に、因果の有無も皆立つ可からず、生も彼に依るが故に亦成ずることを得ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

有は有法を生ぜず

有は無法を生ぜず

無は有法を生ぜず

無は無法を生ぜず。

(十四)

論に曰く、有が有法を生ずるの義は成ずることを得ず、生と有とは同時には遽に相違するが故に、有が無法を生ずることも亦成ずることを得ず、已滅無の如く所生に非ざるが故なり。無が有法を生ずるの理も成ずることを得ず、未生無の如く能生に非ざるが故に、無が無法を生ずることも亦成ずることを得ず、前の二の無の如く因果に非ざるが故なり。或は二の無法の因果は成ぜず、畢竟無の如く因果に非ざるが故なり。是の如く已に因果の異體を破したり。

【七五】(じ)不異を破す。
【七六】所相の色等と能相の三相との四なり。
【七七】所相無ければ能相も無く、故に有爲無くして無爲も無きに至る。

【七八】(N)因果有無を破して生を破す。
【七九】(ロ)因果の異體を破す。
【八〇】以下に説かるゝ三種の無は後世の勝論の七句義及び十句義中に數へらるゝ無説句義の五種の無の中の三なり、之に更互無、不會無を加へて五種と爲すなり、簡単に説明を加ふれば(一)未生無 (Pratya-samutpanna) 實徳業の因縁未だ集合せず、猶未だ生ずることを得ざるの無、(二)已滅無 (Pradhvanya-abhava) 實徳業の或は因力盡き或は遺縁生じて生ずると雖も滅したるの無、(三)更互無 (anyanya-nyaya) 諸實等の彼此互に無なるを云ふ牛中に鬮なく馬中に牛無きが如し、(四)不實無 (anangantara) 有性と實無と和合せず、爲に存在無きの無、

(五)畢竟無 (definitive) 因無きが故に遍現未に於て生ぜず究竟的に存在無きの無。

が是れ常なるべし、住は生滅無し應に 蘊の攝に非ざるべし。若し一一に復三相有りと許さば前の如き過有り、或は復無窮なり。同時前後の三相は成ぜず、更に異途無し如何んぞ有なりと執せん。

復次に、若し所相を離れて別に生等有らば應に色等の如く(生等に更に)生等の相有るべし(これ無きが故に)則ち生等の相は應に異體無かるべし、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

若し生等の諸相に

復別に生等有らば

應に住滅も生の如くなるべし

或は生住は滅の如くなるべし。

(十二)

論に曰く、若し 生等の相が自の所依と俱ならば自の所依の如く別に生等有らん、此の生等の相の標幟は既に同じ其の體が如何んぞ展轉して異有らん。若し生等は色等の法の如く生等と俱なりと雖も而も體は異有りと言はゞ、礙等の相の別にして體が異なるは然る可し、生等は相は同じ體が如何んぞ異らん。生等の作用は既に差別有り、應に色等の其の體が各異なるが如くなるべし。此の因は不定なり、眼等の根の如きは用は多有りと雖も而も體は一なるが故に、用は差別有りと例同すべからず。眼等は用は殊に時は同じきが故に體は一なり、生等は用は別に時は異なるが故に體は多し。生等は何に緣つて用の時に異なる、自體は俱に起りて異時を待たず、作用が如何んぞ時に異なるに待たん。住滅の二相は初に既に用が無し、後にも亦應に然るべし、體は別無きが故に。或は復生等は同じく法と俱ならば、等しく生有るが故に應に互に相似るべし、一一は皆他の諸の作用有り、或は自の作用は一一皆無し、是の故に應に別に生等有るべからず。

復次に、色等の諸法は生等の相と其の體は異と爲すや不異と爲すや。異は且らく然らず、故に次に頌に曰く、

所相が能相に異らば

何んぞ體を非常と爲すや。

論に曰く、色等の諸法が若し生等に異らば 擇滅等の如く應に生滅無かるべし、應に彼は皆是れ

【六〇】 蘊は積集を以て性と爲す、一切の有爲法は(五)蘊の攝なり、されど無爲法は之に攝せられず、今生滅無きの住は無爲法なり故に蘊の攝に非ず。

【六七】 (b) 所相を離れて三相有ること無し。

【六八】 三相各々同じ更に三相の所依ならば三相は皆等しかるべし。

【六九】 即ち生住滅の三有爲相(大の三相)の各々に更に三相(小の三相)有るべしとなすなり今初の生等と云ふは大にして後の生等と云ふは小なり、以下皆符號にて大・小を示す。

【七〇】 (前頁) 即同じく三有爲相を標幟とするに何んぞ其の體展轉して生・住・滅の異有りと云はん。

【七一】 大の生等の體の別を相等に求め難きが故に用によりて證せんとす。

【七二】 (c) 法と三相との異不異を破す。

【七三】 (イ) 異を破す。

【七四】 擇滅無爲。

べし、未來の體は無し生は何に依りてか有らん、故に應に色等の果の生を執すべからず、生は既に是れ無なり、滅も亦有に非ず、但俗に隨つて滅有り生有りと説くのみ、似有にして而も無なり猶幻等の如し。此の義を顯はさんが爲に復頌を説いて曰く、

法の體相は是の如し

幻等の喩は虛なるに非ず。

(十)

論に曰く、色等の諸法は前後際無く現に久しく停^{とど}まらず、猶幻等の如し。又、色等の法が若し縁従り生ぜば幻の所爲^{しよる}の如く皆實有に非ず、縁生に非ずんば皆空花^{くうけ}に似て性相は俱に空なり應に有と言ふべからず、法が既に有に非ずんば生等は定んで無なり、如何んぞ生は未來を遷して現在に入らしめ滅は現在を遷して過去に入らしむと説く可けん。

復次に、生住滅の相が前後同時なるの理は俱に成ぜず故に應に執すべからず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

生住滅の三相が

同時に有ることは成ぜず

前後も亦無と爲る

如何んぞ執して有と爲さん。

(十一)

論に曰く、一體は一時に衆多の相有り互に相違^{ちが}反^{はん}すること理として必らず成ぜず、若し同時なりと執せば體は應に各異なるべし、既に體が一なりと執せば應に同時ならざるべし。同時ならずと執するも亦理に應ぜず、所相の體が一ならば如何んぞ異時に法の體の生する時に、住滅が未だ有らざる、住滅の位に至りて生相は已に無し而も體は同じと言はば極つて迷謬と爲る。若し前後の相は異れども體は同じと言はば善惡色心の體は應に是れ一なるべし、然るに前相を捨て、後相の起る時に體と相と同じく應に捨得有るべし、如何んぞ前後に體は同じと執す可き。三體の同じからざること亦理に應ぜず、生住滅は諸の有爲に遍するを以て三體が如何んぞ各唯一相のみならん。各一相なりと許さば理として亦然らず、滅の體は生無く應に因に非ずして起るべし、生の體は滅無し應に性

【六二】生無きが故に滅も亦無し法の體相は幻の如し。

【六三】(五)生(住滅の三相)を破す。

(六)三相の前後と同時とを俱に破す。

【六四】同一法體に於て生住滅が時を異にして順次に循環せば法の體の生の時にその前に住滅有るべきなり。

【六五】一體にして三相あるは矛盾せば三相に各々體有りて三體となるといはば、

の二世は已滅と未生とにして、體相は是れ無なり、因の用は有に非ず。又、現在法の體相は已に成ず、豈更に他の三世の因を藉りて起らんや。未來の果法は去來に因らず、已滅と未生とは因の用無きが故なり。豈現在が將に滅せんと欲する時に體有り因と爲りて未來の果を生ぜざらんや。未來は體無し生は何の依る所ぞ、若し未來は生ずる時に體有りと言はば應に現在と名づくべし何んぞ未來と謂ふや。汝應に生は即ち是れ有なりと言ふべからず、亦有は即ち是れ生なりとも説く可からず、有が未來に有らば未來は應に現在なるべし、生が現在に居らば現在は應に未來なるべし、即ち汝が宗と世相の指定とに違つ、亦自ら生は未來に在りと説くにも違つ、故に現在が將に滅せんとして因と爲つて未來の果の生を引起すとも言ふ可からず、生の時に有なるも無なるも皆失有るが故なり。復次に、有が説く未來の體相は具に有り此れに由つて生の用は所依有ることを得、生は未來を遷して現在に入らしめ、滅は現在を遷して過去に入らしむと、彼が言を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

若し具せば即ち來無し

既に滅せば應に往に非ざるべし。

論に曰く、猶現在の如く體相を具するが故に未來は應に來つて現在に入るべからず、或は應に未來は現等に非ざるべし故に體相は具せず猶空花の若し、又、應に未來は現在に非ざるべし故に猶過去の如く、現在に入らず、又、若し未來の體相が已に具せば應に生の用無かるべし猶現在の如し、或は未來世の生の用は應に無かるべし現在に非ざるを以て猶過去の如し。色等の諸法は現在に居すと雖も定んで當に滅すべし故に亦名づけて滅と爲す、此の現在の法は過去に往かず時が定んで異なるが故に猶未來の如し。又、現在の法は應に過去の如く過去に往かさるべし未來に非ざるに由る、又、過去の時は現の往く所に非ず未來等の如く世の所攝なるが故に、現在も亦未來の入る所に非ず世の所攝なるが故に猶未來の如し、過去未來は現等に非ざるが故に應に兎角の如く體相は俱に無なる

【五八】 措を明本は措とす。

【五九】 (L) 諸法の三世往來論を破し法體の無を證して以て生を破す。

【六〇】 一般に過去は三世の止住處なるが故にもはや往く所なく、未來は三世の初發處なるが故に必らず動進すと考へらる、今は現在を論ずるに、現在に未來に非ざるに由るが故に動進無かるべく、恰も過去の如かるべしとなす。

【六一】 過去も現在も未來と共にこれ三世と稱して等しく世の所攝なるが故に又未來の如かるべし、然るに未來には前世より此(未來)に入り來るもの有ること無し、過・現にのみ入所たるを許すは何んぞと云ふなり。

論に曰く、現見するに世間にては新を前にし舊を後にす、應に蔽おほひて舊を前にし新を後にすと執すべからず、要らず前に新有りて後に轉じて舊と成る、舊が若し前に有らば新は則ち無とならん、新の名は前に生じ舊の名は後なるが故なり。新が若し無ならば舊も亦應に無なるべし、新と舊とが既に無くば生は何に依りてか有らん。舊が新の後に居らば理としても亦然らず、法が新に起る時には既に舊有ること無し體は別無きが故に後にも亦應に無かるべし、若し、後の時に別に舊を生ずと言はば體は是れ則ち新に起るなり何んぞ舊が生ずと謂はん、後に生ずる嬰孩あやがひの赤色が未だ變ぜざるに而も舊ふると名づくるは理として必らず然らず。若し法が初めて生じて而も舊と名づれば則ち一切の法は畢竟して新無し、新が既に無爲らば舊も亦有に非ず、舊は必らず新を以て前導と爲すが故なり。若し諸法は念念に別に生じ恒に名づけて新と爲せば都て舊無しと謂はば、舊が既に有に非ざれば新も亦應に無かるべし。舊に簡かんんで新と名づく舊が無くば何んぞ簡かんばん、所簡しよかん無きが故に能簡のうかんも亦無し、是の故に新舊有りと執すべからず、既に新舊無くんば生は豈成ずることを得んや。然るに諸の世間は有爲法の相似相續するを見て謂ふて一體と爲す、前に盛んにして後に衰ふるを説いて新舊と爲す。聖は彼に隨つて舊有り新有りと説く、此れに依りて生を立つるは假にして而して實に非ざるなり。

復次に、果の體が若し生ぜば必らず過去未來現在の因の體に依りて而も生ず、然も皆成ぜず、故に次に頌に曰く、

現は現に因りて起るに非ず

亦未來に因るにも非ず

未來も亦去來

今世に因りて起らず。

(九)

論に曰く、現在の果法は現の因より生ずるに非ず、因果が同時なることは理として成ぜざるが故なり。形影等の因果は同時なりと雖も、是は假にして眞に非ず俗に隨つて而も説くなり。去と來と

【五四】體一なるに初に新にして後に舊なりとは不可なり、故に新舊は假名にして少實無し。

【五五】生ずと云ふは體が生ずるなり、然らば此の體は新にして舊に非ず、同一體にして後に舊が生ずとは云ふべからず。

【五六】既に新舊無し生は何んぞ成ぜん。

【五七】(五)三時の因體を破して果の生を破す。

法は決定して生無し、自と他と俱との生も皆理に非ざるが故なり。

復次に、^{五三}能生と所生との同時も前後も俱に理に應ぜざるが故に定んで生無し、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

前後と及び同時との

二は俱に説く可からず

故に生と瓶等とは

唯假有のみ、眞に非ず

(七)

論に曰く、若し所生の法が能生の前に在らば既に離る。能生と所生と何んぞ有らん、此の所生の法が若し能生を離るれば是れ則ち能生は便ち無用と爲らん。若し所生の法が能生の後に在らば依止する所無し何んぞ能生有らん、設し所生を離るれば能生は何の用ぞ。又、此の二法が若し同時ならんば能は是れ誰の能ぞ、所は何の所爲らん。若し所生の法が能生と俱に生ぜば既に同時なり、應に相待せざるべし、牛の兩角の如く互に相依らずして、應に能生所生の差別無かるべし、所生が未だ有らざれば能生も亦無し、所生が有る時には能生は何の用ぞ、是の如く二法は前後にも同時にも理として俱に成ぜざるが故に生は有に非ざるなり、俗に隨つて能生所生有りと説くのみ、時分の同異を推徴す可からず。

復次に、^{五三}果の有を執せば生は必らず新舊に依る、新舊は無きが故に生は成ずることを得ず、二は俱に諸法の自相に非ざるに由る、互に相違反し必らず同時ならざればなり、設し同時なりと許せば應に法を離れて有なるべし、若し法を離れて有ならば誰か舊誰か新ならん。汝は應に異體が相表はると言ふ可からず、現見するに法の外に舊無く新無し。亦應に同體にして俱に有なりとも言ふべからず、更に相違するが故に、善惡心の如し。前後も亦非なり、故に頌に曰く、

舊が若し新の前に在らば

前生は理に應ぜず

舊が若し新の後に居するも

後生は理として成ぜず。

(八)

【五三】(一)能生と所生との同時と前後とを破して生を破す。

【五三】(丁)果の新舊を破して生を破す。

が他に藉りて生ぜん、果の時に因無くんば誰の他従り起きん。豈慧を以て後を觀じ前を觀ぜざらんや、他従り生ずと説く言は失有ること無し、謂く當の果を觀じ或は過の因を念じて因果は俱に成ず、猶父子の如し。假名は爾の可きも、理は實には然らず。因果は異時にして有と無とは並ばず、如何んぞ實に他従り生ずと執す可けん。父子の如しとの言も亦理に應ぜず、世間の父子は多く同時に有り、復一は無しと雖も而も假説す可きも因果は爾らざればなり、法喻豈同じからんや。若し先時に異體の物に於て慧を以て觀察し其の異相を取り、次に因果に於て後を觀じ前を念じ自他の二相の差別を建立し、後に語を發する時に前の二に觸れず但想にのみ隨つて法は他従り生ずと説く、故に法喻は同じくして前の過失無しと謂はば、此の救は理に非ず、所以は何ん、異物は同時には因果の義無し、因と果とは必らず同時ならず、父子は然らず、何んぞ喻と爲すことを得ん。又若し假説せば此の義は無に非ず、汝は執して真と爲すが故に理に應ぜず、若し何んぞ虚空を咀嚼すること爲さん、現に見るに因縁が能く果を生ず、果相は彼に異なる彼を説いて他と爲す、何んぞ繁詞を假りて固く相徴難せんと言はば。意に隨つて他と他に非ざるとを説く勿れ、必らず能生所生の差別有らば、此れは喜と爲すに足る、何んぞ多言を藉らん、言は欲に隨つて生じ勞して窮詰すること無し、恣に汝は常に喜び孰れか與に相遮せん、憂喜は自心の妄想の生なるが故なり。汝が必らず能生所生有りと言ふは假と爲すや真と爲すや、汝が意に隨つて答へよ、若し是れ假なりと言はば汝が所宗に違ず、若し是れ真なりと言はば難詰するは何の咎ぞ。所生は未だ有ならず何に對しての能生有らん、能生は已に無し所生は何に對せん、故に勝義に就けば他生は成ぜず、世俗の論に依りて徒らに言ふことは益無し。夫れ諍論を興すは見が不同なるが爲なり、世を擧げて感く知らば何んぞ汎説を勞せん、故に應に定んで他従り生ずと執すべからず。自他が俱にして生ずることも亦理に中らず、前の如き二の失が積りて汝が宗に在り。別が既に成ぜず總が如何んぞ立たん、是れに由りて諸

【四〇】 當は現在、過は過去なり。

【四一】 想を三本及び宮本は相とす、大正藏に従ふ。

【四二】 論主の破論を空しき謔辯の如しと見、虚空を嚼む如しと譬ふるなり、今論主伏難を破するなり。

【四三】 (一) 俱生を破す。

成ぜず。又、自生の言は義に依りて生ずるや不^いや、義に依りて生ぜば則ち自生に非ず、義に依らずして生ぜば便ち擲響^{ちつきやう}に同じ何んぞ能く定んで諸法の自生を表せん。又、自生の言は慧に依りて生ずるや不^いや、慧に依りて生ぜば則ち他従り生ずるなり、慧に依らずして生ぜば應に狂醉^{きやうすい}の言に同じ根系^{けい}無く信依^{しんい}す可きこと難し。又、自生の言は他解^{たけ}を生ずるや不^いや、他解を生ぜば便ち自宗を失ふ、他解が生ぜずんば言を發するも益無し、何に縁つてか強いて自生の論を立てんや。現見に世間の法は縁従り起る、自生と言ふは此れと相違す。又、若し自生ならば應に世法に違ふべし、刀は自ら割かず針は自ら縫はざればなり。又、自生の言は汝に依りて生ずるや不^いや、汝に依りて生ぜば自生と謂ふに非ず、汝に依らずして生ぜば應に汝が説くに非ざるべし。哀れなる哉愚昧にして自の言を識らざることや。又、自生と言ふは無因論に同じく一切の生果の因縁を撥無す。有が是の言を作す自は自を生ぜず、生ぜし時には無きが故に、已滅無^{いめつむ}の如しと。若し生ずる時に其の體が已に有なりと言はば應に現在の如く生の用^{もち}は唐捐^{たうけん}なるべし。體の顯るゝを生と名づくるも亦理に應ぜず、顯と體とが異ならば便ち自生を失ふ、顯と體とが同じくば顯は應に本有なるべし、顯が若し本有ならば生の用は應に無なるべし、故に自生の言は定ん^{さだ}で理に中らず。他従り起ると言ふも理として亦然らず、法が生ずる時には自體は未だ有ならざるを以て、既に自有ること無くんば孰れに對してか他と名づけん。因縁を他と名づれば自果に對す、自果は未だ有ならざれば他の義は成ぜず、若し生ずる時に自果は已に有なりと言はば、因縁は用無く他生と謂ふには非ざるなり、顯はるゝが故に生と名づくるも亦理に應ぜず、顯はるゝは體を離れざれば應に本より無に非ざるべし。又、因を他と名づけ果より異なるに對すれば果は因に異なるが故に應に亦他とも名づくべし。因果が俱に他ならば便ち自有ること無し、自が有に非ざるが故に他も亦應に無なるべし、他従り生ずるとの言は便ち義有ること無し。亦慧が果を觀じ因を説いて他と爲さば果と因とは必らず俱有ならず、因の時に果無くんば誰

【四二】その如き慧(認識)を引起す他(對象)有るべし。
 【四三】他解を生ぜばその解を生じたる他にとりてはその解は自生に非ずして他生なり、即自生を説く自の宗に違す。

【四四】自生論は無因論に同じ。

【四五】用を宮本は因とす。

【四六】數論等の因中有果論者が生の概念と自説の矛盾とに苦しみ體は有なるも隠れて現はれざるを顯はるゝが生^いの義なりと説くを破すなり。
 【四七】(b)他生を破す。

論に曰く、果先無論にては未だ生ぜざる時に於て三位は成ぜず、無は別無きが故に、初中後の位は有に依りて而も彰はる、未だ生ぜざる體は無なれば如何んぞ立つ可けん。或は應に果が未だ起らざるも無に非ずと許すべし、彼の三時を見るは唯有にのみ依るが故なり。果先有論にては未だ生ぜざる時に於ては三位は成ぜず、有は別無きが故に、有の體は別無し、相用未だ興らざるに如何んぞ三時異有りと言ふ可けん。又、此の三位は既に同時ならざれば生も亦成ぜず、故に次に頌に曰く、

二の二が既に無爲らば

一の一が如何んぞ有ならん

(五)

論に曰く、初中後の位は相待して而して成ず、二の二が既に無くば一の一が豈有ならんや。亦三位は同時なりとも説く可からず、初中後の名は時に依りて立つが故なり。又、三時は並んで有りと説く可からず、此の三相に雜亂の過有ること勿れ、汝も亦三位は同時なりとは許さず、故に一時有らば三は定んで有に非ず。若し覺慧は色等の法に於て二の時を觀じ一の一位を立つと言はば、是れ則ち三位は假有にして眞無なり汝が師の宗の三時は實有なるに違ず、是の故に三位は唯假にして眞に非ず應に定んで果は三位有りと執すべからず。

復次に、色等の諸法は決定して生無し、能生の因縁が成立せざるが故なり、生は決定して自從りと他従りと俱の因縁従りとなるも三が皆不可なり、此の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、
他性より離れて唯
自性のみ従り生ずるに非ず

他及び俱従りするにも非ず

故に生は定んで有に非ず

(六)

論に曰く、一法が一時に自ら因果と爲ること理として成ぜざるが故に自從り生ずるに非ず、若し一體の中に二相有るを別に説いて因果と爲さば自の義は成ぜず、自の言は他を遮して自相を顯はすなり、果は因従り起れば何んぞ自生と謂はん。又、體は相の如く應に一と成らざるべし相は其の體の如く應に二と成らざるべし、是の故に言ふ所の一體二相を説いて因果と爲すこと理として必らず

【五】 (a) 果先無論の三時を破す。

【六】 若し強ひて三位を立つれば果は未だ起らざるも尙無に非ずして有なりと許すべしと。

【七】 (b) 果先有論の三時を破す。

【八】 此の三位中何れか他の二の二たること即ち相待によらざる獨自の存在たる事が成ぜざれば余の一の一たる事も成ぜざるべし。

【九】 (H) 能生の因縁の不成を以て生を破す。

【一〇】 此の如き論法は中論獨特の論法にて彼の論の觀因縁品第一第三偈にあり、四不生の偈と稱せらる。即ち自・他・共・無因の四につきて不生を云ふが故なり。本釋論に於ける論法の如きは徒らに煩瑣に流れ或は戲論に墮するの嫌無きに非ず、中論等の簡潔明瞭なるに及ぶべくも無し。

【一一】 (a) 先に自生を破す。

用が變有るが故に説いて生と名づくと言ふ可からず、生ずる時に於ては性と相用とは若しくは一にても若しくは異にても過は等しきを以て宗に違す。亦色等と樂等との自性は變有るが故に説いて生と名づくとも言ふ可からず、生ずる時に於て色等と樂等とが變じて受等と苦等との自性と成ること勿し。有が是の言を作す「果が先に有るの論は前の失有るが故に生の義は無かる可きも、果が先に無きの論は因縁が和合して果の體が將に成ぜん」とすれば生の義は應に有るべし。「果が將に成ぜん」とする時には其の體は未だ有らず、如何んぞ果が緣従り生ずと説く可けん。「因有りて能く當に果の體を成すべし」と知る、飯を煮ると言ふが故に果生ずと説くが如し。「若し爾らば生の名は應に假にして實に非ざるべし、色等が生ずる時には猶未だ有らざる故なり。」是の如き假説の理も亦違無し、生ずる時には無きも後には方に見るを以ての故なり。「若し爾らば見の位を乃ち生と名づくべし、見の時に於て方に生と説くを以ての故なり。」如何んぞ言の理を了せずして而も問ふや、見の時と説くと雖も見の時に生ずるには非ず、因の見ゆることが生ずるを説くのみ、因の生ずるには非ざるが故なり。「何が故に生ずる時に此の見有ること無きや、見が無きを以ての故に生ずる時の無きを知る、如何んぞ理義を知らずして而も答ふるや。」豈無きを見ずして名づけて見無しと爲さんや、何んぞ問を以て而も其の答と作すを得んや。「若し爾らば應に問答が無窮なること有るべし、見無しと無きを見ると言が盡くること無きが故なり。又、無を生と爲すとも説く可からず、無は空花に似て生の理に違するが故なり。現有の位に至るも亦生と名づけず、有が無に似るを生の理に違すと爲すが故なり。所生が無なるが故に生の義は成ぜず。」

復次に、生有りて執する者が是の如き言を作す、果に三時有り前後に將に作用を生ぜんとする及び究竟する時とを差別すればなりと、彼が成ぜざることを顯はすが故に、次に頌に曰く、

初中後の三位は

生の前には定んで成ぜず

【二】 有人の果先無にして生有りとの説を破す。

【三】 飯は既に煮られたる果なり、之を更に煮ると云ふは常論的言説の常に犯す無用反覆の誤謬有り。

【四】 生有りとの假説。

【五】 此の場合の論法は「無を見る」と「見無し」とを區別していはば主觀的認識無くも客觀的存在を許す(素朴的)實在論的立場(彼)、主觀的認識に依つてのみ客觀的存在を許す所の觀念論的立場(我)と代表せしめて考ふるなり、故に前者の立場よりする限り吾人に見(認識)無しとて直ちに無(客觀的實在の)を見るときは爲し得ざるなり、故に無を見ずして而も直ちに「見無し、見無きが故に生時無し」とは云ふを得ず、と彼は駁するなり。

【六】 今此の果先無論に於て生とは無が有となることなり、然らば今現有の位にあるものを以て生となす時はその現有より無を想像しその想像上の無が現見の有になれりと計度するなり、然らばこれをして無(因)に似せしめるなり、即ち生の理と逆にして相違す生を破す。

れを除いて彼の時には更に異位無し、是の故に合の徳は決定して生無し、是の如く、色等は實の因に依託す。實が未だ有らざる時は果の體は未だ有らず是れに由るが故に此の時には生無しと説く、已に實が有る時には果の體も已に有り是れに由るが故に彼の時には生無しと説く、初有る時に色等は有るを以ての故に應に後位の如く生と名づくることを得ざるべし、此彼の時を離れて更に別位無し是の故に色等は決定して生無し。是の如く合の徳は重等を障礙し其れをして墜墮等の業を生ぜざらしむ、此の能障の體が有る時にも無き時にも彼の業は生ぜず前に準じて應に説くべし、有無の時を離れて更に異位無し、故に墜等の業は決定して生無し。或る數論は乳等の因が變じて酪等の果と成るが故に説いて生と名づくと執す。因の體が有る時には因の性は未だ變ぜず是れに由るが故に此の時には生無しと説く、若し爾の時に於て因の性が已に變ぜば便ち因の性を失ふ應に因と名づけざるべし、果の體の有る時には因は即ち果と成れるなりこれに由るが故に彼の時には生無しと説く、若し爾の時に於て果の體が生ぜば應に異法が起るにて即ち因が成するに非ざるべし、此彼の時を除いて更に異位無し、是の故に酪等は決定して生無し。自性等の因の大等の果と成ることも此れに準じて推究するに皆生有るに非ざるなり。

復次に、所生が無きが故に生の義は成ぜず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、
 生が自性に於て
 他性に於ても亦然り

生の義は既に無爲るが如く
 生の義は何んぞ有と成らん

(四)

論に曰く、常有を説く宗の色等の五蘊と、數論外道の樂等の三徳とは、諸法の生ずる時に自性を以て變異有らしめざるが故に生の義は成ぜず、法が未だ生ぜざる時にも一切の生の用は皆未だ有らざるが故に生の義は成ぜず、諸法が生ずる時にも他性をして變異有らしめざるが故に生の義は成ぜず、諸法が生じ已れば一切の生の用は皆已に息むが故に生の義は成ぜず。説いて色等と樂等との相

破壊するなり前述合の徳は業を止滅せしむれど實をば壞すること無し。

【三】 礙を大正藏は破とす、今は三本に従ふ。

【四】 勝論にて色等は徳句の所攝なり、徳は實に依存してのみ有り、獨立にあること無し、されど又實等も徳業等に依りてのみ其の存在が知らるゝなり故に實有れば必らず徳有り、實無くして徳有ること無し、今は實を因とし色等を果とす、然し本論の論じ方より見れば色とは徳句所攝の色(色彩)に非ずして物質の義なるべし、實等の諸要素の結合によりて生ぜらるゝ物をさせらるらんか。

【五】 數論者の生説を破す。

【六】 自性(Prakriti)。

【七】 大(Mahā)又は覺(Bhūddhi)とも稱し、自性より最初に轉變さるゝものなり、等とは我慢等の以下のものを含む。

【八】 (F) 所生を破して以て生を破す。

らば因の義は有に非ず、因が有に非ざるが故に果の義は成ぜず、便ち自宗が因果有りと立つるに違す。

復次に、諸法が生ずる時の義が成ぜざるが故に應に定んで諸法は生有りと執すべからず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

此の時に生有るに非ず

彼の時にも亦生無し

此彼の時に生無くんば

何れの時に當に生有るべき

(三)

論に曰く、果が已に有なる時は其の體は有なるが故に本有の法の如く應に生と名づけざるべし、果が未だ有らざる時には其の體は無なるが故に、定んで法無くんば亦生と名づけざるが如し、又、諸の果の法の用が起るを生と名づれば其の體が既に無ならば用は何に依りてか立たん、又、能く果を生ずるが故に説いて因と名づくるに果の體が既に無ならば因は何の起す所ぞ、既に起す所無くんば因の義は成ぜず、因の義が存せずんば果は何従り出でん、此の二位を除いて更に生の時無し、故に定んで生無きこと虚空等の如し。又、若し法體は恒に是れ有なりと執せば定んで生と名づけず、起る所無きが故に、用は起ること有りと雖も此れは未來に在つて無きが故に生に非ず、現在に已に有らば自宗は許さず、此の二位を除いて別の生の時無し、是の故に生無きこと其の理決定す。或は勝論は、多實を因と爲し積集して共に一の合の徳の果を生ずと執す、衆縁を闕く時は未だ合の徳有らず、是れに由るが故に此の時は生無しと説く、衆縁を具する時には已に合の徳有り是れに由るが故に彼の時に生無しと説く、初合の時に合の體は有るを以ての故に應に後位の如く生と名づくることを得ざるべし、後位には已に生じて重ねて生ぜざるが故に生と名づけざる可し、初位には然らざれば生と名づくるに何の咎ぞとは後に若し生ぜずんば果は應に實に違すべし、而も汝は果が實に相違するを許さず、相違を障礙する合の徳は業に違して實に違せざること前に已に略して明したり此、

【一】(D)果先有論を破す。これ數論の果は因中に先有にして生ずといふを破するなり、彼の説は轉變説なる故生の概念も轉變生なり。

【二】彼は自性(Prakṛti)又は非變異(Aryakā)と稱せらるるものの中に一切萬有の轉變さるべき果が既に含まると説く。

【三】數論者が一切の果は自性中に已に有りと立つれば更に轉變して萬物を生ずる事は矛盾となるべし、此の矛盾を避けん爲め、生ずる(無が有となる)に非ず、體はあれども隠れて顯はれざるものが顯はるゝなりと説明するを、顯と體とは離れざるが故に體有らば顯も有るべしと破す。

【四】(E)生の時を破して生を破す。

【五】法體恒有論者の矛盾を指摘す。

【六】勝論者の積集生説を破す。

【七】多くの實(Pratyak)。

【八】初合の果位を生となさば彼は果は實に違せずとなす故その如き生は後にも亦重ねて有るべし、若し後に復生無くば初合の時に果は實に違するなるべし、これ汝の許さざる所なり。

【九】果が實に違すとは實を

れ則ち無窮なり。本有と生とは義が相乖反すれば果の本有を言はば生は必らず成ぜず、既に生有ること無ければ果の義は便ち失す、果の義が既に失せば便ち因有ること無し、則ち自宗の因果有るの義に違す。

復次に、果先無論は是の如き言を作す、果は或は因に違ふが故に並びに有に非すと、此の言は理に非ず、故に次に頌に曰く、

果が若し能く因に違せば

先無は理に應ぜず

論に曰く、勝論者は果は或は因に違し或は因に違せずと説く、果が因に違すと合は業に違す、合の果が後に生ずれば前業は滅するが故なり。又、相違の法に略して二種有り、一には能障礙、二には能壞滅なり。後は謂く合の徳が業因を滅壞するなり、初は謂く合の徳が重等を障礙し其の所起の墜等の業をして無ならしむるなり、是の如く合の徳が其の體未だ有らずんば應に先所起の業に違ふ能はざるべし、世間は未だ體無くして能く違ふことを見ず。汝は應に合の徳と業とは因と墜との如く俱に相違有りと云ふべからず、自宗の因果の並ばざるに違すること勿し、若し一念の業と合とが俱なりと許さば後も亦應に然るべし、差別無きが故に、便ち自論及び世の共知に違す、故に應に果は先に有に非すと云ふべからず。

復次に、果先有論は是の如き言を作す一切の因の中に果の體は先有なりと、此れも亦理に非ず、故に次に頌に曰く、

果が立てば因は無用なり

先有も亦成ぜず

(二二)

論に曰く、數論者は一切の因の中に果の體は先有なりと説く、此れも亦然らず、果を生じ果を顯はすが故に説いて因と名づくるなり、果體が本來已に生じ已に顯はるれば因は便ち無用なり、所以は何ん、體と顯生とは相離れざるが故に、應に其の體の如く本從り無に非ざるべし、本より顯生有

【九】因果の義はすべて成ぜず。

【一〇】果先無論を破す。これ勝論者の果は先無にして生ずと云ふを破するなり、果先無を破せば生も破せらる、但し勝論説の根本特徴は積聚説なれば以下の生の概念も積聚は(又は和合)生にして轉變生に非ざることを忘るべからず。

【二】(梵)合とは勝論の徳句義中の一なり、業は業句義にして運動作用等を云ふ。合は業に違すととはたとへば飛球を捉ふれば球の運動は止む、球の飛ぶは業なり、捉へたる状態が合なり、即ち合は業を生むるが故に違すと云ふなり。前業を滅するが故に、

【三】二種の相違法、能障礙とは全然滅せしむるに非ずして一時障礙せしむるのみ、たとへば人樹上に有らんに、手にて樹を抱きて(合)墜落(業)せざらしむる如し、合は業を障礙するのみ、手を放せば墜落すべし、然るに能壞滅は前の飛球を止むる如く全然業を滅するなり、一度止められたる球はもはや自ら運動するの力を失ふなり。

【三】一念に同時に合と業と有ること無し、業有らば合無く合有らば業無し。

卷の第九

破有爲相品 第七

復次に、已に別して根境の無我を分別したり、今當に總じて有爲相の空を辨すべし。謂く色心等の諸の有爲法は生・住・滅の三有爲相を具す、生を首と爲すが故に先づ當に生を破すべし、生相已に亡びなば住と滅とは隨つて遺る。有が説く果體は本無にして而も生ずと、彼が言を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

若し本無にして而も生ぜば

先無が何んぞ起らざる

論に曰く、種等の諸因は變壞の位に至つて能く芽等の諸果を引いて生ぜしむ、若し諸因の中に本より諸果無くんば何が故ぞ芽等が此の位に方に生ぜん、後位も先の如く果は應に起らざるべし先位も後の如く果は亦應に生ずべし、又、此の因從り應に彼の果を生ずべし或は應に此の果は彼の因從り生ずべし、若し此彼の因に彼此の果無くして而して生ぜずんば彼此の因の力も應に亦生ぜざるべし、本無に同じきが故に、若し爾らば一切の因果は皆無し、便ち自宗の所説の因果に違す。有が説く果體は本有にして而して生ずと、彼が言を破せんが爲に復頌を説いて曰く、

本有にして而して生ぜば

後有も復應に生ずべし

論に曰く、若し諸因の中に本より諸果有らば何が故に芽等は後に更に生ぜざらん、後位も今の如く果は應に更に起るべし今位も後の如く果は應に生ぜざるべし。又、果が本來因の中に體有らば何が故に此の位に乃ち説いて生と爲すや、若し今時に方に顯はるゝを得と言はば顯はるゝは體を離れざれば應に本より無に非ざるべし、今位も先の如く亦應に顯はれざるべし先は此の位と同じく顯はるゝこと應に無きに非ざるべし、顯が本より無に非ずして今復顯はるれば後に應に更に顯はるべし是

【一】 總じて有爲相の空を辨す。
【二】 三有爲相中先づ生を破す。
【三】 (A)本無而生説を破す。

【四】 生の位を未生の位に對して後位と云ひ逆に生住に對して未生位を先位と云ふ。
【五】 以下因果に於ける此、彼の關係順序に注意すべし。

【六】 (B)本有而生説を破す。
【七】 本有已に有にして復生ぜば、後有も復生じて生は無窮なるべし。若し後有に復生ずること無しと云はば今位にも亦生無かるべし。

【八】 生概念は本有概念と矛盾すれば、顯なる語を以て置き換ふるなり。

隨つて境界を縛す、是れが所依なるが故に名づけて所行と曰ふなり。境の無我なるを見る時はとは、謂く無我の見が一切の境の性相の空なるを觀する時なり。諸有の種は皆滅すとは、無我の見に由りて永く一切の無明有愛の二種の隨眠を斷ず、此の二種は是れ業を發するの因なると及び能く業を潤すとして果を生ぜしむるに由るが故に此の二種を斷ずれば業の果は生ぜざるなり、爾の時には所有の諸の戲論の事と及び煩惱の事との種子は俱に斷ずるが故に皆滅すと名づくるなり、一切種の識等が皆無きには非ざるなり、所以は何ん、聖道の起るに由りて但一切の虛妄分別戲論の習氣を滅し有漏法をして畢竟して生ぜざらしむるのみ、二類の有情は諸の無漏法の所依無きが故に亦皆斷滅し、一類の有情は本願力に由りて任持せらるゝが故に無漏の諸識が相續して斷ぜず能く殊勝廣大甚深の無礙辯等の無邊功德の所依止の處となるなり。又、識等の増上力に由るが故に圓滿究竟する神通作用は未來際を窮めて任運に相續す、是の如く皆本願行の力に由りて引發せらるゝが故に自利利他の功德は盡くすること無く諸の有情をして解脱を成熟し未來際を盡して妙用無窮ならしむ、是の故に應に空無我の觀を修して諸の邊執を捨つべし。

て和合するを名と爲すと謂ひ、復衆名が和合して句と爲ると謂ひ、此の名句が能く所詮有りと謂ふなり。^{【一五三】}能詮と所詮とは皆自心の變にして、諸の心所變は情有理無なり、^{【一五四】}聖者は中に於て如實に知見す。云何んが知見するや、謂く彼の法は皆是れ愚夫の虚妄の識心の分別の所作にして假にして而して言に非ず俗に有りて眞に無く世間に隨順して權説して有と爲すと見るなり、是の故に一切の能詮と所詮とは俗有にして眞無なり應に固執すべからず。

復次に、^{【一五五】}諸の所縁に於て空無我の見は能く速に自利利他を成辨す、所以は何ん、愚夫は境に於て我我所を執して生死輪廻するも、聖者は中に於て空無我に達し速に常樂を證し能く巧みに利他す、是の故に應に空無我の見を修し自利をして滿じて妙用窮無からしむべし。此の見は是れ自他を利する正眞の要道なることを顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

識は諸有の種爲り

境は是れ識の所行なり

境の無我なるを見る時は

諸有の種は皆滅す

(二十五)

論に曰く、識は能く諸の煩惱業を發生し此れに由りて三有の生死に輪廻す、故に識心を説いて諸有の種と爲す、能く後有を牽けば、^{【一五六】}識食の名を得、是の如く識心は色等を縁じて起る、所縁の境無くば識は必らず生ぜず、若し能く境を正觀して無我と爲せば所縁は無なるが故に能縁も亦無し、能所既に亡ずれば衆苦は隨つて滅し寂として影無く清凉なる涅槃を證す、此の位に至る時を自利が滿すと名づく。諸有の本願は他を利益せんが爲なれば此の位の中に住するも化用無盡にして亦有識をして此の涅槃を證せしむ、是の故に自他の勝利の眞方便を求めんと欲せば應に正勤して空無我の見を修すべし。^{【一五七】}復別釋有り、識は諸有の種爲りとは謂く、宅識の中に於て種種に熏成する諸業の習氣にして無明と有愛とに隨増せらるゝが故に、能く三有の生死輪廻を感ず、識を所依と爲すが故に識と爲すと説く。境は是れ識の所行なりとは、識の中の習氣は色等の境界を執するに由りて熏成し、

【一五三】能詮と所詮と皆自心の變にして情有理無なり。

【一五四】聖者の如實知見を開示す。

【一五五】空無我の見は自他を利する正眞の要道なることを顯はす。

【一五六】世親菩薩はその佛性論卷四(大正藏三一・八〇九下)に本偈を引いて曰く、如提婆法師說偈言、意識三有本、諸塵是其因、若見塵無體、有種自然滅、而して彼の唯識説の保證とせり、今護法論師亦唯識的解釋をなせり、されど提婆菩薩の原意としては敢て必らずしも唯識的なるも要せざらざるなり。

【一五七】四食の一なり、地獄の衆生及び無色界の諸天等は皆段食等の三食無く、只識を以て體を持すれば識食と名づく。

【一五八】論主別釋を以て唯識説を申す。

【一五九】宅識は即ち阿賴耶識の別名なり、種子の宅舎なるが故にと云ふ。

虚假にして他に依りて立つ

故に我と法と皆無し

(二十三)

論に曰く、諸法は虚假にして衆縁に成ぜられて起住し他に依りて體に自在無く念念に生滅す、衆分の集成なれば一にも非ず常にも非ず、猶幻化の如し、愚夫は有と執するも智者は無に達す、故に其の中に於て我も無く法も無し、一切の外道及び諸餘の乘は一と計し常と計し我と爲し法と爲す、一常は有に非ず我法は定んで無なるが故に縁成を辨じて、二無我を顯はすなり。

復次に、有が是の言を作す、字と名と句と合して自心の説かんと欲する所の義を詮表す、一一は各別にして能詮ならずと雖も而も和合する時には能く所表有り、若し義が有に非ずんば證も亦應に無なるべし、既に能詮有り定んで應に義有るべし、彼が執を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

果は衆縁が合して成す

縁を離れて別の果無し

是の如く合と果とは

諸聖は皆無なりと達す

(二十四)

論に曰く、此の頌の意の言はく諸の無爲法は縁成に非ざるが故に猶空花の如く體と用とは都て無なり、前に廣く説けるが如し。諸の有爲法は衆縁の所成にして幻の所爲の如く實の體用無し、縁が合して果を成すれば果は縁を離れること樹が林と成れば林は樹と異なるに非ざるが如し、縁成の果を攪つて世俗に順じて言ふも勝義の理の中には是の如き事無し、故に諸の聖者は皆無なりと了達す。所以は何ん、名と句とは並びに字の所成なり、字は復衆分を攪つて體と爲す、字の一一の分は多利那に成す、前後の刹那是和合の義無く、要らず前念が滅して後念が方に生じ、生すれば有り滅すれば無きこと其の理決定し、無と有とが合するの義は成ぜず、前後の二時は有るも亦合せず、時分は異なるが故に、猶去來の如し、合の義が既に無くんば字の分が焉んぞ有ならん、尙字分無くんば字體は豈成ぜんや、字體が既に無ならば名句は有に非ず、字無くんば名句が合するの義は成ぜず、如何んぞ字と名句と合して能く義を詮表すと言ふ可けん。然るに諸の世間は自心の變に隨つて衆字有り

【五】我法の二空なり。成唯識論卷第一初了。

【五】能詮所詮の實有執を破す。

【五】名・句・文の三身。

に失ふ一に何んぞ苦なる哉、誰の有智の人か而も悲愍せざる、故に彼が所執は決定して真に非ず。
是の如く世間の四種の外道の邪論悪見は其の心を擾壊し、虚妄に諸法の性相を推尋して皆理に中
らず、競執紛紜として諸法の中に於て四種の謗を起す、謂く有と非有と雙許と雙非とにして増益と
損減と相違する戲論なり、是の故に世間の所執は實に非ず。

復次に、外道と餘乗との弊魔悪友の邪論悪見は其の心を擾壊し、其の世間の虚偽の諸法に於て
種種に思構し妄執して真と爲し、相續假に於て是れ眞常なりと謂ひ積集假の中に執して實有と爲す。
此の義を顯はさんが爲に、復頌を説いて曰く、

相續假の法に於て 惡見は眞常なりと謂ひ
積集の假法の中に於て 邪執は實有なりと言ふ

(二十二)

論に曰く、有爲の諸行は前滅後生して無始の時より來、展轉相續、生滅變異は微細にして知り難く
因果は連綿として其の狀は一の如し、愚夫の惡見は是れ眞常なりと謂ひ邪執糾紛して遞に相誹斥す、
色等の諸法は因縁に恃託し虚假に集成して都て實體無く微細に積集し密合して分ち難く衆分は和同
して冥然として一に似たり、愚夫の辟執は實體有りと言ひ各一途に據り互に諍論を興す、又、相續
積集假の中に於て諸門の分位の假有に達せず、横に種種の義類を計して同じからず一法の中に多の
實性有りて執す、是の如く所述の自性差別は皆惡見邪執に由りて而も生じ此れに緣りて諸趣諸有に
輪迴し備に衆苦を受けて未だ出期有らず、是の故に應に惡見邪執を除いて諸法は因縁の集成にして
是れ假にして真に非ずとの無顛倒の理を信解すべし。

復次に、諸法は衆縁の所成にして一にも非ず常にも非ず我無く法無く猶幻化の如く情有理無にし
て是れ俗、眞に非ざることを顯はさんが爲に、復頌を説いて曰く、

諸法は衆縁より成り 性は羸にして自在無く

十二要素を認め、人間及び其生活之等要素の結合によつて説明し、それらの變化は凡て自然的に流るゝのみにして因無く緣無く、如何なる修行努力も業を變化せしむる能はずとして個人の努力精進を無視する運命論を説く、されど一方その修行として苦行を修したり。

【四七】 偏を宋宮・は偏とす、次下の偏は宮のみ偏とす。偏はカタヨルと訓じ、偏はアママネシと訓ず即ち遍と同じ、意味は何れにても通ず、今は多本に従つて偏をとる。

【四八】 (一) 結破。
【四七】 更に總結して外道餘乘の惡見邪執を破す。

【四九】 相續假——常積集假——實

【四九】 諸法は衆縁の所成にして非一非常無我法、情有理無にして皆俗非眞なるを顯はす。

法は有性有りと雖も有性に非ざるが故に其の體は應に無なるべし、是れ則ち一切の所立の句義は皆成ずることを得ずして便ち撥無の邪見外道に同じ、故に彼が所執は決定して眞に非ず。^{【一〇】}無慚外道は有等の性と彼の諸法とは亦は一亦是異なりと執すれば亦有非有の句に當る。此れも亦眞に非ず、所以は何ん、若し有等の性と色等とが一ならば數論の過に同じ、色等と異らば勝論の失に同じ、一異の二種は性相が相違す而も體が同じと言ふは理として成立せざるなり、一は應に一に非ざるべし、即ち異なるが故に、異の如し、異は應に異に非ざるべし、即ち一なるが故に、一の如し、一異が既に成ぜずんば有非有は焉んぞ立たん、一異は相は異にして而も體は同なりと言はば則ち一切の法は皆應に異無かるべし、異相既に無し一相何んぞ有らん、一異の二相は相待立するが故に。若し一法は待對すること同じからず一異と名づくと謂はば、即ち應に一異の二は並びに眞に非ずして或る隨一は假なるべし、一法の二相は互に相乖違するも俱に是れ眞なりと言はば必らず理に應ぜず、故に彼が所執は決定して眞に非ず。^{【一一】}邪命外道は有等の性と彼の諸法とは一にも非ず異にも非ずと執すれば有非有の句に當る。此れも亦眞に非ず、所以は何ん、若し有等の性と法とが一に非ずんば勝論の過に同じ、法と異に非ずんば數論の失に同じ、又、一異の相は世は共に有りと知るも汝が獨り撥無せば世間に違するの失なり。又、汝が所説の一異に非ずとの言は但是れ遮のみと爲すや、^{【一二】}偏有を表はすと爲すや、若し偏有を表はせば應に雙非ならざるべし、若し但是れ遮のみならば應に所執無かるべし、遮有り表有るは理は互に相違す、表無く遮無きは言が戲論と成る。汝は諸法の性相は空に非ずと執するに而も雙非と説かば但過を避けんが爲にして此の雙非の語も亦應に論すべからず、汝が所執の法の性相に違するが故なり。若し諸法の性の一一が俱非ならば此の俱非の言も亦應に説くべからず、言を擧ぐれば必らず俱非の性有るが故なり。是れ則ち汝曹は應に常に舌を結ぶべし、言を發すれば即ち自論の所宗を壞す、默するも亦成せず、俱非を以ての故に、語も默も俱

原則・原理等の義ともなるなり。

【一〇】(a) 數論——有……一、を破す。

【一一】黃・赤等を等取す。

【一二】五樂は五欲の快樂なり。五根に對して人の欲心をそよめるが故に五境、色・聲・香・味・觸を五欲と云ふ。五欲等の聲とは色香等と呼ぶ言音なり。

【一三】數論に説く樂等の三徳は自性及びそれより轉變せらるゝ一切の物質的なるものを形成すれど神我(思我)は純粹的精神的のものなれば三徳所成に非ず、故に樂等と其體異なるなり。

【一四】(b) 勝論——非有……非一を破す。

【一五】(c) 無慚外道——亦有亦非有……亦一亦異、無慚外道は前の離繫外道に同じ、即ち耆那教徒なり。

【一六】即ち一法がAに對すれば一なるもBに對すれば異なるり等の場合なり。

【一七】(d) 邪命外道——非有非非有……非一非異、離繫外道と同様に六師外道(Ājivika)と稱するなり、此の派の長として徒衆を率ひしはマツカリ、ゴサーラ(Makkhali Gosāla) (紀元前三九二年死)にして地水火風空苦樂生死得失靈魂の

思求するに任へず求むれば即ち散壞す。

復次に、世間の所執の諸法は皆眞實に非ざることを顯はし及び外道の所執の不同なることを顯はさんが爲の故に次に頌に曰く、

有と非有と俱と非とは

一と非一と雙と混とに

次に隨つて應に配屬すべし

智者は眞に非すと達す

(二十一)

論に曰く、一切世間の色等の句義は名言の所表にして心慧の所知なり、情執が同じからずして略して四種有り、謂く有と非有と俱許と俱非となり。次に隨つて應に知るべし四の邪執に配す、謂く一と非一と雙許と雙非となり。數論外道は有等の性は諸法と一なりと執すれば即ち有の句に當る。此の執は眞に非ず、所以は何ん、若し青等の色と色性と一ならば應に色性の如く其の體は皆同じかるべし、五樂等の聲と聲性と一ならば應に聲性の如く其の體は皆同じかるべし、香・味・觸等の類も亦應に爾るべし、眼等の諸根と根性と一ならば應に根性の如く其の體は皆同じかるべし、應に一一の根は一切の境を取るべし應に一一の境は一切の根に對すべし、又、一切法と有性と一ならば應に有性の如く其の體は皆同じかるべし、又、樂・苦・癡及及び思我とが有性と一ならば應に有性の如く其の體は皆同じかるべし、是れ則ち汝が所立の差別は皆成就せざるなり、故に彼が所執は決定して眞に非ず。勝論外道は有等の性と法とは一に非すと説けば非有の句に當る。此れも亦眞に非ず、所以は何ん、若し青等の色と色性と異らば應に聲等の如く眼の所行に非ざるべし、聲等も亦然り、聲等の性と異らば應に色等の如く耳等の境に非ざるべし、又、一切の法は有性に非ずんば應に兎角の如く其の體は本無なるべし、是れ則ち應に空無我の論に同じかるべし、或は餘道邪見師の宗に同じ。豈有性は即ち諸法に非ずして、法は有に非すと雖も、而も有らざらんや。「所依の法は無きに能依が豈有らんや。又、有性の上には別の有性無し應に有と名づけざるべし、所餘の諸

も實には無名等の如し故にその三世の立名を簡異すと。
【二六】名を大正本等は君とす、今は明本に従へり。

【二七】異類を簡んで一と立てたるなり然るに異類は無邊にして此の三に限らず。三の無を簡ぶが故に三性と成らば無邊の無を簡ばば無邊の性となるべし。有を簡んで名を立つるも千數に過ぎん。

【二八】(一)第三の異釋を破す。

【二九】三有爲相。

【三〇】三受。

【三一】(一)第四の異釋を破す。

【三二】臘縛(Lakṣaṇa)、舊譯羅婆、論に曰く刹那の百二十を一の刹那と爲し、六十の刹那を一の臘縛と爲し、三十の臘縛を一の牟呼栗多と爲し三十の牟呼栗多を一晝夜と爲す。(俱舍論卷十二)

【三三】(一)結論、諸法は衆緣所成にして一多に非ず、世俗に假立して有と爲すも實に求むるに得べからず。

【三四】世間所執の諸法は皆眞實に非ず、故に外道の所執も不同なり。

【三五】外道の諸執を四句分別に括して破す。

【三六】句義は(Pratīti)は原意は語の意味なり、之より其の語に相當する物、人を意味し、又範疇(勝論の六句義等)

の一を成ぜば二にも非ず多にも非ざるを名づけて一と爲すが故に、是れ則ち一と立つるは反つて其の三を破るなり、何んぞ三を以て而も其の一を破ると名づけん。^{二四}復異釋有り、一法が三を成ず、^{二五}去來・今を簡ぶ、三は有に非ざるが故に、無名等の如し、立名を簡異す、此れは三の無を簡ぶが故に三性と成ると、此の釋は理に非ず、所以は何ん、異類は無邊なり、豈唯三種のみならんや、無を簡んで有を立つれば無は唯三のみならず、有を簡んで名を立つれば過千數有り、如何んぞ但一法が三と成ると説かん、又、相簡別することは唯自心に在るのみ或は名言に在るのみ何んぞ法體に關せん、是の故に此の釋は彼に於て能無し。

復有が釋して言はく、常は先に已に破したれば今は此れ唯無常有りと執するを破す、所執の無常は皆三性有り、謂く生・住・滅なり顯に諸經に在りと、此れも亦然らず、生・住・滅の相は時分が各異ること、苦・樂・捨の如く必らず同時ならず、時が既に同じからず體相も亦別なり、何んぞ一法にして其の性は三有りと名づけん。又、若し生の無間に即ち滅すと説かば、應に二性と言ふべし何んぞ三と論ずることを得ん。又、生滅の時は前後各異り去來世の如く一法と名づけず、如何んぞ難じて一法にして二性なりと言はん。是の故に此の釋も理としても亦成ぜず。^{二六}復有が釋して言はく、諸の有爲法は一念に極まる一念の中に於て多刹那有り時分の性なるが故に、^{二七}臘縛等の如し、三性と云ふは性は非一にして唯三有るのみならざるを顯はす、此れも亦然らず、時分の前後は一法に非ざるが故に、如何んぞ一法に三有りと説く可けん、是の故に前に釋せる如きを最勝と爲す。^{二八}諸法の一は一にも非ず多にも非ず世俗の言に隨つて多有り一有り、世俗の諸法は世俗の情に隨つて假立して有と爲して推究に任へず。諸の有智の人は世俗の法に於て應に隨つて有と説くべし固く尋思すること勿れ、世俗の諸法を尋思すること有りて其の性相を求むれば、人有り手に燈炬を執つて闇室に入つて闇の性相を求むるに異らず、所以は何ん、世俗の諸法は猶窺闇の如く衆緣の所成にして

言すれば有性を以てのみ、これ一物なりと名づく、と言はゞ如何んと云ふに是れは別ち有の一性のみにして一なる性無きが故に遂に法に於て唯一獨存なりと認識を起すことを得ざるべしとなり、三性の中物は個體性なりとせば有性と一性に依つて決定せらるべきものならん。

【二五】如何なる異相の法も必ず、實・德・業等の三の名によりて知られ説かるゝなり之も假説なり。

【二六】一法爲三の異釋を破す。

【二七】此の個所の眞意は不明なれど譯者は次の如く解したり、一と立つる時、そは非一と區別するなり、非一に略して二種あり、即ち二と及びそれより前(すすんで)の多となり、此等を簡んで非二と非多とならん、此の二性と根本の法體とを以て三性と爲すと、蓋し二も亦多の中に入るべきが如くなれど印度にては二と多とを分つ習慣あり、その文法にも複數の他に兩數を立つるが如し。

【二八】二を三本及宮は三とす、然し今は非一即ち二種を簡ぶの意なれば二の方妥當ならん。

【二九】(d)別の異釋を破す。

【三〇】三世を簡ぶなり、三世は有に非ざるが故に名あれど

たん。「豈空等は獨一にして二無きこと世が咸共に了すれば是れ一體ならざらんや。」世の共に知る所は是れ假にして實に非ず、汝が所執は實に世の知る所に非ず、如何んぞ空等の一體は唯是れ假有のみとも知ることを得ん、故に次に頌に曰く、

若し法に更に餘無く

汝は一體と爲ると謂はゞ

諸法は皆三性なり

故に一體は無と爲る

(二十一)

論に曰く、若し諸法には更に餘の伴無く唯一に獨存するを説いて名づけて一と爲すと謂はゞ、空等の諸法の一一の體の上に皆三性有り、謂く有と一と物となり、有とは謂く大有なり、一とは謂く一數なり、物とは謂く物類なり、即ち實徳業の三の中の隨一なり、故に虚空等の一一の法の上に皆三性有るなり。若し爾らずんば虚空等の上に一智言有つて應に起ることを得ざるべし、是れに由りて一法も獨存なるもの有ること無し、如何んぞ實有の一體と言ふ可けん。若し有の一角が皆實等を表するが故に唯實等をのみ有一物と名づくと言はば、是れ即ち有の一にして一有ること無きが故に應に一有る智言を起すこと能はざるべし。若し假説なれば斯の過無しと言はば、此れも亦然らず、前に已に破したるが故に、謂く智言等は誰か假誰か真ならん應に並びに眞と爲すべく或は俱に是れ假なり。又、一切法は其の相は殊なりと雖も應に實の名或は徳(の名)或は業(の名)を得べし、是の故に假説は其の過が彌深く終に一が三と成るの失を除くこと能はず。一に三性有らば一體は成せず、一が既に成ぜずんば三も亦有に非ず、是の故に諸法は一にも非ず、多にも非ず、而も一多と言ふは是れ假にして實に非ざるなり。或は異釋有り、一法は三と成る。謂く一法の言は非一を簡異す、非一は極略にして謂はゆる二種なり、二及び前を簡びて即ち二性と成る、根本の法體を以て第三と爲す、故に一切法は皆三性有るなりと、今應に徵問すべし、二を簡んで一を取るは乃ち是れ自心の分別に異有るなり、如何んぞ法をして三性を成ぜしめんや。又、前の二を簡んで彌其

【二〇】(b)彼(勝論)空の一體を主張するを破す。

【二五】三本及宮本は所知を共知とす意異なることなし。

【二六】假を以て執して實と爲す。眞の實を知らず、云何んぞ假なるを知らん。

【二七】即ち有性句義なり。

【二八】此の義明かならず、三性中有は有性句義にして即ち舊の同句義なり、實・徳・業中に攝せず、一は數なる故徳句義に攝す、物は實句義に攝すべし、實徳業三中隨一は不明なり。

【二九】若し此の三性無くば虚空等の上に於てそが一なりとの認識を得ざるべしと。

【三〇】諸の實等は即ち實體概念にしてそれ自らに非ずば認識され得べきものに由つては爾らず徳業等の種々の形相を通じてのみ、これらに依存してのみ考へられ得べきものなり。而してその有する諸性質中最大唯一の本質的特性は有性を以て表はさるゝ存在性なり、(且らく九實等)に分別は實そのものとしての本質的區分に非ずして徳業等に表はされたる個體として分類のみ)従つて今本論の所説は此の有の一を以て實等を表はさしめ得るが故に唯實等をのみ(換

薪に託せずんば即ち應に燒煮等の用有ること無かるべし、火の極微の如し、若し爾らば即ち應に火性を失して燒煮の用無かるべし、地水風の如し。世間には是の如き火の燒煮の用無く及び薪に離れたるもの有ることを見ず、故に火の極微は必らず薪に依りて有り、現見の火の薪に依附するが如し。或は應に信知すべし極微は火に非ず、火の用無きが故に、猶龜毛の如し。有も亦然らず、故に次に頌に曰く、

火の微に薪有らば

應に火の極微無かるべし

(十八)

論に曰く、若し火の極微にして恒に薪と合せば應に魚火と名づくべし、何んぞ極微と謂はん、一切時に於て薪と合するが故に、應に魚火の如く極微性を失ふべし、地と彼と合するも亦微と成らず、餘も亦應に然るべし、種類が同じきが故に、則ち應に決定して一の極微無かるべし。色法にして既に然り心法も亦爾り、心と心法と俱に生滅するが故に。

又、一切の法の一體なることは成ぜず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

審に諸法を觀する時

一體の實有なる無し

論に曰く、諸の有爲法は因縁を待つて成じ、積聚して而して生じ、積集して而して滅し、一法として其の體の獨存するもの有ること無し、一體の中に於て復漸く分折し乃至極細に至るも猶衆分有り。若し諸法の體が一に非ずんば應に多なるべし、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

一體が既に有に非ず

多體も亦應に無かるべし

(十九)

論に曰く、要らず先に一有り後に積んで多と成る、一體すら尙無し多體が焉んぞ有らん。又、汝は一は縁に藉りて多を生ずと執す、一體が既に無し多體が豈有ならんや、一體の有に非ざること前に已に具に論じたり、是の故に定んで眞實の多體無し。彼が所執の一我は獨存すと雖も而も體は周圍して多我と合す、又、多法が合するも一體は成ぜず、一が既に成ぜずんば多は何に由りてか立

【一〇七】論の火の極微を破す。

【一〇八】(a)火微と薪との離を破す。

【一〇九】(b)火微と薪との合を破す。

【一一〇】色法に類して心法を破す。

【一一一】一切法の一體にして獨存なるを破す。

【一一二】(a)總破。積聚説は勝論説の特徴なり。

【一一三】兼ねて多體をも破す。

【一一四】勝論所執の我なり、虚空の如く大にして常、一切に遍滿すと説く。

に通ずと雖も而も同類に局る非實の言の如し。又、小乗の人が實有と執せずんば所燒等の法を何んぞ破するを用ふることを爲さん。若し彼の世俗の所燒を破すと云はば即ち世間に違す何んぞ比量を成ぜん。

復次に、^{一〇四}離繫外道は是の如き言を作す、地大の極微及び餘の果の物は是れ火に非ずと雖も而も火と合し火に雜はるに由るが故に煖の相に似て現す、然るに彼の地等は眞實には燒には非ず、煖性と異なるが故に、亦非燒なるにも非ず煖の相に似るが故に、俱なりと雖も而も實に是れ所燒なりと説く可からずと、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

餘の煖が雜はるが故に成ぜば

如何んぞ火を成ぜざる

若し餘が煖を成ぜずんば

火に由るの法は應に無かるべし

(十七)

論に曰く、若し地大等が火の雜はるに由るが故に眞に煖性と成らば應に火と成らしむべし、煖觸の攝なるが故に、實の火大の如し。若し彼の火が雜はるも煖性と成らずんば火が因爲るに由りて生ぜられし熟變異觸の諸法も亦應に有ること無かるべし、火が餘の煖觸を生ずること能はざるが如し。若し熟變の色等の諸法無くんば誰か能く燒煮し誰を燒煮せん、故に燒煮等は皆實有に非ず。火は(眞)實の能燒に非ず、觸の所攝なるが故に、地大等の如し。地は、實の所攝に非ず、觸の所攝なるが故に。火大等の如し。能煮と所煮と此れに準じて應に破すべし、故に彼が所執も其の理は成ぜざるなり。

復次に、應に重ねて審に問ふべし、^{一〇五}食米齊宗の諸火の極微は薪有りと爲すや不や。無は且らく理に非ず、故に次に頌に曰く、

若し火微にして薪無くんば

應に薪を離れて火有るべし

論に曰く、若し火の極微が薪を離れて而も有らば眞火も彼と同じく應に薪に託せざるべし、若し

ふを破す。即ち前段中に小乗の徒が「若し火の遺無くんば如何んぞ世間に火等の物の燒煮等の用有らん」と云へるをうけて今之を破すなり。
【九七】火によつて燒かるゝものは何ぞ。
【九七】煖は熱の意なり。
【九八】能燒の用なり、故に煖は能燒にして所燒に非ず。
【九八】薪は煖性に非ず、猶水風の如し、故に所燒に非ず、薪とは所燒の木等に名くるなり、所燒なくば薪も無し。
【一〇〇】煖を三本及官は燒とす、意は同じ。
【一〇一】上に有が頌を異釋して諸法は煖性に非ざるが故に所燒の體に非ずと又邊執するを論主假に所燒を許して破す。
【一〇二】煖性に非ざるが故にとの因なり。
【一〇三】燒と云ひ非燒といふ名は世間是有觸の物に於てのみ之を許す、然るに世間現見有觸の物は煖性に非ざること無し、故に非燒の名は餘の有觸ならざる法に通ずと雖も小數の同類に局る所の非實の言の如きなり、非實の言は豈同喩とならや。
【一〇四】離繫外道(耆那教徒)の合火燒相似現説を破す。
【一〇五】實句義なり。
【一〇六】勝論の徒なり。以下勝

と無きが故なり。

復次に、勝論者は火は是れ能燒にして地は是れ所燒、其の體は眞實にして、燒煮等の用も亦眞實有なり、色等を熟變すること現に知る可しと説くが故に、今應に詰問すべし、火は何の燒く所ぞ煖と爲すや餘と爲すや、汝應に審に答ふべし。一並に許さば何の失ぞ。二俱に然らず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

煖は即ち是れ火性なり

煖に非ざるものが如何んぞ燒かれん

故に薪の體は無爲り

此れを離れて火は有に非ず

(十六)

論に曰く、煖は所燒に非ずして即ち火の性なるが故に、自の有用に於て現事と相違す。又、汝が宗の中にも所燒は煖に非ず、故に應に煖を執して所燒と爲すべからず。亦應に所燒は是れ地なりとも言ふべからず、煖性に非ざるが故に猶水風の如し。薪は是れ所燒なりとは、所燒無きが故に薪の體は有に非ず、薪の體が既に無くば火は何に依にてか立たん、火は必らず薪に依つて而も生起することを得、所燒の薪が盡くれば火は即ち無きが故に、能燒と所燒と既に並びに有に非ず色等を熟變すること豈實有ならんや。故に實に能燒所燒燒煮等の用有りと執するは皆理に應ぜず。有が説く、此の頌は唯彼の勝論外道が地は是れ所燒といふを破するのみならず但總じて破して地等の諸法は煖性に非ざるが故に所煖の體に非ずと言ふなりと、此の説は然らず、煖性に非ざるが故にとは、既に同喻無し應に不成の因なるべし。説いて未燒の位の如く地等の色聚は是れ所燒に非ずと言ふべからず、彼の聚の中に於て常に煖性有り異相が隨ふが故に亦所燒とも名づく、苦樂等の法は所依の身に隨ひ火に依りて變異するをも亦所燒とも名づく、無色界の法は前世の地下の牽引する所なるが故に亦所燒とも名づく、故に此の因の所引の同喻に非ず、設ひ同喻と爲すも理としても亦然らず、燒非燒の名は唯有觸の物をのみ世間は共に許し餘法に非ざるが故に、此の非燒の名は餘法

無し。

【九〇】 此に云ふ色は佛教に説く色なり、即ち大種(地・水・火・風の四)にして各々堅濕煖動を性とす實の四大なり)所造の色なり、而して十八界中五根・五境及び法界の一たる無表との十一を色法とすれど此中觸界は大種と所造色との二に通じ他は皆唯所造なり。

【九一】 色の原語 *rūpa* に二義ありとせらる、即ち變壞、質礙の義なり今は前につきて云ふ。

【九二】 受 (*vedanā*) 即ち色と共に五蘊の一なり。

【九三】 四大種は一切萬物に周遍する故これ萬物の通有性なり、されど時として此の四大種中顯潛勝劣の差有りて又萬有に特有性を生ぜしむ、萬有に差別の現象有るは之によるされど又四大通じて通有性有るが故に石を打つて火を生じ(隠れたる火大の作用)金屬も、

餘散す(水大の作用故に萬有が四大種の所造なること實なり、燒煮等の用なるを以て知るべしとなり)。

【九四】 諸法の體用を無とするに非ず汝所執の分別倒見の體用を無とするのみ。

【九五】 勝論等の能燒(火)所燒(地)燒煮の用等實に有りと云

す。別相を捨て、色等の名を失ふこと勿し、是れに由りて因縁和合の一體は應に瓶等の其の體が實に無なるが如くなるべし。謂く瓶等は色等の法を離れて別體無きが故に一體が成ぜざるが如く、和合も亦然り色等を離れて別體有るに非ざるが故に體は一と成らず。又、和合する所にも一の細分が和合するに非ざるが故に應に未合の如く合して一の細分と成らざるべし、應に各を和合と名づくべからず、一の合の内に多の合の體有る勿し、是の故に和合の體は實有に非ず。

又、和合の物は必らず色に依りて成ず、色體すら尙無し和合のみ焉んぞ有らん、色體が無しとは次の如し、頌に曰く、

色等を離れて

色の體も亦應に然るべし

瓶の體は實に無爲るが如く

風等を離れて有に非ず。

(十五)

論に曰く、應に知るべし、此の中 四大の造色をも俱に名づけて色と爲す、變壞の相なるが故に、變壞の色相は大の造にして合成なるが故に大の造を離れて實有の性無し、此の中の唯一のみが是れ色なる可からず唯此の一のみが變壞にして餘に非ざること勿ければなり。又、亦應に一切も是れ色なるべからず一切の色は皆同じく一體なること勿ければなり、體にして若し殊有らば應に色性を失ふべし、一性に衆多の體有る可からず、一切の法は皆同じく一性なること勿ければなり、是の故に色の名は實有の體無し、唯風等に依りて色の名を假立するのみ。色體が虚なるが如く、受等も亦爾り、領納等の相は推すに體は實に無し、唯世間の虚假の名相有るのみ。若し大の造無くんば如何んぞ世間に火等の物の燒煮等の用有らん、又、若し一切が皆所有無くんば諸の安立する所は應に成ずることを得ざるべし。我は諸法の體用無しとは言はず但汝が論の立つる所が皆無しと説くのみ、謂く世の所知の色受等の體と燒煮等の用とは一切無には非ず、若し諸の愚夫が分別せる倒見の所執の體用を我は説いて無と爲す、諸の聖人の此を見て有と爲すには非ず妄情の所執は都て有ること

にずとし、此の五唯より五大を生ずとす、五唯とは聲・觸・色・味・香なり、唯とは(Candāśāra) 頗る微細なる物質にして吾人の通常の感覺的對象に非ず、五唯より五大を生ずるの經過についても註者の間に一定せず金七十論は聲唯↓空大、觸↓風、色↓火、味↓水香↓地とすれば今本論の如くは混合説なり。とに角五大となるに至りて現象的感覺的物質となり其の配合機乘によりて現實の世界が形成せらる。今も然り五唯量が五大を成じ五大が瓶等を成ず、故に結局瓶等の因は色等の五唯量なるなり。

【一】 自性 (Prakṛti)。
【二】 思我 (Ahaṃ, 神我)。
【三】 勝論者の因果有るが故に體有りと云ふを破す、前の數論の失を救はんとして又破さる。

【四】 極微或は餘を指す。
【五】 因に二種有り、常と無常と有り、常とは相持の故に有り、一無くんば他も無し。

【六】 有が同類の因果展轉相續の和合有りと云ふを破す。
【七】 五唯なり、即ち數論の説く原質的物質なり。
【八】 和合の體は實有に非ず。
【九】 和合の物は色に依る。色無なるが故に和合有ること

に異らずとも言ふべからず、瓶等は即ち色等諸法を用つて自體と爲して別性無きを以ての故なり。是の如く已に色等の諸法は瓶等と一なること其の義成ぜずと辨じたり、今當に（色等の諸法は）瓶等と異ると説く理も亦成ぜずと顯はすべし、故に次に頌に曰く、

瓶等に既に 因無くんば

體は應に果を成ぜざるべし

故に若し色等に異らば

瓶等は定んで無と爲らん。

(十二)

論に曰く、地等の大の體は色等を攪つて成するが故に五大の因は即ち五唯量なり、謂く聲量を攪つて空大を成じ、更に觸量を加へて風大を成じ、復色量を加へて火大を成じ、又味量を加へて水大を成じ、總じて五量を攪つて地大を成ず、大を瓶等に望むれば同體相成すること（唯）量の能く成ずるが如し、同類の果なるが故なり。若し色等に異らば瓶等には因無し、既に因の體有ること無くんば應に果に非ざるべし、一切の果は因を待つて成するを以ての故なり。是の故に若し瓶等は色に異ると言はゞ即ち應に瓶等は果にも非ず（色等は）因にも非ざるべし、色等に非ざる故に、龜毛等の如し。又、根の境に非ず、因果に非ざるが故に、色根の所行は因果に非ざること無し、此は因果に非ざれば根の行ぜざる所なり。或は復應に瓶等の諸法無かるべし、因果に非ざること無し、石女の兒の如し。自性を因と許し、思我を果と許さば、根の所顯なるが故に不定の失無し。是の如く數論の所立の瓶等は若しくは一にても若しくは異にても皆成ずることを得ず。

復次に、勝論者の言はく瓦等の細分が瓶等を生ずるが故に瓶等は有因なり、既に其の因有らば體は即ち是れ果なり、因有つて是れ果ならば其の體は無に非ずと、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

瓶等の因が若し有ならば

瓶等の因と爲る可し

瓶等の因は既に無し

如何んぞ瓶等を生ぜん。

(十三)

【五〇】 以上を結論す。

【五一】 勝論の句義論の本來の立前は要するに概念の客觀化、實在化にあり、然るを逆に概念、言説の因として諸法の有を主張するなり。

【五二】 (4) 即不成破。

【五三】 數論の諸法一性説を破す。

【五四】 瓶體の一多俱不成破。

【五五】 一一の法を離れて別に瓶有るに非ず何んぞ一一の法と瓶との和含有らん。

【五六】 色・香等の和合（して瓶と爲る）を破す。

【五七】 五境中の觸境なり。

【五八】 觸が自ら自らと觸すべからず。

【五九】 觸の所觸なるが故に既に色に非ず、故に和合すと云ふとも觸自らの同類との和合と成るのみ、色等諸塵の合と云ふべからず。

【六〇】 分と有分と一なりと云ふを破す。

【六一】 (れ) 有分(瓶)を分(色等)に歸して破す即ち色等の和合が實に瓶に非ざるを證す。

【六二】 有分(Avayavā)は全體、分(Bhāg)は部分なり。今は有分とは瓶にして分とは色等なり。

【六三】 若し色を以て瓶の體なりとせば色(即ち瓶)は瓶の一分なる故、瓶を以て瓶の一分と爲すことゝなるべしこれ定んで不可なり。

ず、皆瓶の分なるが故に、是の如く瓶の分たるの理も亦成ぜず、有分が既に無なれば分は誰の分爲らん。色等の一は其の體は瓶に非ず、此れを除いて更に眞實の瓶の體無し、瓶の體が無なるが故に瓶の分も亦無なり。豈色等の塵が實に瓶の分と爲らんや、軍林等の物は假に説いて有と爲すなり。分と有分との即も離も思ひ難し、應に世間の所見に隨つて而も説くべし、委細に其の眞を推究す可からず。

又、若し色等の體が實に是れ瓶ならば一切は應に瓶たるべし、故に次に頌に曰く、

一切の色等の性は

色等の相と差無し

唯一類のみ是れ瓶にして

餘は有に非ずとは何の理ぞ。

(十)

論に曰く、瓶・衣・車等なる所依の事の中の色等なる能依は性相とも別無し。若し色等の體が皆實に是れ瓶ならば衣等も亦應に皆是れ瓶の體なるべし、即ち色等なるが故に、共許の瓶の如し。或は所執の瓶は應に瓶の體に非ざるべし、即ち色等なるが故に、衣車等の如し。色等は應に同にして而も異有りとし、之に依りて瓶等の類が殊ると建立すべからず、汝が宗には更に同異性無きが故なり。細分の安布の差別に由りて其の瓶等をして其の相に異有らしめず、同じく色等を以て自性と爲すが故なり。瓶等は應に色等に異なるべからず、自の所執の因果の一に異なるが故なり。瓶衣等が異なる失有るが如く、色等も亦然り、即ち一の瓶なるが故なり。

又、色は味等に異りて瓶等に異らずと説くべからず、故に次に頌に曰く、

若し色が味等に異りて

瓶等に異らずんば

瓶等は即ち味等なり

色が何んぞ即ち瓶等ならん。

(十一)

論に曰く、瓶等が即ち味等を用つて體と爲さば應に味等の如く色と異有るべし、故に色は味等に異り瓶等に異らずと言ふ可からず、理が相違するが故なり。亦應に味等の一は色等と異りて瓶等

し、之が所依となるを云ふなり、即ち地は此の四徳全部を水は色・味觸の三徳の他に液潤の二徳を加ふ、火は色・觸の二を風は觸のみを有す、以下は之等四徳が地等の四實に依る場合の一分轉(部分的に存在するの義)遍轉(周遍に存在するの義)について論をなす。

【五三】 數論の三徳なり、之は一切に通く轉ず。

【五四】 勝論自らの所説なり。勝論は九實、特に主として地水火風の四實に就いて因と果とを分つ、因は單純微細のもの即ち常住なる原子にして地水火風の四は各々順次に本來の徳として香・味・色・觸の一を有す、果は複雑粗著のもの即ち複合物にしてその徳として地は色・香・味・觸を水は色・味・觸と液潤とを、火は色・觸を、風は觸を有し、果の實として無常なるが故に徳も亦無常なり、先には因の實に就きて論じ今は因の實につきて論ず、因の實の中の果體とは即ち徳業等をさすなり。

【五五】 勝論なり。

【五六】 色は實の徳にして因なる極微にも果なる産果にも通ず、因は小にして果は大なり、然らば豈色に定まれる形量有らんやと。

することを得んや、若し一一の法にして其の體が皆瓶と共に和合する時多體と名づく可くんば、既に此の義無し(故に)瓶の體は多に非ず。亦瓶の體は實有なりと言ふ可からず而して説いて一と爲し多と爲す可からず、兎角龜毛は實有に非らざるが故なり。豈色等が合して軍林を成ずるを説いて一多と名づけざらんや、瓶も亦應に爾るべし。此れは唯世俗にて假に軍林を説くのみ其の中には都べて軍林の實體無し、若し實有なりと執せば應に瓶の如く破すべし、汝も亦別に軍林有りと説かず。又、色・香等は共に合するの義無し、故に和合して瓶と爲ると説く可からず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

觸有る無きの體は

故に色等の諸法は

觸有るの體と合するに非ず
合して瓶と爲る可からず。

(八)

論に曰く、合とは謂く其の體が展轉して相觸るゝなり、此れは唯有觸のもののみ、(可能なり)謂く地・水等なり、色・聲・香・味は觸の所攝に非ず、如何んぞ相觸せん、或は觸が觸せんや。既に觸有ること無くんば合の義は成ぜず、觸無きの思には終に合の義無きが如し。若し色等には相觸るるの義有りと言はゞ應に觸の所攝なるべし、猶地等の如し、則ち唯觸體は同類と相合するのみ、色等の諸塵は定んで合するの理無し、合すれば則便ち色等の性を失するが故なり。
設ひ色等が聚集するを合と名づくと許すも而も色等の性は終に實の瓶に非ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

色は是れ瓶の一分なり

有分が既に無爲れば

故に色の體は瓶に非ず
一分が如何んぞ有ならん。

(九)

論に曰く、色等の聚集するを總じて説いて瓶と爲さば、色は唯一分のみなれば理として瓶の體に非ず、瓶を以て瓶の一分と爲す可からず。是の如く聲等も例するに亦應に然るべし。一一は瓶に非

【四】(四)色等は實を離れて體無きを示す、即ち能依(色等)と所依(實)と體互に通ずるを合と名くと云ふを破す。

【五】勝論にて説く大又は大種(Chandhaka)は地・水・火・風の四大にして實句義中に攝せらる、大は元素にして一切物質の構成要素なるが故に此の名を得。

【六】汝が論破せんとするは他に非ずして自らに矛盾を有する汝自身なり、故に敵を破せんとするよりも先づ汝自らの宗義を申べ自らの謬語を正すべし。

【四七】四大を云ふ。

【五】他を三本及宮は地とす、地とすれば勝論にては色・香・味・觸等の四徳は地なる實を所依として成ずる故意味通ぜざること無けれど然し色の所依の實は地に限らず水・火も同様なれば今の場合には前後の關係より見て一般的に他と云ふを可とせん、下の所依の實とは地・水・火等を指すなり。故に後の如く色等が地等に依るとせば意味は包括的となるなり。

【五二】くるひ言、たはごと、れごとの意。

【五三】色等が地等に依るとは勝論にて地・水・火風の四實は各々色・香・味・觸の四徳を有

らず、敵論は他に非ず應に宗義を申ぶべし、他に對して敵論すれば自ら敘することは唐捐ならん。
是の如く已に有と數と色等とは實を離れて體有りととは諸過多きの難を説きたり、其の同異性は有の如く應に遮すべし、其の徳は數の如く、餘の不共の徳と及び業の差別とは色等の如く破す。諸の實の中に於て各別に轉するが故なり。勝論の所執は唯爾所、心言の因と爲して諸法の有を顯はす有のみ、理を以て推究するに皆成することを得ず、故に應に執すべからず。又、頌を説いて曰く、

有、數等の能相は

所相の成ぜざることを顯はす。

此れを除いて更に因無し

故に諸法は有に非ず。

(六)

論に曰く、已に有性と數と及び色等とが自の所依の法有ることを顯はす能はざることを辨じた
り、此れを除いて餘の決定の因の、諸法が其の體が實有なることを證すべきもの有ること無し、因
無くしては諸法有ることを立つ可からず、所立の一切は皆成すること有ること勿し、故に諸法は實
有なりと言ふ可からず應に世俗に隨つて假に無に非ずと説くべし、唯此れのみ愆無し堪忍して推
究するに此れは異れば世俗已宗に遠越す。僞鶴が所宗の實等は有に非ず、有性に非ざるが故に、猶
空花の如し。有性も亦無なり、實等に非ざるが故に、猶兎角の如し。是の故に皆虛なり。

復次に、數論者は諸法は有性・數等を待たずして、而も了知す可きが故に先の諸の失は我に於ては
過無しと言ふ、彼の言を破せんが爲に復頌を説いて曰く、

別相を離れて瓶無し

故に瓶の體は一に非ず

一一は瓶に非ざる故に

瓶の體も亦多に非ず。

(七)

論に曰く、色・香・味等の體相は同じからず、別根の所行にして餘根の境に非ず、彼の諸法を離れ
て別に瓶有ること無し故に色等の如く瓶の體は一に非ず。既に一と許さずんば瓶の體は應に多なる
べし、一一は瓶に非ず、如何んぞ多體ならん、色等の性相は展轉して同じからず豈一類の瓶體を成

故に、眞の一には非ずといは
ば之は然らず。一なる數が實
等をかねることは許されず前
に破せし如し、然し又實等は
一智の所縁に非ずといはば實
等も亦眞に異なるに非ざるべ
し、何となれば異は同(即ち
一)に對す、一を見ずんば何ん
ぞ異を見ること有らん、たと
へば瓶に種々相有りと言ふ時
はそは一の瓶の上の種々相に
して他の或るもの種々相に
非ず、故に一瓶なる認識無き
に何んぞ多相有りとするべけ
んや。

【四四】實等(諸法)の上に於て
或は一體なりと云ひ或は多相
なりとなす等の智言を起すは
已に假なり、然らば又それら
の數の上に實なり徳なり等の
智言を生ずるも亦是れ假なる
べし。此等、相待する二組の
智言は別無くして結局同じも
のについて分別なる故眞假
の別無し、一が假ならば他も
亦假なり。

【四五】勝論にて實句義中に九
を數ふ、即ち地・水・火・風・
空・時・方・我・意なり、此の中
に在りて、空・時・方はこれ非
心非物のものにて、他の諸實
(物心二元に分たす)の存在し
行すべき條件としての場所、
時間なり、實は空處に居すと
は其の意なり。

如き等の類の過失は衆多にして汝が所立の宗は便ち散壞と爲る。若し色等は徳句の所攝なるが故に形礙無しと言はゞ、此れも亦然らず、敵論は他に非ず應に宗義を申ぶべし、他に對して敵論すれば自ら敍するは唐捐なり。我が佛法の中にて聰毅勇猛にして眞理を見る者は汝が所宗の六種の句義に於て、狂寢語の如く承敬の心無し、徒らに引くも何の益ぞ。或は復色等が地等に依る時には一分に轉ずと爲すや、猶樂等の如く遍ねく轉ずと爲すや。若し一分に轉ぜば應に一の實の上の有徳無徳有青無青是の如き等の過有るべし、若し遍ねく轉ずと言はゞ色等の諸徳は應に亦大と名づくべし、實と處が同じければなり、猶地等の如し、實は空の中に在り徳は實の上に居す、所據が各別なり如何んぞ處が同じからん。我が意は同じく一處に依るとは言はず但徳と實とは其の體が相遍し空に據りて量が等しきが故に處が同じと説くなりと言はゞ、徳を若し大と名づくれば應に更に徳を有すべし、然るに徳には徳無きが故に大と名づけず、敵論は他に非ず應に宗義を申ぶべし、他に對して敵論すれば自ら敍することは唐捐ならん。或は復此の中にて徳は實と同じく大と名づくると雖も而も意は實は徳と同じく形無く其の處が同じきを以て猶色等の如しと難するなりと言はゞ、我宗の地等は皆形質有り、如何んぞ徳と同じく形礙無からんや。敵論は他に非ず應に宗義を申ぶべし、他に對して敵論すれば自ら敍することは唐捐ならん。或は復色等は其の果の實と同じく因の實に依り和合して而も生ず、諸の因の實の中の果體は皆遍じて處は別無きが故に徳は應に實の如く亦大の名をも立つべし、實は應に徳の如く大の稱を立てざるべし。若し我が宗の實の(四)大は徳に非ず相類す可からずと言はゞ、其の理は然らず、敵論は他に非ず應に宗義を申ぶべし、他に對して敵論すれば自ら敍することは唐捐ならん。或は復彼の宗の極微の量は小にして衆微が和合して塵果を起す時塵果と因とは處が別無きが故に極微と色とは應に塵大と成るべし、色と塵果とは應に極微と成るべし。若し我が宗の因は小にして果は大なれば色は形量無しと言はゞ、理としても亦然

となく、彼の云ふ如く實等の體は異にして有性は同なるが故に別有りと言ふべからずして此等は相似して異なるらば皆異、同ならば皆同なるべしと。

【三】一なる數(有性に喩ふ)の所依たる實等(法に喩ふ)は種々の相を有すれどもその實は多數なりとの數智を生ぜず、一なりとの數智を生ぜず、而して此の一なる數智と法(實の有する種々の相を合して云ふ)と合するを一瓶等と名くる如く、是の如く一と實(種々相を有するもの)と異なる有性と法(種々の個物)との異なるに喩へんとするなり。

【二】(b)實の外に數無きを示す。即ち一と瓶との合を破し、何れも假にして實に非ざること證す。

【一】空は言説不及の強なれば智にては了すと雖も言にては現はし得ずと智と言と各別なるが如く一と實と合するも實は一相と成らざれば言にては一と言ふとも一の智は生ぜざるべしと。

【四】樂はほこなり。

【三】何んぞ智は眞の一と許さざるに言のみ眞の一なりと云ふや、智言一致すべきなり。

【二】即ち一は如何なる實にも適用するに實は各々異なるが

眞の一には非すと云はゞ理としても亦然らず、前に已に破せしが故なり、又、應に一智の所縁と爲すべからずと謂はゞ實等も亦應に眞に異有るに非ざるべし。實等の上に於て數の智言を起すを既に説いて假と爲す、其の數の上に於ける實等の智言も例するに亦應に爾るべし、相待の智言の二は別無きが故に、如何んぞ一は假にして一は眞なりと説く可けん。故に量を立て、言はく、所執の實等は眞の實等に非ず、數の智と數の言との所行の境なるが故に、一二等の如し。所執の一等は眞の數體に非ず、實等の智言の所行の境なるが故に、猶實等の如し。是の故に一切の其の體は眞に非ず。又、數と實と會て合する時無し、云何んぞ乃ち瓶と一と合すれば瓶を説いて一と爲すと云はん、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

瓶と一とは會て合すること無し

瓶は應に一の名無かるべし。

(四)

論に曰く、實は空處に居し一は實の中に在りて處が既に同じからず、豈合すと名づくるを得んや、則ち應に一の數は一の瓶を表はさざるべし、處が同じからざるに由る、二等の數の(瓶を表はさざるが)如し。

若し是の説を作さば能依と所依との體は互に相遍す故に名づけて合と爲すと、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

若し色が實に遍せば

色は應に 大の名を得べし。

敵論にして若し他に非ずんば

應に自の宗義を申ぶべし。

(五)

論に曰く、若し色等の徳が所依の實に遍せば應に 實の體の如く亦大の名を得べし、地等の處は廣くして既に大の名を得たり、色等も亦然り、如何んぞ大に非ざらん。又、色等の徳は應に形礙有るべし、地等に稱ふが故に、猶地等の如し。是れ則ち色等は 他に依りて成ぜず、形礙有るが故に、所依の實の如し。俱に形礙有れば處は應に不同なるべし、實と徳とは應に因果に非ざるべし、是の

く、此の如く、上下に於て無限なるに至るべしとなり、たとへば一の馬をたらへて此れを吟味せばそれは馬としては異なるべく、白馬としては異なるべし、然し此の同異二性が和合してある時は白馬として同異性なれど此の同異を別々に見て各々上下に追求する時はその同たる馬も上位概念の動物としては同なれども馬としては牛等に對して異とも馬と異たると異たる白馬も白馬としては同なるも又白馬中にも大馬・小馬等の異なるべし、かくて上にも下にも無限の同異性有るを見ん。従つて先の出發點となりし同異の二相の差別は決定的に知り難き事となる、然し勝論にては同異に同異なしとて無窮の過を防げり。

【四】食。食事なり。

【五】溺。三本及宮本及宮は尿とす、同意なり。

【六】智の所縁となる、即知らるの意。

【七】有性又は實(實體概念)は一の極限的、實請的概念なるが故に、これ無かるべからざるが故に無には非ざれど然し、唯所知(概念知)にして可見・可聞等に非ず、而も種々の功用を有す考へらる、故に有も實も同じくして異なるこ

こと無し但功能のみ相等しくして別有る可し、有性も亦爾り、功用は殊有り、云何んぞ定んで異の實等有りと執せん、所以は何ん、但所知なるのみなるが故に、並びに無に非ざるが故に、同じく用有るが故に、應に互に相似して皆異皆同なるべし、是の故に有性は實等を離るゝには非ず。

復次に、今應に彼に問ふべし、法の外の有性は何を以てか喩と爲して實有なりと知るや、若し一の所依の實有の如く其の相は各別なれども數智を生ぜず一數は是れ能生の數智に同じく法と數と合するを一瓶等と名づく、相異なるに由るが故に實等は一に非ず有と法と殊なるを此れを同喩と爲すと云はゞ、若し爾らば瓶等は一に非ず、智は體は一に非ずと知るが故に二三等の如し。若し瓶等の體は一に非ずと雖も而も一と合するが故に名づけて一と爲すと云はゞ、是れ則ち此の一は瓶等に非ずと雖も瓶等と合するを應に瓶等と名づくべし。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く

若し一を瓶と名づけずんば

瓶は應に一と名づけざるべし。

論に曰く、譬へば一數と實等と合するを實等と名づけざるが如く、是の如く實等は一と合すと雖も應に一と名づけざるべし、更に互に相合して義は別無きが故に世間は應に一瓶等と名づくべからず。或は復實等と一と合する時に一相と成ると爲すや當に爾らざるべしと爲すや、若し一相と成らば應に實等を捐つべし、一數の相は實等の體に非ざるが故に、若し實等を捐つれば一數は應に無かるべし、數は必らず實等に依りて成するを以ての故なり。若し實等は一相と成らずと言はば應に一の智に非ざるべし、一の言のみの了する所なり、彼と合すと雖も體は彼に非ざるが故に、空と合する人の智と言と各別なるが如し。若し 架等と人と合するが故に人と異ると雖も而も人名を得るが如くならば、其の理は然らず、彼は假説なるが故なり。若し實等を名づけて一と爲すと云はゞ亦是れも假説なれば理は又然らず、眞の一無きが故なり。若し一の數は是れ眞の一なりと言はゞ、理としても亦然らず、智言は同じきが故なり。若し 一の數は遍ねく實等を該ぬるも實等は爾らず故に

れど同性はいはば普汎性にしてむる非個物的のものなるが故に必らず他の個物的も同性を見る、この共通なる他物を所同法と云へるなり、さて今同異二性よりなれる諸々の個物(諸法)に於て同異は異なるとなさば應に異性の外に所同法の如くに同有りと立つべし。若し然らずと云はば此法にはたゞ異性のみにして同は無きこととなり。所同法の境界は共通性なるが故に一にして、先の異性のみの中になくその外にあることとなり、かくして同と異とが全く分離せば同異の二性よりなる個物(法)たとへば瓶を離れて各別に二性有ることとなり。少しく詭辯に類する如し。

【二】勝論にては凡て句義 (Pratibhā) 語にて言ひ陰はされし觀念及びその内容物を意味すを實在物と考ふ故に同と云ひ異と云ふも抽象的觀念とするには非ずして具體的なる實在物とするなり、而して同異は諸法に於て必らず相待的に當に考へ得る故遍在すと説くなり。

【三】同異性は相待的關係に於て種々に立て得る故、若し法の外に同有りと許さばその各々に又同異性有るべし

異性の境界は異なるが故に異の外に同無し、其の所同法の境界は一なるが故に法の外に同有り、若し爾らば諸法は應に異性有るべし。所以は何ん、故に次に頌に曰く、

若し二相の異を見て

瓶を離れて同有りと謂はば

二相は既に殊有り

應に瓶を離れて異有るべし。

(三)

論に曰く、若し諸法の同異の相が異ると見ば即ち法の外に於て別に同有りと立つ、既に諸法の同異の相が異ると見れば應に法外に於て別に異有りと立つべし、同異の二相は俱に諸法に遍すれば異は應に同の如く法を離れて別に有るべし、設し法の外に異有り同有りと許さば此れは復應に餘の同異性有るべし、是の如く展轉して同異は無窮なり、即ち二相の差別を知る可からず、二は皆遍するが故に、俱に無窮なるが故に、異は應に同の如く同にして異に非すと名づくべし、同は應に異の如く異にして同に非すと名づくべし、是の故に法の外に別の同異無し。又、若し實等と有性と別ならば應に實等は是れ有なりと知ること能はざるべし、別相を帯するの知は審に知ること能はず、餘の別相の法は前に已に具さに辨じたり、如何んぞ世間は有情に非ざる實等の法の上に於て有の智を起さんや。若し實等は有性に非すと雖も有と合するが故に有の智を起すと云はゞ、即ち實等の法は假に名づけて有と爲すなり、體は眞の有に非す應に説いて無と爲すべし。湯鄙の人は立ちながら澆し、立ちながら溺し便痢して洗はず楊枝を嚼まず假に號して牛と爲すも眞の牛犢に非ざるが如く、實等も亦爾り、假に有にして眞には無なり。又、汝は應に何者か眞に有にして餘は有と合して假に有と説くやを言ふべし。若し有性は是れ眞に有なりと言はゞ其の理は然らず、差別無きが故に。有と實等と齊しく、智の縁有り如何んぞ一は眞にして一は假なりと言ふ可けん。又、眞有と假有とは應に一智の縁に非ざるべし、眞假の相は別なるが故に、王と王使との如し。又、實等は其の體は各異れども有性は是れ同なるが故に有とは別なりと言はゞ、此れも亦然らず、實等の眞體も亦異有る

當る。同の最上は有性(Atyanta)存在)にして異の最下は邊異(Antya-vibhava)個物又は原子等)なり、一般概念によりて表はさるゝものは此の兩極端の中間にあるものにして即ち類即ち同にても有り又種即ち異にても有るものなり、之を同異性と云ふ。勝宗十句義論中に俱分句義と譯さるゝものと同じ、凡ては法體はその相待的關係により種々に同異性と名する、たとへば一の馬をとらんにそは馬としては同なれど白馬としての方よりは異なるが如し、又馬と馬と相待望すれば同なれど馬と牛とを待望すれば異なるが如し、今この所論勝論にては此の同と異と和合して一法體を形成すれど然し同異は同じくして一なるには非ず已に相が異なるが故にして先の數論の失を免れんとするを追究して然らば法體を離れて同性有り、從つて又異性も有るべしとて第三頌を起し來るなり。

三 同異性の境界とはいはば個物なり、此の個中に於て同異の二性は和合して存す。而もその二性は何れも實在的のものとして考へらるゝなり、所同法とは、同異の二性中異性は全くその個物の獨自性に於て他に共通なるものを見ざ

復次に、瓶等と色等とは互に相依りて成ずること理として俱に然らず。故に次に頌に曰く、
瓶に依りて色有るに非ず
瓶の有るは色に依るに非ず。(二二)

論に曰く、瓶等と色等とは體は皆實に非ず如何んぞ定んで能依所依を立てん、此の中にて依の言は或は因の義を表し、實徳の因果の成ぜざることを顯はさんと欲す。鶴鬚子は瓶等の因に依りて色等の果有りと執す、此れは比量に違す、謂く色等は瓶等を因と爲すには非ず、是れ色等は聲の詮表する所なるが故に、色等を取るは心所縁の境なるが故に、色性等の常なるが故に因無きが如し。
數論師は色等の因に依りて瓶等の果有りと執す、亦比量に違す、謂く瓶等は色等を因と爲すに非ず、彼を離れざるが故に、樂等の(三徳の)性なるが故に、即ち色等の如し。彼は色等は其の有性と即にも非ず離にも非ずと執す、即ち有なるに非ざるが故に、應に兎角の如く瓶等の因に非ざるべし、若し色等は即ち是れ有性なりと言はば應に有性に同じく體は差別無かるべし、若し色等は樂等を性と爲す既に體は同じと許せば斯の過無しと言はば、此れも亦然らず、汝が自宗にて根境の別といふに違するか故に、復大過失有り、樂・苦・癡の三と有性とも亦同じく應に異なること無かるべきが故に。若し樂等は是れ有性なるには非ずと言はば應に兎角の如く其の體都て無なるべし、色等も亦應に彼に同じく有に非ざるべし相離れざるが故に、樂等の三の如し、是れ即ち一切は皆實有に非ず、故に色等を瓶等の因と爲すに非ず。
復次に、勝論者が彼は同性と諸法とが一なりと立つれば斯の過有らば我は同性と諸法とは異なり相の異なるに由るが故にと立つれば應に此の失無かるべし、諸法は相望するに同有り異有り、法體は局別なり、所以に異と名づけ、有性は該通す、所以に同と名づく、通局は既に殊なり、故に相は異有り、相の異なるに由るが故に異の外に同有りと言はば、若し是の如くならば同異句義は應に異性の外に別に同有りと立つべし、同異有るが故に、所同の法の如し、若し爾らずと言はば此の同

の徳(屬性)なり、我に九徳を數ふるが如し、瓶は不共の徳無きが故に色等を離ればこれ無なるべし。

[10] 意(Chaitanya)實句義に説く九の一、我と五官及五境等の間にありて謀介的作用をなす微少物質なり、而して實句義に攝せらるるものは常住にして自ら成ずと云はるゝなり。

[11] (2)相依相成破。

[12] (a)勝論説を破す。

[13] 此瓶を實と見て、勝論にては徳業等の諸句義はそれ自體として有ること無く必らず實に依存して有りと云ふを瓶等の因に依りて色等の果有りと云へるなり。

[14] 以下の因は即ち色等は實有に非ざるが故にの意なり。

[15] (b)數論説を破す。

[16] 即ち數論説に依れば色等も瓶等と同じく三徳の所成なり、瓶等は尙色等の如し。

[17] (3)離不成破。勝論者の獨立諸句義を分析して破す。

[18] 彼とは數論師を指す。

[19] (a)實の外に同(有性)無きを證す。

[20] 勝論の六句義中、同(Chaitanya)及び異(Vijñana)の二句義有り、同は概括作用に應ずるものにして所謂類概念に當り、異は限定作用に應ずるものにして所謂種概念に

らず他に依りて瓶等は了す可きを以て前の同喩の如く其の體は眞に非ず。説いて瓶等は色に即すと
言ふ可からず、瓶は色に依つて了せらるゝが故に他に依らず。所以は何ん、故に次に頌に曰く、
色に即して瓶有るにも非ず。

論に曰く、色體に即して瓶有りと立つ可きに非ず聲^二等も亦瓶の自性を成するが故に、色は聲等
を其の自性と爲すに非ず如何んぞ色は即ち是れ瓶なりと立つ可けん、聲等も亦應に瓶體に即するに
非ざるべし、義は色の破に同じき故に別に論ぜず。又、一一の瓶は多法を體と爲すも色等は爾らず、
如何んぞ瓶に即せん、色等が瓶に即せば應に瓶の如く一なるべし、瓶が色等に即せば應に彼が如く
多なるべし、故に瓶と色等とは體が俱に實有にして相即して而して成ずと言ふ可からず。若し色の
體は^{一五}散の時には體は瓶聚に非ざるも即ち^{一六}轉じて瓶と爲ると謂はば、亦應に色の體は散の時には
體は是れ色聚にして轉じて非色とも成るべし。若し色聚の時に亦は瓶亦是れ色ならば是れ則ち一法に
して應に二相有るべし、此れは前に已に體が應に多と成るべしと破したり、是の故に瓶等は色等に
即するに非ず。有が是の説を作す、色を離れて瓶有り、徳が實に異なるが故に、應に此の失無かるべ
し。と、瓶は有等に依りて方に了知す可ければ是れ假にして眞に非ざること已に前に説きしが如し。
又、色を離れて瓶有りと執す可からず、所以は何ん、所以に次に頌に曰く、

色を離れて瓶有るにも非ず。

論に曰く、色等を離れて別に實句の瓶衣等の物有りて色等の依と爲るに非ず、所以は何ん、瓶衣
等の物が若し色等に非ずんば應に空等の如く色等の依に非ざるべし、是れ則ち應に瓶衣等の物無か
るべし。不共の徳が無きを以ての故に、意の如し、意は必らず是れ無なり、無常に非ざるが故に、
先の所破の我、虚空等の如し、是の故に瓶等は色等を離るゝに非ず。若しくは即するにても若しくは
離するにても、義は既に成ぜず、瓶等は皆虚なるの理應に成立すべし。

なるが故に。

【九】縁成法にして實有に非ざるが故に。

【一〇】業・苦・癩の三徳なり、數論にては自性及び之より轉變する一切は皆三徳の所成と説くなり。

【一一】業等にして他に依らずして即ち實有の法ならば實有には轉變無かるべし。

【一二】(一)以下別破、(二)先づ即離破。

【一三】(a)瓶と色との即を破す。

【一四】等とは香・味・觸等を取するなり、瓶とは色・香・味・觸の諸要素も和合の體に假に名づくるなり、その一の色の

みを以て瓶と名づること定んで不可なり、何ぞ瓶色は即すと云はんや。

【一五】瓶の一要素として和合して瓶を形成せざる以前なり。

【一六】諸要素和合の際轉じてなり、但し瓶聚、色聚等の聚とは類聚の義なり。

【一七】(b)瓶と色との離を破す。

【一八】徳(Dharma)と實(Dravya)といづれも勝論所立の句義なり、而して勝論の説にては瓶

は實・徳・業等と合して成ずるものなり故に色(徳句)を離れて有るべからざれど今の論者は瓶を以て直ちに實と見るが

如し。

【一九】不共の徳とは自己獨特

卷の第八

破邊執品第六

是の如く已に根境は皆虚なりと辨じたり、復眞に非ざる句義邊執の垢穢を滌除せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

諸法にして若し實有ならば

應に他に依らずして成すべし

既に必らず他に依つて成ぜば

定んで知る實有に非ず。

(一)

論に曰く、若一切法の性相が實有ならば應に他に依らずして而も成立することを得べし、既に色等の法は必らず他に依つて成すること此彼の岸の如し定んで實有なるに非ず。鶻鷲が所執の實等の句義は 有等を因と爲して而も顯了することを得、有等の句義は復 實等を自の所依と爲すに因りて方に了別すべし。又、色等の法は自の因縁及び光明等に對して而も顯現することを得、少法も自體を依と爲すを見ず、故に色等の塵は皆實有に非ず。若し相待しては別名を立つと雖も而も此彼の岸は其の體は實有にして即ち色等なるが故に同喩は成ぜずと言はば 此の説は然らず、色等は相待するも體相は異なること無し、此彼の兩岸は相待すれば殊る有り、故に此彼の岸は即ち色等なるには非ず其の體は實に非ざれば同喩は成ずることを得。又、彼が所宗の實等の句義は若し因無くして立たば應に 空花に似るべし、若し因有りて成ぜば應に 幻事に同じかるべし、故に其の體は實有なりと執す可からず。數論の宗の中には色等の諸法は 樂等を離れず樂等に依りて成ずれば樂等も亦應に他に依りて而も立つべし、若し 爾らずんば轉變は應に無かるべし、有因なるも無因なるも類するに前説に同じ、是の故に色等は其の體は眞に非ず。

復次に、諸の外道の宗は瓶等有りと執するも色に即するも色を離るゝも皆成ずることを得ず、必

【一】本品にては總じて一切の有執を破す、本品は經什譯百論の破邊品第六と共通する所多し、而して破邊品第六は嘉祥大師が百論の疏に於て其十品中但破塵一品除塵備要となしたる程重要な品にして中觀的思想の根本的特質を顯ふに足るべし、從つて破塵品と相似る本品も又頗る重要なべきや明なり、但し釋者は唯識派の護法論師なれば又中觀派の特色を失はざるまでも觀等かの異色無きに非ず特に讀者の注目すべき點なるべし。
【二】以下外道の諸法實有を破す。
【三】(A)總破先づ待緣破。
【四】鶻鷲。勝論の祖カナイヤ(Kaṇva)の別名ウルーカ(Uluka)の音譯なり。
【五】有性(Sattva)句義又は大有性等と云はるゝ句義にして一切萬物をして有(存在)たらしむる性質、いはゞ存在一般、存在そのもを實在化して此の句義を立つるなり、之は六句義中の同(Chāyā)句義の別名たりしものなり。
【六】實(Ātman)句義なり。
【七】今諸法相待成の同喩として用ふるは此彼の岸なり、その岸の體相が色等なりや否やには關せざるなり。
【八】名のみ有りて體用都無

所發の神通妙用は無邊にして相障礙せず心の所欲に随つて一切が皆成するが如き是を世間の第十の難測と名づく。是の如く難測の世事は無邊なり、根境の有無は之に方ふるに甚だ易し、二三五世俗の故に有り勝義の故に空なり、諸の有智人は應に驚異すべからず。

諸法の俗有にして真空なるを顯はさんが爲の故に、品の終りに於て復頌を説いて曰く、

諸法は火輪と

變化と夢と幻事と

水月と慧星と響と

陽燄と及び浮雲との如し。

(二十五)

論に曰く・旋火輪・變化・夢等の如きは現じて有に似ると雖も而も實には皆空なり、諸法も亦然り、愚夫は妄執分別して有と謂ふも其の體は實には無なり、妄執を離るゝ時には都て所見無し淨眼者の空花を視ざるが如し。無爲は聖智の所見にして乃ち眞なり、能緣所緣の行相は滅するが故なり。是の如きは善く契經に言ふ所の有爲の識心所行は實に非ざるに順ず。是の故に根境は皆俗にして眞に非ず、識の所行に由るなり、火輪等の如し。諸の外道等の所見は眞に非ず、執に由りて無を有とす、眩智等の如し。聖智を求めんと欲せば妄を除いて眞に契ふべし、應に如來の圓淨の法教に順すべし。

【三五】世俗の故に有なり勝義の故に空なり。

覺慧を以て推尊するに
故に説いて無性と爲す

諸法の性は有に非ず
戲論が能く詮するに非ず。

是の故に諸法は因縁生にして其の性は皆空なり、猶幻事の如し。

「若し法性は空にして而も現じて有に似ば、何んぞ絹索が太虚を籠繋するに異らん。法性の理は然り、汝何んぞ驚異せん、世事は測り難く其の類は寔に繁し。斯の言を證せんが爲の故に、次に頌に曰く、

世間の諸の所有は

皆測り難からざるは無し

根境の理も同じく然り

智者は何んぞ驚異せん。

(二十四)

論に曰く、一の思業が能く當來の内外の無邊の果相差別を感じるが如きは、極善の工匠も爲す能はざる所にして、是を世間の第一の難測と名づく。又、外種が芽莖を生長し無量の枝條花葉根果形色間雜し嚴麗宛然たる如きは是を世間の第二の難測と名づく。又、姪女の身は糞阮に似九孔は常に種種の不淨を流すも而も貪欲者は見て姪情を發する如きは是を世間の第三の難測と名づく。又、花樹の名づけて無憂と曰ふ如きは姪女が之に觸るれば衆花が競ひ發し枝條垂拂して愛心有るが如きは世間の第四の難測と名づく。又、花樹の好樂音と名づくるが如きは作樂の聲を聞いて舉身動搖し枝條袅娜舞躍人の如きは是を世間の第五の難測と名づく。又、花樹の好鳥吟と名づくるが如きは鳥吟の聲を聞いて即便ち搖動し枝條袅娜喜抃人の如きは是を世間の第六の難測と名づく。又、上に生じ無量の生を經て退いて下生する時に便ち母乳を求め騰躍嬉戲し寢食貪姪するが如きは是を世間の第七の難測と名づく。又、無上菩提を欣樂せば應に正しく微妙の善法を勤修すべきに而も放逸を行じ法は皆無なりと撥するが如きは是を世間の第八の難測と名づく。又、迫迨の居家を厭捨し道場の中に至るべきに而も俗務を營み財色に貪著して悔愧心無きが如きは是を世間の第九の難測と名づく。又、淨定の

【三三】世間の難測十を擧ぐ。

彼の能縁の諸識は

亦彼の塵を離れざるが故に

即ち所現の塵なるには非ず
相の取る可き無し。

有が説く幻事は皆實にして虚に非ず、呪術の功能は木石等に加はりて其れをして現じて車馬等の相に似せしむ、此の相は或は聲等を用つて體と爲し、或は體は即ち是れ識の一分なりと。彼が救を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

若し執して實有と爲さば

幻の喩は應に成すべからず

(二十三)

論に曰く、若し幻が是れ實にして聲等を體と爲さば、餘の聲等の如く、應に幻と名づけざるべし。若し幻事は迅速にして停まらず化の所爲の如きが故に説いて幻と名づくと言はば、此れも亦然らず、體が既に實有ならば、餘の聲等の如く、何んぞ眞と名づけざる。迅速にして停まらざるは亦幻の相に非ず、電光等も亦幻の名を得る勿からんや。若し世間を誑惑するを幻と名づくと言はば、幻の相は虚に非ず、何んぞ誑惑と名づけん。若し能く常等の倒を生ずるが故にと言はば、即ち應に餘法も亦幻の名を得べし。又、應に幻は是れ識分なりと言ふべからず、解了の性に非ざれば即ち是れ心ならんや。或は(幻は是れ識分なりとは)應に異名にして唯識の義を説くなるべし、應に諸法は皆心を離れずと信すべし、如何ぞ一心が實に多分有らん、或は應に識體は眞に非ずと信受すべし。若し識が是れ眞にして而も多分と許さば、應に一切法は其の體が皆同じなるべし。若し識の體が一にして而も二分を現ぜば陽縁の中に現じて水有るに似るが如く、則ち應に幻は是れ識分なりと言ふべからず、其の體が實有なる識は二無きが故に、所執の水は是れ陽縁の分に非ず。如何んぞ識の體が一にして分が多なるに喩へん。若し爾らば大乘は何を説いて幻と爲すや。我が所説の幻は世の共知の如し、覺慧もて推尋するに諸の幻事の性は實に不可得なり言も豈能く詮せんや、故に一切の法は皆幻事の如く其の中に都べて少しの實の得可きも無し。有る頌の言ふが如し。

【二三】有が救を爲して幻事を實なりと云ふを破す。

【二三】不離識これ唯識の義なり。

【二三】識體は自證分なり。二分は見分及び相分なり、今は自ら唯識の理世俗の立場を破すなり。

【二三】前述後述共に成唯識論に於ては俗諦有の立場に終始せる護法論師が本釋論に於ては殆んど全く論本の提婆の立場に忠實にして眞諦空を宣揚するを見るべし。

心をして妄りに塵を取らしむるは
妄りに諸法の義を立つるは

先見に依る、餘の如し
是れ想蘊なり當に知るべし。

(二十二)

論に曰く、初めて心が生ずる時に青等の相を取るは標幟を立てて後の憶持と爲すが如し、色根所行の境を越へたる相を取るが故に名づけて想と爲す、此の想に由るが故に後時に能く境相を憶して分明なり。一切の心は皆其の想有りとし雖も而も果位が勝るが故に先に依ると説く、以後の分明は先にはれ有なるを顯はす。此の想は妄に一切世間と有情と無情との諸法の義相を立つ、陽燄に依つて水想の生ずること有るが如し、自心を誑惑し亦他の爲にも説く。此の妄想に由りて根・塵及び餘の世間の諸事の差別を建立す、此の想は多法に依りて成ずれば是れ假にして眞に非ざることを顯はさん爲の故に想蘊と説く。又、世間の法義の差別は皆想に由りて立つことを顯はすが故に當に知るべしと説く。

「豈五識は實有の塵を緣ぜざらんや五識に随つて行ぜば意識も亦爾り、想と諸識と境界は必らず同じ何んぞ想を顛倒と爲すと言ふを得んや。」誰か言ふ諸識は實有の塵を緣じて而も妄に難を爲すと、故に次に頌に曰く。

眼色等を緣と爲して

幻の如く諸識を生ず。

論に曰く、諸の幻事の如きは體は實に無しと雖も而も能く種種の妄識を發生す、眼等も亦爾り、體相は皆虚なり、矯誑の人が他の妄識を生ずるが如く想は此れに随つて發す、境は豈眞爲らんや、根境は皆虚なり、先に具さに述べしが如し、此の所生の識も亦復眞に非ず、所現は皆虚なり猶幻事の如し、諸識の體が即ち所現の塵なるには非ず、彼の塵に同じく識も亦緣虚無きこと勿し、亦塵を離れて別に識の體有らず、所現の境を離れて識の相は更に無し、如何んぞ證の體が實有たりと言ふ可けん有頌の言ふが如し。

【二七】彼の問難。

【二八】識も亦眞に非ず。

【二九】即ち識は緣虚有りて彼の塵の無きと同じからず。

り、是の故に決定して心は根を離れず、有が執す、内心は其の體が周遍し用は各に依りて別に所すの塵に往く、と用は即ち是れ心に現する境の行相なり、起れば即ち境を了す、去ることを復何んぞ爲さん。執して別に現じ別に了すと言ふ可からず現の色等が聲等の塵を了すること勿からんや。又、心は應に用を離れて境に趣くべからず、汝は體が遍すと執せば何れの方にか行趣せん。又、應に然るべからず、故に次に頌に曰く、

設し是の如くならば、命者は

應に常に心有ること無かるべし。(二十一)

論に曰く、心にして若し塵に趣かば體は則ち遍せず、心にして常に境に往かば我は應に無心なるべし。然れども微細の心は身中に恒に有りて睡眠、悶等の諸位にも常に行ず、息等有るが故に、夢が得可きが故に、勞倦が増すが故に、覺心を引くが故に、身を任持するが故に、身に觸れて覺するが故に、又、若し内心に恒に無心ならば死屍等の如く害するも應に愆無かるべし、供するも應に福無かるべし、則ち空見外道と應に同じかるべし。有が執す、心の體は遍せず行かざれども但用のみ行くこと有り、亦此の過に同じ。心の用と心の體とは相離れざるが故なり。又、若し心の體が往いて前塵に趣かば内身に觸ること有るも應に覺受無かるべし、應に勤めて思慮するも内心を損せざるべし。若し其の心は自ら境と合するに非ずと執せば、應に餘境の如く亦知ることをも能はざるべし、應に一一の心が一切の境を知るべし、或は一一の境は一切の心の知なり。是の如く諸宗が實の根境を執するは皆理に應ぜず應に眞に非ずと信すべし。

「豈大乘も亦此過に同じからざらんや、設ひ少しは實なりと許すも此の過は應に同じかるべし。」若し爾らば應に世間の諸事無かるべし、想が顛倒するが故に、謂く彼が無に非ずんば、想は是れ何んぞ而も顛倒に由りて世事をして是れ有にして無に非ずと謂はしめん。想とは謂く想蘊なり。故に次に頌に曰く、

【二】命者(Prāṇa)衆生、人間のこと。

【一四】懷疑論或は虛無論なり、瑜伽師地論卷七等に詳しく見ゆ即ち曰く「空見論とは謂く有る一人の若しくは沙門、若しくは婆羅門の如き是の如きの見を起し是の如きの論を立つ、施與有ること無く愛養有ること無く祠祀有ること無く廣説するに乃至世間に眞の阿羅漢有ること無しと、復一切諸法の體相有ること無しと。【二五】彼(外道小乘等)が大乘を反難するを想の顛倒を説いて破す。

【一六】想蘊(Saṃjñā-skandha)五蘊の一、蘊とは積集(集合)類衆の義なり、即ち一つの衆りと見做すものを總稱するなり。想とは取像の義、即ち想像なり、受(Yedana)によつて外界の事物を心内に取り入れ、其れに想像を加ふるが想なり。

現在従り流れて入らず、如何んぞ現に由りて彼を説いて聲と爲さんや。若し現に是の聲性を聞く可くんば應に是の聲性は本無にして而も生ずべし則ち汝が宗にて先に聲性有りといふに違す、聲性が先に有らば應に始めて生ずるに非ざるべし、既に始めて生ずるに非ずんば後には應に減すること無かるべし、生も無く減も無き聲性は應に常なるべし、又、過去の聲は應に聲性に非ざるべし、所聞に非ざるが故に、未來の聲の如し、若し未の聲に非ざるものが流れて現在に入りて現に是れ聲なるが故に彼を説いて聲と爲さば、應に現在の聲が流れて過去に入らば過は聲に非ざるが故に現も亦聲に非ず、若し爾らば則ち應に三世の聲性は相待して立てば皆實の聲に非ざるべし。又、現在の聲が未來従り至るを生ずと名づくるを得ば應に過去の聲が現在従り至るをも亦生ずと名づくと言はん、則ち過去の聲は應に限在と名づくべし後に應に更に減すべし。若し過去の聲が現在従り至るを減すと名づくるを得ば應に現在の聲が未來従り至るをも亦減すと名づくと言はん、則ち現在の聲は應に過去と名づくべし、後に應に減せざるべし。未來は二無し應に説いて常と爲すべし、減有り生有るを應に過現と名づく。是の如く推徴するに聲性は散壞す、色等も亦兩り、理の知く應に思ふべし。

復次に、^{一三}有る數論者は是の執を作して言はく心が境處に往きて方に能く了別すと、此れも亦前の根が境に往くと同じく破す。又、應に心は根を離れて獨り能く境を了すと説くべからず。故に次に頌に曰く、

心が若し諸根を離れて

去るも亦應に無用なるべし。

論に曰く、心が若し根を離るれば定んで色等の諸法を了すること能はず、去るも亦唐捐ならん。若し根を待たずして心が獨り境を了せば、盲聾等の類も應に諸塵を了すべし、或は復應に盲聾等の類無かるべし、此れは前に已に辨じたれば重論を假ること無し。又、諸根を養へば心は則ち明利な

【三】有る數論者が心が境に至りて了すと云ふを破す。

聲の處に往くとも言ふべからず、光質無きを用つて何を以てか行くことを知らん。又、詮表の聲は全には了すべからず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

聲は頌に説くの理無し

如何んぞ全に知る可けん。

(十九)

論に曰く、名句の細分は漸次にして而して生ず、耳は頌に聞かず、如何んぞ全に了せん。亦追念するが故に知るとも説くべからず、念は必らず前に似ること俱に先に辨ぜしが如し。念を離れて卒爾に能く知る可からず、應に聞に籍らずして意が別に能く了すべし、若し爾らば聲者は應に自ら聲を了すべし、或は能説の人の言音は無用ならん。若し聲を聞いて次第に縁する力が引くが故に全に了すとせば、此れも亦然らず、次に全に了する心が必らずしも生ぜざるが故なり。若し全に了するは必らず聞くに次いで生ずと言はば、此れも亦然らず、天耳通の後には必らず定心を隔て、方に全に了するが故に、又、餘の意識が聲を聞いて従り後に亦多時を経て、方に全に了するが故なり。實に詮表の聲有りと執す可からず先に耳が能く聞き後に意が能く了すとは但是れ虚妄なる分別識の心が言音を變現するを詮表を爲すと謂ふなり。

復次に、應に審に推徴すべし、聲は何れの法に名づくるや其の體は實有にして是れ耳の所聞なり、若し爾らば然らず、故に次に頌に曰く、

乃至所聞に非ずんば

應に是れ聲の性に非ざるべし

先に無にして而も後に有ならば

理として定んで相應せず。

(二十)

論に曰く、未來の聲の體は耳の所聞に非ず、眼等の五根は現境を取るが故なり、則ち未來の聲は應に聲性に非ざるべし、所聞に非ざるが故に、色等の塵の如し。若し未來の聲が現と同類にして現に聞く可きが故に彼も亦聲と名づけば、應に現在の聲は彼と同類なるべし彼は聲に非ざるが故に現も亦聲に非ず。又、未來従り流れて現在に入らば現は彼に従つて説いて聲に非すと爲すべし、未來は

【二〇】聲は頌に全てを聞くに非ず、然らば詮表を了する事も不可能なるべし。

【二一】聲の法は實有にして耳の所聞なるに非ざるを證す。

既に義を了せば應に是れ能詮なるべし。豈意識ならざる耳識が後に生じて所聞の聲に依りて假に共相を立てんや、此れが能く詮表し義智の生を引くなり。意識が生ずる時には聲と耳識と二は俱に已に滅すれば共相は何に依らん、聲の體は既に無なれば誰の共相ならん。若し念の力が前の聲を追憶し心等は之に依りて共相を假立すと謂はば、應に心法は各別の所縁なるべし、心に隨つて緣ぜずんば應に心法に非ざるべし、若し共相は必らずしも聲に依らず唯分別心の假想のみにて建立すと謂はば如何んぞ此の相は唯聲のみに屬せん。若し聲に因りて而も起ることを得と言はば耳根識等も豈此の因に非ざらんや。又、耳識が生じて共相を緣ぜずんば如何んぞ定んで共相の因を立つることを作さん。若し色の如く見已つて便ち増すと言はば此れも亦同じ疑にて證と爲す可からず。若し諸法の功力は難思なりと言はば既に爾らば云何んぞ強いて共相を立てんや。若し二相は同じく一聲に依りて自相が先づ聞き後に意が俱に了すと言はば、聲相は既に異なるに體が云何んぞ同じからん、心相が既に殊ならば體も亦應に別なるべし。意識の二相は合して緣す可からず、念は唯前の所取の相を記するのみなるが故なり。若し聲の共相を念が聞くに由らずんば、自相も亦應に聞かずして而も憶すべし、二は先に別に了し後に合して緣す可し、別に了することが既に無くば合して緣すること豈有らん。是の故に共相は實の能詮にも非ず、亦音聲は定んで表はすこと能はざるにも非ず。廣く評論すと雖も而も理は窮まり難し、應に傍言を止めて本義を推尋すべし。

復次に、聲と耳との合と不合との聞を執せば多くは色の破に同じ。又、聲と耳と合するが故に能く聞くとは理は必らず然らず、故に次に頌に曰く、

聲が若し耳に至つて聞かば

如何んぞ聲の本を了せん。

論に曰く、本とは謂く説者なり聲の起源なるが故に、若し聲が本を離れて來つて耳に至つて聞かば如何んぞ能く聲を發する者を知るを得ん、既に發する處を了せば聲は必らず來らず。亦應に耳が

【二〇〇】念は心所法なるが故に有部の如く心所別體を許さずして心所を心王の屬體とし必らず心王に隨從して起るとなす唯識の立場よりは許すべからず。

【二〇一】自相と共相との二。

【二〇二】即ち前に共相を聞かざるに而も念が憶せば。

【二〇三】聞の（聲と耳との）合不合破。

ば果は是れ誰の果ぞ、因の時に果無くんば因は是れ誰の因ぞ。若し爾らば應に一切の因果無かるべし、尙有を許さず況んや其の無を立てんをや、而も種種の因果の不同を説く、此れは世俗の言にして勝義爲るには非ず。正しく外道を破し兼て小乗を破したり、故に此の頌の中にては唯眼等のみを破したり。我の惑は已に破したるが故に重ねて論ぜざるなり。眼等が合するが故に色を見ることを破せしが如く耳等も亦應に義に隨つて而して破すべし。

復次に、耳が所聞は聲にして能く名句を成じ法義を詮表すること色等の塵に勝れたり、故に此の中に於て重ねて審に觀察し詮表が俗有眞無なるを知らしむ、所聞の聲は能く義を詮表すと爲すや爾らずと爲すや。若し爾らば何の失ぞ。初は且らく然らず、故に次に頌に曰く、

所聞にして若し能く表せば

何んぞ非音と成らざる。

論に曰く、所聞と音とは聲の異目なり、俱に能く義を顯はす。表は即ち是れ詮なり。此の中に聲は詮すること能はずと顯示す、設し能詮を許さば便ち聲性を失ふ、聲の自相は定んで詮はすと能はず分別識の了知する所無きを以ての故に、餘の自相の如し。又、聲の自相は定んで、説かんと欲する所の義を表はすこと能はず、同喩無きが故に、不共因の如し。聲の共相は耳の所聞に非ず、(聲の)一一は皆多法に依りて成するが故に、細分有るが故に、非實等の如し。此れが若し能詮ならば便ち聲性を失す、所聞に非ざるが故に、猶樂等の如し。聲性を離れて別に所聞有るには非ず、猶色等の如く聲性に非ざるが故なり。後も亦然らず、故に次に頌に曰く、

聲が若し能詮に非ずんば

何が故に縁じて解を生ずるや。

(十八)

論に曰く、若し所聞の聲が詮表する能はずんば應に此の名句に由りて智が生ずべからず、唯名と名とが能く義を詮表するが故に此の所に於ては文身を説かず。又、若し語聲が詮表する能はずんば應に餘の響と同じく義智の因に非ざるべし、若し爾らば應に聲を聞いて義を了すべからず、聞いて

【九七】 示我品第二中廣く破す。

【九八】 惑を大正藏、縮藏は或とす。

【九九】 聲の詮表の實有の執の破す。

【一〇〇】 意味の表現。

【一〇一】 聲が義を詮表すと云ふを破す。

【一〇二】 所聞は即ち聲にして此の二は同義語なり。

【一〇三】 聲の共相とは即ち能詮の意味なり。

【一〇四】 聲が能詮に非すと云ふを破す。

【一〇五】 名・句・文の三身中、文身(字)は意味を詮はざす故に今は説かず。

り及び色を見る、身は四實を覺す謂く其の空を除く、兼ねて觸を覺す、耳は唯聲を聞くのみ、鼻は香を嗅ぐのみ、舌は唯味を嘗むるのみ、故に我が師の宗は彼の失に同じからずと。若し爾らば根境は異有り同有り、異は且らく然る可し、同は彼が失の如し。眼等と火等とは其の相は同じからず、如何んぞ五根は五實を性と爲さんや、地水火の實は青等と異なるが故に眼の所觀に非ず、地水火風にして若し體が觸に異らば應に身覺に非ざるべし、是の故に汝が宗にも亦多過有り。又、彼が宗は眼色意我の四法が合するが故に能く色を見ると執す、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

眼の中には色識無く

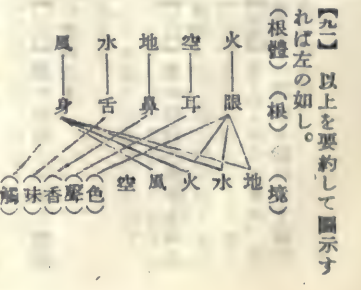
識の中には色・眼無し

色の中には 二が俱に無し

何んぞ能く合して色を見ん。

(十七)

論に曰く、眼・色・識の 三は各別にして二無く和合に非ざるが故に見の用の生ずること無し、三法が合する時に別と異なること無し、如何んぞ見の用の生ずること有りと執す可けん。有る小乗の説く此の難は然らず、誰が合する時に別と異なること無しと言ふや、諸法は一一としては各能無しと雖も而も和合する時には相依りて用有りと、若し和合する位に異なる相の生ずること有りて前と同じからずんば應に眼等に非ざるべし、若し和合する位に異なる相の生ずること無くんば前と同じ應に見の用無かるべし。若し同類にして異なる相の生ずること有りと言はば、此れも亦然らず、理が相違するが故なり、類と相とが其の體殊ならずんば如何んぞ類が同じくして相が異ると言ふ可けん、同異の二義は互に相乖違するに而も體は一なりと言ふは必らず理に應ぜず。若し眼等の 三が能く見の用を生ぜば爾の時に見の用は亦應に三をも生ずべし、同時に因有り果有りて而して三が見を起す可からず見が三を起すに非ざればなり、一刹那の中に彼此が俱に有らば、如何んぞ相望めて因有り因に非ざるや。又、應に同時にして因果の義無かるべし、果體にして已に有らば豈復因を須ひんや。若し同時ならずんば應に先後を許すべし、同時が立たずんば先後が豈成ぜんや。果の時に因無くん



- 【九二】 勝論にては現量は我(常住遍在なれど身體中に存する個人我とせられ覺・樂・苦・欲・識・勤勇を體として有す)意(身體中に存する唯一の極少物質にして我・根・境の接觸せる際知を生ぜしむるもの、我と五官(根)との媒介傳達の機關なり)根・境の四要素の接觸によりて生ずと説く、今眼は即ち根にして色は即ち境なり。
- 【九三】 眼と識との二なり。
- 【九四】 我・意・根・境の四要素和合の中此の三のみを説くは意は媒介傳達の作用を爲すのみにして和合の主要素に非ざる故省略したるなり。
- 【九五】 大正藏・縮藏には二とす。
- 【九六】 眼・識・色なり。

せざる位にも應に常に能く見ること境に對する時の如くなるべし、彼の位に色無くして而も見の用有らば應に眼の體を以て其の所觀と爲すべし、若し色無き時には眼は見るに能はずんば應に色有るの位にも亦觀ること能はざるべし。又、若し眼根が見を以て體と爲さば應に能く自ら見ること彼の光明の如くなるべし、即ち自宗の根は根の境に非すと云ふに違す。若し自ら見ずんば應に他をも見ざるべし、生盲人の都て所見無きが如し。又、汝が宗にては眼等と色等と諸法の相用とは樂等の所成にして相用は殊なりと雖も其の體は別無く、眼が色體を見るは即ち是れ自ら觀するなりと言はば亦自宗の根は根の境に非すと云ふに違す。又、眼が色を見るは實に稱ふて而も觀ば色と眼根とは體は眞に是れ一ならば、能く色を見る如く應に眼根を見るべし、既に根を見ずんば應に色をも見ざるべし、眼と色と體が實に殊ること有る可からずとは自宗の同じく樂等の性なりと言ふに違す。と勿からん、應に眼は實に稱はずして觀ると説くべからずといふも、自宗の現量の所攝に違す。と勿からん。若し自ら世事の相違を見ると言はば此れも亦然らず。體用は別なるが故なり。若し見の用が即ち是れ樂等なりと言はば青等も亦然り、應に(青等の如く)見る可からざるべし。若し根と境とは其の體は殊有りと言はば便ち自宗の俱に樂等の性なりといふに違す。一性にして衆多の體有る可からず、轉變も亦然り性を離れざるが故なり。若し其の體は即ち別にして即ち同じと言はば、汝が巧言を除いて誰か能く此れを説かん、根境の體は一にして見の境は根に非ず、是の如き宗の言は極めて信解し難し。眼見を破するが如く耳等も例するに然り、根境は皆同じく樂等の性なるが故なり。又、應に一境が一切の根の行なるべし、亦應に一根が一切の境にも行くべし、是れ則ち根境の安立は成ぜず、故に應に諸根は實有なりと言ふべからず。

復次に、鶴鷓子は言はく、我が宗にては根境は其の性が異有れば彼が失に同じからず、所以は何ん、眼等の五根は其の次第に隨つて即ち是れ火空地水風の實なり、眼は三實を見る謂く火地水な

【六七】下にある如く、樂等の三體を説けばこれ數論說なり。

【六八】若し彼(數論)にして「眼根と色とが其の體同じく三德所成ならば眼は色を見るが如く自體をも見るべし」とは世間の實際と相違す、世間現見に自體は自體を見ること無しと難せば此れは當らず。眼が色を見るは體が體を見るに非ず用が體を見るなり、見は用なり、故に我が言は正しき主張なり、又若し彼にして見の用は即ち樂等なり従つて眼根の自體と稱せらるゝは即ち用なり體を見るべきものなしと云ひて前破を救はずとせば青等も亦樂等の所成なり、眼根と同じく不可見なり、然るに實には可見なりと。

【六九】勝論の根境差別説を破す。

【七〇】鶴鷓子。勝論の徒なり、鶴鷓子即ちHirakの音譯にして憂流迦、優婆塞等と同じく勝論の鼻祖カナダ(Kandian)の別名なり。

若し眼は常にして用に變壞無く色に行趣すと執せば過は前と同じ。行と不行と二俱に過有り、故に眼が色を見るは行と不行とに非ず。豈光明が眼を助けて見せしめ、光明が障へらるゝが故に見ざるにあらざらんや。夜分に遠く珠燈の中の色を望むに既に闇障を隔つれば應に見ること能はざるべし。若し眼根は色に至らずと雖も然も磁石と同じく遠近の用は異ると言はば、此れも亦然らず、疑難は等しきが故なり。「世間の共見は何の疑難なりや。」此れも亦然らず、眞と俗とは異なるが故なり。世間の見る俗を汝は執して眞と爲す、世も亦合せずして而も見ることを知らず、如何んぞ磁石と同じと説く可き。前の諸頌の中に正しく眼を破すと雖も亦兼ねて耳をも破す、義が同じきを以ての故に、謂く若し耳根と境と合して知らば應に遠近一時に俱に聞くべからず、聲は質従り來つて既に遠近有り一念に同じく耳に至るべからず、耳には光明無し應に境に趣くべからず、設し境に趣くと許せば過は眼根と同じ。又、聲は質を離れて來つて耳に入りて聞ゆるも亦理に應ぜず、鐘鼓等の聲は現に質を離れず遠くして聞く可きが故に、若し耳と聲と聞くこと無くして而も取らば應に香等の如く方維を辨ぜざるべし、若し耳と聲と合せずして而も取らば應に遠近無くして一切皆聞くべし。合せざれば體は相無く別無きが故に或は應に一切皆聞くこと能はざるべし、是の故に耳根と聲との合にても不合にても實に自境を取るとは二俱に成ぜざるなり。

復次に、若し眼根が能く色を見ると執せば應に自性をも見るべし、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

諸法の體相用は

前後に定んで應に同じかるべし

如何んぞ此の眼根が

眼性を見ざる。

(十六)

論に曰く、法の體相用は前後に應に同じかるべし、展轉して相望するに別の性無きが故なり。眼が若し能見ならば應に我の思の如く一切の時に於て見を以て體と爲すべし、是れ則ち眼根は境に對

【六】 見の正説。

【六二】 前諸頌は正しくは眼を破し兼て耳を破す。

【六三】 實體、有體のものなり。

【六四】 杖の三本及宮は根とす。

【六五】 數論の根境同一説を破す。

若し見ずして而も往かば

定んで見んと欲すること應に無かるべし。(十四)

論に曰く、本色を見んが爲に境に行趣するなり、其の色を已に見ば行くことを復何んぞ爲さん、見已つて方に行かば又先に眼と耳とは境が合して方に知ると立てたるに違す。亦見ずして而も往くとも言ふ可からず、眇として指的無くんば何れの方に行趣せん、瞽目の人の趣向せんと欲する所も定んで能く至らざるが如し、此れも亦應に然るべし、見ずして而も往かば應に住する期無かるべし、或は中間に於て色に遇ふて便ち止まん、心に往くことを期する者は或は求むる所を果たし或は力が竭くるに由りて中途にして住す、是の如き二種は理俱に成ぜず、更に第三無し、故に境が合するに非ず。

復次に、有が眼根は合せざるが故に見ると説く、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

若し往かずして而も觀ば

應に一切の色を見るべし

眼に既に行動無くんば

遠も無く亦障も無し。

(十五)

論に曰く、合せずんば體は相無く別無きが故に應に一切を見るべく或は全く觀ざるべし、所以は何ん、縁が差別無くんば縁に従つて法の差別有ることは成ぜざればなり。豈諸色は遠に由り障に由らずして而も見ざらんや。眼が既に行かすんば何れの遠何れの障か而も見ざらしめん、若し眼が色と合せずして而も見ば應に遠近と障無障との殊無かるべし、合せざるの因は差別無きが故に見不見有るの理は成ずることを得ず。又、遠近の名には實有の體無し、云何んぞ能く礙へて見をして生ぜざらしめん、二の中間の諸法を遠と名づくるには非ず、彼は見の用に於て礙ゆること能はざるが故なり、若し中間の諸法を遠と名づけ見の用を礙ゆと執せば遠と障とは應に同じかるべし。眼が色に趣くと言ふも亦此の過有り、謂く極遠の名には實體等無し、眼を常と爲して色に行趣すと執せば實に此の過有り、所以は何ん、眼は無常にして色に行趣すと執せば力竭きて遠方に至らずと言ふ可し、

【合】 有の根境不合説を破す。

【八一】 遠なり。

【三】 我の須ふるものと爲る、但因に隨つて任運に起るには非ざるが故なり。若し見が已に了して復智を起す須くんば應に一境の上に了無窮なるべし。若し二が同時ならば見は應に無用なるべし、兩法が俱に有らば因果は成ぜず、牛の二角の如く苦樂等の如し、汝は應に見を智の因と爲すと許さざるべし。若し智が境を知るは見に由つて生ぜずんば、盲聾等の人は應に明かに境を了すべし、又、盲聾等の人有るべからず、皆分明に色等を了するを以ての故なり。又、應に五の有情根を立つべからず、意が獨り能く色等の境を了するが故なり。

復次に、有が眼耳と境とが合して方に知ると立つ、其れは理として然らず、故に次に頌に曰く、
眼が若し行いて境に至らば
色が遠ければ見は應に遅かるべし

何んぞ亦分明に

極めて遠きと近きとの色を照らさざる。(十三)

論に曰く、眼とは謂く眼の光なり是れ眼の用なるが故に眼を離れざるが故に、亦眼の名をも得るなり。若し此の眼の光が行いて色處に至らば、何が故ぞ遠色の見は、淹遅ならざる、如何んぞ月輪と諸の近色と目を擧げて齊しく見るに遅速無きや。未だ世間の行動有る物にして一時に俱に遠近の二方に至るを見ず、是の因縁に由りて應に比量を立つべし、遠色を照らすの見は遠色に至らず、近色を照らすの見と時が異なること無きが故に、近色の見の如し。又、若し眼の光が色に至つて方に見るとせば、極めて遠きと近きとの色は應に見ること分明なるべし近遠に非ざる(を見る)と見は應に異なること無かるべし、既に差別有るが故に境に至るには非ず。鼻等の根は香味・觸に於て此の遠近明昧の不同有るに非ず。是れに由りて比知するに眼は境に至らざるなり、近遠の境に於て用が差別するが故に、猶磁石の如し。又、眼が色に趣かば先見と不見と二俱に然らず、故に次に頌に曰く、

若し見已つて方に行かば

行くは則ち無用と爲る

【三】 前に思我と云はれしも、即神我(Mentis)なり、須ふとは經驗す、知るの意なり。

【四】 眼耳鼻舌身の五根なり、別に意根(Manas)又は心根を立つ、それは知覺及び思维の作用を有し、一方五知根に働いて外界を知覺し他方五作根に働いて意志活動をなす。
【五】 有の根境合して知生ずとの説を破す。

【六】 滯りておそきなり。

【七】 同じく至るなり、近遠に非ざるを見ると何んぞ明不明の別有らん、實には分明ならず。
【七】 舌・身の二根等取するなり。

【七】 磁を宋・元・宮は慈とす。

故に業果は難思なり

牟尼は眞實に説きたり。

(十一)

論に曰く、此の頌の義の言はく、諸業の眼等の異熟の因果は不可思議にして唯如來のみ有りて能く深く了達するも、餘の淺識の智力の行する所に非ず、應に世間に隨つて且らく説いて有と爲すべし暫らく思擇して能く其の眞を會するに非ず、諸法の實性は内證の所知にして世の尋思の所行の境界に非ず、若し實有なりと執すれば理として必らず然らず、所以は何ん、比量に違するが故なり。謂く(宗)眼は見に非ず、(喻)耳等の根の(見)に非ざるが如し、耳も亦聞に非ず、眼根等の如し、鼻は嗅ぐこと能はず、舌等の根の如し、舌は嘗むること能はず、鼻根等の如し、身は覺すること能はず、上の諸根の如し、(因)一切は皆造色の性なるに由るが故に、或は大種なるが故に、或は業果なるが故に。又、眼等の根は皆有質礙なるが故に分析して悉く空に歸せしむべし、或は無窮の過有り、是の故に應に執して實有と爲すべからず、但是れが因緣力に隨つて虚假に變現せるなり、幻事等の如く俗有眞無なり。

復次に數論外道は是の如き言を作す、色等の境界は皆二根の取なり、謂く眼等の見と及び内智の知となり。今應に審察すべし、見と智とは境に於て同一時なりと爲すや先後有りと爲すや、設し先後を許さば誰か後にして誰か先なる、先後も同時も皆理に應ぜず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

智の縁は未だ有らざるが故に

智は見の先に在るに非ず

後に居らば智は唐捐なり

同時ならば見は無用なり。

(十二)

論に曰く、見は是れ智の縁にして智は見に隨つて起る、若し未だ見有らざれば智は必らず生ぜず、生育の人に色を了するの智無きが如し、是の故に智の起るは定んで見の先なるに非ず。若し見の後に居らば智は即ち唐捐なり、見が已に色を了せば智は復何の用ぞ。汝が宗にては法が起れば必らず

【六九】 結んで呵し眞を教ふ。

【七〇】 (B) 數論の根説を破す。

【七一】 非變異(自性)は轉變の初めに覺(Pratidhi)又は大(Bhava)を生ず、之れ體中の一の機能機關にして決智を特質とす、之に八分有り、喜の四分と闇の四分となり、前四分は法・智・離欲・自在にして又

智に外智と内智とあり、前者は吠陀等を知る智、即世間智、後者は神我と非變異の異を知る智即ち解脱智なりとす、然し今は普通の知の意味に用ひたるならん。而して覺より我慢を、我慢より五大を、五大より十六變異を生ず、眼等の根は十六變異中の五知根の一なり。然し此の如く佛教例より見たる數論説は實にその儘數論説の眞を傳ふるものに非ざること多し。

【七二】 見は眼根の如く智は眼識の如きか。

の習氣が猶存せば能く眼等を生ず、何んぞ彼の業引の習氣従り諸識が生ぜざらんや。「此れは應に然るべからず。無色界に生ずる眼等の五識も應に亦現行すべし、業習の所依の識體有るが故に、色根有りと立つれば是の如き失無し。無色界に生ぜば大種は無きが故に造色も亦無し。何に縁つてか彼に生ずれば大種無きや。」色貪を離るゝが故なり、即ち此の因に由りて識種を損害するが故に眼等の識は彼に於て生ぜざるなり。「此れも應に然るべからず、境界に於て貪欲を離るゝが故に能縁の識種も亦損害せらるゝに非ざればなり、欲界に於て離欲を得る者、或は三界に於て離欲を得る者の能縁の彼の識は畢竟して生ぜざること勿ければなり。若し所依は自地の業に引發せらるゝに由るが故に能く諸識を生ずと言はば、身が色界に生ぜば欲界の境に於て應に縁すること能はざるべし、若し爾らば應に無色界に生ぜば境界無きが故に彼の識は生ぜずと言ふべし、何が故に下地の境を縁じて起らざるや。若し彼に於て已に貪を離るゝが故に縁すること能はずと言はば此れは先に已に説きたり、先に何の説く所ぞ、謂く、六四 上地に生ぜば應に下地の境界を縁すること能はざるべし。若し即ち業種が能く五識を生ぜば應に根處は損益有るが故に（とて）識は隨つて損益すべからず、所以は何ん、業の習氣は彼を用つて依と爲し彼が變異するが故に識は隨つて變異するには非ざればなり。現に彼の識は損益有るに由るが故に業の習氣をして亦損益有らしむるなり、所以は何ん、世間は現に縁有らば即ち心境妄分別の識能く餘法をして損益の事を成ぜしむ、六六 夢に在りて心を妄に心等と謂ふが如し。一若し根處の損益を覺知せざれば能依の識の損益は應に無なるべし、此の中には必ずず微細の覺受有り。是の如き等の類は問答窮まるること無し、繁詞を厭ふことを恐るゝが故に應に且らく止むべし。

諸法の性相は微細甚深にして淺識の倚は極めて開悟し難し、且らく應に俗に隨つて諸根有りと説くべし、卒に研窮すとも能く實義に契ふに非ざればなり、故に次に頌に曰く、

【三】 小乗有部等の説によれば、無色界繫は十八界中唯、意根、法鏡、意識は三界のみなり、眼等の五識は有るに非ず、これ即ち色なる五根、五境無きに由るなり、然るに識が根に依らずして業引の習氣より生ぜば無色界にも業習所依の識體は有るが故に眼等の五識は現行し得べし、と。

【四】 實には可能なるなりと。

【五】 國譯は意明かならざれば補はん。業の習氣は彼（根處）を以て依と爲すに非ず、故に彼が變異するが故に識が隨つて變異するには非ず、識は唯業種にのみ依ればなりとの意。

【六】 夢に在りて見聞覺知する所は一切是れ妄心の變現なり、されど夢見る者は此の妄心を以て實の心色外境等と爲すが如し。

【七】 然るに實には必ずず微細に根處の損益を感受するが故に識等も之に隨つて損益有るべし、と小乗の反難なり。

【八】 諸法の性相は微細甚深にして知り難し、俗に隨つてのみ諸根有りと説く。

有らば即ち應に此の差別の大種に依りて眼識等が生ずべし何んぞ眼根等を用ひんや、「唯大種のみが是れ見等の因なるには非ず如何んぞ彼が異なること無きが故に見等は別無しと言ふ可けんや。」復何の因有りや、「謂く善惡業なり、此の業は復食樂見等の衆縁に由りて展轉に差別して而して生ず、此の業に由るが故に見等は異有り。」若し多の滿業が別に見等を感じば其の義は然る可し、若し唯一業のみが總じて一身を感じば如何んぞ異有らん。又、色界身の業は差別無し、唯味等を厭ふ一業のみの招く所の彼の界の諸根は應に差別無かるべし、若し一業に多の功德有るが故に所感の身の諸根は別なりと言はゞ、業と功能とは俱に是れ作用なり如何んぞ一用にして而も多用有らん。「一用に復多用有りとは言はず、但一體に多の功能有り此の功能に由つて多果を發生すと説くのみ、同分の眼體は是れ一なりと雖も而も能く識を生じ及び自類を生ずるが如し。」假りに説かば然る可きも實には云何んぞ爾らん、一が即ち是れ多ならば理が相違するが故に、若し一業に多の功能有りて多根を感ずと許さば、何んぞ業は唯一根を感じて能く多識を生ずと許さざるや。「是の如き抑難は理に於て何んぞ益せん、又、一の根處に損益有る時には餘根も亦應に同じく損益有るべし、又、若し一根本ならば應に鄙陋なるべし。」我は汝を抑へて唯一根のみならしめず、但汝が一業多用を挫かんと欲するのみ、又、業力の故に諸根が同時に損益すること有ること無し、地獄の中にては猛火の其の身を焚燒すること有りと雖も而も彼の有情の諸根は減せざるが如し、又、根處に由りて身相は端嚴なり、青盲人の形の鄙陋に非ざるが如し。又、若し一業が能く多果を生じ別識を生ずるを以て別根有りと證せば、是の如き比量は應に成立せざるべし、此れ有れば彼れ有り、此れ無くば彼れ無しとは但差別の機能を成立すべきのみにして應に差別の體相有ることを證すべからず。又、即ち此の業の差別の機能は何んぞ能く差別の諸識を生ぜざらん。「諸の識の生ずる時には業は已に滅するが故に能く用を生ずること無し。若し爾らば眼等は應に彼の業用従り而も生ぜざるべし。若し業の所引

【五七】 即ち唯一の引業なり。

【五八】 色界の異熟因は善業のみなるが故に。

【五九】 欲界は十八界の法を凡て其の足すれど色界にありては、香味の二境と從つて鼻舌の二識を缺く、味等とは香を等取するなり。(俱舍論卷二界品)成唯識論卷七には眼耳身識二界二地、鼻舌兩識一界一地と云へり。

【六〇】 先の所破を破せん爲め一用(即ち一業)を一體と改めるなり、一體とは一業所感の異熟果を云へるか。

【六一】 根依處卸扶塵根なり。

【六二】 此れ有れば彼有り此れ無くば彼れ無しとは緣起法の根本形式を示す語なり、今之を以て直前の小乘徒の證明を批判し、前にも彼が云へるが如く一體に多機能有りて多果を發生すべきことは許すべきも以て差別の體相有ることを證する事は不可なりと云ふなり。

く四大種所造の淨色を眼等の根と名づくこと。此れは世俗の言にして勝義の説には非ず、若し執して實と爲さば其の義は成ぜず、所以は何ん、同じく是れ造色ならば何に縁つてか見の用は唯眼のみにして餘に非ざる、未だ世間の二法が相似の所五五起なるに作用が更互に同じからざることを見ず。「豈諸根は其の相の異なること有らざらんや、謂く各々能く自識の所依と作ればなり。此の果は異なるも相の差別には非ず。相が既に別無くんば果が如何んぞ異らん。」用は異有るが故に其の果は同じからず、現に見るに世間にて用は殊にして相は一なり、諸の藥草の損益の用は別にして堅等の相は同じきが如し。「相が既に是れ同じくば用は應に異に非ざるべし、又、應に諸根は即ち是れ大種にして識を生ずる用が別なるを眼等の根と名づくべし、即ち堅等の作用が同じからずして藥草の名の種種の差別を得るが如しとは、此れは應に然るべからず、相用は體一なるを異有りと名づくるが故に、見等の用は差別有るに由るが故に即ち眼等の相は差別有りと顯はず、別の用有りて別の相無きに依るに非ず。用が既に同じからずんば相は必らず異有り、故に大種を離れて別に義の成ずること有り。若し爾らば、藥草の用が既に同じからずんば亦應に大を離れて別に其の體有るべし。」別體有りと許さば義に於て何の違ぞ。「若し見等の如きは全く大種を離るれば義が違すること無かるべし、然れども全く離るゝに非ず何んぞ違すること無きを得ん。若し眼等の性類は同じと雖も而も相は異有りと言はゞ便ち自宗に違ず、汝が宗にては性類は即ち法體の相なり、性類が既に同じくば相は何に由りて異らん、一體に同不同有る可からず、二相の差別は俱に假有に非ず、一色の上に青黃二相の差別有ること無きが如し、若し一の法性が二相に分つ可くんば中に於て一は復應に可分なるべし、是の如く展轉して應に折して空に至り或は無窮に至りて常に實有に非ざるべし。又、眼等の根の體は何に由りてか異らん。」見等の因に差別有るに由るが故なり。「豈見等は同じく大種を用つて以て其の因と爲すに非ずや、云何んぞ別有らん。」若し大種に差別有るに由るが故に所生の見等に差別

【五五】 起を明本は違とす

【五五】 大種所造の淨色として
の相ならん。

【五六】 諸根が各別に生ずる自
識なり。

論に曰く、燒等の燒ける時には赤色等の諸徳の相の起ること有りて現に前に異なるを見る、此れを除いて更に言句の瓶體の未燒の位と差別して而も生ずること無し、瓶等の實句が若し別に體有らば、應に徳句の如く異相の起ること有るべし、能燒と所燒と和合する等の位に既に別の實句の相の生ずること有ること無くれば應に空等の實有の性に非ざるが如く亦色根の所取の境界にも非ざるべし、但是れ分別意識の所知のみなり、世俗諦に收むる假にして而して實に非ざるなり。

復次に、外道餘乘の各別に執する所の龜顯の境相を我は已に略して遮したり、今當に總じて外道餘乘の遍計所執の一切の境相を破すべし。謂く彼の境相に略して二種有り、一には有質礙、二には無質礙なり。有質礙の境は皆分析すべし、有質礙なるが故に、舍の如く林の如し、析すれば即ち空に歸し、或は無窮の過有り、是の故に執して實有と爲す可からず、無質礙の境も亦實有に非ず、質礙無きが故に、猶空華の若し。又、所執の境に略して二種有り、一には有爲、二には無爲なり。諸の有爲法は緣従り生ずるが故に猶幻事の如く實有の體に非ず、諸の無爲法も亦實有に非ず、生無きを以ての故に、譬へば龜毛に似たり。又、所執の境は一一の法の上に諸の義門に隨つて衆多の性有り、若し是れ實有ならば應に互に相違すべし、復析せば空に歸し或は無窮の過有り。又、所執の色は應に實の色に非ざるべし、是れ所知なるが故に、猶聲等の如し、廣説するに乃至所執の諸法は應に實法に非ざるべし、是れ所知なるが故に、猶色等の如し。此の道理に由りて一切の所執は若しくは有にても若しくは無にても皆眞實に非ず、諸の有智者は應に正しく了知すべし、有無等の境は皆世俗に依りて名相を假立せるなり、眞勝義には非ざるなり。

復次に、已に其の境を破したり、復根を破せんが爲に、先に餘乘を破す、故に頌を説いて曰く、
眼等は皆大の造ならば
何んぞ眼は見にして餘に非ざる。

論に曰く、眼等の五根は皆四大種の所造にして淨色を其の自性と爲す、故に契經に言はく、謂

【四六】總じて外道餘乘の一切の遍計所執を破す。

【四七】境相の二種(有質礙・無質礙)を破す。

【四八】所執の境二種(有爲・無爲)を破す。

【四九】法と性との一多破。

【五〇】所知破。

【五一】(二)根を破す。

【五一】(A)先に餘乘を破す
小乗有部等の計なり。

【五二】雜阿含十三。

復次に、勝論宗中にて地水火は色觸有るが故に皆眼身の二根の所得と爲ると説く、世間は共に地等の三大は是れ眼の所見にして身の所覺なりと許すが故なり、風は唯身のみの得なり、色無きを以ての故にと。此れも亦然らず、已に眼見を破したれば當に身覺を破すべし、若し世間の共に許す所に隨はば身は唯能く觸徳のみを覺し餘には非ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

身が堅等を覺して

共に地等の名を立つ

故に唯觸の中に於て

地等の差別を説くなり。

(九)

論に曰く、世間の身は堅濕煖動を覺して便ち共に地水火風を施設す、是の故に唯觸のみを名づけ地等と爲す。觸を離れて外に別に所依の地等の四實有るに非ず。此の義の言はく、地等の四實は觸を離れず、身の所覺なるが故に、堅等の觸の如し。若し地等は觸の所攝に非ずと執せば、應に味等の如く身の所覺に非ざるべし。若し堅等に於て地等の名を立つれば則ち所證無し、體は別無きが故に。若し地等は是れ觸の所依なるも即ち堅等には非ずと立つれば此の比量に違す。頌の中の初半は地等の(四)大の自相の身覺は即ち觸の所攝なることを明かし、後半は彼の地等の共相は觸の所攝に非ざることを明かす。身が覺する能はずんば唯是れ分別意識の所知のみ、前の色性等の自相と共相とは其の所應に隨つて類するに亦應に爾るべし。

復次に、地等の諸大は燒等の時に於て異相の生ずること無きが故に根の境に非ず、瓶を燒く等の如きは熟位の中に於て異相の生ずること有り、謂く赤色等なり、此の諸の異相は徳句の所攝なり、此れを離れて別の實句の相の生ずること無し、如何んぞ徳を離れて別に地等の實句の、身根の所覺なる有りと言ふ可けん。此の義を顯はさんが爲の故に、復頌に曰く、

瓶の所見の生ずる時に

異徳有ることを見す

體が生ずるも所見の如し

故に實性は都て無し。

(十)

【九】 勝論にて地水火を色根の所得とするを破す。

【一〇】 身覺を破す。

【四】 觸は徳句義の所攝なり。

【四】 頌の意を立量す、

【宗】 地等の四實は觸を離れず

(因) 身の所覺なるが故に(喩)

堅等の觸の如し。

【四】 觸は徳句義の所攝なり。

【四】 即ち地等の四大の實

(chara)としての相なり。

【四】 實としての諸大を言ふ

なり、若し諸大の實句所攝の

體にして根の境ならば燒等に

依つて異變有るべく、異變有

らばその異相生ずべしこれ無

きが故に根所取の境に非ず。

きも而も可見なるを以ての故なり。「汝は云何んが色體を離れて外に別に色性有りと知るや、復云何んが色性の可見なるを知るや、彼が執を破せんが爲の故に色を離れて色の因有らば等と説く、此の中にて色性を説いて色の因と爲す、色の智も色の言も此れに藉りて生ずるが故なり。若し此の色性が色體に異りて一ならば一切に周遍せん、青等の處を離れても亦應に可見なるべし、青等の處を離れて既に不可見ならば色性は定んで應に眼の所見に非ざるべし。有が是の言を作す、若し色性は其の體周遍すと執せば此の失有る容きも、我は色性は自の所依に隨つて各同じからずと説けば斯の過無しとは此れも亦然らず、若し色性等が自の所依に隨つて體同じからざれば青等無き處に青等が歎ち生じ、青等有る處に青等が歎ち滅せん、爾の時に色性は所依の色と其の處が同じからずんば應に各別に立つべし、而も汝は許さず、云何んぞ無過ならん。若し色性は遷動有つて能く轉じて餘處に至り或は復新に起ると言はゞ是れ即ち此の性は一にも非ず常にも非ず、既に一にして常なりと許さば體は應に周遍なるべし、還つて前の失に同じ、青等を離れたる處にても亦應に可見なるべし、既に不可見ならば應に眼の境に非ざるべし。「豈中間にては或は餘法の上にては了因無きが故に不可見ならざらんや。「何をか名づけて了因と爲すや。「謂く形量の差別なり。「若し爾らば色性は應に不可見なるべし、所依の諸色は形量無きが故に。又此の色性は應に眼見に非ざるべし、體周遍するが故に、聲性等の如し。色と色性と體相が若し異らば應に別に觀す可し、青黄等の如し、然るに此の二種は別に觀す可からず、是の色は是れ性なるが故に異なること無し。説いて見れども而も是の色は是れ性なりと了せざれば二相は差別なりと言ふ可からず。色と性とが相異らば應に青黄の如く（所縁と爲つて發生すべし、已見に似るが故に。能見が既に同じくば所見は應に一なるべし、故に色を離れて外に別の色性無し、既に色性無くんば色を離れて可見ならんや、如何んぞ比量の因が不定ならんや。餘の聲性等は其の所應に隨つて一一に研尋し例するに前破の如し。

【三】 色體を離れて色あより可見なりと云ふを破す。

【三六】 有の教を破す。

【三七】 固定不動の形量等有るに非ず。

【三八】 消極的に二相の差別あるを證明せんとするを破す。

妙、若し二徳無くんば應に極微及び空中くうちゆうの風の如く有り、雖も見えざるべしと、此れも亦然らず、
龜は長等の、析せば即ち無に歸し色の可見に非ざるが如し、並びに前に説きたるが如し、如何んぞ斯
れに因りて能く實等を見ん。彼に復説有り、所依の實等は要らず能依の色に由るが故に可見なり、
熱水の中の水は火色を覆ひ火實有りと雖も而も見る可からざるが如し。即ち彼が論の中に此の説を
破する有り、三三青等の染色が白衣を染むる時に白色を見ずんば應に衣をも見ざるべし、説いて染色
を見るに由りて染の所依を見、染所依の實は衣と合するが故に亦衣をも見ることを得と言ふ可から
ず、所以は何ん、水火の二實は既に共に和合す、水色を見るに由りて即ち水を見る亦應に此れに由
りて火實を見るべし。彼が宗の二師は俱に理に合せず、且らく彼が一を借りて以て彼が宗を破せん。
彼が宗を破せんが爲に復頌を説いて曰く、

色を離れて色の因有らば

二法の體は既に異る

應に眼の所見に非ざるべし

如何んぞ別に觀ぜざる

(八)

論に曰く、色の所依の實を名づけて色の因と爲す、是の如き色の因は若し青等を離れては應に味
等の如く眼の所見に非ざるべし、色と色の因とは性相が若し異らば、青黄等の如く應に別に觀すべ
し、實は既に色を離れては別に觀すべからず應に色の體の如く別の實性無かるべし。實と色とも亦
別に觀すべし、青黄を見るの二の解が別なるが如くなるが故に。是の如く二解は色根の識に非ず、合
に假りて生ずるが故に非實の心の如し。

一復次に或る勝論者は是の如き言を作す「諸の色は實有なるも而も聚色は實有に非ざるが故に見る
可からずと言ふは、若し一處に衆多の色有りと執せば此の過有る可きも我は同類處は必らず同じ
からざるが故に一處に於ては唯一色のみ有りと説けば此の過無しとは、「此れも亦然らず、若し色が
實有ならば應に見るべからず、細分無きが故に虚空等の如し。」此の因は不定なり、色性等も亦細分無

【三三】此の衣と染色との例喩を前の水火の喩に配當すれば青等の染色とは即ち水色に當り、白衣は火實にして白色は火色なり、染の所依(實)は染められたる後の青等の衣にして水實に相應す、而して常識的に云へば染の所依(實)(青衣)衣||白衣にして其の實體としての衣は同一物なり、されど今の場各に於ては火實と水實とは全く異なる二つの實體なる故その喩としての青衣と白衣とも異體として考ふべきにてその共通實體としての衣なる實は水・火二實の和合の概念に相當するものなり。此の喩を前後對比しつゝ論理を辿らば此に云はんと欲する所を知るべし。

【三四】或る勝論者の救説を破す。

顯に即せば顯色を取るは

何故に身に由らざる。

論に曰く、形が若し即ち是れ青等の顯色ならば顯色は形の如く應に身に由りて取るべし、是は則ち顯色なれば身觸にて應に知るべし、即ち是れ形なるが故に、猶形色の如し、身觸は形を知りて其の顯を知らざるが故に顯色が即ち是れ形なるには非ざることを知る。此の意の説く、形は顯色に即するに非ず、同じく知るに不るが故に、猶樂音の如し。形が若し顯と即するに非ず離するに非ずんば應に車等の其の體が眞に非ざるが如くなるべし、形體にして若し實に青色等の如くならば應に顯色と或は即し或は離するなるべし。又、諸の形類は別の極微無し、一一の極微は長等無きが故に、顯の極微を離れて別に長等の極微有らば自性は了知す可きこと難し、形と顯との極微の量は既に別無し、云何んぞ顯を離れて別に實の形有らん。亦一一の極微に長等の相有りとも説く可からず、長等は魚體の分析す可きが如くなれば何んぞ極微なりと謂はん。又、諸の極微の量は差別無きこと彼此共に許す、今極微に長等の相有りと説かば便ち自宗に違す。汝が所學の宗は極微の量は差別無しと許すが故に、亦應に信受すべし顯を離れて形無しと。若し極微は長等無しと雖も而も積聚に由りて長等の形を成すと云はば、即ち顯の極微が長等を集成するなり、何んぞ別に形の極微有りと執するを須ひん。又、長等の形は青等の極細の如く分析して本相が猶存するに非ず、故に長等の形は色根の境に非ず、實體無きが故に、猶空花の如し。若し諸の極微には實の長等非ずんば如何んぞ積集して長等を成ぜんや、汝は極微の體は廣大に非ずと許す、云何んぞ積集して廣大を成ぜんや。是の故に長等は實に性有るに非ず、但是れ青等の積集の所成のみ。

復次に、勝論宗の中にては色等を離れて外に別に實有の同異性等を立つ、彼は能依の色等の勢力に由りて色根の境と爲ると。此れも亦然らず、前に色等は色根の取に非ずと説きたり、故に彼も亦色根の境界に非ざるなり。彼が宗に説有り、實等は要らず龜徳と色徳との合に因るが故に方に見

【三】(B)勝論の境執を破す。

見て燦の總相を知るが如くならん、是の故に形色は決定して應に色根の所取に非ず或は眼見に非ざるべし。

若し復有が青等に依らずして而も形を取ると言はゞ應に是の如く破すべし。顯處を動ぜざるも形色の了別は必らず色根の境の了別を先と爲す、形相を緣するが故に、諸の形相を緣するは必らず色根の境の了別を先と爲す、旋火輪の形相の了別の如く或は闇中の形相の了別の如し。有が是の言を作す形顯の二色は其の體は各別なり、能了が異なるが故に、香味等の如し、現見するに世間の長等と青等との能了は各異ればなりと。若し爾らば世間の諸の大造色と金銀等とは能了が異なるが故に應に別體有るべし、因既に不定なれば宗の義豈成ぜんや。或は復云何んぞ形色を取らんとは、若し形が實有にして是れ眼の所見ならば云何んぞ觸に依つて而も形を取るや、青等を見ざるも觸に依つて而も取る、形が既に觸に依つて而も了知す可くんば應に濫等の如く眼の所見に非ざるべし。一此の因にして若し定んで形を了すと言はゞ、風水等を觸して應に亦形をも了すべし。此の難は理に非ず、我が意は但形は觸に依りて而も了知す可きが故に眼の所見に非ずと言ふのみ、形の了は觸に依りて決然たりとは言はざるなり。「若し爾らば顯色も亦觸に依つて了すれば應に不可見なるべし、觸に依るが故に火の色等を知るが如し。一此れは必らず長等の差別に隔てられて方に了知す可し、故に所立の因に不定の失無し、所以は何ん、若し觸に依つて青等を了別せば定んで是れ比知にして眼の所見に非ず、青等は共相にして此れは必らず長等の差別に隔てられ親しく觸に依るに非ず、雜じて形も亦（顯色の如く）應に爾るべしと言ふ可からず、形は觸に於て決定無きを以ての故なり、顯は決定有るが故に相類せざるなり。是の如く已に顯を離れて形有ることを破したり。顯に即するも亦非なり、故に次に頌に曰く、

【三】 眼根による顯色の認識は別として考ふるも形色の認識は必らず五官の知覺によるなりと。

【四】 これ視覺（眼根の境の了別）に依るなり。

【五】 これ觸覺（身根の境の了別）に依るなり。

【六】 四大種所造の色なり、世間共知の地・水・火・風を云ふ。それ假の四大とも稱し實の四大によりて造らるゝなり。

【七】（宗）形は眼の所見に非ざるべし。（因）（身根の）觸によつて了知するが故に、（唯）濫等の如し、此の比量の因なり。

【八】 觸に依りて色彩を了するは必らず長圓等の形を媒介とし比知によるなりと。

【九】 顯色は決定して觸の直接の所取に非ず。

【一〇】（b）顯・形の即を破す。

くれば便ち空に歸す、畢竟無の如く色根の境を越ゆ。諸の可見の者は皆衆分より成ること世の共に知る所にして並びに假にして實に非ず、細分は障隔して全見す可からず、極微が相助くるの理も復成ぜず、諸の有礙の物は皆之を析す可く未盡を盡くす時には空に歸すれば是れ假なり、是の故に都て眞實の色法の見る可く聞く可く巖音す可き等のもの無し。

所詮の色法にして既に根の境に非ずんば能詮も亦然らん、故に次に頌に曰く、

言説の字も亦然り

故に根の所取に非ず

(六)

論に曰く、一切の所聞の音聲言説は漸次に分析すれば一字の名に至る、此れも亦前の如く猶細分有り、復漸く分析して乃し極微に至れば此れは所聞に非ざるも猶細分有り、復漸く分析して乃し都無に至る、析の未だ盡きざる來は是れ礙有るが故に常に細分有り、是れ假にして實に非ず。又、聲の細分の前後の安立は互に相續せず體は合の義無く實の詮表に非ず實の可聞に非ざること其の理は分明なり、故に復別に説く、若し聲の細分にして同時にして而も生ぜば前後にして立つに非ず、色の細分の如し、薩羅羅薩是の如き等の字は同時に聞く可くんば義は應に別無かるべし。是の如く已に色等の五塵の體は是れ實有にして色根の所得なることを破したり。

復次に、有が説く形色は是れ眼の所見なりと。今應に徵問すべし、是の如き形色は顯色を離ると爲すや、顯に即すと爲すやと。若し顯を離るれば應に眼見に非ざるべし、青等を離るゝが故に、樂音等の如し。若し顯に即せば應に顯色の如く亦眼見に非ざるべし。前に已に廣く論じたり、又頌を説いて曰く、

顯を離れて形有らば

云何んぞ形色を取らん。

論に曰く、若し顯色を離れて別に形有らば云何んぞ顯に依つて而も形を取らんや、顯色を離れて樂音等の有るが如く自根の取る時には顯に依らず、然るに顯色に依つて而も形を取らば遠く火を

【二〇】能詮の音聲言説等も本根の所取に非ず。

【三】以下形色を破す。

【三】(一)形色と顯色との即離破

(a)先に離を破す。

【三】若し色を離れて形有らば形色は色によらずしてそれ自ら認識し得べし、實には此の事無きが故に形色は色根の所取に非ず。

非ず、是の故に諸色は皆不可見なり、豈極微は外面に傍布して障隔する所無く相鄰つて而も住するに全く可見ならざらんや。衆微の總相は是れ假にして實に非ず、一一の別相は色根の境に非ず、有礙の極微の面に彼此有り如何んぞ色法は實有にして全體は可見なりと立つるを得ん。諸の極微の總相は是れ假にして一一の別住は實に不可見なりと雖も、然も諸の極微は和合し相助けて分析す可からず、面に彼此有るが故に一一の微は其の體は實有にして全分は可見なりとは此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

極微の分の有無は

應に審に諦らかに思察すべし

不成を引いて證と爲すも

義は終に成す可からず。

(五)

論に曰く、極微も亦餘物と合するが故に應に塵物の如く分有つて是れ假なるべし。破常品の中に已に極微は分有つて實に非ずと辨じたり。極微の一一は既に不可見なり、云何んぞ和合し相助けて可見とならん、若し相助くる時本相を捨てずんば應に相助くべからず、若し本相を捨つれば應に極微に非ざるべし、相助くる時に若し本の如く細ならば應に助くる力無かるべきを以て應に不可見なるべし、若し轉じて塵と成らば應に極微に非ざるべし、應に假にして實に非ざるべし。極微を審思するに礙有るに由るが故に分有つて實に非ず全見す可からず、是の故に引いて諸色は實にして可見なりと證す可からず。色は前所説の道理に由り分有つて實無く色根の境に非ざるが如く、是の如く一切の質礙有る法は皆衆分の成なれば色根の境に非ず、此の義を顯はさんが爲の故に、復頌に曰く、

一切の有礙の法は

皆衆分の所成なり。

論に曰く、諸の有礙の法は慧を以て之を析するに皆衆分有つて相依つて而して立つ、析にして若し未だ盡きざれば恒に塵の事の如く衆分の合成にして是れ假なり實に非ず、之を析すること若し盡

【一〇】 外の伏難を破す。極微の可見を破することに依りて色の可見を破すなり。

【一一】 結破、一切有質礙の法は色根の境に非ず。

と知る、云何んぞ不可見と立つることを得るや。世間の所知は自心の變に隨ふて可見と假説するのみ外の實の色なるには非ず、今は心外の實有の可見を遮するが故に相違せざるなり。不可見の法は所有無きが故に應に説くべからざるべし、所以は何ん、可見が無きが故に不可見と名づく、無法は都て無なれば如何んぞ説く可けん、可見の法は有體なるを以ての故に他の爲に説く可しとは、此れも亦然らず、無體の法も亦是れ説の因なればなり、若し爾らずんば不可見の言は應に有ること無かるべし。又、見は色に於ては都て所益無し、何が故に色を説いて以て可見にして不可見に非ずと爲すや、所以は何ん、能見及び不能見に由りて色をして異有らしむるには非ず、云何んぞ見に由りて色を可見なりと説きて不見に由りて不可見と説くに非るや。瓶の上の色は是れ可見なるが故に瓶は可見なりと説くが如く、瓶の上の香等は不可見なるが故に亦應に瓶を説いて不可見と爲すべし、其の理は等しきが故なり。又、眼の見る時に色は可見なりと説かば眼の見ざる時には亦應に色を説いて不可見と爲すべし、其の理は等しきが故なり。瓶と色とは既に可見と不可見との義有らば、何が故に今は偏へに可見を破して不可見を立つるや。可見は執を起せば、可見を遮するが故に不可見と言ふ、立て、瓶の色は不可見なりと爲すには非ざるなり。又、色も亦全體が可見なるには非ず、如何んぞ色に由りて而も瓶を見ると説かん、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

障礙有る諸色は

體は全く可見なるには非ず

此の分に由りて隔てらる。

(四)

論に曰く、障礙有る色は全く可見なるには非ず彼の分と中間とは此の分に隔てらるればなり、隔壁等の所有の諸色の如きは唯一分を見ると雖も而も餘を見ざるが故に應に瓶の如く不可見と名づくべし、諸分の中に於て此の分のみ勝なるに非ず、餘分は多爲れば此れは應に多に従つて不可見と名づくべし、色は漸く折して未だ極微に至らざれば常に多分有り、若し極微に至れば色根の境に

等々の如し。

【一】前註八。

【二】瓶等を打たば聲を發せんも恒に瓶にあるに非ず。

【三】瓶と色香等との一異破。

【四】眼根も(全の)瓶を取り乃至身根も(全の)瓶を取ることもなるべし。

【五】外の伏雜を遮す即ち可説なるが故に有體なるべし。

【六】以下の所説は吾人の認識を離れても外の實在を許す素朴的實在論的立場の如けれど實には然らずむしろしか考へらるゝものも實には主觀に依つて左右するものなるが故に結局それら客觀的實在の境と考へらるものも主觀の自心分別の所起なりと云ふなり。

【七】色は可見にして瓶は不可見なりと云はゞ今何故に色の可見は云はずして瓶の不可見のみを云ふやと外の間難なり。

【八】色も亦全體が可見なるには非ず。

【九】進退兩難破。

定んで意識が外境を取るに必らず色根しきこんに隨ふに非ず、瓶等が既に色根の境界に非ずんば意も亦應に爾るべし、若し爾らずんば盲聾等の人も亦應に色等の外境を了別すべし、是の如く瓶等は根の所行に非ずして皆是れ自身分別の起す所なり。若し瓶等は色等の法と體は異ること無きが故に眼等の諸根が自境を取るが如く亦瓶等をも取り、是の故に諸根も亦能く漸次に瓶等の境を取ると言はゞ、若し爾らば瓶等は應に是れ一切色根の所行なるべし、即ち諸根は各自境を取ることに違す、或は一の瓶等の體が應に多と成るべし、或は諸根は瓶等を取らず、唯色等の體のみ是れ根の境なるが故にと許さば、色等は各別にして既に是れ瓶に非ず、如何んぞ合する時に實の瓶の體と成らん。若し瓶等は衆分合して成じ一分を見る時に瓶等を見ると言ふは城の分を見るをも亦城を見ると名づくるが如しと言はゞ、此れも亦然らず、城は實に然ざるが故に、城の體は是れ假の衆分が合成し一分を見る時に全見とは名づけず、瓶等も若し爾らば是れ假にして眞に非ず、汝等は云何んぞ實の可見を執せん、又、一分を見るを可見なりと言ふは其れは理として然らず、故に次に頌に曰く、

若し唯瓶の色のみを見て

即ち瓶を見ると言はゞ

既に香等を見ざれば

應に瓶を見ずと名づくべし。

(二)

論に曰く、若し和合の中に衆多の分有るに一分に由るが故に全く其の名を得ば、謂く一の瓶に於て色等の分有るに色を見るに由るが故に瓶を見ると言はゞ、所餘の香等は既に不可見なれば應に多分に從つて瓶を見ずと言ふべし。亦色の體は是れ勝なりとも言ふべからず、瓶の一分なるが故に、猶香等の如し。色等は瓶に於て既に勝劣無し應に香等に從つて應に不可見と名づくべし。世間の名を立つるは或は多分に從ひ或は最勝に就く、色の上には全く香等無くして一有るのみ、是の故に瓶等は應に香等に從つて不可見と名づくべし。是れ則ち外色も亦應に實には是れ可見の性に非ざるべし、是の瓶衣等は不可見の法の一分の攝なるが故に、猶香等の如し。世間は共に瓶の色は可見なり

は識を離れて別に實體有りとし唯識宗にては了別の用ある識を離れては所縁の境無く識が所縁の境に似て現ずるを識自ら縁じて外境と爲すと説く。【四】小乗諸派にては根が境を取りて即ち根境合して識を生ずと説かるれば今之等を破せんとするに先づ境を破せばその対象即ち所取無きが故に能取の根も無かるべし、故に境除かれれば根も亦隨つて亡ずと説く。【五】(一)境を破す【六】(Kāṭhā)教論の開祖とさる、傳記は不明にして歴史上實在の人物たるか否かは疑問なれど凡ての傳説は彼を數論の祖と説けり、その學派の成立は大體三五〇—二五〇B.C.頃なるべし。【七】(A)數論の境執を破す、内道餘乘をも兼ねる如し。今瓶と色との全分破先づ顯色を破す。【八】即ち色・香・味・觸の四塵なり、聲は恒に有るに非ざるが故に説かず、されど人外部より發せしむれば聲をも境の中に入れて。【九】以下比量して破す、香・味・觸等も類して破すべし。(宗)瓶の體は眼(耳鼻等)の所見(取)に非ず。(因)瓶の體は唯だ色(香聲味等)のみに非ざるが故に(喻)猶聲(色聲

卷の第七

破根境品第五

復次に、^一上に言ふ所の如く後に當に廣く根境等を破すべしとは我れ今當に説くべし。^二根は是れ境界を了別する所依なり、^三將に根を破せんと欲せんとするに先づ其の境を除かん、境既に除かれ已れば根も亦隨つて亡す。^四迦比羅の云はく瓶衣等の物は唯色等より成ず、諸根の所行の體は是れ實有なりと、^五此の計を破せんが爲の故に頌を説いて曰く、

瓶の諸分の中に於て

可見なるは唯是れ色のみなり

瓶は全く可見なりと言はゞ

如何んぞ能く眞を悟らん。

(一一)

論に曰く、汝が宗は自ら説く、眼等の諸根は各自境を取りて相雜亂せずと、眼は唯色を見るのみなるに、瓶は四塵に通すれば豈色を見る時に全く瓶の體を見んや、此れは瓶の體は眼の所見に非ざることを顯はす、(瓶の體は)唯色のみ非ざるが故に、猶聲等の如し。豈瓶の體も亦是れ色ならざらんや。我は瓶の體は唯色に非ずとのみは言はず但瓶の體は唯色のみより成ずるに非ずと言ふのみ、故に所立の因は不成の失無し。汝は現事に於て既に乖違有りて而も眞を悟ると言ふ、此れは何んぞ信す可けんや。眼の所見の如く唯色のみが瓶なるに非ず、香等も亦然り、故に次に頌に曰く、

諸有の勝慧の人は

前所説の義に隨つて

香味及び觸に於て

一切は類して應に遮すべし。

(一二)

論に曰く、鼻舌身の根は其の境各異る、全に瓶の體を取れば義は亦成ぜず、瓶は三根所取の境界に非ず、^{*}一一の比量は前の如く應に知るべし。聲は既に恒に非ざるが故に此れは説かざるなり、其の色等に類するに聲も亦應に然るべし、是の如く一切の瓶・衣・車等は皆色根所取の境界に非ず。

【一】前品破見品第四初に諸の外道の所執は定んで捨證の正方便に非ざるを論ずる個所に「前に已に具に常の句義を執して實有の時を立たり、後には皆過失有り」と説きたり、後に當に廣く根境等を執するを破すべし」と云へるを指す。

【二】根(Indriya) 増上の義、體用の優勝なるものを云ふ、眼・耳・鼻・舌・身の五根の如し、原語は「因陀羅(Indra)に相應しき」と云ふ義の形容詞にして轉じて最勝の力用あるもの、義に用ふ、俱舍論にては眼等の五根が能く四事に於て増上と爲るを説きその第三心に識等を生ずること(心王心所の所依となり此等を生起せしむ)第四に不共事を爲す(五根各別の境を取ること)を説けり、(俱舍論卷三、根品參照。唯識論にては六識が根に隨つて名を立てたるは五識を具せりとて最初に識が根に依ること次に識は根の發する所なることを擧ぐ、今了別とは即ち識の義なり。

【三】境(Vijaya) 原語は活動の區域、感覺作用の區域の義、此の他 Artha, Object 等の語をも充つ、識の対象の義とされ境又は境界と譯さる、六境を立つ、色・聲・香・味・觸・法之なり、順次に六識の所了別たり、此等六境は有部にて

義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

智有りて勝徳を求むるものは

正法は日輪の如し

應に眞宗を信受すべし

(二十五)

論に曰く、^{二三}此の中に要らず二徳を具して能く大乘を信することを顯示す、一には智有ると、二には殊勝の功徳を希求するとなり、大乘は能く一切の邪宗を滅す、大乘に隨順すれば僞益する所多し、謂く自ら能く無上涅槃を證し他の有情をして亦生死を出でしむ。大乘の正法は彼の日輪の如く普く世間の爲に無明の闇を破す、慧目有る者は此の法の光に因りて分明に眞僞の色像を照知し邪に背き正に従ひ峻を避け安を求め自他を利樂して成辨せざるなし。諸の智者は應に大乘を信すべし邪宗を顧る勿れ、正法を誹毀すれば自ら生死の淤泥に沈溺することを受け有情を誑惑すれば大利を失せしむ。智と愚との異は謂く是非を識ることなり、智は愚に似て眞僞を辨ぜざること勿し。^{二三}若し眞實に他を利樂するの心有らば應に大乘を以て邪を摧き正を立て、勤めて空觀を修し速かに菩提を證し有情を利樂して未來際を窮むべし。

に依て五戒乃至具足戒を受けて身口の惡業を別々に解脱する戒法なり、俱舍論十四に悉し。

【二三】如來所説の理教は周圍するに外道邪徒は云何んぞ樂はざるや。

【二三】佛法は普照して日輪の如し勝智を希ふ者まさに信仰すべし。

【二三】二徳を具する者要らず大乘を信すべし。

【二三】眞實に利他の心有る者應に大乘空觀を修して速かに菩提を證し、有情を利樂すべし。

の身語の二業とを總じて名づけて害と爲す、若し能く彼が所説の害法を斷じ諸の善の因を修すれば名づけて不害と爲す、謂く、十善業と、布施と愛語と利行と同事と及び諸の靜慮と無色定等となり、此れに由りて人天に善趣に生ずることを得諸の勝妙の無染の果報を受け、此れに依りて能く一切の煩惱を除き及び能く無量の善因を修習す。眞如實際にして相を離れたるを空と名づく、正しく此の空を觀ぜば涅槃の樂を證す、空無我の理は諸法の中に於て無相無名にして咸く同一味の寂靜安樂なる即ち是れ涅槃なり、此れは必らず空を觀じて方に證す可きが故なり。是の如き善趣と解脱との二因は唯佛法の中にのみ具足して得可し、外道は施等の少分の人天に生ずる因を説くと雖も而も圓滿ならず、所以は何ん、彼の諸の外道は顯に因果を析する智有ること無きが故に、意思が勝福を生ずることを言はざるが故に、別解脱律儀の法無きが故なり。善趣の龜業すら尙委しく知らず、涅槃は妙因なるが故に其れは分を絶するなり。如來の所説の理教は周圍するに外道邪徒は如何んぞ樂はざるや。佛の正教は彼が邪宗に違し本より貪する所に乖くに由るが故に欣樂せざるなり、此の義を顯はさんが爲に而も頌を説いて曰く、

世人は自宗に耽ること

正法は能く摧滅すれば

本生地を愛するが如し
邪黨は欣を生ぜず。

(二十四)

論に曰く、本生地は膏腴ならずと雖も久しく其の中に處すれば而も捨つることを願はざるが如く自宗も亦爾り、理と違ふと雖も本師に承くるを以ての故に離るゝこと能はず、尙餘の外道宗をすら欲樂せず、況んや如來の甘露の聖教を慕ふをや。甚深實相の眞空の智火は能く外道邪執の積薪を焚く、彼が本心に違するが故に欣樂せざるなり。諸の有智者は應に善く思惟すべし、邪宗に樂して正法に違することを致すこと勿れ。

復次に、佛法は普く照らすこと盛んなる日輪の如し勝智を求むる人は應當に信仰すべし、此の

【二三】十善の業行にして善處に生ずる道なり、(一)不殺生(二)不偷盜、(三)不邪淫、(四)不妄語、(五)不兩舌、(六)不惡口、(七)不綺語(以上語業四)(八)不貪欲(九)不瞋毒、(十)不邪見(以上意業三)。

【二四】以下の四を四攝法又は四攝事(Chārī-mān-gāridhā-kā-mān)と稱す。何れも之によつて衆生を攝し親愛の心を生ぜしめて道を受けしむるなり。

【二五】靜慮(Chāntā)之に四を説く、次の四無色(定)(Arīya)と共に有心定に攝し八等至と名く、四靜慮とは初、二、三、四の靜慮なり、これ麁細次第に由りて心の一境性を分てるなり。次に四無色定とは四禪を成就して色法の繫縛を脱したる位にして空無邊處、識無邊處、無所有處、非想非非想處是なり。俱舍論二十八、二十九等を見よ。

【二六】空無我の理は即ち是れ涅槃なり。

【二七】涅槃の正因を知る能はず。

【二八】祈禱・苦行等の虛誑と愚癡を爲す。

【二九】別解脱律儀(Prātimokṣa-dharmāṇi)、別解脱戒とも云ひ、舊譯に波羅提木叉とも云ふ、三種戒の一、受戒の作法

彼の師の所説は是れ聖教に非ず、如來等の共に説く所に非ざるが故に、經書等の如し。故に彼が自ら苦しむるは但是れ前世の惡行の招く所及び現在の愚癡の起す所なるを以て、定んで能く眞解脱を證する因に非ず。

復次に、有が是の言を作す尊勝の身は能く解脱を得るに依りて、世間は尊勝を婆羅門と謂ふ、故に婆羅門は能く解脱を證す餘の雜類は涅槃を得可きには非ずと、此の説は然らず、故に次に頌に曰く、

苦業の所感が

眞解脱の因に非ざるが如く

勝身業の所生も

亦解脱を證するには非ず。

(二十一)

論に曰く、離繫宗の所受の身苦の如きは業の異熟なるが故に解脱の因には非ず、婆羅門の身は設ひ尊勝なりと許すも亦業の所感なれば解脱の因には非ず。「身は親しく解脱を證すること能はずと雖も而も身の中の善は是れ解脱の因なり。」若し爾らば餘の身の善も亦是の如くなるべし、云何んぞ但婆羅門のみを説かん耶。又、婆羅門の根境等の法は餘の種類の一切と皆同じ、云何んぞ自ら彼の勝にして餘は劣なりと言はん、是の故に彼が説は唯愚夫を誑すのみ、諸の有智の人は應に信受すべからず。然るに婆羅門は餘の類に勝るゝに非ず、此の洲の人なるが故に、成達羅の如し、成達羅等は彼の姓に劣るには非ず、此の洲の人なるが故に、婆羅門の如し。既に外道の所説は皆虚なりと言ふも如來の法は何の實有りやを未だ知らず、此の疑を遣らんが爲の故に頌を説いて曰く、

略して言はゞ佛の所説は

二を具して餘宗に別なり

人天に生ずることを害せざると

空を觀じて解脱を證するとなり。(二十二)

論に曰く、佛は無量深妙の法門を説きて有情を利樂するに要らず唯二種のみなり、一には能く人天を感ずることを害せず、二には空を觀じて能く解脱を證す。他を損惱する意と及び發生する所

【二〇】尊勝の身は能く解脱を證得するに由りて婆羅門と云ふ。餘類は涅槃を得ずと云ふを破す。

【二一】四姓の差別を嚴守しその階級的の差別は最も甚だしとさるゝ印度に於て此の如き力強き族姓打破の平等思想を説くは佛教を措いて他のいづれの教にあらんや、徹底せる空無我の智見の致す所なり。
【二二】以上外道の虚妄を破したる次に如來の法の眞實を顯揚す。
【二三】餘宗と差別する佛教の二大特徴―善趣と解脱。
【二四】即ち身・語・意の三業なり。

ふが故に之に敬事するなり。又、明論の中には勝義無しと雖も而も世俗の少分の禮儀有り、世間の貴勝は習學せんが爲の故に彼は徳無しと雖も亦敬事を申ぶるなり。餘の諸の明論を誦せざる者有るも同類たるを以ての故に世俗は相承して審に觀察せず亦兼て敬事するなり。「離繫外道は彼と同じからず、云何んが世間は亦多く敬事するや。」其の薄く星歴の道度を知り鳥を觀じ夢を解し吉凶を占相するを以てなり、故に凡愚の人は多く敬事を申ぶるなり。又、婆羅門の諸の明論を誦することは成し難きを以ての故に世は共に之を敬するなり、離繫外道は苦行するを以ての故に世は共に慙念するなり。此れは皆生死を解脱すること能はず諸の有智者は當に正しく了知して彼が見に隨ふこと勿るべし、故に次に頌に曰く、

婆羅門を恭敬するは
離繫を慙念するは

諸明を誦するが爲の故なり

自ら其の身を苦しむるに由るなり。(二十一)

論に曰く、婆羅門の法は諸明を誦することを勤む、世は以て難しと爲すが故に共に恭敬するなり、然れども諸の明論は解脱の因に非ず、但虚言のみ有りて實義無きが故に。離繫外道は極めて自ら身を苦しむ亦以て難しと爲して世は共に慙念するなり。云何んが自ら苦しむるは解脱の因に非ざるや。是の異熟果は善法に非ざるが故なり、彼が髮を抜く等の所生の身苦は過去世の惡行の所招に由る、是れ業の異熟にして善法に非ざるが故に樂の異熟の解脱の因に非ざるが如し。若し此の苦は現の功力の生にして異熟果に非ざれば、因は成ぜずと言はゞ此れも亦然らず、彼が所受の苦は是れ異熟果にして所益無きを以て色根の識と俱に苦を生ずるが故に地獄中に受くる所の身苦の如き自部も亦此の苦は是れ異熟なりと許さざる有るは應に此の量を以て而して之を決了すべし。諸の有るの身苦の異熟に非ざるも亦能く解脱を證する親因には非ず、有漏の身受は現に縁生するが故に、姪欲の樂の如し。又、彼が自ら苦しむるは解脱の因に非ず、聖教に違するが故に、自害の苦の如し。

【二三】此の外道の所計は瑜伽師地論卷七に宿作因論として出づ、曰く「凡そ諸の世間所有の士夫の補特伽羅の受くる所は皆宿作を因とするに因る、勤精進(現の苦行)に由つて舊業を吐くが故に、現在の新業(諸の不善業)は不作因に寄せらるゝに由るが故に、是の如く後に於て復有漏ならず、無漏に由るが故に業盡く、業盡くるに由るが故に苦(宿因の所作及び現法方便の招く所の苦惱)盡く、苦盡くるに由るが故に苦の邊を證することを得一と。」

【二四】かゝる苦の異熟は樂の異熟と同じく業の異熟なるが故に無記にして善法に非ず從つて解脱の因に非ざるなり。

【二五】(宗)離繫の苦行は解脱の因に非ず、(因)業の異熟にして善法に非ざるが故に、(喻)樂の異熟の如し。此の因なり。

【二六】即前註の比量なり。

【二七】現在の愚癡の起す所なり。

外道愚夫は悟入すること能はずして多く外道の龜淺の邪言を信じ少しく如來の深細の聖教を信するなり。世間が多く婆羅門を信するは婆羅門は多く誑詐を行じ呪を誦し火を祠り自ら苦しんで愆を除き矯つて吉祥を設け安りに禍福を説くを以てなり、活命の爲の故に種種に方便して諸の女人成達羅等を誑らかし彼の所に於て希有の心を生じ所須を供給し推して尊貴と爲さしむ、古昔の點慧の諸の婆羅門は明書を隠造して自然有と言ひ唯自ら誦することを得るのみにして他の觀ることを許さず婆羅門を讚して最も尊貴と爲し、刹帝利等は皆是れ卑賤なれば所須を給施すれば無量の福を獲とす、愚夫は無智にして測量すること能はず眞の福田なりと謂ひて信敬し供養す、然るに彼の明書は自然有なるには非ず、所詮有るが故に、世俗の言の如し、又、彼の明書は盡く理に稱ふにも非ず、聖説にも非ざるが故に虚誑の言の如し、婆羅門種は實の尊貴には非ず、眞の福田に非ず、常に乞匄を行じ妻兒を養ふが故に貪癩者の如し、故に有智の人は應に歸信すべからず、婆羅門の法は既に誑詐多し、離繫外道の所學は如何、彼の所學の法は多く愚癡に順ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

婆羅門の所宗は

離繫外道の法は

多く誑詐を行はしむ

多分は愚癡に順ず。

(二十一)

論に曰く、離繫外道は都て眞を知らず唯後榮のみを貪り現に劇苦を受く、諸有の所言は多く理に合せず、愚癡の種類が聚結して群を成し世の愚癡のもの、歸信する所と爲るのみ。云何んが決定して彼の愚癡を知るや、身形を露はし羞恥無きを以ての故に、狂の如く畜の如く嬰兒に如似すればなり。若し婆羅門にして實に尊貴に非ずんば何に縁つてか、貴勝も亦之に敬事するや、彼は諸の明論を習誦するを以ての故なり、諸の婆羅門は實には所識無く、活命の爲の故に一切時に於て諸の明論を誦し詐つて異相を現じ以て人心を動かす、世間の貴勝は審に觀察せずして其れを有徳なりと謂

【九五】生活なり。

【九六】成達羅(Sudra)、舊に首陀等とも云ふ、印度四姓の第四にして賤族、奴隸の階級を云ふ。

【九七】明書、明論とも云ふ、即ち婆羅門の聖典吠陀(Veda)を云ふ。

【九八】自然有。天啓と爲すを指す。

【九九】刹帝利(Kshatriya)、印度人民の階級即四姓の第二にして王族武人の階級なり、婆羅門につぐ、等とせるは以下の毘舍(Vaisya)即ち農工商人、首陀羅(Sudra)賤族奴隸の階級を含めしなり。四姓中初三はアryan人種、後一はドラビデイアン人種(先住民)なり、初の三姓は再生族と稱せられ吠陀の讀誦、祭祀、布施の特權及び此等の權能無し、三姓中にて吠陀を他爲に教授し、他の爲に祭祀を行ひ他より布施を受け得るの特權は婆羅門に限らる。

【一〇〇】證を三本及宮は證とす。後世の安樂なり。

【一〇一】貴人勝者なり。

復次に、諸の外道衆は我執に著するに由りて能く自縛をも爲し亦有情をも縛して所損既に多し深く悲愍す可し、此の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

諸の外道衆を見るに

正法を樂ふ有情にして

多の無義の因を爲す

誰か深く悲愍せざらん。

(十八)

論に曰く、諸の外道衆は我執に貪愛し能く自他をして無量の罪を起らしむ、薩迦耶見は是れ一切の惡の生ずる根本なるが故に、所有の惡不善の法は一切皆薩迦耶見を以て本と爲して而も生ずと説くが如し。諸有の中にて善法を懷樂する者は自ら定執無く他縁に隨順し、彼の外道の邪言の爲に誑惑せられ亦我見を貪りて無量の罪を起す。是の如く外道は能く自他をして俱に種種の堅固の纏縛を起さしむ、誰の有智人か而も悲愍せざる。故に正法を樂ふ淨意の有情は利樂の心を起して應に深く悲愍し、慇懃に爲に無我の眞空を説き正見を修して諸の繫縛を離れしむべし。

復次に、諸佛菩薩は常に世に住して實に眞淨に他を利樂するの心有り、何が故に世間には猶無量の信邪倒見謗法の有情有りや。佛の所説の境智は甚深微細にして悟り難きに由るなり、外道は爾らず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

婆羅門と離繫と

如來との三の所宗は

眼と耳と意との能知なり

故に佛法は深細なり。

(十九)

論に曰く、諸の婆羅門は唯常に虚言を習誦するを道と爲すのみにして耳識の能知なれば是れ深細なるには非ず、離繫外道は唯身體の臭穢を露形にし種種猛利に自ら苦しむるを以て道と爲し眼識の能知なれば亦深細にも非ず、如來の聖教は眞空を證する無漏の慧劍を以て永く所有の内の煩惱の賊を斷じ無上正等菩提を獲得し一切含識を利益し安樂にし理教と意趣とが甚深微細なり。諸有の如實の理に通達する者すら佛の聖教に於て或は知り知らず、佛の理教は最も深細なるに由るが故なり、

【九】 外道は我執に就著し自他に於て多罪を作す。

【九二】 佛説の境智甚深にして難解の故に倒見謗法の有情有り、外道は邪偽なるも寔淺にして世間は信じ易し。

【九三】 婆羅門(Brahman)印度四姓の一、貴族階級なり、吠陀を以て天啓の聖典として絶對なるものと信奉し、祭式の萬能を主張す、而して四姓の別を嚴守して自らを最高とす。

【九四】 離繫子、舊に尼處子(Mirgachanda)と云ふ、即ち耆那教徒なり純粹清淨にして上昇性を有する靈魂(Atma)は物質(肉體)の下降性の爲に妨げられ束縛されて其の本性味まさる、此の繫縛を脱せんが爲に物質肉體の力を殺がんとして苦行を以て修行の中心と爲す、標行外道と稱せらるゝも此派なり。

界に至るまで群迷を引導す、外道邪徒の諸の惡見論は斯の空教を聞いて自然に壞滅す。山林に在る野火の燄を騰ぐるが如し、濕薪積木は烈日に乾かされ人の火を持つて來り就くこと有ること無しと雖も然も薪は火に逼りて自ら燒を引くが如く、惡見邪徒の諸論も亦爾り、空教の勢力にて而も自ら崩摧するなり。

復次に、諸外道宗が皆妄有を説くを棄捨せしめんと欲するが故に眞空を説く、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

諸の正法を悟ること有るものは

定んで邪宗を樂はず

餘のものが僞門を出でんが爲の

故に眞空の義を顯はず。

(十六)

論に曰く、有智のものは自ら能く眞僞を簡別し此の正法に遇ふて邪宗を樂はず、實を識る人の無價の寶を得て終に復餘の水精珠を樂はざるが如し。諸の外道宗は皆妄有を立て正法を去ること遠く假僞門の有情を誑惑し大利を失せしむるが如し、故に我は佛教の眞空を顯示し彼の邪徒をして眞に趣き僞に背かしむ。

復次に、何に緣つてか外道は邪宗を欣樂し聖教に厭背するや、身見の力に由るなり、若し無我を知らば必らず欣厭無し、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

若し佛所説の眞空無我の

理を知れば

隨順するも欣を生ぜず

乖違するも厭怖無し。

(十七)

論に曰く、若し佛教の空無我の理を知れば身見所起の隨眠を斷除し世間の空なる舍宅の如く虚妄の諸行の生死輪迴するも觀察して興盛欣ぶこと無く衰損厭ふこと無く憂無く喜無く畏無くして泰然たり。若し身見有らば我は損益すと謂ひ衰盛の起る時に便ち憂喜を生じ、斯れに因りて便ち怖畏有りて窮ること無し、故に有智の人は應に我執を除くべし。

【十六】 諸外道宗をして妄有を棄捨せしめんが爲の故に眞空を説く。

【十七】 空無我の理を知れば順違に於て欣厭無し。

諸の能く自他の利樂を成ずること有るは空無我の觀を最も勝れたる因と爲す、故に應に善く有情の根性を知り方便開示して其れをして悟入せしむべし。

復次に、如來は惡見の鬼魅を除かんが爲に空無我の阿揭陀藥を説く、所以は何ん、諸の惡見の者は空の名を説くを聞いて皆怖畏を生ずれば漸次に調伏し自然に息除す、此の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

愚は空法の名を聞いて

皆大怖畏を生じ

大力を見る者が

怯劣して悉く奔逃するが如し。

(十四)

論に曰く、愚とは謂く惡見が慧眼を損覆するなり、彼が空名を聞けば諸の惡見の命は自然に損害す。空は心に惡見を害せんと欲すること無しと雖も而も力大なるが故に名を聞けば自ら滅すること虎の名を聞いて怯るゝ者の自ら喪するが如し。又、世間の調善の龍象が其の兩頬に於て威汗交と流れ復心に物命を損害せんとすること無しと雖も而も彼の龍象の威力大なるが故に其の見聞者は驚怖し奔逃するが如く、空理も亦然り、威力大なるが故に惡見者をして名を聞いて驚怖し自然に損滅せしむるなり。空理は無心にして物を損ずることを爲すに非ざれども、空理を證する者は應に他を害することを爲すべし。若し眞空を證すれば其の心は寂靜にして平等無二なれば豈他を害することを欲せんや、然れども諸の有情を利樂せんが爲の故に方便して空無我の理を開示し惡見を懷く者は之を聞いて自ら滅するなり、此の義を顯はさんが爲の故に次に頌に曰く、

諸佛は心に他の論法を

摧かんと説くこと無しと雖も

而も他論は自ら壞す

野火の薪を焚くが如し。

(十五)

論に曰く、諸佛は心に他論を摧かんと欲すること無きも然も所化の有情を利樂せんが爲に昔來の諸佛の廣路を開示す、謂く一切の法の性相は皆空にして前後の如來が遊履せざること無し、因従り

【八七】如來は惡見を除かんが爲に空無我の妙理を説く。
 【八八】阿揭陀(Apandita)、阿伽陀にも作る、普去、無價、無病等と譯す、藥の名なり、或は不死藥、丸藥なりと云ふ。

後は兼ねて惡趣にも向ふも

初は唯涅槃に背くのみなればなり。(十二)

論に曰く、彼とは謂く世間の諸の劣慧の者なり。我執は即ち是れ薩迦耶見なり、其の我所見は亦我執をも帶ぶが故に我執の言は亦彼の見をも攝す、我執は復正理に稱はずと雖も而も寧ろ彼が起れ、過失は輕きが故に、空無我の見は正理に稱ふと雖も然も彼は如實に了達すること能はずして斯れに因りて諸法は皆無なりと誹撥する過失は重きが故に寧ろ彼れは起らざれ。「云何んが此の二の過失の輕重なる。謂く初の我執は唯涅槃に背くのみなるも後の惡取空は兼ねて惡趣にも向ふ。彼の劣慧の者は惡取空の時にすら尙善根を厭ふ、況んや諸の含識をや、彼は善及び世間に厭背するに由りて善根を斷滅し含識を損害す、唯清涼涅槃を棄背するのみに非ずして亦自身を持して地獄の火に足す。我見を起す者は是の如き事無し、所以は何ん、彼は我の樂を貪り我の離苦を欲し衆罪を造らずして廣く諸の福を修め諸の惡趣を脱して人天を失はず、唯涅槃を怖れて解脱を證せざるのみ、故に契經に説く、寧ろ我見を起すこと、妙高山の如くなるよりも惡取空の増上慢の者を非とすと。若し爾らば諸法の空無我の理は險趣に鄰近すれば聖は應に説くべからず。劣慧の者の前には實に應に説くべからず、而も勝慧の者は此れに隨つて修行して大義利を獲るが故に須らく爲に説くべし、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

空無我の妙理は

諸佛の眞の境界なり

能く衆の惡見を怖かす

涅槃の不二の門なり。

(十三)

論に曰く、解脱を求むる者は妙空觀を除いては別の方便の能く涅槃を證すること無し、智者も諸の惡見の垢を除かんと欲せば此れを離れて餘の勝方便有ること無し。有の見は所縁の境有りて執するが故に餘の有見の如く涅槃を證せず、亦諸の惡見の垢をも除くこと能はず。此の空行を修して究竟に至る者は能く極果の無上菩提を證し普く有情の爲に方便開示して復所求の妙果を圓證せしむ。

【八二】(Sattva-pāṇi) 有身見なり。

【八一】惡しく空見を取り因果の道理と二諦と等を撥無して一切都在空無となすの邪見なり。

【八三】佛道行者中の劣慧者なり。

【八四】心識を含有するもの、即ち有情なり。

【八五】須彌山(Sumeru)の譯名。

【八六】空無我の妙理は諸佛の眞境界なり、涅槃不二の門なり。

るなり、愚夫は諸法は皆空なりと説くを聞き、聖意を知らずして便ち世俗の因果も亦無しと撥し諸の善法を滅す、此れは豈是れ空無我の過失ならんや。聖が空教を説くは何の意有り耶。一切の虚妄の有の執を遣らんが爲なり。若し爾らば亦應に諸法は有なりとも説くべし、妄りに諸法は空なりと執するを遣らんが爲の故に。實に爾り、若し諸法は空なりと執すること有らば如來は亦諸法は是れ有なりとも説く。既に執を遣らんが爲に有とも説き空とも説かば、諸法の眞理は空と爲すか有と爲すか。諸法の眞理は有にも非ず空にも非ざるなり、分別戲論は皆及ぶこと能はざるなり。何に縁つてか聖説は虚妄に非ざる耶。邪執を除くが爲なるが故に虚妄に非ざるなり。空有二教は俱に能く執を除かば何故に如來は多く空教を説くや。諸の有情は多分は有を執するを以てなり、生死は多分は有執従り生ず、是の故に如來は有執を除き生死の苦を滅せんが爲に多く空教を説くなり。若しくは空にても若しくは有にても皆是れ教門なり、何が故に前には空を説きて眞理と爲せしや。方便假説なれば亦相違せざるなり。又、此の空の言は是れ、遮にして、表に非ず、唯有を空するのみに非ずして亦復空をも空す、遍く執心を遣つて諸法の非有非空の究竟の眞理に契はしむるなり、諸法の眞理は實には空性なるには非ず、空を門と爲すが故に假に説いて空と爲すなり。眞理は空なるには非ざれども空を門と爲さば、眞理は有なるには非ざれども應に有を門と爲すべし。機に隨つて門を説けば有も亦過無し、然るに其の門の義は順じて空に在り、有を有する有等は皆執心に順じ、空を空する空等は皆妄執に違ふ、故に有智者は空の言を説くを聞いて應に一切の有無等の執を離るべし、法の眞理は有にも非ず無にも非ずと悟りて有無の分別戲論を起すこと勿れ。

復次に、劣慧の者の前には應に輒ち空無我の理を説くべからず、其の惡見を増せばなり、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

寧ろ彼が我執を起さんよりも

無我見を空するを非とす

【七二】 聖が空教を説くは一切の虚妄の有執を遣らんが爲なり、故に空執のものに對しては有と説く。

【七三】 諸法の眞理は非有非空にして分別戲論皆及ぶこと能はず。

【七四】 以下聖説特に有を説かずして多く空を説くの理由を問答して明す。

【七五】 消極的否定。
積極的表現。

【七六】 惡取空を造する爲の有に非ずして有を肯定するの有りなり。

【七七】 遍へに有を空じて虚無ならしむる空に非ずして空を否定する空なり。

【七八】 有智者は有無の分別を離るべし。

【八〇】 寧ろ我執を起すとも惡取空には墮すこと勿れ。

し、方便の願忍すら尙生ずることを得ず正見と涅槃と如何んぞ證す可き。正法を障ゆる罪業の既に深きを知る、智者は應當に自ら防いで犯すこと勿るべし。

復次に、諸有の他の正法を修するを障ゆる者は彼は後に自ら邪見を引いて生ぜしむ、此の邪見の罪は毀戒よりも過ぎたり、此の義を顯はさんが爲の故に復頌に曰く、

寧ろ尸羅を毀犯するも

正見を損壞せざれ

論に曰く、契經に言ふが如し寧ろ淨戒を毀るも正見を壞せざれと此の意は云何ん、淨戒を毀る者は唯能く自ら壞するのみ、若し正見を壞せば兼て自他を壞して無量の生をして大苦果を受け及び無量無邊の利樂を失せしむ。又、戒を毀る者は犯戒に由るが故に常に慚愧を懷き自身を訶厭するも、正見を壞する者は無慚無愧にして邪見を讚成し恒に自ら貢高す。又、戒を毀る者は邪見を増さざるも若し正見を壞すれば破戒の惡の未だ生ぜざるを而も生ぜしめ生じ已つて増廣堅固にして壞すこと難からしむ。又、淨戒を毀るは但生天を障ゆるのみなるも正見を壞する者は涅槃の樂を障ゆ、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

尸羅は善趣に生じ

正見は涅槃を得。

(十一)

論に曰く、毀戒も壞見も復俱に能く善因を損壞し樂果を障礙すと雖も然も毀戒は輕く壞見は極めて重し、所以は何ん、戒を持って天に生じ結縛を増長し生死の苦を受くるも、正見は能く三乘の菩提を證し涅槃の樂を得、是の故に智者は正見を壞すること勿れ。

復次に、諸法の眞理は何れの者か是なり耶。「謂く一切法空無我の理なり。若し爾らば此の理も亦過失有り、所以は何ん、一類有り空無我と聞きて法は皆無なりと謂ひ一切の因果の正理を誹撥し乃至一切の善根を斷滅するが如きあればなり。」此れは自見に過有るなり、空無我の答には非ず、惡取空に由りて妄りに邪見を起し諸の惡行を行するのみ、空無我の理は心言の不測にして彼の所證に非ざ

【六】慧心柔軟にして能く眞理に隨順するなり。

【七】邪見の罪は毀戒よりも過く。

【七】尸羅(戒)正しく清涼と譯し傍に戒と譯す。

【七】空無理の理最勝なり、惡取空に墮する者有るも答は空無我にあらず。

て涅槃を樂はず無始從り來數々會て増上の生道の可愛の異熟を受領し未だ會て決定勝道の増上の生道の諸果の異熟を修習せず、貪等の隨眠の所依止の處にして苦火の爲に常に焚燒せらるると雖も而も覺知せず歡娛遊戲し、生死の苦に於て常に習ひ行ふが故に過患を知らずして厭離の心無く其の解脱の無罪の樂味に於て會て知らざるに由りて修證を樂はざること世の濁猪の糞穢を耽樂して清閑美膳をば欣求する所に非ざるが如し。是の如く愚夫は生死の苦を樂ひ解脱の樂に於て希慕する意無く未だ申習せざるに由りて其の名を説くを聞くも信受すること能はずして反つて怖畏を生ず、諸の有智者は思擇力に由りて解脱の樂に於て應に正しく勤求すべし愚夫の倒に類して厭怖を生ずること勿れ。

復次に、諸の信有るもの無倒の解脱を求むるに或は性の賢善あり或は慧力に由る、將に眞實見の方便を修せんとする時に若し其の中に於て爲に障礙を作さば獲る所の罪業は其の量無邊なり、此の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

諸の愚癡有る人は

他の眞實見を障ゆ

善趣に生ずるに由無し

如何んぞ涅槃を證せん。

(十)

論に曰く、眞實の空見は是れ圓滿なる無上智を證するの因なり、又是れ永く一切の義理を滅する涅槃の方便なり、此の方便道は是れ不思議の功德の生ずる處なり、是れに由りて展轉して疾に菩提を證して涅槃に住せずして利樂すること盡くこと無し、其の所化の無量の有情の根性の不同に隨つて種子及び成熟等を安立し利樂すること窮り無し。諸の有愚の人は無明の闇が自の慧眼を覆ふに由りて眞空を見ず、復邪説及び餘の方便を以て他の所修の前の如き功德を障ゆ、彼が罪業を獲ることは無量無邊にして唯如來のみ有りて能く其の際を知る、重惡業が其の心を染壞するに由り後に善趣に生ずることは之を去ること甚だ遠し、隨眠の纏縛は相續して堅牢なり種々の業因は能く重障を爲

【六】 諸の善業を修して人天に生ずる等なり。

【六七】 諸の愚癡者は他の眞實見を障ゆ、その罪業無量無邊なり。

自然に開覺して大涅槃を證す是れ作し難きを作すも、愚夫は放逸にして覺知する所も無く聖言に遇ふと雖も寂滅を希はず。

復次に、生死は甚だ苦にして涅槃は極めて樂なり、過失と功德と龜と著と了し易し、如何んぞ有情は安然として生死に厭背し涅槃に欣趣するを欲せざる、彼は愚癡にして怖畏有るを以ての故なり、謂く我愛を懷き涅槃の空なるを聞きて無餘を證すれば我は便ち斷滅せんことを恐る、此れに由りて怖畏すればなり、是の故に生死に厭背し涅槃に欣趣するを欲せず、是の如き怖畏は少智由り生ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

知らざれば怖畏無し

定んで少分の知に由りて

遍く知るも亦復然り
而も怖畏を生ず。

(八)

論に曰く、若し諸の有情にして都て覺慧無く一切の法に於て了知する所無くんば、彼は涅槃に於て怖畏を生ぜず。若し遍く諸法の正理を知ること有れば彼は生死と及び涅槃とに達す、生死が生ずる時に唯假に苦が生じ、生死が滅する時に唯假に苦が滅す、本來無我にして諸法は皆空なり、故に涅槃に於て全く怖畏無し。若し但般涅槃する時には諸行は皆滅して都て所有無しとのみ解すること有りて、行苦が任運に自ら滅し實の體用無く我我所を離るゝことを知らざれば、彼は身見に由り我愛に持せられて涅槃の中にては空無所有なるを聞き我の斷滅を懼れて便ち怖畏を生ずるなり、是の如く怖畏は少智由り生ずるが故に有智者は應に正しく除斷すべし。

又、串習に非るが故に怖畏を生ず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

生死順流の法を

未だ曾て逆流を修せず

愚夫は常に習ひ行ふて
是の故に怖畏を生ず。

(九)

論に曰く、諸の異生の者を説いて愚夫と名づく、煩惱隨眠は成就せざる無し、生を欣ひ死を厭ふ

【六二】 生死は甚だ苦にして涅槃は極めて樂なり、有情は愚癡にして怖畏あるに由りて涅槃に欣趣するを欲せず。

【六三】 怖畏は定んで少智より生ず。

【六四】 三苦の一なり、行は還流の義、一切有爲法の三世に還流して刹那も常住安穩ならざるの苦を云ふ。

【六五】 還滅の法を修習せざるに由りて怖畏を生ず。

乃ち能く是の如き法門を信解せん、謂く諸の如來は昔無量劫に悲慧種性が其の心を熏發し有情の生死の大苦を抜かんが爲め無上正等菩提を求めんが爲に諸佛の所に於て恭敬し供養して正法を聽聞し繫念思惟して無邊の法・隨法行を修集す、謂く施・戒・忍・勤・定・慧等の種々の行し難き微妙の勝行を嚴重に無間に修習し圓滿して無上正等菩提を證得し不思議の自在神力を獲、本願所引の妙用窮ることを無し、此に於ては何に縁つてか而も信解せざらん。現見するに世間の機關等の事は先の勢に引かれて任運に動搖す、是の如く如來の殊勝の神變は本願に引かれて任運に施爲するなり。又、世間の幻術を習ふ者すら若し極めて成滿すれば多人衆に處して妙用思ひ難きが如し何に況んや如來の久修の勝定は増上し満足せり神通の作用は而も測量す可けんや。是の故に汝等は諸の如來の不思議の事に於て應に信解を生ずべし、佛の圓德自在の神通に於て當に至心に求むべし放逸を懐くこと勿れ。聲聞等の佛の無邊の不思議力に於て自ら知ることを總分して悲號し傷歎する聲の三千に振ふ有り、汝等云何んぞ誹謗して信ぜざる。

復次に、諸の有智の者は自ら涅槃に往くも昧識のものは師に逢ふも隨つて學すること能はず、此の義を顯はさんが爲の故に頌を説いて曰く、

智者の自ら涅槃するは

是れ能く作し難きを作すなり

愚夫は善導に逢ふも

而も隨つて趣く心無し。

(七)

論に曰く、煩惱の纏縛は無始の時より來數習し堅強牢固にして斷じ難し、涅槃は虛弱にして無相無名こそ勝德無邊高深にして證し難し、諸の有智の者は他の教に因らずして自然に能く生死の大海を度りて究竟の大神涅槃を證得す、是れ大丈夫にして能く作し難きを作せるなり。愚夫は久しく諸欲の淤泥に没し耽味歡娛して出離を求めず狗の染血の枯骨を齧むことを貪り杖もて之に逼ると雖も猶棄捨せざるが如く愚夫も亦爾り、諸欲に味著し聖言訶責するも亦厭離せず。是の如く智者は

【六〇】法行と隨法行となり。自ら法を思惟して行ずること、又は行する人。

【六一】有智者は自ら涅槃に往くも昧識のものは師に逢ふも隨つて學ぶ能はず。

し樂等の一が皆能く色等の法を成じ一一の法の體は皆三が合して成ぜば、是れ則ち諸法は若しくは性にても若しくは相にても應に差別無かるべし、同じく三徳を以て三相は成ずるが故なり。若し爾らば所有の三三大等の因果と唯量と諸大と諸根との差別は一切成ぜず、世間の現見には情と非情と淨穢等の物と現と比と等の量とも亦差別無からん、諸の世間の現に見る所に違するが故に大過失と成る。是の如き等の類の外道邪師の所執は多しと雖も皆理に應ぜず、誰か能く五三糞穢聚を撓攪することを爲さん。我が佛法の中には諸の法將多く已に彼の敵を摧きたるが故に詞を煩はさず。是の如く外道は淺近の處なる。白日の夷途に於て尙顛蹶を致す、況んや深遠峻絶の五三稠林なる。巨夜の重昏に於て而も謬失無からんや、誰の有識者か彼の邪言を信ぜん。邪に歸することを、止めんが爲の故に、復頌に曰く、

諸の彼が法に依りて行するものは

誑かされて終に已むこと無からん。

(一六)

論に曰く、若し諸の有情が彼の外道の味見倒執の所説の法行に隨はば、彼は悪友の邪なる教化の力に隨ひ妄見の熏習に任持せらるゝが故に如來の證所起の法を誑毀し大罪業を獲ること其の量は無邊にして是の因縁に由りて諸の惡趣に墮し大憂苦を受け出期有ること無し、故に有智の者は愚夫に類し惡友に隨つて行じて而して自ら欺誑すること勿れ、應に諸佛の眞實無罪にして速に出離を證する聖教に隨つて修行すべし。

復次に、上に言ふ所の佛經中種々の神變不可思議を説き又甚深なる眞實の義理を説き諸の有情の類は測量すること能はず乃至廣く説くが如き是の如き等の事の信知し難きは誠に所言の如し、諸佛の功德と所説の義理とは皆甚深なるが故に信知す可きこと難し、汝等愚夫は薄福少智にして唯自利を求めて他を濟ふことを願はず未だ大悲の甘露の法味を飲まず豈能く是の如きの法門を信解せんや。若し慧の光有らば無明の闇を破し深心に一切の有情を悲愍し佛の菩提を求め廣大の福を具して

【五三】大(Grand)又は覺(Bur-dant)とも云ふ自性最勝より轉變さるゝ最初のものなり、等とは大以下の我慢、等を等取するなり(之等開展の順序等については異説あれど認め比較的後世に佛教側より認めらるゝ説に従ふ)。唯量(Enanti-dra)とは即ち色・聲・香・味・觸の五にして純粹無雜の物質的原質とされ感覺するべきものに非ず、又微細とも名く、之より地・水・火・風・空の五大を生ず諸大とは之を指す、諸根とは我慢中の他方面より生ぜらんとする十一根(五知根・五作根・意根)を云ふ。

【五四】結して外道の邪教を破斥し如來の眞實無倒の聖教に隨ふべきを勸む。

【五五】諸外道の虚妄なる邪説に譬ふるなり。撓攪はかきまはすなり。

【五六】白晝平坦なる途上に於ては顛蹶すべき筈なきに尙かゝる淺近處にてすら外道は倒をなすと。

【五七】煩惱に譬ふるなり、種々の無明煩惱、交絡繁茂すること稠林の如きが故に。

【五八】無明煩惱の黑暗の深きに譬ふべし。

【五九】止を元・明・宮は正とす。

【六〇】論主佛經所説の神變不可思議の難測を釋明す。

に彼を緣する現量に非ず、合を假りて生ずるが故に、實等の智の如し、故に應に六句義の中に現量の境有りと執すべからず、是の故に勝論は其の現世の淺近の事の中に於ても亦顛倒有るなり。

復次に、彼の數論者（四九）は色等の法は三徳の合成にして是れ實なり假に非ず現量の所得なりと執するも理として亦然らず、多法にて成するが故に、軍林等の如し、色等は應に假なるべし、云何んぞ實なりと言はん。又、樂等の三は其の性別なるが故に未變位の如く應に一と成るべからず。又、色等の法にして若し是れ實有ならば應に樂等の如く三の合成に非ざるべし。又、樂等の三は其の相各異ならば云何んぞ和合して共に一相と成らん、合する時に轉じて一相と爲るべからず、未だ合せざる時と體は別無きが故なり、又、樂等の三性既に各異ならば相は應に同なるべからず、汝は性相は定んで是れ一なりと執するが故に性は應に相の如く同じなるべし、相は應に性の如く異なるべし。又、樂等は別にして色等は是れ總なり、汝は總と別とが既に定んで是れ一なりと執す、總は應に別の如く是れ三にして一に非ざるべし、別は應に總の如く是れ一にして三に非ざるべし、云何んぞ別の三が總の一を成ぜん。又、轉變する時に樂等の三徳が若し和合せずして共に一相を成ぜば未だ轉ぜざる時に其の相が差別するが如く應に是の一色等を現見すべからず、若し三が和合して共に一相を成ぜば應に樂等の三種の別相を失ふべし。説いて樂等の三徳は各二相有り一は總にして一は別なりと言ふ可からず、所以は何ん、總相にして若し一ならば應に即ち三なるべからず、總相にして若し三ならば一と見るべからず。若し樂等の一一に皆（五〇）更らば樂等の三相有り共に相和雜して了知す可きこと難きが故に一と見ると言はば、此れも亦然らず、各に三相有らば還つて應に三を見るべし、如何んぞ一を見ん、云何んぞ樂等に異有りと知る可けん。又、若し一一に皆三相有らば何んぞ和合して共に色等を成ずることを須ひん、即ち應に一一は能く色等を成じ根境差別して我の受用と爲るべし。又、此の三徳には各三相有つて互に差別有らば如何んぞ色等の其の相は是れ一ならん、又、若

【四九】 他（五〇）の諸の句義によりて實の智を引生ずるもそれらの實の智はいづれも現量の攝に非ざるが故に實の實には非ず、故に實の實に非ざる（實の）智が徳、樂等に對するも實に非ずと云ふべし。

【五〇】 (B) 數論の樂等の三徳の所成の色法等は現量の攝に非ざるを論證す。

【五一】 數論に於ては自性より轉變する一切のものは皆悉く三徳の所成なりと説けば三徳は竟に和合すること無きなり。故に轉變して色等となると云ふも三の徳のみ有りて一の色は無かるべし。

【五二】 樂等の三徳の一一が更に復た三徳の所成ならば此の大の三徳は無差別となるべし、能成が相等しきが故に。

きが故に和合の體の如し、彼は第六の四五和合句義は其の體はれ一にして諸の所依に遍じ諸根の境を越え現量得に非すと計す、同異等の性も其の義は亦爾り、云何んぞ執して現量の境界と爲さん。又、彼が論は四六實句義有り是れ現量の境なりと説くも理として亦然らず、所以は何ん、瓶衣等の物は分別意識が色等の法に於て假に有なりと施設せるなり、云何んぞ執して現量の境界と爲さん。然るに彼が論は瓶衣等の物は徳と業と實と同一異との合に因るが故に眼の所見と及び身の所觸と爲る、故に是れ根の境にして現量の所知なりと説くも此れも必らずしも然らず、先に徳に因りて引かるゝ實の智は現量の攝に非すと明かしたり、謂く青等と煖等との諸徳に因りて引かるゝ實の智は定んで見と觸との現量の所攝に非ず、業と同異と實とに引かれて生ずるに非ずして餘相の合に隨つて生ぜらるゝに依るが故なり、香味に因りて引かるゝ實の智の如し、業に因りて引生ずる實の智も亦爾り、其の所應の如く比量して遮破す、謂く諸の業に因りて引かるゝ實の智も亦見と觸との現量の所攝に非ず、同異性と實とに引かれて生ずるに非ずして餘相の合に隨つて生ぜらるゝに依るが故なり、香味に因りて引かるゝ實の智の如し。實に因りて引生ずる所有の實の智は(たとへば)壺等を見て是れ牛なりと知るが如し、既に壺等の諸の實句義は所見觸に非すと破したり、即ち已に彼が所引の實の智を破したり、壺等の智は必らず徳業に因りて方に乃ち生ずることを得るを以て此れは前に已に破したり、是の故に亦現量の所攝にも非ず。同異性に因りて引かるゝ實の智も亦見と觸との現量の所攝に非ず、餘相の合に隨つて生ぜらるゝに依るが故なり、實等に非ざる所有の諸智の如し、謂く實に非ざる智の徳業等に於けるは此れは實に非ずと言ふ、餘相の合に隨つて生ぜらるゝに依るが故なり、定んで見と觸との現量の所攝に非ず、餘智も亦爾り、此れに由つて應に知るべし一切の句義は假に合して智を生ずるも皆眞實に彼を縁する現量に非ず、謂く實を縁する智は是れ眞實に實を縁する現量に非ず、合を假りて生ずるが故に、徳等の智の如し、是の如く乃至和合を縁する智も亦眞實

【四五】 勝論はその句義中に和合をも説く、元來勝論の句義は概念の實在化によりて立てられたるもの故、實・徳・業・同異等と分つても具體的存在物に於て相離れて存する此等諸句義が實に有るに非ず、故に彼等も亦徳・業・同・異等は凡て實を離れて存するに非ずして本來不離の結合關係に於て存すと説く、此の本來不離の結合關係を實在視し獨立のものとして之を和合(śaṅkha)と稱するなり。

【四六】 實(dharma)句義は之を概念的に説明しその本來の意義を探れば即ちこれ實體或は本體概念なり、徳(guṇa)性質乃至位置にしていれば靜的屬性(Atribhava)業(Karma)運動作用にしていれば動的屬性等の所有者支持者、主體としてのものなれど實にはかく嚴密に抽象的論理的ならず、甚だ實際的なり、之は實として地・水・火・風・空・時・方我・意の九を數ふるによりて知るべし。

【四七】 實そのものとして感官的にも認識さるゝに非ず、その屬性(徳)によりて推知さるゝその主體としての概念的存在のみ故に現量の攝に非ず。

【四八】 實の實たるは徳・業等に對してなり、然るに實にして

に應に諸法の皆空なるを信解すべし。此れに由りて契經に是の如き説有り、諸法の實性は示無く對無く皆同一相にして所謂の無相なりと、諸法の法相は言の所行に非ず言は詮はずこと能はざるが故に示無しと名く、心心法の所行の境に非ざるが故に有對を縁するもの能く對する所に非ざるが故に對無しと名く、二種の所行の相を超へて外に別に餘相有るに非ざるが故に無相と名づく、空相は無二なるが故に一相と名づく、妄執の貪等の毒箭の爲に損害せられずして眞見の所證の眞空は分明に了す可きが故に名づけて相と爲す、又、真空の理は有無等一切の法相を離るゝが故に無相と名づく、無相は無二なるが故に説いて一と爲す、即ち是の如き無相を以て相と爲すが故に名づけて相と爲す別に相有るには非ざるなり。

復次に、彼の諸の外道は是の如き言を作す、諸佛の所説は略して二種有り、謂く空と不空となり、空の言が若し實ならば餘の説は應に虚なるべし、若し佛の所言にして一分は是れ實なるとき則ち類するに餘分も亦虚に非すとせば、我等の所言も亦應に是の如くなるべし、云何んぞ總に撥して信す可からずと言はんと。汝等外道は現事の中に於て謬失有るが故に依信す可からず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

現を觀するすら尙妄有り

後は定んで虚爲るを知る。

論に曰く、彼の諸の外道は邪覺亂心にして淺近の事の中に於てすら尙顛倒有り況んや後世の深遠なる知り難き因果の理の中に於て謬失無からんや、是の故に言ふ所は依信す可からず。何の淺近に於て我は倒有りや。謂く勝論者は同異等は是れ現量の境なりと計し、諸の數論者は苦樂等は是れ現量の境なりと計す、是の如き等の事は其の數無邊にして皆顛倒有り、所以は何ん、勝論が同異等の性は是れ現量の境なりと執するが如きは其の理成ぜざればなり、牛馬等の性は分別意識が色等の法に於て假に有なりと施設せるものにして諸根の境を越え現量得に非ず、諸の所依に遍じて差別無

法の上に分有のみならば個物即全有としての多相なる實有は無となり、各一相のみが一の法を構成するに至りて即ち共相は得られざるべし又空有なる實の上に又更に分有（共相即ち總性）なる實有のこと無し、この共相即總性は慧の所緣なるが故に實有に非ず。

【三〇】 識と智との他に更に別境無きが故に諸法は皆空なりと結す。

【三一】 般若波羅蜜經なるべし。經によりて證す。

【三二】 外道論主の語を藉りて攻守兩様の辯をなす。

【三三】 論主獨重ねて外道の所説の淺近に於てすら倒有るを例示して依信すべからざる所以を説く。

【三四】 (A) 勝論所説の諸句義は凡て分別意識による假の施設にして現量の攝に非ざることと證す。

【三五】 同異性はいはゞ具體概念なり、例するに馬なる普通名辭は即ちかゝる概念を言陰するなれどかゝる概念は實在にあらざるに共相に付せられたる名稱にして假の施設のみ、直接經驗の對象に非ず。【三六】 具體的個物なり。

論に曰く、此の頌の意の如く、如來は外道の群鹿を怖かす爲に大師子吼して眞空を示現す、是の如くして眞空は其の義決定し分明に理教の共に成立する所なり、諸の有智の者は用つて定量と爲し鋭難精思皆越ゆること能はず、空理に隨順して無倒に勤修し衆善莊嚴して無上の果を成ず、此に於て應に決定の信解を生ずべし、唯空のみ是れ實にして餘は並びに眞に非ず、但是れ如來のみ物機の欲に隨つて善權方便し顯示宣揚す。又、佛の言ふ所は無量有りとも雖も略すれば唯二種のみなり、謂く空と不空となり、若し不空に於て疑ふ所有る者は空理に依りて比度す可し、應に知るべし、諸法の皆空なるを云何んが見る可き、識と言とに由りて境の有の義は成ぜざるなり。諸法の體相は略して二種有り、謂く識と所識と及び言と所言となり。一境に同時に多識の起る有り見の差別に隨つて境相は同じからず、此の識は應に外境に隨つて起るべからず、一境の體の多相なることは成ぜざるに由る、故に所識は決定して有に非ずと知る。言は是れ假立にして唯共相を詮はすのみ、一切の共相は皆實有に非ず、多法にて成するが故に、軍林等の如し。又、諸の共相は皆別法に依る、所依の別法は其の數無邊にして諸の近く見る者は普く見るること能はず、既に別を見ざれば應に總をも見るべからず、二性等の二等の物に依るは所依を見ずんば必らず見ること能はざるが如し、是の如く共相は既に所見に非ず如何んぞ彼に依りて能詮を建立せん。是の故に共相は但假に施設せるのみにして實有と爲し言詮と爲す可きに非ず、又、諸の共相にして若し實有ならば一一の法の上に全有と分有と共に成ずることを得ず、一一の法の上に若し全有ならば、應に別法の如く共相は成ぜざるべし。一一の法の上に若し分有ならば應に多分を成じて一の共相に非ざるべし。又、實等の上に別に一の實等の總性有ること無し、慧の所緣なるが故に、非實等の如し。總性は即ち是れ諸法の共相なり是の故に共相は實體有るに非ず、但諸の世間が假に共に施設するのみ。是の如く諸法は或は識と所識と或は言と所言との二種に推徴するも俱に實有に非ず、此の二境を除いて更に別法無きが故

- 【七】 越を三本は起とす。
【八】 佛説は無量なれど略して二種のみなり。空と不空と。
【九】 (A) 諸法の皆空なるを云何んが見るべき。
【一〇】 諸法の體相は略して二種有り。識と言となり。
【一一】 時を三本は隨とす。
【一二】 識は外境に隨つて起るべからず故に所識は決定して有に非ず。
【一三】 (B) 言は假立にして共相を詮はすのみ一切の共相は皆實有に非ず。
【一四】 二たることを知るは二の個物を見るによりてのみ可能なるが如し。
【一五】 詮を宋元宮は證とす。
【一六】 一の具體的個物に於ては種々多様の相有るべし、此の全部を一團と見て全有とす。全有中の一々の相を分離的に考ふる時これ分有にして共相は此の全有中の相共通する相を抽象せるものなればこれ即ち全有中の各一部分のみにして即ち亦分有なり。今全有即個物中の實有は初より許す。共相即ち實有の實有をも假に許さば論に説くが如き過誤を生ず、即一一の法の上に全有のみ實に有らば各法は互に別法としてのみ有にして若し一一の法は成ぜざるべく又若し一一の

復次に、諸の外道等は書論を製造し彼が所詮は少分は實有り、謂く施等は是れ牽引因にして能く善趣及び餘の勝樂を招くと説き又殺等は是れ牽引因にして能く惡趣及び餘の劇苦を招くと説くと雖も、然れども彼が書論は前後相違し、亦復殺生等の業を爲すことを許し、又能く諸の惡見趣を引發し亦是の如き見趣の所生にも従ふ、盲人の遇と正道に遊ぶこと有るも或る時は迷失して復別途を履むが如く、外道の書論も亦復是の如し實有り虚有りて依信する可からず。若し爾らば、如來の三藏の聖教も或は所説の信解す可きこと難きもの有れば、是れ則ち一切の内外の經書は信す可き者無くして大過失と成るべし、解には何ん、佛の經の中には種種なる神變不可思議を説き、又甚深なる眞實の義理を説き諸の有情の類は測量すること能はず、復如來の三業の作用は聲聞乘等の知ること能はざる所なりと説く、謂く無功用にして普く十方の無量無邊の極遠の世界に於て諸の有情の一の根性無量無數の品類差別に隨つて其の所樂の如くに能く一時に於て妙色身を現じ饒益すること盡くすること無く、一切の尋伺分別を斷ずと雖も而も能く彼の無量の有情の爲に無邊なる甚深廣大の眞實美妙無盡の法音を宣説し、一念の頃に於て能く有情の無量無邊の心行の穢垢を除き、其の心は實の生、實の滅も無く亦一切の能緣所縁も無しと雖も而も一念の頃に普く一切の所知の境界に於て現に周盡を見、現見の時に於て一切の能見所見分別思惟を遠離し、一切の隨眠纏縛を斷ずと雖も而も三有に於て現に生死を受け、久しく離欲すと雖も而も欲界に生じて現に居家迫近の牢獄に處し種種の財穀珍奇を貯畜し妻兒親眷僮僕を養育す、是の如き等の事は皆信知し難ければなり、故に我此に於て深く猶豫を懷く一事が若し唯有なるのみならば誠に疑を生ず可し、然るに事も亦空なり。故に次に頌に曰く、

若し佛所説の深事に於て

無相空に依りて

以て疑を生ぜば

而して決定の信を生ずべし。

(五)

【三】外道の書論は少分の實有るも多分は虚偽にして信依すべからず。

【四】十因の一、瑜伽師地論卷五に曰く、習氣の因依處に依つて牽引因を施設す、所以は何ん、淨不淨の業の薰習に由つて三界の諸行(三界の果報を感ずる福・非福・不動の有漏業)は愛不愛趣の中に於て愛不愛の自體を牽引す、復即ち此の増上力に由るが故に外物盛衰す、是故に諸行の淨不淨業の習氣の依處に依つて牽引因を施設す、と蓋し本因は内外の種子未だ成熟せざる位習氣依處に依つて之を立つるなり、即ち種子未だ成熟せざるが故に、近く自果を引く能はざれど遠く疎遠に自果を牽引するなり。

【五】外道佛經に對する疑難を陳ぶ。

【六】外の疑難を答釋す。

復次に、若し眞空を離るれば畢竟じて別の捨證の方便無し、故に頌に曰く、
捨證の因を知らざれば
是の故に牟尼は説く

能く捨證するに由無し

清涼は餘には定んで無なりと。

(四)

論に曰く、彼の諸の外道は復發心して涅槃を證し及び生死を捨てんことを求むと雖も、善く捨證の方便を知らざるに由りて所捨證に於て終に成ずること能はず、眞空を憎背し妄有に耽著するが故に方便の名に於て善知せず、眞空觀を除いては生死を捨て及び涅槃を證する別の方便無きが故なり。諸の外道の見を貪求すること有る者は終に出世の清涼を得ること能はざるなり、清涼と言ふは則ち是れ一切の苦及び苦の因の究竟寂靜なり、唯空觀のみ是れ證得の因なる有り、此れを除いては更に別の方便無きが故なり。是の如き空觀は佛法の中にのみ有り、一切の外道邪論には無き所なり、故に佛は「四沙門果は我法中にのみ有りて餘法には定んで無し」と説きたり。諸の外道は己見に執著して空觀を排するを以ての故に涅槃を證せざるなり。「云何んが應に我等の所執は定んで捨證の正方便に非ずと知るべきや。」前に已に具に常の句義を執して實有の時を立つるは皆過失有りと説きたり、後に當に廣く根境等を執するを破すべし、故に汝が執は正方便に非ざることを知るなり。又、諸の外道は涅槃處に於て實に我所の見等を離るゝこと能はずして而も彼處には自の内我のみ有りて我所を解脫するを名づけて涅槃と爲すと謂ふ、所以は何ん、我と我所とは畢竟じて相離るゝの義有ること無きが故に、汝は苦樂等の法は涅槃處に於て我を遠離すとは言ふべからず、汝は自ら立てて我所有と爲すが故に、汝が所執の我の自體の如し。亦我の自體は我所有に非ずとも言ふべからず、同喩に因無し、汝が所執の我は自體無くして便ち空華に似ること勿からんや、違宗の過有り、是の故に汝等外道の所執は究竟じて生死を捨離すること能はず、亦究竟涅槃をも證すること能はず、此れに由つて應に知るべし正方便に非ず。

【五】眞空を離れては畢竟じて捨・證の方便無し。

【六】究竟寂靜證得の因は唯空觀のみにして此の眞空觀は佛法の中にのみ有り。

【七】四沙門果とは(一)豫流果(Sa-la-gpanna-phala)(二)

一來果(Sakadagami-phala)

(三)不退果(Angami-phala)

(四)阿羅漢果(Arhat-phala)の四にして小乘に説く聖果なり。

【八】破根境品第五。

【九】勝論に於ては苦・樂等は私の徳として數へらるゝなり。

【一〇】我所有(私の徳)を離れて我に如何なる體相有りや。

【一一】自らが宗には我は常にして遍、實有の體と説くが故に。

【一二】外道の所執は究竟じて捨離證得の正方便に非ずと結論す。

論に曰く、諸佛如來の無礙の智見は利他の事を觀するに四種に過ぎず、謂く所捨と證と及び此れが二の因となり、體義は皆眞にして名言は謬に非ず、即ち此の四諦は聖教の所攝なり、佛は廣説すと雖も而も彼は知らず、過は世間に在りて牟尼の失には非ざるなり。諸の外道は覺慧が庸微なると及び正修と闕くとを以ての故に解すること能はざるなり、彼の烈日は千の光明を放つも盲者が見ざるは日に於て咎無きが如し。

復次に、彼の諸の外道は無明放逸睡眠の爲に心識を纏覆して自の所許に於ても信依すること能はず、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

諸有を捨てて涅槃あるは

邪宗も共に許す所なり

眞空にして一切を破す

如何んぞ彼も欣せざる。

(一一)

論に曰く、諸の外道宗は皆言ふ我の所有の事を棄捨して唯我のみ獨存し羈纏を遠離して蕭然として解脱し無爲憐怖なるを名づけて涅槃と曰ふ、離相眞空にして諸の妄境を絶し亦分別して有等を執するの心も無く此れを觀じて能く一切の心境を除き正しく無上の大般涅槃に歸し汝等が所求の解脱に違せず、如何んぞ憎背して而も欣を生ぜざると。我等が涅槃は唯我所を除きて空なるのみならず亦我をも破す何の欣する所をか知らん、汝が涅槃中に若し我有らば必らず所を離れず何んぞ涅槃を成ぜん、我は前に破せし如くなれば應に重ねて執すべからず、故に當に此の我を離れたる眞空を欣すべし。有は則ち除く可きも空は能く遣る無し、有を執すれば過を起すも空を觀すれば即ち除く、空有の二途は得失懸隔す、云何んぞ汝等は有に黨して空を誣るや。惑れむ可し邪徒は癡狂にして智無く益有る眞空を信受すること能はずして常に邪を好みて益無き妄有を求め而して正教に於て反つて嫌嫉を生じ彼の惡子の姪亂迷心し色聲に耽溺し猖獗無禮にして母の慈訓に於て敬従することを知らず自ら兇頑に任せて反つて怨害を生ずるが如し。

【七】 諸佛無礙の智見の觀する利他の事は四種なり。所捨と證と之が二の因となり。

【八】 以下眞空の理に達せざる外道の見は究竟じて眞實の捨證の方便に非ずして佛教の眞空觀のみ寂靜證得の正因たるを説く。

【九】 外道は迷妄深くして眞空の實理を欣ばず。

【一〇】 數論、勝論等此の計を爲す。

【一一】 外道の涅槃は我所を除くのみ佛教の涅槃は我、我所俱に除く。

【一二】 涅槃の下に不の字を脱せるか、即ち我等涅槃(不)唯除我所空亦破我ならむ。

【一三】 空有の二途は得失懸隔す云如何んぞ有を執して眞空を欣せざる。

【一四】 任を元本には住とす。

卷の第六

破見品第四

復次に、若し所言の如き諸法の性相と世俗の事の有と勝義の理の空と如來は中に於て智見無礙にして言善辯了し巧みに他心を悟らすに、如何んぞ世間は猶種種の妄見の爲に勉せられ、諍論紛紜たりや。能聞者が過失有るに由るが故なり。何をか名づけて聞者の過失と爲すや。謂く己見を食ると勝解を求めざると善惡の說に於て了知すること能はざるとなり、若し是の如き三種の過失無くんば是れ則ち名づけて正法を聞くの器と爲す。此の義を顯はさんが爲の故に、頌を説いて曰く、

稟の和と勝を希ふと慧とは

是れ法器なり應に知るべし

此れに異れば師資有るも

因として勝れたる利を獲ること無し。(一)

論に曰く、要らず三徳を具するを名づけて法器と爲す、一には稟性が柔和にして偏黨有ること無し恒に自ら審察して己見を食らざると、二には常に勝解を希ひ法を求めて厭ふこと無く己が分を守らずして而も喜足を生ずると三には性の聰慧なるが爲に善惡の言に於て能く正しく、得失差別を了知するとなり。若し是の如き所説の三徳無くんば師資有りと雖も終に勝利無し、勝利と言ふは所謂の師資の開悟と證得とにして其の次第の如し。彼の六師の如き諸の外道等は正法を聞くと雖も而も所證無し、佛が彼に於て愍濟の心無きに非ず亦聖教が正理に中らざるにも非ざるなり。世間に於て應に度すべき所の者は佛の聖教を聞くを以て皆已に度し訖れり。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

有と及び有の因と

淨と淨の方便とを

世間は自ら了せざるなり

過は豈牟尼に在らんや。

(二)

【一】前品に於て種々に方便して慇懃に二邊を離れたる中道の實義を闡明して解脱に導かんとするも世間は猶徒らに諍論紛々として邪見の間に彷徨す、之を以て今品に於て迷妄の見を破遣す。

【二】如來は衆生の爲めに眞實の義理を宣説するに世間の諍論紛紜たる何んぞ然るや。

【三】聞者の過失三を擧ぐ。

【四】法器を説明す。

【五】得を麗本は徳とす、今は三本に従ふ。

【六】頌、佛説不了の過は世間に在り。有(梵)bhava(藏)brīd-pa)存在、迷界の存在、輪廻の生存なり、因(梵)upāya、(藏)khubs-pa)即方便の義、淨(梵)śiva(藏)zhi-lu)即寂靜の義。

の執を破せんが爲に略して諸法の俗有眞無あくうしんじを説きたり、其の義の虚實研究の是非は後品の中に於て當に廣く分別すべし。二〇〇已に略して二邊を遠離せる中道の實義を成立せり、諸の聰慧有り勝義を樂れがふ人は當に勤めて修學すべし、謂く常と無常との二邊の邪執は其の次第の如く略して破したり應に知るべし。

【二〇〇】以上常と無常との二邊を遠離せる中道の實義を成立す。

分明に見る可きもの豈實有ならんや、^{二二}世間の所見は皆實有ること無し、云何んぞ見を以て法は是れ眞なりと證せん、覺の時の所見の一切も眞に非ず是の識の所縁は夢の所見の如し、夢心の所見は決定して眞に非ず、亂識の所縁は第二月の如し、是の如く眞實の法體は無しと雖も而も能く境の爲に現の見心を生じ、斯れに因つて展轉して憶念を發生し前後に俱に縁するも眞有の境には非ず、^{二三}是の故に憶念を生ずるを以て法の是れ眞なるを證す可からず、法にして既に眞に非ずんば時は如何んぞ實ならん、^{二四}若し妄境を縁じて倒見を生ずれば、境は是れ虚なる可きも見は應に是れ實なるべし。「境にして既に是れ虚ならば見のみ云何んぞ實ならん、夢中に在つては眼等の識が色等の境を縁すと謂ふも覺時には彼の二事が俱に無なるを知るが如し、妄境と倒心とも亦復是の如し、愚夫は有と謂ふも聖者は無と知るなり、^{二五}倒有るの心境は二種が皆虚なり、倒無きの心境は俱に應に是れ實なるべし、^{二六}世俗には爾るべきも勝義には然らず、勝義の中にては心言が絶するを以ての故なり、若し勝義に於て心言が絶せば云何んぞ數心境は是れ虚なりと説かん、^{二七}實執を破せんが爲の故に且く虚と言ふのみ、實執にして若し除けば虚も亦有ならず、若しくは實にても若しくは虚にても皆執を遣らんが爲に世俗に依りて説くのみ勝義に就くには非ざるなり、勝義諦の言も亦是れ假立なり世俗に翻ぜんが爲なり定んで證有るに非るなり、^{二八}現見の心境は是れ無なりと言ふ可くんば憶念の境心は云何んぞ有に非ざらん、^{二九}現見すら尙無し憶念のみ豈有ならんや、^{三〇}若し一切法が都て實有に非ずんば如何んぞ世間が現に善惡を造らん、若し善惡無くんば苦樂も亦無し、是れ則ち一切の因果を撥無するなり、^{三一}若し因果を撥せば則ち邪見と爲る豈此の邪見の罪を怖れざらんや、^{三二}奇なる哉世間は愚癡にして悟り難し唯罪を怖るゝことのみを知りて罪の因を知らず、一切の善惡と苦樂と因果とは並びに世俗にての有にして勝義の中にては無なり、我は勝義に依りて不可得と言ふも世俗を撥せず何んぞ邪見と成らん、世俗の中に於て勝義の有を執せば正理に稱はず是れ邪見爲り、今は此の中に於て時

【二五】世間の所見は皆實有に非ず見を以て法の眞を證すべからず。

【二六】憶念を生ずるを以て法の眞なるを證すべからず、法眞ならざれば時も實に非ず。

【二七】心境は虚なりと説くも實の執を破せんが爲に世俗に依つて説くのみ勝義諦の言も亦然り。

【二八】彼論主の實執の破を聞きて謬つて惡趣空に墮す。

【二九】論主その愚癡を懸れんで略に世俗と勝義とを辨ず、俗有眞無。

猶幻事の如し如何んぞ是れ眞實有なりと説く可き。又、現在の法は生有り滅有り猶幻化の如し云何んぞ實有ならん、若し現在法にして是れ實有ならば應に所執の虚空等の性の如く生も無く滅も無かるべし豈現在と名づけんや。又、^二現在法は已に生じて未だ滅せず二分合成す、已生は未來に待し未滅は過去に待す、相待して立つが故に實有の體に非ず麤細等の如し、非實法が和合して而して成ずることを攪らば樹林等の如く云何んぞ實有ならん。又、^三現在の一一の法の上に於て多種の性有らば如何んぞ實有ならん、謂く一一の法は皆蘊性・處性・界性・有漏・無漏・世・出世間・色・心等の性有り無量の種有り諸性の中に於て誰か實にして誰か假なる。説いて是の如き等の性は是れ義の差別にして同じく一體に依ると言ふ可からず、此の諸性を除いて更に何れの體か有らん。亦一性が是れ體にして餘性は是れ義なりとも言ふ可からず、同じく名づけて性と爲し差別有ること無し云何んぞ一が體にして餘は皆是れ義ならん。亦是の如き等の性は是れ名の差別にして其の義は是れ一なりとも言ふ可からず、若し爾らば應に別の行解を生ずべからず。亦差別の行解は但其の名のみを緣じ、苦と無常と等の種種の行解は皆義を緣するが故にとも言ふべからず。是の故に一一の有爲法の體は皆無量の性を用つて相合して成ずること舍林等の如くにして眞實有に非ず、但世俗のみに依りて實體有りと説く。若し諸性は皆是れ共相なり、可説なるを以ての故に、軍林等の如しと言はば是れ假にして實に非ず比量の所得なり、自相は是れ實にして現量の所得なり。既に是れ實なりと言はば其の相は如何ん。現量の所得ならば云何んぞ可説ならん。若し可説ならずんば如何んぞ實なりと言はん、若し實と言ふ可くんば即ち應に可説なるべし云何んぞ自相が是れ可説ならざる。若し自相は假に説いて實と爲す是れ眞の實に非ずと言はば、^二是れ則ち一切は若しくは假にても若しくは實にても皆世俗に依る假想施設なり、云何んぞ汝等は定んで諸法は皆實體有りと執せん。^三若し一切の法にして皆實有に非ずんば、如何んぞ現前に分明に鏡像・水月・健達縛城・夢境・幻事・第二月等を見る可き。

【二】(b)相待破。

【三】(c)一法多性破。

【三】一切は若しくは實若しくは假なるも皆世俗に依る假想施設なりと論主結す。

【二】彼の疑難。

今恒に現前有なるを遮破す、是の故に比量は已成を立つるには非ず。若し汝にして去來の二世に其の體が現有なりと許さざれば則ち應に用の先後は是れ無なるが如く體は常有に非ざるべし、^{一〇二}是れ則ち一切有爲の法は若しくは體にても若しくは用にても皆衆縁を待つて本無今有本有今無にして便ち汝が宗の法體常有を失す。若し去來の體は是れ現有なり世の所攝なるが故に猶現在の如しと言はば理としても亦成ぜず。汝にして去來の用は現有に非ず(而も)是れ世の所攝なりと許せば、則ち^{一〇三}所立の量は不定の失有り。若し去來の體は是れ實有なり、世の所攝なるが故に現在の如しと言はば理としても亦然らず、若し勝義に依らば我が宗にては現在も亦實有に非ざれば則ち同喻無し、若し世俗の用ふる瓶盃等に依らば是れ世の所攝にして而も實有に非ず則ち所立の量は不定の過有り。若し去來の體は是れ實有にして、餘は實有に非ず、攝せざる所なるが故に、共所知の實有の法の如しと言はば此れも亦然らず、若し勝義に依らば同法喻無し、若し世俗に依らば便ち已成を立つるなり、我宗も亦去來會當は是れ實有なりと許すが故なり、又、共知の世俗の如きは實法にして餘は實有に非ず攝せざる所なるが故に、應に去來の體は現に實有に非ざるべし、是の如き等の類は多の相違有り。又、去來の體は現の實有に非ず、餘は實有法の攝せざる所なるが故に、共所知の如きは實有の法に非ず、是の如き等の類の比重は無邊なり。^{一〇四}是の故に去來は現有の體に非ず但現在に依りて假名もて建立するのみ、謂く現在の心は會當の法を緣じて彼の相に似て現するを假に去來と説く實には過未に非ず、此れに由りて去來なる共所許の法は現在を離れて別に實體有るに非ざるなり、自宗の所許の世の所攝なるが故に、猶現在の如し。^{一〇五}諸の過去未來は體有り現在の如しと立つるは皆數論外道の所計の自性は體は常にして用は起調有るに同じ、彼は既に過有り此も亦應に然るべし、是の故に自ら佛弟子と稱する者は應に此の執を捨つべし。^{一〇六}現在の諸法は世俗には有なりと雖も而も勝義には非ず、所以は何ん、^{一〇七}若し勝義に有ならば應に縁を藉らざるべし、既に縁を待つて生ぜば

【一〇二】總じて法體恒有説の眞實に非ざるを結論す。

【一〇三】即ち「世の所攝なるが故に」なる因は體と用と同品及び異品俱に轉ずるが故に不定なり。此の因は體のみについても正しからず。

【一〇四】是れ先の註には三世の所攝の意に解したれど或は世間の所攝の意か即ち一般世間に於て認められ説かるゝが故にの如き意か。

【一〇五】體以外の餘のもの、即ち用等ならん。

(*) 世間世俗によりて許す。

【一〇六】餘とは體の餘か。

【一〇七】去來は現有の體に非ず假名のみと結して更に廣く釋す。

【一〇八】法體恒有(有部)説は數論外道の説と同じ。

【一〇九】現在の諸法も亦世俗には有なるも勝義には然らずと證す。

【一一〇】(ハ)縁生破。

に體有り」と謂ふべからず。

復次に、汝が上に言ふ所の要らず現見するに依りて後に方に念有り法體無くして現見有るに非ずとは、此れも亦然らず、前に已に略して見は實に非ざるが故に所見と能見と皆所有無し、是の故に其の現見を以て法は體有り」と證すべからずと説きたり、前に略して説きたりと雖も而も未だ廣く辯ぜず、云何んぞ定んで諸法は有に非ずと知るや、諸の所執の有は略して二種有り、一には無爲、二には有爲なり。無爲は是れ常にして、先に已に廣く破したり、謂く若し用有りて能く諸法を生せば應に有爲の如く無爲の體に非ざるべし、若し用有ること無くして法を生ずること能はざれば應に鬼角の如く其の體は是れ無なるべし。有爲は二有り、謂く過未有と現在有となり、過去と未來とは前に已に辨じたるが如し、謂く會と當との有は現有の體に非ず、若し現に有體ならば應に現在と名づくべし。若し用無きが故に現在に非ずと言はば、既に現有の體ならば云何んぞ用無からん、若し其の用は必らず縁を藉るが故に恒有に非ずと言はば用は無常なる可し、體は縁を藉らざれば應に是れ常住なるべし。若し此體が能く用を起し用は常に非ざるが故に體も亦無常なりと言はば是れ則ち此の體は能く用を起し用は暫有なるが故に體は恒有に非ず。又、若し有爲の體が恒に是れ有にして而も能く用を起すが故に無爲に非ずんば、虚空等の體も亦恒有なりと許す何んぞ用を起し説いて有爲と名づけざる、無爲は恒有にして而も用を起さずんば有爲は用を起す如何んぞ恒有ならん。又、過去の體は定んで現有に非ず、已滅と名づくるが故に過去に攝するが故に、過去の用の如し、未來世の體も亦現有に非ず、未生と名づくるが故に未來に攝するが故に、未來の用の如し。若し未來の體は是れ有なりと雖も現有と名づけず現在に非ざるが故にとは所立の比量は便ち已成を立つるなりと言はば此の理は然らず、汝が立つる三世の體は本無今有にも非ず亦本有今無にも非ずして一切時に有り所執の空の如くなるが故に現有と名づく現世の攝に非ずして名づけて現有と爲す、我は

【九〇】彼の念に先立ちて要らず法體の現見有りと主張を破す。

【九一】註の「論主愍呵して更に眞義を開演する」の下に於て之を説きたり。(一〇九頁註七四)

【九二】以下更に現見を以て法の體有りと證すべからざるを廣説す。

【九三】有に略して二種あり、有爲と無爲となり。

【九四】破常品第一等に廣く破す。

【九五】有爲に二を開く一過未有と現在有。

【九六】本品初。

【九七】(A)先に總じて過未有を破す。

【九八】(B)別して過去を破す。

【九九】(C)別して未來を破す。

【一〇〇】彼の難を破す。

【一〇一】時の三本及宮は非すとす。

る物は若し量の如く時の如く服する有る者は風病等を除いて無病の因と爲すも、羯羅那等は則ち是の如くならず、是の故に異類は相生することを得と雖も而も一因が一切の果を生ずるには非ず。
 又、本願の行も亦顛倒に非ず、能く諸法の實義を了知するを以て一切の法に於て執著する所無く能く無上妙果の生因と爲ればなり、復發心して諸の勝行を起し無上の果を求め有情を利樂すと雖も然も幻師の諸の幻事を起すに似て都て所執無し、故に顛倒に非るなり。復次に、前の如く應に云何んぞ定んで諸法は體有るを知り而して法の體に依りて實の時有りて執するやを問ふべし、若し彼が答へて法體に隨ふに由りて現の見心を起し後に重ねて審察して能く自ら我は昔曾つて是の如き境界を更たりと了知す、若し法體無くんば現の見心を起して後時に應に是の如く審察すべからず、是の故に定んで諸法は體有りと知ると言はば、復應に彼に問ふべし重ねて審察する時法體有りて現見す可しと爲すや不やと、彼が言く不なり、所以は何ん、生じ已つて即ち滅すれば彼は今時に於ては所見の見無し、謂く所見無くして而も見を生ずるなり。又、應に彼に問ふべし重ねて審察する時に前の現見の心が迴返して我は昔是の如き境を見たりと憶す可しと爲すや、彼が言はく不なり、所以は何ん、過去の諸法は迴返す可からざるが故に迴心無し、謂く能く過去の心を迴して現在に來至すること有ること無し、と若し爾らば今時は誰が審察に由りて能く決定して諸法は體有りと知るや、彼が言はく念に由る、所以は何ん、要らず現見するに依りて後に方に念有り、法體無くして現見すること有る可きに非ざればなり、是の故に定んで知る諸法は體有りと。此れは但言有るのみにして而も實義無し、所以は何ん、一切の憶念は但有名のみを緣じ實境無くして起る、此れに由りて憶念は唯妄境を緣するのみ、是の故に唯世俗の虛假の憶念のみ有りて生と名づく、謂く非有虚妄の境界に於て目前に對するが如く分明に記憶するが故に憶念と名づく、實には體有ること無くして顛倒の相のみ現す、故に非有虚妄の境界と名づくるなり、是の故に應に虚妄の見到隨つて諸法を計度して實

【八三】 羯羅那、又は迦羅那、梵語 Karmāna 樹の名にして作と譯す。

【八四】 本願の行も亦顛倒に非ず。

【八五】 論主起問云何にして定んで諸法有體を知り時の實有を執するや。

【八六】 復問ふ、後時重ねて審察の時前の現見の心迴返すべきや。

【八七】 彼が念によりて法體有りを知るべきを主張す。

【八八】 憶念の虚妄を證す。

【八九】 無有體の三本及宮は無用體とす。

と。

「若し爾らば精進は則ち唐捐^{たうけん}と爲りて應に如來の甘露の聖教^{せいぎょう}を棄つべし。」「方便^{ほうべん}して倒見の執を除かんと欲するが爲に、二事を施設^{せつし}するも俱に過有ること無し。」「既に一切の所見と能見と皆所有無しと言ふに(二事を施設するは)云何んぞ過無き、一眞實^{まこと}の所見と能見と無しと雖も而も諸の愚夫は顛倒して有なりと謂ふ、彼の増上慢見を除かんと欲するが爲に世間に隨順して施設すれば過無し、若し能く此の聖教に隨つて修行すれば俗に隨つて説いて眞の佛弟子と爲すなり。」「世俗の愚夫は自心が變ぜし顛倒の境相に隨つて而して見心を起すも、佛は其の境に非ざれば彼に於ては用無し、云何んぞ説いて如來の弟子と爲さん。」「佛の願行を増上縁と爲すに由りて彼の見心を起す故に亦失無し、謂く佛世尊は在昔^{ざいしやく}の因位に一切の有情を利樂せん^{りらくせん}と欲するが爲に無邊の功用の願行を發起し此れに由りて無分別慧を證得し此の慧力に由りて無量に有情を利樂する作用を發起して盡くること無し、諸の有情の類は佛の願行の所得の妙慧を用つて増上縁と爲し自心に變現して能く世間の最勝の生道に順じ及び出世の決定の勝道と諸佛の形相と及び所説の法とに順じ自の心相を緣じて増上慢を起し我は佛を見説法の音を聞くと謂ひ信順して世出世の行を修行す、是の故に説いて如來の弟子と爲す。

「若し爾らば應に顛倒の願行従り無分別無倒の見慧を生ぜん、本願の行は一切の有情を利樂することと有るを見て而して生起するを以ての故なり。」「設ひ是の如きを許すも何の相違か有る。」「因果の異類豈相違せざらんや、又、一一の因は應に一切を生ずべし。」「因の勢用に隨つて異類の果を生ずること彼此俱に許さば何の相違が有る。有漏従り無漏を發生するが如く根は根を生ずるに非ず識は識を生ずるに非ず、此れが能く異類を生ずと見る可からず、即ち一一をして皆一切を生ぜしめん。同見と同知をも應に難と爲すべからず、彼此俱に非愛の過有るが故なり。又、世俗の法の力用は難思にして一一の難をして齊等ならしむ可からず、現に世間を見るに、未達^{みだつた}那果^{なぐわ}及び餘の能く風病等を發す

【七九】 二事。先の行と願とを指す。

【八〇】 行願の二事も世俗に順じて愚夫の顛倒妄見を除かんと爲に施設す。

【八一】 佛の教説は愚夫の顛倒見を正しその増上慢を除かんと欲するが爲に世俗に隨つて施設す、こは眞實に佛境に非ざれば佛に於ては用無し、是の如く佛に於て無用なる聖教に隨つて修行する者を何んぞ佛弟子と云はんとなり。

【八二】 未達那、或は摩陀那、梵語、Madana、果實の名にして醉果又は醉人果等と譯し、其の大き積椰の如く之を食する時は能く人をして醉はしむと、又藥用とも爲すと。

有なることを知らん。若し爾らば大乘は應に夢と喩との如くにして一切の法は皆悉く是れ虚なりと撥し一切の世間出世間の法の自性差別を辨説すること能はざるべし、或は復諸の夢と喩との者にも如かず、彼は能く種種の境界を分別するも但語縁を闕いて辨説すること能はざるのみなるに今此れは諸法を分別すること能はず亦是れ大苦なる哉とも説くこと能はず、我等は是の如き大乘所立の虚假の法義に隨喜すること能はず、一切の法は皆現見す可きを以て現見の法をば撥無す可からざるが故なり。一奇なる哉慙れむ可き薄福の愚人は大乘の法義を信解すること能はず、若し能見有らば所見を見る可きも、能見にして既に無ならば誰か所見を見ん、諸の能見は自ら、自ら體有りて審知すること能はず亦他をも審にせざるを以て審察の時に於て能見と所見と皆所有無くして審察す可からず、是の故に現見の法は決定して體有りて執すべからず。迴心の時には諸の所縁の境は皆虚假なるを以ての故なり、所以は何ん、憶念を起す時實には見等の種種の境界無く、但因縁に隨つて自心が變じて見等の種種の境相に似て而して生ずるのみ、所憶念は眞實に非ざるを以ての故に唯虚假の憶念有るを生と名づくるのみ、會て更たる所の諸法の體相を迴心して追憶するが故に名づけて念と爲すが如き憶念の時に當つては會て更たる所の境は皆有ること無きが故に能念も亦無し、而も念と名づくるは申習の顛倒の諸見に隨順して假名して施設するなり、此の念に由るが故に世間の有情は妄りに種種の分別の諍論を起し競ふて諸法の自性差別を執し、惡見の泥に没して自ら出づること能はざるなり。一若し所見も無く亦所聞も無くんば是れ則ち一切は都て所有無きに、云何んぞ今時石を編んで杙と爲さん、諸有の行願も復何の所爲ぞ。一世俗の所見所聞に隨順して強いて假りに施設すれば應に難を爲すべからず、勝義理の中には所見所聞二俱に許さざればなり、一切の分別戲論は絶するが故なり。諸如來は法として説く可きもの有るにも非ず亦法として少しも所得有るもの有ること無し、故に契經に言はく、如來は肯然燈佛の所に在りて少法も説く可く取る可きもの有ること無し

【七】 外人小乘の徒、大乘を闕つて一切發無の惡見とす。

【七】 論主惡呵し更に眞義を開演す。

【七】 以下の論は更に後に論主が彼の「念に先立ちて要らず法體の現見有り」との主張を破するの下(一一二頁註九一)於て廣説す、就いて見るべし。

【七】 一切所有無しと云はば行願有りて正念に願求する所あるも不可能なるべしとも譬喩。

【七】 行願、身に於ける行と心に於ける願となり、此の二事相資けて大事を成ず。

【七】 勝義理を開陳す。

實の住相を立せん。又、汝は五六五因の取果と果とは皆因縁なりと許す、云五六何んぞ但だ一の同類因の取果を説き一の用を往相の力と爲さん。又、未來世は實有の體無し、云何んぞ彼に望めて同類因と爲さん。過去未來は現在世と及び無爲との攝に非ずして、兎角等と同じく實有の性に非ず。是の故に因の時には果は未だ有らざるが故に兎角に望むるが如くにして彼の實の因には非ず、果が現前する時には因は已に無きが故に龜毛に従ふが如くにして彼の實の果には非ず、因果すら尙眞實有の體に非ず依りて立つ住相が豈實有たるを得んや、既に住相無くんば時は何の所依ぞ、是の故に定んで實有の時の體無し。

復次に、云何んぞ定んで諸法は體有りと知り而して法の體に依りて實の時有りと執せん。若し現見に由りて法は體有りと知らば、此れも亦然らず、非實を見るが故なり、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

所見無くして無を見る

是の故に唯虚假のみ

迴心せば妄境を縁するなり
迴心せば妄境を縁するなり

憶念有るを生と名づく

(二十五)

論に曰く、一切の所見は皆識の所爲にして識を離れては一法も是れ實なるもの有ること無し、謂く無始より來の數習の諸見が所習の見に隨ひ所遇の縁に隨ひ自の種子に隨つて差別を成熟し變じて種種の法相に似て而して生ずるなり、猶夢中の所見の事等の如く皆虚妄に現じて都て一の實なるもの無し、一切は皆是れ心識の所爲なり、云何んぞ定んで諸法は體有りと知らん。外境にして若し無くも内識は應に有なるべし、猶夢等の境は無くも心は有るが如し、云何んぞ復是の如き妄執を起すや。境にして既に是れ無ならば識のみ云何んぞ有ならん、識の體は定んで有なるも亦知る可からず、自體は自體を知ること能はざるが故なり。汝等も識の並び生ずることを許さざるが故なり、設ひ復諸識の並び生ずることを許すも亦展轉して親しく相縁する義無し、云何んぞ能く識體が定んで

【六〇】五因とは俱有、相應、同類、通行、異熟の五なり。俱舍論根品卷三―七の中

【七〇】因果の眞實體に非らざるを證して以て住相無く實の時無しと結す。

【七二】以下論主の宗義によりて諸法有體の執を破し之に依りて實の時有りと立つるを破す。

【七三】一切の所見は識心の所爲なり識を離れて一法も實有なし。

復次に、有が是の言を作す、有爲法をして將に滅せんとするの時に於て能く後果を生ぜしめば是れ住相の用なり、此の用に由るが故に諸の有爲法は暫くも停らずと雖も而も住相有りと、此れも亦然らず、最後の刹那には後果を生ぜざれば應に住相無かるべし、過は前説に同じ。若し爾の時も亦能く後を生ずるも餘は縁が闕くるが故に後果生ぜざるなりと謂はゞ、既に彼の後果にして畢竟して生ぜざれば云何んぞ前に能生の用有りと知らん。若し前時の同類が用有るを見て最後も亦用有りと比知せば、此れも亦然らず、現に異なるを見るが故なり、前時の諸行は後果の生ずること有るも、最後の諸行は後果續かず、果を得ること既に別なり因爲ること豈同じからんや、若し同じく因爲らば應に俱に果有るべし、若し爾らば最後の刹那は成ぜず。又、汝は應に前後の諸行を同類を以ての故に更に相比決すべからず、謂く皆因爲らば後に果無くば前も亦爾りと例し或は前に果有らば後も亦然りと例すること勿れ。又前の諸行も亦一向に將に滅せんとする時に於て能く後果を生ずるに非ず、滅定等に入る最後念の心は後の等流果を生ずること能はざるが故なり。亦後の色行に望めて同類因と爲すと言ふべからず、種類が別なるが故なり、阿羅漢の無餘に入る心は縁して他識を生じ、或は無識身が同類因と名づけて等流果を取るもの勿ければなり、若し爾らば應に永に滅度するの義無かるべし。若し後心は縁じて他識を生じ或は無識身は因縁に非ざるが故に過有ること無しと言はば、此れも亦然らず、滅定等に入る最後念の心を後の色行に望むるも亦因縁に非ず云何んぞ彼を生ずるを住相の力と名づけん。若し色行を彼の後心に望むるに同性なるを以ての故に是れ等流果にして、後心と彼と同類因と爲りて是れ因縁なるが故に住力と名づくと言はゞ、無餘に入る心を他身の識及び無識の身に望めて汝が宗も亦同性の義有りと許さん、云何んぞ彼の同類因に非ざらんや。夫れ因縁とは自類の熏習する生果の功能にして餘法には非ざるなり。是の故に汝が立つる住相は成ぜず、一切法は同類を生ずるに非ざるが故なり。又、因縁とは世俗の假立なり、如何んが彼に依つて

【六五】 有が復び有爲法に住相有りと説かず。
【六六】 破す。

【六七】 五蘊の行蘊中、色の行法なり。色を麗本は亦とす。

【六八】 論主の宗には因縁を定義して有爲法の親しく自果を辨ずるものとす、之に能生の種子(種子生種子、種子生現行)と一能熏の現行(現行熏種子)との二をあぐ、今は自類の熏習する生果の功能と云ふが故に種子を主として云へるなり。

して實有なりと言はんや、是の如く推徴するに生滅は實に非ず、應に此れに依りて實の時有りとなすべからず。^{五九}「若し有爲法は實の生滅無くんば如何んが上に無常に遷さると言ふや、暫らく生じて即ち滅せば何んぞ住有る容けん。(即ち無常なるべし)無常にして既に無ならば何んぞ能く法を遷さん。我が上に言ふ所は皆執を破せんが爲の隨他意の語にして自意に非ず、然るに彼は無常を執し復住有りとなす、彼の住を破せんが爲に且らく無常を許すも、今や住にして既に無くんば無常も亦破す、應に我れ定んで無常を許すと謂ふべからず、我は良醫が病に應じて藥を與ふるが如く諸有の所説は皆所宜に隨ふなり、故に發言する所應に定んで執すべからず。若し色等の法にして實に住有らば容して是れ有爲の性なりと審知す可し、既に住有る無きも復無爲に非ず是の故に應に執して實有となすべからず、既に色等の法にして定んで實有に非ずんば云何んぞ汝等此れに依りて時を立てん、世俗には然る可きも勝義となすには非ず。

復次に、有が是の説を爲す若し有爲を離れて別に住體の能く法に住するを立つれば既に過有りと^{六〇}言はゞ、即ち有爲法の前前の刹那が能く後後を生ずるを住となづけば何んぞ失ならんと、此れも亦然らず、最後の刹那の諸の有爲法は後果を生ぜざれば應に住相無かるべし、既に住相無くんば應に無爲と名づくべし、若し爾らば已に前の諸の有爲法は此れと同類にして應に有爲に非ざるべし。若し有爲法にして後後の刹那が前前に續くが故に住相と名づくれば、此れも亦然らず、後念の生ずる時が若し前念のために住相と爲らば、^{六一}生相は應に無かるべし、若し爾らば有爲は應に四相無かるべし。若し後に生ずる時を前に望めて住となし當位を生となづけけて二相が俱に有ならば、是れ即ち生を説いて以て住相となすなり、名は異有りとも雖も用は應に別無かるべし。是の如く四相は既に別用無くんば、何んぞ此の無用の相を立つることを須ふることを爲さん。最後の刹那は既に後念の此れに續いて而も生ずること無ければ應に住相無かるべし、是の故に即ち法の住相も亦無し。

【五九】此の無をして有ならしむ、此の有をして現在の生に入らしむるなり、若し未來の生に入らしむると云はばこれ無なるべし、現在に非ざるが故に、則ち有と云ふと矛盾す、かくて生も亦未來と現在の二世に跨る。

【六〇】若し有爲法にして實の生滅無くんば無常を許すや、外の難。

【六一】論主答釋す。眞意は住を破し亦無常をも破す。

【六二】色等の法は定んで實有に非ざるが故に實の時も亦無しと結す。

【六三】有が有爲法の中に住を立てんと施設す。

【六四】破す。

【六四】生相は恒に住相と成るが故に。

て法の滅の因と爲すと説かば亦此の難に同じ。我も亦諸法を撥して皆無とはせず、但汝等が所執の眞實の時の所依の體は皆得べからずと言ふのみ、所以は何ん、住の體有りて時の與に依と爲ると執するも前に已に廣く破したり。生滅有りて時の與に依と爲ると執するも亦理に應ぜず、所以は何ん、本無今有を假に説いて生と名づけ本有今無を假に説いて滅と名づくればなり、是の如く生滅は既に實有に非ず、云何んぞ此れに依りて實の時有りて執せん。(五三)復云何んぞ生滅は是れ假なりと知らん、本無今有を生と名づけ本有今無を滅と名づけ、生と滅と皆二合して成せば舍の如く林の如し豈眞實と名づけんや。又、生と滅とは二の分の所成ならば半は有にして半は無なり如何んぞ定んで有ならん。又、本無の分を名づけて生と爲さず體は有に非ざるが故に龜毛等の如し、其の今有の分も亦生と名づけず體は無に非ざるが故に涅槃等の如し。又、本有の分を名づけて滅と爲さず體は無に非ざるが故に虚空等の如し、其の今無の分も亦滅と名づけず體は有に非ざるが故に兎角等の如し。一の別の分は既に生滅に非ず、二種の和合が豈是れ生滅ならんや。假に諸法と名づくるは是の事は然る可きも、眞實法の中には是の如きの義無し。又、生滅の各の二分の中に於て本無は未來にして今無は過去なり、去來の二際は已滅と未生にして其の體既に無く實の生滅は非ず、今有も本有も俱に現在に攝す、豈一刹那に生滅が並び有らんや、現在に二刹那有りて初を名づけて生と爲し後を名づけて滅と爲す可からず、時にして既に別有り、世が云何んぞ同ならん、若し必らず爾らば世は應に雜亂すべし。生の時には滅は未だ有らず應に未來と名づくべし、滅の時には生は已に無し應に過去と名づくべし。又、滅は法を滅し無をして過去の滅に入らしむ現在に在るを説いて有と名づく、生は既に法を生じ有をして現在の生に入らしむ應に未來なるべきを説いて無と名づく。又、本無の時を名づけて未來と爲し今有の時に於て名づけて現在と爲す、本有の時に於て名づけて現在と爲し其の今無の時を名づけて過去と爲す、云何んぞ二世が合して一時と成らん、而も此の時を決定

【五二】我は諸法を撥するに非ず時の所依の體一住の體と生滅と一は得べからずと説くのみ。

【五三】生滅が假なる理を説いて之に依る時の實有を破す。

【五四】二とは本無と今有(生)本有と今無(滅)の二なり。

【五五】以下本無今有等が生等に非ざることを各分について吟味す。即ち生を以て本無今有即ち半有半無とせば本無は有に非ざる故に生に非ず、今有は無に非ざる故に生に非ざるべし。以下同論法にて破す。

【五六】一刹那には生滅有らば三世は同じく一刹那となるべし、下に續いて説くが如し、これ然らず。

【五七】滅は本有をして今無ならしむるなり、本有は現在なり、有なるが故に、然らば今無は過去なるべし、無なるが故に、滅は法を滅す、即ち無となるべし、此の無をして過去の滅に入らしむるなり、若し現在の滅に入らしむると云はは現在にこれ無に非ずして有なれば無と云ふと矛盾す、是の如く現在と過去との二世に互る、合して一となるべからず。

【五八】生は本無をして今有ならしむるなり、本無は未來なるべし、無なるが故に、生は

ば、此れも亦然らず、無爲法の中には曾て未だ(後時に滅すべきことを)見ざるが故に、虚空等の如きは初に無常を離れ後に決定して滅壞す可き義無し、有爲の諸法も應に亦是の如くなるべし、(若し有爲の性を失はざらん)如何んぞ後時に必らず當に壞滅すべき。又、初の色等は後と異なること無くんば應に後位の如く無常に隨はるべし。

復次に、上の義を攝せんが爲の故に、復頌に曰く、

若し法にして無常と俱にして

而も住有りと言はゞ

無常の相は應に妄なるべし

或は住の相は應に虚なるべし

(二十四)

論に曰く、若し有爲法にして無常相と俱にして而も有爲にして住相有りと言はゞ、是の如き二相の性相は相違すれば是れ則ち定んで應に一は虚にして一は實なるべし、所以は何ん、若し住相は勝れたる力用有りて有爲を住持して暫く滅せざらしめ、住力既に盡きて諸の有爲法は自然に滅壞すと言はゞ、若し爾らば滅の相は復何の爲す所ぞ。或は後の住相は應に前住の如く勝れたる力用有りて彼の無常を伏し其れをして力ありて所依の法を滅すること無からしむべし、若し爾らば何に縁つてか無常の相を執せん。若し無常は力用有りて能く諸法を滅すと雖も而も法の初時には勢力微弱にして未だ強敵と爲らず、故に無常の相は權時に放捨し暫く住することを得しむと言はゞ、若し爾らば住の相は復何の爲す所ぞ。或は前の無常は應に後位の如く所縁法を滅して暫くも停らざらしめん、若し爾らば何に縁つてか住の相有りと言はせん。

復次に、有が是の言を作す、前に無住に何の體か有らんと説けるは此の説は然らず、住の體は無なりと雖も然も不住の諸法の自體は有り撥無す可からざれば、應に是の言を作すべし諸行の生滅は展轉に相續し無間に滅する時に刹那の頃の無住の法體有り、所以は何ん、無常の力用が遷流して住せざるを之を立て、滅と爲す、法體にして無くんば滅は何の所依ぞと。若し法の外に無常の相有り

【二】 上義を攝して復び釋す。

【三】 住を元・明・宮は任とす。

【四】 無常の相にして權時に放捨せば住相無くも自然に住すべし。

【五】 有が説く、無住にも亦體有り滅の所依なるが故にと。

す、故に復頌に曰く、

若し諸法の體に遍して

無常の力が初に劣ならば

應に都て住有ること無かるべし

或は一切は皆常ならん

(二十二)

論に曰く、若し無常の相が初時に力劣りて法を滅すること能はずして法が自然に住せば何に縁つてか此の無用の住を執せんや。是れ則ち住相は應に本より有ること無かるべし、用無きを以ての故に、猶兎角の如し。若し住相は初時に力勝れて能く無常を伏すと云はゞ則ち一切時に皆應に勝を得べし、體は異無きが故なり。若し爾らば有爲は常に應に滅せざるべし、便ち經の諸行は無常なりと説くに違す。

復次に、^{四五}今應に住相を貪する人に詰問すべし、諸の有爲法は無常相と決定して俱に生ずと爲すや、作用する時に無常が始めて起ると爲すや、初は且らく然らず、故に次に頌に曰く、

無常にして若し恒に有ならば

住相は應に常に無なるべし

論に曰く、有爲の諸法は無常に遷されて暫くも停まること能はざること先に已に具さに辨じたり、此の無常相は有爲を損害すること極めて暴惡なる怨家債主の如くにして常に隨つて遷退して暫くも住せしめず、是の故に若し一切有爲に恒に無常有りと説かば則ち常に住無し。後も亦然らず、故に復頌に曰く、

或は彼の法は先に常にして

後は乃ち常住に非ざらん

(二十三)

論に曰く、若し刹那の終に無常が始めて起らば此の無常の相は前位には應に無なりしなるべし、爾の時には彼の法は應に常住と成るべし、無常無きが故に、虚空等の如し。常住の名は世常の體の如く別に少法有るには非ず、但無常相を遠離するのみに由るが故に常住の名を立つ、此れに由りて色等は有爲の性を失ふ、若し後時に必らず常に滅すべきが故に斯の(有爲の性を失ふ)過無しと言は

【四五】有爲法と無常相との俱生及び始起説——破。

【四六】此のことに有るべからず。
【四七】先を三本及宮本は無とす。

無常は後に起ると謂はゞ此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

無常が初に既に劣ならば 住の力も定んで應に強なるべし

此の二は復何に縁つてか 後に顛倒と成るを見ん (二十一)

論に曰く、體が既に同時にして用に先後有り、故に二相の力が齊しと説く可からず、定んで應に住は勝にして無常は是れ劣なるべし。若し爾らば何に縁てか後時に復無常の力が勝れて住の力を摧伏し所依及住相等を滅壞するを見ん、後時の住の力は應に無常を制すべし、力強きを以ての故に、猶初住の如し、此の中間に於て別の方便の住相の力用をして損滅せしめ及び無常の力用をして増盛せしむ可きもの無し、若し住相の作用は已に訖るが故に此時に於て其の力は損滅し、彼の無常の相は先に未だ作用せざるが故に此の時に於て其の力増盛すと言はゞ此れも亦然らず、理が相違するが故なり、住と無常と先後の體が一なるに何に縁つてか力用の衰盛が異なる、住相には爾の時に體に虧減無し何に縁つてか力用のみ欸ち衰損有る、又、住相の用にして齊しくば何ぞ當に止むべき、若し住の用は唯一刹那のみと言はゞ何に縁つてか此住が極つて、知の定と爲らん、若し住相の力は唯爾所のみ有り謂く能く住の法にして一刹那を経ば、若し爾らば無常は今復何の用ぞ、住の力にして既に盡きなば所住の諸法は自然に住せざらん何んぞ減を用ふることを爲さん、是の如く住相は初後に體は同じ、所作の事業も亦異有ること無けん、時有りては用を起し時有りては起らずとは此の義は了し難し智者は應に思ふべし。又後時に於て無常の力が勝れて能く住相を滅せば彼此同じく知る、是れに由りても亦應に無常の力が前位に已に勝れて能く住相を摧くと、信すべし、若し爾らば住相は常に應に用無かるべし何んぞ是の如き無用の住を執することを爲さん。是の故に智者は應に住無きを信すべし、既に住有ること無くんば時は何に依りてか立たん。

又、無常は初は劣にして後は勝ると執し并びに住相は初は勝れ後は劣なりと執するは皆理に應ぜ

【一】 力を明本は立とす。

【二】 欸を大正義は炊とす。

【三】 知の定、知の定まれるもの、定まれる知の意か、何に縁つて住なるもの有りと定んで明かに知るやの意ならん。

【四】 信をいづれも三本及官本は住とす。

【五】 無常と住との勝劣交替説一破。

名づけて杖と爲すが如し故に色等は無常に非ざるの過無しと謂はゞ、若し爾らば無常觀を修習する者は其の色等に於て無常の法に非ざるを自心に増益して立て、無常と爲すなり、此の無常觀は應に顛倒と成るべし、若し爾らば應に能く煩惱を斷すべからず、是の故に無常は應に色等に即すべし。若し色等に即せば復自相を失ふ。是の如く諸法の自相と共相とは世俗道の中にて相待して假立す定んで執して一と爲し異と爲す可からず、勝義の理に於ては都て論す可からず。既に無常と法との異なるの過を説きたり、一なるの過を顯はさんが爲の故に、復頌を説いて曰く、

法と無常と一ならば

法は應に住有るに非ざるべし

(二十一)

論に曰く、無常と住とは性相は相違す云何んが一法にして二種を具有せん、苦と樂とが性相は相違して尙相應せざるが如し況んや同一の體ならんや。若し色等の法にして無常と一ならば是れ則ち決定して暫住の義無し、如何んぞ住に依りて實の時有りと立てん。

復次に、有が是の説を作す、上に言ふ所の如き諸法は無常なれば何ぞ住有らんとは此れは理に應ぜず、所以は何ん、諸法の自性は復同時なりと雖も然も其の作用は前後に差別す、四大種の俱有因と爲るが如く體は必らず同時にして用は先後有るなり、是の如く三相の體は俱有なりと雖も而も彼の作用は時分不同なり、先の生の相用が次に住し後に滅す、住の相用の時に無常有りと雖も而も勝用無し、住に用有るが故に能く所依に住す、住の相用 訖つて無常は次に復勝用を起すを得て所依の法を滅すと。此れも亦然らず、生住滅の相と自性と作用と皆互に相違して苦樂等の必らず並起せざるが如し、云何んぞ體が俱にして用に先後有らん。自性は相違するも而も並起すと許さば何んぞ彼の作用の同時なるを許さざる、用にして既に俱ならずんば體も亦應に爾るべし、四大種の喩の理は未だ必らずしも然らず、用にして同時ならずんば體も亦應に爾るべし。又、住と無常とは體が若し俱有ならば作用は先後に不同なるべからず。若し住は強く無常は劣なるが故に住は先に用を起し

【三】 無常觀が顛倒と成るの過。

【三】 (B)法と無常と一ならば法に住無きの證。

【三】 有が論主の諸法に住無しとの説を難す。
【三】 俱舍論卷六に「四大種の如き更互に相望めて俱有因と爲る」と説くが如し。

【三】 正義は共とし三本及官本は俱とす、今は後者に從ふ。
【三】 訖を三本は説とす。

【三】 破す。

【三】 住と無常との勝劣一破。

能はず、既に自ら住せずんば豈能く他をして住せしめんや、是の如きは則ち應に能住と名づけざるべし、能住無きが故に諸の有爲法は何んぞ能く暫住して一刹那を経んや。初住にして既に無と爲らば後滅のみ如何んぞ有らん、初住と後滅とは相待つて立つが故なり。又、若し此の住にして餘の住を待たずして自ら能く住せば法も亦應に爾るべし、自力にて能く住して餘の住を待たず、住にして既に是れ無ならば滅も亦有に非ず、云何んぞ汝初住後滅を執せん。又、住滅等は互に助伴と爲りて能く作用を起す、住の相にして既に空ならば亦滅等も無し、是れ則ち諸法には應に後滅無かるべし、後滅無くんば何んぞ無常と謂はん。

復次に、諸の有爲法と無常の相とは一と爲すや異と爲すや。「若し爾らば何の失ぞ。」若し是れ異なりと言はゞ應に無常に非ざるべし、若し是れ一なりと言はば應に住有ること無かるべし。此の義を顯はさんが爲の故に、復頌に曰く、

法と無常と異らば

法は則ち無常に非ず

論に曰く、色等の諸法を無常と名づくるは無常の相の合するを説いて無常と爲さば、色受想等の其の相は各別にして自性も異なるが故に無常に非ず、若し爾らば色等は無常に異なるが故に應に空等の如く體は無常に非ざるべし。若し色等は差別有りと雖も而も用の無常なるを以て共相と爲すと云はゞ、是の如き共相は若し色等を離れば色等は彼と異りて還つて前過に同じ。若し色等は彼の共相と體は相離れずと言はゞ、是れ則ち色等に異性無きが故に應に自相を失ふべし、若し諸法は各二相を有す、謂く自と及び共にして相捨離せずと言はゞ、是の如き二種の一は通にして一は別相なれば同じからざるが故に應に一體に非ざるべし、無常相は色等に即するに非ざるが如く是の如く色等も亦無常に非ず、相にして既に異有らば共して和合すと雖も而も體は同じからず、猶色味の如し。若し色等は實には無常に非ざれども無常に合するが故に假に無常と説く、杖を執る人を説いて

【二七】能住無きが故に諸の有爲法は能く暫住して一刹那を経ること無し、初住無ならば後滅も亦無し。

【二八】初住無くば後滅無く、後滅無くば法に無常に非ず。

【二九】有爲法と無常相との一異如何。

【三〇】(A)法と無常と異ならば法は無常に非ざるの證。

【三一】頌に説く如き過なり。

が故に體は應に異有るべし、「謂く青等の識は其の體は各異なり(宗)別慧の緣なるが故に(因)猶樂等の如し(喩)「豈樂等は轉變の時に於て合して色等と成り其の相異無く爾の時に復一慧の所緣と爲り所立の同喩は便ち能立を闕かさらんや。「此れは眞の過に非ず、我は別慧の所緣を因と爲して(識)體は異有ることを證すと説く、唯別慧の所緣と爲すのみとは言はず斯に何の失か有らん。然るに彼の樂等は其の性は各異なり必らず應に別慧の所緣有ることを許すべし、是の故に決定して一慧の其の體が是れ常にして一切の義を知るもの有ること無し、故に一識にして二義が皆實に體有ることを審知するもの無きこと其の理成立す。頌文を釋せんが爲に斯の傍證を起せり、今應に且らく止めて正所論を辨すべし。

復次に、今應に住有る論者に詰問すべし、是の如き住の體は餘の住を待つて能く法に住すと爲すや爾らずと爲すや。「若し爾らば何の過ぞ。「若し餘の住を待つて能く法に住せば應に所住の如く能住と名づけざるべし、若し餘を待たずして能く法に住せば所住も亦爾り應に餘を待たざるべし。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

時に若し餘の住有らば 住は則ち時と成らず。

論に曰く、自性は自性を助成すること能はず、故に同類の同時の相待無し。諸の有爲法は必らず異類の相助を待つて而して成ず、慧と心と地と水と等の如し。是の如く若し住に別に住有りと執せば此の住は應に住の體を失ふべし、餘の住を待つが故に、所住の法の如し、頌の中の時とは是れ住の別名なり、此れは正しくは應に住に餘の住有らば住を成せずと言ふべし、文を成するが故に爾り。此れに由りて生等も亦同類無し、故に所立の量も不定の失無し、又、次に頌に曰く、

時に若し餘の住無くんば 後減も應に有に非ざるべし。(十九)

論に曰く、時とは謂く住なり、餘の住にして若し無くんば(住は)所住の法の如く自ら住すること

【四】 正所論に復して再び住を破し之に依る時を破す。
 【五】 住(時)の體は餘の住を待つて法に住すと爲すや然らず爲すや、俱に住を成ぜざるを證す。

【六】 失を三本及官は先とす。

又、慧の體は自ら審つひかにすること能はざるを明かす、慧の體は自ら照らすこと能はずとは言はず、
 心心こころ法ほは自ら證あかしすること能はざること勿なし。若し爾らば應に後時に自ら憶おもすべからず。若し境を
 照らすは是れ用にして體に非ず體は照に非ざるが故に境に隨つて別ならず、照の用は緣に隨つて乃
 ち無量有り、多の用あるが故に如上の失無しと言はば、此れも亦然らず、體にして若し照に非ずん
 ば應に色等の如く名づけて慧と爲さざるべし。若し照の用は體を離れざるが故に斯の過無しと言は
 ば、此れも亦然らず、用は體を離れざれば照は應に一と成るべし、體を離れざるが故に、猶慧の體
 の如し、體は用を離れざれば慧は應に多と成るべし、用を離れざるが故に、猶照の用の如し、用は
 體に隨つて一ならば、前の比量に違ちがひ、體は用に隨つて多ならば、自の所立に違ちがひ。若し用は體に
 隨つて差別無くば總緣そうげんと別緣べつげんと希求しきうと證得しょうとくと領受りやうじゆと憶念おくねんと猶豫うごうと決定けつじやうとの是の如き等の用の差別
 は應に無かるべし。若し體が用に隨つて差別有らば、汝が所立の慧は應に念念に別なるべし、亦應
 に先求せんじゆと後證ごじゆと先受せんじゆと後憶ごおくと先疑せんぎと後決ごけつと有ること無かるべし、是れ則ち汝が言は翻たがじて自害じがいと成
 る。又、汝にして若し慧の體は一なりと雖も然も用は緣に隨つて變じて多種と成るが故に失無しと
 言はば、此れも亦然らず、慧の用は緣に隨つて變じて多と成るが故に應に樂等の如く其の性は一に
 非ざるべし、世間は色等の物の體は常にして是れ一なるも用は變じて多と成るもの有るを見ざれば
 なり、世俗の事の中には假に體と用とを立て體は一にして用は多なりと施設す可きを容ゆるすも、勝
 義の理の中には是の如き義無し、如何いかんぞ一物に實に一と多と有らん。又、汝が言ふ所の慧の體
 は念念に各別異なるが故に異身の慧の如く應に先に求め後に證する等無かるべしとは、因の義成ぜ
 ず、自宗は前後の兩慧の體に異なることを許さざるが故なり。又、照の用は念念に別なりと雖も而
 も先に求め後に證する等の事有りと許すが故に所立の因に不定の失有り。又、樂等の異は別慧の所
 緣なること彼此俱おたがひに許せば即ち同喻と爲る、此れに由りて比知す、別境を緣する識は別慧の緣なる

【二七】法を三本及宮は所とす。
 【二八】救説——一體多用説。

【二九】救を破す。

【三〇】救説の照の用は緣に従つて無量有りと云ふをさすか。
 【三一】前所説唯一慧のみ有りて能く一切の境界を照了すと云ふを指す。

【三二】數論者の先求後證が無かるべしとの宗に對して慧の體は念々に別なるが故にとの因の義は成ぜざるなり。何となれば彼自らは慧の體に先後異有りと許さず、他には慧の體を立つるものなければなり。

【三三】前には慧の體は念々に別異なるが故にといふ因に依りて先求後證等の有ることを否定せるに今は照の用の念々に前なる事の因を以て先求後證有りと許す。體用は相離れず、然らば此れ不定の因とな

は境は已に滅するが故なり。設ひ一身に多識が並び起ることを許すも、各別境を縁じて能く審に知るに非ず。意識は五識の境を知ると許すと雖も、然も、各自の變にして同じく現量の攝なり、俱に新境を受くれば重ねて審知するに非ず、是れに由るが故に一義にして二識の能く知るもの有ること無しと説く。復次に、亦一識にして二義の皆實に體有ることを審知するもの無し、所以は何ん、若し作意して前の有を審知せんと欲せば後境は未だ生ぜず、後の有を審知すれば前境は已に滅す、尙能く一の實に有なるをすら審にすること有ること無し況んや能く二を知らんや。現在の二境は俱に了す可しと雖も皆新受なるが故に重ねて審知するに非ず、餘の境を縁する識は餘境の實有を審知すること能はず、餘相を帯ぶが故に猶各別に二境を縁する心の如し。又、審察の心は外境の實有を審察すること能はず、餘相を帯ぶが故に新に現在の境を了受する心の如し。又數論者は是の如き説を作す、若し、慧の體は念念に各異りて諸法を知ると立つれば是れは則ち應に先に求めて後に證し先に受けて後に憶し先に疑ひて後に決すべからず、所以は何ん、天授が先に求め受け疑ひて後に同授が能く證し憶し決することを見ざればなり、是れに由りて當に知るべし唯一慧のみ有りて能く一切の境界を照了す、故に量を立て、言はく、青等を知る慧は決定して黄等を知る慧を離れず、是れ慧の體なるが故に、黄等の慧の如しと、是の故に一慧が一切の義を知ると、是れも亦然らず、常法の轉變は皆先に已に破したり、應に重ねて執すべからず。又、汝は云何んが此の一慧は其の體是れ常にして一切の義を知ると知るや、所知を審察せざる慧相を此の慧は一切の境を知るとは言ふ可きに非ず、即ち此の慧は能く自ら色等の法の中の會て見ざるを審知するに非ざるが故に、此の慧は必らず別の慧の能知有り、是れ所知なるが故に、猶色等の如し、又、青等の慧は其の性各別なり、所知が異なるが故に、自他の慧の如し。此の中の意は一慧にして能く重ねて二境の實有を審知するもの有ること無きを明かず、一慧は多法を知らずとは言はず、一念の心は多境を了せざること勿し。

【八】大衆部未計にありては二心俱起を許す、論主の唯識宗にありては固より多識の並起を許すなり。

【九】五識の境は五識各自の變にして同じく現量に攝す。

【一〇】(B)一識が二義を知ること無きを證す。

【一】數論者の一慧知多境説。

【二】慧とは自性よりの最初の轉變たる覺(Buddhi)なり、又は即ち覺中の純質中の智にも相當せん。

【三】破す。

【四】此の慧は一切の境を知ると云ふべからず。

【五】一慧にして能く重ねて二境の實有を審知するもの無きことを明かず。

【六】慧の體は自ら審にすること能はざるを明かず。

ても其の義は知り難きなり。

五 復次に、要らず自ら審察して住の體有ることを知りて方に他の爲に住の相有ることを説く可し、然るに方便して住の體を審にし其の定んで有りて能く法に住することを知る可きこと無し、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

譬へば一識が能く

二義を了すること無きが如し

是の如く一義は

二識に能く知らるゝこと無し。

(十八)

論に曰く、所識の諸境は要らず能識の前觀後察に由りて方に是れ有なりと知る、若し一身の同類の二識が一の現境に於て前觀後察して審に境相を知り前に異らざること有らば爾らば乃ち現法は住有りと言ふ可し。既に一身の同類の二識が一の現境に於て前觀後察すること無し、汝等は云何んぞ能く現法が剎那に住する有り此れに依りて時を立つと知らん。汝は前念の意識は未來の法を觀じ後念の意識は現在の法を察して住の體有ることを知ると言ふ可からず、未來世の法は未だ有らざるを以ての故なり。亦前念の意識は現在の法を觀じ後念の意識は過去の法を察して住の體有りとするとも言ふべからず。過去世の法は已に滅せるを以ての故なり。縱し去來の法は是れ有なりと許さば、時移り世易れば住と名づく可からず。又、色等の諸法は現在世に於て住して多時を経、心等の諸法は無常迅速なるが故に二念の心が同じく現在を緣じ前觀後察して其の住有るを知ると言ふべからず、既に同じく有爲なり如何んぞ不平等ならん、色等の諸法は久時に住するに非ず、是れ有爲なるが故に、猶心等の如し。有餘の色は住すること有るも心には非ずと執する此れも亦應に心を以て喻と爲して破すべし。一の有情身の同類の二識は定んで共に現在の一法を緣ぜず、一の身の同類の前後の識なるが故に、前後の青黄の二を緣する心の如し。亦五識の所觀を意識が能く審にして其の住有ることを知るとも説くべからず、汝等は二識の俱に生ずることを許さざれば、意識の生ずる時に

【六】(A)先に二識が一義を知ることを證す。

【七】説一切有部の系統を指す。

卷の第五

破時品第三之餘

(一) 復次に、諸の異部有り無常の法に於て刹那に暫時住する體有りと言説く、即ち住の體に依りて實の時有りと言つ、彼の言を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

無常は何んぞ住すること有らん

住すること有ること無くんば何の體ぞ。

論に曰く、自相が經停するが故に名づけて住と爲す、有爲の諸法は無常に遷されて暫くも停まること能はず如何んぞ住すること有らん、既に住の體無くんば何に依りてか時を立てん。所以は何ん、無常と言ふは或は即ち法の滅なり或は法滅の因なり、一切の有爲は無常に遷られて、暫らく生じて即ち滅す何んぞ住すること有る容けん、住の位も住の依も無常が遷るに隨つて應に後位の如く少らくも留ることを得ざるべし。若し無常は住の位に居すと雖も爾の時に住の力が能く無常を制して己が所依を扶け其れをして暫住せしむと謂はば、此れも亦理に非ず、故に次に頌に曰く、

初にして若し住すること有らん

後は應に變衰すること無かるべし。(十七)

論に曰く、生滅相續し自類を捨てずして後に異相の起るを名づけて變衰と曰ふ、後の位の住の相にして前の住の體と既に差別無くんば何んぞ變衰有らん、亦應に後法の起るに由りて前の住の相をして而も變衰有らしむとも言ふべからず、住の體は前の相の如く變無きが故なり、豈後起は前の住の變するに非ざらんや、云何んぞ餘が餘法を生ずるを變と名づけん。「現見には餘が餘を生ずるをも亦變と名づく、酪が既に生ずれば乳を説いて變と爲すが如し。「塵は變に似ると雖も細は則ち然らず、所以は何ん、世間の乳酪は同類相續して別相は知り難く、其の中に細の生滅有ることを悟らざればなり、謂く前乳の變するは後酪の生ずるに由る、微細の理の中にては即ち前住の體の變は後起に由り

【一】 無常法に暫住ありと言説き住の體に依つて實の時を立つるを破す。

【二】 小乘諸派中に於て種子部正量部等は心法等には刹那滅と言説くも大地・命根等については暫住と言説く。

【三】 彼の救釋。

【四】 以下の論は法が自類相續して生滅變化し相の上の變化を以て變衰とし、相が生・住・滅の有爲相をとりて之を循環的に繰返しつゝ生滅相續する場合の前の住と後の住との體相等について種々の議論を立つるなり。

【五】 住を破する論の中住の體有るを知らざること無きを證す。

べからず。既に相即せずんば應に計して假と爲すべし。或は應に樂等を性と爲すと許さざるべし。

二八 時分を推すが如く因果も亦然り。又諸の因果は或は劣或は勝或は淨或は穢なり、云何んぞ同じく一の樂苦癡三法を以て性と爲さん。若し必らず爾らば汝等外道は無始の時より來作さざる所無く同じく樂等を以て自性と爲すが故に、汝等今は人身を得と雖も而も應に即ち是れ狗等の下類なるべし、所食の甘饌も應に即ち糞穢なるべし。誰の有智者か無緣にして此の外道邪宗を執して而も自ら毀辱せん。是の故に汝が「果は實には生ぜず其の體は本有なり、轉變に由るが故に時分因果の差別有り」と立つ」と説くは正理の相違にして推究に任へず。哀なる哉外道は宿習癡狂にして邪宗を實愛し正法を憎背し、盲にして慧目無く是非を了せずして迷徒に隨順し種種に妄執す。是の如く已に時の體は是れ常にして相は轉變有りとは正理に應ぜずと説きたり、諸の有智人は審觀して應に捨つべし。

【二八】時分より推論して因果を論ず。

體と相とは性は一にして實には因果無きも義の異に由るが故に因果有ることを得とも言ふべからず。性にして若し是れ一ならば義のみ云何んぞ異らん、一異は同じからざれば應に別物有るべし、既に因果の分位は同じからずして先後は各異なる有らば應に轉變に非ざるべし、電光燈焰には轉變無きが故なり。若し因果の分位の差別が轉變して異有り、未だ必らずしも先後は一體にして一時ならず唯量等の種々の分位有るのみ、轉變異なるが故にと言はゞ、此れは虚言のみ有りて而も實義無し、一法にして一時に生住滅有らば更互に相違して大過と成るが故なり、世間には一法として一時に生住滅有るを見ず、唯異法が、異時に三を有するを見るのみなり。

又、應に時の體は常有にして生滅無しと雖も而も轉變有りと云ふべからず。汝が所執の常住の思我は生滅無しと雖も亦轉變せざること勿けん、設し思我も亦轉變有りと許さば應に樂等の如く思我の性に非ざるべし。又、時の體に轉變有りと許さば、時の體は即ち是れ樂等の自性なり、是の如くんば自性の擧體が應に變ずべし、若し爾らば則ち應に自宗の義を失すべし、最勝は定んで全體の轉變すること無ければなり、若し全く轉變せば即ち是れ無常なり。又、汝が時分と樂等の三法と和合して共に成ぜば應に林等の如く體は實有に非ざるべし、因果も亦爾り。若し即ち樂等を用つて性と爲すが故に是れ實有なりと言はゞ、此れも亦然らず、時等は唯一のみにして樂等は三有りて、一と三とは同じからず如何んぞ相即せん、若し必らず相即せば樂等は時の如く應に唯一のみ有るべし、時も樂等の如く應に其の三有るべし。又、樂等が一切時に遍するが如く此の一一の時も應に一切に遍すべし、是の如く時分は應に雜亂と成るべし、時にして既に一一に一切に遍すんば、樂等も亦應に一切に遍ざるべし、是の如く樂等は無量の時の與に自性と爲るが故に應に無量と成るべし。又、樂等は隱るゝ時にも亦有るが如く、此の一一の時も應に亦是の如くなるべし、則ち應に隱顯の差別有ること無かるべし一切時に一切有るを以ての故なり。此れに由りて應に決定して相即す

【二三】必らずしも先後は一體にして同時に一時なるには非ず、一體にてはあれど一時ならざることもありとの意か。

【二四】これ時の體に比論して此の假定論をなす、實には思我(神我)は轉變せざるなり。

【二五】時の體も亦三徳所成なるが故に、即ちこれ自性なり、然し數論にては自性の全體が變ずとは許さず、若し體が全にして變ぜば即ち異體を成じて自體の常は望まれざるべきが故なり。

【二六】時分と三徳との和合の實有を破す。

【二七】樂、苦、癩の三徳なり。

は定んで一異なるに非ず先に有無なるには非ず其の理決定す。傍論は已に了れり、應に正論に復すべし。

復次に、^{一〇〇}數論外道は是の如き言を作す果は實には生ぜず其の體は本有なり、轉變に由るが故に時分因果の差別有り立つるのみと。彼の執を破せんが爲の故に、復頌に曰く、

諸法に轉變有るを

慧者は未だ曾て知らず

唯無智の人のみ

妄りに分別して有と爲すを除く。

(十六)

論に曰く、諸の妙慧者は能く一切の障の外の極遠深細なる法義を知るも未だ曾て是の如き諸法が轉變して時分因果の差別有りととは知らず、唯外道のみを除く。陰暗の夜に、^{一〇一}眩瞶有る人の妄りに所見有るが如し、自ら了すること能はずして而も他の爲に説いて一切の法は實には生滅無く但時分因果轉變有るのみと言ふ、所謂の聲等は或は復業等は自體を捨てずして轉じて餘相と成る、時分に同じからざるを名づけて轉變と爲し、轉變の時に於て時分の相に差別有るを以ての故に生滅有りと説く。汝は今何を計して以て轉變と爲すや、時の體と爲すや時の相と爲すや。且らく應に、^{一〇二}時の體の轉變を説くに轉變の時を以てすべからず、汝は先に自ら自體を捨てざること前位の如しと執するが故なり。亦應に時の相の轉變を言ふべからず、^{一〇三}汝は時の相に生滅有りと執するが故に前後各別なれば何んぞ轉變と名づけけん。又、若し時の體は轉變すべからずして但時の相のみ轉變有る可くんば、應に時の體を離れて別に時の相有るべし。若し體と相とは定んで一異なるも更互に依と爲りて相從ふを而も相は體に依るが故に前後は異なるも非ず體は相に依るが故に前後は一にも非ず體と相との相資するを俱に轉變と名づくと言はば、若し爾らば、則ち應に體は相に由るが故に生も有り滅も有り、相は體に由るが故に轉も無く變も無し、體にして生滅有らば則ち幻事に同じく實にも非ず常にも非ず、相にして轉變無くんば則ち空花に似て因にも非ず果にも非ず、便ち自宗を失す。亦應に

【一〇九】數論の體本有（因中有果）論を破す。

【一〇〇】眼に疾有る人なり。

【一〇一】轉變とは時分不同なるを云ふなり、今彼にして時の體を以て轉變と爲さば彼は凡て法の體は常にして前後異らずと爲すが故に何處に轉變有り時分の不同有らんや、又今、時の體を離れて別に時無し。何れの時の時分不同に依して時の體に轉變有りと認めせんや。

【一〇二】轉變にあらずして生滅無常なり。

り。又、¹⁰¹¹實の極微は應に龜の同類の果を造ること能はざるべし、汝は常と計するが故に虚空等の如し。所依の實の果は既に所有無し。能依の色等と行等の徳と業とは皆成ずることを得ず、是れ則ち都て諸根の境界無く便ち一切の所立を損壞すと爲す、是の故に應に定んで異類の因中に果無しと執すべからず。世間も亦異類の因従り能く種種の異類の果を生ずることを見るが故なり。因果の道理は最も微細爲り、定んで一異にも非ず先有無にも非ざるなり。若し其の中に於て一と執するも異と執するも先有も先無も皆正理を失ふ、所以は何ん、因果にして若一ならば因は應に果の如くにして是の果は因に非ざるべし、果も應に因の如くにして是の因は果に非ざるべし、是の如く因果は便ち雜亂を成すればなり。又、若し因果が定んで是れ一ならば即ち能生と所生との差別無からん、能生無きが故に名づけて因と爲さず、因にして既に是れ無ならば果も亦有に非ず、所生無きが故に名づけて果と爲さず、果にして既に是れ無ならば因も亦有に非ず、因果の二種は相待立するが故に、因果にして若し無くんば誰を説いてか一と爲さん、故に知る因果は定んで是れ一なるには非ず。¹⁰¹²

因果にして若し異ならば應に自因従り他果を生ずべし、彼と異なるが故に、猶自果の如し、亦應に自果は他因従りも生ずべし、彼と異なるが故に、猶自因の如し、是れ則ち一因にして應に一切の果を生ずべし、亦應に一果にして一切の因従りも生ずべし。又、應に自因従り自果を生ぜざるべし、彼と異なるが故に、猶他果の如し、亦應に自果は自因従り生ぜざるべし、彼と異なるが故に、猶他因の如し、則ち一切の因は應に果を生ぜざるべし、應に一切の果も因従り生ぜざるべし。現見には自因は唯自果のみを生じて他果を生ぜず、現見には自果は自因従り生じて他因より生ずるに非ず、故に知る因果は亦定んで異なるにも非ず。¹⁰¹³

若し因に於て先に定んで果有らば果は則ち因の如く應に更に生ぜざるべし、若し因の中に於て先に定んで果無くんば則ち非果の如く應に生ずべからざるべし、現見には因従り更に果を生ずべし、故に知る其の果は先に有無なるには非ざるなり。是の如く因果

【1011】實(Dharma)句義なり、勝論にては地・水・火・風の四實中に分折して因と果とし因は即ち極微、果はその複合物なる細果——更に塵果なりと計す。

【1012】色等は地・水・火・風等の徳とさる。行は事物の上下左右の運動を云ふ業句義に稱せらる。

【1013】業は實に依りて有なるが故に能依と所依と云ふ。
【1014】因果を正論し、一異、先有無等皆決定せざること不明す。
【1015】因果一を破す。

【1016】因果異を破す。

【1017】因中先有果を破す。
【1018】因中先無果を破す。

略して之を破するが爲の故に、復頌に曰く、

果の先に無きも亦爾り。

(十五)

論に曰く、是の如き所執も亦世間と自宗の所許とに違す、果にして先に定んで無ならば世間も自宗も皆不可なるが故なり。有が是の言を作す此の頌の義の意は總じて一切の因と果との別の執を破す、若し因と果と別にして體相有らば云何んぞ異法が能く異法を生ぜん、未だ香と味との別體の相生するを見ずと。此の説は然らず、若し體相にして異ならば因果の理は隔つ、或は相違損せば相生せざる可し、若し諸行の體相にして別なりと雖も然も相隨順して現に因果と爲る有らば、如何んぞ難じて因果にして若し異ならば香味の別なるが如し應に相生せざるべしと言はん、世間と自宗と皆父子の業果は體は異にして而も相生することを得と許す、是の故に因果は定んで異らざるに非ざるなり。是の如く説かば此れは正しく定んで因の中に果無しと説く者の論を破すと爲すなり。

食米齊者は是の如き言を作す種等は親しく芽等を生ずること能はず、但種等が彼の芽等の同類の極微を引くに由りて其れをして聚集せしむ、如如の所引の同類の極微が是の如く是の如く合して鹿果を生ずと。此の義は然らず、彼の諸の極微は鹿の麥等の種類の體相と皆差別有り云何んぞ同類ならん。又、是れ常なるが故に應に勝用無かるべし、亦常法をして用有らしむべからず、云何んぞ而も種等の力が彼の芽等の同類の極微を引くに由りて其れをして和合して鹿の芽等を生ぜしむと言はん。

又彼の外道は色等を離れて別に實果の衣瓶等の物有りと計す。此の類にして先に無ならば何の因に由りて造らん、此の果を求めんが爲に勤めて功力を加へて縷等を造作するも皆應に無用なるべし、彼は是の如き縷等は能く親因と爲つて同類の果を造るとは許さざるを以てなり。若し彼にして異類の因より異類の果を生ずと許さずんば是れ則ち鹿果は定んで應に生ぜざるべし、先に體無きが故な

【九〇】有説は因と果との別と同とについて決定の計を爲すが故に非ず。

【九一】「定んで同體なり」となすに非ず。

【九二】此下勝論の因中無果(果先無)論を破す。食米齊者とは翻譯名義大集には食米齊徒の梵語に Kanḍa (勝論の開祖)の複數 Kanḍān を充て食屑等との譯を附せり。迦那陀の徒の意にして從つて要するに勝論の徒を指すなり。勝宗十句義論釋等にも屢々出づ。水米を三本に未とするは誤なり。

作用無し理實に是の如しと。然るに解脱する時に貪等は永く滅し貪等の上に依りて假に作用を立つるも亦得べからず、無用の無は空華等の如し、而も是れ有なりと言はゞ理として成ずるを得ず、若し解脱する時に猶貪等有ること未解脱の如くならば、應に悪人と名づくべし、應に諸悪を造るべし、應に解脱せざるべし。若し爾時に貪等有りと雖も而も成就せざるが故に解脱と名づくると云はゞ既に是れ貪等は煩惱の所攝なれば應に前位の如く成就せざるに非るべし。又、此の去來の貪等にして若し有らば應に現在の如く能く作用有るべし、若し爾らば解脱者も應に諸悪を造るべし、應に悪人と名づくべし。又、此の去來の貪等の煩惱にして若し作用有らば應に現在と名づくべし、若し作用無くんば應に空華に似るべし、云何んぞ而も體有りて用無しと言はん、是の故に智者は應に過去未來の現に實體有るを信受すべからず。

復次に、未生にして已有なるは世の共知に違す、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

若し果の先に有なるを執せば

宮舎を造る嚴具

柱等は則ち唐捐ならん。

論に曰く、若し宮舎等の色等の諸行にして未生の位に於て已に體有らば、世間の現見に彼の物を造らんが爲に勤めて功力を加ふるは則ち虚棄爲らん。諸の有が或は先に體有りと雖も而も未だ用有らず、先に隱體有るも未だ顯相有らず、先に能有りと雖も而も未だ體有らず、用有らしめ及び體を顯はさんが爲の故に勤めて功力を加ふるも亦唐捐ならずと言はゞ、此れも亦然らず、用と顯相と體とは體と隱と能と相離れざるが故に皆應に先に有なるべし、已に前に説けるが如く、是の如き邪執は世間相違なり。又、一切の法にして皆先に有ならば、衆苦を脱せんが爲に教を設け生を度す是の如き等の事は皆成立せず、此れは則ち亦自宗と相違す。

復次に、果の先に有るを執する者の過を説くに因りて先に果無きの執の其の過は了し易ければ、

【六】 解脱者に猶貪等有りとするの失。

【六】 未生にして已有なるは世の共知に反す。(果先有論破)

【七】 有部・數論等を指す。

【八】 果先有論の過に類して果先無論を破す。

時を後に望め前に望めて因果と爲すを許すを以ての故なり。若し聲等は因果の位は別にして而も體は一なりと言はゞ是れ則ち相違す、體が一にして時が異なることは理に應ぜざるが故なり、時分に於て同じからずんば體は必らず異なるが故なり。時は別有り、雖も體は異無くんば是れ則ち説いて無常と爲すべからず。又、一の體の法は一時の中に於て決定して隱と顯との二義有ること無し、既に隱と顯との時に差別有りと許さば、是れ則ち分明に所依の體にも亦差別有ることを許すなり。是の故に説いて聲等の分位の差別に因果を建立するも其の體は異なること無しと言ふ可からず。

復次に、現に常有と説く論には違宗の過有り、示さんと欲するが爲の故に、復頭に曰く、應に勤むるに非ずして解脱せば

解脱には去來無かるべし。

論に曰く、若し能く永く諸の煩惱の縛を斷じ無倒聖見ならば未來は現に有り、應に現在の如く能く煩惱を斷じて能く涅槃を證すべし、是れ則ち一切功用に由らずして本從り已來自然に解脱す、便ち自宗の要らず勤めて方便し修して聖道を生じ方に解脱を得といふに違す。若し道を修して解脱を得と許さば則ち應に過去未來有ること無かるべし。煩惱の縛及び所招の苦有りて而も解脱を得るは正理に應ぜざればなり。若し解脱する者に煩惱の苦無くんば、則ち自宗の去來有りと説くに違す。又、頌を説いて曰く、

或は去來有りと許さば

貪は應に貪者を離るべし。

(十四)

論に曰く、前理の通る所定んで去來無し。或は彼にして愚を守つて確く執して有と爲さば、假に其の執を縱す、故に或の言を置くなり。解脱を得る時に去來二世の貪等にして若し有り、解脱位に在りては貪等無くんば、應に所依を離れて而も貪等有るべし、世間は未だ所煮の物無くして而も煮等有ることを見ず、此れも亦應に爾るべし。豈諸行が是の如く生ずる時實に作用及び作用者無からざらんや、但假に二種の差別を安立す、故に契經に言はく、唯諸法のみ有り唯因果のみ有りて都て

【八九】 復び有部等の常有論の違宗の過を指摘す。

【九〇】 先に未來有りと縱（ユル）して之を破す。

【九一】 能く諸の煩惱の縛を斷じ無倒聖見なること未來に於て可能ならば。

【九二】 主として過去有りと縱して之を破す。

【九三】 去來の二世にして現の如く有ならば去來の貪等も亦現に有なるべし。然るに解脱位に於ては解脱者に貪等無く、即ち解脱者のみ有りて貪者無し、貪者無きに貪有らば食は所依を離れて而も有るべし、何んぞ然らんや。

【九四】 無きも唯假りに用及用者二種の差別を立するのみ。

論に曰く、性は恒有に非ざるが故に無常と名づく、一切は無常ならば定んで生滅有り、生を名づけて初と爲し滅を名づけて後と爲す、初有り後有るは是れ無常の義なり。若し果性は一切時に有にして初無く後無しと執せば豈は是れ無常ならんや。彼の經に復言ふ、生滅有る者は世の共知なるを以て龜の無常相なり、三世を示現するは細の無常の理なり、世間は現に緣従り生ずる所の内外の諸行は初に生じ後に滅するを見て、念念に生滅して無常なるを知らず、故に初後生滅を以て因と爲し燈光を用つて同法喩と爲し彼が念念に皆生滅有り本無にして而も有り有り已つて還た無く、一切時に恒に果性有るに非ざることを顯はす。

恒有論者の過去未來の諸行は常に有にして生無く滅無く現在の諸行の生滅も亦無しとは便ち自經の無常の義を説くに違す。若し諸行の體は恒有なりと雖も而も無常の相が恒に共に相應するを無常と名づくと言はゞ此れも亦然らず、前に已に略して非したり、後に當に廣く破すべし。此の頃の義の中にては正しく異部を破し兼ねて數論の二種の異説を破す、謂く隱と體と能とは復恒に有なりと雖も而も顯と相と體とは或は有り或は無し。隱と體と能とに就いて果の先有を説き、顯と相と體とに據りて説いて無常と爲すなり。果にして若し無常ならば則ち先有に非ず、諸の無常なるものは定んで初後有るを以てなり、初に生じ後に滅するが是れ無常の義なればなり。隱と體と功能とは既に初後も無く生も無く滅も無し豈は是れ無常ならんや。即ち此の義を以ても亦應に果に非ざるべし、相離れずして、救ふも還前破に同じ。又、彼が説いて言はく、聲等と樂等とは種種の分位の差別有り、雖も然も其の因果は皆相離せず、同じく一體に依りて而して建立するが故なりと。此の意にして若し聲等の自性は前後に異無くして因と果とは相離せずと言ふと説かば即ち所詮無し、聲等は前念を因と爲して能く後念の等流果を生ずと許すを以ての故なり。若し聲等の因果の位は一なりと説かば、是れ即ち因果は應に差別無かるべし、或は聲等は因位に果有りと言はゞ亦違諍無し、一

【八一】 有部等の法體恒有論者の所説を駁す。

【八二】 本品中。

【八三】 破有爲相品中。

【八四】 隱・體・功能等にして本有にして初・後、生・滅無くんば常に於て緣生に非ず何んぞ果と云ふ可けん、然らば果の先有は成ぜざるべし、又、先有を先に許さば隱等と顯等とは不相離故、前者にして常ならば後者も亦常なるべし、即ち果に非ず、又後者の無常を許さば無常なるものは先有に非ず、いづれも救は成立せず、尙此等の破に就いては第十二偈の釋論を見よ。

【八五】 救を明本は故とす。

【八六】 數論の説なり。

【八七】 樂・苦・癢の三徳なり、數論に於て一切法は三徳を體となす。

を成ぜんが爲に勤修加行すれば空しく果無きにせずと。此の三を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

若し少にても所爲有らば

果は則ち先に有なるには非ず。

(十二)

論に曰く、若し先に用無きを加行して生ぜしめ、先に未だ顯はるゝこと有らざるを方便して有らしめ、先に未だ體有らざるを體有らしめば、則ち應に果は先に是れ有にして、用と顯と及び體とは加行に由りて成じて名づけて果と爲すべしとは言ふべからず、體と隱と功能とは本來有なるが故に應に果と名づくべからず。又、用と顯と體と體と隱と能とは相離れざるが故に體と隱と功能とは應に用等と同じく本無にして今有なるべくんば、是れ則ち一切は皆緣従り生ずれば汝等は應に果は先に有なりと説くべからず。或は用と顯と體とは應に體等と同じく本來是れ有ならば則ち應に一切は皆緣従り生ぜざるべく皆果と名づけず、汝等未來有りと執する論者は便ち果を誇することを爲すなり、常有は果に非ず相離れざるが故なり。又、若し汝等にして矯めて方便を設け是の如き言を作し法は先に有なりと雖も然も因に由るが故に少しく異相を起すを説いて果と名づけば、但此の異相のみ因に由る所成なれば名づけて果と爲す可く、體は既に本有なれば應に果と名づくべからず。然も此の異相は本無にして今有なり、如何んぞ汝等果は先に有なりと言はん。若し汝にして復相は今起ると雖も然も體を離れず、體は先に有なるが故に亦果相も是れ先有と説くと言はゞ相と體と既に一なれば俱に應に本有なるべし、因は則ち用無し、便ち因を誇する外道の過失に同じ。

復次に、若し果性は一切時に有なりと執せば便ち經の諸行は無常なりと説くに違す。所以は何ん、故に次に頌に曰く、

諸行にして既に無常ならば

果は則ち恒有に非ず。

世は共に非常なりと許す。

(十三)

【六】頌を説いて一括して上の三説を破す。

【七】外の方便して教説をなすを破す。

【八】果性が一切時に有なりとするの説を破す。

(即ち常有論及び因中有果又は果先有論の破なり)

【九】本頌中に正しく有部等の異部を破し兼ねて數論の二異計を破す。以下釋に於ても順次に破す。

通を得る者は皆應に無礙むゐに等しく一切の過去未來を見るべし、是れ則ち如來の所知は無量にして餘の二乗等の所知は有量なる此等の差別は一切應に無かるべし。是の故に去來は現に有に非ずと雖も而も會當に有りて因果同じからず展轉えんてん相續して時分は別に定まる。是れに由りて會當の有が方便と爲りて或は久修智見の猛利まうりにして復種姓の法爾の殊勝に由り前後際を極めて展轉相續し其の所欲の如く皆能く照知する有り、或は習性が此れと相違し其の所應に隨つて但少分のみに知る有り、此れは去來は現に性有るに非ずして但通を得る者の自の因緣力いんげんりきの勝劣不同なれば方便作意に差別有ることとを顯はすが故なり。自心が會當の有法を變へ似すれども體相は同じからず遠近異有り、此れに依りて過去未來の時劫じきの不同と通力の勝劣と有り立つ、實に過去未來有り之を緣じて通を起して遠近を照知すと謂ふに非ず。

未來の法等の先に體性有ることを破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、
未作法にして若し有ならば 修戒等は 唐捐たうけんならん。

論に曰く、若し未來に在りて未作の福行が先に已に有ならば現在に加行けぎやうして施戒せかい等を修するは則ち唐捐たうけんと爲らん。又、若し未來先に法有らば 非法も亦有にして斷壞だんわいす可からざるべし、惡戒を捨せんが爲に勤修きんしゆ加行けぎやうするも徒らに自ら身を苦しめて都て所益無し。是の如く未來有りと執する論者の諸有の所爲は皆空しくして果無し、是の故に應に是の如き惡見を捨て、未來は先に性有るに非ざることを受すべし。復次に、未來の有を執する小乘人は言はく諸行は未來に先に性有りと雖も然も猶未だ取果の功能有らず取果の功能を引起せんと欲するが爲に勤修きんしゆ加行けぎやうすれば空しく果無きには不すと。數論外道も亦是の言を作す、自性の中に於て種種の諸法の自體有りと雖も而も相は猶隱る。彼の法相をして顯現せしめんと欲するが爲に勤修加行すれば空しく果無きには不すと。即ち彼の果論のもの復是の言を作す、自性の中に於て種種の諸法の功能有りと雖も而も未だ體有らず、其の體

【七】 過去未來の遠近の正説。

【七】 未來の法等の先に體性有ることを破す。

【七】 唐捐、空しくすつ、無益、無駄の意。

【七】 惡不善の法なり。

【七】 小乗徒の有性無用説。

【七】 數論外道の有體無相論（因中有果論）

【七】 數論異計の有功能無體説。

應に知るべし二通は會當の有を見る、既に現が是れ無ならば無は差別無し、通力の所見の分限は應に無なるべし、是れ則ち異生と三乘の聖衆と去・來世を知る劫數は應に同じなるべし。汝にして去・來は皆現にして有なりと執せば亦此の過に同じ。故に次に頌に曰く、

若し去來は有なりと見れば

如何んぞ無を見ざる。

論に曰く、去・來も亦有ならば無量の因果展轉隔絶して中間は有に非ざるが故に説いて無と爲す。

又、汝も亦過去未來は取果等の種々の作用無しと説く。過去未來にして既に有ならば有と無との二義差別す、何が故に二通は唯其の有のみを見て而も無を見ざるや。若し無を見ずんば諸の通を得る者は應に過去未來は爾所劫を経て空しく佛有ること無し爾所劫の中には空しく物等無しと照見すべからず、是の故に應に唯其の有のみを見るべからず。去來は現に無にして會當には是れ有なり、現に無きを以ての故に現在に同じからず會當には有なるが故に境の差別を爲す。若し現に無きに同じくば則ち遠と近との時の差別なる者無し、汝、去來は俱に是れ現に有にして同じく一世に有りと執せば應に現在の如く遠と近との時分の差別有ること無かるべし、是れ則ち諸通は應に去來遠近時劫の差別を照すること能はざるべし。過失は既に同じ、何んぞ難と爲すことを得ん。若し去來は現有に同じと雖も然も、行に由りて世時に前後遠近の差別有り、故に異生等は近を見、遠に非ず、無は遠近無ければ其の過は同じからずと言はば、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

既に現に去來有らば

應に説いて遠と爲さざるべし。

(十一)

論に曰く、過去未來既に同じく現有ならば、應に現在の如く是れ近にして遠に非ず、若し去來は現に體有りと雖も而も用無きが故に説いて遠と爲すと言はば、此れも亦然らず、用は體を離れざれば、過は前説に同じ。又、此の意の言はく去來の色等は既に同じく現有にして同じく一世なるが故に應に現在の如く前後遠近の差別有ること無かるべし。過去未來にして既に遠近無くんば、諸の

【三】會當は現に對す、現が無ならば會當如何んが有ならん。凡て無なり。

【四】外の論主の説を實無と誤解しての論難に對し、論主は彼の實有の執も同じく此の過を成ずと抑へ、次に因縁假有の去來について頌を説いて正説す。

【五】かくして論主は先の外の難「若し去來世にして實に有に非ずんば宿住と死生との通は何の所見有らん」と云ふに答ふ、又頌の意なり。

【六】以下先の論主の言「汝にして去・來は皆現にして有なりと執せば亦此の過に同じ」と云ふを釋す。

【七】若し現に無きに同じく會當にも無くばの意ならん。

【八】外の、去來が現有に同じと執しつゝ前後遠近の差別有りと救はんとするを破す。

【九】經過、通行の意、或は歩行の意。

【七】用の三本及宮は同に作る。

の前に於て應に未だ體有らざるべし。頌に生じ已つて復應に生ずべしと言ふは過門を説くを以て異法喻を顯はすなり、謂く有爲の行は先に性有るに非ず、緣従り生ずるが故に取果の用の如し、諸の先に有る者は緣従り生ぜず已に生ぜざる法の如し。

若し汝にして復我は諸行は本體有りて因縁を待たずと雖も然も取果の用は本無にして而も因縁を待つ有りと言はば、此れも亦然らず、自果を取るの用は體を離れざるが故に、應に其の體の如く亦先に性有るべければなり。或は諸行の體は用を離れざるが故に、應に其の用の如く先に性有るに非ざるべし。汝等が所執の本有の諸行は頑鉄錠の如く都て勝用無くして因果の道理皆相應せず。常性有らば常に變ずること無きを以ての故に、常有を執する論は多くの過失有り、謂く世間に違す、世間の一切の共知する因果の理を誹謗するが故に、又自宗に違す、一切の諸因諸縁の果を生ずる理を誹謗するが故なり。又、自言に違す、法は本有なりと立つるも緣従り生ずるが故なり。又比量に違す、取果の用の如く常有に非ざるが故なり。又、現量に違す、現見するに色等は常有に非ざるが故なり。多の過有るに由りて應に此の見を捨すべし、應に知るべし去來は現在を離れて別に實性有るに非ず、世の所攝の故に、現在世の如し、但現在に心が異相を變ずるに依りて假に有と施設するのみ。現在も亦勝義論の有に非ず、緣従り生ずるが故に、幻事等の如し。又、三世の行は皆相待立す、長短等の如し、何んぞ實性有らん。

又、一切の行は皆悉く無常にして生有り滅有り有に非ず無に非ず、若し定んでは是れ無ならば兎角等の如く應に定んで生ぜざるべし、若し定んでは是れ有ならば所執の空の如く應に定んで滅せざるべし、若し生滅無くんば龜毛等の如く豈是れ無常ならんや、誰の有智の人か一切の行は皆生滅有りと知りて而も常有と言はん、行に依りて世を立つれば世は豈是れ眞ならんや。現在すら尙眞に非ず去來何んぞ實有らんや。若し去來世にして實に有に非ずんば、宿住と死生との通は何の所見ならん。

【五七】(宗)有爲の法は先に性有るに非ず。

【因】緣従り生ずるが故に。

【同喻】諸の緣従り生ずるものは先に性有るに非ず。取果の用の如し。

【異喻】諸の先に有る者は緣従り生ぜず、已生の法の如し。

【五八】諸行の體は本有にして因縁を待たざれど用は本無にして因縁を待つと云ふを破す。

【五九】結して常有の執を可破し過失五を數ふ。

【六〇】三世を實説す、凡て實性無しと説く。

【六一】以下の外の論難は論主が三世は實有に非ず(因縁假有なり)と云ふを自らの實有に對して實無と云ふなりと誤解して之を提出せるなり。

【六二】三明中の宿住智證明、死生智證明の二なり(俱舍論卷二十七)。

六通の中には宿命通と天眼通とに當る。

て但現在に依る五三會當の假立のみ、故に現在に現に無常を見るに由りて假に去來會當の生滅を立つるなり、去來五三の無常は現在に依るが故に現在の無常は去來世に勝るなり。有情をして去來世の現見ならざる法すら尙是れ無常なり、何に況んや現在をや現に身と俱にして現に生滅を見て而も無常に非ざらんやと知らしめんと欲するなり。是れに由りて契經かぎきやうに是の如き説を作す、現在世の法は現に無常有り過去未來は會當に生滅す、是の故に有情は三世の事に於て當に無常を觀すべく應に深く厭あきら離すべしと。

諸行は本無にして而も生じ先に定まれる體無きことを顯はさんが爲の故に復頌に曰く、
若し後に生ぜる諸行にして

定性有りと説く人は

先に已に定まれる體有らば
應に是れ邪執に非ざるべし。

(九)

論に曰く、外道有り邪執を起して諸行は本來決定して相屬し轉變の時分にも改易すべからず、期願くわん及以人功じんこうに由らずと言ふが如く、汝等も亦應に彼が所見と同じなるべし、所以は何ん、因果安立の差別は本來相屬して廻轉くわんす可からずと説くに由りてなり。未來の諸法は四事決定す、謂はゆる因と果と所依と所緣となり、本の定相ぢやうさうの如く而も後に生ずるが故なり。若し爾らば應に因緣を待つて生ずべからず、既に因緣生ならば云何んぞ本有ならん。

未來の諸行にして體有らば因緣は用無きことを顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

若し法にして因緣生ならば

即ち先に體有るに非ず

先に有りて而も生ぜば

生じ已つて復應に生ずべし。

(十)

論に曰く、諸行にして本有ほんゆうならば生と相違す、法の已に生ぜしが如きは復生ぜざるが故なり。無常の諸行にして若し生無くんば因緣に遇ふと雖も亦變易へんやくすること無くして、則ち應に退いて無常の行性を失ふべし、無生なるを以ての故に、譬へば空花くうかうの如し。若し生有らば取果しゆくくわの用の如し、生位

【五三】 會當、過去・未來と同じ、但し過去・未來と云ふ時は一般的名詞として用ひ、會當と云ふ時は時間的意味を強めたる副詞的名辭として用ふ。以下同じ。

【五四】 諸行は本無今有にして先に定まれる體無きことを顯はす。

【五五】 説有定性人を體本には説有定性とす、今は大正藏に従ふ。定性有りと説く人とは梵本及び藏譯によれば決定論者又は運命論者の義なり。

【五六】 先有而生者を體本には先有生者生とす今は前者(大正藏)に従ふ。

きが故に應に空花に似て無常性に非ざるべし、汝も亦空花に異相の有と及び無常とを許さず、現在にして若し爾らば即ち自宗と及び契經の説とに違ふ。若し汝復三世の體相は別異無しと雖も然も諸行を觀るに應位差別して覺慧を開發するが故に一法に於て自心に分別して分位を安立す、此れに由りて自心安立の分位に差別有るが故に此の一法を説いて以て無常と爲すと云はば、此れも亦然らず、自心の分別の所見の境界は即ち是れ自心なり、但衆縁に隨つてのみ諸行の種が熟し自心が種々の分位を變作するなり、自心の所變は實體相無し何んぞ精勤を爲して異法を安立せん、但應に諸法唯心を信受すべし。又、覺慧等の諸の心心法は隨つて實有の諸法の轉變に非ず、但申習に隨つて種子及び心の所現を成熟し衆縁の勢力が變じて種種の境界の差別を生ずるなり、故に外道等は其の自心に隨つて變じて種々の諸法の性相を生ず、若し法の性相にして是れ實有ならば豈是の如く心に隨つて轉變すべけんや。諸の有智者は彼の所執の現在の實法の生有ることを許すべからず、必らず去來の二世従りせざるを以て更に第三の従つて生ずべき無きが故なり。滅は必らず生に従ふ、生は既に有に非ずんば滅も亦定んで無なり、必らず去來の二世に往かざるを以て更に第三の彼に往く可き無きが故なり。是の如く理を以て推檢するに汝が宗の三世の無常は都て見るべからず、何れの現在の殊勝の無常有りて而も契經に何んぞ況んや現在をやと言はんや。汝一法が諸位を経歴すと立てて生等に隨つて變易無しと雖も、相及び所依が前後異なること無くんば何の改轉有つてか而も無常と説かん。亦三世に隨つて位に差別有るが故に説いて無常と爲すと云ふべからず、體にして既に變無くんば位が如何んぞ別ならん、位と體と若し異にして位が自ら無常ならば體は應に常住なること虚空等の如くなるべし。是の故に三世は但だ世俗に有るのみ、中に於て都て一法の眞實も無し。然るに是の如き世俗法の中に於て現在の諸行の所有の生滅は身と俱なるに由り世間は現に見る、是の故に現在の無常の義勝る、是に依りて假りに去來の無常を立つるなり、彼の去來は別に體有ること無きを以

【四四】三世の體相は別異無きも自心安立の分位の差別により無常と爲すとの説を破す。

【四五】諸法唯心を信受すべし。

【四六】串も習ふ。慣るの意なり。

【四七】無を明本は有とす。必を明本は不とす。

【四八】汝が宗の三世の無常は見るべからずと結す。

【四九】三世の實義を示して世俗の假立のみと結す。

【五〇】論主の宗は過未無體と説く。

又、汝が宗に説く未來には生有り現在には滅有り過去には一無しと、云何んぞ今は異説を作さんや。
 又、^{四一}現在世にも亦實體の前世從り來りて後世に轉入するもの無し、如何んぞ此れに依りて生滅を
 建立せん、既に生滅無し豈是れ無常ならんや。所以は何ん、故に次に頌に曰く、

現在世の無常は

過去等に由るには非ず

斯の二の所趣を除いて

更に第三有ること無し。

(八)

論に曰く、現在世の法は前世より來るに非ず後世に往かず、云何んぞ無常ならん。汝は説く現在
 は餘世に由るが故に異相と轉成するを説いて無常と爲すと、餘世とは謂く去・來なり、異相とは謂
 く生滅なり、現在は餘世に轉成す可からず亦復餘世を轉成す可からず、云何んぞ現在に生滅を建立
 せん。頌に過去等に由るに非ずと言ふは未來を等取す、現在世の法は未來にも往かず過去從りする
 にも非ざること汝が宗は自ら許す。然るに過去世は現の所往に非ず世が別なるを以ての故なり、譬
 へば未來の如し、其の未來世は現の所從に非ず世が別なるを以ての故なり、猶過去の如し、既に餘
 世の往來轉變無くんば云何んぞ現在の生滅が無常ならん。若し現在は過去從り來り未來世に往くと
 説くも亦此破に同じ。故に契經に説く有爲の諸法は前際より來るにも非ず後際にも往かず、故に此
 執を破する其の理は決定して聖教に順するが故なり。

又、現在の法にして若し餘世より來り餘世に往かば應に往來する時に前相を捨てず餘相を成ぜざ
 るべし。世間は現に 提婆達多が餘方より往來して相は異なること無きを見るが故に、是の如く三世
 の位は別なりと許すと雖も相は異なること無きが故に便ち雜亂と成る、位と相とは若しくは一若しく
 は異なるに由りて皆過失有りて免る可からざるが故に、汝等が宗とする所は往來論者も亦忍許せず、
 世相が雜亂すればなり。是の故に汝今此の如く往來生滅を安立するも救の義を成ぜざるなり。是の
 如く現在は往來すと許すと雖も其の無常の性も亦成立せざるなり、往來の時に於て相が異なること無

【四一】 現在世にも生滅は建立すべからず無常何んぞ有らんと結んで更に廣く釋す。

【四二】 現在の法にして餘世に往來せば三世の位は別なりと許すも相は不異なるが故に三世は雜亂となる。

【四三】 提婆達多 (Devadatta) 太郎と云はんが如し、人名の最も一般的なるもの。

きが故なり。汝が宗に自ら執す生は未來に在り過去と現在とは都て生の用無しと云何んぞ今過去は生有りと説かん。汝にして過と現とは已に緣從り生ずと執せば更に緣を籍らず生如何んぞ有らん。若し過去は定んで生有りと執せば生は必らず滅に歸す。一向記なるが故に、現未の如し、故に復應に滅有るべし、世間も亦未來の諸法は緣を籍りて生ず可く過・現世には非ずと許せばなり。又、過去世は現・未に非ざるが故に、應に空等の如く定んで生有ること無かるべし。是の故に能相と及び所相との法は應に帝釋并びに恒策迦が一時に並びに常無常の火に入るが如くなるべし、位は體の如く體は位の如くなるを以ての故なり。復次に「過去未來の色等すら尙是れ無常なり何に況んや現在をや」と説くが如き汝等は是の如き經文を誦すと雖も而も義を知らざるなり、所以は何ん、汝は一法が三世に往來するも體は生滅無し云何んぞ無常ならんと執せばなり。又、汝が所執の現在の法體は即ち是れ去來す、云何んぞ相況せん、一法にして自ら比況と爲る可からず、世間には是の如き事を見ざるが故なり。亦體は異なること無しと雖も位は差別するが故に比況と爲ることを得とも言ふ可からず、所以は何ん、位にして若し即ち體ならば體は異なること無きが故に位も亦別無し、位にして若し體を離れ位が無常なる可くんば體は應に常住なるべし。又、體は位の如く、世の所攝なるが故に是れ有爲なり、故に應に差別有るべし。又、汝が所執の三世は實有にして相因待せずんば皆生等の有爲の相と合するも前後異なること無し、現在の無常は何の勝相有つて彼の去來に異りて而も過去未來の色等すら尙是れ無常なり、何に況んや現在をやと説かん。若し諸法は前後の位が別にして三時に轉變するが故に是れ無常なり、未來は前に居して生無く滅有り、過去は後に居して滅無く生有り、現在の中に居して生有り滅有り、過と未とは各一なるすら尙是れ無常なり、何に況んや現在には具に二種有りて而も無常に非ざらんやと言はば此れも亦然らず、未來は生無くんば應に空等の如くなるべし、云何んが滅有らん、過去は生有らば應に現在の如くなるべし云何んぞ滅無からん。

【三】 四記(四答)の一。

若し一切有情皆當に死すべしや否やと問ふらば應に一向に記すべし、一切有情皆當に定んで死すべしと俱舍論十九。

【三】 帝釋は所相の常の法體にして恒策迦は能相の無常の相なりと喻ふ。

【三】 大正藏は恒に作る、三本は恒なり。橋戸迦(Kranika)と同語、帝釋の姓なり。

【三】 經文によりて三世の法體實有を破す。

【三】 現在の法體が去來して過未とも成らば現在の法體の他に過未の法體無し、云何んぞ過未の色等すら尙是れ無常なり、何に況んや現在をやと相況せん。

【三】 三世の所攝の意か或は世間の所攝(共知)の意か。

【三】 三世實有にして因待せざるの失。

【三】 位の差別によりて無常を建立するを破す。

【三】 未來に生無しと云ふを破す。

【三】 過去に滅無しと云ふを破す。

復次に、往來論者は是の如き言を作す、我が宗に善くせずして妄に此の過を説くなり、所以は何ん、我が宗の中に説く諸行の四相は展轉して相依り三世に往來して相捨離せず、生等の合するに由るが故に無常と成るも、法性は壞せざるが故に恒有と説くなり、是の故に恒有は無常を廢せずして契經に符順し正理に稱當するなりと。此れは前に已に破したり、體にして既に恒有ならば應に太虚の如く生等が合するに非ざるべし。又、能く色等の諸行を生ずるを以て説いて生相と爲す、是の如く能く諸行を生ずる作用は未來には未だ有ならず、要らず因縁和合の資助を籍りて然る後に方に有るなり。若し然らずんば因縁和合は便ち無用と成らん、若し生の用は本無にして今有、有にして已に還無しと許さば則ち一切の行は同じく有爲なるが故に皆亦應に爾るべし、云何んぞ而も體は恒有なりと雖も而も是れ無常なりと説かん。往來論者は是の如き所説の過失を避けんが爲に復是の言を作す、若し色等の行が生等と合して此の過有らば今有爲法は三世に往來して世の壞相有り應に是れ無常なるべし、壞滅の相は是れ無常なるを以ての故なり、世間は共に一切の無常は滅壞を相と爲すと許す、謂く有爲法は未來世に壞して現在に入り、現在世に壞して過去に入るなりと、若し爾らば頌に曰く、

若し未來にして生無きも

過去は既に壞すること無ければ

何んぞ常と爲すと謂はざる。

(七)

論に曰く、過去世の體は最も後に居るが故に更に餘世の轉入せしむ可きもの無し、既に自位を守りて恆に壞滅無ければ應に空等の如く體は無常に非ざるべし、是の如くんば便ち契經の所説に違す、若し過去は恆有にして體は更に滅壞無しと雖も而も現在従り壞して已に轉入するが故に生有ることを得、生滅の二種は是れ無常の相なり、具と不具とに隨つて並びに無常を表はす、去來は各一にして現在に二を具す、是の故に三世は皆是れ無常なりと言はば、此れは理に應ぜず、生有ること無

【三】 往來論者の説を破す。

彼は有爲の四相を説くことに依りて法體恒有と無常の義とを俱に救はんとなす。

【三】 生・住・異・滅の 有爲の四相なり。

【四】 以下法體常有と無常とを俱に破す。

【五】 往來論者の救説

有爲法が三世に往來し壞相を以て無常と成ると。

【六】 破す。

【七】 明本に無となす。

【八】 更に救をなす。

【九】 生滅の二種悉くを具するも具せざるも並に無常なりと。

【一〇】 救を破す。

り、是の故に所執の過去は成ぜず。過去を破するが如く未來も亦爾り。未來にして若し未來ならば如何んぞ未來を成ぜん、未來にして未來ならずんば如何んぞ未來を成ぜん、總と別とにて難を徵するに皆前説に同じ。

(一七) 復次に、未來世の法は業縁を籍りて已に生有りと爲さんや、未だ生有らざるや、若し爾らば何の過ぞ、若し業縁を籍りて已に生有らば其の理成ぜず、故に次に頌に曰く、

未來にして若し生有らば

如何んぞ現在に非ざる。

論に曰く、若し未來の法にして縁従り生じ及び體性有らば應に現在と名づくべし、性及び生有るは是れ現在の相なり、現在を離れて而も了知すべきに非ればなり。言は方便して現在を成ぜしむと雖も而も意は正しく未來有ることを破せんが爲なり。又、未來は現在に非ざることを顯はすが故に應に過去の如く決定して生無かるべし。若し未來は未だ生有らずと言ふも理として亦成ぜず、故に次に頌に曰く、

未來にして若し生無くんば

如何んぞ常住に非ざる。

(一八)

論に曰く、若し未來の法にして未だ縁従り生ぜずして而も體性有らば、生無きを以ての故に虚空等の如く體は應に常住なるべし。此れも亦方便して常住を成ぜしむるも而も意は正しく未來有ることを破せんが爲なり。是の如く難を徵するに過去未來の體にして若し實有ならば滅無く生無く應に空等の如く無常性を失ふべし、便ち經の去來は無常なりと説くに違ず。『過去未來の色等すら尙是れ無常なり、何に況んや現在をや』と説くが如し。是の故に過去未來の諸法は並びに實有に非ず、現在と無爲との攝せざる所なるが故に、龜毛等の如し。説いて世の所攝なるが故に應に現在の體の如く是れ實有なるべしと言ふべからず、現在は唯是れ實有なるのみに非ず、故に同喩は成ぜず、因は或は不定、或は相違するが故なり。

【一五】 未だ生ぜず、有となすべからず故に未來は無し。

【一六】 現在或は過去なるべし。

【一七】 未來世を破す。

【一八】 生有りとするを破す。

【一九】 生無しと云ふを破す。

【二〇】 過・未の體にして實有ならば無常性を失ふて經説に違すと結破す。

【二一】 (宗) 過去未來の體は是れ實有なるべし。

【二二】 (因) 世の所攝なるが故に。

(喩) 現在の體の如し。

現在は唯に實有なるのみに非ず、假有なり無なり、故に種々の過有り。

有なること無きが故なり。又、過去せる者を名づけて已滅いめつと爲す、若し過去世も亦過去せる者ならば是れ則ち過去も亦應に已滅なるべし、若し過去世も亦已滅ならば如何んぞ汝今過去有りしふと執せん、彼の未來と現在とが已に滅せば未來現在世と名づけざるが如きが故なり。若し正理に依らば應に是の如くに説くべし、過去世の言は別の實義無し、實有を簡去する差別の名相にして、世俗に依止して假に名相を立て、總じて過去と説く、別の義有るに非ざるなり。若し汝が意にして飲油せんゆと名づくるは飲油せずと雖も而も假名にして説き世間も共に別に一事を目すと許すが如く此の過去の言も亦復是の如く總相を簡んで別に一類の過去の義を詮はずと謂ふも理として亦然らず、故に次に頌に曰く、

過去にして過去ならずんば
如何んが過去を成ぜん。

(五)

論に曰く、若し過去の法の一切の體相にして悉く過去に非ずんば如何んぞ汝今執して過去と爲さん、汝は過去の色等の諸法の體は闕くること無しと説くが故なり。又、過去せる者を名づけて已滅と爲す、若し過去世にして過去せる者ならずんば是れ則ち過去の體は已滅に非ざるなり、若し過去の體にして已滅に非ずんば如何んぞ汝今執して過去と爲さん、彼の未來世及び現在世の如きは自體が滅せずんば過去に非ざるが故なり。豈前に説かずや世の假名の如く總相を簡んで別に一物を詮はず、過去世の法は其の體は在りしんと雖も、取果の用は無きが故に過去と名づくるなり。汝此の用は即ち所依の體なりと説かば、如何んぞ體は在りて而も用が滅無せん。若し體と用と相隨逐せずんば、應に別物の如く體用を成ぜざるべし。又、但用のみの滅するを説いて過去と名づくるは唯汝獨り立つのみにして世の共知するところに非ざるなり、云何んぞ飲油を引いて喩と爲すを得んや、世間の共許は推徴すべからざれども獨のみの所立は應に詰問すべきが故なり。

若し諸法は其の體は常有なりと説かば三世は成ぜず、唯現在の實有の體の上に於てのみ假に名を立つるが故なり。現在の實有の體の上に於て假に二名を立つれば即ち現體を失ふには非ざるなり。

【一】 正理に依りて説く。

【二】 別相に依りて過去世を立つるを破す。

【三】 法體恒有と立つれば三世は成ぜざるを證す。

【四】 大正藏には三名とす。今は三本及宮本に従ふ、過去と未來との二名なり。三名とするも義に礙なし。

し、是れ則ち一切は本無にして而も生じ有にして已に還滅す。應に前の過と同じかるべし、謂く即ち退失を常有宗と説くなり。若し其の用は或は有なるも或は無なるも法體は常に存するが故に此の失無しと言ふも亦理に應ぜず、故に次に頌に曰く、

若し體にして恒に無に非ずんば

何爲れぞ常住ならざる

(四)

論に曰く、恒に有なるを常と名づく、色等の諸法の體は既に恒に有なり云何んぞ常に非るや。設し有爲の體は皆常なりと許さば經の諸行は無常なりと説くに違ふ。若し諸行の體は恒に有なりと雖も有爲の相と合するが故に是れ無常なりと言はば此れも亦然らず、體が既に常に有ならば彼と相合するも復何の成ずる所ぞ。豈自果を取る用を成ずること能はざらんや、用は體を離れずんば體も亦應に成ずべし。若し用は成ず須くして體は成ぜずんば用は生滅すべきも體は應に是れ常なるべし。若し色等の體は常にして用は無常ならば即ち虚空等の體と用とは應に無常なるべし。又、若し體は常にして用は無常なるが故に亦此の體をして無常を成ぜしめば、用は無常なりと雖も體の常なるに由るが故に、即ち此の用をして應に亦是れ常なるべからしめん。又、此の體と用とは應に別諦の攝なるべし、常と無常との義は異なるを以ての故なり。又、若し色等の體は縁を籍らずして而も有爲の諸相と合せば太虚空等の體も亦應に然るべし、彼にして既に然らず此のみ云何んぞ兩らん。

復次に、過去世の言は別相を簡んで總じて一切の過去の義を證はすと爲さんや、總相を簡んで別して一類の過去の義を證はすと爲さんや。若し兩らば何の失ぞ。若し別相を簡んで總じて一切の過去の義を證はさば其の理は成ぜず、故に次に頌に曰く、

過去にして若し過去ならば

如何んぞ過去を成ぜん。

論に曰く、若し過去の法の一切の體相にして悉く皆過去ならば是れ則ち一切都て所有無し、如何んぞ汝過去は是れ有なりと説かん、是の體相に依りて汝が意にして説いて過去は有なりと爲すも亦

【八】用は有なるも或は無なるも法體は恒に存すとすの說を破す。

【九】過去世を破す。
【一〇】總相によりて立つるを破す。

論に曰く、若し色等の法にして未來の體有らば是れ即ち應に過現の二世無かるべし、異相法の中に別の異相有りと言く可からざるを以てなり、苦樂等の如し。又、若し一法にして三時に流轉するを三世と説かば便ち雜亂を成ぜん。又、色等の法が三時に流轉して若し異らずんば應に三世無かるべし、若し異有らば是れ則ち異相は一本無にして而も生じ、有にして已に還滅するなり、一切の有爲も應に亦是の如くなるべし、便ち退失の爲に常有の宗を説くなり。

又、頌を説いて曰く、

法にして若し未來に在らば

現に未來の相有り。

應に即ち現在と爲るべし

如何んぞ未來と名づけけん。

(三)

論に曰く、若し色等の法にして未來に現に有らば、應に現在の如くなるべし便ち未來を失ふ。未來にして既に無くんば二世も有に非ず、彼を先と爲すが故に一切も應に無なるべし。

復次に、有が説く諸法の體は常有なりと雖も然も唯能く等流果の用のみを取つて説いて現在と名づく、是の如く一の用は現在には遍く有りて未來には定んで無きこと雜亂せざるが故なり、餘の用は爾らずと。此の言を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

去と來とが現有の如くならば

取果の用何んぞ無からん。

論に曰く、過去未來の色等の諸法にして既に現在の如く常に體性有らば同類因と爲つて等流果を取る此の用は何が故に常有に非るや。此の取果の用の所待の衆縁は一切時に於ても亦常有なるが故に、是の如く諸法の體用が常有ならば應に一切時を現在世と名づくべし。恒に現在と名づくるの義も亦成ぜず、要らず去と來とに待して現在を立つるが故なり。又未來の果は現在の法の如く已に體有るが故に應に復取るべからず。又、諸の果法にして因縁と合する時に若し生れ無くんば則ち果と名づけず、所生にして若し有ならば此れは即ち本無なり、緣従りして而も生ぜば體も亦應に爾るべし。

【五】 雜阿含十三等にあり。
【六】 三世實有、法體恒有の宗は結局退失を成ずるのみ。

【七】 用に依つて三世の別を説く。
三世の別に關して代表的四説あり。(婆沙論七十七、俱舍論二十卷)今の作用に約して位に差別あり故に三世異ると説くは四論師中世友(Vasumitra)の説にして有部の正義とさる。

卷の第四

破時品第三

復次に、有が是の言を作す已に滅して未だ生ぜずんば體無しと説くが如きは其の理然らず、諸の有爲法は前後の兩際に作用は無しと雖も而も體は常に有り、分位が別なるが故に三世は同じからざるなり、無は必らず生ぜず有は定んで滅無ければなりと。此の義を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

瓶等にして未來に在らば

即ち過現に有るに非ず。

論に曰く、色等の諸法にして未來世に在らば過去と現在との二世は皆空し、後に因縁に遇ふて二相が方に起らば、云何んぞ汝は無は必らず生ぜずと説かん。未來世の相にして過に在らば現には無し、云何んぞ而も有は定んで滅無しと言はん。

若し未來に二世の相有りと執せば、此れは理に應ぜず、故に次に頌に曰く、

未來に過現有らば

便ち是れ未來は無きなり。

(一)

論に曰く、若し未來に在りて過現の相有らば應に後位の如く便ち未來を失ふべし、一法が一時に實に多相有りて互に相違反すること其の義成ぜざればなり、即ち此の理に由りて一世に皆多相有りと言ふも亦成立せざるなり。

復次に、若し色等に未來の體有り流れて二世に趣けば過現有りと説くと謂はゞ、此の執を破せんが爲に、復執を説いて曰く、

未來にして若し已に謝して

而も未來の體有らば

此れは則ち恒に未來なり

云何んぞ過現を成ぜん。

(二)

【一】前二品に於て常を破したり、本品に於ては無常を破し以て常と無常と二邊の執を遣りて中道の實義を顯はさんとす。之を以て本論には時を破し合せて無常を破す。

【二】以下頌、說一切有部の三世實有・法體恒有論を破す以下本品破斥の對象は主として有部にして兼ねて小乘諸異部、數論等に及ぶ。

【三】以下破す。

【四】大正藏は此を生とす。

法は緣従り滅するを以て

故に體は亦常にも非ず。

(二二五)

論に曰く、諸法は展轉して無始より來、同類因に依りて等流果を生じ、後後の果を起して前前の因に續き中に於て無間なり、所以に斷ならず、若し前因滅して後果生ぜずんば中に於て間有り名づけて斷と爲すべし。對治の生ずるに由りて前因の力滅すれば後果續かず、所以に常に非ず、若し法にして凝然として前相を捨せずして其の體變無くんば名づけて常と爲すべし。又、前因滅せば所以に常に非ず、後果續生すれば所以に斷に非ず。又、因が生ずるが故に所以に常に非ず、能く果を生ずるが故に所以に斷に非ず。又、念念に別なれば所以に常に非ず、相似が相續すれば所以に斷に非ず。又、法は有に非ず所以に常に非ず、亦復無にも非ず所以に斷に非ず、有は即ち常爲り無は即ち斷なるが故なり。是の如く佛子よ二邊を遠離して緣生處中の妙理に悟入し、正しく一切は有に非ず無に非ずと觀ぜば、法すら尙性空なり、我豈有爲らんや、薩迦耶見と及び隨眠と并に此れが所生と斯に於て永く滅す、復諸行の平等性空なるを觀すれば彼此俱に亡じ自他の想は滅す、遍く一切の所化の有情に於て無縁の慈を起し妙法の雨を澍ぎ、未來際を窮め、太虛空を窮めて有情を利樂し勝用盡くすること無し。此の勇猛なる者は空觀に持せられて衆苦の熾然なるも、皆觸るゝこと能はず、大生死を見ること空宅の中の如し、妄想に牽かれて衆多の憂苦有り、譬へば猛火の燄を騰ぐる事と震烈にして無量の無智の有情を焚燒するが如し、悲願心に纏ふて怯憚する所無く身を投じ命を沒して而して之を拔濟す。此の大慧の者は空を觀すること無倒にして我相既に除き我所の執を離れ、二愛は盡くるが故に、復貪等の煩惱の所依止の事を觀ることを樂はず、他を饒益せんが爲に常に生死に處し中に於て染せずして即ち大涅槃有り、塵勞無邊の苦海に處すと雖も恒に勝樂を受け、二涅槃を過ぐ。

【二七】論主、佛子の爲に法空無我の眞理を證じ勸む。

【二八】大を三本及宮は大とす。

【二九】欲愛と法愛。

【三〇】本論破常品第一に曰く、墮つて事の相を取りて依止と爲すが故に邪の順樂を生ずと。

【三一】有餘、無餘の二涅槃。

故に知る、汝が執する我は

有なりと雖も而も用なし。

(二十三)

論に曰く、色等の諸行は生じ住し滅する時に現見するに縁従りして我に依らず、汝が執する我體は既に縁生に非ざれば即ち作用無きこと前に已に説きたるが如し。

又、色等の法の生・住・滅の相と種類と及び時とは皆同じからざるが故に、何んぞ一の常住の我の縁に依ることを得ん、燒・煮等の縁の別に依るが故に熱徳の色類も亦差別有るが如し、是の如き差別は一縁に依らず謂く無始より來色等の諸法の名言熏習は種類同じからざると、及び先所造の諸有の趣の業の種種なる差別功能の轉變と所遇の縁に隨つて成熟し發起し變じて色等と生等との差別を生ずるなり。言ふ所の縁とは謂く精血等は是れ其の生の縁、衣食の定等は是れ其の住の縁、毒藥・災横・四大の亂等は是れ其の滅の縁なり。諸の所計の我には此の別用無きに、外道は愚癡にして強いて立て、有と爲すなり。此の義を顯はさんが爲に復頌を説いて曰く、

緣成の芽等は

緣成の種等の生なるが如し

故に無常の諸法は

皆無常の所起なり。

(二十四)

論に曰く、外種等の自の因縁の功能差別に依りて而して生起することを得、復餘縁の助くるを待ちて功力を發し變じて自類の芽等の諸果を生ずるが如く、内の身心等も應に知るべし亦然り、諸行は相續して同類異類所遇の縁に隨つて果の差別を生ず。此れは則ち内の身心の法體は無常なるが故に外の芽等の如く必らず自類の無常の因従り生ずれば、我は身心に於て能生の用無し縁生に非ざるが故に龜毛等の如しと顯示す。

復次に、諸法は我有ること無しと雖も而も斷常の二の過の及ぶ所に非ざることを顯はさんが爲の故に、品の後に於て復頌を説いて曰く、

法は縁従り生ずるを以て

故に體は而も斷無し

【二三】名言種子の熏習なり。

【三四】生類なり。

【三五】因果は相似の相なるべきを比量す。

【三六】以下一頌空無我の眞理を顯説し讚勸す。諸法は無我なりと雖も縁に從ふて生滅相續し斷常の二過無きことを顯はす。

應に知るべし亦爾り、故に所立の因に不定の過有り。又、因喻を立て、心・根・身皆斷滅有りと證するも此の言は未了なり、^{二五}一念に生じて無間に即ち滅し更に相續せざるを名づけて斷と爲すと爲さんや、多時を経て相續して絶えず後に要らず當に盡くべきを名づけて斷と爲さんと爲さんや。若し初なりと言はば同法を闕く、燈等は因に隨つて多時に起るが故なり。若し第二なりと言はば我も亦然りと許す、無餘涅槃には生死は斷ずるが故なり。

前因を破せんが爲に復頌を説いて曰く、

此の理にして設し眞爲らば

無明も亦有に非ざるべし。

(二十二)

論に曰く、無明の自性は我にも非ず常にも非ざれば應に亦燈の如く自然に斷滅すべし、若し是の如くならば無明の所生の貪等の惑障は應に自然に斷すべし、若し爾らば即ち應に生死の繫縛は功用に由らずして自然に解脱すべし。此の^{二七}二の半頌は俱に前の因に不定の失有りて内外異と爲ることを顯はす。

復次に、^{二八}諸の外道等は是の説を作すこと有り、色等の諸法は是れ無常なりと雖も然も我に依るが故に相續して斷無しと。此れも亦然らず、解脱に違するが故なり。若し^{二九}色等の法にして我に依りて生ぜば我は既に是れ常にして前後異無ければ、即ち應に畢竟して解脱を證せざるべし。若し諸法は我に依りて生ずと雖も然も縁の助くるに由るが故に此の失無しと言はば、若し爾らば諸法は唯應に彼の衆縁に由りてのみ生ずべし我は復何の用ぞ。能生の衆縁は所生の果と更に相隨順し同じく有り同じく無し、我は既に是れ常に一切時に有なり、^{三〇}果は則ち爾らずんば豈彼に藉りて生ぜんや。我の用は知り難きも縁の力は^{三一}共に了なり、如何んぞ我にのみ黨して衆縁を信ぜざる。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

現見するに色等の行は

縁従り生じ住し滅す、

【二五】 斷について二を立つ。

【二六】 無常の踏行にして空無我ならば皆悉く斷滅すべし、斷とは一念に生じて無間に即ち滅し更に相續せざるを名くと云ふ彼の立論を破す。

【二七】 即ち第二十二頌を云ふ。以下第二頌、重ねて外道の我執を破す。

【二八】 色等の無常が我によるが故に斷に非ずとの外の救、を破す。
【二九】 色等の法にして我に依りて生ぜば我は常實なれば色等も亦然るべく、然らば一切は常に解脱を證すること無けん。

【三〇】 我は常に一切時に有なり、果たる諸法は然らず無常にして時處決定す、何んぞ因果の關係有らん。

【三一】 一切世間の共知にして汝も亦了知せり。

【三二】 一切の有用の法は緣生法なり、我は緣生に非ざれば用無し、無にひとし。

と知り言に、確たしかつて境に稱あはふも信有りて智無し。既に我見は初は實なるも後は虚なりと許さば涅槃を得る時應に無我なるを許すべし、後に若し無ならば前も亦應に無なるべし。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

二一 解脱の中に若し無くんば

前にも亦應さに有るに非ざるべし。

論に曰く、此の中の意の顯はず、解脱位の如き我が相有ること無くんば未だ解脱せざる時にも亦應に有るに非ざるべし、性は別無きが故なり。或は復身等が解脱の時に於て既に我有ること無くんば未だ解脱せざる位にも亦應に我無かるべし、相は別無きが故なり。諸の外道等は無智にして睡眠し慧目を昧覆くらして諸行相續道の中の微細の差別を了せず、妄りに我有り是れ一なり是れ常なりと執す。其の無智雜見を以て眞理を證すと謂ふべからず、要らず無雜清淨の智見に依りて方に眞理を證すればなり。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

二二 雜無き時の所見は

彼の眞性なり應に知るべし。

(二十一)

論に曰く、火を雜へざるを以て自ら水相有り、知る火を雜ふる時は煖だんにして水體に非ず、身等の自相も應に知るべし亦爾り、解脱を得る時に空無我なるが故に我見を雜ふる位にも亦我有ること無し。或は復我の體も應に知るべし亦然り、雜無き位の中に既に有相無し我見を雜ふる位にも有相亦無し。是の故に應に知るべし。雜無き所見は法の實性に稱ふ、雜の見は然らず。

復次に、諸の外道等が感難を設けて言はく、若し一切法にして空・無我ならば是の心・根・身

は云何んぞ斷ぜざる、無常の諸行にして空・無我ならば、悉く皆斷滅すること燈火と聲との如しと。

此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

若し無常にして皆斷ぜば

草木も何んぞ然らざる。

論に曰く、諸の草木は無我にして無常なりと雖も然も因縁有つて相續して斷ぜず、心・根・身等も

【一〇】鐵眼本、大正藏には確とあり。

【二】解脱を證するは眞智なり此中に有我見無くんば無我こそ眞實なれ、何んぞ前にも有ならん、有りとするは妄見のみ。

【三】無雜清淨の智見の證すこそ眞理なれ、故に空無我こそ眞見なれ。

【三】以下一頌、外道空無我の理を聞きて斷見に墮するを破す。

無我の眞見に對する外道の諸難を擧げて破す。

【四】無我見を斷見と同ずるの謬妄。

論に曰く、我にして若し實有ならば緣生の我見は是れ眞實にして應に捨つることを勸むべからず、實我を證せんが爲に更に慇懃に我見を修することを勸め其れをして堅固ならしむべし、云何んぞ眞實の我見を捨つることを勸め虚妄の無我の見を修せしめんや。又、諸の外道は或は師教に隨ひ或は自ら尋思して諸の我見を起し種種に諍論し互に相違反す、云何んぞ此れを執して實見と爲さんや。一の我の上に於て競ひ執して紛紜し乍ち疑を生ず可くんば如何んぞ實と執せん。

若し無我の見にして實我に稱はずんば汝は應に能く涅槃を證すと説くべからず。實の見に稱はずして涅槃を證せば眞を知りて脱に趣くこと此の説應に虚なるべし。斯の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

定んで眞實を知る者の

解脱に趣くこと應に虚なるべし。

(二十一)

論に曰く、有我にして若し實ならば無我我所の解脱方便の見は應に虚と成るべし、有我我所の涅槃に違逆し生死に隨順する見は應に是れ實なるべし。若し顛倒の見にして涅槃に隨順し無顛倒の見にして生死に隨順せば、云何んぞ汝が論に是の如き言を作すや定んで實を知る者は能く解脱に趣くと。此れを以て定んで知る空無我の見は涅槃を得、故に證する所は虚に非ず、我我所の見は涅槃の時に捨つること應に餘見の如く是れ其れ顛倒なるべし。

又、汝が論に説く我見の無倒は聞、思の位に在り、修の位の中に至りて我見は既に捨して復顛倒を成ず、其の我相に略して二種有るを以てなり、一には有、二には無なり、有は生死に順じ無は涅槃に順ず、故に有我の見は聖に入る時に捨すと。汝の此の狂論は世の嗤ふ所と爲る、審察して即ち無ならば如何んぞ實有ならん。繩の間に在りて乍ち見れば蛇と言ふも諦觀するに至るに及べば乃ち實に非ずと知るが如し、外道も亦爾り、無明の闇の中に於て無常の身を見て常我有りと言ふも、若し聖智を得て此の身を諦觀せば空無我に達し而も解脱を證し、有我の見は初は實なるも後は虚なり

【二〇】無我の見は實我に違すとすの不合理を指摘し實には涅槃を證せば定んでこれ眞實の見なるべきを證す。

【二〇】聞・思・修の三慧につき我見の倒・無倒を説く、聞位にありては經教を見聞するにより智慧を得、思位にありては理を思惟するによりて智慧を得、修慧は禪定を修するによつて得る智慧なり、前二智は散慧にして修慧を發する爲の縁となるのみ、後一は定智にして正しく斷惑理證の用有り、今の論は我見は散慧の位にありてのみ無顛倒にして定慧に於てはかゝる我見は顛倒なるを知見するを以て顛倒とし捨せらるゝなりと而も此の二は何れも眞なりとし我相に有、無の二有るを以て通ず。

【二一】彼の妄計を破す。

種種の差別有りて更互に相違することを得ざるべし、此れを以て常住の實我無しと知る、但久習虚妄の我見熏じて識中に在り功能成熟するに由るのみなり。身の業を逐ふて縁變すること不同なるが如く我見の因縁に隨ふて別なることも亦爾り、唯心相のみ有り變じて衆多を現じ中に於て都て一我の實體無し、故に諸の賢聖は無倒の因を積み方便し勤求して我の有に非ざることを證す。

復次に、諸有の説く我は能く解脱を證すと、但愚心に順するのみにして終に正理に違ふ、所以は何ん、故に次に頌に曰く、

常法は可惱に非ず

何んぞ惱を捨て、解脱せん

是の故に我は常なりと計して

解脱を證することは理に非ず

(十九)

論に曰く、若し我は常にして變易有ること無く衆苦霜雹等の災に遭ふと雖も太虚空の都て損せらるゝ無きが如しと計せば應に智者が諸の世間の衆苦に逼らるゝを觀じて發心し厭離し方便し正勤して以て解脱を證すべからず。此れは我が常にして可惱ならざるを顯はす、故に衆苦に觸ると雖も應に覺知せざるべし、若し覺知せずんば則ち厭離すること無し、若し厭離すること無くんば則ち正勤せず、若し正勤せずんば則ち解脱無し。哀なる哉外道の狂亂無知なるや、譬へば人有り諸の霜雹疾風暴雨水火等の災の虚空を損害することを懼れ勤めて守護を加ふるが如し、既に我有り惱無くして湛然なりと執せば詎んぞ勞して自ら苦しみ妄りに解脱を求めんや、誰の心有る者か此の癡狂を顧み自苦を緣じて深く悲感せざること無からん。

外道經の中には威是の説を作す我に著せば生死有り我を離るれば涅槃有りと、既に我を捨つることを讚じて解脱を欣はしむ、如何んぞ固く實我有ることを執せんや。此の義を顯はさんが爲の故に、復頌に曰く、

我にして若し實有の性ならば

應に我を離るゝことを讚すべからず。

【一〇】我見の虚妄なるを明かす。

【一五】以下三頌我見は解脱を礙へ無我見のみ實に解脱の因たるを證す。
我は解脫の因たりとの妄論を破す。

【二〇】外道の解脱論の矛盾を指摘す。

て諸の苦樂を受く、形質に依りて卷有り舒有りと雖も而も我の體性は生無く滅無きこと油を水に滯らせば水の廣狹に隨つて卷舒有りと雖も而も増減無きが如しと。

一〇〇 一類の外道は復是の言を作す若し我の體性にして形量に隨はゞ即ち應に身の如く分有り變有るべし、又、汝は我は所依の身に隨ふこと水の 提に依るに似て油の水を逐ふが如しと執せば是れ即ち此の我は彼の水と油との如く既に變じ既に多く常に非ず一に非ず、此れを引いて喩と爲して而も我の體は常爲り一爲りと言はゞ理と相違す。是の故に我の體は身内に住し形量は極細にして一極微の如く分析すべからず體は常にして遍無く慮を動かし身を動かして能く作し能く受くと、此れも亦然らず、理に違するを以ての故に、衆微が聚積して極大身を成し我は其の中に住して形量甚だ小ならば、云何んぞ小我が能く大身を轉じて擧體が同時に皆動作することを見ん。若し汝が意に謂く我の量は小なりと雖も而も身中に於て往來し擊發して漸次に周匝すること旋火輪の如し、速疾なるを以ての故に謂く俱動すと言ふと、若し爾らば我の體は身中に巡歴し應に生滅有り及び衆分を成すべし、但是れ還流して餘處に至る者は定んで生滅に歸し必らず衆分有り、既に我は轉じて至る所恒に非ずと言へば、彼の燈光の如く、豈常一なること有らんや、常は必らず動に非ず動は即ち常に非ず、我にして動にして而も常ならば深く正理に違ふ。又、所執の我は住有り行有らば何んぞ説いて是れ常なり是れ一なりと爲すことを得んや、若し行の時の我にして住性を捨てずんば應に住位の如く則ち所行無かるべし、若し行の時の我にして其の住性を捨て、別體即ち生ぜば常と一と何んぞ在らん。

是の如き等の類の我執は無邊なり、理を以て推徴するに皆成立せず。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

智者は非有に違す。(十八)

論に曰く、若し實我有り性相皆同等にして緣と爲るを以て我見を生ぜば、是の如き我見は應に

【一〇〇】數論及び一派の吠檀多の我論の如し、成唯識論卷一は此を獸主、遷出等の計なりにとせり。(獸主派 Parivrajika)は佛敎にありては大自在夫 (Chakravartin) 派として傳へらるゝものなり、即シバ派の代表と見られ成立は紀元前二世紀頃と見らる、遷出外道は遍く世俗を出離する義にて出家外道と稱せらるゝものゝ一類とあり、詳細は不明なり。

【一〇一】桶・ベケツの如き容器ならん。

【一〇二】以上外道の計する我見は結局皆成立せざることを論證し最後に頌を以て結す。

【一〇三】我見に差別有るが故に實我有りて之が所緣となりて生ずるに非ざることを知る。

て定んで我に作用無しと執せば、應に共許の畢竟無の法の如くなるべし、此の比量に由りて我は即ち無爲り、何んぞ空無我の理を愛樂せざらんや。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、
何んぞ無我を欣ばざらんや。
(十七)

論に曰く、過去法の如きは既に能く諸法を生ずるの作用無く即ち自體無し、此れと同法なるに由りて我も亦應に然るべし、世に共に縁に行等の用を許すこと無し亦自ら往來等の用を許すことも無し、應に自體無かるべし、是の如く我性は都て所有無し、唯理に順ずるも亦汝が心に稱ふに非ず、何んぞ空無我の理を欣求せざる。計して信ぜざるは正に無明所起の邪執の力の強きが故のみ。

若し汝にして我は別用無しと雖も而も能く境と爲つて我見心を生ずるが故に作者と名づくこと謂はゞ、此れも亦失有り、前に已に廣く破したるに今復重ねて來る。又、我は我見の境と爲ること能はざるべし、作用無きが故に、猶兔角の如し。此の我見等も亦我を緣ぜざるべし、所緣有るが故に、色を緣ずる心の如し。若し實に我有りて能く我見を生ぜば、此の我は云何んぞ善幻術の如く其の所願に隨つて種種の相を現じて世間を誑惑し種種の我見の差別を起さしむるや、此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

或は我に周遍なりと觀じ
或は極微の如しと執す。
或は量は身に同じと見

論に曰く、一類の外道は執すらく我は周遍す、一切處に於て苦樂を受くるが故に、我は形質無く亦動作も無し身に隨つて生死に往來す可からず、故に知る内我は一切に遍すと。一類の外道は是の如き言を作す、我にして若し周遍すること虚空の如くならば身に隨つて諸の苦樂を受くべからず、應に空界の如く往來する所無く其の性は湛然にして作受者に非ざるべし、是の故に我の性は應に色等の如く所依の身に隨つて形量不定なるべし、形礙無しと雖も而も所依の轉變有らば身に隨つ

【一六】勝論十句義無說句義中にも説かる。
【一七】無我の理の愛樂すべきを説く。

【一四】執を三本及宮は勢とす。
【一五】外の尙自ら過を救ふて我を執せんとするを破摧す。
【一六】所緣有り、能緣有らば無常緣生法たり、何んぞ常遍實在の我を緣ずと云はんや。
【一七】以下一頌外道の種々の我見を擧げてその妄なるを證す。

實我有りて我見を起さば何が故に我見に種々の差別有りやと廣く外道の種々の我見を擧げてその妄見なるを説く。
【一八】勝論に説く我の如し：此等の計は既に所々に破したれば今改めて破せず、成唯識論卷一には此れを數論勝論等の計とせり、されど數論の神我は個人我なること近代の學説の證する所なり。

【一九】善那教の靈魂(Soul)の如し、animatioなる我論なり、之は次に説かるゝ外道によりて破さる。

許すべし。若し爾らば、應に我の體は無常にして礙有り過せずと許すべし、此の義を顯はさんが爲の故に次に頌に曰く、

動作有らば無常なり

虚通には動作無し。

論に曰く、風界の勢力が能く動作を生ず、謂く風界に由りて諸行は流轉し、異處に於て生じ相續して絶えず、世俗の理に依りて説いて動作と名づく、此の動作に依りて説いて作者と爲す、此れは必らず有礙無常を越えず、有礙無常は即ち周遍に非ず。汝が宗も亦極微の動作は有礙にして不遍なりと許す、前に已に執して常と爲す者を遮遣して是れ無常なりと顯はしたり、是の故に比量に不定の過無し。若し我宗は内我の體に動作有ることを許さざれば、因は成ぜずと言はゞ、此れも亦然らず、必らず應に許すべきが故に、若し動作無くんば何んぞ作者と名づけん。汝にして業句の動作を許さずと雖も而も作者有るの言は動作に依らば火燄の來去等を説く言の如し。又、必らず應に我に作用有ることを許すべし、若し全く我に作用有ることを許さずんば、我は則ち無爲ること兔角等と同じ。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

無用は無性に同じ。

論に曰く、若し汝が所執の我にして作用有らば、作者の名言の所依爲る可し。若し作用無くんば則ち非有に同じ、何に依りて我を説いて以て作者と爲さん、既に作用無し應に有と名づけざるべし。若し有の言は作用に依らずして但、同性及び彼の相應にのみ依ると謂はゞ、此れも亦然らず、世間の智者は用有るの體に依りて有の名言を説く、若し用有ること無くんば則ち體有ること無し、用無く體無くんば名は誰に依りてか立たん、云何んぞ而も作者の我有りと言はん。若し汝有の言の所依を了せずんば、但應に受持し默して法を語らざるべし何んぞ強いて我を説くことを須ひん、作者有らば有の言は用有るの體に依止すること、世智は共に許す、汝も必らず應に隨ふべし。若し汝にし

俱に轉ず、即ち不定なり。

【六】 以下一頌有の我論を破

有、轉變説系統中の一派ならん。

【七】 常遍の我と作者とは概念が矛盾するが故にその一なる事は許すべからずと破す。

【八】 三本及宮本違とす。

【九】 (宗) 我は無常なるべし。

(因) 動作有るが故に、(喻) 諸の動作有るものは皆悉く有礙無常なり、極微等の如し。

【一〇】 我に作用有ることを許さざるの不合理を舉示す。

【一一】 勝論六句義中の一、事物の共通性を實在と見て同句義を立つ、此の代表的なるもの有性に如くは無し、故に有句義とも稱す。

有るを知らん、若し爾時に於て覺慧已に起らば何んぞ我の意欲を知るを待つて方に起らんや、若し爾時に於て覺慧未だ起らずんば云何んぞ三徳初めて大を起さん。若し覺慧無くして大の體が自ら起らば一切の萬物も亦應に自ら起るべし、故に此の覺慧は變異果の自性因の中に於て都て所用無し。有餘が亦比量を立てて救ふて言はく、覺慧は思に非ず、是れ無常なるが故に、諸の無常なる者は皆思慮に非ず、猶色等の如しと。是の如き自言は自意を違害す。思惟分別して覺慧の名を得、若し思惟せずんば便ち覺慧に非ず、云何んぞ而も覺慧は思に非ずと説かん。又、先に已に覺慧と思惟とは俱に自境を了して性相別無しと説きたり、云何んぞ覺慧は思惟有ること無からん。是の故に汝が言は自違の過有り。又、無常の因は不成の過有り、生滅の義に就いては自宗は許さず、隱顯の義の釋は他宗には成ぜざればなり。若し因の義は應に分別すべからず但總に就いてのみ説くと言はゞ、此れも亦然らず、若し別に俱成せば總に就いて説く可きも、其の別見の如きは總顯を因と爲す、別にして既に成ぜずんば總は何に依りてか立たん。又、作用に依りて隱顯有りと説き此れに依りて立てて無常の因の義と爲すも、汝は我思にも亦作用有りと立つ、故に因の義に不定の過失有り。又、汝は覺慧の體の外に別に我思有りと、或は我思の外に別に覺慧有りと立てんと欲するも皆成ずることを得ず、是の如き種類は共に許す所に非ず、此れに由りて汝が立は義を成ずることを得ること無し。是の故に所説の我思が能く受け三徳が能く作すこと其の義成ぜざるなり。

復次に、有が執す我の體は常にして遍じ礙無くして能く萬物を造るを名づけて作者と爲すと、此れも亦然らず、義が相違するが故なり。若し汝にして我は動作の用有るを名づけて作者と爲すと執せば即ち無常と及び有質礙なると遍せざるとの過失有り、現見に無常にして遍せず礙有りて方に動作有り、常にして遍じ礙無くして動作の用有るは曾て未だ見ざる故なり。若し所執の我にして動作有ること無くんば、云何んぞ能造の作者と名づくるを得ん、是の故に必らず應に動作有ることを

も絶えずその狀態を續くべし。
 【七五】 徳に覺慧有りとすも不合理なり。
 【八〇】 非變異の位に云ふ。
 【八一】 大(Barah)又は覺(Brah)と云ふ、三徳所成の自性が變異となりて最初に生ずる所のものにして之も三徳所成の純物質的のものなれど已に神我の作用加はる故精神的作用をも爲し其の點にて覺と名づけらる。
 【八二】 我の思と徳の覺慧と性相同じとするの不合理を避けんとして此の救を爲すも反つて過失に陥る。
 【八三】 無常の義は佛教にては生滅の義とすも數論自宗には許さず、數論にては隱顯の義にて説明するも他宗は許さず、即ち因は隨一不成なり。
 【八四】 因に就いて總別を論ず今因の生滅義と隱顯義との別相によつて論ぜずしてそれらを總じて無常義に攝して論ずるなりと。
 【八五】 (宗) 覺慧は思に非ず、(因) 是れ無常なるが故に(喻) 諸の無常なるものは皆思に非ず色等の如し。今此の比量に於て因の不成を通じて、作用によりて隱顯有るを無常の義として因を許すとすも、作用は覺慧のみに非ず我思にもありとせば此の因は同品異品

若し徳にして能く舍等の

而も受用することを知らずんば

諸の物を造ることを善解して
非理寧んぞ此れに過ぎん。

(十六)

論に曰く、若し諸の徳は工巧者の如く作し難き事に於ては能く善施して内外の須ゆる所を爲して

成辨せざるは無きも、而も受用の見易き事の中に於ては善く了達せずと言はゞ、一に何んぞ非理な

る、自ら守るの愚を除いて誰か此のみに朋はんや。是の如くんば三徳は受用の中に於ても亦善巧有

るべし、彼の體爲る故に、善巧に於ける諸の所作の事如し、此れは作と受者と俱に三徳に依り

て成するが故に別に我思を立て、受者と爲すことを須むざることを顯はす。若し勝性は體は

思に非ずと雖も然も緣勢に隨つて萬物を造化して思我をして自在に受用せしむることを爲すこと草

木等の所思無しと雖も而も業の力に依りて花果等の種種の不同を生じて人の受用を爲すが如しと言

はば、若し爾らば、勝性の所作は思無くして應に華果に同じく受け已つて絶えざるべし、諸の

思惟有つて而して果を生ずる者は受用し足り已りて果は便ち休廢す、勝性にして思に非ずんば外

草木の如く又常に壞せざるべし、我の受用にして已れば所作は便ち息むとするも、其の理は然らず。

若し三徳は其の性點慧にして凡そ施爲する所善巧ならざること無く我を神主と爲して能く善思惟

し彼の造作をして自在に領受せしむ、謂く彼の三徳は神我の意の所須有るを了知し方に覺慧を起し、

隨つて作用を起し萬物を造化す是に於て思我は自在に受用すと言はゞ、汝の此の言説は但自宗を述

ぶるのみにして、靜義の中に於て都べて所用無し。又、汝が所立の我は思惟有り徳は覺慧有り、是

の如き二種は俱に能く領納して自境を了別せば、性相の差別は了知す可きこと難し、是の故に應に

虚妄に、覺慧は徳に屬し思惟は我在りと分別すべからず。又、徳は應に覺慧の自相を失ふべし、

思惟無きが故に、猶色等の如し。汝にして三徳は神我の意の所須有るを了知し方に覺慧を起し作用

を起す等と言はば、此れは則ち然らず、自性の位の中には覺慧の用無し、誰か能く我の意の所須

觀者とも稱せらるゝなり。
然し本頌の正意は神我(我思)の觀照を云はんとするに非ず、教論者が三徳は思に非ずして而も作者たりと云ふを破するのみ。

【七二】言者の狂動する如くにして秩序ある一切萬物の轉變は不可能なるべし、今神我を主と見、その觀照に具ふるを如意の物を辨ずと云へるなり。

【七三】教論に於ては受用(觀照、經驗)するは神我(我我)にして三徳等に非ず。

【七四】若し三徳にして(神我の觀照を待たずして)自ら能動し所作の事を成辨し得ば又その受用に於ても受者たる神我を待たずして自ら受用すべし。

【七五】以上三徳の性用を論究し來りて我思(神我)不要論に到結す。

【七六】自性が體は思に非ざるも能く萬物を造化すとするの說の妄計なるを論ず。

【七七】最勝(Parishuddha)と同じく又非變異、自性、勝因とも云ふ、但し本釋論にあつては自性と云ふは轉變を起す以前の非變異の位に云ひ、最勝勝性等とは轉變以後の變異の位に見ゆ、前後に用法を注意して見よ。

【七八】思我(神我)の受用已る

ざるも而も私の體は通じ他の徳と合して應に亦能く受くべしと執すと雖も過は此の言に同じ。「我豈樂等と意と其の處が要らず同じくして方に能く領受すと説かざらんや、故に他の樂等を受くるの過失無し。一汝等外道は自意に隨つて言ふ、意に隨ふの言は能く正理に契ふに非ず、可照の物は燈明の中に處するも而も此の燈明は照了すること能はざるに非ず、我も亦應に爾るべし、云何んぞ受けざらん。若し汝復一切の私の體は皆周遍すと雖も而も自の樂等は他に共せず、何を以ての故に、樂等の諸の徳は 行の勢力に由りて而して生ずることを得るが故に、此の行の勢力は 法・非法に依りて而して能く果を受く、故に此の義成すと言はば是の如き方便は理に於て益無し、過失は前と同じくして救の義を成ぜず。是の如く論者は理に依りて推徴するも邪觀を先と爲して我の常と過とを立て能作と能受との義成することを得ざるなり。

復次に、有が説く、薩埵と刺闍と答摩との三徳は思に非ずして而も作者爲り、我思は作に非ずして而も能く領受すと、此の義を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

若し徳にして並びに思に非ずんば 何んぞ能く一切を造らん

彼は應に狂亂と 俱なる癡にして所成無かるべし。(十五)

論に曰く、所執の三徳の體にして若し思に非ずんば何んぞ能く我の爲に萬物を造化せん、若し本より思無くして而も造する所有らば、彼は狂亂と何んぞ事と同じくせざらんや、「設ひ復狂の如くならも斯れは何の失か有る。」「若し狂の如くならば我の爲に所受用の事を造立すること應に成ずることを得ざるべし、未だ世間の癡狂の僕匠の能く主等の爲に如意の物を辨することを見ず。

又、彼の諸の徳は所作の事に於て若し善巧無くんば、應に愚人の雕畫等に於けるに似て成辨すること能はざるべし。所作の事に於て若し善巧有らば、云何んぞ即ち自ら受用すること能はざるや。此の義を顯はさんが爲の故に、復頌に曰く、

〔五〕 外反難す、意は體内に在り極微の如く小なり、故に樂も遍せざるべしと。

〔六〕 内の破、我は周遍せば之を燈明に譬ふるなり、樂等は可照物なり、燈明が可照物を照了する如く樂等は一切に遍すべしと。

〔七〕 三本及宮本は同とす。

〔八〕 行 (Sambhara) 業とも云ふ習氣の如し、種子の如し。

〔九〕 善・惡の業なり、行爲なり、現行の如し。

〔十〕 以下二頌重ねて數論の我論を破す。

〔七〕 三徳所成の非變異は純物質要素にして活動性を固有す、之に對し純精神的要素たる神我は思 (Cait. caitanya) (又は知) を本質とし何等の活動を有せず非作者 (akrit) と云はる。此の個所に於ては説明無けれど徳の活動はそれ自身より初まるに非ずして必らず神我の觀照即ち神我の思の光と相對せる非變異に達することを機縁として活動し始むるなり、これ十五頌の前半に云はんとする所に近けれど然し徳が直ちに思なるには非ず。此の觀照によりて兩元は交渉を開始し覺・我慢等の轉變を起す、而して非作者たる神我は凡ての經驗を領受するものとなりて受者、食者、又は監

論に曰く、若し我と徳と體俱に遍せば、一人の樂等は應に諸の我に遍すべし、何んぞ餘我を皆不受と爲さんや。寧んぞ一分の我が意と合して即ち是處に於て苦樂等を生じて、我が能く領受すと許さば、此の過失無からんや。若し汝にして復我が所有の物は唯我にのみ屬し能く領受す、一人の樂等は諸の我に遍すと雖も然も唯一にのみ屬して餘人に繋らず、云何んぞ他をして我の苦樂を受けしめん、世間は現見に所有の財物は唯主のみ能く受けて他の用ふる所に非すと言はゞ、若し處にして別有らば是の事は然る可し、既に是れ同居ならば何んぞ共受するを妨げん。諸の同處の物にして若し己に屬せずんば取捨して自在に受用すること無しと雖も、見觸し受用するを誰か復能く遮らん、現見に世間は己に屬する物に非ざるも若し同一處ならば見觸するを遮ること無し、今苦樂等は形質無きが故に唯能く見觸して取捨す可からず、是の故に汝の言は救の義を成ぜざるなり。若し餘の我は他の苦樂に於て闇障有るに由りて領受すること能はず、世間の物は復同居すと雖も眼に障無ければ能く所見有るも、眼にして若し障有らば即ち所觀無きが如く、我も亦是の如く自の苦樂に於て闇障無きが故に便ち能く領受し、他の苦樂に於ては復同居すと雖も闇障有るが故に領受すること能はざるなりと言はば、若し爾らば、闇障は少分に轉するや。彼にして不也と言はば、周遍に轉するが故なり。此の障は彼我の處同じからざるや。復不也と言はゞ、處は別無きが故なり。若し爾らば、頌に曰く、

能障が既に通すと云はば

應に唯一のみを障すべからず。

(十四)

論に曰く、一の闇障の處に無量の我有りて處が既に別無きに一の我のみ障せられて餘は則ち然らずとは誰か能く信解せんや。闇の相は別無く我の相は是れ同じ、能障と所障との處も復別無し、所受の樂等も其の義亦然り。是れ則ち障有ると及び障無きと受と不受と一切は應に同なるべし、世間にて諸の外の闇の、汝が所計の内の闇の差別するが如きこと有るを見ず。前には徳は所依に遍せ

ざるべし。

【四】鳥鶴(鳥はからず、鶴はかき、ぎなり、合して一鳥か或は二鳥の名か明かならず)

【五】多羅果は多羅樹の果實なり此の比喻真意明らかならざれど要するに盲目的に見當違ひのことを爲す時の喩ならん。

【六】以下一頌有餘の義説を破す。

【七】能依の我の徳とは即ち覺樂・苦・貪・瞋・勤勇・(行・法・非法)等にして此等の中覺樂・苦は我・意・根・境の四が合して生ず。

【八】柱。燈明のしんなり。

【九】駢論の我は唯一通常なり數論の個人我と同じならず。

【一〇】一個人の我なり。

【一一】外の救を復破す。

【一二】自他繫屬の如何に拘はらずとも苦樂はその本質上見觸のみ可能にして取捨すべからずと(形質無きも見觸は可能なるか)。

【一三】外の伏救を破す。

【一四】一我に障有りて不受ならは一切の我も同じく不受なる可く、一我にして障無くして受あるも同じかるべし。

似、私の性は虚通にして廣きこと空界の如し、少分の意と合して能く思を發せば餘分の無邊は皆思慮無し、故に應に多に従つて是の私の相を観るべし、應に少に就いて見て思者と爲すべからず。夫れ自體に於て名言を假立することは、或は多相に依りて而して體を表はし、或は他の染の爲に以て其の相を顯はす、此の如き二事は我の上には皆無し、故に我は應に説いて思者と名づくべからず。

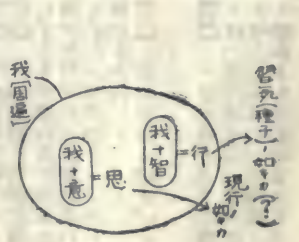
若し汝にして復思は私の相に非ず思は是れ徳にして我は是れ實なり、此の實と徳と業との三種の自性は相雜亂せず何んぞ不可と爲さんと言はゞ、汝は思を離れて別に私の自相を顯はすこと能はざるを以て、是れを不可と爲すなり。若し別に私の自相を顯はさずんば終に私の實體有ることを立つること能はず、自相は畢竟じて説くべからざるが故に汝の所立の我は則ち無我と爲る。又、汝の所立の我は思者に非ずんば便ち私の相を失ふ、思者に非ざる故に、色等の法の我に非ず思に非ざるが如し。

又、思を先と爲せば所造の諸業は應に我に屬せざるべし、則ち相違を成す、自他の思と俱に合せざるが故に、我にして思慮無くんば彼が所求の因果事物と意相遇ふに非ず、應に烏鵲の多羅果を厄するが如くなるべし。是の如き等の衆多の過失に由りて我は便ち散壞して終に成ずることを得ず。

復次に、有餘は苟くも是の如き過網を避けて私の體の少分に用を起すことを許さずして、能依の徳は所依の我に遍すと執す、此れも亦然らず、徳にして若し我に遍せば、根等の和合は便ち無用と爲ればなり、根等の無き處に樂等有るが故なり。若し爾らず我の一分が根等と合するに由りて遍く樂等を生ずること一處に在る。炷等の力の力が燈光を發起して明が多處に遍きが如しと言はゞ、若し爾らば頌に曰く、

我と徳とにして若し周遍せば

何んぞ他が不受と爲らん。



- 習即習氣の如しとす。
- 【四】 意は勝論によれば身體内の微小物質にして頗る速に活動し、我と根境等重合の際媒介となりて知(又は覺)又は苦・樂等を生ぜしむと、今此には思を生ずとせり、覺と思とを同一に見るなるか(?)
- 【四】 以上を易解の爲に圖解す。
- 【四九】 矢のこみなり。
- 【五〇】 三本及宮本は界とす。
- 【五一】 我が十分に於てのみよく思を生ずるを以ての故に我を思者なりとするの不合理を破す。
- 【五二】 思を私の相とせずして徳となすの外論の過誤を指摘す。
- 【五三】 汝の我にして思者に非ずんば諸業は思を先と爲して生ずるが故に諸業は我に屬せ

論に曰く、方處にして若し異らば因果は成ぜず、未だ世間には種と芽等と各遠處に住して因果の成ずることを得るを見ず。汝にして能く殊勝の思を生ずる行は先に遠處に於て我と智と合し經書工巧等の事を習誦し其の善巧をして熏じて我の中に在つて後に異方に於て若し障礙無くんば我と意と合して現の思を生起すと執せば、是れ則ち分明に因果は異處なり。豈行と思との所合の我の體は別異ならざるが故に此の過無からざらんや。若し爾らば一切の行等の因果は悉く我と合せば處は應に皆同なるべし、便ち汝が宗の我の體は周遍し一分に智と合して思行を引き起し一分に意と合して現の思を生起すとせずを失す。若し汝にして復鐵鋌を鑄すに其の鋌の一頭が先に火と合し、餘の頭は復火と合せずと雖も體一なるに由るが故に亦漸く鑄銷するが如く行思も亦然り、生處は別なりと雖も我の體は一なるが故に因果は成ずと謂はゞ、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

鐵鋌の鑄銷するが如く

我の體も應に變壞すべし。

(十二)

論に曰く、鐵鋌を鑄すに其の鋌の一頭が先に火と合して當に即ち銷銷すべし、後に於て展轉して熱勢相及び餘の火處を離れたるものも皆復銷銷するが如く、是の如く我の體も先に一分に於て智と和合し變じて思の果を生じ、後に於て展轉して勢力相通じ異處に意と合して變じて思の果を生ぜば、是れ則ち我の體は應に常住に非ざるべし、如何んぞ妄に我は是れ常なりと立てんや。

又汝にして我は唯少分に依りて能く思を生ずるを説いて思者と名づくると執するは、此れも亦然らず、故に次に頌に曰く、

思は意の量の如く小にして

我は虚空に似て大なり

唯應に自相を觀するのみにして

則ち思を見ざるべし。

(十三)

論に曰く、汝が執する我の體の一分が意と合して能く思を生ずるを説いて思者と名づけば、餘分の我の體は意と合せずして思を生ぜざるが故に思者と名づけず、意は質礙有りて細なること極微に

外が説の圖解



【註】以下二頌有の我執を破す

有とは我の實有周遍を説き意との合を云ひ又意を質礙有りて細なること極微の如しと説明し實・徳・業の三を云ふ、之正しく勝論説なり、數論の神我は個人我なり(量は原子だけの大きかりて)と云はる。現に本論中に於ても數論の我については周遍を云はずされど又思(Cognition)又はCognitionなる語は勝論に於て云はず専ら數論に於て用ふる所なり、故にその何れか明ならず、強ひて云はんと勝論によりて數論を救はんとして出たる一種の混合説の如し、今の所論は我は遍するも思は一分に於てのみ起るとしてその所説の過を免れんとするなり。

【註】行(Chaitanya)とは勝論に説く所によれば或は業の如しとし、或はその殘れる餘

なり。

汝の我は思を離れて別に體有ること無く、用が滅して而も體が獨り存す可からず。一豈我は思者を相と爲すと説かずや、云何んぞ乃ち思を離れて體無しと言はん。汝前に説くと雖も然も理に應ぜず、所以は何ん、思者と思の用と既に同じく滅せずんば應に別體有るべし、我の體は思に非ずんば過は前に説くが如し、用に別體無くんば先の難復來る。又、思と思者とは相待して立ち俱に有りて方に成じ、一を闕くも不可なり、思と思者と若しくは一なるも若しくは異なるも定んで觸るること前所説の兩過の如し。是の如く釋し已つて、復別釋有り、他の眼等は乃し滅の來るに至るまで常に作用有りて能く別物を生ずるが如く、汝が所執の我の思の作用は此の如き別物の所依と爲ると許すに非ず、色等を照らす用は即ち是れ眼等にして各自の境に於て識を生ずる功能なり、眼等の諸根は所生の識に隨つて種種の自相差別顯現し、因の識を離れて別に體有ること無しと雖も而も果の識を離れて別に自相有るなり、汝は我有りて能く思を生ずるも思を離れて別に自相有りて許さずと執す、是の故に引いて同喩と爲すべからず。故に頌を説いて曰く、

故に我有りて思無しとは

其の理成就せず。

(十一)

論に曰く、別相有らば同體ならざるが故に説いて一は滅し一は在りと言ふことを得可きも、思の用と思者とは既に別相無ければ、思にして若し滅する時は思者も亦滅すべし、是の故に汝が執する我有りて思無しとは所立の道理定んで成就せず。

復次に、有が執す思を離れて別に實の我有り、其の體は周遍し一分に思を生ず、謂く我の一分が先に智と合して能く殊勝の思を生ずる。行を引き起し、後時に一分が意と合して思を生ず、故に前の所説の如き過失無しと、此れは理に應ぜず、故に頌を説いて曰く、

餘方に思界を起し

別處に思を見ば

- 【三〇】 再び我と思との體用無別を強調す。
- 【三一】 外の反難、再び思を離れて我體有るべしと執す。
- 【三二】 同じく滅するが故に別體有るに非ず。
- 【三三】 即ち思を離れて別に我の體有らば過は前に屢々説けるが如し。
- 【三四】 用に別體無くば所依無し何んぞ用有らん、用は自ら用に依るとも説く可からず。
- 【三五】 相待して成ずるものは相互の一異定んで不可得なり。
- 【三六】 亦別釋を出し、以て我と思と別なりとの所論を破す。解し易からん爲に圖解す。

我が釋の圖解



慮とを起さざる。若し思の體は必らず轉變を待つて方に起ることを得と言はば、此れも亦然らず、云何んぞ最勝は諸の功能を具して而も頓に一切の轉變を起さざらん、最勝の功能は障礙無きが故なり。設し最勝は一時の間に於て頓に一切の轉變の作用を起すと許さば、是れ即ち最勝の體は應に斷滅すべし、事體が皆變じて本性を失ふが故なり、最勝の體の如く我も亦應に然るべし、其の性は皆常にして諸能を具するが故なり。是の如く汝が隠れたる時の思我は諸の功能を具し而も思慮無しと執するは、多の過失有りて終に免るゝこと能はず。

復次に、有餘が方便して此の義を救ふて言ふ、我は是れ思者なり思は我の用爲り、用の滅する時に用者も隨つて滅するには非ず。現見に眼等は能く色等を照らす作用無しと雖も而も其の體有り、是の故に隠れたる時には思の用無しと雖も而も思者は有れば、我の體は無きには非ずと、此れも亦然らず、隠れたる時の我の相は應に思と別なるべくんば還前の過に同じ、豈作用と作用者とは體は異らざるが故に別相無からざらんや。汝が言は正しく癡象の沐浴して意には輕垢を避けんとして翻つて重穢を招くに似たり。思の用と我の體と既に別異無くんば思の用が滅する時には我の體も亦應に滅すべし、是れ則ち思我は皆定んで無常なり、便ち自の宗を害す、何んぞ救の義と名づけけん。又、汝が言ふ所の現見に眼等は能く色等を照らす作用無しと雖も而も其の體有り我も亦爾りとは、此れも亦然らず、故に次の頌に曰く、

滅に至るまでの動の物の

作用の如く彼は有ること無し。

論に曰く、能く色等を照了する作用は乃し滅の來るに至るまで恒に自の境界を了別する識に隨ふ、此の作用は即ち是れ識の體なるに由り、作用にして若し滅せば識の體は則ち無きが如く、眼等の諸根は相續の斷するに至るまで常に此の用無し、自性異なるが故なり、所以は何ん、眼等の自性は能照等に非ざるが故に彼が滅する時にも此れは隨つて滅せざるなり、眼等は所造の淨色を性と爲せば

【三】有餘が我は思者にして體なり思は我の用なりと體用別説を爲して又もや我の常義を救はんとす、之をも破す。
 【四】思の用は必らず思の體による、體用相離れず、思の用無くも思者有りととは然らず又思と別なる隱の相有りと云はば應に之を説くべし、とかくして結局我體と思用と別無くして我は無常なるを證す。
 【五】大正藏には答とす、今は三本に従ふ。
 【六】眼等は色等を照らす用無きもその體有りとの例喻を破す。
 【七】識の作用は即ち是れ識の體なり、作用を他ににして何處に體有らんや、故に照了の用滅せば識の體亦滅す、眼根が即ち識體なるに非ず、その自性が異なる、識體(即用)の生ずるに唯だ根を一の緣とするのみ、故にたとひ用行はるゝ間と雖も根に之があるに非ず識んや用滅する後に根はなほ識用の體たりとは此の事然らず、恰も運動する物體に於て運動の作用そのものゝ所依の體がその物體なるには非ざるが如し。

は縁の爲に顯されて而も體は是れ常なるを見ざればなり、眞如涅槃は顯了すべしと雖も然も世俗に依り勝義に據るに非ず、勝義の中には常無常了不了等の分別戲論有るに非ざればなり。所執の思は縁の所顯なるが故に、應に瓶等の如く其の性は常に非ざるべし。若し汝にして復隠れたる時の思我は思慮無しと雖も而も功能有りと言はば、是の如き功能は思慮に異らず、既に思慮無くんば何んぞ功能有らん。

又、思の功能は必らず思の體に依る、體は既に有に非ざれば能は何の依る所ぞ。又、隠れたる時の我は思を以て性と爲さば、思にして既に有に非ずんば我は則ち是れ無なり、云何んぞ而も隠れたる時の思我は思慮無しと雖も而も功能有りと言はん。設し隠れたる時の我は思に非ずと言はば汝は今應に我相の如何を説くべし、若し相を説かずして而も我が成ぜば則ち應に一切の妄執も皆成すべし、是の如く推徴すること前に已に説きたり。

又、汝が所執の諸有の功能と功能者と其の性を一と爲さば是れ則ち能者は能が所依に非ざるべし、性は是れ一なるが故に、又、此の位に於ては能者無きが故に、説いて能は即ち能に依ると言ふ可からず、自ら自の用に於ては理相違するが故なり。亦、能は所依無しとも説くべからず、最勝有るも亦過失無きこと勿し、所以は何ん、若し思の功能にして所依止無くして而も自ら立たば轉變の功能も亦應に自ら立つべし、何んぞ最勝を須ひん。

又、汝が所執の思我の功能は所受用に隨つて無量の種有るべし、既に能は多しと許せば如何んぞ體は一ならん、汝が宗は定んで體と能とは一なりと執するが故なり、世間には未だ一法の體の上同一ならざる時に能く多果を生ずること有らず。同時ならずとは一時に於て一法の體の上に能く多果を生ずる事を顯はす、時にして若し同じからずんば其の體は必らず異なる、云何んぞ汝は一我の前後に多の功能有りて多の思慮を起すと執せん、又、此の思我が云何んぞ一時に一切の受果と思

しとの論なり。

【六】 論主彼の救義を破す。

【七】 凡ての因有るものはそ

が生因たるに因有るものはそ

は生因たるべきこと破常品

第一に説けるが如し、今の思

我は了因を有す、故に無常たる

を知る、但し了因とは所謂

認識根據なり。

【八】 外道種々に方便し、遂

に我と思とを別離して考察して

て我の常を救證せんとするを

破す。

【九】 能と能者との一を破す。

【一〇】 最勝 (Pradhana) 即ち

自性 (Brahmā) なり、一切轉

變の原初なり、自性は神我の

觀照により神我の思の光をう

けて之により轉變を開始す、

今思の功能は所依止無きが故

に能も亦無し、自性有りとも

何をかなんや、若し思の能

は依無くして自ら立つと云は

はこれ次下に説く過に墮する

のみなり。

【一一】 思我の所受用 (經驗さ

れるもの) たる變異 (轉變開

始以後の自性) は多種なり、

然らば能受用たる思我の功能

も多なるべし、然らば體たる

思我も多種ならん。

【一二】 觀照による經驗なり。

其れ 比量は共相を比知す、果等の總相を以て因等の總有を比するなり、所立の思我は不共に由るが故に同法喩無し、同法喩にして既に無くんば異法も亦有に非ず、待對無きが故なり。是れに由りて思我は理として實に無と爲す。設ひ我有り思を以て性と爲すと許すも應當に是の如き私の性は他の力に由りて思と成ることを得と爲すや、自の力に由りて思と成ることを得と爲すやを微問すべし。若し他の力に由りて思と成ることを得ば應に是れ無常なるべし。眼識等の如し、若し自の力に由りて思と成ることを得ば應に縁を待たざるべし、虚空等の如し。此の義を顯はさんが爲に又頌を説いて曰く、

若し私の思は常なりと謂はば

縁の助は邪執を成す

火は常住なりと言はば則ち

薪等に縁らざるが如し。

(十)

論に曰く、法にして已に生じて自相安住し終れば更に因及び衆縁を藉らざるべし、生じ已つて復更に生ず可からざるが故なるが如く、我も亦應に爾るべし、思の體は既に常にして自相は安住し他に依つて立たず、云何んぞ復轉變する衆縁の資助を待つて思我は其れをして轉變せしめ種種の所受用の具を受用せんや、若し他に依らずして而も轉變せば則ち縁助無くして所受用有るなり、若し轉變す可くんば應に是れ無常なるべし、世間の火の其の性は無常なるが如し、若し酥油を以て薪草等に灌ぎ其れを火中に投ぜば便ち熾盛を増すも、若し爾らずんば火勢は衰微す、薪等にして若し火無くんば則ち有に非ず、既に薪等に縁らば火は豈是れ常ならんや、我は既に縁を藉らば寧んぞ常住なる容けん。若し汝にして復我が論の中には説く、是の如き思我は其の體は常なりと雖も然も根塵和合に藉りて顯了すること瓶筵等の光明に由りて顯はるゝが如し、所以は何ん、思我は自然に觀察すること能はずして要らず轉變の因果の相應するを待つて方に顯了することを得、故に縁を藉ると雖も而も我は常住なり」と言はば、是の如き救の義は其の過は彌々益すのみ、所以は何ん、瓶等

(一) 我的有を破す。以下、比量して了知すべきこと顯きを以て我無しとす。

(二) 正理學派等において三種の比量を説く、有前(原因より結果を比知す)有餘(結果より原因を)共見(一結果より他結果を)之なり、新因明にては比量は即ち三支作法なり、諸派共見を重んずるもの多し、即ち比論にして、人の移動も歩行に依るを見て太陽の移動も亦歩行によるなるべしとする如し、行人と運行する太陽とは同法なれば比量は立ち得るも今思我は不共にして同法喩なく異法も無きが故に比知すべきなし。

(三) 我的常を破す。私の思となること自、他何れの力によるも不合理なることを論證す。

(四) 酥油(Ghee)牛乳より作りし油にて或は食し或は身に塗る。又蘇摩那の花汁を以て作れる香油をも云ふ。

(五) 數論、思我の體は常有なるも而も自體の顯現は他縁に藉ると説いて救説を爲す。

(六) 神我(「思我」の受者即ち經驗者としての觀照は轉變の諸因縁、即ち自性(非變異)有り無分別智有るを要すべし、かくして二元の交渉初まりて初めて神我も顯了すべ

相を取らざるも、若し作意有り或は作意せずして還つて本根と及び彼に近き色とを見ると。復有が
説いて言ふ、頗賤迦實は其の性は明徹にして猶明鏡の如く餘色と合する時影其の内に現じ、見者
の目亂れて餘色と成ると謂ふ而も實には此の實は變ぜずして前の如くなり、此れは皆理に非ず、
比量に違するが故なり。眼所見と爲さば電の如く燈の如し、云何んぞ前後の體相に變無からん。又、
所執の我と思とは前後を生じ其の相は有無不決定なるが故に、即ち應に思と同じく念念に生滅す
べし。又、我にして思と合し轉じて思と成らば、苦・樂と合せば應に苦・樂と成るべし、若し爾らず
んば、苦・樂と合すと雖も前位を捨てず、猶虚空が雨火の變すること無きが如く、應に受者に非ざる
べし。故に頌を説いて曰く、

我にして樂等と合せば

我は樂等の如くなるが故に

種種なること樂等の如し。

一にも非ず亦常にも非ず。

(九)

論に曰く、樂等の性相は更互に相違するが故に種種有り、我にして彼と合せば應に樂等の如く種
種の相と成るべし、故に此の我の性は應に樂等の如く自身に各別にして一に非ず常に非ず、亦樂等
の如く眞我の性にも非ざるべし、是の故に思を離れて別に我體有りて思と合するが故に思の相に同
ずるを名づけて念者と爲さば道理に應ぜず。即ち念の自性が所念の境の相狀に似て生ずる時主
宰無しと雖も作用有るに似るを假に念者と名づけ、記別分明なるを説いて名づけて念と爲さば、一
法の義分にして二無きの過無し。

復次に、數論外道は是の如きの念を作す、思は即ち是れ我にして其の性は常住なり、是の如き思
我は心心法を離れて別に體相有るも、了知す可きこと難し、所以は何ん、思我の體相は現量の境に
非ず、其の自相は諸世間の共知する所に非ざるを以ての故なり、比量の境にも非ず、其の思の相は
唯我にのみ在りて餘に共せざるを以ての故なりと。

【四】我と思と合して一なりと許すも雖もそれは合したる後の所言にして合する前に別々に獨立したる存在なりと考ふべし、然らば我と思とは何れが前にあり何れが後なりしか、又それらの相は如何等の問題については有無不決定にして獨立したる我として考へ得べきなし、唯だ思と俱なる我を見るのみなれば思と同じく生滅すべし。

【五】數論の神我は非作者とも稱せられ能動者に非ず、唯受者又は食者(經驗を受ける者、經驗する者の義)と稱せらるること前註に詳述したるが如し。今苦樂等と合すとは觀照によりて之等を經驗するの意か。

又今苦樂等と稱するは事實上の苦感樂感なると共に又自性樂(喜 Rati)を構成する三要業(喜 Rati)苦(憂 Ragan)癡(闇 Tamasa)なりと考へ得べし。

【六】三本及宮は合とす。

【七】論主の宗義による念、念者の正釋。

【八】我の一法のみにして同時に念と念者となること能はざるの過。

【九】以下二頌、數論の思我の常有を破す。

有るなり。世間に現に仙藥等せんやくを服するを見るに、之を服し久しきを経て藥體無しと雖も然も所引の優れたる功能の在る有り後時に成熟じやうじゆくして疾を除き壽を益す、然れども我有ること無し、此れも亦是の如し、若し唯念のみ有らば誰をか念者と爲さん、亦念を念者とも爲すとは言ふべからず、二種有らば俱に過無きを以ての故に、設ひ復我有るも誰をか念者と爲さん、亦我を念者と爲すと「言ふべからず、所執の我は智相に非ざるを以ての故なり。若し私の體は智相に非すと雖も、思と合するが故に能く思念有りと言はば、是れ則ち此の我は思と合する時自他の相に於て應に取捨有るべし、若し取捨有らば便ち是れ無常なり、若し取捨無くんば前に異らざるが故に思と合する時も亦思念無かるべし、是れ則ち此の我も亦念者に非ざるなり。又、頌を説いて曰く、

若し我にして思と合して

轉じて思念を成ぜば

思も亦應に思に非ざるべし

故に我は常住に非ず

(一八)

論に曰く、若し所執の私の本性は思に非ざれども思と合するが故に轉じて思念と成ること頗臆迦はちかの體は青等に非ざれども青等と合するが故に變じて青等と成るが如くならば、是れ則ち此の思は思に非ざる我と而も共に合するが故に應に非思と成るべし。若し思は非思の我と合すと雖も本性を捨てざれば非思と成らずんば、我も亦應に爾り思と合すと雖も本性を捨てざれば思念と成らざるべし。頗臆迦實は青等と合する時に舉體別に生ずるが故に異色を見るも、即ち本性が變じて餘相と成るには非ず、頗臆迦は其の體清潤にして餘色と合するを以ての故に舉體別に生じ、形相前に同じきを本質と爲すと謂ふも實には本性が變じて餘色と成るには非ざるなり。又、頗臆迦は前後體を異にし相差別するが故に青黄等の如くならば、我も亦應に爾るべし、云何んぞ是れ常ならん、又、應に此れと同じく實私の性に非ざるべし。此れに由りて即ち彼の論の異説を破す。謂く、有が説いて言はく、頗臆迦實は其の性は清淨にして眼目を障へず、餘色と合する時各別處に住し本相を捨てず餘

【八】 念と念者と二者有らば過無し一者を以て念にして念者なりとは云ふべからず。

【九】 數論に於ては思 (Cognition) 又は知 (Knowledge) は私の本質とす。

【一〇】 合を三本、宮本は念とす。

【一一】 (2) 我と思と俱不成破。

【一二】 此の喩は第一破常品中にも有り、参照すべし。

【一三】 頗臆迦實の喩について
の異釋。

卷の第三

破我品第二之餘

〔一〕 復次に、有が是の言を作す、若し無我ならば心等は生じ已つて世間に即ち滅す、宿生念智が昔の某の名は即ち是れ今の我なりと憶すること此れは應に有るべからず、所以は何ん、今と昔と異なるが故に、世間は昔の他身を憶して今の我と爲すと謂ふを見ず、是の故に定んで常住の句義有り、之を緣じて念を生じ彼は即ち我なりと言ふなりと。此れも亦然らず、我先に已に因果は殊なると雖も相續して假の一なりと説きたり、此の假の一なるを緣じて昔は是れ今と言ふなり。又、頌を説いて曰く、

若し宿生念有れば

既に昔時の痕を見れば

便ち我を常と爲すと謂はば

身も亦應に常住なるべし。

(七)

論に曰く、若し宿生念にして相似の相に依り昔の今に似るを見て今を昔と爲すと謂ひ便ち我は是れ一にして是れ常なる有りと謂はば、既に今身は相似の相に依り瘡痕の昔に似るを見て昔を今と爲すと謂はば身も亦應に是れ常なり是れ一なりと許すべし。此れは、共知に差別有ることを顯はす、物は相續假に依るも亦異無しと謂ふ、故に異相無しと謂ふを以て我は是れ一にして是れ常なる有りと比知す可からざるなり。又、昔の身の苦樂等の事を憶して今は是れ昔なりと謂ふも而も是れ無常なれば、亦應に今昔の我は異なること有ること無しと謂ふと雖も而も常住に非ずと比知すべし。又、今昔は其の體異有りと雖も然も昔の智が所緣を了受するに由り勝れたる功能有りて熏じて、宅識に在り緣に隨つて覺發し念力相應して昔の所緣の境界の相に似て現す、是の如きを名づけて宿生の事を憶すと爲す、我は是れ一にして是れ常なること有ること無しと雖も而も宿生の事を憶念する智

〔一〕 以下三頌宿生念智に約して外の我執を破す。
 以下の外論は何宗何派の所論たるや明ならざれど甚だ數論院に近し、されどすぐ後に明に數論外道曰くとして出るが故に今はこれなりされど勝論に於ても先にその名を出さずして破せば之も亦然るか。
 〔二〕 宿命通(宿住隨念智) (Purvañāṣṭanusmṛtiñāna) が即宿世の生命行事を知る智なり。
 〔三〕 外説を破し因果の相續假を以て難を通ず。
 〔四〕 (1)宿生念に約して彼の常我を破す。
 〔五〕 共見、同比等とも譯す、三種比量の一なり、原語は *śābda-rāso dharma* 此所謂比論にしてたとへば人の歩行によりて甲地より乙地に移動するを見、太陽も亦東より西に移動するが故に彼にも歩行(運行)あるべしと推知する如し。今の共知は正しからず。
 〔六〕 以下宿生念智を正釋す。
 〔七〕 阿耨耶識は種子の宅念なるが故に宅識と云ふ。

の如き我性に苦に何んぞ惱なやまされん。又、所執しよじゆの我は其の性凝然ぎやうねんとして前後變無し、設たゞひ衆惡を離るゝも復何んぞ増されて而も解脫と名づけけん、豈いか此の位に善法増さざらんや。我の性は既に常なれば善にして増すも何の益ぞ、所執の我の體は常にして改變無ければ、餘法生ずと雖も亦増損すること無きなり。

是の如く解脫するも我に於て用無けん。是の故に我は常住にして變無しと執せば、生死涅槃の二事は俱に失す、若し空無我ならば二事は俱に成ず。

以上成唯識論卷一導本。六丁左より、八丁右に至る。

【四八】以下三頌外道と問難して重ねて我執を破す。

【四九】空無我の理は何の所失有りて汝等は我を固執するやと反問す、以下の論破は勝論を主なる對象となす如し。

【五〇】醫言の徒、眼疾あるもの及び盲者なり。

【五一】外道の我見固執の理由を敘す。

【五二】外道の所論を駁す。

(一)即ち我にして先に業を作し後に果を受くと爲さば此の我は生々に變易して無常なるべし。

【五三】那落迦 (Narakā) (梵) Kṛtyā (巴) 又捺落迦、奈落、泥梨等と音譯す、地獄なり。

【五四】大正藏には等とす、即身等を離れざるべし、有情數の……となる。今は三本及宮本に従ふ。

【五五】常住遍在にして無觸對なる汝の我は云何にして業を作るや、汝が言は然るべからず。

【五六】勤勇 (Prajāna) 努力、動作、發動力等の義、勝論二十四德中に數へられ我と意と合する時の發動力なりとして

【五七】三本には物と我との順序顛倒す。今は大正藏に従ふ。

【五八】自宗所立の心心法が、彼の我と異りて能く、業を造るを説く、業と風との事は俱舍論卷十一等にはよく出るを見る。

【五九】即ち我にして先に業を作し後に果を受くと爲さば此の我は生々に變易して無常なるべし。

【六〇】宋元・宮は杖とす。

【六一】眞に解脫ならば必らず善法を増すべし。

【六二】外道の難を反つて彼に歸す。

【六三】所害を明本には作害とす。

【六四】我(ガ)が發心解脫の因たりとの外説を破す。

【六五】我(ガ)が發心解脫の因たりとの外説を破す。

【六六】我(ガ)が發心解脫の因たりとの外説を破す。

【六七】我(ガ)が發心解脫の因たりとの外説を破す。

【六八】成唯識論には生空觀の語を用ふ。

【六九】見道にて現前に四諦の理を觀すること。成唯識論には初見道時觀一切法生空眞如とあり。

【七〇】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七一】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七二】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七三】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七四】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七五】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七六】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七七】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七八】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【七九】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

【八〇】契經とは成唯識論傍註に、大般若異本とあり。

無く形礙かたがへも無きが故に、何んぞ能く因と爲つて所依をして動ぜしめん。金石等の動轉せざる位の如し。無觸對とは形礙無きことを顯はす、形礙無きが故に自ら動くこと有ること無し、動搖無しとは動因に非ざることを顯はす。是の如く所執の無動の神我は尙能く一毫を動かすの力無し、況んや能く業を造りて作者と名づくることを得んや、既に業を造らすんば即ち果有ること無し、若し果を受けずんば何んぞ受者と名づけけん。

復次に、汝が言ふ所の如く、我を苦に逼られて發心し厭離いんり惡を捨て、善を修し解脱を得と爲すとは此れも亦然らず、何を以ての故に、頌に曰く、

我は常にして、六六 害せらるゝに非ず
豈煩らはしく護の因を修せんや

誰が金剛を食ふことを恐れて
六四 仗を執りて衆靈を防がん。

(六)

論に曰く、汝が所計の我は既に變易無くして太虚空の如く其の體は常住なれば一切の災苦は皆害すること能はず、豈煩らはしく精進して防護の因を修せんや。變壞有る身は苦に逼られ害罪に塗染せられ理として須らく防護すべし。誰の有智者か金剛物の能く壞すること無きを了知して而も侵食を恐れ侶を率ゐ仗を執りて諸の靈蟲を防がん、唯愚人有りて或は是の事を爲さんのみ。變壞す可き物には應に守衛を加ふべし、若し汝が意に命は害すべきが故に我も亦隨つて害すと謂はば此れも亦然らず、我は既に是れ常にして應に隨つて害すべからず。又、汝は命は三事の和合なりと計す、謂く身と我と意となりと、前に已に我と身と合することを遮破したり。方分無きが故に汝が所計の如き色等の諸の徳とは和合の義無し。又、和合する者は別に性有ること無し、唯方分有るのみにして間無くして而も生ず、既に別體無し、復何んぞ害せられん、此れにして設ひ害すべきも必らず所依に隨ふべし、所依にして既に常なり、云何んぞ害すべけん、設ひ復命を害するも我に於て何んぞ惱まん、汝が所計の我は常にして無礙なるを以て、太虚空の如く寒暑風雨霜雹の損すること無し、是

し、何ぞ我見を引起さん、一切所餘の有餘の所攝に非ざるが故に、兎角龜毛等の名言のみ有りて實には無なるが如し、一切の有法は凡て緣生の法にして勝用有り、汝所執の我は然らず。

【三三】所知なる法は一切法の然るが如く必らず有性にして勝用有りて能知をして取らしむ、これ緣生の法のみなり、我も亦所知ならば緣生の法にして實我の性には非ざるべし。

【三四】結んで破す。
【三五】第二に自覺に隨つて(主觀的に)我有りと執するの妄見を破す。

【三六】世間現見の我見の生起の相を觀察して我見の壞は無常身等のみなるべしと論ず。

【三七】妄想我見の生起の實相を明かす。

【三八】俱生と分別との二種の我執を證生す。

俱生の我見とはいはゞ先天的なる我執にして、いはゞ情意的妄執、分別のそれは後天的我執にして、いはゞ知的迷妄なり。

此の二種の我執は成唯識論卷一に出づ、殆んど本論の説明と言々句々相等し。

【三九】任を元、明本には住とす。

【四〇】第八識の見分を緣ずる

きを以ての故なり。

復次に、云何んが此の我は能く諸業を造るや、若し、身と合するが故に能く造る、此の内我に勤勇の徳有るに由ればなり此の徳に由るが故に身と和合して諸の作業を起す、此の徳の作業は依身に待つと雖も而も我に屬す、金石を以て樹枝に投ずれば、重の徳と相應するが故に動搖有り、是の徳の作用は樹枝に待つと雖も而も金石に屬するが如しと謂はば、此も亦然らず、有觸對の物は是の如き動搖の作用有るべきも、汝の我は爾らず、云はんぞ身と合して能く諸業を造らん。所以は何ん、頌に曰く、

若し法にして無觸對ならば

則ち動搖有ること無し

是の故に身の作業は

命者の能造に非ず。

(五)

諸に曰く、一切の能く動搖作業を起すは決定して有觸對の物を離れず、我は無觸對なれば身と合すと雖も云はんぞ能く動搖の業の因と作らん、所執の時は觸對有ること無ければ身と合すと雖も業を作すこと能はざるが如し。心及び心法は唯能く風を生ずるのみ、風と身と合して方に能く業を造る、故に所立の因には不定の過無きも此れは近因を説くのみ展轉に非ざるが故に。又、合す可き者は必らず方分有り、兩物の相觸れて間無きを合と名づく、所執の我等は既に方分無し、云何んぞ身と合するが故に業を造らん。我に方分有りと假説するも、即ち實に作業を起すの功能有る可からず、假名を以て水を説いて火と爲すも、即ち實火の焚燒の作用有ること勿ければなり、能説の人が諸法を假説するに由り、能説の人に差別有るが故に所説の法をして其の性を轉變せしむるには非ず、法性の決定せることに前に已に具さに論じたり。本頌の中に於て無觸對とは方分無きことを顯はす、動搖無しとは合の義無きことを顯はすなり。又、自ら動くこと有りて方に能く他を動かす、金石等の要らず自ら動くこと有り方に能く因と爲りて樹枝をして動かしむるが如し、我は既に動も

【三】以下種々に立量して我見は實我と緣じて起るに非ざることを明かす。

【三】若し我にして外の執するが如く常住實有。遍在等の性あらば自の我の自相に隨つて緣じて自身の我見を生ずるが如く他の我の自相を緣じても生ずべし、此の事無きが故に自身の我見も亦我の自相に隨ふに非ず。

【三】汝は他身にも我を認め我を緣じて自の我見を發すること無し、然らば自身の我も亦汝自ら許して我なりとするものなれば他身の我と同じくして我見を起すこと無かるべし。

【三】甲乙丙丁等各人の發す諸々の我見は互に自の我見の境たる自の我のみ有りて他の我は無なるが故に全く我に決定性無く、普遍性客觀性は得られず此の如くば云々何んぞ各人の我見の對境は實我なりと云はるべき、恰も青黃等を緣ずる心に於ては青を緣ずる心には青のみ有りて黃は無く、黃を緣ずる心には黃のみ有りて青無し、互に有無にして普遍的客觀的實有としての青黃等は有ること無きが如し。

【三】汝の執する如き一切の我は唯名言のみ有りて實體無

り生ずるが故に是れ虚幻にして有り、妄所執の我は縁生に非ざるが故に、決定して非有なり。故に契經に説く、苾芻よ當に知るべし、世間の沙門婆羅門等の所有の我見は一切皆五取蘊を縁じて起る」と。

復次に、今應に諸の譬首の徒に審問すべし、空無我の理は何の所失有りて而して強いて分別して固く我を執する耶と。「若し一切法にして空無我ならば生死と涅槃との二事は俱に失す、所以は何ん、我有るに由るが故に諸の無智者は生死に樂著し先に能招の善不善業を造り後に所感の愛非愛の果を受け、諸の有智者は涅槃を欣樂し先に生死の苦火の前逼を觀じ發心して厭離し、後に方に惡を捨て諸善を勤修して正解脱を得、是の如く一切は皆我に由りて成じ我を作者と爲し我を受者と爲し、我を苦に逼られて發心し厭離し惡を捨て善を修し涅槃を證得すと爲す。「若し爾らば頌に曰く、

我は即ち身に同じく

生生に變易有り

故に身を離れて我有り

常住なることは理として然らず。

(四)

論に曰く、若し我にして先に種種の行業を造り後に方に種種の果報を領受せば是れ則ち此の我の體は應に轉變すべし、因に必らず轉變有らば果に差別有るが故に、道理として因が轉變せずして而も果が衆多なると及び恒有に非ざること無し、謂く所執の我にして、那落迦等の諸趣諸界の生の差別の中にて若し能く造つて種種の業界を受くれば、則ち應に身と同じく生生に變易すべし、天授等の身は變易無くして先に能く善惡の二業を造作し後に能く苦樂の兩果を領受するには非ず、是の故に我の體は所依の身に同じく能く造し受くるが故に生生に變易するなり。變易有るが故に則ち生滅有り、生滅にして相應せば豈常住なるを得んや。又、所執の我は身を離れざるべし、業は有情數の攝にして(我の)體は常に非ざるが故に、所依の身の如し。是の故に我は常住にして身を離れて能く作者と爲り及び受者と爲り生死輪迴すと執すること皆理に應ぜず、身等を離れて別の用無

法には非ざるべし。

【二】聲を明本には缺く。

【三】前來彼の所説に依れば此の三相は男は生に女は滅に非二は住に配せらる、然るに世の現見には男は死、女は生、非二は生死(住と同じか)なり

と、此等の配分の眞意生について、是明かならず、女意の生は女は子を生ずるが故にとも考へ得らるれど男の死等は考へ得られず。

【二】私の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】私の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

【三】我の認識の主・客觀性に約して論じて實我の對を破す。

一切の我見は皆實我を以て境界と爲すこと無く唯虚妄の身等のみを縁じて境と爲すなり、自の妄想到隨つて覺慧生ずるが故に、闇の繩を縁する顛倒の蛇執の如し。又、世間が虚妄に分別して空華第二月等有りと執するは必らず先に世間の少事を見るに由り然して後に方に是の如きの事有りと執す如く、我見の我を執するも亦復此の如く先に生滅の五取蘊の事を縁じ後に方に決定して實我有り」と執するなり。

又、夢中の虚妄の境界は先の所見に隨つて和合して計度するが如く我見の境界も亦復是の如く先に諸蘊を縁じ然して後に和合して虚妄に計度するなり。又、諸の我見に略して二種有り、一には俱生、二には分別なり。俱生の我見は無始より來内因の力に由るが故に恒に身と俱なり、邪教及び邪分別を待たずして任運にして起る、故に俱生と名づく。

此れに復二種有り、一には常に相續して第七識に在り、第八識を縁じて自心の相を起し即ち執して我と爲すを名づけて我見と爲す、二には間斷有りて第六識に在り、五取蘊を縁すること或は總に或は別にして自心の相を起し即ち執して我と爲すを名づけて我見と爲す。是の如き二種の俱生の我見は微細にして斷じ難し、數數勝れたる無我觀を修習して方に能く除滅す。分別の我見は現在の外縁の力に由るが故に身と俱には非ず、要らず邪教及び邪分別を待つて然して後に方に起る、故に分別と名づく。

此れにも亦二種有り一には邪教所説の蘊の相を縁じて自心の相を起し分別して我と爲すを名づけて我見と爲す、二には邪教所説の我の相を縁じて自心の相を起し分別して我と爲すを名づけて我見と爲す。是の如き二種の分別の我見は魚重にして斷じ易し、聖諦現觀が初めて現行する時に即ち便ち除滅す。是の如き所説の一切の我見の心外の蘊の境は或は有り或は無し、心内の蘊の境は一切皆有なり。是の故に我見は皆無常の諸蘊の行相を縁じて妄りに執して我と爲す、諸蘊の行相は緣從

關係を常住にして不變化なりとし一種の觀念本有説を立つ、即ち聲常住論なり、かゝる本有觀念は吠陀の中に存すとて吠陀の常住を主張す、而して吠陀の正解と維持との爲に文典の研究は必要にして缺くべからざるものとす。大體紀元前二五〇——一八〇年頃の成立なり。

【一八】觀念、心象等の意か。

【一九】梵語文典に性(Gender)を男性・女性・中性と分つて對應するに非ずや。

【二〇】若し此の三相は更に餘の三相と合すること無くも本來それ自體にして三相たりと云はば然らば我、法等も此の三相と合して轉じて三相と成ること無かるべし。各々それ自體の相を守りて他に依りて轉ぜらるゝには非ざるが故に。

【二一】その相用を異にすること世の共知なるが故に。

【二二】一切の物が皆三相を具せば結局差別無かるべし、然らば現見の音聲に何故三相の差別有るや。

【二三】此に三聲の周遍と云ひ諸法の音聲と稱するは所謂生理的、物理的の聲にして先の心聲には非ず。此の音聲は眼見の用法に依止せず、空間を通じ周遍して諸方に達す。無法の上に有なるが故に實有の

論に曰く、若し汝が身中の我の自相は諸の餘身の中の我にも亦同じく有り、我の自相に随つて而して我見を起さば、云何んぞ一の見が一切を縁ぜざる、既に一の見にして一切の我を縁ずること無し、故に我見は我相に隨はざるを知る。若し汝が身中の我の自相にして餘身の中の我に異らば自相も復別なり、汝の以て我と爲すを餘は則ち非と爲す、餘の以て我と爲すを汝は則ち非と爲す、是れ則ち此の我相は決定せざるなり、既に定相無くんば、便ち定性無し、性と相と不定ならば實に非ず常に非ず、云何んぞ我は眞實なり常住なりと執せん。又、量を立て、自身の見は自の我の自相に随つて起らざるべし、餘の我の自相を縁じて生ぜざるが故に、所餘の所有の心等を縁するが如し。又、自身の見は應に縁と爲つて自の見を發せざるべし、汝の許す我なるが故に、他身の我の如し。又、諸の我見は定んで我を縁ぜざるべし、自他の境は相互に有無なるが故に、青黄等の能縁の心の如し。又、一切の我は我見の境に非ざるべし、所餘の有法の攝せざる所なるが故に、猶一切の兎角等の無なるが如し。又、一切の我は實我の性に非ざるべし、是れ所知なるが故に、一切法の如し。是の故に我見は實我を縁ぜず、諸の所計の我は實の性相無し。一切の智者は皆見る所に非ざるに、唯諸の愚人のみ恒に深く樂著す。病眼の境の如く定んで實有に非ず、故に我見の所縁を以て此の我を立て、實有なり常住なりと證す可からず。若し第二ならば、頌に曰く、

豈に無常に於て妄に分別して

我と爲さざらんや。

(三)

論に曰く、若し自覺に随つて我有りと執せば、豈但無常身等のみを縁じ虚妄に分別して執して實我と爲さざらんや、所以は何ん、現見に世間に但身等の前後の縁に隨ふ分位の差別のみを縁じ、虚妄に我は肥ゆ我は瘦す我は勝る我は劣る我は明なり我は闇なり我は苦なり我は樂なりと計度すればなり。身等は無常なれば是の事有る可きも常住の實我には此の差別無し、此れに由りて比知する

る、かく死後に殘るべき何物もなく、從つて善惡業等の果報も無く來世も天上も涅槃も有ること無く唯現在の快樂有るのみと主張す。特に學派としての成立あるに非ず、傳承によらざる個人の所見に依つての所説、婆羅門の祭祀萬能主義には極端に反對して龍辯に就る、此の説の成立は紀元前六世紀頃、六師外道中のアジダケーサーカンベリー(Ajita-Kesakambhli)の如きは明に此派の一人なりき。

【一〇】非有情數に對して云ひ、有情の類に攝めらるるものを云ふ。

【一一】身體或は男女等の根なり。

【一二】問答して破す。

【一三】内の大種とは有情を構成する大種、外の大種とは外界器世界を構成する大種なり。

【一四】男を三本には男女とす。

【一五】前品破常品第一中にもあり、註を見るべし。

【一六】以下一頌記論外道の我論を破す。

【一七】記論外道(Vaiśāṅka-ya)所謂文典家なり、毘伽羅論(著譯)毘耶鞠刺論(新譯)(Vaiśāṅka)即文法書等を弘む。正統婆羅門中聲論の系統に屬し、言語と内容との結合

所説の過相離れざるが故なり。若し法及び我が體にして三相に非ずして三相と合するが故に轉じて三相を成ぜば、三相は更に餘の三相の合すること無きが故に此の三相は應に三相に非ざるべし、應に三種の心聲を起すこと能はざるべし。又、此の三相にして非相と合して能く非相をして轉じて相を成ぜしめば諸法及び我は相と合する時應に三相をして轉じて非相を成ぜしむべし、是れ則ち畢竟して應に三種の心聲を起すこと能はざるべし。又、此の三相の功能差別は更互に相違して必ず應に並ばざるべし、云何んぞ一物にして三聲有ること角等の物の如くなるを得ん、男・女・非二の三聲の呼ぶ所は世の共知なるが故なり。又、一物の上に三相の功能更互に相違して而も並ぶことを得ば應に一切の物は皆三相を具すべし、現見の聲に差別有るべからず。又、此の三相にして若し實有ならば唯應に有法にのみ依止して無には非ざるべし、是れ則ち三聲は應に周遍せざるべし、云何んぞ現見の諸法の言音は有法の上に無にして無法の上に有なる、現見の境界は誹謗す可からず、若し三相無くして而も三聲有らば、則ち一切處皆應に是の如くなるべし。又、此の三相を生住滅に配すること理として應に然るべからず、男の死と女の生と非二の生死とは世の現見なるが故なり。又、此の三相は別の實體無し、後に當に廣く辯すべし。是の故に但世俗の言路にのみ隨つて男等の三聲の差別有りと説く、別に實に是の如き三相有るに非ず。外道は是の如き三相有りて實我に依附し我見の所縁なりと執す是れ顛倒の智なり、内道は執せざるが故に顛倒無し、汝顛倒の智有るに依りて無倒者と正に決擇する時立て、定量と爲し我見の縁を以て實有の我を證すべからず。

又、此の我見は我相に隨つて執して我有りと爲さんや、自覺に隨つて執して我有りと爲さんや。若し我相に隨はざる應に正見と名づくべし、若し自覺に隨はざる應に我を縁せざるべし。又、若し初ならば頌に曰く、

汝の我は餘の非我なり

故に我は定相無し。

瓶等の如し。此の量に於て宗の有法たる身について我は男女等の相有りと許すも彼は許さず、故に此の因の所依不成となる、又因は彼より云へば正能立なるも我より云へば逆能立なるも我にこそ適用さるべき因なり。故に彼より云へば此の因は同品たる身等に轉ずるも我(ワレ)より云へば異品たる、即不成不定の過となる。

【〇七】諸量を立て、我見は決定して實我を縁せざることを證す。

【〇八】以下一偈順世外道の我執を破す

【〇九】順世外道 (Vedānta) 路歌夜多等とも音譯す、印度の一學派なり、恐らく派祖の名より來りしが通常 *Orthodoxy* とも稱す、其の學説の根本は全く唯物論的感覚論にして地水火風の四大(又は大種)なる物質の存在のみを認め之を獨立常住のものとする、之が活動の場所としては虚空を認む、全く精神を否定し快樂論、現在主義に立つ、身體以外獨立に存在する靈魂即ち實體としての精神を認めず、人は死後凡て四大に歸し五官の能力は凡て虚空に歸し全體は無とな

ず、後世に往かず、身根の和合する安立の差別を縁と爲して男女等の心を發起す、受用の所依と我と和合して我體をして男等の相の現すること有らしむ、此の我の境を縁じて復た我見を起し我は是れ男女なり及び非二なりと謂ふと。今應に彼に問ふべし、汝にして大種が和合し變異して身根等と爲ると説かば、是の如くして成ぜる。内の大種の自性は是れ男等なりと爲さんや、男等に非ざるやと。彼答へて言はく、非なり、内と外との大種の性は異なること無きが故なり、大種の性は内外異なること無しと雖も然も安立せる形相の差別有り、是の如く世間の所知の形相所有の男等の自性の差別は皆是れ自心の分別の所起にして實物の中に是の如き性有るに非すと。若し爾らば頌に曰く、

若し諸の大種の中に

云何んぞ諸の大種に

男と女と非二と無くんば
男等の相の生ずること有らんや。

(二)

論に曰く、若し四大種の本性にして男と女と非二と有ること無くんば、云何んぞ男等の相の生ずる有ることを得ん、男女等の心は何に緣りてか起らん。受用の所依は我と合すと雖も、云何んぞ我に男等の相をして現ぜしめん。若し我にして男女等の相有ること無くんば云何んぞ我見が我は是れ男なり女なり非二なりと謂はん。若し本性にして無くんば他と合すと雖も終ひに轉じて餘相を成ぜしむること能はず、亦餘相の心を生ぜしむること能はず、鮮白物の餘色と合すと雖も餘相を成ぜず餘心を起さざるが如し、頤膈迦等と餘色と合する時は前滅後生すれば喩と爲す可からず、是の故に決定して實我にして大種を性と爲し、久時の住を経て男等の相の我見の所緣有ること無し。

復次に、記論外道は是の如きの言を作す、諸法及び我は一切皆三相と和合す、此の三相に由りて皆能く三種の心聲を發起す、何をか三相と謂ふ、一には男相、能く諸法を生ず、二には女相、能く諸法を滅す、三には非二相、能く本位を守ると。此れも亦然らず、諸法及び我の體は三相に非ず、云何んが能く三種の心聲を起さん。亦他と合するが故に轉じて三相を成すと説くべからず、前

の關係に應じて一物にして同時に同であり異でもあることとなる、之を以て後世十句義論中に俱分句義即同異性を立つるに至りしなり、今男女等は男女等と特置すれば異なるも人間(我)としては同にして即ち同異性の攝と見らるべし、同の側面に本づいて見る時は我は即ち男であり女であり非二であり我は三相に即する事となる、而して同異性の所依は決定して常なれば我も男女等の相も常なるべく從つて一切時に我は常に男女等の三相あることゝならん。

【〇一】身等も亦同異性の攝なるべし。

【〇二】實際に於ては同異性の所依は各別なるが故にたとひ我のみ同異性の攝なりと許すと一我にして三の同異有るべき無し故に抑と異性の攝とするが誤なり、前陳の過隨ふが故に。

【〇三】波羅奢(Calica)、樹の名、赤花樹、赤色花等と譯す。

【〇四】男、女等の妄分別の所産たることを開明す。

【〇五】彼の比量の正しからざるを指摘す。

【〇六】比量して曰く、(宗)心、根、身等は決定して我見の所緣に非ず、(因)此の中に男女等の相無きが故に、(喩)

男等の相は通じて一切の我及び身等を表はす、云何んぞ唯ぞ我のみ同異性の攝ならん。又、同異性の所依は各別なり、設ひ唯我のみ同異性の攝なりと許すも云何んぞ一我にして三の同異有らん、一の依に多の同異有ることを見ざればなり。亦、波羅奢の一樹の上に三の同異有り波羅奢性と樹性と實性となる如く、我も亦是の如く一我の體の上に三の同異有り、男性と女性と非男女性となりと説く可からず、所以は何ん、波羅奢性は波羅奢者に通じ樹性は樹に通じ實性は實に通ず、此の三の所依は互に寛狭有り、我の上の三性は皆唯我に通ずるのみにして所依は別無し、云何んぞ喩と爲さん。

是の故に唯無始より數習する妄想分別に依りて起す所の假相を世俗道の中に説いて男等と爲すのみ、實我有りて男等の相有るには非ざるなり。但だ無明憍逸妄想のみに由りて愚夫は自ら我は是れ丈夫なりと謂ひ、亦自ら謂ひて女と非二と爲す有るなり、頌の中には略するが故に且らく丈夫と説く。身の中に男女等の相有るも所執の我の體には男等の相無きを以ての故に、汝が比量の因には不成不定の過失有り。若し汝にして復た我及び身等は復た皆男女等の相有りと雖も然も我は是れ實にして身等は是れ假なりと言はゞ、此れも亦然らず。若し男等の相にして二處に皆有らば、云何んぞ一は假にして一は實なるを知ることを得ん。應に量を立て、言ふべし、我見は決定して實我を緣ぜざるべし、男女等の相の雜糅する所なるが故に、身等を緣じて起す男等の相の雜糅する所の心の如し。又、我見等は實我を緣ぜざるべし、所緣有るが故に、餘心等の如し。又、我見の境は是れ實我に非ざるべし、男等の相は心の所緣なるが故に、猶身等の如し。故に汝が言ふ所は虚にして實義無し。

復次に、順世外道は是の如き言を作す、諸法及び我は大種を性と爲す、四大種の外に別に物有ること無し、即ち四大種が和合して我と及び身心等と爲る、内外の諸法は現世には是れ有にして前後の世には無なり、有情數の法は浮泡等の如く皆現在の衆緣に従つて而して生じ前世より來るに非

こと有り、故に頌については必らず論本を参照すべし。

【九七】 宦官等の如く其の性根を除去すれば次第に自性を失ひて他性に似類するに至るが如し。

【九八】 男等の相を我の徳なりとする外の教を非す、原始勝論にては徳に十七(色・香・味・觸・數・量・別體・合・離・彼體・此體・覺・樂・苦・欲・瞋・勤勇)を數へ、覺以下の六を我の徳とすれど(前註參照)今論の説は後世の二十四徳説により我の不共の徳に九を數へしなり、六以外の法は善、非法は惡、行は物心の動作を起す性能特に業の習氣の如きに當る。九に智とあるは前の覺なり。

【九九】 男・女等の相を同異性の攝とすべからざるを論ず。

【一〇〇】 六句義を説く原始勝論にては同と異とは別の句義とされ、同とは事物に共通なる性能にして即ち類概念の如きに當り、異とは事物をして差別ならしむる性能にしていはゞ種概念に當る、而して同の最上は有性なるが故に同句義は又有句義とも稱されたなり、即最高の類概念なり、異句義の最下位は個物なるべし、然るに通常存在するものは最上位に非ず最下位に非ずして中間位のものなる故、それ

ぞ心は我に屬すと云ふことを得ん。我にして既に是れ常ならば心等の種子を任持すること能はず、云何んぞ憶と識と等の事有ることを得んや。

又、汝が言ふ所の此の心・根等は決定して我見の所縁と爲らず、男女等の相は此の中に無きが故に、瓶等の如しとは此の因成ぜず、男女等の相は身に現に有るが故なり。又、所計の我も亦應に我見の所縁と爲らざるべし、男女等の相は我の中に無きが故に、即ち所立の因は即ち不定と爲る。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

内我は實に男に非ず

女に非ず非二に非ず

但だ無智に由るが故に

我を謂ふて丈夫と爲す。

(一)

論に曰く、依止の身相に差別有るが故に世俗は説いて男と女と非二と爲す、此の身の別相は内我の中には無し、所計の我の體は是れ一なるを以ての故なり。

又、男等の相は生生に改易す、亦此の生に轉變する者有り、別異の相を捨て所餘の相を取るを見るも、汝が所執の我は常にして變易無し、捨も無く取も無きが故に此の相無し。又、男女等の相は我體に非すと雖も而も是れ我の徳なりと説き、我は徳と合して男等と爲ると説くべからず、所以は何ん、樂等の徳の中に説かざる所なるが故なり。我の不共の徳は略して九種有り、一には苦、二には樂、三には貪、四には瞋、五には勤勇、六には法、七には非法、八には行、九には智なり。男女等の相は九の攝せざる所なり、云何んぞ而も此れは是れ我の徳なりと言はん。又樂等の徳は諸の所依に遍す、男女等の相は所依遍せず、云何んぞ此れを説いて我の徳と爲すを得ん。又、男女等の相は同異性の攝なりと説くべからず、同異性に由れば亦我を説いて男女等とも爲すことを得ればなり、所以は何ん、同異性は(その)所依決定して常にして所依に遍すればなり、我は既に是れ常にして男女等の相も常なれば應に捨てざるべし、應に一切時に常に三相有るべければなり。又、

【八七】我見は因果展轉相續の法に於て生ず、現在の一心等に於て我見を生ずること無きが故に汝が指摘する如き過は無しと。

【八八】論主の宗には多心俱起を許すが故にかゝる立論も可能なり。

但し心品とは品は品類・品別等の義にして梵語は Yāga、即同類を聚集して一團となせるなり、即ち部類なり。

【八九】我を實有とするとき我見の我を見るは正見となるの大失を擧ぐ。

【九〇】若し我無くんば心等は念々に生滅するが故に憶念、識持等無かるべしとの外論を破し反つて過を彼に歸す。

【九一】阿頼耶識 (Alaya-vijñāna) 我の轉變は用のみにあり體にはあるに非ずとの外論を破し彼が所執の我の無常なるべきを論ず。

【九二】男・女等の相無きが故に心・根・身は我見の所縁とならずとの外論を破す。

【九三】頌を以て男等の相は我の中に無きが故に我見の所縁に非ざるべしと説く。

(注意) 以下諸頌中に屢々我及び思等の如き語出づ、漢譯にては同語なるも原語にては異りそれ、特殊の意味を含む

なりと雖も而も無始より來因果斷ぜざること燈河等の如し、相續して假の一なるを無智の有情は謂ふて一我と爲し而して我見を生ず、他身は自に於て因果斷ずるが故に我見は緣ぜざるなり。又、汝は我は自他相似して皆遍じ皆常にして繫屬する所無しと計す、我見は何に緣りて此れを緣じて彼れに非ざる。若し汝にして我は繫屬する所有りと計せば或は所生の此彼の差別有らん、應に色等の如く其の性無常なるべし。是の故に當に知るべし、有爲の因果は相續して各異る、故に我見をして是の如く差別せしむるなり。又、汝が所説の、我見は現在の自心を緣じて境と爲さず等の難は皆理に應ぜず、所以は何ん、自身を緣する中の前後因果相續して假にして一なるに我見を生ずるが故に現在の自心等を緣する過無ければなり。又、一身の中に多の心品有りて因果相屬するを一有情と名づく、異の心品の中に我見を發起して異の心品を緣じ我を計するに何の失ぞ。汝等の所計の我にして是れ實ならば我見の我を見るは應に正見の如くして即ち妄見に非ざるべし、若し我を見ずんば應に邪見の如くにして即ち我見に非ざるべし。又、汝が言ふ所の心等念念に異滅し異生ず、若し無我ならば云何んぞ憶と識と習と誦と恩と怨と等有ることを得んとは此れも亦然らず、有情の身中一々に各阿頼耶識有り、一類に相續して諸法の種子を任持して失はず、一切の法と互に因果と爲りて熏習する力の故に是の如き憶と識と習と誦と恩と怨と等有ることを得るなり。汝が所計の我は常に變易無くんば後位は前の如く應に是の事無かるべし、有ならば應に常に有なるべし、無ならば應に常に無なるべし、我の體は一なるが故なればなり。説いて我の用のみ轉變すと言ふ可からず、用は體を離れざれば我も亦應に變すべければなり。若し爾らば此の我は應に色等の如し體と用と俱に變じて則ち是れ無常なるべし。若し心等は皆我に屬すと言はゞ、心等の轉變に是の如きの事有るが故に、所屬の我も亦其の名を得ん。若し爾らば心等は應に我從り起るべし、能く果を生ずる故に我は應に常に非ざるべし。若し我は心に於て生長の用無くんば、云何ん

との外論に隨つて我も亦我見の境に非るべきを類論す。
 【七九】 心・根・身を指す。
 【八〇】 他我、他の身等を緣じては我見を起さずともひとしく自の我、自の心・身等ならば之を緣じて我見を生ずべしと。
 【八一】 自他心等有差別故……の外難を破し論主の正義を示す。
 【八二】 自と他との心等の間の異と自心内の前後の異と同一に論ずべからずとの論意なり。
 【八三】 勝論にては我は其の性清淨にして唯一遍在常住實有なりと計すも種々の事情理由よりして尙個人的我をも論證す、今は彼の本來の主張をとるなり。
 【八四】 邪執顛倒の我、これ我見の所緣なり。
 【八五】 常一遍在の我。
 【八六】 即ち所生の我見に我他彼此の差別有るべし、而してその所緣の如き我は色等の如く其の性無常なるべし。
 【八七】 我見に種々の差別有るより比度して當に所緣の法も亦展轉相續の有爲の因果法なるを知るべし。
 【八八】 我見は現在の自心を緣ぜずとの外論を破し、更に自宗の義を伸ぶ。

無我の五取蘊の中に於て聖智見を起し無我及び無我所に通達すれば、永く生死を斷じて涅槃を證得す、是の故に定んで應に無我を信受すべし。又汝が言ふ所の心・根・身を以て世間は説いて我の所有と爲すが故に應に彼を緣じて我見を生ずべからずとは我も亦是れ我見の境なるべからず、世間も亦我の所有とは我は是の如きの相を有すと説けばなり、是の故に應に世間が説いて我所と爲すを以ての故に我見の境に非ずとはすべからず。

我と我所との事を相望するに不定なり、或は別物有り、或は別物無し。又汝が言ふ所の所屬と能屬とが言の所詮なるが故に天授(と)所乘の事等の如く我と我所とは定んで異有りとは此の因不定なり、世間も亦是の如く飲食所有の香味は特に常と異ると説くも、豈に香味を離れて別に飲食有らんや。我・我所の見は俱に蘊を緣ずと雖も、而も或は別に一蘊を執して我と爲し餘蘊を所と爲し、或は復た總じて内蘊を執して我と爲し外蘊を所と爲す、故に所立の宗に相符の過有り。又汝が言ふ所の他身を緣する我見は無きを以ての故に、心等は是れ我見の境に非ずとは我も亦應に我見の所緣に非ざるべし、他の我に於て我見は無きに由るが故なり。若し他の我を緣じて我見を起さずして而も自の我を緣じて我見を生ぜば、他身を緣じて我見を起さずと雖も何んぞ我見の自心等を緣するを妨げんや。無智の有情は平等空無我の理を了せず、唯だ諸行に於て無始より我我所の見を數習し、自に於ても他に於ても諸蘊の相續に自を執して我と爲し我と異なるを他と爲すも、其の中には都べて我の實性無し。又、汝が言ふ所の亦自他、心等は差別有るが故に我見は緣ぜずと説くべからず、無始時より來自の心根等は刹那に展轉し前後各異にして而も俱に緣じて我見を生ずと許すとは、此れも亦然らず、自身の前後の因果は相續す、自を他に望むれば因果は斷するが故なり。汝が所執の我の如きは體は是れ一にして前後に異無く他と我との相別ならば、我見は自ら己身の中のを緣じて力用斯に盡き他我を緣ぜざるべし、我(の説く所)も亦是の如し、自身の前後は念念別

【七二】所知・所説の境は定んで緣生・無常の假法にして常實に非ざることをも以て我を破す。

【七三】所緣の我にして實有ならば能緣の顛倒我見を生ずべからざることを以て破す。

【七四】實説して無我の信受すべきを勸む。

【七五】汝の所論の如く心・根・身は我所なるが故に我見の所緣に非ずと云はゞ我は自の相たる我所と不離なるが故に我も亦我見の所緣に非ざるべしと論ず。

【七六】以下に上述の所論を詳説す。彼の所難を一一に對破するなり。我と我所との關係は不定なるが故に定んで異有りとするを破す。

【七七】たとへば識蘊のみを我と爲し餘蘊を我所とし、又は受・想・識及び行(中の心相應法)を我と爲し、色を我所とする如し。

【七八】立者も敵者も初より共に許すが故に比量を立つるも徒らに言論を費すのみにして無益なるを相符極成の過と稱す、今彼の立つる「我と我所とは定んで異有り」との宗は我も亦許すが故に此の過有り但し兩者の關係は不定なりとす。

【七九】心等は我見の境に非ず

に現の自心を縁じて而して我見を生ずと説く可からず。又、心は念念に異滅し異生ず、若し我無くんば云何んが憶と識と習と誦と恩と怨と等の事有ることを得んや。

又、心・根等は決定して我見の所縁と爲らず、男女等の相は此の中には無きが故に、瓶・盆等の如し。是の故に決定して眞實我有り、此れを縁と爲すに由りて我見を發生す、斯れに由りて我は是れ大丈夫なりと謂ふ。と。

是の如き所説は虚言有りと雖も而も實義無し、所以は何ん、我にして若し是れ有ならば應に色等の如く縁従りして生ず、生ずれば定んで滅に歸し則ち常住に非ざればはり。若し縁生に非ずんば應に兎角の如く勝れたる體用無かるべし、何んぞ名づけて我と爲さん。又、我は是れ有なり是れ常なりと立つと雖も而も竟に因を立て喩を立てることを能はざるべし、因と喩と無くしては所立は成ずることを得るに非ず、若し唯だ宗を立てるのみにして則ち成ずることを得ば一切の所立は皆應に成ずることを得べし。設ひ復方便して矯めて因・喩を立てるも、即ち所立の我は其の體常に非ず、一切の因有るものは皆常に非ざるが故なり。

又、所立の我は定んで實有にして常住なる我性に非ざるべし、是れ所知なるが故に、是れ所説なるが故に、瓶・盆等の如し。又所立の我にして若し是れ實有ならば應に顛倒の我見の所依に非ざるべし、若し實に稱ふ見にして是れ顛倒ならば一切聖智は皆應に顛倒なるべし、一切の聖智は境に稱ひ而して見は既に顛倒に非ず。我見も亦爾り、應に顛倒に非ざるべし、若し爾らば我見は應に聖智の如く無始來の生死の根本に非ざるべし。若し此の我見にして實に稱ふて而して知りて而も無始來生死を引かば、聖智も亦應に諸の生死を引くべく、則ち應に究竟して涅槃を得ざるべし。是の故に異生の愚癡顛倒が五取蘊無我の法の中に於て妄りに我有りと執し因りて我所を執す、此の妄執の我我所の見に由りて實境に稱はずして顛倒を成ずるが故に能く三界生死の衆苦を引くなり。若し

るもの、我が國に於ける太郎と云はんが如し。

【六二】太郎と次郎との如し。我は天授なり我は德授なり等の見か。

【六三】自心・他心等は異にして差別有るが故に、他心を縁じて我と爲すこと無きが故に心等は我の所縁に非ずとは説くべからず、自心に於ても前後展轉して相異差別有るも之を俱に縁じて我見を生ずと許すが故に、それは然らずして心等是我所にして定んで我と異なるが故に我見の所縁に非ざるなりとの意か。

【六四】現在の自心は能縁にして所縁に非ず、而も今は二心の同時俱起を許さざるなり。

【六五】過去と未來となり。

【六六】成唯識論卷一、導本八丁、右、(曾事を)憶す。(諸境を)觀る。(經書を)誦す。(文境を)習ふ。(恩(濟)、怨(害)、(嗔怒)等)。

【六七】宋本は相とす。

【六八】(一)正しく彼の有我の執を破す。

【六九】以下破常品第一の品初に善かに論じたるが如し。先づ有ならば縁生にして常住に非ずと論ず。

【七〇】縁生に非ずんば非有なるべし。

煩はさん。是の故に智者は當に勤めて精進して諸法の空を觀すべし、生死の苦に於て應に邪願を除くべし、勝義の樂に於て應に正願を修すべし。是の如く三解脱門を具足すれば復た久しく生死の大海に居すと雖も而も生死の過失の染する所に非ず。蕭然として解脱して有情を利樂し、此れに由りて善く契經の句義に通じ方便善巧もて法空を證せば、狂縁に處すと雖も而も焚燒せず、死生を現すと雖も而も常に解脱す。

破 我品 第二

復次に、勝論外道は是の如きの言を作す、前には無餘依涅槃の位には蘊もなく我も無し誰に依りてか涅槃有りと言ふと説かんと説くは其の理然らず、我は定んで有なるが故に、若し我無くんば何法を緣するに依りて而して我見を起さん。我見にして若し無くんば我所を執するの見も亦有ることを得ず、若し異生等にして無始従り來是の如き我所の見を起さずんば應に永く薩迦耶見を滅し三界生死の業苦を受けざるが如くなるべし。又、心・根・身を緣じて我見を發生すと説くべからざらん、心・根・身を以て世間は説いて我の所有と爲すが故なり。又、我と我所とは決定して異有り、所屬と能屬とが言の所詮なるが故なり、天授等と所乘の車等との如し。又、他身を緣する我見は無きが故に、若し我見は心・根・身を緣じて境と爲して生ずと許さば、應に天授と德授と等の見の如きも亦他身を緣じて境と爲して生起すべし。亦、應に自他心等は差別有るが故に我見は緣せずと説くべからず、無始時より來自の心・根等は刹那に展轉し前後各異にして而も(前後)俱に緣じて我見を生ずと許すが故なり。又、此の我見は現在の自心を緣じて境と爲さず、世の現見の事と相違するが故なり、亦過去未來心等を緣じて境とも爲すを得ず、彼は無體なるが故に、空華等の如く我見を生ぜず、現見に有我にして會當に非ざるが故なり。又、一身に於て二心並はず、故

【五二】前品種々に外道小乘の常執を破したり、今品にては前品の破涅槃と關係せしめつつ我の實有常住を破す、破我も本來破常品中に入るべきなるも有我論は佛教救護の根本たる無我論に對し重要なる對立を爲すが故に別に一品を開けるか。

【五三】以下(一)頌勝論外道の有我説を破す。

(一)先づ彼が自計を叙べて種々に有我を論證せんとす

【五四】前品第二十四頌等に於て勝論の涅槃説を破し、涅槃の中に我等は永滅すと説けるに對し勝論外道は今、更らに我の有なる事を論證して涅槃の實有をも證せんとするなり。

【五五】能緣の我見有るが故に所緣の我有るべしとの論。

【五六】無を三本及宮には無我とす。

【五七】異生(Prithivijana)、凡夫のこと、衆生と云ふに同じ。

【五八】薩迦耶見(Sakkāya-diṭṭhi)有身見と譯す、五蘊假和合の體を執着して實我ありと思ひ我我所の見を起すなり。

【五九】我見の對境は心・根・身なるべからざるが故に此等と別なる實我有るべしとの論。

【六〇】天授(Ceva-tatta)、印度に於て人名の最も一般的な

べし。若し眞の聖智にして有爲の境を縁せば、應に餘智の如くなるべし。眞の聖智は煩惱を斷ぜず混染を證せざるに非ざればなり。^{【四三】}勝義諦の理は空に非ず有に非ず常に非ず無常に非ず、其の中に於て少しの有性を求めんと欲するも定んで得べからざるなり。此の義を顯はさんが爲の故に、次に頌に曰く、

寧しろ世間に在りて求むるも
求むること勝義に於てに非ざれ

世間を以てしては少有なれど
勝義に於ては都べて無なり。^(二十五)

論に曰く、世間の有法に略して三種有り。一には現に知る所の法なり、色聲等の如し。二には現に受用する法なり、瓶衣等の如し、是くの如き二法は世に共に有と知らるゝものにて成立を待たず。三には作用有る法なり、眼耳等の如し、彼彼の用に由りて是れ有なりと證知するなり。是の如き三法は是れ世俗に入つて了受する所の境なり。^{【四四】}世間に復た三種の無法有り、謂く究竟無と及び

隨三有の前と後との際の無となり。此の無を簡ばんが爲の故に少有と説く、又、妄見の所立の諸法を簡ぶが故に少有と言ふなり。^{【四五】}是の如き世俗の三有と三無とは勝義に依りて説かば皆眞實に非

ず、勝義諦は有に非ず無に非ざるを以て分別も語言も皆及ぶこと能はざればなり、寧ろ世間虚偽の事の内に在りて有性を求めんと欲せば、少しは得可きこと易きも、勝義諦眞實理の中に於て有性を求めんと欲せば究竟して得難し、此の世間の少分の有性を以てすら彼に於ては尙無し、況んや餘の有性をや。^{【四六】}一若し爾らば寧ろ是の如き少有の世間を樂ふも是の如き都無の勝義を須ひざらん、世間に於ては種種の災患過失有りと雖も而も少法の受用することを得べき有るも勝義諦の中には少法も有ること無し、何の受用する所ぞ。^{【四七】}一爾らず。世間と勝義とは有苦と無苦と欣厭す可きとの故なり。

誰の有智者か水の消せずして重病の苦を成ずることを知りて更に多欲を求めん、哀れなる哉世間は愚癡顛倒にして生死の衆苦の熾然を欣讚し勝義の寂靜安樂を厭毀す、此の如き癡言何んぞ聽受を

【四三】 勝義諦の眞義を顯はす。

【四四】 以下、世間と勝義との有無を辨す。

【四五】 世間三種の有法を説く。

【四六】 世間三種の無法を説く。未生無 (Pragabhava) と已滅無 (Pradhvanashava) ととなり、究竟無は (atyantabhava) と云ふ。勝論十句義の無説句義五種の中にも之を説けり。

【四七】 勝義の非有非無なるを明かす。愚人有受用の故を以て世間を勝義よりも樂はしきものとす。

【四八】 論主愚人の迷妄を遮破して勝義の寂靜安樂にして希ふべきを説く。

【四九】 宋・元・宮は肅とす。

重病に嬰り身の斷ぜんことを恐るるが故に此の疾を欣樂せん、唯だ愚人のみ有つて能く是の事を爲す。地獄の中の諸の有情の類の如きは種種の猛餓の爲に焚燒せられて大苦の煎迫する時の暫くも廢すること無しと雖も而も自身に於て深く愛著するは、皆是れ所作の惡業の勢力にして、無明妄見の鬼魅に纏はられ、未だ我見の煩惱の根本を抜かず、彼の有情をして斷滅を怖畏せしむるなり。智者は諸行の相續は空にして我有ること無く、純大苦聚の永く斷滅する時、何んぞ怖畏する所か有らんと觀見す、是の故に若し能く我見を離るれば必らず定んで永滅の涅槃を欣樂す。是れに由りて亦能く斷見をも捨つ、我の斷ずるを見るを以て名づけて斷見と爲す、唯だ苦の斷ずるのみを名づけて斷見と爲すには非ず、故に契經に説く、我と世間との永く斷壞するを見るが故に名づけて斷見と爲すと。世間と言ふは我所の事を顯はす、我我所は眞實に體有りて執せば彼の斷ずるを聞く時、便ち斷見を生ずればなり。若し所執無くんば則ち斷見無し。唯だ所執の我我所の事に依りて起す所の顛倒是斷常の兩見なれば、無上大師邊執見を立てしなり。此の妄見は生死の大苦の熾火を擊發し其れをして増廣ならしむるに由つて無量の有情を逼迫す、是の故に世尊は永滅離欲にして寂靜最勝なる安樂を稱讚し、其の化すべきものをして深心に欣樂せしむ。是の如く涅槃は無に非ず有に非ずして妙智の所證なれば名づけて勝義と爲す。又、諸義中最も勝れ爲るが故に、此れを過ぎて更に所求の義無きが故に名づけて勝義と爲すなり。

復た次に、有が是の説を爲す、常法は定んで有なり、勝義諦は生無く滅無く眞實善にして能く所縁と爲つて聖智を生ずること有るを以ての故なりと、此れも亦然らず。勝義に非ざるが故なり。若し勝義諦にして是れ實有ならば、應に色等の如く衆緣従り生ずべし、若し緣生に非ずんば、應に鬼角の如く體は實有に非ざるべし。又、同喻無くして因の成ぜざる有り、設ひ因は成ずと許すも則ち常住に非ざればなり。又、勝義諦の體にして若し是れ有ならば、應に瓶等の如く聖智の境に非ざる

苦(感情)欲(樂)に對して起る
貪(苦)に對して起る厭——
此の二は情意の中間的のもの
勳勇(意志)の六を教ふ。
苦・樂等の法にして我の徳な
らば我の滅せざる限り苦樂等
も亦滅せざるべし。

【五】大正本は此とす。

【六】勝論の我は常住遍在唯

一のものとせらる。

【七】執我生死の徒を呵す。

【八】欣求涅槃の有智者を讚

す。
【九】愚夫の我見迷妄の相を

示す。
【十】智者の無我涅槃の相を

示す。
【十一】斷見を釋し破斥す。

【十二】三本及宮は聚とす。

【十三】勝義諦實有常住の執を破す。

我のみ獨存し蕭然として自在にして爲作する所無く常住安樂なるを名づけて涅槃と曰ふと、是の如き涅槃は決定して應に許すべしと、若し唯苦が滅するのみにして我有ること無くんば便ち斷壞と爲す、何んぞ涅槃と謂はん、又、此の涅槃は諸の繫縛を離れて自在なるを相と爲し、智者は欣樂す、體にして若し都べて無くんば、何の欣樂する所ぞ。此れは虚言有るのみにして而して實義無し。彼が執を破せんが爲の故に、次に頌に曰く、

若し苦を離れて我有らば

則ち定んで涅槃無し。

是の故に涅槃の中には

我等は皆永く滅す。

(二十四)

論に曰く、汝にして一切の苦樂等の法は皆是れ我の徳なり、乃至、未だ滅せずんば恒常に自の所依の我に隨逐すと執せば、云何んぞ此中にて我と相離れん、我は異ること無きが故に、應に前位の如く彼と相應すべし。又、苦樂等は無餘依の中にも應に永く自の所依の我を離れざるべし、是れ我の徳なるが故に、猶數等の如し。汝が執する所の一の徳、遍の徳は是れ我の徳なるが故に常に我と合するが如く、苦等も亦然り、云何んぞ相離れん、是の如く此の我は無餘依般涅槃界に於て、理に逼らるゝが故に、亦苦等の諸徳とも相應せん、是れ即ち涅槃は決定して有ること無し。或は恒に縛せられて解脱せざるが故なり。生死は唯だ衆苦の聚集有るのみ、因縁力の故に無始の輪廻は無明に迷はされて妄りに我執を生じ、我は恒に苦火の焚燒するところと爲ると謂ひ、我を失ふことを恐るゝが故に解脱を求めず、設ひ解脱を求むるも亦證すること能はず、妄りに我を執するが故に衆苦熾盛なればなり。諸の有智者は眞の善友に依りて無倒に是の如き事を了知し已つて、熾然の大苦を息滅せんと欲するが爲に、精勤方便して頭然を救ふが如くし、聖慧の水を得て數々灌注す、所燒の薪の如く、熾然永く滅して寂靜にして安樂なるを名づけて涅槃と曰ふ、是の如き生死の純大苦衆の熾然永く滅して安樂なる涅槃を諸の有智者の誰か欣樂せざらん。誰の有智者か身

に對して起る。苦樂は凡て我と意(身體内に存し、原子だけの大きさを有し、活動性有る純物質的のものにして我と根境との接觸の場合媒介となりて覺・苦・樂等を生ずるもの)と根(五根)と境(對象)との接觸に依りて生ず、此の四要素中根境は中性的無記的のもの、我は清淨なるが故に、最も働くは意にして之が我を味ます、故に修行の中心は意を制すること(即ち瑜伽)にあり、これによつて意を制して意を我の中に安住せしむれば苦は滅するに至る、更に意の最初の運動を起す所の不可見力(Catalytic、即ち業なり)を滅する爲め六句義の研究によつて眞智を得、眞智と瑜伽と相俟つて初めて眞の解脱に達す。

【一】 明本は聖とす。

【二】 天下の頌及註釋參照。

【三】 (5)若し苦を離れて我有りとせば此の我には已に苦なし、何んぞ解脱を要せん、何より解脱せん、則ち定んで涅槃有ること無し、然るに實には苦は我を離れて有ること無し、我の徳なるが故に、故に苦を滅せる涅槃中には我も亦有ること無し、我無くば涅槃は誰に依りて有ならんや。

【四】 勝論に於ては我の獨特の徳(屬性)として覺(知)・樂・

【二】若し所執の我にして即ち是れ思に非ずんば汝は今應に是の如き私の相を説くべし。若し相を説かずして而も我にして成ぜば則ち應に一切の妄執も皆成すべし。又頌を説いて曰く、

無餘に我の種有らば 則ち定んで能く思を生ぜん。

要らず我無く思無くんば

諸有は乃ち有ること無し。 (二十三)

論に曰く、若し無餘依般涅槃界に我の種子有りて永く抜けずんば、則ち應に決定して現起の思を生ずべし、我は異なること無きか取に、猶前位の如し。思にして若し現起せば則ち一切有り、何ぞ生死の繫縛を解脱すと名けん。若し此の中には我の種は有りと雖も、衆具は闕けたるが故に思は生ずることを得ずと言はば、此れも亦然らず。我は異なること無きが故に、應に前位の如く衆具は闕くること無かるべし。

又、汝が所執の我の體は周遍して他の衆具と恒に共に相應す、別處無きが故に、猶已が有の如し、云はんぞ而も衆具の闕くること有りと言はん。若し衆具は各自の我に屬し、他の衆具は恒に共に相應すと雖も、己に屬せざるが故に闕くること有りと言ふと言はば、此れも亦然らず。處は別無きが故に、恒に共に相應せば何んぞ己に屬せざらん、是の如き所執は後に當に廣く破すべし。若し此の位は究竟寂滅にして本我有ること無く、今復た思無く、一切の種子は所依無きが故に即便ち永く滅して後有を生ぜざること、外種無くんば芽等生ぜざるが如しと説かば、是の如きを即ち究竟解脱と名づく、空に非ず有に非ず。斷に非ず常に非ず常に非ず我、無我に非ず染に非ず淨に非ず諸戲論を絶す、邪見の涅槃を撥無することを止めんが爲の故に眞に常樂我淨有りと説くのみ、此の方便の言を應に定んで執すべからず、既に有とも執せず亦無とも撥せずんば是の如きを乃ち正しく解脱を知ると名づくるなり。

【三】復た次に 勝論外道は是の如き言を爲す、若し能く永く苦樂等の本を抜き、一切を棄捨せば、唯

我有りと云ふを破す。

【二】我は即ち是れ種子なりと云ふを破す。

【三】最勝 (pradhāna) は即ち非變異 (avṛtā) 又は自性 (prakṛti) に同じ、一切の轉變の根本なり、一切諸法は之より轉變せらる。

【三】三本及宮は徳とす。

【四】我は是れ種子の所依なりと云ふを破す。

【五】上に般涅槃時に思我無きを證し、今思我の他に我無きことを説く。

【六】(2)以下更に追説して無餘涅槃時に我の種子有らば解脫涅槃無かるべきを證す。

【七】衆具、衆多の作具 (pradhāna) の意。道具として用ひらるゝ一切のものを云ふ。

【八】正しく涅槃を顯説す。

【九】三本及宮は正とす。

【一〇】勝論の涅槃説を破す。

勝論の解脱論を略述せんに、勝論の我は本來は唯一にして常住遍在のものなれど種々の事情條件の爲めに身體中に存する個人我として論證せらる。

その本性は清淨なれども日常は味されて輪廻の状態を續く。

輪廻の間は種々の善(法)惡(非法)の業を行す、此等の業の生起は我の徳(屬性)としての

説かるゝ欲・瞋に基き、欲・瞋は又同じく我の徳なる苦・樂

論に曰く、^{二八}所現の境に随つて分別受用するを汝は説いて思と名づけ、即ち執して我と爲せば、此れは必らず根境の和合を離れず。是の如き二事は希望を離れず、希望を満さんが爲に根境和合すれば所現の境に随つて思は即ち受用す。般涅槃の時には希望は止息し因果は散壞すれば、何んぞ思有ることを得む、既に思有ること無ければ我も亦有に非ず、云何んぞ汝は唯だ思我のみ有りて繫を離れて獨存す、爾の時を名づけて涅槃解脫と爲すと説かん。^{二九}若し汝にして復た般涅槃の時には思有ること無しと雖も而も我の在る有りと謂はゞ此も亦然らず。故に頌を説いて曰く、

若し我有りて思無くんば

便ち無所有に同じ。

(二十二)

論に曰く、汝が宗は我は思を性相と爲すと計す、般涅槃の時に思にして既に有るに非ずんば性相は俱に滅して更に所有無し、復た何物に依りてか我有りと説かん。^{三〇}若し爾の時には思の用無しと雖も而も種子有りて我の體は猶存す、譬へば眼根は色を見るを用と爲し、時有りては用は滅するも而も眼の體は在るが如しと謂はゞ此れも亦然らず。若し所依有らば是の事有る可し。所以は何ん、功能差別を名づけて種子と爲す、是の如き種子は必らず他に依るに、既に所依無くんば何んぞ種子有らん。先世の諸行の功能差別に引かれて識の上に能く眼識を生ずる差別の機能を説いて名づけて眼と爲す、是の如き眼根は必定して阿頼耶識及び四大種に依止す、無餘依の中にては因果は散壞し、希望思慮悉く皆滅盡し都べて所依無きに、而も我の體有り是れ種子なりと計せば、理として應に然るべからず。又、^{三一}若し我は即ち是れ種子にして此れに由りて思の差別の作用を發すと執せば、此の我は即ち應に^{三二}最勝の所攝なるべし、勝れたる功能有りて諸法を起すが故なり。^{三三}又若し我は是れ種の所依にして此れを因と爲すに由りて能く思の果を生ずと執せば、便ち自宗の思は即ち是れ我なることを失ひ、及び思我は其の性は憍情にして唯だ是れ受者たるのみにして作者に非ずといふを失ふ。

【一】(Ira-paṅkti)と稱す。完全なる解脫は死後肉體滅して二元が分離したる時に於て得らる、之を離身解脫(Vyākhaṇa-hetuh)と稱す。

【二】(1)般涅槃時には思無きことを以て涅槃を破す。

【三】言は愛とす。

【四】數論の神我は唯だ思(知識・意識の作用を爲すもの)を本質とし、全く非活動的にして能動性を有せず此點にて非作者(Ātman)と稱せらる。非變異との交渉は親觀によりて行はれこれによりて神我は凡ての經驗をなす、故に食者又は受者(即ち經驗するもの又は經驗を受けけるもの)又は監視者(支配者)と、稱せらる。釋に所現の境に随つて分別受用すとは之を指せるなり。然し頌に諸徳を捨てて愛を離るとは神我の側に於ては云はれざるには非ざるか、神我は思のみを本質とする純粹清淨のものなるが故に、(一般に佛教側の外道破に於ては實に外道の説く所に非ざるを外道説なりとして破斥することと無きに見らるゝ如し)

【五】般涅槃時に思無きも我有りと云ふを破す。

【六】數論が自ら救ふて、思の用は無きも種子有るが故に

くなるべし。此の經の義は一切世間の散動の妄見皆永く離るゝが故に彼に發起せらるゝ所取能取の相永く滅するが故に涅槃を證得すと言ふなり、是の故に涅槃は決定して是の一切有の執の所依の縁處に非ざるなり。二句を説くこと有らば其の次第を知る、涅槃は永く所縁の衆相を滅し、永く一切の能縁の散動を離る。涅槃は既に衆相と散動とを絶すれば有を以て而して涅槃を取る可からず。然るに經に涅槃界有りと説くは涅槃を撥無する者の見を破せんが爲なり、生死は無始無終なれば決定して般涅槃界有ること無しと執するもの有ればなり。故に佛は煩惱衆苦の熾火の永く滅すること有らば般涅槃界は無生無滅無相無爲にして究竟安樂なりと説く。此れは道理を立て、生死の火は常に相續するも永く滅する期無きに非ることを顯はずなり。衆縁従り生じて損惱有るが故に、猶し世間の山林の熾火の如し。謂く生死の苦は無始より來衆縁に依りて生じ相續して斷無しと雖も、若し善友に遇ふて法を聞きて修行すれば無漏の聖道の現在前する時、諸の煩惱を滅し、諸業を起さず、後苦續かざるを名づけて涅槃と曰ふ、譬へば世間の薪盡きて火滅するが如し。然るに此の涅槃は聖道の所證の究竟寂滅にして諸の性相を離れ永く一切の分別戲論を絶す。所以に契經に種種に宣説するは皆方便して妄見の執を除かんが爲なり。諸の有智者は應に正しく覺知すべし、涅槃は是れ有無等なりと謂ふこと勿れ。若し生死に於て諸の分別を起すも方便を作して其れをして斷除せしむることは易きも、若し涅槃に於て諸の分別を起さば其の病は深固にして救療す可きこと難し。是の故に應に有無等なりと執すべからず。

復た次に數論外道は是の如きの言を作す、因果にして散壞し、希望にして止息すれば、唯だ思我のみ有りて繫を離れて獨存す、爾の時を名づけて涅槃解脱と爲すと。彼が執を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

我にして時に諸徳を捨て

愛を離るれば何の思か有らん。

【一】涅槃は有相を絶するに因り涅槃界有りと説くを通釋す。

【二】涅槃を正説す。

【三】涅槃を樂求する者を戒しむ。

【四】數論の涅槃説を破す。

【五】思(āt, cetas)を本質とする我の意にして即ち神我(Purusa; prāṇa, ātman)を云ふなり。數論に於ては神我は純粹的に精神的にして純淨のものと思、一切の苦・輪廻の因は非變異(avyakta)又は自性(prakṛti)勝因(prakāśan)とも稱すの側面にのみ有りとなす。而して此の二元の結合は神我と非變異との全然異なるものなることを知らざる無分別智(avaiśvān)によりてなり。無分別智とは我慢(Mān, Iṅkara)が覺(Buddhi)を以て神我なりとなすその誤認の智なり、故に二元を分離して解脱を得んが爲には我慢を滅し無分別智滅せば此に神我と非變異との全く異なることの正しき認識を得、神我は非變異の業を離れて解脱を證す、但し生前の解脱は身體存するに依つて完全なる二元の分離を得ず、唯絶對的なる客觀的無關心状態にあつて業用等も有るも果報を引かずして輪廻を引起さざるのみ、之を生前解脱

と爲す。此れに由りて永く煩惱隨眠を斷じ、諸業を引かず後苦を招かずして繫を離れたる解脫の果を證得するが故なり。此の解脫の果は能縛と所縛と及び因とを離れて別に實體有るに非ず、能縛より解脫を得と謂ふ時に能縛の外に別に解脫を證するには非ず、實に分位の別を證見するが故に即ち彼の生ぜざるを名づけて解脫と爲す如く、所縛も亦爾り、煩惱の縛を離れて蕭然として、自在なる分位の差別を名づけて解脫と爲し別に法有ること無し、因も亦是の如く作用の差別の諸の煩惱を離れたるを名づけて解脫と爲し、聖道を離れて外に別に法有ること無し、此の故に此の縛と所縛と因とを離れて別に實に涅槃解脫有ること無し。

復た次に、涅槃にして若し有らば必らず所依有り、此の所依は若しくは蘊なるも若しくは我なるも般涅槃の時に俱に得べからず。故に頌を説いて曰く、

究竟涅槃の時には

蘊も無く亦我も無し、

涅槃を見ずんば

何に依りて涅槃有らん。

(二十一)

論に曰く、無餘依般涅槃の位に住すれば、前の蘊は永く滅して後の蘊は生ぜず、其の中にてはすべて諸蘊の相續無し、既に般涅槃の者有ることを見ずんば、何に依りてか眞實の涅槃有りと説かむ。若し爾の時に於ても亦施設して其の眞實の補特伽羅有りと許さば、便ち如來の滅後定有の見處の過失に墮す、若し爾の時に於て補特伽羅有ることを施設せずんば、還た前過に同じ。般涅槃の者は既に得べからず、是の故に決定して實の涅槃無し。世間に於てはすべて未だ嘗つて貪等無き者に貪等有ることを見ざるを以ての故なり。設ひ復た涅槃の所依有りと計するも、是れ則ち涅槃に所依有るが故に應に貪等の如く其の性無常なるべし。又、若し涅槃の體にして有ならば、則ち緣相有つて而して了知す可く、應に色等の如く生死を出でざること、世尊よ、若し涅槃の體の實有を求むる者は生死を出でず、所以は何ん、涅槃と言ふは永く衆相を滅し、諸の散動を離るればなりと説くが如

vedantī (sāntī) となり。

【九】▲無所依に約して涅槃を破す。

【一〇】(梵) pudgala (pudgala) 舊に人或は衆生、新に數取趣等と譯す、業及び輪廻の主體としての我(個人我)なり。

卷の第二

破常品第一之餘

復た次に有が執す、涅槃は實有にして常なり樂なり、契經の説くが如し、苾芻當さに知るべし、涅槃界有り無生無滅無相無爲にして究竟安樂なりと。此れも亦前の理教に依りて應に破すべし。又、頌を説いて曰く、

縛と所縛と 因とを離れては

生成の用闕くるが故に

更に眞解脱無し、

設ひ有なるも亦無と名く。

(二十一)

論に曰く、前に已に説きたる諸有の句義は、現量の境を越へたれば諍論する時に於ては必らず果を生ずることを以て比量し安立すと。涅槃界は能く所生を有するに非ず、云何んが實有にして常なり樂なりと比知せん。若し能生を許さば則ち自論に違す。涅槃は果無くして諸行に違するが故に、是の故に涅槃の體は實有に非ず、設ひ實有なりと許すも、自の依身に於て勝用を成ずること無し、何んぞ解脱と名づけん。若し己身をして蕭然として自在に永く繫縛を離れしむるを解脱と名づくべくんば、此れは己身に於て是くの如きの用無し、是の故に設ひ有るも身に於て益無し、何んぞ是の如き無用の法に繋すること爲さんや。若し有用を許さば則ち有爲に同じ、既に無用を許さば便ち兎角に同じ。諸の有智者は定んで應に有用は無爲にして無用は實有なりと許さざるべし、故に知る涅槃の體は實有に非ず。此の中にて煩惱と及び隨煩惱と 順の生と後との受の諸の決定の業とを總じて名づけて縛と爲す。此の勢力に由りて諸の有情をして久しく生死の廣大の牢獄に處して諸の劇苦を受けて解脱せざらしむるが故なり。諸の縛の招く所の五取蘊の果を總じて所縛と名づく、所生の苦果は集因に繫屬して自在ならざるが故なり。所有の能く諸縛を除く聖道を總じて名づけて因

【一】(ト)以下六頌涅槃を破す、先に内道の邪執を破す。

【二】本頌の大意

此等を離れば何より解脱し、何に依りてか解脱せん、又涅槃は寂滅にして無生無滅無相無爲ならば之より何物をも生ずべからず、即ち生成の勝用を闕くが故にたとひ有なりと許すも無と名くべし、兎角龜毛の如し。

【三】涅槃を證得するの因、即諸々の方便なり。

【四】明本は説とす。

【五】▲無勝用に約して涅槃の實有を破す。

先に頌の下半を釋す、能生の用無きを以て實有に非ざるを證す。

【六】能生の用無きが故にその實有を比知し難きも然し能生を許さば涅槃は無常の法と成るべし、一切生果の法の無常なること前來屢々説きたる如し、故に常住なりとの汝の自論に違すべし。

【七】▲解脱とは遮の言なるを顯はす。

頌の上半を釋す、縛と所縛と因とを離れて別に解脱の實に有なること無し、解脱とはこれ遮の言にして表の言に非ざるを釋す。

【八】三時業中の順次生受 (Upanidya-vedanīya) と及び順後次受 (Apra-parīya-

とするも甚だ明了ならず、(我の如く)有礙の義を以て無常の宗を證するに分明にして見る可し、故に汝の釋は然らず。
 【四】論主古師の意を解釋して云ふなり。即ち、若し汝の意にして、彼の外道は計して、二つの因の極微は遍體和合し、所生の實果も亦因中に入り二因と一果と三の實は同處にして障礙無しと云ふ。又異計は、二の因微は互に相礙ゆと雖も而も所生の實果は因中に入り因果同處にして障礙無し、然れば此極微は他の極微等を礙するの義有り、と雖も自らの因果の中に於ては則ち障礙無しと計す。これらは極微の上に於ては礙と不礙と有れども而も有礙を以て(頌の)有對の義を解することは他は全くは許

さざるが故に即ち隨一不成の過となるべし、故に須らく別に餘物と共に合し變壞して生ずる因を立て、名けて有對と爲し此の有待を以て無常を證すべしと謂はばこれ即ち此品初めの能く果を生ずる事を以て比度して極微の無常を證したると同意なるべし、今頌は能生の義を以て無常を證せんとするに非ず、故に頌中に有待と云ふなり、即ち是れ有礙の義なり、と。
 【卷】先に古師が有礙を以て有待を解することは他は全くは許さざるが故に隨一不成の過なるべしと云へるを過すなり、即ち他計は極微の上に一切皆障礙すとは許さざれども然も餘の極微、物を礙すと許すが故に有礙の義も亦極成

するを得て隨一不成の過無し、と。
 【六】(へ)以下類して實の方を破す。
 【七】以下實の方を頌破す。上來諸頌諸常を破すと雖も明文もて方の體を破すること無し、故に論主今之を破すなり。外人の方を計するに二種有り。細と麁となり、細は五根の境に非ず、麁は是れ五根の境に非ず、麁は是れ五根の境に非ず、常なり、初の二の因微に因つて第三の果の實を生ず、此の果實には東西南北等の別有るが故に麁の方有るすれば又當の細にも實の方有り、果の實を見て因の極微有り」と知るが如し。今極微を破せば實果も亦有に非ず、既に實果無くんば麁の方も即ち無

なり、何んに依つて細の方の實有なるを顯證せん。
 【七】東に待して西と名け西に待して東と名く。邊に待して近、近に待して遠と名く。麁に待して細、細に待して麁と名く。方は即ち待緣の假説にして實、常には非ず。
 【九】能く果を生ずるものを有所作と云ひ果を生ぜざるものを無所作と云ふ。
 【一〇】(宗)極微空等は是れ無爲に非ず、(因)有所作の故に(喻)猶瓶等の如し。
 【一一】(宗)大有性(勝論)に立つる句義、一切諸法の存在性を一の實在と見て立つ、等は都て實體無し、(因)無所作の故に、(喻)猶龜毛の如し。

るべし。二、若し極微の和合して一處なるを許さば汝が執する更ひに相礙ゆるの義に違すべし。三、若し和合を許すも同一處ならざらんばこの因の微に隔着と不觸との分有り、便ち極微に方分有るの義を顯はす。

【七】頌の兼ねて小乘を破するの意を説す。

【六】有説とは俱舍已後の一切有部宗の義なり即ち彼の計に曰く、間隔無きに由るが故に和合の名を得、相觸れざるに由るが故に方分有るの過無く、極微の體は實には方分無く實には流轉無しと雖も然も積聚に由つて東西差別し、稻麥の聚の如く方分有るに似たり、此處には滅すと雖も隣次に續いて生じ猶流河の如くにして流轉有るに似たり、刹那に展轉相續し猶し燈焰の前滅後生するが如し。後に生ずるも因有り所以に常に非ず。前に滅するも果有り、所以に斷に非ず、と。

【七】先に兩の因の極微は別處なりと計せり。然らば一果は二因を包括す、即ち果は大にして因は小なり因果の等置を許すべからず。

【八】以下三頌極微に方分無しと言ふを破す。

破常品 第一

【七】(3)東西の方等に約して破す。

【六】若し能の照光の極微が東に在らば所照の青の極微は西に在り、その所照の青の微には即ち東分有り故に東方に光を承くれば西方の方に影を生ず。故に東の方角あらば必ず東方の分有るなり。

【七】(4)此下一頌行の依(上半)と行者(下半)とに約して破す。

【六】行者は即ち行用所依の色身なり。

【六】極微は實に常、方分有ること無しと執せば行處、行用、行者無きに至り世間の共に背いて邪見となる。

【六】實句有るに由りて一切餘の句義も成ずるを得、實句にして既に眼見に非ざらんば餘の句義も亦理として根の境に非ず、云何んぞ六句義等の差別を立つるや。

【六】(5)此の下一頌初中後に約して破す。

【六】色を論ずる者必らず麁と細との色に各々初中後の三分有りて並に眼見なりと許す、然るに今外道にして無方分の極微に執せば是の如きは眼中の最勝たる天眼と雖も見ることも能はざる所なり、然らば一切所有無くして色に非ず、都て體無し、空花の如かるべし。

【六】常なるに由るが故に生住滅の三分無く、一なるに由るが故に初中後の三分無し。

【六】以下二頌極微の體の常なることを破す。

【六】以下第三の實の果が初の二の因の極微と同じく一處に居することを破し、又初の二の因微の體は定んで無常なることを顯はさんが爲に此等の頌を説く。

【六】(6)果壞に約して常を破す。

【六】立量して曰く、前句、(宗)初の二の因微には必らず變壞有り(因)餘礙の爲に過らるゝが故に、(喻)塵色等の如し、後句(宗)初の二の因微は必らず定んで無常なり、(因)他の爲に壞するが故に(喻)塵色等の如し。

【六】果の實が極微の因中に入りて。

【六】(宗)汝の因の微は共に果を生ぜざるべし(因)支離するを以ての故に、(喻)水の沙聚に入るが如し。既に因の微にして果を生ずること能はずんば果は即ち非有にして塵物は便ち無なり、これ事實に違す。

【六】(宗)汝の因微の體は是れ無常なり(因)細分有るが故に、(喻)水沙聚の如し。

【六】(7)有對に約して常を破す。

【六】(宗)極微は無常なり(因)有對なるを以ての故に、(同喻)諸の有對のものは皆悉く無常なり、猶色等の如し、(異喻)若し無常に非ざらんば即ち有對に非ず、兎角等の如し。

【六】(宗)極微は常住なり(因)有對礙なるが故にと立量する時此の因は極微の同品には無にして唯異品石等の上にも有り、同品無きが故に汝が所立の極微の有對にして是れ常なりとは法自相相違の過なり、即ち有對礙と常なることとは違反す。

【六】以下古の異釋を破す。

【六】頌中の有對について古師の異釋あり、以て極微の無常を證せんとす、即ち曰く、有對の義に二あり、(一)、因を以て因に對するを有對と名く、二つもの對の極微は互に餘と爲る、兩微合するも同處なるを餘物共に合すと名くる如し、これ兩微は互に他の爲に因となる、即ち因を以て因に對するを有對と名く、(二)、因の微が第三の變壞の實の果の爲に生因と爲る時は因を以て果に對するを有對と名くるなり、今之を以て有對の義を釋す。

【六】論主之を非とす。汝の有對の義を以て無常を證せん

存せず結合して存す、主として地・水・火・風の四實についてその因としてのものを云ふ、極微結合して果としての複合物を生ずる時は因の自體に虧損無くして而も結合すと。

【三】今二極微の和合の時を考ふるに、二微の一は東に一は西に在らば東微の西面と西微の東面と相對し相觸れんも東微の東面と西微の西面とよりに自體は損せられざるが故に。かく一微に自ら有觸對の分と無觸對の分と有り。既に方分有らば必ず無常なるべし、分析すべきが故に。方分無くば和合は不可能なるべし、有和合の故に方分有り、有方分の故に無常なり。

【四】(1)極微の因の同處なるを破す。
【五】勝論に立つる因の極微に二相有り、微細と、圓相となり。極微所生の果にも二相有り、非微相と一塵は大なるが故に。數論に於ては量に微(原子の大小)大(二原子以上の大小)極限は遍在普通に四種を説く、非圓相(横長なるが故に)となり、今二微和合して果を生ずるが故に果の量は長大なり。今頌に此の遍體和合

を破す。因に在る圓微の二相は果に於ては有らざるが故に然るべからず。極微は互にせば其の所生の一の果も亦入るべし、即ち一處に三の極微有ることとなり、然らば果も亦因と微圓の相は等し果も亦因然るに果相には因の圓微の相無くして廣長と成るが故に遍體和合は然るべからず。又諸の極微にして一處に在らば凡ては因極微の状態に止まらざれば、極微の如きが故に、下に廣く釋するが如し。

【六】(宗)所依の實(द्रव्य)は果も應に亦微圓なるべし、(因)の微と別處無きが故に、(喻)猶因の微の如し。即ち二の因微と一の實果と三物同一處なり。

【七】(宗)所依の德等の諸句は並び根の境に非ず、(因)細因と果と別處無きが故に、(喻)細の實に依つて方に色等の德、行等の業有り、同異等も有り、並びに細の因と果の實と別處無し、細因の果の如し。
【八】(宗)所依の實(द्रव्य)が是れ根の境に非ざるを以て類して以て能依の德等も亦根の境に非ずと知る可し。然るに世間も汝の宗も並びに皆實德

業等は根の境なりと許す。故に實等は根の境に非ずとの論は世間と自宗と二宗に違ふべし。但し勝論に於ては德・業等は皆實に依りて存す。

【九】量の德(गुण)と實(द्रव्य)とは體性同じからず、たとひ塵(罷果)の長を見るも何んぞ細果(二微以上の和合)に關せんや。細果の處は因の微に異らず、應に因の微に類して根の所見に非ざるべし。
【一〇】若し所依の實果の上にはの如き塵長有りて量の德相現せば、應に所依の實句の體を捨て、彼の能依の德句の相に同ずべし。例して知る。諸の相を現すものは皆自相を捨つること花の果相を現するが如くならん。
【一一】以下外難を遮す。頗低迦(Spathia)、舊譯には頗梨、頗梨等とす、即玻璃なり、水精の如し、本來白色なるも青等の色の上に置けば青等の色の相を現す、然も本來の白色の相を失はずと云ふ。今外人之によつて難じて曰く、汝が因には不定の過有り。謂つて衆花の他相を現するが故に即ち自相を失ふが如しと爲すや、頗低迦實の他相を現するが故に自相を失はざる如しと爲すや、と。破して曰く、汝の難

は當らず、此の實は無常にして前後は異なるが故に、前は後刹那に至らず、青相を現する時は自相は即ち滅し、白相生ずる時は青相已に無し、此の實の果にして若し彼の實に同じく、既に他相を現せば應に自の實の體を捨てて彼の德の體を成すべし、然るに實無くば德無し。
【一二】是くの如くんばとは外人の救ひの如く、實果の體は應に微圓にして不可見なりとも量の德の力によつてこれ可見ならばの意。
【一三】(2)以下一頌極微の因の異處なるを破す、主として勝論を破す。
【一四】有説とは勝論宗中の異計なり。即ち曰く、兩つの因の極微は形質有りて、隔つて住し、共に一果を生ず。此の一の實果は二因の量に等しく、故に果は可見にして因は不可見なりと、(疏)はして、此義は大いに俱舍已前の舊婆沙の義に同じ然れども生果の常を計するは彼に同じからずと云へり。

【一五】三意を以て破す、一、既に因の極微は隣次なりと雖も別に住すと許さば即ち和合して共に果を生ずるの義無か

共に無常なり。此の如き因果の一切は地、水、火、風の四實中に主として分つなり。今は後者を以て喩と爲して前者を破す、(宗)第三の因果は應に無常の因より生ずべし(因)是れ果性なるが故に、(喩)猶麁果の如し。又は(宗)汝の細因は定んで是れ無常なるべし(因)因性なるが故に(喩)猶麁因の如し。又は合して(宗)細因細果は定んで是れ無常なるべし、(因)是れ因果なるが故に、(喩)麁の因果の如し。無常宗の因には既に同喩有るが故に因果は決定して無常を離れざるを知る。

【三】勝論の極微は即ち(原子としての)地水火風の四實なる故に之は實句義に攝せられ、色は德句義の所攝なるが故に細因(極微)を色等とは稱すべきに非ざれども今は通じて心に對して色と云ふ。等と云ふは空等を等取するなり。

【四】以下一頌、常に因と非因と有るを破す、假ひ二俱に許すも非常とす、至として勝論を破す、

【五】假説してその然るべからざるを證し、故に空等の縁に隨つて合する處に即ち聲等を發すと結論す。

【六】(2)本頌より二量を立つ。

破常品第一

(一)、(宗)汝が宗の空等は應に種々を成ずべし(因)一分が因を作し餘地に非ざるが故に(喩)大地等の如し。

(二)、(宗)汝が宗の空等は定んで是れ無常なるべし(因)種種なるを以ての故に、(喩)猶聲等の如し。

【一】前には空等の上に於て一分作因一分非因の故に種々を成じ、今は空等の上に於て衆多の果の依と爲り衆多の相有るが故に種々を成ず、以上は空等の無常を證するなり。

【二】以下空等の無果を證す、(宗)此の虚空等は縁合するの時に應に果を生ぜざるべし、(因)未だ合せざるの時と體は是れ一なるが故に、(喩)猶縁と未だ合せざる空等の如し。

【三】兼ねて數論を破す。

【四】第十二偈は正しくは主として勝論を破せしなれど以下に此の頌を兼釋して數論を破す、本宗の學說等に關しては今略して述べず。

【五】一分起る時とは一の時、方の分中に諸法起る時の意なり。

【六】一物とは自性(Prakriti)を指す、又は非變異(avyakta)勝因(Pradhana)等と説く、いはゞ世界の質料因にして之より一切は轉變すと説く。

【五】大(Maha)又は覺(Buddhi)とも稱せられ自性の轉變の最初に生ぜらるゝものなり。等は大以下順次に生ぜらるゝ我慢・五唯量・十六變異(五大・五知根・五作根・心根)等を等取するなり。

【六】因たる自性とそれより轉變せる果たる大等とは既に同體なりと言はば常無常の差ありとは義相違す。

【七】前頌は正しくは勝論を破す、今兼ねて數論をも破すと。

【五】數論に於て自性(Prakriti)は薩埵(Sattva喜樂)刺闍(Rajas憂・苦)答摩(Tamas闇・捨)の三德によりて構成せらるると説く、何れも純物質的實體にして同時に屬性なり、その性質等は下に説く如し。此等三德の一一は順次に火・水・地に相應す。最勝は梵語ブラマーナ(Pradhana)の譯にして、勝因(Pradhana)の譯にして、自性が現象界の因と爲り之を造作する點よりかく稱せらる。本論に於て轉變以前を自性と名けり必らずしもその區別によらざるなり。

【六】大正本には闇とす。

【七】自性は三德(三分)の所

成なること本論中にも説くが如し、三德中刺闍の如きは活動をその本質とするものなれど然し三德は決して自ら活動を初むること無し、必らず神の觀照を機縁として活動す。此の神我の觀照を今神我の受用と云ひしなり。神我の觀照とは神我の知(或は思)が自性と相持して其の光自然に自性に到り、此に神我(精神的原理)と自性(物質的原理)との兩元の交渉が開始され轉變を起すこととなる。

【五】我即ち神我(神も我の意 Purusa)は精神の原理にして實體的個人我なり、知(Jna)又は思(Chintana)を本質とす。之により觀照により自性に知識意識的作用を與へ、自らは何等の活動性をも有せず。故に非作者(akarta)と稱せらる。

【六】有用無用なるが故に種々を成ず故に常に非ず。前頌の意に合す。

【七】多體にして種々を成ず、故に無常なり。

【八】(ホ)以下七頌極微を破す、

【九】有とは勝論外道を指す。彼が説に極微は體性は常にして實量として圓體(球形)にして活動性を固有し通常獨立には

【二七】外難なり、根境合して

識を生ずる時に根境は滅相に

至らず正に現在に在り、又未

だ變異せずして正に生相に住

し作用有りて諸識の果を生ず、

必らずし根塵の轉變を待ち

て識を生ぜずと。

【二八】論主外難を通ず、我が

大乘義宗は説く、生相は現在

にあり、此の生相は暫くも停

らずして過去の滅相に入る、

即ち諸法は念々に生滅して無

常なり、此の現在の根塵も將

に滅位に至らんとし體相轉變

して方に能く識を生ずと、故

に先の所説と相違せず。

【二九】更に異部を引いて前難

を通ず、有餘師とは經部師の

義なり、彼部は曰く、一切因

皆自然法爾任運にして成じ人

の造作を待たず、自然の因有

るが故に果は生ずるを得、自

然の果有るに由つて自然の因

有るを知る、嬰兒の乳を飲む

も、龜の水に住するも、鳥の

黒きも、蠶の刺るなりも皆自然

常因の然らしむるなりと説く。

【三〇】頌意は曰く、若し諸の

果法が本無今有にして自然常

を因と爲して生ぜば、汝は果

も亦自然なりと許せば何んぞ

更に自然因の體を立つるを要

せんや、因を待つて起らば自

然に非ず、立量して破す、(宗)

一切の果法は更に因を須ひさ

るべし(因)自然なるが故に、

(喻)自然因の如し。外人若し

執して、果は自然なりと雖も

定の因縁が能く自果を生ずる

ことを失ふと、二に、彼の外

宗は二極微の所成の第三の細

果を計し、麁果に因有るより

推して細果にも因有るべしと

て微細の常因有りと計す、然

るに自然常因を計せば細果も

亦自然生なるべく然らば之に

よりて微細の常因有りと證す

ることを失ふべし、と。

【三一】自然是既に是れ常に

して種子、水・土等の衆縁並び

て是の自然の果を有すと云は

ば自然是應に此等を以て常に

起り常に合してあらしむべし。

【三二】即衆縁は和合時に自ら

共に合して總用を起す、自然

を資助して別の總用を起らし

むること無し。

【三三】(一)因に常と無常と有る

を破し無常のみを許す。

【三四】月光摩尼(Candara Jai-

vanari)のこと、即ち寶珠なり

り其の體堅白にして十五夜の

滿月の光若し此の寶珠を照せ

ば水之より流注すと傳へらる、

【三五】因果の法の大小色貌等

一切が皆同じとは説かず、但

有爲の因果は所謂無常相を離

れず、無常は因・果に通じて

決定して相似すと云ふのみ、

と。

【三六】勝論所立の因に二種有

り、一は常因、二の極微合して

第三の果を生ず、之を細因細

果と稱し細因を常と計す、二、

無常因、第三の細果が彼此互

に合して第五、第七等の果を

興廢等の作用は成ぜざるべし、即ち曰く、(宗)時の體は慧に興廢の作用無かるべし、(因)取捨無きが故に、(喻)龜毛等の如し。

【二八】頌の正意は時の無常を成ぜんとするにあるを顯はさんとす、(宗)は時の用を破して無常を成ぜず、(宗)時の作用は決定して無常なり、(因)他に依つて轉ずるが故に、(喻)地色等の如し。b.は時の體を破して無常を成ぜず、前の地色の喻を以て今の同法喩と爲すなり、(宗)用の所依たる時は定んで是れ無常なり、(因)無常の用の爲めに所依と爲るが故に、(喻)地色等の如し。

【二九】以下正義を示す、初めに時の體を示し、後に時の知り難きを顯はす、時を善くする者とは佛世尊を云ふなり、縁に隨つて……とは日月等の運行する所の道度に隨ふ等を云ふなり、時はかく分位の差別に假立せるなり、別に實の體有るに非ず、佛教の世界説に從へば世界の成立、運行は凡て有情の業の増上力に依る、その如き世界の運行循環の過程の位の差別に從つて假の時を立つるなりと、此等の世界説については俱舍論卷十一等を參照すべし、今一例を示す、

破常品第一

日・月・衆星は何に依りて住するや、風に依りて住す、謂く諸の有情の業の増上力に共に風を引起し、(風)は妙高山を逸り、空中に旋環し、日等を運持して停駐せざらしむ。と

【二〇】運代は交替と云ふ如し、交互に代るなり。
【二一】次の頌を生起す。
【二二】外縁とは種子・水・土・人力等を云ふなり、即ち時自らが内に藏する芽莖等を生ずる差別の功能と此等の外縁の擧發と相俟ちて作用を起し芽莖等の果を生ず。

【二三】所依の時の體にして常にして遷變無くんば能依の功能は時の體を離れざるが故にその體の如くにして是れも亦常にして遷變無く擧發すべきこと無かるべし。

【二四】時に功能有るを破す、(宗)時には定んで芽等を生ずるの能有ること無し、(因)體に遷變無きが故に、(喻)種子等の未變位の如し。

【二五】芽等を生ずるの作用は時の功能に因るに非ずしてその功能を擧發すと稱せらるゝ種子・水・土等の衆縁自らの作用なるを顯はし時は無用なりと斷ず。

【二六】(2)時の機能を破す、即ち因は果を離れざるに約して

破す。

【二七】明本は苦とす。
【二七】頌の上半を釋す、(宗)未だ生ぜざるの果の因は因と名くるを得ず、(因)因の用無きが故に、(喻)猶兎角の如し。

【二八】頌の下半を釋す、外の執する常時なる能生の因は必ず餘の稻、麥等の種子等の法の擧發を待つて別に麥等の因と成ること恰も苦樂等が苦樂の別縁を待つて別に受の因と成るが如くなるが故に是れ無常なり。

【二九】明本は自とす。
【二九】以下外道の救なり。
【三〇】以下論主の破。例を以て比量す、(宗)時の功能は一切の麥の果を生ずるの時處に應に一切の粟等の諸果を生ずべし、(因)遍にして常なるを以ての故に、(喻)粟等の諸果を生ずるの功能の如し。

【三一】外道の救、諸果が生ぜんとする時は必らず時・處決定す、功能は遍すと雖も終に果に異らずして同じく生ずるが故に因果雜亂の失無しと。

【三二】遍なれば時處に決定無しと破す、即ち麥の一を生ずるの功能が則ち粟を生ずるの時處に遍し、粟の一を生ずるの功能も亦麥を生ずるの時處に遍す、一一の機能が既に常

にして遍ならば應に能く一切の諸果を生ずべし、時處によりて生有り不生有りて時處決定すとは許すべからず。

【三三】外が他(論主の宗)を引いて自を救はんとするを破す、外曰く、汝が宗に説く阿頼耶識も亦生果の種との功能有り、我が時の功能の義と相似せば亦過有るべしと、論主の破の中の因縁とは現行能熏等なり。

【三四】(3)時の常住を破す、即ち因は必らず變異するに約して破す。

【三五】頌の上半の意、(宗)所立の時の因は必らず須らく變異すべし、(因)餘法の因なるが故に、(喻)麥の種子等の如し。頌下半の意、(宗)時は必らず無常なるべし、(因)變異有るが故に、(喻)麥の種子等の如し。

【三六】世間が共に認知する所の、生果の功能の所依たる種子等の法はその生長の過程に於ては必らず前の所生の果相たる瘦小たるを捨て、後の能生の因相たる肥大の位を取る、是の如く轉變して芽等の因と爲る。云々。

【三七】麥等の種子が未だ果を生ぜざる位に體相未だ變ぜざるを稱して因と爲すは世間の假説のみ、實の因を説くに非

して無ならば總じて光明等を障蔽するの色は生ずるを得ざるべし、今既に生ずるを得るが故に虚空は有なりと知る、故空は因つて彼の光明色等生ずる故空は光明等の生因にして光明等が因つて虚空有りとして故光明等は空の了因なりと【七〇】若し光明等の色無くば虚空等の色の有なるを知らざるべし、世尊は此説を以て光明の果を以て虚空の因の實の體相有るを顯はすなりと【七〇】之は虚空が能く風輪の所依たるの用を以て體有るを顯はさんとすなり【八一】果を以て因有りとは顯はすを破す。

【八一】以下用に約して體有りとは顯はすを破す、輪依に三種有り、一同聚依、同時の極微が相持して依と爲るなり、二、同類依、前後の自類相望して依と爲るなり、三、異類依、異類の輪を依と爲す。今經は諸輪は前念と現在との同類・同聚の所依の他に第三の所依即異類依無きことを顯はさんが爲の故に風輪は空に依ると説くなり、空は即ち無なり、別に虚空の體有りて風輪の依と爲るに非ず、外人は虚空が風輪の依たるの用有るを以て虚空に體有りと證せんとす、今

論主は釋して空は無なり、風輪空に依るとは即ち所依無きなり、所依の體無し用も亦無なり、何ぞ用を以て體を顯はさんとやと、これ隨一不成の過なり【八二】以下小乘人が經旨を了せずして妄解し常住の論・我等有りとは顯はす故に今論主は經文を引きその意を正釋して常空等の無なることを顯はさんとすなり、虚空には同聚・同類異類の三種の生起の所依無きこと過去等に此等三種の依無きが故に別に顯はさん爲に立置して曰く、(宗)所執の常空は實の體相有ること無し(因)所依無きが故に、(同喻)諸の無所依のものとは皆實の體相無し過去等の如し、(異喩)若し實の體相有らば即所依有り色受等の如し、と。而して經説は實有の色受等と無し、故に無所依なりとす、實有にして所依無きもの無し、空は所依無きが故に明に實有に非ず。

【八二】世俗論中に假有り實有り、色等の四塵は實にして、此等の上に建立せる瓶等は假なりが如し、光明等の色も實有なり、虚空は光明等の無礙色等に世俗諦によつて假りに建立せる法なれば假有なり、光明は意識の知縁となりて虚空性を假立するなり、故に虚空に實の體相無し【八四】以下外人の伏難に答ふる無なり、外人曰く、若し虚空は無體なるも光明等の無礙色等に假立するなり、故に經に光明を藉りて虚空は顯了すと説かば、影闇黒等の色も亦是れ無礙色なり、何故に影闇を藉りて、虚空を顯了すと云はざると、論主之を通じて、影闇等の無礙色に依つても虚空を立つと雖も影闇中には眼に障礙有り、餘の有障礙の物を見るも明ならず、極闇中に於ては唯此の重闇を見るのみにして更に餘物を見る能はず如何んぞ影闇は是れ無礙なりと知らんや、これ光明無礙色中にありて眼に障礙無く餘物をも了し虚空を建立すると異なるが故に影闇を藉りて虚空を顯了すと説かざるなりと【八五】外人難じて曰く、虚空にして若し實の體相無くんば佛は虚空有ること無しと説くべく、光明に藉りて顯了する假有なりとも説くべからざるべしと、論主通じて世俗に皆虚空を有と説く故に隨順して虚空を假立し無とは説かず、別に實有常住の虚空を説くに

は非ずと【八六】以下虚空は唯散心の知にして散心は實境を緣せざるが故に虚空は實有の境に非ざるを明かず、即ち小乘有部宗等にては三無爲中擇滅無爲のみ滅諦に攝するも餘は然らず、即ち虚空は四諦中に攝せられず、又十智(俱舍論卷二十六等參照)中にては唯世俗の一智のみ所知なり、唯智智中に定心有り散心有り虚空は分別散心の所縁の境にして定心現量の境には非ず、四諦に攝せざるを以ても知るべし、而して散心の意識中に於て現量有り非現量有り、前五識所引の隣次の或は同時の意識は現量なりと許すが故に今は之を除いて其餘の散心の意識をと、その有漏にして不定(定心に非ず)・外門(自證分に非ず)・分別の意識(五識に非ず)は決定して實有の境を緣ずること能はざるなり【八七】明本は謗とす【八七】(b)以下二十頌別して帶を破す【八八】(イ)虚空を破す【八九】有分(Pratidhi)全體【九〇】分(Pratidhi)部分【九一】本頌は梵本及西藏譯本にありて著しく漢譯と異なる、論本を參照すべし。

【八三】世俗論中に假有り實有り、色等の四塵は實にして、此等の上に建立せる瓶等は假なりが如し、光明等の色も實有なり、虚空は光明等の無礙色等に世俗諦によつて假りに建立せる法なれば假有なり、光明は意識の知縁となりて虚空性を假立するなり、故に虚空に實の體相無し【八四】以下外人の伏難に答ふる無なり、外人曰く、若し虚空は無體なるも光明等の無礙色等に假立するなり、故に經に光明を藉りて虚空は顯了すと説かば、影闇黒等の色も亦是れ無礙色なり、何故に影闇を藉りて、虚空を顯了すと云はざると、論主之を通じて、影闇等の無礙色に依つても虚空を立つと雖も影闇中には眼に障礙有り、餘の有障礙の物を見るも明ならず、極闇中に於ては唯此の重闇を見るのみにして更に餘物を見る能はず如何んぞ影闇は是れ無礙なりと知らんや、これ光明無礙色中にありて眼に障礙無く餘物をも了し虚空を建立すると異なるが故に影闇を藉りて虚空を顯了すと説かざるなりと【八五】外人難じて曰く、虚空にして若し實の體相無くんば佛は虚空有ること無しと説くべく、光明に藉りて顯了する假有なりとも説くべからざるべしと、論主通じて世俗に皆虚空を有と説く故に隨順して虚空を假立し無とは説かず、別に實有常住の虚空を説くに

いて考ふるに今の場合相違因とは非所作なり共所許とは虚空等なり、即ち非所作が共所許即ち空を遮せずんば非所作なる能立は自相差別に相違すべし、然るに現に空を共許して有と爲す、故に空について常無常を論じ得るなり、既に空の有なるを許さば非作の因は此の空の自相を違害すること無かるべしと云ふ意なるが、即外人の難なり。

【六〇】 有人が外人の難を通ぜんとするなり、即ち我は集衆の極微(無常)の外更に別に個々散在の極微有りて常住なるを許さざれば此の相違因は他宗を害することこそ有れ自宗を害するの失は無しと。

【六一】 有人の通釋を非とす、外道の常を立つるは唯だ總相によりて一切の虚空、神我、極微等の常法は非所作の故に有なりとなすなり、故に唯空等の一切の常法は無なり、非作所の故に、龜毛等の如し」と破すべし、唯偏へに極微のみについて聚散の有無を分別して外難を通ぜんとするは益無しと。

【六二】 先に外人は非所作の相違因が空等の自相を違害するを免れんが爲に空等は共許し

て有となすことを以て理由とすれど我が宗にては外道所立の虚空、神我、極微等の無爲の常法は凡て通許所執の法にしてその有なることを許さざれば無等の難は當らずと云ふなり。

【六三】 空が共許の常有に非ずと破せられたる外道が極微について自己の論の正しきをかち得んとするの心を殺して豫め破するなり。

【六四】 頌の正意は常性の所依たる空等の法の體の有なるを破するなり(有法自相相違因の過)而して兼れて能依の宗法たる常性を破するなり、(法自相相違因の過)、頌の破意の正傍を誤るべからずと。

【六五】 外道の因不成の難を釋す、餘の有類の物とは非作の外に在る物なり、所作の依たる瓶等の有法の如きは即ち有體の物の流類なり、而して非所作の因は唯餘の有類の所作性の物類を遮遣するのみ、別に非所作性を顯はすに非ずと而して是の如き非所作の因は汝も我も共に空等の上に有ることを許すが故に極成すと。

【六六】 更に廣く因を分別して非所作の因の成すべきことを示す、因に三種あり、一に所作とは、聲は明喚の、瓶は泥

輪等の所作なるが如し、此の所作法は有なるが故に有體法と名く、二に非作とは兎角龜毛等は何物の所作にもあらず、即ち體性都無なるが故に無體法と名く、三に所知とは聲、聲、龜毛等は並に心識の所知なり、そは體の有無に拘らず通通するが故に通二法と名く、因にして有體法ならば必ず有法(宗の主辭)も有體法なるべし、無法と通二法とは有體無體の有法に通ず。

【六七】 今所立の因は非作にして無體法なり、而して所依の有法たる空も是れ無なり、空等の上に於て但業緣所作の義を遮するのみ、非作の自性を顯はさんとするに非ず、此の如き非作は共に許すが故に極成す。

【六八】 外人空等を立て、常と爲さば空は即ち有なり、然らば色等が同品にして龜毛等は異品なるべし。

【六九】 宋・元は若とす。
【七〇】 (一)愚智に約して破す。此下一頌愚智に約して破す、愚夫は外道なり、智者は小乘なり愚智殊なると雖も同じく常を執して眞空の空理に乖く、故に今の所破と云る、頌の上半は外道を破す。

【七一】 外道の常執を破す。

【七二】 三本及び宮は知とす。
【七三】 明本は知とす。
【七四】 小乘の常執を破す。
【七五】 以下頌の下半を以て小乘を破す、先づ頌を起さん爲の序論。
【七六】 有餘の釋子とは佛弟子中一切有都その他の小乘諸師を指す。

【七七】 契經に言はくとは疏に云れば成立世界經よりの引用なりと、本經は現存小乘經中には見當らざる如し、疏に引用有るを轉記す。
比丘白佛、一切草木依何而住、佛言、依大地而住、比丘白佛、大地依何、佛言、依金剛輪、比丘白佛、金剛輪依何、佛言、依水輪、比丘白佛、水輪依何、佛言、依風輪、比丘白佛、風輪依何、佛言、依虚空、比丘白佛、虚空依何、佛言、汝問太過、言虚空者無色無見無對、當何所依、然籍光明虚空顯了、俱舍論卷第十一の器世間を説くに同じ。

【七八】 而して此の小乘の徒の此の經證によつて虚空の常住實有を主張するの理由は佛虛空を説いて無色無見無對無所依とすれど人の無見に墮せんことを恐れて光明を藉りて顯了すと説くなり、若し虚空に

常なりと比度すべくんば是れ則ち但だ應に能生の義のみを以て極微の性は定んで是れ無常なりと證すべし。何を以てか頌の中に説いて有對と爲さん、故に知る此の言は是れ有礙の義なり。全く許さずと雖も而も因の義成す、彼は極微は餘物を礙ゆと許すが故なり。既に極微を破したれば方も亦隨つて壞す。極微の果に因りて實有の方を證せんも、極微にして既に無くんば果は則ち有に非ず、何に緣りて而して方の實にして常なるを立てんや。又、方は不定にして緣に待して立つ、假りに有と施設すれば實に非ず常に非ず。上の所説の諸の因縁に由るが故に、極微は是れ常なりとは佛未だ嘗て説かず、但だ諸行は是れ無常なり。唯だ我が大師のみ獨り覺者と稱し、一切の境に於て智見無礙にして所説無倒なれば、眞に如來と號す。彼の邪徒の歸信すること能はざるを感れむ。諸行無常は誠なる哉佛の説なれど無爲は行に非ざれば、何んぞ常を廢せんや。然るに所立の常は二種に過ぐる事無し、一には有所作、二には無所作なり。若し有所作ならば無爲と謂ふには非ず。若し無所作ならば但だ名想有るのみ。故に契經に説く、去と來と及び我と虚空と涅槃との是の五種の法は但だ名想有るのみにして、都べて實義無しと。

破常品第一

【五六】外人更に空等の常有ることを成ぜんとして立量す、(宗)空等は是れ常なり、(因)所作を見ざるを以ての故に(異喩)若し是れ無常ならば所作有りと思ふ瓶等の如しと、破して曰く、虚空には所作あるを見ざるを以て因として虚空の有と常とを成ぜんとするもそれ不可なり。非作の現角等は一切處に有るを見ざるが故に、此の因によつて虚空の

【五七】此の頌及び釋は百論破常品第九中第五第六の論及び釋と同趣意なり参照せよ。此の外道の立量は(宗)空等は是れ常なり、(因)非作なるを以ての故に(異喩)諸の所作のもの皆是れ無常なり瓶等の如し。【五八】非作の因が同品の樂等

に於ては遍無にして異品龜毛等に於て有なることを以て空等の常及び有を遮す、破を立す、(宗)空等は常に非ず(因)非所作なるが故に(同喩)諸の非所作のものは皆悉く常に非ず龜毛等の如し、(異喩)若し非常ならば即ち所作有り苦樂等の如し、(宗)空等は是れ無なり(因)非所作の故に(同喩)諸の非所作のものは皆悉く是れ無なり現角等の如し、(異喩)

する時は必らず同喩有つて因を助けて無常の義を證成すべきなり、若し同喩無くば因は無力にして無常は成ぜず何んぞ餘の常の義を遮せん。【五九】外が救ふて、同異二喩の表はす二の聚法を離れて同も異にも非ざる聚法有り、たとへば現角等の如きは非常非無常なれど能く因を助けて宗の義を成ぜしむ、故に因を助くるは必らずしと、今破す、現角等は非常なるが故に、無常の比量に於ては異品なり、又これは非常なるが故に聚常の比量に對しても異品なり、此の二異品の他に更に別法有るべからず、非同非異聚法有りて因を助くる事は何んぞ成ぜん。

若し是れ無に非ずんば即ち所作有り苦樂等の如し。本釋論に於ては有のみを破し常を破せず、これ常の宗を除いては非常法の異喩無きが故に、是の如く空等の非作の因は同品には遍無にして異品には定有なるが故に能立たる因の所依即ち虚空等の自相を遮す故に正能立に非ず。【六〇】此論は疏によるも明かならず、されど一應本論につ

復た次に、極微の因果の同處なることを破し及び因の體の定んで是れ無常なることを顯はさん
が爲の故に、頌を説いて曰く、

若し因にして果の爲に壞せば、

是の因は即ち常に非ず。

或は果と因との二體は

同處ならずと許すべし。

(十八)

論に曰く、諸の有礙の物は餘礙の逼る時には、若し處を移さずんば必らず當に變壞すべし、是く
の如く極微にして果に侵逼せらるれば、或は相受入して異體同居すること細流を以て塵沙の聚に
漑ぐが如きか、或は復た中に入りて其れをして轉變せしむること妙藥汁を赤餘銅に注ぐが如くかな
るべし。若し前の如しと許さば則ち諸分有らん、既に相受入せば、諸分は支離し、相離の物の共
にして果を生ぜざるが如くなるべし、是れ則ち應に一切の魚物無かるべし。

又、若し彼の諸の細分有るに同ぜば、即ち應に彼の體の如く是れ無常なるべし。若し後の如し
と許さば、自ら極微の體に變壞有りと説くなり、何んぞ微難を待たん。若し並びに許さずんば、應
に極微は互に相障隔し因果は別處なりと許すべし、有礙の物の處は必らず同ならざるを以て、因果
に非る諸の有礙の物の如し。又、頌を説いて曰く、

諸法の常にして而も是れ

有對なるもの有ることを見す。

故に極微は是れ常なりと

諸佛は未だ嘗て説かず。

(十九)

論に曰く、現に石等は自の住處に於て餘物に對礙して既に是れ無常なるを見る、極微も亦爾り、
云何んぞ常住ならん、對礙なると常なるとは互に相違反し、二法の同體なるの理は然らざる所な
ればなり。復た別釋有り、餘物と共に合し變壞して生ずる因を名づけて有對と爲すと、爾ら

ず、極微は皆對礙有り、礙の無常を證すること其の義明了なり。若し極微の餘物を障礙するこ
とは他全く許さざるが故に、須らく別に餘物と共に合して變壞して生ずる因を立てて極微は是れ無

に非ず、唯だそれによりて遮
せらるゝ事掩あり、之が同喻
なる事を顯はすのみなりと、
(例) (宗) 聲は無常なるべし、
(因) 所作性なるが故に(同喻)
諸の所作なるものは皆無常な
り、瓶等の如し(異喻) 若し其
れが常ならば非所作と見よ虛
空等の如し。此異喻にて常と
は同喻の無常を遮し、非所作
とは同喻の所作を遮するなり、
即異喻成せんが爲には必らず
所遮有り、所遮の境を名けて
同喻と爲す、故に異喻を立つ
れば必らず同喻あるなり、異
喻は此の事を顯はすなりと。
[五] 遍とは自の分及び他の
分に行じて能遍有り所遍有る
を名けて遍と爲すなり、異法
喻を立てるに同法喻有りと許
さずんば此の異喻は但だ自の
分のみ行じて他の分(同喻)
には行ぜず即ち所遍無し、所
遍無くば何んぞ能遍有らん、
故に遍と名けずと、尙前に異
喻は遍するが故にとありしを
注感せよ。
[五] 異喻が自ら自體中に向
ふを名けて遍と爲すを以て同
法喻も亦遍なるを得とは云ふ
べからず、自は同法喻中にて
は遍と名けず。
[五] 聲は無常なりの比量を
以て餘の常の義を遮せんと欲

は行は未だ嘗て見ざる所なり。極微は既に是れ行の用の所依なるが故に、極微には定んで方分有ることを知る。若し所行と行用との差別無くば是れ則ち應に行者を撥して無と爲すべし。故に頌を説いて曰く、

此の二にして若し是れ無ならば

行者は應に有に非ざるべし。

(十六)

論に曰く、前後の方に依りて取捨の用を起す。方にして若し有に非ずんば用も亦應に無なるべし。若し爾らば行くと雖も應に不動なるが如くなるべし。若し汝にして行處と行用とを撥無せば是れ則ち所依の行者も亦無なるべし。此の極微を執せば便ち邪見に著す。又諸の極微にして若し行用無くんば、則ち方分有る果を造ること能はず、若し所造の方分有る果無くんば即ち諸の天眼も亦所見無かるべし。是れ則ち所立の一切の句義は諸根の境を越へて頓に名言を絶す、云何んぞ自ら句義の差別を立てん。

復た次に若し極微に執せば初中後無し、即ち淨の眼根も亦見ること能はざるべし、應に空花の如し都べて所有無かるべし。此の義を頌はさんが爲の故に、頌を説いて曰く、

極微にして初分無くんば

中と後との分も亦無かるべし。

(十七)

是れ則ち一切の眼の

皆見ること能はざる所なり。

(十七)

論に曰く、若し極微は是れ常是れ一なりと執せば、生住滅の三種の時分も無し、前中後の三種の方分も無く、應に空花に似て都べて實の物無かるべし。是れ則ち極微は諸根の境を越へて一切眼の爲に觀見せられざるべし。自他推檢するに都て得べからず、是の故に應に計して實有と爲すべからず。此の中には正しく外道の所執の極微の是れ常にして方分有ること無く、諸根の境を越へ眼の所見に非ずといふを破し、兼ねて極微は無常にして分有り根の境を越ゆるに非ずして淨眼の所見なることを頌はす。

爲なりと云ふなり、而して異法喻も亦遮を本質とすればこれ最も比量を立つるに力あるものにして唯之のみ能立なりと云ふべきなりと、更に之を證せんが爲に次の説あるなり、釋せんに、比量言及び比量知有るは共に相の雜糅混在する所を遮するが故に方に比量を成するなり、青色を以て例せんに、青に二相有り、自相及び共相比量なり、自相は名言を離るゝが故に名言の所詮に非ず、唯だ共相のみ名言の所詮なり、而して共相の認識は必らず相對的にして青の共相を詮はすには必らず他の、赤、黃等を即ち非青を遮して青を詮はす、所雜糅の緣とは青と同じ色類中の非青を云ふなり、意識の認識も亦名言の取得と同じく餘の遮によつて之を取らざる、故に青の言も青の智も必らず相の雜糅を遮す事によりて青を詮はし青を離す、異喩も亦此の如し、故に異喩のみ唯能立なりと。

【五】外人は唯だ異喩によりて比量を決定せんとす、即ち立案して曰く、(宗)空等は是れ常なり、(因)非所作の故に、(異喩)語の所作のものには皆是れ無常なり猶瓶等の如し。

【五】異喩がそれ自らのみによりて決定して比量を成する

不同も即ち自執に違し及び有分の過あり。^{一七四}有が説く極微の生處は各異なれば、復た無間にして而も相觸れずと雖も、各一方に據り相避けて住すれば積集差別して方分有るに似たり、世間處に生じて流轉有るに似たり、刹那の前後に展轉相續して因有り果有り斷に非ず常に非すと。兼て彼を破するが爲の故に復た頌に曰く、

一七五 一の極微の處に於て

既に餘有りと許さず

是の故に亦應に

因果の等量をも許すべからず。

(十四)

論に曰く、是くの如き所説の諸の極微の相は竟ひに方分の失有ることを遮すること能はず。何を以ての故に。^{一七六}頌に曰く、

一七七 微に若し東方有らば

必ず東方の分有るべし。

極微に若し分有らば

如何んぞ是れ極微ならむ。

(十五)

論に曰く、是の諸の極微にして既に質礙有らば日輪纒に舉り光を舒べて觸るゝ時、東西の兩邊に光と影と各現じ、日を逐ふて光移り、光に隨つて影轉ぜん。光を承け影を發するの處既に同じからず、故に極微には定んで方分有ることを知る。既に方分有らば便ち極微たるを失ふ。是くの如き極微は即ち分折す可く應に龜物の如く實に非ず常に非ずして、汝が論宗の極微は方分無く常住實有にして世間の萬物を造るといふに違す。

復た次に所執の極微は定んで方分有るべし、行の所依なるが故に、能行者の如し。凡そ遊行する所は必らず方分有り、若し方分無くんば則ち所行無ければなり。何を以ての故に。頌に曰く、

一七八 要らず前を取り後を捨つるを

方に説いて行と爲すを得。

論に曰く、進んで欣ぶ所の處を名づけて前を取ると爲し、退いて厭ふ所の處を名づけて後を捨つと爲す、必らず前後に依りて方分差別して取捨の用を起すを乃ち名づけて得と爲す、方分を離れて

【一七九】 諸外道常の宗を立てんと欲するも、宗に同喩無くして所欲を得ず、故に窮余此の論を起し來る、宗の成は但異法喩にのみ依るべし、必らずしも同法喩を要せずと、異法は遍するが故にとは例を以て説かんに(宗)聲は無常なり(因)所作法の故に、(同喩)諸の所作のものは皆無常なり瓶等の如し、(異喩)常住なるものは所作に非ず虚空等の如し。今聲無常を成ぜんとするに同喩によりてはこれ表にして諸の所作のものと云ふは直接には瓶の所作性を表はし、皆無常なりとは瓶の無常を顯はす、然るに異喩によりては常住なるものと云ふ時は一切の無常を遮し、非所作と云ふ時は一切の所作を遮す、故に同法喩は異喩を表はさず力劣にして能立を成ぜざれど異喩は能く同法を遮し用勝るゝが故に獨りにして宗を立てつることを得ん、と此れ則ち異喩は外に遮して勢力は其の同法に過ぎも、同喩はたゞ内に表するのみにして異法中に至らず、故に異法遍するが故に唯之のみ能立なりと云へり、次に比量は餘の義を遮せんが爲に立つるなりとはたとへば無常を立つる比量はもと常を遮せんが

と言はば、此れも亦然らず、何を以ての故に。頌に曰く、

因に在る微圓の相は

是の故に諸の極微は

果に於ては則ち有るに非ず。
遍體和合するには非ず。

(十三)

論に曰く、若し諸の極微にして體に遍じて和合し、方分無きが故に少分の合に非ずんば、是れ則ち諸微は應に同一處なるべし。實の果も、應に自の因と遍く合して別處無きが故に應に亦微圓なるべし。若し爾らば應に一切の句義は皆諸根の了知する所の境を越ゆと許すべし。所依を見るに由りて餘を知る可きが故に、是れ則ち世間に違害する自宗なり。若し實の果は自の因と遍體にして和合し別の處所無しと雖も然も量の徳の積集の力に由るが故に、其の實の果をして亦見ることを得べからしむ、謂く諸の實の果は住處方分の差別無しと雖も、然も量の徳の積集の殊勝に由りて所依の實の大に非ざるを大に似せ方分の差別を分明に見る可からしむと言はば、此れは但だ言有るのみにして都て實の義無し。我れ先に汝が所生の實の果は諸の極微と既に別處無ければ應に極微の如く諸根の境を越ゆべしと難じたるに汝は救ふこと能はずして、何ぞ餘の言を事とするぞ。若し所依の實にして是くの如きの相現ぜば應に實體を捨て、彼の能依に同すべし、既に他の相を成ぜば應に自の相を捨つべし。亦頗臆迦の如く前相を捨てずして而も餘相を現すとも説く可からず、其の體は無常にして前後異なるが故なり。是れにして若し彼に同ぜば、應に實體を捨つべし。徳は實に依るに實の體にして既に無くんば、徳も亦有るに非ざるべし。實無く徳無くんば、誰か誰の相をか現ぜん、故に所生の實の果は自相を捨てずして而も他相を現すと説く可からず。是くの如くんば即ち應に唯だ徳のみ可見にして、所有の實性は皆根の境を越ゆ、此も亦汝が自の所立の宗に違す。

復次に、有が説く極微は其の形質有りて更に相礙ゆるが故に、居處は同じからずと。是れ則ち極微の住するは鄰次なりと雖も而も處は各別なれば應に和合せざるべし。若し和合を許さば處の同も

推するを得、然らば無の因に不定の過有り。又汝が自ら此の明論の聲は造者無しと許すも我佛弟子は許さざるが故に此の因にも亦隨一不成の過有り、又汝の二比量は空を以て喩と爲せど大乘は許さざるが故に喩も亦成ぜず、故に汝の因喩は凡て成ぜずと、又汝にして強ひて聲常の因を立つるも因若し成ずれば自と爲る、即ち因喩若し有らば常と爲る、有因の法は皆非常の故に、而も因喩無ければ汝の聲常住の主張は成ぜざるなり。

【一三】 若し法が人々の主觀の分別に隨つて轉異せば汝は自ら執する聲常論を捨てて他の無常論を取るべし、何んぞ只管に聲常を執するや。

【一四】 同喩無きが故に立義成ぜざるを明かす、外人立量す、(宗)明論の聲は常なり、(因)造縁無きが故に、(同喩)諸の造縁無きものは皆悉く是れ常なり虚空等の如し、(異喩)若し是れ無常ならば即ち造縁有り瓶盆等の如しと、然るに大乘の宗中には空の常なるを許さざるが故に同喩無し、異喩のみ有るも宗は成ぜずと、又、汝強ひて常の因を立つるも因若し成ぜばかへつて常性を失ふが故に即ち汝の本心に違ふ、故に汝は自意を捨てん。

【一五】 有餘の外道の常論を破

るが故に、無常なれど、一物の自性は變ぜざるが故に常なりと。此れも亦然らず。^{一五三}義相違するが故なり。大等は皆用にして自性は體爲り、大等の變する時には自性も應に變すべし、此れに由りて自性は應に是れ無常なるべし、體は異ること無きが故に、猶大等の如し。又、此の自性は其の體周遍し一分變する時には餘の無量の分も、體異ること無きが故に、應に亦隨つて變すべし。是れ則ち一分一法起る時には餘分餘法も亦應に同じく起るべし、是くの如く舉體作用有るが故に、大等の果の如く應に是れ無常なるべし。又、前頌を以て兼ねて此執を破す。彼が所計に由るに、^{一五五}自性最勝は三分合して成す、所謂る薩埵と刺闍と答摩となり。第一の薩埵は其の性明白なり、第二の刺闍は其の性躁動なり、第三の答摩は其の性闇昧なり、此の三の一一の相用は衆多なれど皆是れ神我の受用する所の事なり。^{一五六}我は思を以て性と爲す。思に受用せらるゝ時に刺闍の性の躁は薩埵等を警して種々の轉變の機能を起さしむ、三法は和同し一分に於て變じて大等を成するに隨つて轉するを最勝と名づく、譬へば大海の其の水湛然にして一分に於て風等に擊せらるゝに隨つて變じて種々の駭浪奔濤と成るが如し。^{一五九}是くの如所執の自性最勝の一分は用有りて變じて大等を成じ、餘分は無能にして轉變する所無し、是れ即ち自體應に種々と成るべし、種々と成るが故に定んで是れ常に非ざること大等の果相の常住に非ざるが如し。^{一六〇}又三の自性の一一に皆明と躁と昧と等の衆多の作用有り、自性の作用は既に體は同なりと許せば、性は用に隨ふを以て應に多體を成すべし。自性最勝は無差別なるが故に、是れ則ち最勝の體も亦應に多なるべし。自性最勝の體は多を成するが故に、應に大等の如く定んで是れ無常なるべし。

^{一六一}復た次に、有が執す極微は是れ常是れ實にして、和合し相助けて所生成すること有れば自體は虧くること無くして而も諸果を起すと。此れも亦然らず。義成ぜざるが故なり。^{一六三}若し和合を許さば必らず方分有るべし。既に方分有らば定んで是れ無常なるべし。若し極微の遍體が和合し方分無し

と爲すなり。士夫に失有りとは人舟に乗じて東に行くに却つて岸が西に移動すと見、幻事を實物と見、旋火を輪と見る等の如く人の五根には過失多きを云ふなり、又見は冥の因とは人たとへば山中に道を失はんに寒飢に苦しみ遠く霧等を見て之を烟なりと爲し、行いて救はれんとする如し。^{一六四}此等外道の聲常住の論も前所説の果を生ずるは常に非性、不生は即ち非有なり。有性は緣從り生ず、非生は有性に非ず。有因は即ち常に非ず、無因は非有なり等の諸の非愛の過と相離れず。

【一六四】以下當聲を立つるの因喩を破す、外人比量を立てて曰く、(宗)此の明論の聲は士夫の造に非ず、(因)能造者の名は不可知の故に(同喩)諸の名造者の名の不可知なるものは士夫の造に非ず虚空等の如し。又(宗)此の明論の聲の體は是れ常住なり、(因)能造人不可得なるが故に、(喩)虚空等の如し。論主破して曰く、汝は先の因に能造者の名不可知の故に士夫の造に非ずと爲すも、それは空等が能造者不可知の故に士夫の造に非ざる如しと爲すや或は曠野中の丘、池等の能造者不可知なる如しと爲すや、後者の如きは能造者不可知なりとも士夫の造と

論に曰く、諸行の生起は必らず自因に似る、故に異類の果を生ずと言ふべからず。豈に現に一四〇月

愛珠あいじゆ従り清流を引出する因果異類を見ざらんや。我も亦因いん従り果を生ずる所有の體相は一切皆同

じとは説かずして、但だ因果相生の義の中相離れざる相の決定して相似せるを言ふのみ、世間に於

ても會て未だ是くの如き因果の不同相有るを見ざるを以ての故なり。一四二世間は共にそ愈なる無常の果

は彼の無常の因従り生ぜざること無きを見れば、類知するに細の果は是れ無常なるが故に、猶しい龜

果の因の定んで無常なるが如し。是の故に色等の因果性の法は無常の相と定んで相離れざるなり。

此の義を決せんが爲に、復た是の言を作す、一切の細果の所因の一四三色等は定んで是れ無常なるべし、

果世常なるが故に、譬へばたゞ龜果の所因の色等の如し。

一四四復た次に、有が是の見を作す、空等は遍にして常なり、若し一分に於て衆縁合する時は即ち此の

分に依りて聲等を發生す一四五若し所依に遍して聲等を發せば、極遠の境に住する根も亦應に知るべし

と。彼の見を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

一四六若し一分は是れ因にして 餘分は因に非ずんば

即ち應に種種しゆじゆを成す 種種なるが故に常に非ず。

論に曰く、若し空等は衆縁の合する時に一分は用有りて自の果を發生し、餘分は用無くして自の

果生ぜずと謂はゞ、空等は即ち應に一四七分分差別なるべし、分分の體用は差別有るが故に、應に聲等の

如く定んで是れ無常なるべし。又、此の空等は體恒たいくわんに周遍して能く種種の自果の所依と爲る、是

れ種種の相の所依止なるが故に、錦繡等の如く非常を證すべし。又、前説の如く常法は凝然ぎやうぜんとし

て改轉す可からざれば縁は何んぞ能く助けん、所計しよけいの空等も應に亦是くの如くなるべし、體既に常

住なれば、衆縁が合すと雖も何んぞ能く聲等の自果を發生せん。一四九復た次に有が是の見を作す、一

分起る時に但だ一五〇一物のみ従り 大等の諸果が展轉變異するを差別増長と説く、大等の諸果は變ず

【*】明論とは吠陀論 (vedānta) の

聖典を云ひ吠陀論又は韋陀論

とも稱せらる、今此に所破の

婆羅門一般の思想なるが特に

學派としては文典家 (vaidika

śāstra 二五〇—一八〇B.C.

頃)並なびに彌曼婆 (Mīmāṃsā)

派に説く所なり、而して此に

云ふ聲とは所謂聲念に非ずし

て觀念而も本有聲念を指すに

てそが知として聲によつて顯

はざるが故に聲と稱するなり、

而して言語と内容との結合關

係の先天常住にして不變化な

る點の觀察を根據として聲常

住論を成立せしめたるなり、

結局概念又は觀念をそれが對

象物中に普遍的に實在すと見

たるにて、觀念知識も經驗生

のものは無常なれど本有の觀

念は常住にして而もかゝる本

有觀念は人知の中に於て非

ず吠陀の中にのみ有りと爲す

故にこれ又、吠陀常住論たる

なり。而して此派の聲とは觀

念にして吾聲に非ず吾聲は唯

觀念の顯はるゝ緣たるに過ぎ

ざるが故に此點で此派を聲論

又は聲顯論とも稱す。

【四三】現量は人が五根を以て

境を證するを以て起るなり故

に人に依る、又非量は見に依

る、烟を見て火を比する等の

如し、六識の了境を名けて見

既に自然有りと許す

因は則ち妄立と爲る。

(十)

論に曰く、若し一切法は本無今有にして自然常住有りて因と爲すと計せば、法は應に自然にして本無今有なるべし、何ぞ妄りに自然常因を立つることを用ひん。既に自然を許さば因に待せざるが故なり。又、^{一一三}體は自然常にして變易無くんば、果の未だ生ぜざる位には既に未だ生ずること能はず、果法の生ずる位にも應に亦是くの如くなるべし、前後は一なるが故に因の義成ぜざるなり。^{一一三}自然常を計せば便ち二事を失ふ、謂く決定の因縁が能く自果を生ずることを攝受することを失ひ、及び所生の龜果有るを見て自許の微細の常因有るを證することを失ふ。若し自然は要らず和合の衆縁の資助を待つて方に能く果を生ず、衆縁は別なりと雖も、然も和合する時自然を資助して總用を起らしむ、此の一の總用は本無今有なり、是の故に自然の體は常有なりと雖も先には果を生ぜずして後に方に能く生ずと謂はゞ、是も亦然らず。^{一一三}自然にして常有ならば云何んぞ衆縁をして常に合せしめざらん、衆縁合する時は其の性は別なりと雖も、然も互に相助けて共に一果を生ず、此れを除いて更に總用の得可き無し。^{一一三}又、自然の性は衆縁の共に和合する位に處すと雖も、亦生ずること能はず、體別無きが故に、未生の位の如し。又常住の法の體相は凝然にして改轉す可からざれば、縁は何んぞ能く助けん。若し自然は縁に従つて改轉すと許さば、所生の果の如く、應に是れ無常なるべし。是の故に唯無常の諸縁のみ有つて互に相資助して勝れたる體用を起し前位に異つて能く其の果を生ずるなり、所立の常は能く前の失を離るゝには非ず。

^{一一三}復た次に 諸の外道有り常の因を建立し、時は改變無くして能く果を生ずと、此れも亦應に相違因を用ふるを以て喩と爲して遮遣すべし。又、頌を説いて曰く、

^{一一三}云何んぞ常性に依りて

而も無常を起さんや

世の未だ曾て見ざる所なり。

因果の相同じからざるは

而も無常を起さんや

(十一)

同じくして滅無かるべく、我慢等の後位が覺等の前位より正しく生ずる時に亦生ぜざる以前と同じくして増無かるべし、若し増減無くば數論の祖迦比羅等の諸造論者は誰の爲に論を造るや、即弟子等は愚を轉じて智を成ずるを得べからずして増益無し、造論して解説を説くも無益なるべし。

【三三】外道救ふて曰く、弟子の愚を捨て智を成ずるは智顯はれて愚は顯るゝなり、故に隱顯は有れど其體に生滅有るに非ずと、破して曰く、彼が生滅無くば前位も不滅、後位も不生にして少しも差別無かるべし、然らば増減無かるべし、故に隱顯無かるべしと。

【三四】體が無にして位が有なるを破す、數論師曰く、二十四諦の前後諸位に隱顯有るも、體は皆三徳の所成なるが故に隱顯無しと、今之を破す。體無生滅を破す、(宗)三徳の體は應に生滅有るべし、(因)位に異らざるが故に(喩)位の如し。位有生滅を破す(宗)前後の位は應に生滅無かるべし、(因)體に異らざるが故に、(喩)體の如し。

【三五】所立の宗は必らず能立の因有りて三相を具するを要す。

【三六】状陀の聲常住論を破す

にして遍なれば則ち時處の決定することを許すべからず。

若し論主所立の功能も斯の過に同じと言はゞ、此れも亦然らず。我の立つる功能は因縁に依りて種種の差別有りて、遍に非ず常に非ず、自の因縁に隨つて種種に差別すれば所生の諸果の時處も決定すればなり。故に用を起して一果を生ずる時にも一果の處に於て遍じて一切を生ずること無し。所以に因果は相雜亂せず、汝が立つる時と功能と皆是れ遍にして常、前後異らざると同じからず。

是の故に唯だ汝にのみ雜亂の失有り。又頌を説いて曰く、
諸法は必らず變異して

是くの如く變異する因を

方に餘の生因と作る。

(九)

論に曰く、世間の共許の功能の所依の種子等の法は必らず前位を捨て、後位を取る、體相轉變して方に芽等の所生の果の因と爲る。是くの如き因の性は理として差失無ければ、(汝が)所立の常の因も應に亦此の體相轉變して方に能く因と爲ると同じかるべし、既に轉變を許さば常住なる容きこと無し。豈に世間も亦種等の果の未生の位に體相未だ轉ぜず作用無しと雖も而も因と名づくることを得と許さざらんや。「爾らず、世間は假名の説なりと雖も而も實の種等は將に滅位に至らんとして正しく能く果を生ずるを方に因と名づくることを得、種等に爾時に必らず變異有るなり。」「根塵は滅せず變無くして而も作用有りて諸識を生ずるに不と爲んや。」「此れも亦將に滅せんとして體相轉變し能く諸識を生ず、故に相違せざるなり。」「有餘師の説く、根塵を識に望むるに種芽等生滅の道理の如し、一切の因果の法は同時ならずと。此雜は彼に於て便ち疎遠と成る。」

復た次に有餘の外道は執すらく、自然の因は體常にして生滅變異有ること無し、自然を因と爲して一切の果を生ずと。彼の執を破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

若し本無今有にして

自然常を因と爲さば

一一

の理のみ是にして常の義は非なりと爲すや。

【三六】 前過に同じとは、一に生果不生果の常を破す、二に若し有性ならば縁生なり縁生に非ずんば有性に非ずとの破三に無因は有に非ず、有因は常に非ずとの破、凡て前破の如し。

【三七】 以下、我が無常宗には同法喻有り、汝の執する常宗には同法喻無しと兩者の異を顯はして破す、數論師は苦樂・癩の三徳を立て、其體は常にして二十三諦と爲ると説く、隱性とは即ち自性 (pradhāna) なり、顯相とは自性より轉變して生じたる覺・我慢等の生滅有るを名けて顯とす、今彼を破して曰く、此の顯相は生滅有るが故に之れ汝が宗中に無常有るを示す、即ちこれ有性なり即ち我が無常の宗と同喩にして汝が宗の三徳の常性を破すと、(宗)苦・樂・癩の三は定んで是れ無常なり、(因)有性なるを以ての故に、(喻)所生の果の如し。

【三八】 數論に相は隱顯すと雖も同じく三徳を以て體と爲すが故に生滅無しと説くを破す、即ち若し然らば覺等の前位は我慢等を生ず、前後生滅無く同體ならば此の前位は後位の我慢等に至りても前位の覺と

類を因と爲し、展轉相續し循環てんでんさうきくじゆわん遷代して終つて而も復た始め、緣に隨つて不同に冷煖の觸異る分位の差別を説いて名づけて時と爲すと。時は因縁生滅を具有し相似に相續すと雖も隱覆して知り難し、豈に知らざるを以て無因等と言はんや。

復た次に有が執す、時の體は亦は常亦是過にして無量の差別機能を攝藏し、外縁擊發して諸の作用を起し芽莖等の果は用に隨つて生成すと。此れも亦然らず。所依の時の體にして若し遷變無くんば、能依の功能豈に擊發す可けんや。所依の種等が變無くして而も芽等の機能を生長すること有るを見ざれば、即ち此の機能を擊發する因縁は芽等の作用を生成すること有るに足らん、何んぞ妄りに無用の時を計することを須ひんや。又頌を説いて曰く、
若し所生の果を離るれば
能生の因有ること無し。

是の故に能生の因は

皆所生の果を成す

(八)

論に曰く、諸法は要らず自の所生の果の勝れたる體用有るに待して方に因と名づけることを得、所生にして若し無くんば能生は詎んぞ有らむ。是れに由りて所執の能生の因は必らず餘法に待して別因を成するが故に苦樂等の如く定んで是れ無常なり。因の法は先に體用有り、後に果の生する時に因の名方に顯はれざらんや、外の衆縁は先に體用有り果の法生じ已つて乃ち縁の名を得る如し、時も亦是くの如し、其の體は常にして遍、種々生長の機能を具含するも、諸の果の生ずる時、用は方に顯はると名づくるなり。又未生の果も亦因の名を得べし、當果に待するが故に、稻麥の種の如し。「汝が所立の時は其の體は常にして過、種種の生長の機能を具含す、諸の能と體とは既に異ること無しと許せば、能は應に體と同じく一一に過にして常なるべし、是れ則ち用を起して一果を生ずる時、一果の處に於て應に一切を生ずべし、是くの如きは便ち因果の雜亂となる。我が立つる功能は所生の果に望むるに時處決定するが故に此の失無し。汝が立つる功能は一一に常

や無因と爲すべきや、若し無因ならば空花等の如し體は即ち有に非ず、若し有因ならば心心法の如く即ち是れ常に非ずと。

【一〇】今因に異執を破す、(宗) 空等は常に非ず(因有因なるを以ての故に、(同喩) 諸の因有るものは皆悉く常に非ず、苦相應の詐の如く苦受相應の心心法の如し、又熾火所生の灰炭等の如し、

【一一】外道の伏難を通ず、外道曰く、論主先の破に於て空等有因の故に非常なりとて因より生ずる心心法等を以て同喩と爲せど空等の上には彼の生因無きが故に其の破に當らずと、今之を通じて曰く、

因に二種有り、一は生因、種の芽を生ずるが如し、二は了因、燈の物を照了するが如し、先の心心法等は生因を無し虚空等は了因を有す、故に無了に非ず、有因の言は總じて生了を攝するが故に極成すと。

【一二】數論の常論を破る。以下に前來の勝論のみならず又數論をも合して破す、數論師は難じて曰く、我は諸法の性は皆常なりと立て汝は皆非常なりと立つ、汝の一切無常の宗と我の一切常の宗とは遂に同喩無し、然らばその過は相持的なり、何んぞ無常

随つて無量の分と成る。即ち此の諸分は餘依を待たずして説いて虚空或は餘の物類と名づく。故に汝が所説の實有にして常住なる空等の遍滿の因の義は成ぜず。若し空等も亦分別に由りて假りに方分を立つるが故に過無しと言はゞ、此れも亦然らず。實には方分無くも前所説の如き過を離れざるが故なり。瓶等も亦應に假に方分を立つべきにも、第一義に依らば方分は實に無なればなり。

此の因は唯だ異法上に於てのみ有れば、同法は既に闕けて義と相違す。又虚空等の差別の名言は唯だ諸分の和合に依りてのみ立つ、分別して假りに方分有り立つるが故に、唯だ彼の色等の和合に依りてのみ宮殿等の種々の名言を立つるが如し。此の意は虚空等の聲は唯だ世俗の境界に依りてのみ立つことを顯示す。又、若し方分有りと説く可くんば、應に青等の如く説いて常にして過なりと爲すべからざるべし。實有の虚空等の性は是れ則ち所立と能立との一分と所依とが不成なり。復た次に、或は有が執す、時は眞實にして常住なり、種等の衆縁の和合は、有る時には果を生じ有る時には生ぜざるを見るを以て、時に作用有りて或は舒べ或は卷き枝條等をして其の榮頼に隨はしむ、此の所説の因は離合を具有す、是れに由りて決定して實に時有りとする、時の所待の因は都べて見るべからず、因を見ざるが故に、所以に生無し、生無きを以ての故に即ち知る滅無きを、生無く滅無きが故に復た常と言ふと。彼が執を破せんが爲の故に頌を説いて曰く、
若し法の體にして實有ならば
卷舒の用は得べし。

此れは定んで他従り生ず

故に所生の果と成る

(七)

論に曰く、時の用は卷舒にして他に待して方に立つ、故に此の時用は縁に隨つて轉するなり。體相にして若し無ならば、取捨の差別と諸有の作用の興廢とは成ぜず。又時の作用は他に依つて轉じ、地の色等の如く定んで是れ無常なり。即ち此事を以て其の同法と爲せば用の所依の時は何ぞ常住なる容けん。故に時を善くするものは是くの如きの言を作す、業風所引の大種差別の自

が故に第三の異品遍無性を成ずと雖も三中二を闕くが故に結局因は正しからず故に宗は成ぜず。此れは即ち隨一の所依不成の過を攝すと。

【二】 前來の外道所立の比量句義には所立一分不極成の過と能立の所依不極成の過と有り、謂く宗には宗依として有法分(宗の主辭)と法分(宗の賓辭)と有り、二分合して宗と名く、而して有法は必ず共許なるを要す、一許一不許ならば法に非ず、又法は必ず敵者に違すべし、違せざれば簡別無し、今勝論の宗に虚空(有法)は是れ常(法)なりと云ふは常は大乗に違するが故に簡別有るも虚空は非有なりとして我(大乘)には有を許さず、豈宗依とならんや故に所立の宗中の一分たる有法は不極成なり、又次に因に三相有り、(前註に名を擧ぐ)、その第一選是宗法には須らく所遍有るべく、以て依となすべし、今勝論にては因に非所作と云ふが故に此の如きは我より云ふが彼の空は有に非ず、即ち、依無し、故に能立の所依は不極成なり。故に彼の立は成ぜず。

【三】 此の頌の意は汝が立つる常法は當に有因と爲すべし

亦虚空を立つと雖も然も影闇の中に於ては眼には障礙有り。或は有は此れを除いて更に所見無く餘物の有無を辯了すること能はず。所以に然も影闇を藉りて虚空は顯了すと説かざるなり。光明の中に於ては眼には障礙無し、若し餘の障礙の物有ること無しと見れば、即便ち此れに依りて假りに虚空を立つ。虚空の假も亦た有に非ずと誘ふこと勿れ、是の故に虚空有ること無しとは説かざるなり。又若し虚空にして實に體相有りて諸々の光明を藉りて而も顯了せば應に青等の如く有色有見有對有依なるべし。經は應に無色無見無對無依と説くべからざるべし。世俗の假有ならば此の過失無し。無礙の色に依りて假に虚空を立つ、質礙等の性は相應せざるが故なり。

又此の虚空は四諦に攝せず、實有なりと執すと雖も、然れども必らず應に有分別智に了知せらるると許すべし。五識身所引の意識を除いて其餘の有漏の不定の外門分別の意識は決定して實有の境を緣すること能はず。故に頌を説いて曰く、

智者は世間に依るも

亦此の義を見ず。

(五)

論に曰く、諸有の智者は世間に依止し分別識に隨つて虚空等に於て復た專精して實義を願求すと雖も乃至少分も亦得べからず、唯だ名所起の分別によりて虚空等に似る種種の影像を見るのみなり。復た次に前所執の空等の如きは遍滿に由るが故に、體は實有にして常なることを破せんが爲の故に、頌を説いて曰く、

唯一の 有分のみが

一切の 分に遍滿するには非ず。

故に知る 一の分に

各別に 有分有るなり。

(六)

論に曰く、時と方と物との類は各差別有り、所以に分と言ふ。空等は彼の諸分と相應するが故に有分と名く。一の有分のみが常住眞實にして一切の分と周遍に相應するには非ず。復た、此の所相應の分をして一一に遍じて一切と相應せしむること勿れ。故に此の有分は所相應の諸分の差別に

遍妥當なるなり。

【三〇】 四念處觀中の第四、法念處なり、即一切諸法を觀じて六入・五蘊・五蓋等につき一その生滅變化を觀察し五蘊の性質を明らめ六入の動搖を制し、五蓋を除いて七善提分を實現するを目的とす。

【三一】 非處とは無理之所なり、即ち誤れる、正しからざる論なり、又曰く、方便とは憍陳の所以なり、默黙とは自ら強めて息まざるなり、とは。

【三二】 (ハ) 無因に約して破す。【三三】 此は勝論等の常を破す、彼曰く、(宗) 空等は是れ常なり(因) 非所作の故に、(喻) 諸の非作のもの皆悉く常なり(同喩無し)。若し是れ常に非ずんば即ち所作有り猶瓶等の如し(異喩)。更に疏には論主の意を顯説して曰く、正因なるが爲には三相を具せざべからず。今此の勝論の非所作の因は三相(遍是宗法性)及び第二相(同品定有性)を缺く、一には勝論の非作は是れ遮の言のみならず、更に表の言なるが故に遍宗法ならば勝論の空には非作なるあるものがあることとなる、然し所遍の空には有性無きが故に第一相は成立せず、又、二には共許の常無きが故に第二相を具せず、唯瓶等は無常にして所作有る

於いて恒に自ら安處して諸法の性相を推求し分別し、中に於て或は智見の猛利なる有り、虚妄に計度し越路にして行じ、各々所知を得んて皆自ら擧げ、互に異論を興し、擅に師資を立つるも、俱に未だ分別の見網を斷除せず、無明の昏睡其の心を纏覆し、夢中に在つて所縁は皆妄なるが如くなれば、如夢智の計する所の空等の常住は實有にして信依す可きに非ず。

復た次に、有餘の釋子は虚空等の實有にして常住なるを執す、故に契經に言はく虚空は無色

無見無對にして當さに何を所依とすべけん、然も光明を藉りて虚空は顯了すと、此經の義は實有の虚空は常住にして無色無見無對、復た所依無く、光明に因つて顯はると説くなり。或は有が疑ひ難ぜん、佛は既に別に所依有ること風輪等の如しと説かざれば是くの如き虚空は應に體相無かるべしと、此の難を釋せんが爲の故に、虚空は有對の光明等の色を容受すと説き、果を以て因に實の體相有ることを顯はすなり。又、虚空は風の所依止にして體相無くして能く所依と作るに非ずと説く。此れも亦然らず。經の義に非ざるが故なり。若し虚空は是れ有果の法なりと謂はゞ、應に生滅有るべし、生滅隨ふが故に體は則ち無常なること色心等の如し。若し生滅無くんば、應に體相無きこと龜毛等の如くなるべし。風輪は同類聚を離れて別の所依無きこと地輪等の如しと顯はさんが爲に、所以に經は風輪は空に依ると説いて風輪を遮せず、前念と現在との同類同聚の生起の所依なるが故に是の說を作すなり。虚空に同と異との生起の所依有ること無きこと過去等の別の實有の常住の體相無きが如くなることを顯はさんが爲の故に、復た經は虚空は無色無見無對、當さに何を所依とすべきやと説いて實有の色受等の物を見ざれば同異生起の所依有ること無し。又虚空を顯はすに光明等に因るは世俗諦に依りて假に有を施設するなり。色等に因りて假に瓶等を立つるが如し。是の故に復た然も光明を藉りて虚空は顯了すと説く。

此れに依りて即ち虚空は光明等を離れて實に體相有りと説く可からざるなり。影闇に因りても

【一】隨逐すとは摩訶外道等の計を破す、彼は「聲は唇舌の衆緣従りして生ず、生じれば常住にして常に壞滅無し」と計す故に量を立て、之を破す、(宗)聲は定んで壞滅す、(因)衆従り生ずるが故に、(喻)苦樂等の如し。次に常住なる容き無しとは勝論等の計を破す、彼曰く、器世界の如きは一生已後劫を経て住して滅相無し、唯だ劫盡き三災壞するの時に至つて方に滅相有り、此世界は初生後滅有り、雖も兩相の中間の一劫は但だ住相のみ有りて生滅無し、即ち是れ常住なりと、故に今量して破す、(宗)世界は決定して念念無常なり、(因)生滅有るが故に、(喻)苦樂等の如し。

【二】以上に於て有性を以て緣生を證す、以下に緣生を以て有性を證す、然し但だ事實を指示するのみ、比量を以て立證するに非ず。

【三】上述の頃の結論也、曰く、生果の常も不生果の常も若し是れ有性ならば緣より生ず、又緣に依つて生ずれば方に性なるを知る、若し緣生に非ずんば即ち有性に非ず、と。

【三七】上述の理は、即ち、時、方、物のその一々に於て別々に而もその各々一切に於て普

既に有體なりと許さば、非所作のものは應に無體なりと許すべきなり。非作の因は樂等の有なるものに於ては曾て未だ見ざる所にして龜毛等の無なるものには皆得べきを以ての故なり。是くの如く非作は能立の所依の自相を違害すれば正能立に非ず。爾らずと爲さんや。諸の相違因は若し自を礙ゆる共所許を遮せずんば乃ち自境に於て能立は自相差別に相違すべし、今此の所依は共許して有と爲す、若し共許ならんば此れに依りて常と無常とは競ふ容きこと無ければなり。故に非作の因は所依の自相を違害すること能はず。有が此言を釋す、我れ今聚の極微の外に散の極微有ること許さず、故に此の違因には自害の失無しと。此の釋は然らず、彼は總相に依りて一切を建立して常法を有と爲す、豈に勞して聚散の有無を分別せんや。是くの如く釋せば、空等の無爲は都べて有なりと許さざるも難と爲す可からず。色等の極微は世俗に依りて其の有と爲すことを許すと雖も而も是れ所作なり、故に非所作の因の義は成ぜざるなり。若し是くの如き不成の因の上に於て相違の過を作すも亦た成ずることを得ず。頌の中の應に常性は無しと言ふべしとは正しく所依の空等の性の有なることを破し、兼ねて能依の常住の性の無なることを辨するなり。若し空等は實有の性無く、所依は無なるが故に、因の義も成ぜず、何んぞ能く有法の自相を違害せんやと言はゞ、此も亦た然らず。唯だ餘の有類の物を遮遣して此の因と爲すと説くのみなるが故なり。因に三種有り、一には有體法、所作等の如し、二には無體法、非作等の如し、三には三法に通ず、所知等の如し。今立する所の因は唯だ所作を遮するのみにして別に非作の自性有りととは言はず。此の因は同類の色等の上には無く、異類の龜毛等に於ては有り、是の故に有法の自相を違害す。

又、頌を説いて曰く、

愚夫は妄りに分別して

空等を常と爲すと謂ふ。

論に曰く、隨つて所見有るも皆謬實無く、智は清白ならざるが故に愚夫と名づく。尋思地に

破すと雖も不生果の當は破すべからず」と云ふを恐れて此の破を説くなり。

【二】これ依他起性に約して共比量を立つるなり、但し共比量とは有法、因、喩が立、敵共許の場合なり、謂く、彼が

所立の時、方、物等は皆是れ識心所現の相分にして是れ依他起性なり、共比量とは(宗)時、方、物等は定んで緣從り生ず

(因)有性なるを以ての故に(喩)諸の有性のもの皆緣從り生ず、苦樂等の如し(異喩)若し緣生に非ずんば、即ち、有性に非ず、空花等の如し。

【三】以下、遍計所執に約して他比量を立つ、外道は依他に非ざる時、方、物の上に横に實有の當を許す、故に時、方、物等は是れ遍計所執性なり、今此等のものは有性に非ず唯外道のみに有と説く故、有法も因喩も皆他のみの所許なり、即ち他比量なり、(宗)時方物等定んで有性無し、(因)緣生に非ざるが故に(同喩)諸の緣生に非ざるは皆有性無し、空花等の如し(異喩)若し有性ならば即ち緣從り生ず、苦樂等の如し。

【四】略を徴して結んで破す、但し略して他比量をば結せず、【四】上に頌の上半を釋し以下に下半を釋す、疏に曰く、此中二の比量有り、滅は必ら

に隨つて轉ぜば、應に自宗を捨て、所餘の見を取るべし。又、常を立つれば、所説の道理は唯だ異法に依るのみにして同法無きが故に所立は成ぜず、或は自意を捨てん。是の故に彼が宗は推檢に任へず、唯だ虚言を構ふるのみにして、都べて實義無し。

復た次に、有餘は執して言はく、唯だ異法論のみを即ち能立と名づく、異法は遍するが故に、比量は本と餘の義を遮せんが爲の故なり、現に相の雜糅する所の縁を遮して能く義を顯はすことを見るが故なり。此の義を定めんが爲に復た是の言を作さく、諸々の所作なるものは既に是れ無常なり、故に知る非作なるものは理として應に常住なるべし、此の言は異法の決定することを顯すことを爲すと、此れも亦た然らず。自意の語に隨つて如實に正理を顯はすこと能はざるが故なり。所以は何ん。唯だ異義に遮せらるゝ事境を名づけて同喻と爲すことを顯はすのみなればなり。其の異法論は二分に俱行すれば名づけて遍すと爲すべきも、若し同喻無くば何の遍する所ぞ。説いて自體が自ら遍すと言ふべからず。又、諸の比量は餘の義を遮せんと欲せば、要らず同法有つて然して後に方に成すべし。同法にして若し是れ無ならば、異法も應に有に非ざるべし。其の同異の二聚の法を離れて外に餘の句義有ることを許さざるが故なり。此れに由りて即ち現に相雜糅する所の縁を遮して能く義を顯はすことを破す。

又、所作を因と爲すことを見ざるを以て、常有ることを成せんと欲するも、終に是の義無し。一切處に未だ會て有ることを見ざるを以てなり。故に頌を説いて曰く、

所作の無常なることを見て

非作は常住なりと謂ふも

既に無常の有ることを見れば

應に常住は無しと言ふべきなり。

(四)

論に曰く、所作なるものは皆是れ無常なるを見て、非作なるものは皆是れ常住なりと謂ふも、既に所作の無常性有ることを見れば、應に非作の常住性は無しと言ふべきなり。諸の所作なるものは

に、(宗)猶虛果の如し、又は(宗)極微・空等の體は定んで是れ有なるべし、(因)能く果を生ずるが故に(喻)猶虛果の如しとなる。

【一】外道の反難なり、曰く、若し極微等が能く果を生ずるを以ての故に虛果等の如く緣從り生じて是れ無常ならば、我が宗所説の常法中所餘の大有(六句義中の同句義即ち有性句義なり)同異(俱分句義なり)等は既に果を生ぜざれば應に是れ常なるべしと、是れ勝論の論難なり。有部等に由らば勝論の極微は能く果を生ずるが故に是れ無常なりと爲すべきも我が宗の虚空涅槃は果を生ぜざるが故に應に常なるべし、と云ふべし。

【二】上の外の難に對して内【三】が通ずるなり(宗)大有性等及虚空等は並びに悉く有に非ず(因)生果の用無きが故に(喻)永滅無の如し。

【四】(二)頌は重ねて第一頌に破したる生果の常を破すると共に兼ねて不生果の常を破す、即ち外人が猶執して「常にして果を生ずる有り、無常を以て常を例すべからず、又常にして果を生ずる有り、果を生ぜざる有り、生果の常は

頌に曰く、

故に因無くして成ぜんと欲するも

眞見しんけんのものは有に非ずと説く

(三二)

論に曰く、諸有の比量ひりやうは能く他の許さざる所の義を成立するを乃ち能立と名づく。若し正因を離れて但だ言説ごんせつのみ有らば、虚しく自意を陳べて義終ひに成ぜず。言有り因無くして義成ずることを得ば、諸有の所立の一切は應に成すべし。縦ひ一切にして成ずるも仁今何ぞ怪あやまん。我も亦た怪しむこと無し、彼自ら成ぜざるのみなり、無因にして一切の皆成ずることは汝も亦た許さず。復た次に有餘は偏へに明論めいろんの聲は常にして初めに縁に待せず、後に壞滅無く、性自ら能顯にして諸根を越ゆるの義にて決定量と爲り、曾つて差違せざるも現比等の量は士夫と見とに依れば、士夫には失有り、見は是れ疑の因、故に能依の量皆信受し難しと執す。此れも亦た然らず。前所説の非愛の過咎と相離れざるが故に。若し所依止の士夫と及び見と皆過有るが故に能依の諸量も亦た失有らば、汝と及び汝が師との見と及び言論とも既に過失有り、云何んぞ信す可けんや。汝が發する所の言は便ち自害を成すればなり。若し汝が意にして汝と及び汝が師との發する所の言詞も亦た是れ定量にして餘聲よごしやうは非なりと謂はゞ、比量有ること無し、但だ自宗を愛するのみにして亦た復た自ら所立の宗義にも違す。又、比量を以て明論の聲は士夫の造に非ず、體是れ常住なりと立つれば、因と及び同喻と應に更に成ずることを須つべし。設ひ復た能く成ずるも則ち自害と爲る。又、明論の聲は所餘の聲と同じく是れ聲性ごんじやうならば、云何んぞ但だ此聲のみ是れ常にして餘聲は無常なりと説かんや。亦た餘人が自ら許す聲は是れ無常なり、士夫の造に由るが故に是れ常なるに非れども、今は則ち許さざるが故に是れ常住なりとも説くべからず。法性は決定す、豈に論者の許と不許とに隨つて常と無常とを成ぜんや。説いて一切の法性は見の差別に隨つて其體も轉變すと云ふべからず、一物が同時に多の體相有つて更互に相違すること道理に非ざるが故なり。若し法にして人の情計

れら常法の實有を安立すれど今此の比量による時は生果の常法は必らず縁より生じ、生じ已れば又滅に歸するが故にこれ定んで無常法なりと云はる、而してかくの如く諸法は一として常法有ることなく悉く無常にして佛のみ如實に諸行の無常を知り説く、故に佛を除いては如實に如來と號するもの無きなり。

【三】至として勝論の鶻執を破す。

【水】他論諸説とは諸の外道小乘の所説なり。

【三】極微・虛空・時・方・意・我・微・圓・德等凡てこれ色根現量の所取に非ず、而も唯能くそれらが果を生ずるを以ての故に有なりと比量し安立するなり、此の外道の比量を疏によりて説明せんに世間現見の瓶等の産果は細色等に依らずして生ずるもの無し、故に第三の因果も亦初の二の極微等の生なりと知る、又、若し神我及び意等無くんば苦樂善惡等は誰に由りて生ぜん、若し虚空無くば聲は何に緣りて起らん、若し時無くんば芽等も生ぜざるべし、とかく比量して此にそれらを生ずる常法の有を立てんとす、即ち、宗第三の因果、苦樂、聲等は定んで因とする所有り、(因)是れは果なるを以ての故

又、彼は 非處に方便慇懃なるなり。何を以ての故に。頌に曰く、
因無くして有性なるには非ず。

論に曰く、彼が方便慇懃に常を立つと雖も而も竟に道理として是くの如き句義有りと説くこと能はず。所立と能立との一分と所依とが不成なるが故なり。

既に餘の同類の義有りと許さずんば、同喩闕くが故に、比量は成ぜず。設ひ復た強ひて説くも、遂に非理を成ず。何を以ての故に。頌に曰く、

因有らば即ち常に非ず。

論に曰く、縦ひ彼にして強ひて常性に因有りと説くも、既に因有りと許さば即ち常性に非るなり。苦と熾火との相應所生の如し。此の因便ち能く根本を違害す、生因無しと雖も而も了因有り、有因總なるが故に即ち極成と爲す。復た次に有が、一切の性は皆是れ常なり、若し一切は皆無常性なりと立せば俱に同喩を闕いて比量を成ぜずと執す。此も亦た然らず、前の過に同じきが故に。

又彼にして隱性を立て、常と爲すと雖も、而も顯相の其の生滅有ることを立つれば、此れに由りて能く無常性を顯はし常性を遮破するに足る。彼が論は顯相の是れ常なると及び非有なるとを遮破するが故なり。若し顯相も亦た生滅無しと説かば前位に減無く後位に増無し。諸々の造論者は何の爲す所ぞ、何の造る所ぞ。若し諸法は隱顯有りと雖も而も生滅無しと謂はゞ此も亦た然らず、前後の兩位にして若し差別無くんば便ち増減無し、何の隱顯か有らん。又、體を離れて外に別に位有ること無し、故に位に隱顯有らば體も亦た應に然るべし、汝にして體に生滅有ることを欲せずと雖も、理に逼らるゝが故に、必らず應に信受すべし、是の如く所立の前後兩位の隱顯は非常を同法喩と爲す。此れに由りて我が立は汝と同じからず、常を立つれば同喩は定んで有に非るが故なり。又、所立の義は必らず須らく因有るべし、唯だ起心のみにして即ち成立すべきに非ず。故に次に

數等の諸徳は但だ實(Reality)等に依存して顯はるゝのみにして他を生ずること能はざるが故にこれを不生果の常と名く、有部等の説く虚空涅槃等も亦此の後者に攝す、今一切とは此の生果の常法を云ふ、一切爲果生を因明三支作法の形式に配當すれば一切は宗支の有法即ち主辭にして生は宗の法即ち賓辭に當る、合して宗を成ず、但し此の生とは極微等の一切の生果の常法は應に又他従り生ずべしとの義なり、爲果とは此の極微等の爲に果が従つて生ずるを云ふなり、而して一切生の三字は以て宗を成じ、爲の一字は以て因はすと見るを得ん、即ち一の極微のみにては生果の用無けれど二微以上合して生ぜられたる果は又能く他を生ず、之を以て宗は一切生の同喩と爲す。以上を以て三支の形式を整ふれば、(宗)一切の生果の常法は皆緣従り生ず、(因)能く果を生ずるが故に、(同喩)諸の能く果を生ずるものは皆緣従り生ず、猶産果の如し、(果)を生ぜず空花等の如し、となる、諸の外道は種々の常住の句義を立てそれが能く果を生ずることを以て比量してそ

故に佛を除いては

如實に如來と號するものあることなし(一)

論に曰く、諸有の世間は、他論所説の種々の常住の句義の多く現量所行の境界を越えたるものを
鄙執す、能く果を生ずることを以て比量し安立す。既に能く果を生ぜば、亦た應に緣從りして生ず
ることをも比度すべし、龜色等の如し。若し緣生に非ずんば勝れたる體用無く、應に生ずること能
はざるべし、空花等の如し。若し彼の義にして緣從りして生ずと許さば、即ち定んで滅壞す、所生
の果の如し。所以に佛は諸行は無常にして緣に從つて生じ滅すること苦樂等の如しと説く。是の故
に唯だ佛のみ無顛倒に説き、如來と名づくることを得、一切の境の無罣礙なることを見るが故なり。
「若し爾らば所餘の果を生ずる用無きもの此れは應に是れ常なるべし、既に果を生ぜざれば緣從り
生ずと比度す可からざるが故なり。」「爾りと雖も既に能く果を生ずる用無くんば、永滅無の如し、
應に非有に比すべし。此の言の其の義の決定なることを顯はさんが爲の故に、復た頌に曰く、
時¹⁰⁰として方もして物としても
有性にして緣生に非ること有ること無し。

故に時としても方としても物としても

有性にして而も常住なること無し。(二)

論に曰く、諸々の有性の法は定んで緣從り生ず、苦樂等の如し。若し緣生に非ずんば定んで
有性無し、空花等の如し。此れにして若し有性ならば應に緣從り生ずべし。若し緣從り生せば
滅は必らず隨逐して常住なる容きこと無し。是くの如く説き已る。或は復た諸法は必らず緣に依
りて生ずれば、方に有性なること現在法の如く、若し緣生に非ずんば即ち有性に非ざること未來法
の如しと知る。此の義を辨ぜんが爲の故に無有時方等の言を説く。此れは所説の其の理の決定な
ることを顯はず、若しくは時として若しくは方としても若しくは物としても。差別して一切處
に遍せば皆諍論無し、菩薩が循法觀に住して諸法の中に於て少法として緣生の外に出づるもの
を見ずと説くが如し。

して方便と爲すに由るが故に、
即ち男女色聲香等の十相分別
を起す、隨つて十相分別を取
りて依止と爲すが故に邪の顛
樂を生じて天王或は人王等と
作らんと願す、既に人法二事
の性空を顯はせば即ち空解脫
門を顯はずなり、十相の分別
亦即ち隨つて滅すれば即ち無
相解脫門を顯はず、事相既に
無くんば何の求願する所ぞ、
即ち無願解脫門を顯はず。
【二】性¹⁰¹と相、人と法との二
の執なり。
【三】(四)總じて常と無常と
を標す。
【一】我我所の事と云ふべき
を略してかく云へるなり。
【二】(A)先に常の事を破す。
【三】(B)以下五頌總じて常
を破す。
【四】(イ)生果に約して破す。
以下五頌まで總じて常
を破す、第一頌第一句は、疏
に曰く、此量を立て、正しく
勝論等の生果の本法を破す。
以下疏に隨つて本頌を釋せん、
今の所破は唯だ常法のみなり、
此常法中に生果の常と不生果
の常とあり、四大極微の能く
細果を生ずるが如き、微の聲
徳を生じ、地の思徳を生じ、
時の芽徳を生ずる等の如きは
即ち生果の常にして大有・同
異等の諸句義、及び微、顯、

大乘廣百論釋論

聖天菩薩頌
護法菩薩釋
玄奘三藏釋

卷の第一

破常品第一

【一】 妙慧日輪の如く、光を垂れ闇を破し淨眼を開き、
【二】 遠く微言を廣百論に布くものに稽首し、百聖の隨行を我れ當に釋すべし。

論に曰く、邪執の我我所の事の性相の皆空なることを顯はし、方便して三解脱門を開示せんが爲の故に斯の論を造る。執して事の性を見て方便と爲すが故に、相の分別を起し、隨つて事の相を取りて依止と爲すが故に、邪の願樂を生ず。既に事の空なることを顯はせば、二は即ち有に非ず。

【三】 其所の事に略して二種有り、謂く常と無常となり。常住の事は勝にして寂靜安樂なり、衆生は樂の清曠無爲なるを聞きて多く欣樂を生ず。無常の事は劣にして能く諸苦を引く、衆生は苦の熾火に焼かるゝを見て多く厭離を生ず。是れに由りて論の初めに先づ常の事を破す。故に頌を説いて曰く、

一切は果の爲めに生ず

所以に無常性なり

破常品第一

一

【一】 (一) 歸敬頌。
【二】 此の兩行の頌文は敬を聖天に致す序分なり、妙慧とは聖天菩薩は眞に通じ俗に連するが故に妙慧と云ふ。
【三】 遺布とは提婆製する所の論は是れ佛去りて後八百年より時流れて一千の後に至るが故に遠く布くと言ふ也。
【四】 疏に曰く、微言とは此論は直に有を破するのみに非ず、亦復無をも遣るなり、有の執が皆除これば言を發するも當るもの無きが故に微言と曰ふ。
【五】 百聖の隨行を我當に釋すべしとは釋して敬意を申ぶるなり、提婆製る所の百聖が隨行する所の廣百之論を我れ當に釋すべし。
【六】 (二) 論の起意を釋す。
【七】 人法の二執は皆我及び我所有り、總じて一切の遍計所執を攝して皆盡くす、此の遍計所執の體性及び其の相貌は並びに悉く有に非ざるが故に皆空と曰ふ、此の空理に因つて三解脱門を顯はすが故に方便開示と曰ふ。
【八】 理に對す、本體界に對する現象界、平等界に對する差別界なり。
【九】 空・無相・無願の三、
【十】 (三) 論の起意を釋す。
【十一】 人法二種の事の性を執

mod par gan las higrab par hgyur //
 (和) 法無なるが故に無法に於て有あらざるべし、無法に於て(有無きが故に)法は如何にして無なりと立せらるゝや(無なかまへん)。

【三】(藏) ston pa stan tshigs las hgyur ba /
 de phyir ston par ni hgyur na //

dam boah gham tobhigs las gham ni /
 ma yin des na stan tobhigs med //

(和) 空が因によりて立するが故に、空とならずんば宗と因と異なること無きが故に因は無なるべし。

【三】(藏) gan phyir ston pahi dpe yod pa /
 des na ston par ni hgyur na //

bya rog ji lha de bshin du /
 bdag kgyai nags ces byod nus sum //

(和) 空の喻有るが故に空ならずんば鳥の如くその如く我も亦黒しと云ひ得るや。

【三】(藏) gal to rai bshin gya dnos yod /
 ston mthoñ yon tan oi shig yod //

rtogs'jes mthoñ ba jshin ba ste /
 de ni hdi ru dgeg par bya //

(和) 若し法が自性有ならば、空を見て如何なる徳有りや、分別による見は縛にして、それは此に遮せらるべし。

【三】(藏) goig yod goig med ces bya ba /
 de hid min hbig rten peñu min //

des na hdi yod hdi med ces /
 byod pa hid du nus ma yin //

(和) 一有り一無しと云はら眞なく亦俗もなし故に此れ有り此れ無しと云ふ能はず。

【三】(梵) sad nast sudano celi yasra
 pakro na vidyate /
 upalambhāś cirovāpi tasya

yaktun na sakrate // (MV, p. 16)

(和) 有と無と亦有亦無との宗は有ることなし此れに於て難は畢竟じて説かるゝ能はず。

【三】(藏) yod dan med dan yod med ces /
 gan la phyogs ni yod min pa //

de la yan ni rin po nshin /
 klan las byod par nus ma yin //

我は在り邪宗を熾く火の爲に 沃ぐに如來の正教の酥を以てし
又扇ぐに因明の廣大の風を以てす 誰か敢て蛾の如く猛饑に投ぜん。

(和) 若し凡てに於て(有無の)二無くは如何なる他に於て有法有りや、若し汝それを正理なりとせば如何にして他を離ずることを爲すや。

【二】(藏) dños po kun gyi dños med la /

rnam par dbye ba. mi rigs te //

rñams rñams kun la gñi mthob ba /

de ni rnam dbye ni i'gyur ro //

(和) 一切法の無に於て差別は道理に非ず、一切の實(有)を見るも差別なかるべし。

【三】(藏) med phyir gshän gyi phyogs la lan /

brjod pa min par gregs. na. ni //

gñan tobñigs kyis bzlog rai phyogs kyai /

o'yi phyir na sgrub ni i'gyur //

(和) 無なるが故に他宗に等しくこと無こととはば、因は破せられたり自の宗は何故に立たざるや。

【四】(藏) sun i'byin byed pañi gñan tobñigs rñed /

sla shes hiñg rten brjod na yai //

gshän gyi phyogs la skyon brjod pa /

ñid du oi yi phyir mi nus //

(和) 能破の因は得易しといはる他の宗に於ける過は何故に説く能はざる。

【五】(藏) yod ces bya ba tsam shing gñis /

gal te de ñid dños yod na //

med ces bya ba tsam shing gñis /

med par yai ni ñis mi i'gyur //

【六】(藏)

gal te kun la gñis min na /

gshän gñi shing la yod dños yod //

gal te khyod lañ de rigs na /

brgyal pa gshän po oi ste byed //

(和) 有といふのみによりて若しもそれが有法ならば、無といふのみによりて如何んぞ無ならざる。

【七】(藏) gñi phyir yod bzlog ces miñi btags /

de phyir med par mi i'gyur na //

gñi phyir yod ces mi byas pa /

de phyir yod par mi i'gyur ro //

(和) 有なりと名くるが故に無なるべしは有と爲されざるが故に有なるべし。

【八】(藏) gal te thams cad hiñg rten pas /

brjod pas hiñg rten pa yod na //

dños gñi de ñid du yod pa /

de ni hiñg rten par ois i'gyur //

(和) 世間が説く一切は俗にして有ならば眞性にある所の法は如何んぞ俗ならん。

【九】(藏) gal te dños kun med pañi phyir /

med par ñid du gyur na ni //

de la yin ñan phyogs rñams kun /

dños po med par mi rigs so //

(和) 若し一切の法が無なるが故に無性となりは是の如くなること一切の宗とが無法なりと(説くは)正しからず。

【一〇】(藏) dños po med phyir dños med la /

ñid po yod par mi i'gyur ro //

dños po med par dños po ni /

無の名が法の無なるを表はさば 法は實に應に有に非ざるべし。(十六)
名に由りて法の有なるを解して 遂に法は無に非ずと謂はば

名に因りて法の無なるを知らば 應に法は有に非ずと信すべし。(十七)

諸の世間の説く可きは 皆是れ假にして眞に非ず

世俗の名言を離るれば 乃ち是れ眞にして假に非ず。(十八)

諸法を謗りて無と爲さば 無の見に墮す可し

唯諸の妄執を滅くのみ 如何んぞ無に墮すと説かぬ。(十九)

有は眞有に非ざるが故に 無も亦眞無に非ず

既に眞無有ること無くんば 何んぞ眞有有らん。(二十)

因の法空を證する有らば 法空は應に立たざるべし

宗と因とが異無きが故に 因の體は實に無と爲る。(二十一)

唯喩有るのみにして應に 例するに諸法は空に非ずと謂はば

若し法が本性空ならば 空を見て何の徳有りや

虚妄分別の縛を 空を證するの見が能く除く。(二十三)

法が一と成り無と成らば 眞に違し亦俗にも違す

故に有との一異の 二は俱に言ふ可からず。(二十四)

有と非有と俱と非との 諸宗は皆寂滅す

中に於て難を興さんと欲するも 畢竟して申ぶること能はず。(二十五)

聖天菩薩は論を造ること既に周なくして重ねて摧邪を敍し、復頌を説いて曰

gñi las hbyun ba fid du hgyur //
ji las bur na cig kos ni /
med jar ghen po hbyun bar hgyur //

【八】(藏) gñi to phyogs fid du hgyur na /
phyogs med phyogs kyi 'o hor hgyur //
de lhar phyogs med fid med na /
gñi shig mi mthun phyogs su hgyur //

【九】(藏) gal to dños po yod min na /
me ni tshu bar ji lhar hgyur //
tshu ba me yai yod min shes /
gñi fid dñal bzlog par byas //

【一〇】(藏) dños po mthou nas dños po ni /
med pa shes bya bzlog hgyur na //
de lhar phyogs ni bshis ohar la /
fies pa spens 'ya gñi shig mthou //

【一一】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //
sain rgyas rnamis la med fid kyan /
de fid phyir na mun lbral peño //

【一二】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //

【一三】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //

【一四】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //

【一五】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //

【一六】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //

【一七】(藏) rdul phran la yai yod peñi dños /
gñi du med der ji lhar hbyun //

餘の宗の現見の因は 此の宗の許す所に非ず。 (六)

若し不空の理無くば 空の理は如何んが成ぜん

汝は既に空を立てざれば 不空は應に立たざるべし。 (七)

若し無宗有りと許さば 有宗は應に立つ可し

無宗が若し有に非ずんば 有宗は應に成ぜざるべし。 (八)

若し諸法が皆空ならば 如何んぞ火を煖と名づけん

此れは前に具に遣りしが如し 火と煖とは俗にして真に非ず。 (九)

若し法は實有なりと謂はば 彼を遮して説いて空と爲す

應に四論は皆眞なるべし 何れの過を見て而も捨せん。 (十)

若し諸法が都て無ならば 生死は應に有に非ざるべし

諸佛が何んぞ會て 法を執して定んで無と爲すを許さん。 (十一)

若し眞が有を離れて無くば 何に縁つてか俗有と言はん

汝が本宗も亦爾り 難を致すは復何の爲ぞ。 (十二)

諸法が若し都て無ならば 差別は應に有に非ざるべし

諸法は皆有なりと執するも 差別は亦應に無なるべし。 (十三)

若し法が有に非ずんば 能く有を破する因無しと謂はば

有を破するの因は已に明したり 汝が宗は何んぞ立たざる。 (十四)

破の因は得易しと説くは 是れ世俗の虚言のみ

汝は何に縁つてか眞空の義を 遮破すること能はざる。 (十五)

有の名が法の有なるを詮はさば 謂く法は實に無に非ざるべし

stori pa shes byar mi ruti ho //
gani shig brton nas kun hbyun ba /
de ni ganm lahi yod ma yin //

【三】(藏) stori pa ma yin higrub hgyur na //

mi shon fies pas ston pa tñid /
st ste higrub par hgyur ma yin //

【四】(和) 若し空の過によりて不空が成せば、不空の過によりて空性は如何んぞ成ぜざる。

【五】(藏) gshan gyi phyogs ni bzlog pa dani /

rñi gi phyogs ni bgrags pa shi //

gal te sun hbyin byed phyogs atz /
dgeni na sgrung byed la cis min //

【六】(和) 彼の宗を壞すと目の宗を成ずると(が必要)にして、若し能破の宗を欣ばば云何んぞ能立を欣ばざる。

【七】(藏) med te yois su brtags pa na /
med gani de phyogs ni hgyur na //

des na goig tñid la sogas ganm /
kun kyahi phyogs ma yin par hgyur //

【八】(和) 若し(四句)分別して無となす所のそれが宗に非ざれば然らば一等の三も亦凡て宗に非ざるべし。

【九】(藏) gain du niñon sum kyis bun der /
stori pehi gan tshigs don med hgyur //

lñi na gshan lngas las byun bañi /
gan tshigs yod min gshan du yod //

【十】(和) 其の瓶を空する因が現量によつて無義ならば、此の餘宗の立つる(現量の)因は(我には)無く他に(のみ)有り。

【十一】(藏) mi stori med par ston pa mi /

【三】(梵) jāyate'atiti nāspanno naśtīty

akṛta ucyate /

jāyamaṇo yadā bhāvas

taḍā ko nāma sa smṛtāh //

(和) 圓成なるは有なりと云ひ未作は無なりと云ふ、生時ならば彼は何と云はるべし。

(藏) rāsoḡa pa yod ces byar hgyur la /

ma byas pa ni med ces brjed //

gan' gi tsho ru skye bshin pa /

med pa de tsho gan' dor brjed //

教誡弟子品第八

少しの因縁に由るが故に 空を疑ふて不空と謂ふ

前の諸品の中の 理教に依つて應に重ねて遣るべし。(一)

能所説が若し有らば 空の理は則ち無と成る

諸法は縁を假りて成す 故に三事は有に非ず。(二)

若し唯空の過を説くのみにして 不空の義が即ち成ぜば

不空の過は已に明したり 空の義は應に先に立つべし。(三)

諸の他の宗を壊せんと欲するものは 必らず應に己が義を成すべし

何んぞ他の失を談ずることを樂しんで 而も己が宗を立つること無きや(四)

一等の執を破せんが爲に 假に遣を立てて宗と爲す

他の三の執が即ち除けば 自の宗は隨つて立たず。(五)

瓶は現の爲に見らると許さば 空の因は能有るに非ず

三六

(註)藏譯は梵語と異り生時なくばとあり、

【三】(梵) kāṛmanavāpitrakṛṇa yadā

kāryam na vidyate /

pravṛtṭis ca nivṛtṭis ca

taḍā naivopapadyate //

(和) 因を離れて果あるが如くを流轉と還滅とあるべからず。

(藏) gan' tsho rgyu ni ma gtogs par /

hbras bu yod pa ma yin pa //

de yi tsho ru hjug pa dan /

ldog pa bhbed pa hid mi hgyur //

梵第十六品 Gurūśāṣṭayvāśeḥpṛadāśā

【一】(梵) kenecid hetunā śūnyam

aśūnyam iva dṛśyate /

taśya prakaraṇyāḥ sevayāḥ

pratisēdho vīdhiyate //

(和) 或る因によりて空を不空の如く見る、一切の諸品によりて其の誰が説かざるべし。

(藏) rgyu hgyu shig' gis ston pa yan /

ston pa min pa ka bur snan //

rab tu byed pa thams cad kyis /

de ni so sor hgeg par byed //

【二】(梵) yadā valtsasti vāḡyam ca

na śūnyam (nāma yajyate) /

yaḥ prakṛtyasamutpādāḥ sa

trāśv apāna vīdyate //

(和) 能説(説者)と所説とあらば空と説くは理に應ぜず、凡て縁りて生ずるものは三に於て有ることなし。

(藏) gan' tsho snan po brjed bye naljin /

jāyamaṇo na tsayāsti gyāt

tsayāpy antaram yatah // (HPs, p.512)

(和) 中間なくしてその二者に生起(存在)なし
彼に生時なし何となれば彼にも亦中間有るべきが故
也。

(藏) gñi gi gñis po bar med par /

srīd pa yod pa ma yin pa //

de la skye bshin pa med de /

gñi phyir de lhai bar yod phyir //

【二】(梵) jāyamaṇirodhena jāta

utpadyate yatah /

tato'nyasyāpi sabbhavo

jāyamaṇasya dṛśyate //

(和) 生時の滅によりて已生は生ぜらるゝが故
に、他の生時にも亦有は見ゆるべし。

(藏) gñi gi phyir na skye bshin pa /

higags pa skyes pa skye hgyur ba /

de yi phyir na skye bshin pa /

gshan yin yod pa'i ho bar suai //

【三】(梵) jāto yadā tadā naṣṭi

jāyamaṇasya sambhavaḥ /

jāta utpadyate kṣaṇāt

jāyamaṇo yadā tadā //

(和) 已生あるとき生時に生起なし、生時ある
とき如何んぞ已生は生ぜん。

(藏) gñi tsho skyes pa de yi tsho /

skye bshin pa la srīd pa med //

gñi tsho skyes pa skye bshin na /

de tsho oi phyir skye bar hgyur //

【四】(梵) ajāto jāta ity eva jāyamaṇaḥ

krataḥ kila /

bhādatābhāvād gñato'bhāve

tadā kim na vikalpyate //

(和) 未生已に生じたりといはば如何んぞ生時
ならむ(未だ生ぜずといはばそれは無と)無差別の
故に其の時如何んぞ瓶の無は分別せられざる。

(藏) skye bshin pa ni ma skyes pa /

kho na skyevā shes par grags //

khyad par med phyir de yi tsho /

bum pa med par cis mi rtog //

【五】(梵) anīspāno'py ajātat ta

jāyamaṇo bahiḥkrataḥ /

tathāpi jāyate jāto yato

jāitād bahiḥkrataḥ //

(和) 生時は圓成ならざるも未生より簡ばる。
而も未生は生ぜらるゝが故に已生より簡ばる。

(藏) skye bshin pa ni ma rdoogs kyin /

ma skyes pa las phyi rol gyur //

de lhai gñi ghyir skyes pa las /

phyi rol gyur phyir ma skyes skye //

【六】(梵) nāṣṭi praḥ jāyamaṇo'pi

preśāno na kila vidyate /

tonāñā jāyate jāto nābhūto

nāma jāyate //

(和) 生時は前にはあらざるも實に後にはあり。
(と云はる)それによりて未生は生ぜんも實に無は生
ぜず。

(藏) skye bshin pa shur ma byuin yin /

phyi mas yod pa yin par grag //

des kyi ni ma skyes pa skye ste /

ma byuin shes bya skye ma yin //

(註)*梵 藏俱に未生とまれど漢譯は已生なり。

兼^二ねて 已^一生の位を成^レず

有^二の時を已^一生と名^レづく

茲^二の有無^一の位を除^レいて

諸^二有^一が因を離^レれて別^レに

轉^レ生と及び轉滅とは

故に此の位は無^レには非^レず。

無^レの時を未起と名^レづく

誰^レか復^レ生の時と謂^レはん。

所成の果無しと執^レせば

理として皆成^レず可^レからず。

(二十三)

(二十四)

(二十五)

ば滅は生の如くにして住は滅の如くなるべし。

【三】(義) mtshen las mtshan gshi gshen she nu /
mtshan gshi ni rtag fid ga las //

yni na bshi gahn yod pa yi /
no bor gsal bar yod ma yin //

(和) 所相が能相と異るといはば何故に所相は無常なるや、四(相)も亦有の自性を明にすること無かるべし。

【四】(義) dnos po dnos las ni skye ste /
dnos po dnos mod las ni skye //

dnos med dnos med ni skye ste /
dnos med dnos las ni skyeho //

(和) (有)法は(有)法より生ぜず、(有)法は無法より生ぜず、無法は無法より生ぜず、無法は(有)法より生ぜず。

【五】(義) dnos po dnos por ni hgyur te /
dnos med dnos por ni hgyur ro //

dnos med dnos mod ni hgyur te /
dnos po dnos med ni hgyur ro //

(和) (有)法は(有)法と成らず、無法は(有)法と成らず、無法は無法と成らず、(有)法は無法と成

oig ohar hbyun ba yod min shin //

rim kyis hbyun bshin yod min na /
nam shig hbyun ba yod par hgyur //

skye ba la sogs thams cad la /
silar yin thams cad hbyun ba ste //

de phyir hjiig po skye hdra shin /
gnas pa hjiig dan hdra bar smah //

(和) 生等凡てに於て復凡ての生(あらゆる)然らず。

【六】(梵) jāyamañāhajātakāḥ
jāyamañā na jāyate /
atna vā jāyamañātvam
sarvasyaiva prasaṅgate // (MV, p. 80)

(和) 生時(生じたるもの)は半は生じたるものなるが故に生時は生ぜず、然らねば一切のものに生時あるの論起らむ。

【七】(義) skye bshin pa yi phyed skyes phyir /
skye bshin pa ni skye ni hgyur //

yni na thams cad skye bshin pa /
fid ni yin par thal bar hgyur //

skye bshin pa yi dang fid du /
bya ba skye bshin par ni hgyur //

skye bshin pa yi boqag fid du /
ni byaun skye bshin par ni hgyur //

(和) 生時の體に於ける果(所作)は生時とならず、生時の體に於ける非所作(自然生)も亦生時とならず。

【八】(梵) anāpavāna viñā yuṣṭya dvayanyānti
na saṃbhavāḥ /

異らずんば四は應に同じかるべし 或は復全く有に非ず。 (十三)

有は有法を生ぜず 有は無法を生ぜず (十四)

無は有法を生ぜず 無は無法を生ぜず。 (十四)

有は有法を成ぜず 有は無法を成ぜず (十五)

無は有法を成ぜず 無は無法を成ぜず。 (十五)

半生と半未生とは 一の生の時の體には非ず (十六)

或は已未生の位も 應に亦是れ生の時なるべし。 (十六)

生の時が若し是れ果ならば 體は即ち生の時に非ず (十七)

生の時が若し自然ならば 應に生の時の性を失ふべし。 (十七)

已生が未法に異らば 別に中間の位有り (十八)

生の時が二位に異らば 應に別に中間有るべし。 (十八)

若し生の時が捨て 方に已生の時を得ば (十九)

是れ則ち應に餘有りて 得るの時を而も見る可し。 (十九)

若し已生の位に至らば 理として必らず生の時無し (二十)

已に生じて生時有らば 云何んぞ彼從り起らん。 (二十)

未だ已生の位に至らざるを 若し立て、生の時と爲さば (二十一)

何んぞ瓶無しと謂はざる 未來なることは別無きが故に。 (二十一)

生の時に用有りて能く 未生の時を簡ぶには非ず (二十二)

亦體が未だ圓ならずして 已生の位に別なるにも非ず。 (二十二)

前位に生の時は無かりしも 後位に方に有りと云はば (二十三)

破有爲相品第七

oig ear hbyun ba yod ma yin //

【和】 前と後と同時に説くこと能はず、此の故に生と瓶とに於て同時の生あることなし。

【八】(藏) sgar skyes pa yi phyir na ni / shar skyes lhed(rhins)per ni hgyur shih //

phyi nas kun tu skyes pa yin / phyi nas skyes par ni hgyur ro //

【和】 前生の故に前生は得られざるべし(蓋とならざるべし) 凡て後に生ずるも後生とはならざるべし。

【九】(藏) da thar ba yi dnos po ni / do bid las hbyun ma yin shih //

ma joms las hbyun yod min la / lhas pa las kyan yod ma yin //

【和】 現在の法はそのもの(現在)より生ずること非ず、未來より生ずること有ることなく、過去よりも有ることなし。

【10】(藏) skyes pa la ni jon pa dani / do bahin hgyes la hgyo ba med //

do lta yin na of lta bur / srid pa sgyu ma hda ma yin //

【和】 生に來(なく)ならびに滅に去なし、是の如くならば云何んぞ有は幻の如くならざらん。

【11】(梵) utpadaśhithibhāḡkān : utpapa nāśi saribhāvah /

kramāśh saribhāvo nāśi saribhāvo vidyato kāda //

【和】(HRS, p. 482, 註)

【和】 生と住と滅には同時に生起あることなし、次第に生起なし何れの時に生起あらん。

【藏】 skyo dai gnos dai hgy pa rnoams /

三三

此彼の時に無くんば 何れの時に當に生有るべき。

生が自性に於て 生の義は既に無爲るが如く

他性に於ても亦然り 生の義は何んぞ有と成らん。

初・中・後の三位は 生の前には定んで成ぜず

二の二が既に無爲らば 一の一が何んぞ有ならん。

他性より離れて 唯自性のみ従り生するに非ず

他及び俱従りするにも非ず 故に生は定んで有に非ず。

前後と及び同時との 二は俱に説く可からず

故に生と瓶等とは 唯假有のみ眞に非ず。

舊が若し新の前に在らば 前生は理に應ぜず

舊が若し新の後に居するも 後生は理として成ぜず。

現は現に因りて起るに非ず 亦去來因りするにも非ず

未來も亦去來 今世に因りて起らず。

若し具せば即ち來無し 既に滅せば應に往に非ざるべし

法の體相は是の如し 幻等の喻は虚なるに非ず。

生住滅の三相が 同時に有ることは成ぜず

前後も亦無と成る 如何んぞ執して有と爲さん。

若し生等の諸相に 復別に生等有らば

應に住滅も生の如くなるべし 或は生住は滅の如くなるべし。(十二)

【(和)】 果が因を壞するが故に、無は生ぜざるべし所成を離れて能成なし、此の故に有も亦生ぜず。

【三】(藏) de tsho skye ba yod min shi / gahan tsho skye ba yod ma yin //

de tsho gahan tsho mi skye na / nam shig skye ba yod par hgyur //

【(和)】 此の時に生有ることなく彼の時に生有ることなし。此の時彼の時に生なくんば何れの時に生あるべき。

【五】(藏) de la de yi dnos po ru / ji lhar skye ba yod min lhar //

de behin gahan gyi dnos por yan / de la skye ba yod ma yin //

【(和)】 此に此の法に於て生あらゆる如く他の法に於ても亦こゝに生有ることなし。

【五】(藏) thog ma bar dai tha ma ruemas / skye bhai ste rol srid ma yin //

gyis gyis dang ni med pa ru / ci lhar re ro rtsom par hgyur //

【(和)】 初中後法は生の前にあることなし、各の二が無きに云何んぞ一の初發有らんや。

【六】(藏) gahan gyi dnos po med par ni / bdag gi dnos po hbyun ba med //

de yi phyir na bdag gahan ni / gyis las hbyun ba yod ma yin //

【(和)】 他の法を離れて自の法生することに非ず、此の故に自と他と俱とより生ずること有ることなし。

【七】(藏) sion dan phyis dan cig car ahes / brjod pa fid du mi nus pa //

de phyir skye dan bman pa la /

sadusan neti ca kramah /

esu prayojyo vidvadbhir

ghatvāṣṭiṣu nityasāh // 21 //

(和) 有と無と亦有亦無と非有非無との次第は智者によりて常に一性等なりとしつゝ違ふなり。

(藏) yod dan med dan yod med dan /

yod med min shes bya beñi tanul //

lādi ni mkhas pas gelg hid sogs /

dag la rtag tu sbyar bar bya //

【三】(藏) ji ltar rgyun la bla fies pa /

rtag pa yod ces byar hgyur na //

de beñin tahogs la bla fies pa /

dhos po yod ces bya bar hgyur //

(和) 相續(の法)に於ける悪見が常なりと(云はる如く)積聚に於ける悪見は法(實に)有りと云はるべし。

【三】(藏) gan la brten nas lhyun yod pa /

de ni ran dban ni hgyur ro //

lādi kun ran dban med pa ste /

des na bdag ni yod ma yin //

(和) (他に)縁りて生ずるものは自在なること無かるべし、凡ては自在なし、是故に我(梵)bdag 難(ātman)有ることなし。

【三】(藏) lhyun bu med par dhos po ni /

kun la lādi ba yod ma yin //

lhyun buñi don du lādi ba gan /

de ni lhyags la ma lādas palpo //

(和) 果を離れて、凡ての法に於て合有ることなし、果のものに於て合(なる所)をばは諸境に於ては不合なり(合はこと見ゆ)。

【三】(藏) srid pali sa bon ruam fies te /

yul ruams de yi spyod yul to //

rul la bdag med mthoñ nas ni /

srid pali sa bon hgyag par hgyur //

(和) 有の種子は識にして諸境はその所行なり境に我無きを見るとき有の種子は滅すべし。

破有爲相品第七

一 若し本無にして而も生ぜば

二 本有にして而して生ぜば

三 果が若し能く因に遠せば

四 果が立てば因は無用なり

五 此の時に生有るに非ず

先無が何んぞ起らむ

後有も復應に生ずべし。

先無は理に應ぜず

先有も亦成ぜず。

彼の時にも亦生無し

(一)

(二)

梵第十五品 Samisrktartapratigedha

【一】(藏) the mar med pa skye bar hgyur //

des na med pa ga la skye //

yod pa yidod nas skyes hgyur ba /

des na yod pa ga la skye //

(和) 本無が生ぜば、然らば此の故に無は何處に生ぜん、有が本來生ぜば然らば此の故に有は何處に生ぜん。

【二】(藏) lhyun bu yis ni rgyu bñig pa /

des na med pa skye mi hgyur //

grub pa las sgrub yod na yin /

vāyāvādivyāhikēna tathā

rūpam na vidyate // 15 // (MV, p. 71)

(和) 色等を離れて瓶無きが如く、風等を離れて色あることなし。

(藏) ji Iher gzugs sogs na stogs par /

bun pa yod pa ma yin pa //

de bskrin rinin la sogs pa ni /

ma gtags gzugs kyai yod ma yin //

agnir eva bhavaty usman

anugram dāhyate katham /

nāsti tenandhanam nāma

tadite gnir na vidyate // 16 //

(和) 燈こそ火なれ燈にあらざるものが如何んぞ焼かれん、是故に實に薪なく、これを離れては火あることなし。

(藏) tshu ba me fid du hgyur te /

tsha ba min pa ji Iher tsereg //

des na bud shis shes bya ba /

yod min de med me yod min //

【九】(梵) abhihāto'pi yady ugrāh

so'py agnir kām na jayate /

abhanvān par'o'py agnan

bhav'o'stiti na yujyate // 17 //

(和) 燈が優勢なるもそれは如何んぞ火とならざるや、然るに燈なき他の法も亦火中に有りとは理に應せず。

(藏) gal te xli manu tshu ba yai /

de yai et ste mer mi hgyur //

hon te mi tsha na dnos ghan /

me la yod ces byar mi ruh //

【一〇】(梵) indhanam yady agra nāsti

tenurī agnir anidhanah /

agra ekamālo nāsti

syai tsayāpindhanam yadi // 18 //

(和) 若し(火)燈に薪なくば是故に薪なき火あり、若し彼に薪あらば獨立の燈なるべし。

(藏) gal te rdul la śin med na /

des na śin med me yod do //

gal te de laji śin yod na /

gōg gi hdag con rdul yod min //

【一〇】(梵) tasya tsayābhāta nāsti

yo yo bhāvah parīkṣyate /

na santi tenāneke'pi

yenāhko'pi na vidyate // 19 //

(和) 法が審観せらるるときそれらの法には一體なし、一體なきものに多體も亦なし。

(藏) dnos po gni gni yois tsreg pa /

de dan de la gōig fid med //

gan gis gōig kyai yod min pa /

des na du ma dang kyai med //

【一〇】(梵) bhāvas tasyo na santy

anye tatrāko'stiti con matam /

trivram yenāsti sarvāna

tenāikātvam na vidyate // 20 //

(和) 三法(實・徳・業)は別異ならず、ことに一體有りと思推せば到る所に三性有るが故に一體あることなし。

(藏) gal te gum dnos de ghan rnam /

med der gōig yod ces hād na //

gan gis kun la gum fid yod /

des na gōig fid yod ma yin //

【一一】(梵) sād asat sādāso ceta

は瓶ならず、有分あることなきが故に一分も亦なし。

(藏) *gzungs ni bunn pañi yun lag ste /*

des na re shig de bunn min //

gair pbyir yan lag can med pa /

des na yan lag kyai yon min //

【10】(梵)

rūpāvatam avlakṣaṇam /

śaṣṭya ghaṭasādīhāvo

nānyoṣān kīm na kāraṇam // 10 //

(和) 一切の色等の(に於て)色性は異相なし、一に瓶の實性有り他には無し(とは)如何んぞ理なからむ(理ありむとすんまか、kim na の na は不要なるか、藏譯は然り、漢譯と合ん)。

(藏)

gzungs rnamis kun la gzungs tñid ni /

ntshan tñid ni mñhun ma yin no //

golg la bunn pa yod hgyur shin /

【11】(梵)

rūpam anyat rasādīhavo

na ghaṭād itī te matam /

svayam yas tatr yinā nāsti

so' nanyo rūpāṭṭh kathanam // 11 //

(和) 色は味等と異り瓶と異らずとは汝の意見なり、それら(味等)を離れては自ら存せざるものは如何んぞ色と異らむ。

(藏)

ro sogs dag las gzungs gshan shiri /

bunn las min shes khyod hdod na //

de rnamis med par mi med gain /

【12】(梵)

ghaṭasya. kāraṇam nāsti

svayam kāryam na jayate /

rūpādībhyah. prithak locāda

ghaṭas tasmā na vidyate // 12 //

(和) 瓶に因なく自ら果とならず、是故に色等と異る如何なる瓶も亦なし。

(藏) *bunn pa la ni rgyu yod min /*

rañ tñid hbras bur mi hgyur to //

de pbyir gzungs sogs las gshan de /

bunn pa hgyai yai yod ma yin //

【13】(梵)

śiddham kāraṇam anyatāh /

śiddhir anyā svato nāsti

tad anyajī janayet. kathanam // 13 //

(和) 瓶は因より成じ因は他より成ず(とせよ)自ら成ずることありけるものが如何んぞ他を生ぜん。

(藏)

bunn pa rgyu las hgyur hgyur na //

rgyu ni gshan las grub hgyur na //

gai la rañ las grub med pa /

【14】(梵)

saṃvāyo'pi rūpasya

gandhātvaṃ nopapadyate /

saṃlīhasyaiva tena

ghaṭasveva na vidyate // 14 //

(和) 和合に於ても色は香性ありざるべし、是故に衆合の一體なることは瓶の(一體なるに關する)如く理に應せず。

(藏)

hphrod pa jñus par gyur kyai gzungs /

drañ tñid du ni mi hñud do //

des na bunn pa bahin tabogs pa /

golg tñid du ni mi rgs so //

【15】(梵)

rūpādīvyatirekya yathā

kumbho na vidyate /

火の微に薪有らば 應に火の極微無かるべし。(十八)

審に諸法を觀する時 一體の實有なる無し

一體が既に有に非ず 多體も亦應に無かるべし。(十九)

若し法は更に餘無く 汝は一體と爲ると謂はば

諸法は皆三性なり 故と一體は無と爲る。(二十)

有と非有と俱と非とは 一と非一と變と泯とに

次に隨つて應に配屬すべし 智者は眞に非ずと達す。(二十一)

相續假の法に於て 惡見は眞常なりと謂ひ

積集假の法の中にて 邪執は實有なりと言ふ。(二十二)

諸法は衆緣より成り 性は羸にして自在無く

虚假にして他に依りて立つ 故に我と法と皆無し。(二十三)

果は衆緣が合して成す 緣を離れて別の果無し

是の如く合と果とは 諸聖は皆無なりと達す。(二十四)

識は諸有の種爲り 境は是れ識の所行なり

境の無我なるを見る時は 諸有の種は皆滅す。(二十五)

yogah sparśavatā saha /
rūpādānam ato yogah
sarvathapī na yujyate // 8 //

(和) 觸するものが實に觸なきものとの合なきが故に、色等の合は畢竟して理に應せず。

(藏) reg ldan reg darī ni ldan darī /
lhan cig sbyor ba shes bya med //

【六】(梵) lakṣaṇāṅgī lakṣyaṅ yatra

siddhī na vidyate /
samkleśādīvyāpīrekena tatra

bhāvo na vidyate // 6 //

(和) 能相によりて所相の成することなき所には教等(の)能相より別なるものとしての法有ることなし。

(藏) mtshan tīd kyis kyin mtshan gahi ni /
gāi du grub pa yod min pa //

der ni grāis sogis the dad par /
dīos po yod pa me yin no //

【七】(梵) ghaṭeṣu na bhavaty aikyaṁ

apṛthaktvād hi lakṣaṇāḥ /
ekakṣemin ghaṭābhāve

bahutvaṁ nopapadyate // 7 //

(和) 瓶は一に非ず、能相と別體たるものに非ざるが故に、一一の瓶ありたるとき多體あるべからず。

(藏) mtshan tīd rnamis darī so so ni /
min phyir buṅ pa gaig ma yin //

re rehi buṅ pa med na ni /
man tīd tīhad par ni hegur ro //

【八】(梵) na hy asparśavato nāma

de phyir gzugs sogis rnamis sbyor ba /
rnam pa kun tn rigs ma yin //

【九】(梵) ghaṭeṣvānyāvo rūpāṇi tona

tāvaṇa na tad ghaṭāḥ /
yasaṅd atavyavi nāstī
tona nāvānyāvo pi tat // 9 //

(和) 色は瓶の一分なり故に其の限りえ(の色)

故に色等の諸法は 合して瓶と爲る可からず。 (八)

色は是れ瓶の一分なり 故に色の體は瓶に非ず (九)

有分が既に無爲れば 一分が如何んぞ有ならん。 (九)

一切の色等の性は 色等の相と差無し (十)

唯一類のみ是れ瓶にして 餘は有に非ずとは何の理ぞ。 (十)

若し色が味等に異りて 瓶等に異らずんば (十一)

瓶等は即ち味等なり 色が何んぞ即ち瓶等ならん。 (十一)

瓶等に既に因無くんば 體は應に果を成ぜざるべし (十二)

故に若し色等に異らば 瓶等は定んで無と爲らん。 (十二)

瓶等の因が若し有ならば 瓶等の因と爲るべし (十三)

瓶等の因は既に無し 如何んぞ瓶等を生ぜん。 (十三)

色等が和合する時にも 終に香等と成らず (十四)

故に和合せる一體は 應に瓶等の無なるが如くなるべし。 (十四)

色等を離れて瓶の 體は實に無爲るが如く (十五)

色の體も亦應に然るべし 風等を離れて有に非ず。 (十五)

煖は即ち是れ火性なり 煖に非ざるものが如何んぞ焼かれん (十六)

故に薪の體は無爲り 此れを離れて火は有に非ず。 (十六)

餘の煖が雜はるが故に成ぜば 如何んぞ火を成ぜざる (十七)

若し餘が煖を成ぜずんば 火に由るの法は應に無かるべし。 (十七)

若し火微にして薪無くんば 應に薪を離れて火有るべし (十七)

(和) 二の異相を見て若し法を離れて他の瓶 (ありと云はば) 瓶を離れて他の法なしと云ふとも如何んぞ是の如くならざる (是の如く他の法有るべし)

(藏) gñis mñchen mi mñhun mñhoñ nas ni / gal te dños las bun gñan na //

ma yin de lñur dños po yai / bun pa las gñan cis mi ñgyur //

eko yati gñho neñjo

【五】(梵) na cāyān samayor yogas

tenāyā eko na jāyate // 4 //

(和) 若し一が瓶なりと云はれれば瓶も亦一とならず、此の二つの等しきものの合はなくこれによりて(瓶も)亦一とならず。

(藏) gal te goig bun mi hñod na / bun paññ goig tu mi ñgyur ro //

lñan hñi mñshñis paññ ma yin pa / des kyai goig tu mi ñgyur ro //

【五】(梵) yāvaddravyān yadā rūpaṃ tadā rūpaṃ mñhan na kñu / samayo jāyate vācyāb

pañivādy aparo yadī / 5 //

(和) 實(梵 dravya 藏 rñse) をる限り色ならば其の時如何んぞ色は大(梵 mahat 藏 chen-po) ならざる、若し敵者(梵 prativādin 藏 phyñr-rgol-bo) 他に無くば(自の)宗義(梵 samāya 藏 gñhai-lugs) の敘述あるべし。

(藏) gñi tñhe rñas ci tsam gñugs na / de tñhe gñugs chen ci ste mññ //

gal te phyñr rgol gñan mññ na / gñaiñ lugs tñññed par byñ ñgyur //

内の各等、陽炎、雲と等し。

(藏) mgal mehi hikhor lo sprul pa dan /
rni lam agyu me chu zla dan //

破邊執品第六

諸法にして若し實有ならば 應に他に依りて成ぜざるべし

既に必らず他に依つて成ぜば 定んで知る實有に非ず。 (一)

色に即して瓶有るにも非ず 色を離れて瓶有るにも非ず

瓶に依りて色有るに非ず 瓶の有るは色に依るに非ず。 (二)

若し二相の異を見て 瓶を離れて同有りと謂はば

二相は既に殊有り 應に瓶を離れて異有るべし。 (三)

若し一を瓶と名づけずんば 瓶は應に一と名づけざるべし

瓶と一とは曾て合すること無し 瓶は應に一の名無かるべし。 (四)

若し色が實に遍せば 色は應に大の名を得べし

敵論にして若し他に非ずんば 應に自宗の義を申ぶべし。 (五)

有數等の能相は 所相の成ぜざることを顯はす

此れを除いて更に因無し 故に諸法は有に非ず。 (六)

別相を離れて瓶無し 故に瓶の體は一に非ず

一一は瓶に非ざる故に 瓶の體も亦多に非ず。 (七)

觸有る無きの體は 觸有るの體と合するに非ず

khug sun nah gi brng ca dan /
smig agyu sprul pa dan srid pa mtshun //

梵第十四品 Antagrāhāvīpralīśedhaya

【一】(梵) āyattān yasya bhāvasya

bhavaṅ nānyasya kasyacit /

ādhyat tasyastitā nāna

kvaṅt sa ca na vidyate // 1 //

(和) 或る法が他の或る法に依らずして有らば

(それを見得べし然し)その法の有性の成すべきこと

何處にもあることなし。

(藏) dhoṅ po gñi shig gshun hgnā lahñ /

rag las par nā ni hgyur na //

de yi khang fid hgrub hgyur na /

de ni gnā nahñ yod ma yin //

rūpaṅ eva ghaḷo nalkyaṅ

ghaḷo nānyo sñi rūpavān /

na vidyate rūpaṅ na

rūpe vidyate ghaḷah // 2 //

(和) 色に即して瓶なく、瓶は有色のもの、他

なるに非ず、瓶に色なく色に瓶なし。

(藏) gzugs fid bum shes gaḅ ma yin /

gzugs lan bum gshun yod min la //

bum pa la gzugs yod min chñ /

gzugs la bum pa yod ma yin //

valakānyam dvayor dīḅvā

bhāvād anyo ghaḷo yud /

ghatād anyo na bhāvō yū kām

evāṅ na bhāvāgyut // 3 //

rūpan dīpīyānti yāti oet /
dracīsvyān nīyamonojanam

Iti vā jāyate vyāhi // 14 //

(和) 若し色を見已つて眼行かば行くことにて
りて如何なる徳も無し、或は(若し見ずして行かば)
定んで見んと欲するは虚(無用)なるべし。

(漢) gal te gzungi mthoh mlig hgro na /

soñ pas yon tan hghah yāñ med //

yāñ na blta byar hñod pa nā /

hēs shes bya ba brūvan par hgyur //

【14】(梵) gīhnyād aghān okāñi

paśyēt sarvañ idam jagat /

yaśya nāsti gatīs tasya

nāsti dīpañ na cāryān // 15 //

(和) 眼が行くことなしと雖もなほ、この
一切世間は見るべし、行くことなきものと雖もな
くまた眼もなし。

(漢) mlig ma soñ bar hñain na ni /

hgro ba hñi kun mthoh hgyur to //

gāñ la hgro ba yod min pa /

de la rin med bgyriñ pahñi med //

【15】(梵) svabhāvāḥ sarvabhāvāñān

pūrvañ ātmāni dīpāte /

grahānañ cakṣuṣāḥ kṣema

cakṣuṣāḥ na jāyate // 16 //

(和) 一切法の自性は先づ目に於て見らるべし、
らば、何故に眼が眼自體を認むることなきや。
(漢) dños po kun gyi mi bñain nā /

dan por bñag la snāñ hgyur na //

mlig ni mlig hñi kyī hñain par /

d yī phyir na hgyur ma yāñ //

【17】(梵) cakṣuṣo'sti na vijñānañ

vijñānasya na darśanam /

nubhayañ nāsti rūpasya tāt

rūpañ dīpāte kathanam // 17 //

(和) 眼に識なく識に見無し、二つとも色にな
く如何んぞ其等によりて色は見られん。

(漢) mlig la rnan ōes yod min shin /

rnan ōes la yāñ blta med la //

gñi ga gzungi la yod min na- /

de dag gñi gzungi oi hñar mthoh //

【18】(梵) na yaktā jāyate kṣema śabdō

yāñ bravañ yadi /

atīa yāty abruvañis tasmān

pratyayo jāyate kathanam // 18 //

(和) 若し識なく、色ありて行かば何故に説
者とならざる、然るに色は識なく行くとせば何故に
それを知るべしなるや。

(漢) gal te smra shñi agra hgro na /

gāñ gñi smra ba por mi hgyur //

hon te mi smra bar hgro hñāñ /

gāñ gñi de la ōes pa sñyed //

【19】(梵) prāpñāś oed gīrhyate śabdas

śaśyādīḥ kṣema gīrhyate /

na cāsti kevalāḥ śabdō

gīrhyate kevalāñ kathanam // 19 //

(和) 若し識なく、識ありてなほ、色は
何んぞ識なく、然るに色は識なく行くとせば何故に
何故に説くべしなるや。

(漢) gal te dhñāñ de gñis hñain na /

agñi yī dan po gñi gñi hñain //

agñi ni rñyan par mi hon na /

二〇 乃至所聞に非ずんば 應に是れ聲の性に非ざるべし

先に無にして而も後に有ならば 理として定んで相應せず。(二十)

二一 心が若し諸根を離れて 去るも亦應に無用なるべし

設し是の如くならば命者は 應に常に心有ること無かるべし。(二十一)

二二 心をして妄に塵を取らしむるは 先見に依る識の如し

妄に諸法の義を立つるは 是れ想蘊なり當に知るべし。(二十二)

二三 眼色等を縁と爲して 幻の如く諸識を生ず

若し執して實有と爲さば 幻の喩は應に成すべからず。(二十三)

二四 世間の諸の所有は 皆測り難からざるは無し

根境の理も同じく然り 智者は何んぞ驚異せん。(二十四)

二五 諸法は火輪と 變化と夢と幻事と

水月と慧星と響と 陽箴と及び浮雲との如し。(二十五)

なるがの如し(されど)眼は見れども他が(見るに)非ず、それ故に決定して業の異熟を如來は難思なりと説き給ふ。

【二〇】(藏) rkyen na tshin phyir kes pa ni /

bla bañi sras rol yod na yin //

hon te phyis na kes don med /

gnun pa byed pa don med hgyur //

(和) 縁は未だ有らざるが故に智(慧)は無意(智)は前になし、然し後ならば智は無意(義)無意なり、第三の(同時の)作は無意義なり。

【二一】(梵) pañyo cakṣuḥ ajñā dūre

【九】(藏) sa ni bṛtan shes bya bar mtshon /

de yan las kyas hātin par hgyur //

des na reg pa hñah shig ni /

sa ho shes ni bya bar brjod //

(和) 地は堅なりと見る、それも亦身によつて認めらる、それ故に觸のみが地なりと説かる。

【一〇】(藏) bla bya sṅces pas bṛm pa ni /

hñi la yon tan hñah ni hgyur //

des na bla bya niā sṅce hñar /

yod pañi no boñi yod na yin //

(和) (瓶)の所見を生ずるによりて瓶はこゝに或る徳を生ぜず。故に所見の生ずるが如く有の自體も亦有るに非ず。

【一一】(藏) mig ni hbyun hgyur rna de hātin /

mig gis mñon gi gñan gyas min //

des na des par las rnañ smñ /

thub pas bṛam ni khyab par gñans //

(和) 眼は大種の所造なり、鼻が大種の所造

gatmad yadi tad bhavet /

atyabhyāsa on dūre ca rūpañ

vyakṣaṇaṁ na tuo ca kām //

(和) 眼若し行くこと有らば遠方にしては長時間の後に見るよし、極近と遠とに於ける色は如何んぞ分明なるべし。

【一二】(藏) mig do hgyos dan lan hgyur na /

thang rñi yun rñi gis mñon hgyur //

ha can sñe dan ches rñi du //

gzungs de gsal bar ci ste min //

gñana na gñiñ kñsñid

【一三】(梵)

〇 瓶の所見の生ずる時に 異徳有ることを見ず

體が生じて所見の如し 故に實性は都て無し。 (十)

二 眼等は皆大の造ならば 何んぞ眼は見にして餘に非ざる

故に業果は難思なり 牟尼は眞實に説きたり。 (十一)

三 智の縁は未だ有らざるが故に 智は見の先に在るに非ず

後に居らば智は唐捐なり 同時ならば見は無用なり。 (十二)

四 眼が若し行いて境に至らば 色が遠ければ見は應に遅かるべし

何んぞ亦分明に 極めて遠きと近きとの色を照らさざる。 (十三)

五 若し見已つて方に行かば 行は則ち無用と爲る

若し見ずして而も往かば 定んで見んと欲すること應に無かるべし(十四)

六 若し往かずして而も觀ば 應に一切の色を見るべし

眼に既に行動無くんば 遠も無く亦障も無し。 (十五)

七 諸法の體相用は 前後に定んで應に同じかるべし。

如何んぞ此の眼根が 眼性を見ざる。 (十六)

八 眼の中には色識無く 識の中には色眼無し

色の内には二が俱に無し 何んぞ能く合して色を見ん。 (十七)

九 所聞にして若し能く表せば 何んぞ非音と成らざる

聲が若し能詮に非ずんば 何が故に縁じて解を生ずるや。 (十八)

一〇 聲が若し耳に至つて聞かば 如何んぞ聲の本を了せん

聲は頗に説くの理無し 如何んぞ全に知る可けん。 (十九)

【一】(和) oha dan' tahn roi' dhuas yod phyir // 色のみならず現量の性有るに非ず、それ(色)に於て彼の分と此の分と中間有るが故に、

【二】(藏) rhal' in oha' faw yod med ces // dpyad pa' dter yan' k'ing par' hegyur //

【三】(和) de phyir' lagrenb par' bya' ha' yis / lagrenb' bya' lagrenb' par' mi' j'it'had do //

【四】(和) 極微の分の有と無を分別すべし、それ故に所成によりて所成を成ずる能はず。

【五】(藏) kun' kyan' yan' lag' tu' gyur nas / shar' yan' yan' lag' can' du' hegyur //

【六】(和) de phyir' yi' go' br'jod' pa' yan' / hdi' ni' yod' pa' ma' yin' no //

【七】(和) 一切は亦支分(支avyavā, 支yan-lag)となり、再び有分(支avyavā, 支yan-lag-can)を成ず、此の故に文字と言説も亦有るにあらざり。

【八】(藏) gal' to' mdog' las' dhy'is' gahan' na / ji' lta' bur' na' dhy'is' hdi'n' hegyur //

【九】(和) hon' to' gahan' na' na' kus' k'is / mdog' kyan' cā' ste' hdi'n' mi' hegyur //

【一〇】(和) 形を取らん、然るに(顯色を離れて)他(形)無くんば身は云何ぞ顯色を取らざる。

【一一】(藏) gzung' ni' bla' shig' ma' gto'gs' par' // gzung' kyī' rgyu' ni' mi' snan' no //

【一二】(和) gal' to' de' hter' hegyur' na' ni / gñi' go' yan' ni' mi'g' t'id' k'is /

【一三】(和) hdi'n' par' cā' yi' phyir' mi' hegyur //

【一四】(和) 若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

【一五】(和) 色を見ることを離れて色因は見られず、若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

【一六】(和) 若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

【一七】(和) 若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

【一八】(和) 若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

【一九】(和) 若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

【二〇】(和) 若し是くの如くんば(二)色と色因も亦何處に眼によつて(別々に)取られざる。

破根境品第五

- (一) 瓶の諸分の中に於て 可か見けんなるは唯是れ色のみなり
瓶は全く可見なりと言はば 如何いかんぞ能く眞を悟らん。
- (二) 諸有しよいうの勝慧しやうゑの人は 前所説の義に隨ふて
香味及び觸そくに於て 一切は類して應に遮しやすべし。
- (三) 若し唯瓶の色のみを見て 即ち瓶を見ると言はば
既に香等を見ざれば 應に瓶を見ずと名づくべし。
- (四) 障礙ざいごう有る諸色は 體は全く可見なるには非ず
彼の分と及び中間ちゆうかんとは 此の分に由りて隔てらる。
- (五) 極微の分の有無は 應に審に諦に思察すべし
不成を引いて證と爲すも 義は終に成す可からず。
- (六) 一切の有礙うがいの法は 皆衆分の所成なり
言説の字も亦然り 故に根の所取に非ず。
- (七) 顯色けんじしよを離れて形有らば 云何いかんぞ形色を取らん
顯に即せば、顯色けんじしよを取るは 何が故に身に由らざる。
- (八) 二法の體は既に異なる 如何いかんぞ別に觀ぜざる。
身が堅等を覺して 共に地等の名を立つ
- (九) 故に唯觸の中に於て 地等の差別しやべつを説くなり。

破根境品第五

梵第十三品 Indriyartho-praticedha

- 【一】(梵) sarva eva ghaṭo' dīpīto rūpe
dīpīto hi jīvato /
brūyāt kas tatvavān nāma
ghaṭīyaḥ pratyakṣaḥ ity eṣā // 1 // (M.V.p. 71)
- (和) 色を見る時一切の瓶は全く可見となる瓶は
現量なりと云ふも誰か眞性を知らん。
- 【二】(梵) gzaugs mthon tsho na bunn pa ni /
thams oad kho na mthon mi hgyur //
bun pa mion stum shes bya baḥin /
de fid rig pa su shig smra //
- 【三】(梵) ekenatva vīcāreṇa saṅgandhi
madhuraṃ mṛdu /
pratisedhasyāvyānī
sarvāṅy uttanachūdhinā // 2 //
- (和) 此の分別により勝慧者は妙香、甘(味)、軟
觸等、一切を遮はゆるべし。
- 【四】(藏) rnam par dpyad pa hdi kīd kyā /
blo mlog klan pas dai shim dai //
mhar dai hjan pa thams oad dag /
so sor dgeq par bya ba yin //
- 【五】(藏) gal te oad mthoin ba yis de /
thams oad mthoin bar hgyur na ni //
na mthon ba yis gzaugs mthon ba /
mthon ba min par ois mi hgyur //
- (和) 若し色を見ることにより、その一切(全體を)
見るといはら(香等を)見ざることに依りて、
色を見るは何んぞ見るに非ずと云は知らん也。
- 【六】(藏) gzaugs ni hbeh shig kho na la /
mion stum fid ni yod ma yin //
gañ phyar de la pha rel sṭā //

【一】(義) don mla sa bou gyur ba yi /

mu stags can main nkhon nas ni //

chos h'adod pa yi skye ba la /

su shig stin b'rtse skye ni hgyur //

(和) 無義の因(種子)となる多くの外道を見て(正)法を樂む人によりては誰か悲愍を生ぜざらんや。

【二】(義) gi kya gos med bram ze ste /

gsam lo rnamas kyī ohos yid dan //

mig dan rna ba yis h'sta pa /

de phyir thub pañi gshun lugs smre //

(和) 淨迦と操行(難察)と婆羅門との此の三の法は、意と耳とによりて知らるゝ、それ故に牟尼の宗義が説かる。

【三】(義) ji lkar bram ze rnamas la chos /

phal oher phyir h'ohos brjod pa lkar //

de behin goer bu rnamas la chos /

phal oher blun pa brjod pa yin //

(和) 諸の婆羅門に於ては、法は多く誑詐を説くが如く、諸々の操行に於ては、法は多く愚癡を説く。

【四】(義) ji lkar rig pa blains pa las /

bram zor gus pa skye ba lkar //

de behin fion mois blains pa las /

goer bu pa la brtas bar hgyur //

(和) 明をとる(誦する)が故に婆羅門に對して恭敬を生ずるが如く、苦惱(煩惱)をとる(修する)が故に操行を察念す。

【五】(義) sdug beñal las kyī rnam smin phyir /

ji lkar ohos su ni hgyur ba //

de behin skye bu las kyī ni /

(和) 苦業の異熟なるが故に(正)法に非ざるが

如く身(生業)の異熟なるが故に(正)法に非ず。

【六】(梵) dharmam samasato bhimsin

varaparyati Tathagatah /

śūnyatām eva nirvāṇam

kevalam tad bhobhayan // 23 //

(和) 略して法は不善なりと諸の如來は説き給ふ、空性は涅槃として空にこそは二のみのなる。

【七】(義) ohos ni mdor na ni h'sta bar /

de behin g'eogs pa rnamas kyis gsums //

ston fid nya nan hidus pa ste /

hdar ni de g'his h'ahū shig go //

【八】(義) rai phyogs h'ig ren thams cad la /

skyes sa behin du sdug hgyur na //

de yi ldog par byed pañi rgyu /

kyhod la gain gis sdug beñal hgyur //

(和) 本生地(を欣慕)の如く、一切世間にありては自宗を欣慕、それに背く所の因はそれによりて汝等に苦を生ず。

【九】(義) riggs pañi don ni gshun las k'yan /

blo ldan legs h'adod p'us blin //

gi ma sa ston mig ldan la /

kun gyi gyi thun na yin nam /

(和) 勝智者は他のものよりも(先づ)希つて正義をとれ、地上の太陽は目あるものに通じて見らるゝに非ずや。

(和) むしろ戒を毀らんよりも、見を壞損せざれ、戒によりては天に生れ、見によりては最高處に至る。

【一〇】(藏) *tahul khrims las ni damis bla yi /*

las las ois kyañ ma yin te //

tahul khrims kyañ ni matho ris hgro /

las las go hphañ mdzog du hgyur //

【一一】(藏)

abamkaro sabbh'arevān na //

ta nairāṅgyadar'sānam /

apūyana ova yāty ekah //

āyana ova ta nekarah // 12 //

(和) 愚人の無我見は遙か我見に劣る。(前者)は惡趣に赴き他は寂靜に至らざればなり。

(藏) *dama pa min la bdag hdañ mdzog /*

bdag med skon pa ma yin te //

goig ni nan hgro hñd hgro ba /

tha med ma yin shi hñd duho //

【一二】(藏)

advāitayam āvadvātanam //

kandratānām bhayamkaram /

viśayāṅ svarvabaddhānām iti //

nairāṅgyan toyate // 13 //

(和) 無我は不二であり、寂靜であり諸の惡見者を怖畏せしめ、一切諸佛の境界なりと稱せらる。

(藏) *shī sgo gñis pa med pa dan /*

las ba nan rnamis hñigs byed cin //

sams rgyas kun'gyi yul hgyur ba /

bdag med ces ni bye bar brjod //

【一三】(藏)

śaṅya dharmasya nānato'pi //

bhayāna utpadyate sabbh' //

balavān nāma ko dr̥ṣṭvā //

Parasya na bhayamkaram // 14 //

(和) 此の法の名によりても、愚人には怖畏起る、他に對して怖畏を引起さざる所の如何なる大力者を見るや。

(藏) *chos hñi yi ni min las kyañ /*

dama pa min pa hñigs pa skye //

gshān la hñigs pa ni skyed pañ /

stobs ldan chos bye gn shig mtshon //

【一四】(藏)

vivādāya kṛto dharmo nāyama //

uktas Tathāgataih' //

[bhāṅyama anyāśobhānām //

dāhako'gnat yathendhanām // 15 //] //

(和) 諸の如來は争の爲めに此法を説き給はずしかも他の論者は(自ら壞すること)火によつて燒かざらざる如し。

(藏) *chos hñi de bhaiñ g'égs rnamis kyañ /*

rñed pañi chod du ma gsums te //

de bhaiñ hñis ni gshān sams rnamis /

barag ste mo yis bud śū bhaiñ //

【一五】(藏)

chos hñi gñi s'es gyur ba /

de ni gshān la nui dgañ ste //

das na bdag la chos hñi ni /

hñigs pañi sgo dan hdra bar suan //

(和) 此法を知る者は、他(法)を欣ばす、それ故に此法は我を壞する門の如し。

(藏) *de hñi du bdag med sñam du //*

de har gn' la dgois gsums pa //

de ni yod pas ga la dgañ /

med pas hñigs par ga la hgyur //

(和) 眞如眞我の理に於てその如く思惟に住する者は(世間の)有によりて何處に欣びありや無に於て何處に怖畏ありや。

二〇 婆羅門の所宗は 多く誑詐を行はしむ

二一 離繫外道の法は 多分は愚癡に順ず。 (二十)

二二 婆羅門を恭敬するは 諸明を誦するが爲の故なり

二三 離繫を愍念するは 自ら其の身を苦しむるに由るなり。 (二十一)

二四 苦業の所成が 眞解脱の因に非ざるが如く

二五 勝身業の所生も 亦解脱を證するには非ず (二十二)

二六 略して言はば佛の所説は 二を具して餘宗に別なり

二七 人天に生ずることを害せざると 空を觀じて解脱を證するとなり。(二三)

二八 世人は自宗に耽ること 本生地を愛するが如し

二九 正法は能く摧滅すれば 邪黨は欣を生ぜず。 (二十四)

三〇 智有りて勝徳を求むるものは 應に眞宗を信受すべし

三一 正法は日輪の如し 目有るものは能く見るに因る。 (二十五)

dharmān nirvartakān teṣāṃ

anabhyāsakṛyā bhayam // 9 //

(和) 愚夫はひたすら流轉の法をのみ習熟して

遺滅の法を修せざるによりて彼等に怖畏あり。

(藏) byis rnamis ies pa klu nar ni /

byed byed chos la goms pa ste //

de dag goms pa med pa yis /

ldog byed chos la byis par byur //

【10】(梵)

vighnam tatkṛtya yāḥ kuryād
vīto mohena kenacit /
kalpānābhigatis tasya nūti

なり、不善者の心は導者(に遇ふも)に隨ふを努めず。

(藏) nye nan hdas par reñ hgro gan /

de ni śin tu bya dkaḥ byed //

hroṇ pañi ślad babin dam pa ni /

ma yā yid hgro spro ma yā //

traṣo narubhyate dṛṣṭe

drṣṭe pavī sa sarvabāḥ /

nīyamānava kiñcīṇe toṇa

traṣo yidhyate // 8 //

(和) 見れば怖畏は起らず、見ればそれは全く去る。それ故に定んで少分の知に於て怖畏は起る。

(藏) ma nthoñ śikṛg pa ni rsoṃ ste /

nthoñ na rnam kun de ldog byur //

des la śikṛg pa bygrub par byā //

śes la śikṛg pa bygrub par byā //

ekāṅkanāvya bhānām

dearme bhyaśaḥ pravartate /

【9】(梵)

mokṣe tu kī kṛtā // 10 //

(和) 愚癡によりて覆はれて眞實を障ゆる者は

善趣に到ることなし、況んや解脱に於てをや。

(藏) gan śhig gñ mung hgañ śhig gñ /

bygrub fin de śid gega byed pa //

de la dge legs hgro la yāḥ /

med na thar ba smos dā goṣ //

śīlād aḥi varāṇa brmāso na

tu dṛṣṭeḥ kathanena //

śīlāne gṛānyāte svargo dṛṣṭyā

yādī pravartāḥ pedam // 11 //

- 一〇 諸の愚癡有る人は 他の眞實見を障ゆ
 善趣に生ずるに由無し 如何んぞ涅槃を證せん。(十)
- 二 寧ろ尸羅を毀犯するも 正見を損壞せざれ
 尸羅は善趣に生じ 正見は涅槃を得。(十一)
- 三 寧ろ彼が我執を起さんよりも 無我見を空するを非とす
 後は兼ねて惡趣に向ふも 初は唯涅槃に背くのみなればなり。(十二)
- 四 空無我の妙理は 諸佛の眞の境界なり
 能く衆の惡見を怖かす 涅槃の不二の門なり。(十三)
- 五 愚は空法の名を聞いて 皆大怖畏を生じ
 大力を見る者が 怯劣にして悉く奔逃するが如し。(十四)
- 六 諸佛は心に他論法を 摧かんと説くこと無しと雖も
 而も他論は自ら壞す 野火の薪を焚くが如し。(十五)
- 七 諸の正法を悟ること有るものは 定んで邪宗を樂はず
 餘のものが偽門を出でんが爲の 故に眞空の義を顯はず。(十六)
- 八 若し佛の所説の 眞空無我の理を知れば
 隨順するも欣を生ぜず 乘違するも厭怖無し。(十七)
- 九 諸の外道衆を見るに 多の無義の因を爲す
 正法を樂ふ有情にして 誰か深く悲愍せざらん。(十八)
- 一〇 婆羅門と離繫と 如來との三の所宗は
 眼と耳の意との能知なり 故に佛法は深細なり。(十九)

- (藏) gñi shig gñon thabs mi fas de /
 et shig gñon bar byed par hgyur //
 des na hes par thub pa yis /
 gñan du shi ba med ces gñis //
 【五】(梵) Buddho'kṣeṣu parokṣeṣu jñāto
 jñāya samānyah /
 jñāya pratyayas tonā
 kartavyah śūnyatām prati // 5 //
- (和) 佛が説ける深事(梵parokṣa (?)藏klog-
 pa-seorey)に於て疑惑を生ずるものは、彼は今こ
 そ空性に對して信を生ずべきなり。
- (藏) gñis rgyas kyis gñis llog g'yar la /
 gñi shig the tshom akye hgyur ba //
 de yis ston pa nid bsten te /
 hid nid kho nar yid oes bya //
 【六】(梵) loko'yaṃ yena durtipāto mūḍha
 ova paratna saḥ /
 valcitas te bhaviḥḥyanti suṣṭram
 ye hnyānti tam // 6 //
- (和) 此の世間を見難き者は彼世に關しては愚
 昧なるのみ、諸の彼に従ふ者は欺かれて果しなかる
 べし。
- (藏) gñi gñis hñig rten hid mthon akah /
 de ni gñan la blun ba fid //
 gñi dag de rjes hgro de dag /
 gñi th yun rñis belus par hgyur //
 svayam ye yanti nūṣṭhām
 to kurvanti suduḥṣṭaram /
 gñanum notshate nehu
 prāṣṭhako'py asato manah // 7 //
- (和) 自ら涅槃に趣く者は甚だ作し難きを作す

gal te dañ por gna sgyur na /
tha mar rñins par mi hgyur ro //
(和) 住無くんば法は何處に有らん、無常なるが故に住は何處に有らん、若し初めに住有らば終りに變衰(rñins-pa)無かるべし。

【二】(藏) ji llar rnam fees goñg gis ni /
don gñis rnam par mi fees pa //
do lshin rnam fees gñis kyis ni /
don goñg rnam par mi fees so //

(和) 一藏(藏 rnam-par-fee-pa, 梵 vijñāna)を二藏を了知せよと云ふ如く、二藏を一藏(don arñas)を了知せず。

【三】(藏) gal te dñis la gnas yod na /
gnas pa dñis su mi hgyur ro //
ci ste gnas med na gnas pa /
med par mñahñ yin yod ma yin //

(和) 若し法(藏 dñis-pa, 梵 kála)と我(藏 gnas-pa, 梵 sthira)と云ふは、住は法と云ふは、住無くんば住を離れて邊際(藏 mñahñ, 梵 anta)有ること無し。

【四】(藏) gal te mi rñag dños gshan na /
dños po mi rñag par mi hgyur //
gañg na mi rñag fid gñi yin /
do fid dños te gñi la gnas //

(和) 若し無常と法と異ならば、法は無常ならず、一ならば無常性なるその法は何處に於て住せん。

【五】(藏) mi rñag fid gñi stobs dñin des /
gnas pa stobs dñin ma yin na //
phyi nas de dag nes par go /
bzalog par ci yis mñhoñ bar hgyur //

(和) 無常性は劣(無力)(藏 stobs-dñin, 梵 du-balam)なるが故に住は劣に非ずんば後に此等(二つ)は決定して、何に縁つてか顛倒となるを見ん。

【六】(藏) gal te mi rñag stobs dñin yin /
dños po kñu la yod na ni //
kun la gnas pa med pa dñi /
yin na thams cod mi rñag min //

(和) 若し無常が劣にして、法に遇在せば一切に住有ること無く、又一切は無常に非ず。

【七】(藏) gal te rñag tu mi rñag fid /
yod na rñag tu gnas yod min //
yin na rñag par ggyur xñi nas /
phyi nas mi rñag par hgyur ro //

(和) 若し恒に無常性有らば、住は恒に有ること無し、或は(先に)常になり已りて後には無常となるべし。

【八】(藏) gal te gnas pa mi rñag dañ /
lhan cig dños po la yod na //
mi rñag log par hgyur pa hin /
yin na gnas pa brñtan par hgyur //

(和) 若し住と無常と俱に法に有らば無常は邪となるべく或は住は妄となるべし。

【九】(藏) mñhoñ xñi dños po mi suñ shin /
sñar yin sems slye min des na //
dñin pa shes bya log pa yis /
don la log pa kño na hbyun //

(和) 見已はれる法は(再び)現はれずして更に又心生ぜざるが故に(之)藏譯に誤あるか、心生ずるが故にとせば義能く通ず、念と云はるゝ顛倒はとて義に於て邪妄のみ生ず。

gal te yod pa skye hgyur na /
skyes zin pa yin hbyun bar hgyur //
【一】(梵) digyate'ungato bhāvah
kambhāvo na digyate /

vidyate'ngatān yasya
dūrvān tasya na vidyate //

(和) (若し) 未來の法が見らるゝならば何故に
無が見られざる、未來が(已に)存する所のものは
遠有ること無し。

【二】(藏) ma hois pa yi dnos mthoñ na /
dhos po med pa ois mi mthoñ //
gañ la ma hois yod :hgyur ba /
de la zin ba yod ma yin //
【三】(梵) dharmo yady akroty asi
niryamo jñyato vṛthā /
akha svapno'pi kartavyah
satkāryasya na sambhāvah //

(和) 若し非所作の法有らば修行は徒勞となら
ん、若し少分たりとも爲すべき有らば果の先有は不
可能なり。

【四】(藏) gal te byas pa med kyāñ oñs /
yod na hes sdom don med hgyur //
ci ste oñun zad byed na yin /
hbras bu yod pa mi srid do //
mi rtag yin na ci ltar bar /
【五】(藏) hbras bu yod ces bya bar hgyur //

gañ la thog ma mthah yod pa /
de ni hñg rten mi rtag brjed //

(和) 無常にして有ならば如何んぞ果有りと言
はれん、初(thog ma [ādī])有り終(mthah [ante])

有るをそを世間(藏:hñg-rten-pa,梵:loka)は無常なりと説く。

【六】(藏) begrim pa med par thar hgyur te /
grol la ma hois yod ma yin //
de ltar yin na oñgs med par /
hñod oñgs kyāñ nī hbyun bar hgyur //

(和) 精勤(藏:begrim-pa,梵:vyūṣṭha)を離れて解
脫(藏:thar-pa [ānirvāna])有らば解脫(藏:grol-pa,
梵:nirvāna)には未來有ること無し、終らば貪着(藏:
oñgs,梵:raśakti)無くて貪着(藏:hñod-oñgs,梵:raga)
も亦生ずべし。

【七】(梵) stambhādīnam alamkāro
gṛhasyārthe nirarthakah /
satkāryam eva yasyeśān
yasyaśaktīkāryam eva ca // 16 // Dhv, p.
393; HPS, P. 511)

(和) 果先有を執するも果先無を執するも家
(を作る)爲の杜等の工作は無意義となる。

【八】(藏) hbras bu yod sīd gañ hñod dan /
hbras bu med sīd gañ hñod la //
hbyin sī don du ka ba la /
sogā pañi rgyan ni don med hgyur //

【九】(藏) dños rnuams yois su hgyur ba yin /
yid kyis kyāñ nī hñdra mi hgyur //
de lta na yan da ltar ba /
yod par mi mthas rnuams kyis rñog //

(和) 諸法の轉變(藏:yois-su-hgyis ba,梵:pari-
rāma)を(有智者)は認知せず、然れども無智者は
現在有りと分別す。

【十】(藏) gnas med dños po ga la sñig /
mi rtag pas gnas ga la yod //

唯無智の人の妄りに 分別して有と爲すを除く。 (十六)

無常は何んぞ住すること有らん 住すること有ること無くんば何れの體ぞ

初にして若し住すること有らば 後は應に變衰すること無かるべし。(七)

譬へば一識が能く 二義を了すること無きが如く

是の如く一義は 二識に能く知らるゝこと無し。 (十八)

時に若し餘の住有らば 住は則ち時と成らず

時に若し餘の住無くんば 後減も應に有に非ざるべし。 (十九)

法と無常と異らば 法は則ち無常に非ず

法と無常と一ならば 法は應に住有るに非ざるべし。 (二十)

無常が初に既に劣ならば 住の力は定んで應に強なるべし

此の二は復何に縁つてか 後に顛倒と成るを見ん。 (二十一)

若し諸法の體に遍じて 無常の力が初に劣ならば

應に都て住有ること無かるべし 或は一切は皆常ならん。 (二十二)

無常にして若し恆に有ならば 住相は應に常に無なるべし

或は彼の法は先に常にして 後は乃ち常住に非ざらん。 (二十三)

若し法にして無常と俱にして 而も住有りと云はば

無常の相は應に妄なるべし 或は住の相は應に虚なるべし。(二十四)

所見無くして無を見る 廻心せば妄境を縁するなり

是の故に唯虚假にのみ 憶念有るを生と名づく。(二十五)

gal te ma hois ml rtag na //
bdas pa hjiç pa yod mln te /
de ml rtag par cis ml rtag //
andro yartamno'yan atlas
ca na jiyate /
tibhyam anyã trityãp gatis
taerna na vidyate // 8 //

(和) 過去と此の現在とは無常とならざるに此
等(二二)より他の第三の體もなれり有ることなし。

(藏) jdas pa dai ml da kar ba /
hdi ml ml rtag hgyur mlh la //
dag las gaban rnam pa ml /
gamu pahn de la yod mayin //
[二](梵) yah pasojã jiyate bhãvah
sa pãrãam vidyate yadi /
na mlthyã jiyate pakasã
teginã niyatiãdãnam // 9 //

(和) 彼て生じたその法が、若し前に有なら
ば彼等決定論者(梵niyatiãdãn, 藏pha-sma-ba)の
主張(梵pakasã, 藏phiyogs)は從來(梵mlthyã, 藏log-pa)
とならざるべし。

(藏) dnos po gan shig phyas akye ba /
de ml kal te shar yod na //
de yi phyir na phya smra ba /
rnamas kyã phiyogs ml log ml hgyur //
[一〇](梵) sambhavãhã kriyate yasra
prak so'etiti na yujyate /
sato yadi bhavaj janana

jãasãjãi bhaved bhavãhã // 10 //
(和) 生ずる前にそのものが有りと言ふは正し
からず若し有なるもの(再び)生あらば已に生じた
るものにも(復)生有るべし。

(藏) gan shig hbyun bar byed pa de /
sinar yod ces byar ml rigs te //

未來にして若し生無くんば 如何んぞ常住に非ざる (六)

若し未來にして生無きも 壞するが故に常に非ずんば

過去は既に壞すること無ければ 何んぞ常と爲すと謂はざる。 (七)

現在世の無常は 過去等に由るには非ず

斯の二の所趣を除いて 更に第三有ること無し。 (八)

若し後に生ぜざる諸行にして 先に已に定まれる體有らば

定性有りと説く人は 應に是れ邪執に非ざるべし。 (九)

若し法にして因縁生ならば 即ち先に體有るに非ず

先に生有る者にして生ぜば 生じ已つて復應に生ずべし。 (十)

若し去來は有なりと見れば 如何んぞ無を見ざる

既に現に去來有らば 應に説いて遠と爲さざるべし。 (十一)

未作法にして若し有らば 修戒等は唐捐ならん

若し少しにても所爲有らば 果は則ち先に有なるに非ず。 (十二)

諸行にして既に無常ならば 果は則ち恆有に非ず

若し初有り後有らば 世は共に非常なりと許す。 (十三)

應に勤むるに非ずして解脱せば 解脱には去來無からん

或は去來有りと許さば 貪は應に貪者を離るべし。 (十四)

若し果の先に有なるを執せば 宮舎を造る嚴具

柱等は則ち唐捐ならん 果の先に無きも亦爾り。 (十五)

諸法に轉變有るを 慧者は未だ曾て知らず

hgyur to ma hois tñid mi arñid // (和) 未來の法は未來の體に住するが故に現在

となりては未來性有ること無し。

【三】(藏) ma hois pa yod hñas pa yod / da har ba yod a shig med //

gan gi dus kun yod ñid pa / de yi mi rñag ñid ga las //

(和) 未來有り過去有り現在有らば何物か無からん、一切時に存するものに云何んぞ無常有らん。

【五】(藏) hñas pa las ñi hñas gyur ba / a yi phyir na hñas par hgyur //

hñas pa las ni ma hñas pa / a yi phyir na hñas par hgyur //

(和) 過去より過去せば、何故に過去と成らん

過去より過去せざれば何故に過去と成らん。

【六】(藏) gal to ma hois sñyes yod na / a har da har bar mi hgyur //

a ste de la sñyes med na / ma hois rñag par hgyur ram a //

(和) 若し未來にして生有らば如何んぞ現在とならざる、若し未來にして生無くんば如何んぞ常住とならざる。

【七】(藏) Vināpi janmanā bhāṅgāñ anītyo yady anāgatañ /

atñasya na bhāṅgo'si sa ni tyah ñam na kalpyate //

(和) 生無きも亦壞するが故に、若し未來が無常ならば、過去は壞することなし、如何んぞ常住なりと分別せざる。

【八】(藏) nkye ba med kyāñ hñig pa las /

(和) 慧者は未だ曾て知らず

(和) (若し)我(難波, 梵 ānna)が有なるも、色は他従り生じ、他に従つて住し他に従つて壞するを見る。

【三】(藏) ji khar sa lon byas pa las /

myu ga byas pa skye hgyur ba //

de bshin mi rtag thams cad ni /

mi rtag dag las hbyun bar hgyur //

(和) 所作(緣成) (難 byas-pa, 梵 kṛtaka)の種子(藏 sa lon, 梵 bija)より、所作(緣成)の芽が生ずるが如く、その如く一切の無常は無常より生ずべし。

破時品第三

瓶等にして未來に在らば 即ち過現に有るに非ず

未來に過現が有らば 便ち是れ未來は無きなり。

未來にして若し已に謝して 而も未來の體有らば

此は則ち恆に未來なり 云何んぞ過現を成ぜん。

法にして若し未來に在らば 現に未來の相有り

應に即ち現在と爲るべし 如何んぞ未來と名づけけん。

去と來とが現の如く有らば 取果の用は何んぞ無からん

若し體にして恆に無に非ずんば 何ん爲れど常住ならざる。

過去にして若し過去ならば 如何んぞ過去を成ぜん

過去にして過去ならずんば 如何んぞ過去を成ぜん。

未來にして若し生有らば 如何んぞ現在に非ざる

【三】(梵) yasmāt pravarate bhāvas tenocchedo

na jiyate /

yasmān nivarate bhāvas tena nityo

na jiyate // (MV, p. 376)

(和) 法が生ず(梵 Pravarate, 藏 hjiṅ-pa)が故に斷と成らず、法が變ず(梵 nivarate, 藏 ldog-pa)が故に常と成らず。

(藏) gan phyir dros po hjiṅ hgyur ba /

das na chad par mi hgyur shin //

gan phyir dros po ldog hgyur ba /

das na rtag par mi hgyur ro //

梵第十一品 Kāla-viprīti-śodha-bhāvanopadesa

【一】(藏) ma hoṅs bun pa da khar bab /

bun yod ma yin bḍas pa med //

gan phyir de gṛis ma hoṅs pa /

de phyir ma hoṅs yod ma yin //

(和) 未來(藏 ma-hoṅs-pa, 梵 anagata)の瓶(bunpa gḥata)は現在(藏 da-khar-ba, 梵 vartamāna)の瓶に非ず過去(藏 bḍas-pa, 梵 atita)の瓶にも非ず、

(若し然らずとせば)その二(過・現)が未來なるが故に未來は有ること無し。

【二】(藏) gal te shig pa ma hoṅs pah /

io bo(x) ma hoṅs in yod na //

ma hoṅs bḍag fid du yod gan /

de ni ji khar bḍas par hgyur //

(和) 若し已に謝したる未來の自體が未來に有らば、未來の自性に於てあるものが如何んぞ過去に有らん。

【三】(藏) gan gi phyir na ma hoṅs dros /

ma hoṅs bḍag tu gnas hgyur ba //

de yi phyir na da khar bar / . . .

れども受用(梵Dhoktum, 藏za-ba)なることを知らず、なんぞ之に勝る非理あらんや。

【一〇】(藏) youn ton rnamis kyis rnam kun tu /

kyi'm la sogis dang byed ses kyī //

za ba rnam par mi ses pa /

hdi las mi rigs gshon et yod //

【一〇】(梵) kṛyānā śāśvato nāsti nāsti

śāśvato kṛyā /

niakṛīyo nāstīkṛītyo nairātmīyam

kim na te pṛīyam // (MV, p. 116)

(和) 所作を有する常住なるものは無し。遍雑せるものに於ては所作無し。所作無きは無性と同じ。無我(梵nairātmīya, 藏bzag-med)が如何んぞ汝に欣ばしめんや。

【一〇】(藏) bya ba dāi ldan rlung pa med /

kun tu soṅ la bya ba med //

bya ba med pa med dāi mshans /

bdag med la khyod cis mi dgaḥ //

【一〇】(梵) la har kun tu soṅ har mthoṅ /

la har śkyes brī las tsaṃ shig //

la har rdiḥ tsaṃ shig mthoṅ śte /

ses rab can gṛīs mod par mthoṅ //

(和) 或者は我(藏skyes-bu, 梵purīs)は周遍なり、或者は(我)身(の量)のみなり、或は(我)は(極微)の量のみなりと見る。(それと)智者(藏ses-rab-can)は無なること見る。

【一一】(藏) rtag la gnod pa ga la yod /

gnod med thar ba ga la yod //

das na gñi gi bdag rtag pa /

de la thar ba mi rigs so //

(和) 常に於て善(藏gnod-pa)は何處にあらん、善を離れて解脱は何處にあらん、故に我が常住なりと云ふ人に於ては解脱は道理に非ず。

【一一】(藏) gal te bdag ces bya yod na /

bdag med sñam pa mi rigs śin //

de fid rig pa tseṅ pa las /

mya nan hdas gyur shes byaṅ brdam //

(和) 若し我(藏bdag, 梵ātman)と稱するものは、無我(藏bzag-med, 梵nairātmīya)と称するものは正理に非ず、定んて眞實を知る者に涅槃有りとは虚妄(藏brdam, 梵vīṛāthā)なるべし。

【一二】(藏) gal te grol ba med fid na /

de mi snar yan med pa fid //

mi ldan pa la gan mthoṅ pa /

de mi ran bāhīn shes byar bśad //

(和) 若し解脱(藏grol-ba, 梵vīṛvāna)にして無性ならば、それは前にも亦無性なり、無雜を見るは、それは自性(藏ran-bāhīn, 梵svabhāva)なるべし。

【一二】(藏) gal te mi rtag chad na mi /

da dān rtsha sogis et śte yod //

hdi mi gal te bden hgyur na /

su lahīn gñi mng kyān mi hbyun //

(和) 若し無常(藏gnod-pa, 梵anābhava)ならば今、草等は如何んぞ有らんや、若しも之が眞ならば、如何なる人に於ては亦疑(藏gti-mng)【一三】(藏) bdag mi yod par gyur nahṅ gzaṅs /

gshon las hbyun bas snuṅ gyur la //

gshon las gzaṅs par snuṅ gyur shin /

gshon las rnam-par hjiḡ par snuṅ //

10. 我にして若し實有の性ならば 應に我を離るゝことを講すべからず。

定んで眞實を知る者の 解脫に越くことは應に虚なるべし。(二十)

11. 解脫の中に若し無くんば 前にも亦應に有るに非ざるべし

12. 雜無き時の所見は 彼の眞性なり應に知るべし。(二十一)

13. 若し無常にして皆斷ぜば 草木も何んぞ然らざる

此の理にして若し眞爲らば 無明も亦有に非ざるべし。(二十二)

14. 現見するに色等の行は 緣従り生じ住し滅す

15. 故に知る汝が執する我は 有なりと雖も而も用無し。(二十三)

16. 緣成の芽等は 緣成の種等の生なるが如し

17. 故に無常の諸法は 皆無常の所起なり。(二十四)

18. 法は緣従り生ずるを以て 故に體は而も斷無し

19. 法は緣従り滅するを以て 故に體は亦常にも非ず。(二十五)

(和) 業等と合せる我(業srog, 梵 jiva)は業(業bde-ba 梵 [sukha])等の如くて種々なるを見た。

【10】(釋) karunam jayate mithyā catanyam
śāstvam yadi /

(和) 若し(我の)思(梵 catanya, 藏 ses-pa-yod-pa)が常住ならば作具(梵 karuna 藏 byed-pa)は邪妄となる。若し火が常住ならば薪は無用なるべし。

(和) 若し(我の)思(梵 catanya, 藏 ses-pa-yod-pa)が常住ならば作具(梵 karuna 藏 byed-pa)は邪妄となる。若し火が常住ならば薪は無用なるべし。

gal te khyod kyi bdag rtag na //
snon byas pa yi rna mtho'u nas /
khyod kyidus ko ois mi rtag //

(和) (宿)生命有るが故に若し汝の我(藏 bdag, 梵 atman)が常ならば宿作の體を見れば汝の身は亦何んぞ無常ならん。

【11】(藏) sems pa can dan ldan bdag kyin /
gal te ses po fid yin na //

(和) 我(藏 sems-pa-can 梵 [caitta])を其たの我(亦若し知者(藏 ses-po 梵 [ñāṭṭi])なるはその思(藏 sems-pa-can)と思(sem-pa [atta])と非ちして我(藏 skyes-bu, 梵 punis)も亦常住と非ゆるべし。

【12】(藏) bde ba la sogs dan ldan srog /
bde sogs bshin du sna tehogs mtho'u //

(和) 我(亦若し知者(藏 ses-po 梵 [ñāṭṭi])なるはその思(藏 sems-pa-can)と思(sem-pa [atta])と非ちして我(藏 skyes-bu, 梵 punis)も亦常住と非ゆるべし。

【13】(藏) gal te ses pa yod rtag na /
byed pa log par hgyur ba ste //

(和) 事(藏 dnyan-ya, 藏 rdzas)は所作(梵 kriyā, 藏 bya-ba)の如く滅するに留るべしは動無(和)故に我(梵 puruṣa, 藏 skyes-bu)有りし思(梵 catanya,

【14】(藏) bnd sin gis don yod mi hgyur //

(和) 事(藏 dnyan-ya, 藏 rdzas)は所作(梵 kriyā, 藏 bya-ba)の如く滅するに留るべしは動無(和)故に我(梵 puruṣa, 藏 skyes-bu)有りし思(梵 catanya,

【15】(藏) bnd sin gis don yod mi hgyur //

(和) 事(藏 dnyan-ya, 藏 rdzas)は所作(梵 kriyā, 藏 bya-ba)の如く滅するに留るべしは動無(和)故に我(梵 puruṣa, 藏 skyes-bu)有りし思(梵 catanya,

【16】(藏) bnd sin gis don yod mi hgyur //

(和) 事(藏 dnyan-ya, 藏 rdzas)は所作(梵 kriyā, 藏 bya-ba)の如く滅するに留るべしは動無(和)故に我(梵 puruṣa, 藏 skyes-bu)有りし思(梵 catanya,

【17】(藏) bnd sin gis don yod mi hgyur //

(和) 事(藏 dnyan-ya, 藏 rdzas)は所作(梵 kriyā, 藏 bya-ba)の如く滅するに留るべしは動無(和)故に我(梵 puruṣa, 藏 skyes-bu)有りし思(梵 catanya,

【18】(藏) bnd sin gis don yod mi hgyur //

(和) 事(藏 dnyan-ya, 藏 rdzas)は所作(梵 kriyā, 藏 bya-ba)の如く滅するに留るべしは動無(和)故に我(梵 puruṣa, 藏 skyes-bu)有りし思(梵 catanya,

一〇 若し私の思は常なりと謂はば 縁の助は邪執を成す

火は常住なりと言はば則ち 薪等に縁らざるが如し。 (十)

二 減に至るまでの動の物の 作用の如く彼は有ること無し

故に我有りて思無しとは 其の理成就せず。 (十一)

三 餘方に思界を起し 別處に思を見は

鐵錐の鏃銷するが如く 其の體も應に變壞すべし。 (十二)

思は意の量の如く小にして 我は虚空に似て大なり

唯應に自相を觀するのみにして 則ち思を見ざるべし。 (十三)

一 我的徳にして若し周遍せば 何んぞ他が不受と爲らん

能障が既に通ずと言はば 應に唯一のみを障すべからず。 (十四)

二 若し徳にして並びに思に非ずんば 何んぞ能く一切を造らん

彼は應に狂亂と 俱なる癡にして所成無かるべし。 (十五)

三 若し徳にして能く舍等の 諸の物を造ることを善解して

而も受用することを知らずんば 非理寧んぞ此れに過ぎん。 (十六)

四 動作有らば無常なり 虚通には動作無し

無用は無性に同じ 何んぞ無我を欣ばざらんや。 (十七)

五 或は我は周遍なりと觀じ 或は量は身に同じと見

或は極微の如しと執す 智者は非有に達す。 (十八)

六 常法は可惱に非ず 何んぞ惱を捨てて解脱せん

是の故に我は常なりと計して 解脱を證することは理に非ず。 (十九)

【藏】 khyod kyī blang gñi tahi blang min /

das de hdag min ma nos phyir //

diros po ni rtag pa rnamis la /

rlog pa skye bar hgyur min nam //

dehavad vikṛita yāti punarā

janmani janmani /

dehāntōnānyatā tasya nityatā

on na yujyate // 4 //

【和】 我(我 Puris、藏 skyes-bu)は身の如く

彼此の生に於て變化に隨ふ、その(我の)身より異なること並に常住なることは道理に非ず。

【藏】 skye dan skye bar skyes bu ni /

lus bshin rnam par hgyur bar hgyur //

khyod kyī de la lus las gaban /

gid dan rtag hid mi rigs so //

rog dan mi ldan diros po la /

bsgulha shes bya mi skye sto //

de phyir lus kyī gyō ba la /

snog ni byed pa por mi hgyur //

【和】 觸無き法よりは動搖(藏 bsgul-ba、梵 ceṣṭin)は生ぜず、故に身の行動に於て命者(藏 snog、梵 jiva)は能造者(藏 byed-pa-por、梵 kartṛ)となす。

【藏】 mi htabe ba dan blang rtag pa /

hid la rgyu ni dī yod sñam //

rnam pa kun tulana śin srin las /

rdo rje bsrain byar mi hgyur ro //

【和】 我(藏 bsdag、梵 ātman)は常にして不善なり、之(我)に云何なる因有りとかかるや、畢竟にて蓋(虫)より金剛が障らざるの要なからん。

【藏】 skye las dran pa yod pañi phyir /

破我品第二

- 内我は實に男に非ず 女に非ず非二に非ず
 但無智にのみ由るが故に 我を謂ふて丈夫と爲す。
 若し諸の大種の中に 男と女と非二と無くんば
 云何んぞ諸の大種に 男等の相の生ずること有らんや。
 汝の我は餘の非我なり 故に我は定相無し
 豈無常に於て 妄りに分別して我と爲さざらんや。
 我は即ち身に同じく 生生に變易有り
 故に身を離れて我有り 常住なることは理として然らず
 若し法にして無觸對ならば 則ち動搖有ること無し。
 是の故に身の作業は 命者の能造に非ず。
 我は常にして害せらるゝに非ず 豈に煩らはしく護の因を修せんや
 誰か金剛を食ふことを恐れて 仗を執りて衆靈を防がん。
 若し宿生命有れば 便ち我を常と爲すと謂はば
 既に昔時の痕を見れば 身も亦應に常住なるべし。
 若し我にして思と合して 轉じて思念を成ぜば
 思も亦應に思に非ざるべし 故に我は常住に非ず。
 我にして樂等と合せば 種種なること樂等の如し
 我は樂等の如くなるが故に 一にも非ず亦常にも非ず。
- (一)
(二)
(三)
(四)
(五)
(六)
(七)
(八)
(九)

* 梵本十品 'Ātma-suddhy-upāya-saṃdarśana

【一】(梵) antarātmā yudā na stri na pumānā

na napuṃsakaṃ /

tada kevalam ajānāt bhāvas

te'haṃ pumān itī // 1 //

(和) 内我は女に非ず男に非ず非二に非ざる時に、唯無智のみによりて汝には我は男子なりとの思惟あり。

(藏) gan tsho navi btag brud med min /

skyes min ma nān ma yin pa //

de tsho mi fes lhañ shig ba /

kyod btag pho ho stam du sems //

【二】(梵) yudā sarveṣu bhūteṣu

nāsti śrīpūṃsakaṃ /

tadā kin nāna tāny eva

pratyā śrīpūṃsakaṃ // 2 //

(和) 一切の(大)種の中に女と男と非二と有ること無くんばその時に如何んぞそれら(大種)によりて女男非二有らんや。

(藏) gan tsho lhyūñ ba thams cad la /

pho mo ma nāñ yod min pa //

de tsho oi ste de dang hid /

brten ras pho mo ma nāñ yin //

【三】(梵) yas tvātmā manānātmā

tenātmā nityamān na sañ /

manv anūtyeṣu bhāveṣu kalpenā

nāma jāyate / 3 // (M.V. p. 109)

(和) 汝の云ふ我(常)は決定して(我)にあらざる云ふ我に非ず、故にその我は決定して(我)にあらざる、豈無常の諸法に於て分別起るに非ずや。

gan dahn snai pa ma yin te //
 des na nam yin sain tgyas rnamis /
 rdul phran rtag pa sid ni gan //
 (和) 有待の法の常住なることは何處に於ても見るらくこと無し。故に未だ會て諸佛は極微の常性を説き給はず。

【10】(藏) hohit dai batus dai thas las gahan /
 thar ba gal te yod na ni //
 de las di yin mi slye ste /
 des na de thar shes mi brjod //

(和) 縛と所縛と方便(因)とを離れて若し解脱有らば、それよりは如何なるものも不生なればそれは解脱なりと言ふべし。

【11】(藏) mya nian hidas la phan po rnamis /
 yod nin gan zag srid ma yin //
 gan du mya nian hidas gyur ba /
 ma nthon dar myai hidas gan shig //

(和) 涅槃に於ては蘊等も無く、我(補特伽羅)も有ること無し、涅槃を見るものに如何なる涅槃あらんや。

【12】(藏) srid dan bral la thar bahi take /
 fes yod yon tan ci shig yod //
 fes med pa yi yod pa yan /
 gsal bar yod pa min de mtshunis //

(和) 輪廻(有)を離れて解脱する時に云何んが思(慧(fes pa yod pa))有り徳有らんや、無思の有も明らかたに無に等し。

【13】(藏) thar bar bdag gang yod na ni
 fes yod sa bon srid pa yod //
 de med na ni srid pa la /

bsam pajan yod pa ma yin no //
 (和) 解脱(我(藏)bdag, 梵 ātman)有らば我の種は輪廻有るべし(若し)それ(我)無くんば輪廻に於つて思(bsam-pa=意樂 āśāya)も亦有ること無し。

【14】(藏) sdug bental las thar ni rnamis la /
 gshun ni yod pa min par hes //
 de phyir rnam pa kun tshin bdag /
 zad pa legs shes byn bar brjod //

(和) 苦より解脱する人々に於ては決定して他有ること無し、故に我(藏)bdag, 梵 ātman)は畢竟じつ滅盡有りと説く。

【15】(梵) varam jankikam evodan paramartha
 na sarvathā /
 lankhe vidyate kifoit
 paramarthe na vidyate // 25 //

(和) 此の世間こそ優れたたれ、畢竟じつ勝義は然らず、世間を以てしては少有なれど、勝義に於ては(少しも)有ること無し。

(藏) hjig rten pa hti sid bla yi /
 don dam rnam kun ma yin te //
 hjig rten pa la cun zad yod /
 dam pañi don la yod ma yin //

【一〇】(義) rtag pa gain gi rgyu yin pah! /

dnos de (med) ma byun ba las skye //

mañ sid hyun bar gyur do la /

rgyu ni log par hgyur ba ste //

(和) その因が常住なる法は非生(無)より生ずるなり。自然生(有)の所に於ては因は差立となる。

【一一】(義) dnos po rtag pa las skyes pa /

ci la bur na mi rtag hbras bu //

nam yai rgyu dam hbras bu gñis /

(和) 譬より生ずる法は、如何んぞ無常ならん。因と果との二の相の不等を決して見るべし。

【一二】(義) gain gi phyogs hgañ rgyu yin shin

phyogs hgañ rgyu ma yin des na //

de ni sma tshegs hgyur na go /

(和) 或る一分が因(有)し或る(他)の分が因(有)する時にそれは種々となるべし。それら種々は常に於て何處に相應せん。

【一三】(義) rgyu ni zhum po gain yin pa /

de ni hbras bu la yod min //

des na bdag sid kun sbyor ba /

(和) 圓形なる因は果に於ては有ること無し。それ故に遍體の和合は極微等に於ては有ること無し。

【一四】(義) rdul phran gñis gi gnas gain yin /

de ni gshan gyi yai mi hdod //

de phyir rgyu dam hbras bu gñis /

(和) 一の極微の住處は亦他の(極微)の住處に非ず。果が因を變ぜば、それ故に因は常に非ず。

【一五】(義) tshogs ldan dnos po rtag pa ni /

nyo ba) 云はれずそれ故に因と果との二が等量なることも許されず。

【一六】(義) gain la gar gyi phyogs yod pa /

de la gar gyi cha yai yod //

gain gi rdul la phyogs yod pa /

(和) 東の方あるそれ(極微)には亦東の分あるべし。その極微に於て方(分)もれば極微は極微に非ずんばはる。

【一七】(義) ndun gyis len cai rgyab kyis ni /

gton bar gyur na de dang gñis //

gain la yod pa ma yin pa /

(和) 前に取り後を捨れば(それ即ち行に)し。それら二(即ち合して)行(無)を所に行者も亦有るべし無なるべし。

【一八】(義) gain la dam po yod min shin /

gain shig la dkyil yod min la //

gain la tha ma yod min pa /

(和) それ(極微)に於て初無く、それに中間も無く又それに後も無く、その現前すること無きものを誰か見んや。

【一九】(義) hbras bu yis ni rgyu bñig pa /

des na rgyu ni rtag ma yin //

yai na gain bu rgyu yod pa /

(和) 果が因を變ぜば、それ故に因は常に非ず。又因有る所には、果は有ること無し。

【二〇】(義) tshogs ldan dnos po rtag pa ni /

nyo ba) 云はれずそれ故に因と果との二が等量なることも許されず。

是れ則ち一切の眼の 皆見ること能はざる所なり。(十七)

若し因にして果の爲に壞せば 是の因は即ち常に非ず

或は果と因との二體は 同處ならずと許すべし。(十八)

諸法は常にして而も是れ 有對なるもの有ることを見す

故に極微は是れ常なりとは 諸佛は未だ會て説かず。(十九)

縛と所縛と因とを離れては 更に眞解脱無し

生成の用が闕くるが故に 設ひ有なるも亦無と名づく。(二十)

究竟涅槃の時には 蘊も無く亦我も無し

涅槃を見ずんば 何に依りて涅槃有らん。(二十一)

我にして時に諸徳を捨て 愛を離るれば何の思有らん

若し我有りて思無くんば 便ち無所有に同じ。(二十二)

無餘に我の種有らば 則ち定んで能く思を生ぜん

要らず我無く思無くんば 諸有は乃ち有ること無し。(二十三)

若し苦を離れて我有らば 則ち定んで涅槃無し

是の故に涅槃の中には 我等は皆永く滅す。(二十四)

寧んぞ世間に在りて求めて 求むること勝義に於てに非ざる

世間を以てしては少有なれど 勝義に於ては都て無なり。(二十五)

【一】(義) rgyu ni rnam par hgyur ba na /

gshun gyi rgyu ru hgyur ba ste //

gan la rnam par hgyur yod pa /

は存せず、それ故に有分に於て、明らかに他の分有り。

【義】 phyogs shes bya bu phyogs can ni / kun la rnam pa ma yin te //

dehi phyir phyogs can bu phyogs ni / gshun gan fin tu gan bar yod //

【註】 本偈は漢譯と著しく異なるも護法の用ひたる梵原本が之と異りしか或は護法が誤りて又は故意に漢譯の如く解したるやは明ならず。

【一】(梵) yasmim bhāve pravyithi na nyvithi copalabhaye /

kāryam tanaiya vidyate // 7 //

【和】 如何なる法に於ても生と滅との見らるゝものは、又他に緣るものなり、故に果として存す。

【義】 gan shig yod na dgos po la / hjing dan ldog pehn damgas par hgyur //

de ni gshun gyi dhan hgyur te / des na hbras bur yan hgyur ro //

【二】(義) hbras bu med par rgyu la ni / rgyu sid yod pa ma yin te //

de yi phyir na rgyu rnam kun / hbras bu sid du thal bar hgyur //

【和】 果無くんば因に因性有ること無し、その故に一切の因等は果性と成るべし。

【和】 de ni rtag ces byar yod min //

【和】 因が變異せば、他の因と成る。變異有るものは常住なりと言はるゝこと有ることなし。

【和】 gan la rnam par hgyur yod pa //

此れは定んで他従り生ず 故に所生の果と成る。 (七)

若し所生の果を離るれば 能生の因有ること無し

是の故に能生の因は 皆所生の果を成す。 (八)

諸法は必らず變異して 方に餘の生因と作る

是の如く變異する因を 豈常住と名づくるを得んや。 (九)

若し本無今有にして 自然常を因と爲さば

既に自然有りと許す 因は則ち妄立と爲る。 (十)

云何んぞ常性に依りて 而も無常を起さんや

因果の相同じからざるは 世の未だ曾て見ざる所なり。 (十一)

若し一分は是れ因にして 餘分は因に非ずんば

即ち應に種種を成すべし 種種なるが故に常に非ず。 (十二)

因に在る微圓の相は 果に於ては則ち有るに非ず

是の故に諸の極微は 遍體和合するには非ず。 (十三)

一の極微の處に於て 既に餘有りと許さず

是の故に亦應に 因果の等量をも許すべからず。 (十四)

微に若し東方有らば 必らず東方の分有るべし

極微に若し分有らば 如何んぞ是れ極微ならむ。 (十五)

要らず前を取り後を捨つるを 方に説いて行と爲すを得

此の二にして若し是れ無ならば 行者は應に有に非ざるべし。(十六)

【藏】 rgyu med par ni dnos po med /

rgyu ldan rtag pa yod min pa //

des na rgyu med las grub ni /

de fid mkhyon pas grub min gsum //

anbyan kṛtakam dṛṣṭva

śāvato kṛtako yadi /

kṛtakasṣṭitān dṛṣṭva

nāstīkaivāstu śāvatāh // 4 //

【和】 若し無常なる所作を見て非所作が常なり

(と云はば)、所作の有なることを見れば常は無たるべし。

【藏】 mi rtag byas par mthoṅ gzur nas /

na byas gal te rtag na ni //

byas la yod pa fid mthoṅ nas /

rtag pa yod fid min min par hgyur //

nāstīdāni halpyanto

ndṛṣṇāṅi pṛthagjñāṅi /

lankākenāpi teṣv arthān

na pōṣṇānti vīśakṣāntā // 5 // (M.V. p. 405)

【和】 空等は常住なりと、凡夫等は分別す。智者等はそれらに於て、世間に依るも亦義を見ず。

【藏】 mkhulā la sogs ruams rtag go shes /

so soji skye bo dag gis rtogs //

mkhul pa ruams kyis de dag la /

hgye rten pas kyān don mi mthoṅ //

pradeśāni na survasānān

pradeśo nāna vartate /

tasmāt suryakṣam anyo ja

pradeśānti pradeśāni // 6 //

【和】 分と名づけらるゝものが、凡ての有分に

廣百論本一卷

聖天菩薩造

三藏法師玄奘奉詔譯

破常品第一

一切は果の爲めに生ず 所以に無常性なり

故に佛を除いては如實に 如來と號するもの有ること無し。(一)

時としても方としても物としても 有性にして緣生に非ざること有ること無し 故に時としても方としても物としても

有性にして而も常住なること無し。(二)

因無くして有性なるには非ず 因有らば即ち常に非ず

故に無因にして成せんと欲するも 眞見のものは有に非ずと説く。(三)

所作の無常なることを見れば 非作は常住なりと謂ふも

既に無常の有ることを見れば 應に常性は無しと言ふべし。(四)

愚夫は妄りに分別して 空等を常と爲すと謂ふ

智者は世間に依るも 亦此の義を見ず。(五)

唯一の有分のみが 一切の分に遍滿するには非ず

故に知る一一の分に 各別に有分有るなり。(六)

若し法の體にして實有ならば 卷舒の用は得可し

破常品第一

梵本第九品 Nityartha-pratigattha

【一】梵 savvan karyarthan uppannam

tena nityam na vidyate /

tesamam manim ite nāsti

yathābhāvasa Tatthāgatah // 1 //

(和) 一切は果の爲めに生ず、故に常は存せず。それ故に牟尼を除くは眞實の如來有ることなし。

(藏) thamsa ead hōmasa bhūhi don sīye ta /

des na itag yod min dehi phyr /

thuh pa:ma stogs ji havi dnos /

【二】梵 apratīyāsattā nāsti kadalācā

kaṣṣat kvaṣit /

na kadalācā kvaṣit kaṣācā

vidyate tena sāsavatāh // 2 // (M.V. P. 397 505.)

(和) 緣によらざる有性は何時にても何物も何處に於ても無し。故に常住なるものは何時にても何處に於ても如何なるものとしても存せず。

(藏) gāṇi sūgā gāṇi na nam du yāni /

na berton par ni yod sīd mod //

des na nam yāni gāṇi sūgā tuhan /

tag pa hgaṇi yāniyod m. yin //

【三】梵 tenākararasthā siddhih

nāsti sāsavatāh /

sādhānā netyātha tattvavīt // 3 //

(和) 因無くしては法有ること無し、因を有するものは常住に非ず。故に無因よりの波流は成ぜずと眞實を知る者は説く。

の兩先輩にも厚くお禮を申し上げたい。

後に最譯者が心から遺憾に思ふ事は自分の力の不足と怠慢との爲に上梓近き數日に於て周章して任上げなければならなかつた爲め、註釋に於ても解題に於てもいとゞその不完全の度を増したことである。此の如き無力の痛切なる自覺が今後

昭和七年十一月五日

の自分にとつて好ましき刺戟ともなれば一つの尊き收獲ともなり得るであらう。懷へば本釋論の作者護法菩薩の本論製作は略と三十歳前後即ち譯者と略と同年輩なるを想像し得るのであるがその冷徹氷の如き破邪の論理といみじくも結合されたる青年護法の烈火の如く燃ゆる宗教的

情熱とは切々として自分の胸奥に迫り肅々として自分の魂を打つを覺え偉聖眼のあたり在りて親教を聽くが如く、屢よ襟を正したことであつた。之も本國譯中得たる最も尊き收獲の一つである。最後に種々御好意を頂いた大東出版社の方々に深く感謝の意を致したいと思ふ。

譯者 遠

藤 二 平 誠

譯者の言葉

「事の成るは少縁に非ず」とは如何なる瑣事についても眞理である。今曲りなりにも本國譯を終了して其の感切なるを覺える。最初偶然にも自分に本論國譯の交渉があつた時、文字通りに淺學非才、然も過去に於て甚だ自らの専門の學に不忠實なりし自分はひたすらその成就を疑懼し受諾を躊躇したのであつたが、その如き眞に實力を有せざる者の常に經驗すべき悲哀から辛じて免れしめ受諾の決意をなす様にお導き下さつたのは偏に恩師宇井伯壽、池田澄達兩先生の深き御厚志であつた。兩先生にして微ちひかりせば自分の名に依る本國譯は全く有り得なかつたに相違ない。兩先生は交々自分を激勵して下さるを共に宇井先生は會つて御自身でお讀みになられ句讀訓點を付したる支那本をお貸し下された上に毎週月水の兩日頗

る御多忙にして貴重なる時間を割かれて自分の幼稚な質問に對して懇切に御教示を賜はつたのである。本夏本國譯を携へて先生と共に高野山上に過した十日餘の懐しき記憶は忘れんとして忘れ得ない。池田先生の御好意も亦今一々此に記す事は出来ないが、言葉につくし難いものがある、特に原文の國譯は一に先生のお力に頼つて爲し得た所である。秋深き日のあの幾夜を中野なる先生の書齋に於て先生の御導きの下におそくまで和譯に精進したるも忘れ難き思出の一つである。かくして言葉の眞實なる意味に於て本國譯は實に兩先生の國譯であると云ふも過言では無いであらう。自分の如きは單なる筆記の役目を受持つたに過ぎない。然しかく言へばとて當然自分に課さるべき責任の凡てを些少たりとも廻避せんとするものでは無い。本國譯がたとひ不完全なるにもせよ何等から學術的意義と價值と

を持ち得るとせばそれは偏に兩先生の爲し給ふ所である事があらゆる意味に於て眞實であると共に、又恐らく本國譯が有つたであらう所の幾多の粗漏と誤謬とは一に自分の責に歸さるべきであると云ふことも亦一點疑ふ餘地無き事實である。それらに就いては大方の叱正を賜はらんことをお願する。

尙本國譯について忘るべからざるは頗る御繁忙の際に拘らず兩先生の御斡旋を通じて爲したる譯者の我儘なお願ひを快く容れられ態よヴァイデイヤ本とデルケ1版論本との校合表を作製してお送り下さつた東北帝大多田等觀氏の甚だ寛大な御好意である、西藏譯が兎に角完全に近き原文を得たのは多く先生の御力に俟つものであることを特に記して感謝の微意を表したいと思ふ。更に又本國譯中不斷に譯者を勵まし種々有益な忠告を與へて下さつた文學士坂本幸男、同西義雄氏

の假定して論ずれば彼は釋論に於て主として爲しとげたる破邪を今顯正説たる唯識論にあつては最初の一巻中には序論の形として要約して收めたものではないかと考へ得られる。然し乍ら之は全くの假定説であつて此の如き形式を取つた事は最初から護法自身の意圖により自身の原著中に於てもなされたる事であるか或は護法自身の原著中には無かつたものを支婁自らの考によつて此の如き形式をとらしめたものか、それは甚だ不明と云はねばならぬ。今その要約が如何様になされたかを見るに、全く釋論八巻中よりその小部分宛或は原文の儘或は頗る簡約にして任意に持ち來りその順序をも新しき意圖の下に整へて成唯識論一巻を形成したもので、いはゞ缺と糊とを以てなされた仕事である。而して釋論の原文の儘を移した部分はかの二種の我執を説く部分と阿頼耶識を以て憶と我と…怨と

等の可能を證明する部分等の唯識説の立場から見て重要な部分と、外道破中數論の常我の計を破する文と、同じく色等の法が三徳合成にして現量得なりと云ふを破する部分と、一括して四種として諸外道を破する部分とである。如上の結果を以てするも此の要約が護法自身に依つて爲されたか或は支婁に依つて爲されたかを決定する材料とはならないのであるが若し憶測が許され得るならば、此の第一巻外小破の部分の如きは唯識宗義を申ぶる他の部分と異り支婁と雖も「眞謬を措定して盛則を權衡する」などの必要の無い部分であるが故に護法の原著に此の部分有りとせば恐らくその儘忠實に譯したものと想定し得べく、しかく見る限り本巻と釋論との前述の對比によつてその構成の寄木細工式なるを知る時はこれ護法自身の作と見るよりも支婁の手を加へて成りしものと推定するのが自然では無い

かと思はれる。然し勿論之も全然一箇の憶測に止るので若し反對の立論をなさばたとひ釋論との比較よりは一見寄木細工的なりとも、それ自體として一の組織あり順序あるものであるから護法自身によつて爲されたと見るに何等の不都合も無いとも云はれ得るであらうし、又は護法の原著にては釋論を参照して今の成唯識論一巻に見らるゝよりもつと廣く説いたものを支婁が抄譯したと考ふるの可能性も全然無い譯では無い。故に此の問題の決定にはもつと確定的な根據が必要であるがそれは今此で直ちに解決さるべき問題で無いから今後の精究に俟つとして今は唯だ問題を提出して二三の私見を述べるに止めておく。「以上の問題は甚だ多くを字井教授の御著書―印度哲學研究、特に一卷、五卷、六卷等に負ふものである、讀者の直接該書に就いて見られん事を希望する」。

行)。

(三) 導本、六丁、右、四。

諸所執實有我體爲是我見所緣境不……。

釋論卷二(大正、三〇、一九四、中、初行)。

(四) 導本、六丁、左三。

又諸我見不緣實我……。

釋論卷二(大正、三〇、一九四頁、中、後より三一二行、及一九六頁、中、後より七行)。

(五) 導本、八丁、左、後より三。

若無實我誰能造業誰受果耶。

釋論卷二(大正、三〇、一九七頁、上、五、若一切法無我者……)。

若無實我誰能造業誰受果耶。

釋論卷二(大正、三〇、一九七頁、上、五、若一切法無我者……)。

所執實我既無變易……。

釋論卷二(大正、三〇、一九七頁、十八行以下)。

(七) 導本、九丁、右、三。

所執實我既無變易。

釋論卷二(大正、三〇、一九七頁、下、初行)。

(八) 導本、十一丁、左、三。

勝論所執實等句義。

釋論卷一(大正、三〇、一八七頁、後より七行、取意譯)。

(九) 導本、十一丁、左、後二。

若不生果……。

釋論卷一(大正、三〇、一八七、中、初行(取意

行)。

(十) 導本、十四丁、左末行。

有餘遍執明論聲常。

釋論卷一(大正、三〇、一八七、十六行)。

(十一) 導本、十四丁、左、五。

時、自然、虛空等……。

釋論卷一(大正、三〇、一八八、中、愚夫妄分別の偈より一九〇、中まで)。

(十二) 導本、十五丁、左、二。

所生果不越因量。

釋論(大正三〇、一九〇、下、十五行より取意譯)……次と連續して見るべし。

(十三) 導本、十五丁、左、四。

若謂果色量德合故。

釋論卷一(大正、三〇、一九〇、下、後より十一行)。

(十四) 導本、十八、右、四。

餘乘所執…色總有二種、有對…無對……。

釋論卷七(大正藏、三〇、二二四頁、下、末行より次頁上段へ)。

以上兩論に於て其の合する部分のみを檢出したのであるが、然し今は時間の豫猶無き爲め甚だ不十分なる結果を得たに過ぎない。従つて上掲の部分の外にまだ

まだ合致の部分有るべきを信するのであるがそれは又今後の問題として残し、今現に得られたる結果のみについて概括的に一の獨斷的結論を下すことが許されるならば、今は導論の第一卷即ち外小破の部分のみについての調査であるが本卷最初の三丁右までの總標等の部分と、最後の破餘乗以下の小部分を残してはその大部分を廣百論釋中に見出し得、而も釋論にあつては一卷より八卷に亘る廣範圍に及ぶを見るのである。此の事は少しも不思議では無いのであつて、抑々廣百論は破邪を主としその大部分は外小破に力を用ひ僅かに最後の一品を顯正に用ひてゐるに對し成唯識論は護法にあつては自の宗義宣説の爲の即ち顯正を主とせる著述であるが故に釋論の場合と破邪顯正の比例が反對になつたとしてもむしろ當然のことであり或る意味に於ては―若し成唯識論を護法の原著の形を其の儘存するも

見方からであり、その二は護法自身に於けるその如き兩面の全面的檢出を主としての見方からである。

扱て次に本釋論と他論との關係に就いて論ぜんとするに、他論とは何を選んで名ざすべきか、恐らくそれは自らの同一瑜伽系内に於て、又は對立せる中觀系内に於てその比較研究すべき論書を見出し得るであらうが、中に就いて最も主要なるものを選ぶならば先づ成唯識論がそれなるべく又論敵と云はるゝ清辨の著書般若燈論、掌珍論等も之であらう。然し今一それらと比較對照して論ずる事は不可能であるから但成唯識論のみについて而もその極小部分について本論との内容の同似を檢したものを參考として掲げるに止める。本國譯者は實は本國譯の註釋の際に果し得なかつた事を今解題を草するに當つて急遽それが對照を試みたのであるから極く小時間の豫猶をしか有しなかつた爲に、尙未だ似同の個所が他の部

分に有り得るかも知れぬが今は成唯識論の第一卷のみに止めたのである。それを簡單に表示せば、

(A) 殆んど全文合致するもの或はそれに近きもの

(一) 導本六丁、左、後より二行一七丁、左、後より二行まで諸我執略有二種一即能除滅。

廣百論釋論卷二破我品、第三偈釋文中、(大正藏、三〇卷、一九六頁、下、十三行)

(二) 導本、八丁、右、四一五行。

實我若無云何得有憶一怨等事。

釋論卷二(大正藏三〇、一九四頁、中、十六行)。

(三) 導本、八丁、右、四行一同左、二。

所執實我既常無變一應非常故。

釋論卷二(大正、三〇、一九五頁、上、後より八行)。

(四) 導本、八丁、左、二一四。

諸有情各有本識一如是憶識等事。

釋論卷二(大正、三〇、一九五頁、上、後より十行)。

(五) 導本、九丁、左、四一十一丁、左二まで。

且數論者執、我是思、便爲二大失。

釋論卷六(大正、三〇、二一七頁、下、十四行

一)。

(六) 導本、十六丁、右、後より三一末。

(極微和合の譬) 相受入如沙受水

藥入鏝銅

釋論卷一(大正藏三〇、一九一頁、中、後より三行)。

(七) 導本、十六丁、左、四、…少しく略説さる。

諸外道品類一

釋論卷八(大正藏、三〇、二三四頁、下、十二行)。

(八) 導本、十八丁、左、四。

(若無方分、則如非色)云何和合承光發影、日輪……。

釋論卷一(大正、三〇、一九一頁、十七行より)。

(B) 次に文には略改あるも義に於て等しきもの

(一) 導本、三丁、左、三。

諸所執我略有三種以下。

釋論卷三(大正、三〇、二〇一頁、下、後より十行偈より)。

(二) 導本、六丁、右、初。

諸所執實有我體爲有作用……。

釋論卷三(大正、三〇、三〇一、中、後より出

無いであらう。此の事は直接本論について精密なる検討をなす事によつて明らかにされべき筈であり、又世親がその佛性論卷四(大正・三一・八〇九下)に如提婆法師說偈言として意識三有本、諸塵是其因、若見塵無體、有種自然滅の偈を引用し唯識的に解釋して彼の可執能執の二邊を離れる唯識觀の保證としてゐるが、之は廣百論破邊執品第六の最後の偈、識爲諸有種境是識所行見境無我時諸有種皆滅である事を以てしても提婆の學說が可成りに唯識的色彩を帯びたりしこと、少くともしかく解し得べき可能性有りしことを知る。殊に今護法の釋有るに於ては尙更らである。反對に又一本論を通じてその成唯識論に於ては徹頭徹尾理世俗の立場に立ち俗諦有の色彩を強く帯びてゐたと稱せられる護法にして著しく中觀的一面を有し嘗つては眞諦空の立場に立つて自説を述べたといふことを知り

得るのは甚しく重要でも有り興味有ることでもあらう。而してかゝる研究を精密に爲すことに依つて從來主として成唯識論のみを通じて見られたる一從つて幾分偏りて見られたる一護法教學が本釋論の如き成唯識論とは全く相反せる立場に立りて見らるゝ論書を通じて見ることに依りて此に護法教學の全面的展望を得、以て彼自身を明にすると共に、全瑜伽派の系統中に於て更に或は全佛敎々學史中に於て彼の占むべき正當の位置を明かに認識し得るであらう。而してその如き注意を失はずに本釋論を検討するに大體に於て護法は提婆の眞諦空の立場に同じ乍らも而も已に後に成唯識論に於て展開されたる如き俗諦有の立場をも其の中に示して彼が本論註釋の際既に成唯識論に見る如き思想を少くともその萌芽を包懐したりし事を知るに足り剩へその中の數ヶ所の説明の如きは全く成唯識論と全文一

致する部分さへ有り、否、更に今以下に提示せんとする如く成唯識論第一卷は殆んど全く廣百論釋論よりの重要な材料をとり來つて構成されしものなるを見出すのである。尤も此の如き一致の部分は果して護法がその儘成唯識論の原本に述べたものであるか又は玄奘が成唯識論翻譯の際此の釋論より取つて補填したのであるかは更に精査を要する問題であるが譯の忠實を以て知らるゝ玄奘にしてしかく自意を恣にしたとは考へ難いにしても然し成唯識論が釋譯たる一一般に信ぜらるゝことを採用して一特殊の性質を顯みる時は玄奘の補填なる事情も全然想像され得ない事でも無い。然し之が解決は今後の問題としておく。

要するに以上の如き種々の事情から本論の特殊性は二重の見方から検討さるべきである事を知るのであつて、その一は提婆對護法によつての中觀瑜伽的對立の

世親二菩薩の時代（略四世紀）にあつてもかゝる對立の事實なく歴史的事實無きのみならず、各教系の學説を検討するも此の兩系は決して相反する立場に立つものでなく、むしろ前者がその本體論的立場より實相論を説けるに對し、後者は前者に基いて更に之を發展せしめ、いはゞ現象的側面より生起的に諸法を觀察して所謂緣起論を説いたもので、むしろ兩説は互に相俟ち相補つて完全なる佛教たり得べき性質のものである。然るに歴史上實際に屢々其の實例を見得るが如く、或る思想學説にしてその勃興の初期に於ては甚だ寛容にして包容性を有するものも、次第に發展して細密なるに至れば自づと其の特異性のみが強まり遂に偏狹なるに至ること有るが如く、今此の二派が後世互に別派をなして對立論争するに至つたこともしかく怪しむに足りない。されど後世の學者にして歴史的に此等學説の變

化の跡を探り其の眞を捉らへんとする者は飽まで其の初期根本にまで遡つて精究して誤り無き認識を得べきであり後世の變移し或る意味に於て不純となれる學説によつて惑はさるべきでは無い。今中觀瑜伽の二大教系の批判的研究に就いても同様の注意は勿論必要にして兩系の共通點差異點を明らかにすることによりその中に自づと兩思想の根本的特質を知り更にはその推移發展の跡をも見るに至り得ると思はれる。それには各自が據る所のそれ／＼の根本的典籍の検討を必要とするのであるが、殊に二つの流れの相交はれるものに於て批判的に各自の所論を検出する事は重要な意義をもつと思はれる。今廣百論論本はしばらくおくも釋論の如きは正しくかゝる種類の文獻の一であつて中觀派の猛將提婆菩薩の著を瑜伽唯識派の驍將一少くとも瑜伽系の流れの中の一つの重要な代表なる一護法菩薩

が釋したといふその事實の中に本論の特異性があるべきであり、而も又此の事實の上に立つて吾人は少くとも次の結果を推し得られるであらう。即ち中觀瑜伽兩系の思想的對立を十分に認むるとするも尙甚だ多くの共通點あることであり、更に之を認むる事に於て後世對立論争したと云はるゝ兩派もその初めにあつてはむしろ相助け相補へるものであつたことの一つの實證を得ると云ふことであり、又一面兩系の本原的思想が略々明確にされた後に於ては、それに依つて兩系思想の變遷の状態をも知り得るといふ事である。全く相反する二つの對立の一方の者が他方の思想に註釋を加へ、自らの思想をそれに托して表現すると云ふ事は恐らく可能ではない。かゝる意味で我々は率直に、提婆は唯識的（な見方を爲し得る可能性有り）であり護法も中觀的であつたと論定しても大なる誤謬を犯すことは

に彼は反つて惡取空に墮して法にして本性空ならば空を見て何の徳有りやと反問するを以て空を證すれば虛妄分別の縛を除くと釋す、然るに彼は猶、虛妄分別も亦空なるべし何んぞ縛の用有らんと疑ふ、此を以て次第に二諦の理を提示し、世俗

と勝義と種々に論究してゐる。論の經過に於て論主は恐らく清辯等の中觀派の皆空説に對して惡取の空見を破すと呼號して、依他圓成の俱に有なるを主張し經によりて證して已に彼が唯識説の理世俗の立場をほのめかしつゝ、而も自らの系統中の識の實有の邊執を破し、結局聖天菩薩の眞諦空の立場を侵すこと無くして、諸法は唯識なりと説くは外塵を捨てしめんが爲なり、外塵を捨て已れば妄識は隨つて滅す、妄識が滅するが故に便ち涅槃を證すと中道の實義を説き、最後に有非有等の四句の妄見は勝義理の中に於ては皆悉く滅して少法も有ること無し、一切

法の本性は無性なるが故に、如何なる有見が眞空に抗論せんと欲すとも空は所依無きが故に依るべき無し、大心有りて弘誓を發する者は妄見の塵垢を斷除して佛の眞空に悟入すべしと結んで本論を説き已はる。

要するに本論八品その殆んど全部は破邪を事とし、外小破を以て内容の全部を覆ふてゐる、之は論本が提婆菩薩の著であり、而して中觀教理の特質が破邪即顯正にあることよりして當然のことであつて、故にこそその破邪はこれ直ちに顯正なる事を忘るべきでは無い。唯此に特に注意を要すると考へられるのは、苟しくもある書に註釋を爲す場合にはその註釋者はその原著の説に共鳴する所あり、註釋に藉りて自己の宗義を述べんとするものであるとせば、今護法が中觀派の著四百論に註釋を爲したと云ふその事實の中に彼の目的、態度が如何なるものであつ

たを幾分なりとも知り得べきであると考へられることである。

本論の教學的地位及び

他論との關係

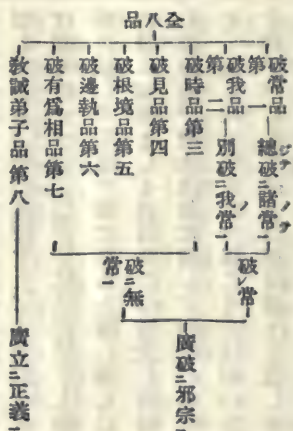
七世紀末義淨三藏が其の南海寄歸傳中に印度佛教の教勢を敘して、大乘無_レ過二種一則中觀二乃瑜伽と傳へてより、此の對立は支那日本に於ても一般に認められて來たのであるが、此の二派を特に對立的なる學派として見る事は後世此の二派の學徒が各々一方を偏執し固守して對立的なる別派を形成し論争するに至つたことによるもので、即ち彼の護法清辨空有の争と云ひ、又は戒賢、智光三時教の争と稱されるのは六世紀中期以後と見るべきが故に、義淨當時に於てこそ事實であつたにせよ、中觀派の祖龍樹及提婆の二菩薩の當時(略三世紀)にあつては未だ瑜伽派の擡頭無く、降つて瑜伽派の祖無着、

とめに合してそれに施したものであるから今の物合も實は此の二つに就いて別々に論じなければならぬのであるが、今はその暇無きと、又釋論がその中に本論を包括するの事實に即して自づと釋論を主とし論本を其の中に含ましめて論ずるの已む無きに至つた事である。此の事は嚴密に論ずる場合には許さるべきで無いに違ひ無いが今は一應便宜に従つておくこととする。

本論はその全内容、八品十卷に分たれてゐる。各品に二十五頌を有し合して二百頌と爲る、今その内容を文軌の疏を藉りて示せば、

文軌は論初頭の頌文を以て護法の歸敬頌とし之を序分に當て、教誡弟子品第八の最後の諸有_三大心_二發弘誓_三者、以下を以て流通分、その中間を正宗分に配してゐるが、之は一般の通則に隨つて形式を整へたに過ぎない。次に内容の上から之を

分つて次の如くにする。



此の分科を見れば論主が論の初めに造論の主意を敍べて爲_レ顯_三邪執我我所事性相皆空_二方便開_レ示_三解脱門_二故造_三斯論_一と云ひ、次に(我我所事略有_三二種_一謂常無常_{トナリ})として先に衆生が多く欣樂する所の常の事を破すべきことを説くと合致するを知る。而して前二品に於て外道小乘の常執を破するに先に諸の常法を破し、次に別して特に我の常住を破したのは我執は法執に比し特に斷じ難く、又佛教の外道に對する獨自の立場は實に此の眞空無我の理にあるを以て特に破我品を別立し

たのであらう。第一品に於ける所破の外道は主として勝論・數論・聲論、その他時論師・常因外道等と稱せらるゝもので、所破の事は總破に勝論の諸句義、數論の自性等であり、その他は聲・時・自然・常因・極微等であり、內道異部としては有部の虛空無爲等が破されてゐる。次いで小乘及び數論、勝論等の涅槃説を破す。第二品に於ては勝論を初とし順世外道、記論外道(文典家・小乘異部・數論・離繫子(耆那教)等所執の常實の我が所破の對象となつてゐる。第三品は先に未來・過去等の時の實有を破し、以て三世を破し、隨つて無常を破するを目的とし、その所破の對象は主として有部で兼ねて數論に及んでゐる。更に果の先有先無論を破するに至つて數論・勝論等が摧_レかれ、中に混じて小乘異部が破せられる。論主は終りに前二品の無爲の常法を破すると共に今品に於て廣く無常有爲法を破し、以て常・無常

古述 記 一卷 太賢述

があり之は東域傳燈錄に含まれざるものである。他の目錄所載は何れも以上の他に出でない。さて此等抄疏等の作者を見るに殆んど全く唐代に屬する人々で降れる時代の人々を全く見出すことは出来ない。文備・文軌・圓測何れも直接玄奘の門に學べる人々であり、元曉は新羅の僧でやはり隋唐の人であるが同じく玄奘の門下に學んだことが傳へられてゐる。太賢は圓測の資道證に承けた人でやはり唐初期の人である。又善珠は我が秋篠の善珠であるが皇紀一三・八三一―一四五七の人であるから略々唐の中葉の人である。かく見來る時、本論の研鑽が決して盛んなものであつたと考へる事は出来ない。然も此の中殆んど現存するもの無く辛うじて上述：西明寺沙門文軌の疏十卷中の一卷(大正藏・八五・頁七八二、佛蘭西國民圖書館藏煥煌本)が残存するに過ぎない。之

は本國譯にも参照した。本論の研究が何故にかく不振を極めたか、一は本論の性質に由るであらう。即ち論本作者は中觀系の聖天菩薩にして釋論作者は唯識系の護法菩薩なるが故に三論宗にとつても法相宗にとつても眞に自宗の宗義を發揚するものと考へられずいはゞ權子扱ひされたのであらう。單に註疏が存しない許りでなく實際に讀まれなかつたし讀まれてゐないのである。もう一つの重大な理由は本論の主とする所は外道破にあるが故に外道思想を理解したる人々に非ずんば本論に對して何等の重要性をも認め得ず又興味を持ち得ないことは當然である。而して直接玄奘の講筵に列れる人々にとつてこそ外道思想を比較的容易に理解し得るの機會は與へられたであらうけれども、其の後の人々にとつては恐らく全く明確なる外道教義の理解は困難なものであつたに違ひない。現に目錄中に本論の

疏を多入し因明論とあるを以ても知るべきではないか。これは本論の中間的性質の故に明確な所屬を決し兼ねた爲にもよるであらうが、然し本論論述の形式が甚だ多く因明のそれによつてゐるにせよそれは飽迄も表現の形式であつて内容そのものは斷じて因明論中に入れらるべき種類のものではない。已に眞諦三藏によつて金七十論の譯あり、玄奘三藏によつて勝宗十句義論の譯があつたのであるが、玄奘の如き通曉者の直接の教授を離れて此等の書の研究が果してどの程度に行はれたかは甚だ疑問である。むしろ本朝徳川末期に於ける研鑽の成果にこそ見るべきものがあるでは無いか。

本論の組織及び内容概観

本論の組織内容を概観せんとするに當つて一應斷つて置かねばならぬ事は本解題は便宜上廣百論々本及び同釋論を一ま

支は無い。若し然りとすれば玄奘が唐の貞觀二年(西紀六二八年)長安を發して西域印度巡遊十七年間に那爛陀寺の滞在は五ヶ年であるから、(宇井敦教授印哲研究五卷による)此の間に師たる戒賢から廣百論釋論を聞き直ちに譯したと考へ得られるのであるが、然し慈恩傳卷三(大正五〇頁二三八・下)に依れば、玄奘が那爛陀寺に於て戒賢に隨つて聞き得た講義は瑜伽論・順正理論・顯揚論・對法論・因明・聲明・集量論・中論・百論等であつたと云ふ。此の百論が果して廣百論なりや否やは不明であるが、羅什に依つて譯された百論なりとも考へ得べきこと勿論である。然るに同じく慈恩傳の卷二(大正五〇・頁二三二・上)には玄奘が迦濕彌羅國を去り、半奴婁國を經、曷羅闍補羅を過ぎ、磔(磔の誤か)迦國の東境に達し一大都城に入り、城西の大菴羅林で、「吠陀」に通じ兼ねて「中觀論」「百論」等の佛典に通曉せる百七

歳の老婆羅門につき百論、廣百論を學し、停ること一月であつたと記し此では百論と廣百論とを明に區別して記してゐる。先にも述べた如く梵本に於ても漢譯に於ても四百論を百論と稱した例があるから百論と記述があつても嚴密に廣百論と區別する呼び方とは云ひ得ないと云はれ得るのであるが、若し區別して考へるとしても、磔迦國は遙か北印度の地であつて、その位置を示すに目標を靈鷲山にとることには甚だ無理があると思はれるから那爛陀とするのが穩當かとも考へられる。因に慈恩傳卷二の玄奘に百論、廣百論等を説けりと云ふ老婆羅門は龍猛の弟子で、眞言宗の傳によれば、こは即ち龍智菩薩なりと(前田慧雲氏、大乘佛教史論一九二頁)。

漢譯廣百論釋論の註疏に就て

廣百論釋論が玄奘三藏によつて永徵元

年(紀元六五〇年)漢譯されて以來本論研鑽の状態は如何であつたか。それを知る道は種々あり得るであらうが、就中本論に對して作られたる註疏を一瞥するの近きに如くは無い。今支那・朝鮮・日本にて編まれたる諸宗諸種の目錄を一見するに(大正藏・五五卷)。

最も多くを網羅してゐるのは東域傳燈目錄(興福寺沙門永超)「大正五五・一一五九」それに擧ぐる所は

廣百論疏十卷 文備、多入因明錄、又云抄十卷、東大寺禪林□云云

同論疏十卷 文軌 西婁室北院本

同 疏十卷 圓測

同論旨歸一卷 元曉

同論撮要一卷 同上 西婁室本

同論□□卷 善珠 見第六卷在

三論宗章疏(元興寺安遠律師)も最後の

一を除く他は之に同じ。

高麗沙門義天の新編諸宗教藏總錄の第

三卷には

廣百論宗要 一卷 元曉述

大乘廣百論釋論 十卷

成唯識論 十卷 以上唐玄奘譯

成唯識論實生論 五卷

觀所緣論釋 一卷 以上唐義淨譯

がある。因に護法のことには西藏に於ても知られ、廣百論の註釋ありとも云はれてゐるに拘らず、彼の唯識、因明等に關する著書は少しも譯されてはゐない。即ち護法系統の唯識説が西藏には傳はらなかつた事を意味する。

傳譯に就いて

さて現存漢譯の論本も釋論も共に玄奘三藏の翻譯にかゝるものであるが、開元釋教錄卷八(大正五五・頁五五六・中)に依れば、廣百論本一卷は唐の永徽元年(A.D. 650)六月十五日大慈恩寺翻經院に於て譯したと云ひ、又釋論十卷は永徽元年六月二十七日大慈恩寺翻經院に於て譯し十二月二十三日に至りて畢るとある。大唐内

典錄等には顯慶年間となつてゐるが信賴すべきものとして前説を採る。然るに釋論の奥書には、三藏法師於ニ鷲嶺北^ニ得^レ開^ク此論^ヲ、隨^テ聽^ク隨^テ翻^ス、自^ラ成^ス功^ニ而^{シテ}説^ク頌^ヲ曰^ク、と記してゐる。之は何人が書いたのかは不明であるが、然し何人が記したにせよ玄奘三藏から直接聞いた所を記したに相違ないと思はれるから事實として信じていゝであらう。さすれば此釋論は既に玄奘三藏の印度滞在中に一應の譯は出來てゐたのである。然らば永徽元年の翻譯の事實は如何に解す可きか、恐らく最初の卒譯を嚴密に修正したのではあるまいか。それには六月二十七日から十二月二十三日の約半歳を費したことは長期に過ぎる様にも思はれるが、然し更に同じ經錄によれば八月に說無垢稱經六卷を譯し、九月に諸佛心陀羅尼經一卷、九月から十一月には本事經七卷を譯してゐる。

費したのでは無く、いはゞ折を見て間斷的に他の仕事の片手間に成しとげられたのであらう。之は修正などの場合に有り勝ちな事と想像されるのである。

従つて半歳の間全部を此の釋論の譯出に

次に奥書に記された鷲嶺の北とは何處であらう。鷲嶺は原語の意譯で鷲峯・鷲臺とも稱される、原語は梵 *Gṛdhrakūṭa*、巴利語を音譯して耆闍崛山とも云ふ。西域記卷九(解説西域記六八四頁)には宮城の東北十四五里(約三哩)に位置してゐると記してゐる。宮城は即ち上茅宮城(梵 *Kuśāgara-dūra*)で頻毘沙羅王が新に王舍城を築く(新城)前に摩揭陀の諸王の都たりし所で、舊城と稱され、摩揭陀國の正中なりと記されてゐる。此の舊城の東北四五里約一哩に新都王舍城有り、其の王舍城の北三千餘里(約六哩)に那爛陀(唐言施無厭)有りとしてゐるから、鷲嶺の北とは略そ那爛陀寺

(Nālanda saṅgharāma)を指すと見て差

れる。斷片に無きを補ひ、尙梵語の無き部分は西藏譯から還元したる梵語を掲げ、藏梵對照し、卷末には佛譯を附してゐる。本國譯の原文は主として之に依つたのである。尙字井教授は、梵文中論註に於いて四百論が百論の名を以て引用され、漢譯論藏中に於ても四百觀(中論、成實論)又は百論(般若燈論、大乘中觀釋論)と呼ばれるを一々引文によつて指摘して、四百論が百論と云はるゝの故を以て羅什譯百論と同一視すべからずとし、又廣百論も梵語原名は單に百論とあつたのでは無いかと推斷して居られる。又四百論にして百論と呼ばれたのにその後半二百頌のみを取つて何故に廣百論と命名したか、或は廣百論と羅什譯百論との關係等についても廣く論じて居られる。詳細は同教授の印度哲學研究第一卷、國譯大藏經百論の解題等を参照せられたい。

次に大乘廣百論釋論(大正藏・三〇・一

八七)は前述の提婆菩薩の四百論の後半即ち廣百論本を護法(Dharmapala)菩薩の釋したもので、釋としては梵本も西藏譯も存しない。全部八品を十卷に分つてゐる。字井教授御研究に據れば護法は西紀五三〇―五六一の人である。西域記十卷十六節の達羅毘荼國(南印度にあり今のバラール河(Bay)の南北に擴りし國なりと云ふ)を敘する中に護法に關する記事がある(解說西域記八三四頁)。建志補羅城(南印度の海港にして錫蘭島に往復する船舶の來る所なりと云ふ)者、即ち達磨波羅^{唐音}護法菩薩本生之城、菩薩此國大臣之長子也、幼懷雅量、長而弘遠、年方弱冠王姬下降、禮筵之夕憂心慘悽對佛像前、殷懃祈請、至誠所感神負遠遁、去此數百里至山伽藍一座佛堂中、有僧開戶、見此少年疑其盜也、更詰問之、菩薩具^レ檢指告因請出家、衆咸驚異遂允其志、王乃宣命推求遐邇、乃知菩薩神負遠

塵、王之知也、增深敬異、自染衣已、篤學精勤、令問風範一語在前記、以てその爲人を知るべきである。中外の學を究め外道を論破して名聲を擧げた。無着、世親により開顯されたる大乘唯識の奧義を究め、又陳那に法を受けて以後は摩揭陀國那爛陀寺に止まり學匠として多數の學徒を教化したと云ふ。戒賢はその門下で護法よりも一ツ年長であつたと傳へられてゐる。二十九歳以後は菩提樹下に隱遁し菩提樹の邊で専ら禪禮を事とし、後の成唯識論の骨格となれる唯識三十頌の註釋は此の間に成つたものと云ふ。(恐らく三十一歳頃に完成したるか)、三年を経て三十二歳の若年にして入滅したとは直接玄奘より傳聞したる慈恩の記す所である。之に依つて見れば廣百論釋論は彼の菩提樹下退隱の前に那爛陀寺に於ける數年の間に成つたものであらう。護法の著作は漢譯藏經中に

梵語は西藏譯より知り得たるもの、其の梵本は完全なものは現存しないが、印度のハラ・ブラサード・シヤーストリー (Harprasād Śastri) 博士に依つて發見された斷片があり、これは西藏譯にも存する所の月稱 (Candrakīrti) の釋のあるものである。之は同博士に依つてベンゴールの亞細亞協會から紀要として出版された *Journal (Cātuhśatikā by Arya Deva, cul-ture, 1914)* 十六品より成り、第六品を除く他の十五品の各品に該當する部が存してゐる。此の斷片の出版者は各品の頌を次の如くに數へてゐる。

(斷片中の頌數)

4	6	3	9	1	0	11	18	8	10	7	8	13	21	8	2
															129

(品)
 I II III IV V VI VII VIII IX X XI XII XIII XIV XV XVI
 然し博士は漢譯から見れば頌の數へ方を誤つて本來此論の頌で無いものを頌としたり、此論の頌とすべきものをしな

つたりして混雜してゐるが、宇井教授はそれらの過誤を指摘し訂正して居られる (印度哲學研究第一卷、二六九頁以下参照)。本論の完全なものは西藏譯中に現存してゐる、即ち(藏) *bstan-bcos bshi-br-gya-pa shes-bya-bahi tshig-lehur-byas-pa* (梵) *Cātuhśatikāśāstrakarika* (四百論頌) [*bstan-hgyur; Mdo-hgrel, tsha (XVIII, 1)* 帙] Cordier, p. 296. であり十六品、各品二十五偈宛あり全部で四百頌となつてゐる。又梵本と同じく月稱の註釋が存する。即ち(藏) *byan-chub-sems-dpañi rnal-abyor spyod-pa bshi-brgya-pahi rgya-cher hgrel-pa* (梵) *Bodhisattva-yogācāra cātuhśatika-ṭkā* 菩薩瑜伽行四百論釋) [*bstan-hgyur; Mdo-hgrel, ya (XXIV, 2)* 帙] Cordier, p. 304. 漢譯廣百論は此の四百論の後半に當るもので、即ち四百論の第九品以下が廣百論の第一品以下と一致し前半八品は

廣百論中には存しない。然らば何故に廣百論が四百論の後半のみを有して完本として存するか。之は支裝三藏が翻譯の際後半のみを譯出してかく名けた如くに想像されるが、然し護法の釋があり、その初に歸敬頌を掲げたる事等より考へて印度に於て既に後半のみが獨立して存したものであることを知り得るのである。以上の原本發見の結果を總括して公にされたのが印度サングリのウイリンドンカレットの梵語教授ヴァイディヤ (P. I. Vaidya) 博士の *Études sur Āryadeva et son Cātuhśatika* (paris 1923) p. 2. の中で博士は漢譯をも参照して訂正しつゝ第八品以下の西藏譯全部と、梵語は斷片中に残れる頌及び同博士が他書(主として *Candrakīrti* の *Madhyamnakavṛtti*) 中に引用されてあつたものを發見して(之はヴァイディヤ氏以前既に宇井教授が發見して國譯大藏經の百論解題中に發表して居ら

廣百論大乘廣百釋論解題

本論の著者、梵語原典、

西藏譯、

以下本解題は論本及び釋論について同時に論するのであるが故に、本來ならば此の兩論を明かに區別しつゝ論すべきであらうが、然し往々にして本論を釋論の中に包含せしめ釋論のみを主として論ずるの結果になるかも知れない。之は豫めお断りしておく次第である。

本論漢譯は廣百論本と稱せられ、一卷（大正藏・三〇・一八二）全八品に分たれ二十五偈宛を有し全部二百偈となつてゐる。之は廣百論釋論の論本のみを別出したのであつて、提婆菩薩又は聖天（Arya Deva）菩薩の著で羅什譯百論（大正・三〇・六八）の異譯では無い。聖天菩薩の傳

記などは他書にも屢々紹介されてゐるから今は述べる事はしないが、唯だ玄奘の西域記の中に廣百論著作の記述があるから一寸紹介しておかう。西域記第五卷の第四節に、玄奘が鉢羅耶伽（Prayaga）今の（Allahabad）國に入つた時の記事が記されてゐる。即ち從此（阿耶穆伽國）東南行二百餘里（百四十哩）、渡^二旃伽河（Ganga）南閻牟耶河（Yamuna 今の jhama）、北至^二鉢羅耶伽國^一 中印度 鉢羅耶伽國、周五千餘里、國大都城據^二兩河交^一周二十餘里（四哩餘）、稼穡滋盛果木扶疎、氣序和暢風俗善順、好^二學藝、信^二外道、伽藍兩所、僧徒寡少、並皆習^二學小乘法教、天祠數百、異道寔多、大城西南、瞻博迦（梵 Cam-paka）華林中有^二翠堵波、無憂王之所、建也、基雖^二傾陷、尙百餘尺、在昔如來於^二此

處^二降^二伏外道、其側則有^二髮爪窣堵波、經行遺迹、髮爪窣堵波側有^二故伽藍、是提婆^一 唐言 菩薩作^二廣百論、控^二小乘、伏^二外道、處。云々とあつて次には提婆が南印度から此の伽藍に至つた時、城中に雄辯にして能く他を論破する一外道婆羅門有つて提婆に遇ひ、之を説伏せんとしたが反つて提婆の爲に破斥され、その後提婆に深く歸仰したと云ふ記事がある（堀謙徳氏、解脫西域記による）。提婆菩薩の年代は大體佛滅後八百年から九百年近く迄で、即ち西紀三世紀中に活躍した人である。廣百論が菩薩の何時頃の作か又羅什譯百論との先後などについては的確に知るべき材料が無い。

本論の原本は四百論と稱せられるもので、具さには四百論頌（Catuh Sataka-sāstrakārika）、又詳しくは菩薩瑜伽行四百觀論頌（Bodhisattvayogacāra catuh-satkaśāstrakārika）と稱せられ（上の

○頁數なり、M. V. 及び Bibliotheca Buddhica IV.; Candrakīrti, Madhyamaka vṛtti 及び H. P. S. 及び Haraprasād Sastri 博士の梵語斷片 Catuṣṣataka by Ārya Deva を指す。

一、原文國譯中漢譯では同じ語を用ふるものでも原文に於て異なる語を用ひてあるもの(たとへば我・思の如き)はその原意義を明かならしむる一助として譯文中に括弧して梵藏の原語を並び記入した。その際にも括弧もて區別したる梵語はヴァイデイヤ氏の還元梵語中の語を参考に入したのである、勿論還元梵語中の語なりとも他の頌に於て藏漢等の相當譯語の明かなものは括弧を省いた、氏は自ら還元梵語の用語法については據る所ありと云つて居られるが故に十分の價値を以て參考さるべきであらう。

一、釋論は藏譯に完全な月稱釋があるがそれは参照せず専ら漢譯に據つた、大正藏經を主とし縮藏、卍藏等をも参照した、國譯延書中諸處に括弧を以て語句を挿入したのは意味を明瞭ならしめん爲め國譯者が加へたものである。又問答によつて論を進むる個所は括弧「を以て問者・答者の論を分ち示した。

一、本國譯上梓間際に出版された大正藏經八十五卷中に唐の文軌撰十卷の疏中殘存せる唯一の卷たる第一卷を見出して大急ぎで之を利用し得たのは誠に強き欣びであつた、その重要な大部分を殆んど本國譯中に書き入れたのであるが之も専門家と稱せられる凡ての人々にとつて不要なものなることを知つてゐるが難解なる佛教教理の普及化を主とする本國譯の性質に鑑み、更には特に近來可成りの勢を以て擡頭しつゝある一の最も喜ばしき傾向として佛教研究の専門家ならざる、即ち學界の他の畑にあつて而も甚だ熱心に佛教の研究に心をひめつゝある多くの有識篤學の士あることを考へたが爲である、譯者の念頭には絶えず其の如き方々があつた、その譯者の微意が少しでも役立ち得れば望外の欣びである。

論文の國譯に於ては宇井先生より拜借の支那本に據り、尙その上本國譯中梵藏の原本、疏により及び釋論自體の前後の意味を考へつゝ屢々吟味を加たものであるから恐らくさしたる誤謬は無いと信するのであるが、科段、註釋等に至つては譯者の専門的知識の貧しくして不正確なるが爲と、その上に限られたる期間内に早急にしとげなければならなかつた事情との爲に多々の曖昧と誤謬とが存するであらう事を豫めお詫し、大方の示教を惜しまれざらんことをお願いする次第である。

昭和七年十一月三日

遠藤 一一 平誠

凡例

一、論本二百頌、漢譯よりの國譯の下に梵語原文及び西藏譯を對照した、その際種々の便宜上 P. I. Vaidya 氏 O *Khudes sur Arya Deva et son CaruhSATAKA* を底本として用ひた。

一、然しその中に往々にして存した誤謬は更に根本に遡つて梵語の方は Haraprasad Sastri 氏 O *CaruhSATIKA by Arya Deva* (梵語斷片)によつて訂正した。たとへばヴァイデイヤ氏二六二頌(即ち第十一品、第十二偈)の上半頌の最後が *Vit* となつてゐたのを *Vidhe* と訂し、又二七五頌(第十一品、第二十五頌)は梵原本又は他書引用中にも無く即ち還元梵語なるに拘らずイタリツツの印刷になつてゐない事を發見した。

一、西藏文の方は東北帝大の多田等觀氏の特別なる御厚意に依りデルケー版論本を對校して戴き、又僥倖にも大震災の厄難を免れて殘存した東京帝大圖書館所藏のナルタン版中に本論を見出して之をも併せ校合した。

一、國譯に當つては梵藏漢凡てを對考し意味の通ずるものを探つた、又ヴァイデイヤ氏の佛譯をも参照した、然し本國譯に附した譯文は、原稿締切間際に至つて主として池田先生の御厚意によつて辛じて甚だ匆急に爲しとげたものであるから固より誤謬無きを期する事は出来ない、然し讀者は此の原文直譯と對比する事によつて玄奘譯の如何に優れたものであるかを知り得るであらう、又原文國譯の如きは固よりその専門家にとつては不要なものであるが専門外の篤學者或は専門の學を受けつつある學生諸君にとつてたとひ不完全なりとも多少の參考として無きに勝るであらうとの婆心から之を附したのである、原文も亦その意味で何人にとつても入手し得べき性質のもので無い事を考慮に入れて轉載したのである。

一、之が記入に當つてはその資料の本末に従つて先づ第一資料として原梵文の殘存せるものを掲げて次にその直譯を爲し、原梵文無きものは第二資料たる西藏譯を以て之に代へた、然し西藏譯は悉く之を採録した、ヴァイデイヤ氏によつてなされたる西藏譯よりの還元梵語は第三次的資料なるを以て一切之を省略した。

一、梵語原文中「」を以て圍める部分は頌の半分が斷片中に存しその半分がヴァイデイヤ氏によつて補はれたものなる場合のその後者なることを示す。

一、梵語偈頌の最後に更に括弧()を以て記入せるはその頌が他書中の引用なりし事を示す、數字はそれら引用を含める書

永く生ぜざるを以て、名づけて正命しやうみやうと爲す。一切法は皆發起ひつぎすること無く勇猛方便ゆうまうほうべんを造作ぞうさくすること有ること無きを以て、名づけて正精進しやうしやうじんとす。諸法に於て畢竟ひつぎやうして境性きやうじやうの有無を證せず憶念おくねん有ること無く思惟しゆいする所無きを以て、名づけて正念しやうねんと爲す。一切種に諸法を取らず依住いぢゆする所無きを以て、名づけて正定しやうぢやうと爲す。是の如くに正しく觀じて能く此の如きの八支聖道を修す。此の義は廣く菩薩藏ぼつさつざう中に處々に宣説するが如し。

是の如く正しく觀すれば、但だ能く八支聖道を修して亦能く圓滿するのみに非ず。六種波羅蜜多ろくしゆはらみつたにも加行無しと雖も而も是の事有るを略説せん。其の義云何ん。謂く、能く一切種の相を棄捨しつちやし及び能く一切の煩惱ぼんなんを棄捨すれば、是れを名づけて施波羅蜜多せはらみつたと爲す。能く一切の所縁しよゑんと作意さういとを息めて無所得むじしやくを修すれば、是れを名づけて戒波羅蜜多かいはらみつたと爲す。諸の所縁しよゑんに於て能く忍受にんじゆせざれば、是れを名づけて忍波羅蜜多にんはらみつたと爲す。無取無捨むじゆむしやにして一切の行を離るれば、是れを名づけて精進波羅蜜多しやうじんはらみつたと爲す。一切の作意は皆現ぜず行は都て所作しよさく無くば、是れを名づけて靜慮波羅蜜多じやうりよはらみつたと爲す。一切法に於て戲論けいろんを起さず二相にさうを遠離えんりすれば、是れを名づけて般若波羅蜜多ぼんげはらみつたと爲す。此の義は廣く梵問經等の處々に宣説するが如し。

是の如き妙住めうぢゆうには無量の門あり、無量の經中に世尊廣く説きたまふ。大義利有りて僉益けんやくする所多し。諸の有智者應に如實にじゆじつに知りて、諸の放逸ほういつを離れ當に勤めて修學すべし。

大乘掌珍論終

俱に證すればなり。若し勝義に就かば境相に似るの智は本性無生なるが故に、現觀無く亦證得無し。契經に言ふが如し、「汝應に現觀を以て證得すべからず。如來の體を觀するに是れ無爲にして一切の眼の所行を出過せるが故なり。是の如く梵志よ、如來菩提の座に安坐する時は一切法は皆無所得なるを證し、一切の虚妄顛倒より起る所の煩惱を永斷す」と。是の如き等の經に悉く皆隨順す。

且く傍論を止めて應に正論を辯すべし。遊履するを「行」と名づけ、遊履すること無きが故に「無所行」と名づく。是れ行解無く、生起無きの義なり。無分別慧は不行の相を以て而も行と爲すが故なり。即ち無所行なるを説いて行と爲す。此れ則ち前に正勤して成立せる所の如き果を略して説けるなり。

觀行を修する者は、是の如く慧無分別を行するが故に、不行にして行じ、行即不行なり。一切の所縁と作意とを遠離し、一切法に於て都て所住無く、猶し虚空の如し。一切の遍計と分別とを棄捨し、淡泊寂然として滅定に入りて、諸の法性を觀するが如し。諸佛の法身は思議すべからず、了別すべからず、無二・無藏・無相・無見にして、表示すべからず、無生無滅にして起盡有ること無く、淡泊寂然として差別有ること無く、無相無影にして諸の瑕穢を離れ、一切の覺慧語言の境界道路を超過せり。是の如く觀ずと雖も而も所見無し。不見にして而も見る。見即不見なり。是の如き妙見に攝受せらるゝが故に、能く正しく無量の福聚を増長し、能く無邊の微妙の樂果を感じ、清淨一味にして能く他苦を滅し、藥樹王の如くに一切の正しく求願する所を饒益す。

是の如く正しく如來の法身を觀すれば諸法の有無の相を見ざるが故に、名づけて正見と爲す。一切の遍計分別を息むるを以て、名づけて正思惟とす。諸法の戲論を離るゝを證して一切の語言悉く皆靜息するに由つて、名づけて正語と爲す。一切法は所作性に非ず、彼の因たる身語意の業を造せざるに由つて、名づけて正業と爲す。一切法は皆是れ無増無減にして法性には所有の増減皆

【五】 第四句「無所行而行」を釋す。無所行の原語は的語には不明なるも、行と同じく語根の變化なることは推測せらる。

【五】 以上偈の逐語釋を終り、以下總じて結論を述ぶ。無分別慧の境界——無分別慧にて八正道を完成すべきこと——無分別慧にて六波羅密を完成すべきこと。

説くの因縁なり。「取らず」と言ふは、執無く見無きなり。即ち是れ覺慧にて計度せざるの義なり。

「取らざるに由る」の因は何の所證を爲すや。

「慧は無分別を行じ、無所行にして行す」

「慧」とは即ち是れ無分別智なり。復た永く一切の分別を離ると雖も、覺慧増益すれば假りに名づ

けて「智」と爲し、影像無く無想無言にして、境界の起相と自性分別とも亦有ること無きを以ての故

に、「無分別」と名づく。住者無しと雖も而も異位に就いて假名して建立す。「燈滅し」「阿羅漢滅す」と

と言ふが如し。覺慧増益するとき俗の言説に依つて此の相續に於て無分別と名づく。分別智を有分

別と名づくるが如し。此の中の意に智は無生にして行するを取つて、説いて名づけて「行す」と爲

す。此の智行するとき自他の法性と一切種の相は所見に非るに由るが故に、能見と名づけず。即ち

能見に非るを説いて眞見と名づく。所證の如くなるが故なり。非所見が所見の相を作して、或は有

分別或は無分別にして眞見成ずることを得るに非ず。眞如若し是れ所見の性ならば、應に説いて非

可見性と爲すべからず。世俗に依つて平等の見あるを説いて眞見と名づくと雖も、應に此の不平等

の見を執して説いて眞見と名づくべからず。諸の可見のものは皆眞實に非ず。解を起すの因なるが

故なり。陽焰水の如し。一切の可見は皆眞實に非ず。眞如若し是れ可見の性ならば、可見の相を取

るも眞見を成ぜず。若し可見に非ずんば應に説いて眞如を證見すと言ふべからず。見と非可見とは

豈に平等と名づけんや。又智は有爲にして眞如は無爲性なり。平等ならず。若し見ならば應に不平

等の見を成すべし。又諸の法性は皆能見に非ず。見も亦應に爾るべし。俱に無生を以て自性と爲

すが故なり。是の如く非見を假りに名づけて見と爲すは、不平等に非ず。又一剎那に一切法を證し

て皆現觀無きを、眞現觀と名づく。應に難じて「自體を返照する難成立するが故に、智は應に智の

實性を證せざるべし」と言ふべからず。二種は俱に可見の境性に非ず、無差別なるが故に同時に

は「所行の境地」の義か。差別 (vipera, paribhāda) は種々相、又は種別の義。向心は有分別、慧は無分別にして隨つて境も其れに相應す。

【五】現ず。現行 (Pravartita) の義なるべし。

【五】第二句の釋。「由る」は理由を表す語。捨相を説く

の因縁」とは次の無分別性を説く理由たるを言ふ。「取る」は

śrad 譯語なるべく、把握するの義なり。

【五】由不取の因にて證明せらるべき宗を問ふ。所證は成立 (śradhi 證明) の義なるべし。

宗は偈の後二句なり。

【五】以下偈の第三句の釋。無分別の原語には普通 nirvikalpa が用ひらる。「行す」の

原語は他本の用語例より見て語根 bhū (行く、動く、實行す)

より變化せる語なるべし。

此段に無分智の行相を説く。

すと雖も、而も身を離れて法有りと觀察せず、亦法を離れて身有りと觀察せず。是の如くに觀察すれば、謂く、無二亦無不二を觀するなり。是の如く觀する時には、觀察現量の智見に隨はず。觀察せざるが故に聖默然と名づく」と。

總 結

是の理と教とに由つて審かに觀察する時は、一切の有爲無爲の自性は、能く若しは心若しは慧の若しは有分別・若しは無分別の境界自性と爲るもの有ること無し。是の如くに知り已らば、明慧の日光能く一切愚癡の黑暗を除かん。

【頌】 諸の心と慧との境現す。

慧は無分別を行じ、

智者は取らざるに由りて、

無所行にして行す。

此の中に、能く諸行の種子を集め、或は諸行の種子の爲に集めらるゝが故に、名づけて「心」と爲す。能く勝徳を持し、或は彼れ持して流散せざらしむるに由るが故に、名づけて「慧」と爲す。心と慧との所行を「心慧の境」と名づく。境地所行を是れを「差別」と名づく。心の境は即ち是れ有爲と無爲との所有の諸相なり。慧の境は即ち是れ有爲と無爲との所有の空性なり、契經に言ふが如し、「無相には分別慧終に轉ぜず」と。「現す」とは謂く顯現するなり。即ち心と慧との所行に似たる境界の性相現するの義なり。「諸」とは謂く、地等は其の類に隨つて或は總、或は別あり。是の如く眼等と及び色等とは其の類に隨つて或は總、或は別あり。是の如く念住と及び正斷・神足・根・力・覺支・道支・波羅蜜多・一切の類に隨つて或は總、或は別あり。是の如く念住と及び正斷・神足・根・力・覺支・道支・波羅蜜多・一切の神通・十力・無畏・不共・佛法・諸の三摩地・陀羅尼門・預流・一來及び不還と若しは阿羅漢の所有の道果も、其の類に隨つて或は總、或は別あり。廣説するに乃し一切智智に至る。

一切法に於て能く正しく無顛倒の性を了知するが故に「智者」と名づく。「由る」とは謂く、捨相を

【四四】 以下卷上卷下の有爲空無爲空論に對する總結。

【四五】 有分別の心、無分別の慧の境界自性と爲るの義なり。

【四六】 諸心慧境現 智者由不取慧行無分別 無所行而行 此の偈に就いて長行中に「此れ則ち前に正勤して成立せる所の如き果を略して説けり」とあり、上來の廣論の結果を總括して示せるものなり。個々の概念と偈の意義は長行に詳し。

【四七】 以下偈の逐語釋、最初に第一句。

【四八】 心(citta)。本來は心(思ふ、考ふ)なる語根の變化なるも、其の上に(六)集むるなる語根の意義を注ぎ入れて、「心は積集の義と解釋せらるゝが一般なり。

【四九】 慧(ñāna, buddhi)。普通慧の原語は brahīna なるも此の箇所は前後の關係より、智又は覺の義なり。

【五〇】 所行。Socara の譯語なるべく「所行の境」又は單に「境」とも譯さる。「心慧の境」なるべく、其れと Socara (境界) 略と同義なるも、後者言語上特に行(āra)の意を含み、所謂の境界が心慧の行する處なるを意味す。次の「境地所行」

「云何んが名づけて眞實行解と爲すや。謂く、諸法に於て都て行解無きを是れ則ち名づけて眞實行解と爲す」と。又經に言ふが如し、「如來の菩提は都て現觀無し」と。又問うて言ふが如し、「曼殊室利よ、諸の見識の者は當に何の所見あるべきぞ」答へて言はく、「少法として見る可きもの有ること無し。何となれば、凡そ所見あらば皆是れ虚妄なればなり。若し所見無くば乃ち見識と名く」と。又問うて言ふが如し、「云何んが精動して應に現觀を修すべき」答へて言はく、「若し少法の思惟分別すべきもの有ること無きを知らば、是の如く精動して應に現觀を修すべし」。復た問ふ、「云何んが已に現觀を證せる」答へて言はく、「若し能く一切の法は皆平等の性なるを觀すればなり」。復た問ふ、「能く一切法の平等の性を見ること有りや」答へて言はく、「能く平等の性を見ること無し。若し所見有らば是れ則ち應に不平等の見を成すべし」と。

眞實行解と見識と現觀とは皆同一義なり。觀行を修する者爾の時に心・意・識・智の行ぜざるを、説いて正しく無分別慧を行すと名く。若し能く是の如くに行じて所行無くば、則ち如來應正等覺の眞實の授記を得ん。契經に言ふが如し、「世尊、菩薩は云何んが修行して其の無上正等菩提に於て諸の如來應正等覺の眞實授記を得るや。梵志よ、菩薩若し是の時に於て生を行ぜず滅を行ぜず、善を行ぜず不善を行ぜず、世間を行ぜず出世を行ぜず、有漏を行ぜず無漏を行ぜず、有罪を行ぜず無罪を行ぜず、有爲を行ぜず無爲を行ぜず、相應と及び不相應とを行ぜず、斷と及び不斷とを行ぜず、生死と及び涅槃とを行ぜず、見と及び聞・覺・知とを行ぜず、施と及び棄捨とを行ぜず、戒と及び律儀とを行ぜず、忍を行ぜず、精進を行ぜず、靜慮を行ぜず等持を行ぜず、慧を行ぜず解を行ぜず、智を行ぜず證を行ぜず、菩薩是の如くに行じて所行無くば、其の無上正等菩提に於て諸の如來應正等覺の眞實の授記を得ん」と。是の如き慧行を聖默然と名づく。契經に言ふが如し、「三十七菩提分法に於て佛所説の如くに如實に開示するを、是れを説法と名く。復た是の法に於て身を以て證

するにあらず、漏盡の爲にして靜慮を修するにあらず、正性離生に趣入せんが爲にして靜慮を修するにあらず、果を證せんが爲にして靜慮を修するにあらず、畢竟して造作する所無からんが爲にして靜慮を修するにあらず。無倒の空觀を修習せんが爲にして靜慮を修すと雖も、然も空性に於て作證せんが爲にして靜慮を修するにあらずと。

【問】相應論者は定執有りて言はく、「一切の所取能取の分別を悉く皆遠離すれば、是れ出世間無分別智なり。即ち其の中に於て堅實の想を起し、精勤して修習すべし」と。

【答】餘有りて此れに於て正しく審察して言はく、「是の如き智生するとき、上の所説の如き分別無しと雖も、而も無相の境に隨つて相起るが故に、自性分別に隨逐せらるゝが故に、是れ有爲なるが故に、餘の現量の有分別の覺の如くにして、出世間分別智を成ぜず」と。又彼れの計する所の離相離言の眞如勝義は、是れ所縁なるが故に、餘の所縁の如く勝義を成ぜず。即ち此の因に由つて俱に最勝に非ず。契經に言ふが如し、「云何んが此の中に勝義諦と名くるや。謂く、其の中に於て智も亦行ぜざるなり」と。又問うて言ふが如し、「曼殊室利よ、慧眼と言ふは當に何の所觀あるべきぞ」、答へて言はく、「若し少しく所觀あらば即ち慧眼に非ず」と。此の慧眼は無分別なるに由るが故に有爲を觀ぜず。亦復た無爲を觀すること能はず。諸の無爲は此の慧眼の應に行すべき所に非ざるを以ての故なり。此の理と教とに由つて彼れは亦應に此の定執を斷すべし。

復た審察して言はく、勝義諦に就かば是の如き出世間分別智も亦實有に非ず。緣従り生ずるが故なり。猶し幻士の如し。所有の妨難過失あるに於て、理の如く觀見して當に正しく遣除すべし。若し智にして能く是の如き定執を斷すれば、此れ亦彼の如く過失有るが故に、復た精勤して審察開示せず。是の如き等の執にして既に滅除し已らば、所應知の無相の境性に於て亦行解無く、因緣闕くが故に餘の智は生ぜず。行解無きに由つて是の故に説いて眞實行解と名づく。世尊言へるが如し、

【三】再び瑜伽(唯識)派の説を引いて、其の無分別智及び眞如觀を批評す。

き等の相に覺慧行ぜざるが故に無現と名づく。一切の有相無相を遠離して此の境界の識皆生ぜざるが故に無了別と名く。無色なるに由るが故に、形質無きが故に、方維標幟皆有ること無きが故に、無標幟と名く。世尊迦葉波に告げて言へるが如し、「常は一邊たり、無常は第二なり。此の二の中間は無色・無示・無住・無現にして、了別する所無く、標幟有ること無し。是れ則ち名づけて中に處するの妙行と爲す。如實に一切法性を觀察するなり。廣説すれば、乃至有爲は一邊、無爲は第二なり」と、乃至廣説す。又佛迦葉波に告げて言へるが如し、「明と無明とは皆二有ること無く、二の差別無し。此の中の正智を是れ則ち名づけて中に處するの妙行と爲す」と。既に能く是の如く二邊を遠離すれば、能く無二に安住する想上に於て起す所の分別には「二の想無し。亦能く障礙を了知して出世の無分別慧の寂靜に安住し、所説の因の如きは速かに能く永斷す。彼れを永斷するが故に即ち如是如是の分別無し。語と意とに二言並びに皆止息し、無動無現無相にして、諸の戲論を離れたる諸法實性を證得し、其の所緣に於て無動に證入し、自相の妙智相續して安住す。勤めて無倒の空觀を修め習す」と雖も、而も空性に於て終に作證せず。是の如きを名づけて勝義靜慮と爲す。世尊言へるが如し、「靜慮を修すと雖も、然も色に依つて靜慮を修するにあらず。是の如く受・想・行・識に依つて靜慮を修するにあらず、眼・耳・鼻・舌・身・意に依つて靜慮を修するにあらず、色・聲・香味・觸・法に依つて靜慮を修するにあらず、身分別安住に依つて靜慮を修するにあらず、心分別安住に依つて靜慮を修するにあらず、地・水・火・風と依つて靜慮を修するにあらず、空・日・月・星・宿に依つて靜慮を修するにあらず、帝釋・梵王・世主に依つて靜慮を修するにあらず、欲界・色・無色界に依つて靜慮を修するにあらず、此世と及び他世とに依つて靜慮を修するにあらず。不高不下に無動に證住して靜慮を修するなり。我見に依つて靜慮を修するにあらず。是の如く有情・命者・養育・士夫・補特伽羅と及び意生摩納婆の見に依つて靜慮を修するにあらず、斷・常・有・無有の見に依つて靜慮を修

らしむ。謂く、有爲と無爲の行相を取るなり。眩瞶の者龜なる眩瞶を離れて眼清淨なることを得れば先來取る所の諸相を見ざるが如く、此の中に於て已に無住を得すと雖も、然れども空等の分別現行するに由つて、有功用の心猶ほ相續して住し、未だ無動の了知を得ず。空等の分別現行すれば、出世の無分別慧を障礙す。棄捨せんと欲するが爲には勇猛に正勤して是の如くに觀察せよ。勝義に就くが故に、空性の境上の空等の分別も亦實有に非ず。緣従り生ずるが故なり。猶し幻等の如しと。是の如く勤修すれば復た能く空等の分別を除遣す。彼れを除遣するが故に空不空等の二邊を遠離し、更に其の空等の行相を以て諸法を觀察するにあらず。説くが如し、般若波羅蜜多正しく現行する時は、其の色上に於て、觀じて常と爲さず、無常と爲さず。觀じて樂と爲さず、亦苦と爲さず。觀じて我と爲さず、亦無我に非ず。觀じて寂靜とせず、不寂靜に非ず。觀じて空と爲さず、亦不空に非ず。觀じて相と爲さず、亦無相に非ず。觀じて願と爲さず、亦無願に非ず。觀じて遠離とせず、不遠離に非ず。是の如く其の受・想・行・識と、一切の色・聲・香・味・觸・法と、所有の眼・耳・鼻・舌・身・意と、布施・持戒・忍辱・精進・靜慮・般若波羅蜜多と、念・住・正斷・神足・根・力・覺支・道支と、靜慮・無色の等至・神通・十力・無畏・諸の無礙解・不共佛法・諸の三摩地・陀羅尼門・一切智の上に、觀じて常と爲さず、亦無常に非ず」と。乃至廣説す。

既に能く是の如く二邊を遠離すれば即ち能く中に處するの妙行を生長せしむ。此れ二邊を離れて中に處するの道理なり。上に説ける如き二種の比量に由つて、有爲と無爲とは色類無きが故に説いて無色と名く。無色なるに由るが故に、亦有等の諸の分別無きが故に、少法の相を表示すべきもの有ること無し。彼れ既に然るを言へり、此れ亦是の如し。故に無示と名づく。無性なるに由るが故に所依と能依と皆成就せず。住持有ること無きが故に無住と名づく。若しは有爲相なるも或は無爲相なるも、若しは所分別なるも所分別に非るも、若しは能分別なるも能分別に非るも、是の如

亦無爲に非ず、能成の因なるが故なり。猶し縷等の如し。是の如く其餘の「合離有る」と「數の同異」等の因にて、應に隨つて當に説くべし。或は二極微所成の塵物は、常に因たるに非ず。是れ所成なるが故なり。猶し瓶等の如し。是の如く其餘の「是れ所作なるが故に」、「滅壞すべきが故に」、「是れ有因なるが故に」との此れ等の諸因にて、應に隨つて當に説くべし。此の道理に由つて、他の妄執する所の意と極微とは皆自性空なり。是の故に所説の如き過あることなし。

上の所説の如く數論、勝論の句義を遮破せる種々の道理にて、無衣等の論の所執の句義も亦所應に隨つて當に立て、空と爲すべし。

第三節 結 論

是の如く諸の過難を遺除し已りぬ。觀行を修する者は正比量の力にて自他の二宗に執する所の無爲の性空に悟入せよ。開所成の智の階梯の力にて已に性空に入ると雖も、勝修力を闕かば未だ應に除くべき所の障を永斷すること能はず。故に復た精勤して勝修力を習せよ。若し此の中に於て一種の無爲相と爲すもの有らば、有間にも無間にも復た現行時にも、即ち應に理の如く彼の性空を觀じ彼の相を遺除し顯現せざらしめて悟入すべし。諸法は自性を離るゝが故に其の性本より空なり。性空なるに由るが故に相は實を成ぜず。則ち是れ無相なり。無相なるに由るが故に願求する所無し。則ち是れ無願なり。相の垢を離るゝに由るが故に遠離を成ず。又性を離るゝが故に彼れに縁の煩惱は畢竟して生ぜず。故に寂靜を成ず。自性無起なるが故に無生を成ず。無生なるに由るが故に則ち無常無く、亦苦有ること無く、亦無我無し。又無生なるが故に則ち相有ること無し。無相なるに由るが故に、能く無相一行の行を以て一切法を觀じて無二に悟入す。此の行相に由つて勤習して勝修増長す。是の如き勝修力の故に塵相を遺除して顯現せざらしめ、此れに由つて所行の行相を無か

【一】 無衣 (no-idea)。裸形と同じく尼乾子をさすべし。

【二】 以上問答決擇を終りて結論を述べ、開所成智(思擇力)より勝修力(修習力)に進むべきこと——二邊を離れて中道に處するるとき空に於て作證せざること——瑜伽(唯識)派の無分別智と眞如觀の批評眞實行解、見諦、現觀、聖默。

汝の士夫は多體にして相遍して積聚の義あらば即ち是れ蘊の義なり。此れに由つて士夫の因は不定を成す。又汝の樂等は各別にしては能く一に宗を立つることなし。是れ蘊性なるが故に、因義成ぜず。若し勝義に就かば實の檀片有りて有性を因と爲すは、共許に非るが故に同喻成ぜず。又世俗に就いて若し總相を以て諸の顯事に能受者有りて立て、差別を辯ぜずば、便ち已成を立つ。世の共知する所は受者は有なるが故なり。若し顯事に實の受者有りて常住に周遍して、思を自性と爲すと立つれば、同喻成ぜず。是の如き體相は、諸の婆羅門に共許に非るが故なり。若し勝義に就かば同喻は成ぜず。受者と飲食と皆實有性なるは共許に非るが故なり。前説の比量は敵量の能く違害を爲すあることなし。

【問】 諸の勝論師は復た是の説を作す、「諸の出息・閉目・開目・命意の行動・根變の相には、定んで所相有り。是れ能相なるが故なり。烟等を見るが如し」と。

【答】 此れ世俗に就いて若し總相を以て彼の諸相に定んで所相ありと立て、差別を辯ぜずば、便ち已成を立つるなり。世俗には共に我の非無なるを知るが故なり。若し彼の相に所相の我有りて常住に周遍して樂等の所依たりと立つれば、便ち同喻無し。所立に違するが故なり。若し勝義に就かば亦是の如き喩の不成の過あり。時・方・空等は此の道理に由つて亦應に遮破すべし。

【問】 諸の勝論師は復た是の難を作す、「極微と意とを我れは無爲と立つ。空を成立するの因たる『不起なるが故に』とは、自不成の因なり。若し此の二は是れ有爲の攝なりと謂はゞ空を成立するの因たる『縁生なるが故に』とは他不成の因にして、應に少分に空性に悟入することを成すべし」と。

【答】 若し意と極微とが世俗にも亦是れ無爲なりと許さば、此の難あるべし。然れども所立の意は且く無爲に非ず。智の生ずる因なるが故なり。猶し色等の如し。是の如き句義は「同異の性なるが故に」、「念の生ずる因なるが故に」との此れ等の餘因にて應の如く當に説くべし。又諸の極微も

【三六】 第十三問、勝論個人我 (jivakman) 立り。

【三七】 所相 (lakṣya)。「相せらるべきもの」の義にして、相によつて相せらるべき主體をさす。即ち我なり。次に「所相の我」とあり。之に對する相 (lakṣaṇa) は言語上「相するはたらき」の義をもち「能相」とも譯せらる。

【三八】 時 (kāla) 方 (diga) 空 (ākāśa) 共に勝論の立つる實句義の法なり。

【三九】 第十四問、勝論の難。極微 (paramāṇu) 意 (manas) 共に實句義中に立てらる。自不成、他不成は合して隨一不成 (anyatathādha) と稱す。

因が立敵の何れか一方に認められざる場合なり。

【四〇】 意と極微とは因果關係をもつ法なるが故に無爲に非ずと立つ。

華なりとせんや、空華に非ずとせんや。若し三界は皆是れ空華なりと言はゞ、自宗と及び共知とに違害するが故に道理に應ぜず。若し三界は是れ空華に非ずと言はゞ、是れ則ち同喩の成就無くして汝の本宗を失すと爲す。若し「失せず。「空華無し」の聲の所説なる三界は有性なるが故に」と言はゞ、且く應に審察すべし。汝は我れ「空華無し」と説くを同法喩と爲すとせんや、「空華」を説くを同法喩と爲すとせんや。若し汝、我れ「空華無し」と説くを謂ひて同法喩と爲さば是れ惡しき審察なり。我れは「空華」を説いて同法喩と爲すが故なり。若し「空華」を説くを同法喩と爲さば、即ち三界に非ず。應に説いて「三界は有なるが故に彼れも亦是れ有なり」と言ふべからず。此の言は汝の自慧の輕微なるを顯はす。又遮詮の言は遮止するを勝れたりと爲す。所遮を遮し已らば功能即ち盡きて、能く更に所遮の差別を表することなし。是の如き難辭は前に已に具に釋せるが故に、智者の心に信受する所に非ず。

三「問」諸の數論師は復た是の説を作す、「我れ親現に最勝の士夫を成立すること能はずと雖も、然れども共知の諸の變異の聚に就いて方便して彼の體の實有を成立す。謂く、諸の顯事は有性で因と爲す、種類有るが故なり。諸有の種類は一切皆有性を因と爲すを見る。檀片等の如し。顯事は既に是れ種類有るが故に、有性を因と爲す。是の如き顯事には、能受者有り。所受用なるが故なり。諸の所受用には一切皆能受者有ることを見る。婆羅門の所受の飯食の如し。顯事は既に是れ所受用なるが故に能受者有り。前説の比量は便ち敵量の爲に違害せらる」と。

【答】此れ世俗に就いて、若し總相を以て諸の顯事は有性を因と爲すと立て、差別を辯ぜずば、便ち已成を立つるなり。若し顯事は樂等を因と爲すと立つれば、即ち同喩無く因も亦成ぜず。樂等の種類は共許に非るが故なり。若し比量を以て因を成立して「四蘊は皆是れ苦樂癡の性なり、是れ種性なるが故に。受蘊の如し」と言はゞ、此の所説の癡は受蘊の攝に非ざれば同喩成ぜず。又

【一〇】此の問答の論點は、空華を三界と同様な一法と見るか、又其れは全く無なる假法と見るかに在り。

【一一】第十二問、數論士夫(神我)の實有を主張す。

【一二】士夫(神我)は直接に覺知すること能はざるも現象事より逆に其の存在を證することを得として、士夫存在の比量を立つ。

【一三】親現は prakṛtīman(直接)の意、變異聚は 'vyākaraṇa-bhāṣa(所變易の積聚)にして、現象事をさす。次の「顯事は種類有るが故に有性を因とす」とは意義充分かならず。但し神我存在の證明には直接關係無く、因中有果の立場を表す。

【一四】能受者(Chakṛta)。食者とも譯さる。享受者の義にして、種々の現象あらば之を享受する主體有るべしと立つ。神我を立つる比量の數種中の一なり。

【一五】所受用(Chakṛta)。享受せらるゝものゝ義にして、現象を神我に關して規定せる概念。

【一六】樂等。苦樂癡にて、自性の三徳なる喜憂嗔の別露語なり。(既出)

受信すること能はず。

且く廣諍を止めん。諸の廣文義を厭怖する者あらば受持し難きが故なり。入眞甘露に已に具に分別せり。

【問】 復た同類の乗と劣乗の者ありて是の如きの言を作す、十二處は有爲と無爲とを攝して定んで自性有り。苦等の十六聖行有りて四聖諦を觀じ、精勤して見修二道を修習し、能く見修所斷の一切の三界所攝の煩惱の熾火を滅し、及び三界の衆苦をして息めしむるを以ての故なり」と。

【答】 若し諸法の性空を開示せずんば誰か當に能く是の如きの過失を捨し、誰か復た能く是の如きの功德を修すべけん。三乘には資糧と根性と勝解との差別ありと雖も、聖道を現觀せんには應に差別無かるべし。是の如き一切は我れ皆な信受す。煩惱障を斷除せんと欲するが爲の故に、世俗の理に依つて彼の道は差別す。若し法無我性に證入するを離れては所知障を永斷すること能はざるが故に、大師は應に少分の解脫を成すべし。爲に説いて解脫すとは言はず。解脫に差別無からんや。實に此の説あり、皆同じく煩惱障を解脫するが故に是の如きの言を作すも、一切種には非ず。譬へば毛孔と其の大虚空とは性同じと雖も差別無きに非るが如し。若し爾らされば、應に勝果の作用なる如意神通を發すること能はざるべく、所證は應に眞實究竟に非るべし。

且く傍論を止め應に正論を辯すべし。
觀行を修する者は、已に自宗所計の虚空等の空に悟入せるが如く、亦當に他宗所計の自性・土夫・極微・自在・時・方・命等の諸の句義の空に悟入すべし。

【問】 此の中に自性土夫論者は是の難を作して言はく、我が宗にては三界の一切は皆空華に似て轉變するも、空華無きに非ず。彼れは是れ有なるに由つて同喻成ぜず。所立に違するが故なり」と。
【答】 今應に詰問すべし。汝は三界の一切は皆空華に似て轉變すと言ふ。是の如き三界は是れ空

して、其は一種の色にして且つ有爲なりとし、其の他に虚空なる法を認めん。
【二】 第九問、相應論師(Śākyasiṃha)の難、眞如(śūnyatā)の實有を立つ。

【三】 以下瑜伽唯識派の眞如觀を批評す。
【四】 此智とは出世無分別智をさす。

【五】 本國譯中觀部二、解題註一五を見よ。
【六】 離言眞如を立つれば外道の有我説と等しくなると言ふ。

【七】 第十問、同類乘は瑜伽師唯識をさし、劣乘は有部等をさす。
【八】 苦等の十六聖行とは四諦十六行相なり。又十六心行、十六行とも言ふ。若法智忍、若法智等の四諦に關する十六の觀法なり。中第十五行まで見道に攝め、第十六行の道類智を修道に攝む。

【九】 前說異部の諸師をさす。
【一〇】 以上佛教所立の無爲法を破したれば、次に外道所立の無爲法を破せんとす。

【一一】 第十一問、自性土夫論者とは數論をさすべし。數論は自性(Brahman)土夫(Brahman)神我の二法を立つれば、法に約して名づけしものなる

説の「勝義上に於て更に勝義無し」とは、是の如き等の言は、若し「此の上に於て空無きを此の故に説いて名づけて空と爲す」といはゞ、諸の衣絹の上に更に衣絹無きは牧羊人等も亦共に了知す。彼れも亦應に眞理を見る者と名づくべし。又諸の悪見を對治せんが爲の故に是の如き空を説く。勝義上に於て更に勝義有りとの此の類の悪見は曾て未だ有らざるが故に、應に彼れを遮して是の如き空を説くべからず。又彼の眞如は實有性に非ず。前説の如き比量の理に違するが故なり。如來は生死と及び涅槃とを見ずと説き、已に正しく顛倒より起る所の煩惱有るに非ず。本性畢竟は無生を自性とすと了知せるが如く、是の如く正しく本性畢竟を知らば、是れ正知に非ず、不正知に非ず。此の聖教に由つて應に知るべし、眞如は唯是れ一切分別の永滅なり。實有性に非ず、非有を離るゝに非ず。實性眞如は轉依を相と爲して法身成就す。空を觀する眞對治道を得るに由つて、一切の分別と遍計所執の種子の所依なる異熟識中の分別等の種は餘り無く永斷す。因縁無きが故に畢竟して生ぜず。本性は無生にして本性は常住なり。是れを如來の轉依の法身と名づく。契經に説くが如し、「曼殊室利よ、如來と言ふは即ち是れ畢竟して本より無生なるの句なり。常にして無生なる法、是れを如來と名づく」と。乃至廣説す。若し「眞如は言説を離ると雖も而も是れ實有なり」と言はゞ、即ち外道の我の名想差別を説いて眞如と爲すなり。彼の眞如は是れ實有なりと雖も而も勝義に就かば有非有等の分別成ぜざるが如く、我も亦是の如し。彼れは亦我も是れ實有・周遍・常住にして作者受者なりと雖も而も分別を離ると計す。語言所行の處に非るを以ての故に、分別覺慧の緣ぜざる所なるが故に、分別を離ると名く。彼れの教中に説かく、「言説行ぜず、心意證せず。故に名けて我と爲す」と。我相既に兩り、而も復た説いて「眞如を緣するの智は能く解脫を得し、我を緣するの智に非ず」と言ふは此れ何の別ありや。並びに言説無くして實性有るが故なり。唯だ朋黨を執して是の如きの言を説くのみ。故に我れは是の如き我に似たる眞如の實有と非有とを

【六】第五問、正理論者(Prāsaṅgika)宗因縁に過ありと難ず。所立(sādhya)は宗をさし、所依(sādhya)は因をさし、有法(dharmā)は此の場合喩の空華をさし、無實にして不起なる法(性質)を有するものゝ義なり。

【七】「共許力によつて總じて有法を立つ」とは宗の主辭(有法)には一般に承認せらるゝ名辭を置くこと、「差別の違違は共に知る所に非るを立てる」とは、宗の實辭(法)として置く所の或る特殊(差別)の否定(此處では實無しとの言詞)は自宗の主眼にして共知に非ることを意味す。

【八】第六問、毗婆沙師重ねて擇滅無爲の實有を立つ。

【九】第七問、經部師(Brahmīyān)の難。經部は虛空等の實有を認めざれば上の如く難す。

有礙色(Sampratiṅghāra)有對色とも譯さる。色蘊所攝の十色界をさす(俱舍論卷二)。

のなれば普通之の無を立つるは已成(purāṅmāha)を立つるに非ざるべしと言ふ。

【一〇】第八問、銅鏃部師(Śālistambīyān)の難。一問隙の色」とは現見せらるゝ空際

彼の無を辯ずるが故なり」と。

【答】 所立の宗に「無爲は無實なり」と言ふは、此の言は正しく實有性を執するを遣り、亦復た傍に實無性を執するを遣る。

【問】 銅鐸部師は復た是の説を作す、「諸の間隙の色を説いて虚空と名づく。我が宗には彼れは是れ有爲なりと立つるが故に、汝無爲を遣るは已成を立つるの過あり」と。

【答】 有爲の自性は前に已に遣れるが如し。故に亦然らず。毗婆沙師と犢子部とは所執多く同じ。應に彼の如く破すべし。

【問】 相應論師に是の説を作すあり、「勝義上に於て更に勝義無し。眞如は即ち是れ諸法の勝義なり。故に勝義に就いて眞如は空なりと説かば、此の言は理に稱ふ。而も眞如は實有に非ずと言ふは此れ理に稱はず。云何んぞ。出世の無分別智と及び此の後得清淨世智とが無爲の境を縁するは、是れ正理に應ずればなり」と。

【答】 實に理に應ぜず。世智が無爲の境を縁すと説くは正理に應ぜざるが如く、是の如く、此の智が有爲の境を縁するも亦理に應ぜず。眞如の實有を執するは理に應ずるに非ず。此の實有性は成立し難きが故なり。眞如を縁するの智は眞の出世無分別智に非ず。所縁あるが故に、及び有爲なるが故なり。世縁の智の如し。是の故に經に言はく、「曼殊室利よ、慧眼にて何を見るや。答へて言はく、慧眼は都て所見無し」と。又説く、「云何んが勝義諦と名づくるや答へて言はく、此の中に智すら尙行ぜず、況んや諸の名字をや」と。又説く、「梵志よ、如來の菩提は能く現觀するに非ず」と。

又契經に言はく、「曼殊室利よ、云何んが見諦なる。答へて言はく、此の中に法として見て憶持すべきもの無し」と。此等の諸の契經には、應に此の無分別智は是れ能く現觀して及び眞如を縁すと許すべからず。又彼の眞如は眞の勝義に非ず。是れ所縁なるが故なり。猶し色等の如し。又汝の所

せざるも正因とせらる。

【一】 第三問、空華(Āraṇya)は空も華も共に有自性なれば合して「空華」と言ふも亦有自性にして、無實を能立する喻たり得ずと難す。

【二】 第六轉依士調釋は六合釋中の依主釋(Āraṇya)なることを意味す。二個の名詞を連ねて合成詞を作る場合、前支が後支に業格以下の關係に立ちて後支の性質を前支が規定する形をさす。此の場合の例で言へば「空華」は「空の華」又は「空中の華」の意にして、「空と華」とに非ざれば、現見の場合空と華とは各有體なりと雖も、其れと全く別物をさす。猶「兎角」の如し。

【三】 第四問、毗婆沙師(有部)擇滅無爲の實を立つ。擇滅は解脫を可能ならしむる法なり。(註三參照)

【四】 擇滅無爲等は世俗には有と許し第一義には無自性とす。

【五】 如佛説有化生有情。yathāhi sūtra upapadukā ity uktam bhagavata(唯識二十論所出の同文、其他處々に同文あり)。「實には有情無ければ心相續未來に渡つて不斷なるを意味して其の密意によつて化生の有情有りと説かれたり」と云ふ。

は無顛倒なり」と説くを以ての故なり。勝義に就いて「有愛の苦は畢竟して生ぜず本性寂滅なるを名づけて滅諦と爲す」と説くには非ず。此の聖教と及び所説の理とに由つて、「眞性に就くが故に擇滅無し」と説くに此の過失無し。

【問】餘の不善の正理論者は是の如きの難を作す、「所立の宗に「無爲は無實なり」と言ふは、無爲にして既に無ならば、所立は成ぜず。所依も成ぜず。空華は無なるが故に有法は成ぜず。立宗と因と喩とに皆過失あり」と。

【答】此の難は然らず。想の施設力にて、唯だ有質礙の物有ること無きに於てのみ、立て、虚空と爲し、慧の簡擇に由つて唯だ煩惱の生起有ること無きに於てのみ、立て、擇滅と爲し、衆縁を闕くに由つて唯だ諸法の生起有ること無きに於てのみ、立て、非擇滅とし、唯だ一切の所執有ること無きに於てのみ、立て、眞如と爲す。想の施設力にて有りと許して虚空等を假立するが故に、差別を顯はさず。共許力に由つて總じて有法を立て、差別の遮遣は共に知る所に非るを立て、宗法と爲し、彼の不起等は共に了知する所なるを、立て、因法と爲す。是の故に立宗と因との過有ること無し。所説の空華は事有ること無しと雖も、是れ不起等の法の有法にして、無性を性とすることが故に、是れに由つて所成立の義を能成す。故に有法不成の過失無し。

【問】毗婆沙師復た是の説を作す、「此れ亦然らず。擇滅は實有なり。道の所縁なるが故に、煩惱に違するが故に。無實の法には是の事有るべきに非ず」と。

【答】此の言は唯だ異品を遮することあるのみなるが故に、虚空の實有性を遮せる如くなるが故に、前に已に破せり。應に重ねて執すべからず。

【問】經部の諸師は咸是の説を作す、「虚空等は皆實有に非ずと立つるは、是の如きの比量は已成を立つるの過あり。若し此の義言にして有礙色等が無性を體と爲すならば、已成を立つるに非ず。

何れも義譯にして「禪那が音譯なり。

【七】此の比量は問者の立場の立場を假設したるもの。論意は空處等至も其の所縁も、餘の等至と其の所縁の如く、同じく有爲なるが故に性空なりと言ふ。此れ第一義の見方にして、若し世俗的に見れば虚空(空間)なるものは不起にして現實的に把握せらるゝものに非ざれば無なりと言ふ。

【八】第二問「不起なるが故に無實」と言はゞ「反面にて起ならば實」と許すこととなりて空の立場に背く。又「起なるも無實」ならば、單に「不起」のみを以て無實の因とすること能はずと難す。

同品遍有(又は同品定有 *anāpāyiko bhava*)は因の三相の一つにして、因が宗の法(資辭)と全く相攝すべきことを言ふ。【九】「不起なるが故に無實」といふ立量は「起ならば實」と立つるに非ず。右の難は立量の意を「無實なるが故に不起」と言へるかに誤解せるによる。後者ならば「起ならば無實に非ず」と云ふ命題を矛盾關係としてもつ。

【一〇】勤勇無間所發(*Pratyak-samantaparyaya*)は「聲無常」を立つる因にして「所作性故」の代りに用ひらる。宗法に遍

なるものは皆實有ること無し」と言ひて、審定して「諸の無實なるものは悉く皆不起なり」と言ふに非ず。復た「勤勇無間の所發」は、同品に遍せずと雖も亦許して因と爲すが故に、此れ過無し。

【問】餘有りて難じて言はく、「虚空は有性なり、世共に知るが故なり。華も亦有性なり、喞鉢羅等は世現見するが故なり。空と華との二種は相應せずと雖も無自性に非ず。故に「空華」の喞の所立は成ぜず」と。

【答】此の難は然らず。此の空華の喞は、第六轉の依士訓釋に就いて「空華」なるが故に、説いて「空華」と名づく。此れ既に非有なるが故に喞は無に非ず。

此の道理に由つて觀行を修する者は應に正しく虚空の性空に悟入すべし。擇滅等の三種の無爲の性空に於ても道理にて亦當に悟入すべし。

【問】毗婆沙師は擇滅無爲を遮破せらるゝに忍びずして復た是の難を作す、「佛説きたまはく、「擇滅は有爲を對治するが故に出離と名づく」と。若し謗して「無し」と言はば、汝等便ち宗に違するの過失あり、又世尊説きたまはく、「喜貪と俱に行する諸受盡く滅するを名づけて涅槃と爲す、寂靜微妙なり」と云何んが無しと言はん」と。

【答】此の中世尊は所化をして有爲の境に於て勤めて厭離を修し、無爲の境に於て隨順して欣樂せしめんと欲するが故に、世俗に就いて擇滅・出離・涅槃・寂靜・微妙有り」と説きたまへり。佛「化生の有情有り」と説きたまへるが如く、無爲涅槃有りと説きたまふも亦爾り。此れ有と許すが故に宗に違するの過無し。但だ眞性に就いて擇滅を遮破するのみ。故に世尊言はく、「諸に涅槃の有性を尋求するものあらば、我れ癡人外道の弟子と説く」と。乃至廣説す。又言はく、「如來は生死と及び涅槃とを見ず。涅槃と言ふは如來の假立なり。此の中に都て涅槃の自性無し」と。乃至廣説す。亦聖諦を誹謗するの過失無し。世俗に就いて「有愛の苦は畢竟して生ぜず、出離・涅槃・寂靜・微妙

遠離繫縛證得解脫、名爲擇滅。擇謂揀擇、即慧差別。各別揀擇四聖諦故、擇力所得滅名爲擇滅。

【問】「水礙當生、非得擇滅、謂能水礙未法生得滅、異前名非擇滅。得不因擇、但由緣闕。」

眞如性 (tathata) は唯識教義に立てらるゝ無爲法。成唯識の定義を擧ぐれば、「眞謂眞實、顯非虛妄。如謂如常、表無變易。謂此眞實、於一切位常如其性故、曰眞如」。

【四】右の四無爲中虚空の二法に就いて其の無實を明かさんことを述ぶ。尙立量後句を釋す。

【五】偈の立場を更に詳しく整へて示す。

【六】以下問答決擇。第一問、毗婆沙師 (vaidibhāṣī) 第一の難。

空處等至 (akāśānupāyana-dhāraṇa) は普通「空無邊處定」と譯され、識無邊處定、無所有處定、思想非々想處定と共に四無色定 (catvāri anupāyana) の一なり。其處にては一切の色法の所緣滅するも無邊の虚空現前するが故に、「等至所緣の境」なることを因にして虚空の實有を立つ。尙「等至」は普通「等持」と譯さる。

卷下 無爲空論

第一節 無爲空の立量

是の如く已に觀行を修する者の總相にて有爲の性空に悟入するを説きたり。而も未だ無爲の性空に悟入せず。若し開示せずんば由つて悟入すること無し。若し悟入せずんば、無分別慧にて能く趣入するの行は終に成ずるを得ず。開示せんが爲の故に復た是の言を説く、

「無爲は實有ること無し、不起なればなり、空華に似たり」と。

此の中に簡別して宗を立つるの言詞は即ち上の「眞性」なり。簡別を須ふるの意は前の如く應に知るべし。眞性に就くが故に無爲の空を立て、世俗に就くに非ず。有爲に非ざるが故に説いて「無爲」と名づく。有爲に翻對するが是れ無爲の義なり。即ち是れ虚空と、擇と非擇との滅と、及び眞如性となり。謂く、前に除ける所の法處の一分なり。

先づ虚空の性空に悟入することを顯はさん。開示すること易きが故に唯だ空のみに就く。質礙の物有ること無きを世間共に立て、「虚空」と名づくるが故なり。此れを門と爲すに由つて所餘の無爲の空性に悟入す。即ち此の世間所知の虚空は、眞性に就くが故に空にして實有ること無し。是れを立宗と名づく。眞性に就くが故に實の虚空無きは、二宗に皆許す。「空華」は無實にして亦不起なるが故に、立して不起法と爲すが故に」を説いて名づけて因と爲す。「空華」は無實にして亦不起なるが故に、立て、同喩と爲す。異品を遮止して立て、不同法の喩と爲すをば説かず。前の如く應に知るべし。

云何んが此の中に比量を建立するや。謂く、「眞性に就かば虚空は無實なり。不起なるを以ての故に。諸の不起なるものは愚も智も同じく其の性無實にして猶し空華の如くなるを知る」と。此の所立の因なる「不起なるが故に」とは略して名相を擧げたり。復た餘因あり、「所作に非るが故に」、

【一】 卷下にては卷上の初めに
出たる主題偈の後二句に即して無爲法の空を建立せんとす。
【二】 主題偈の後二句の再出。
無爲空の立量にして宗因喩の形式を基ふ。
無爲 (ananta) は「爲作せられざるもの」の義にして、衆緣所生ならざる自存的なる法をさす。眞實の無爲法は第一義の法性にして斯かる無爲は本論の性にも否定せず。有部で爲法と同様に對象化して設定したる數種の無爲法に就いて其の實體性を否定するなり。「無有實」は「無實」とも譯さるゝが原語としては anābhava (無實體性) 又は anābhāva (非實有、無實有) 等が推定せらる。「不起」は長行に「不起なるが故に」と釋し又當然宗の因たるものなれば「不起なればなり」と讀む。原語は能動形 anutpadati か受動形の anutpadati かならざるも中論等の用語例よりすれば後者を取る方適當なるが如し。羅什では不生又は無生と譯さる。此の場合の「不起」の因は無爲法が現實的に把握せられざるを意味す。似空華 (Chandrapavata) は「虚空の花」とも譯され、無實にして不起なるものの一例な

前の所説の如き無顛倒の理に依つて三輪清淨りんじやうじやうならば大菩提だいぼだいに趣くなり。有るが問うて言ふが如し。曼殊室利よ、云何んが菩薩は大菩提だいぼだいに趣くや、答へて言はく、「梵志よ、應に菩提ぼだいの如くなるべし」と。復た問ふ、「云何んが名づけて菩提と爲すや」、答へて言はく、「梵志よ、此れ過去くわこに非ず、亦未來みらいと及び現在げんざいとに非ず。是の故に菩薩は應に三世皆清淨さんぜけいじやうの相なるを觀じ、三輪清淨りんじやうじやうにして大菩提だいぼだいに趣くべし」と。

是の如く思擇力に由るが故に性空に悟入すと雖も、修習力を闕けり。譬へば衆鳥の翅羽初めて生ずるとき未だ作すること能はざるが如し。故に復た精勤して修習力を習すべし。眩瞶の者は能く眩瞶を遣除する薬を餌するが故に眼清淨なることを得て諸の龜大の髮・蚊・蠅等を離れて明かに境界を見るが如く、是の如く勤めて修習力を習するが故に有爲相に執取するの垢と疑惑と邪智とを遣す。眞觀行を修して初めて現前する時には他の縁に由らずして妙喜樂を受け一切の有爲相を取らざるが故なり。

一切の施物と施者と及び受者とを取るざるが故に、一切の施者と受者と及び施果とを取らざるが故に、二種の三輪皆清淨なること得。乃ち能く正勤して無量の福智の資料二種の重擔を攝受し、終に現と非現との果を貪求せず、亦現事と當果とを愛樂せず、親近供養する所愛にも有徳の種々の天神にも亦妄執せず。徳を作者と爲すと我を作者と爲すと、大自在天と極微の性等とに常に大捨を修す。

是の如き等の事は皆已に説けるに由り當に正理を説くべし。一切の有爲無爲と所破能破の法の性空なるを證得せしめんが故なり。世尊言へるが如きは「菩薩は應に諸事に安住して布施を行すべからず、都て無所住にして應に布施を行すべし」と、乃至廣説す。又世尊言ふ、「若し諸の菩薩にして情想を轉するあらば、應に説いて眞實の菩薩と名づくべからず」と。又世尊言ふ、「少法として能く菩薩乘に發起すと名づくる者有ることなし」と。是の諸の菩薩すら尙般涅槃を希求せざるが故に勤めて梵行を修す。況んや復た三界の生死を欣樂するものをや。

是の如く正しく修して一切の有爲の性空を觀じ已らば、復た應に正しく觀すべし。若し自性空ならば即ち生有ることなし。若し生有ることなくば即ち過去・未來・現在無く、其の三世に於て罣礙有ることなし。正しく三世を觀するに皆清淨の相なり。

攝の相違に基きて却つて矛盾せざることを述ぶ。
【六】 以上によつて問答決擇を終り次に結論を述ぶ。結論の内容は大體三段に分る。第一は眼處と同じく諸他の法も眞性よりすれば空なること。第二は空の思擇より空の修習に進むべきこと。第三は空觀の修習が布施等の菩薩行の基礎たるべきこと。

止めんのみ。諸の廣文義を厭怖する者は受持し難きが故なり。

是の如く前所説の如き比量は障礙無きが故に、所立の宗なる「眞性に就かば眼處は性空なり」と謂ふの道理は成就す。又所立の因なる「緣生なるが故に」とは略して名相を擧げしなり。所説の眼等の自性を遮せんが爲に復た餘因あり。謂く、「壞すべきが故に」、「縁に隨つて別なるが故に」、「生起すべきが故に」、「時有りて能く邪正の智を起すが故に」との此れ等の因に由つて、其の所應の如く所對治に隨つて應に正しく遮破すべし。

【問】復た有るが説いて言はく、「眼は實に有性なり。彼の相と因と果と皆現に有るが故なり。實に性空にして現に相等有るに非ず。現見には眼等の相等は現に有り。是の故に眼等は實に性空なるに非ず」と。

【答】此れ勝義に就かば同喩無きが故に有性は成ぜず。若し世俗に就かば共に實性有るを知る。便ち已成を立つるなり。又同喩に依らば因は相違を成ず。同喩は唯だ世俗性有るのみなるが故なり。

第三節 結 論

眞性に就かば眼處は性空なるが如く、是の如く耳・鼻・舌・身と意と、色・聲・香・味・觸處と法處との性空なるも亦爾り。觀行を修する者は亦應に是の如く性空に悟入すべし。

又應に總別に其の眞性に就きて種界を成立すべし。緣起・念住・正斷・神足・根・力・覺支・波羅密多。諸の三摩地・陀羅尼門・諸の無礙解・十力・無畏・不共法等と一切智智とは皆自性空なり。觀行を修する者は亦應に是の如く性空に悟入すべし。

又諸の外道の遍計所執の大・及び我執・唯・量・根・大・實・德・業等の有爲の句義は皆攝して十二處中に在り。是れ彼れの相たるが故なり。觀行を修する者は亦應に是の如く性空に悟入すべし。

(Madhyamaka-hyaya-hari) に於ける品名なり。圓測の解深密經疏卷三に於り。「清辯菩薩所造中觀心論入眞甘露品云」といふ一節を参照せよ。

【八四】有爲空の命題は、無自性なるが故に空と立つるにて、生無性(即ち非自然生)の故に空と立つるに非ざるを述べ。

【八五】以上に瑜伽(唯識)派を批評せる結論として、遍計所執自性空教と一切皆空教との相違を述べ。

【八六】第十七問。第九問と同しく自語相違の難。

【八七】有自性を遮する言説も第一義諦より見れば亦無自性なるが故に、却つて能遮の言は成立するを言ふ。此れ言に依つて言を遣るの立場にして、言を立つるの立場に非るなり

又次に能遮(pratishedha)は所遮(pratishadya)の本より無自性を了するのみにして、所遮の自性を壞するに非ざるを述べ。

【八八】總括的な名目を因として擧げたるを言ふ。

【八九】第十八問。眼の相、因、果等の現象の現見せらるゝを根據にして、其實體たるべき眼自性を推す。之に對する次の答は、有自性と無自性と

の立言は世諦と第一義諦との立

惱を生ずるが故に「須く遮止すべし」と言はゞ、此れ亦然らず。諸の禽獸等は能詮所詮の相應を了せず、亦境界に於て理の如く執して煩惱を生ずるに非ざるが故なり。

具に種々堪能の意樂あり、亦種々微妙の聖言ありて、遍計所執自性の空教は唯だ少分を益するのみにして一切に遍せず。故に我れ獨り之のみを立て、空とは爲さざるなり。且く傍論を止めて應に正論を辯すべし。

是の如く前所説の如き道理にて已に具に眼の自性空なるを成立せり。

【問】復た餘師ありて是の如きの難を作す、「此の能く有自性を遮破するの言が若し是れ實有ならば、所立の宗を失し、因は不定を成ず。若し實有に非ずんば即ち無自性にして能破を成ぜず」と。

【答】此れ亦然らず。世尊説きたまふが如きは、「梵志よ當に知るべし、一切の實・非實を説く所の言は、我れ皆説いて實に非ず妄に非ずと爲す」と。此の聖教と及び諸の已説とに由つて當に道理を説くべし、勝義諦に就かば實と不實とは皆建立せず。是の故に過あることなし。又汝の意の如きは、所説の道理は所遮無きが故に能遮も亦無きにて、能遮無くして所遮便ち有るには非ず。但だ所遮の本性無きが故に能遮も亦無きなり。能遮は唯だ能く所遮の本より無自性なるを辯了するのみ。所遮の自性を破壊するに非ず。説くが如くば、「菩薩は空を以て一切法を空すること能はず、然れども一切法は本性自ら空なり」と、乃至廣説す。又、能遮が所遮を照らす時に應に説いて、「瓶衣等の物の所照無きが故に能遮も亦無し」と言ふべからざるが如く、亦應に「所照の物の性は本無くして今有り」とも言ふべからず。又我が所立の能遮と所遮と、能立と能破と、有倒と無倒とは皆世俗に有り。若し汝所立、能立とを遮破すれば、即ち自宗に違し、此の能遮の言も應に能立に非ざるべし。性は實に非ざるが故なり。石女の兒の發する所の音聲の如し。汝は既に能立の比量ありと許す。我れも亦應に爾るべし。世俗に有るが故なり。前に已に説けるが如し。但だ廣く諍ふを

(trivāḥa nīvaḥāraḥ) の一にして、依他起の識が自然有 (svayambhūta) に非ざるを言ふ。其の點に於て瑜伽派にても衆縁生の有爲は無自性なるを認むるも、識所變の遍計所執の無自性とは異りて衆縁生 (即ち依他起) なる自性を有すと立つ。されば此の派の法空説は中觀派の法空説と異りて、不空なる識體を根柢に置くなり。

【一〇】此の文は何處に出るものか不明なるも教證として扱はる。此の命題の意義に關しては後釋を見るべし。

【八】遍計所執自性 (parikalpita-svabhāva) と依他起自性 (paratantra-svabhāva) と圓成實自性 (pariṣpanna-svabhāva) との三性は識界の本質にして、依他起自性なる識體は實にして、識所變の遍計所執自性は空なりと見る。而して有爲空の命題が依他起自性をも空するものならば、一切を撥無する虚無の具に墮すと難す。

【九】右の瑜伽 (唯識) 派の説を少しく詳しく批評せんことを述ぶ。以下「煩惱を生ずるに非ざるが故なり」までは右の問難に對する批評應答なり。

【一〇】入眞甘露とは清辯の他の著書たる西藏譯中道心論偈

て福徳と智慧との二の資料なるが故なり。世俗假立の所依は有なるが故に假法も亦有なり。然れば復た説いて「此れ若し無くば假法も亦無し。便ち無見を成す。應に與に語るべからず」と言ふも、是の如き等の過は皆成就せず。又若し「依他起性は世俗の故に有なり」と建立すれば、便ち已成を立つ。若し「此の性は勝義諦に有なり」と立つれば、同法喻無し。已に定有性に執するを遮遣せるが如く、亦當に定無性に執するを遮遣すべし。是の故に應に謗して「所説の依他起性を増益し損減す」と言ふべからず。若し「我が宗に幻等の離言の實性ありと立つるは、同法喻無きが故に能立に非ず」と言はゞ、離言の實性は道理として成ぜざるが故に過あることなし。若し爾らば外道所執の離言の實性なる我等を誰か能く遮破せん。彼れも亦「實性なる我等有り、慧と言との所行に非ず」と説くが故なり。若し衆縁力所生の一切の依他起が勝義諦に就いて自性有らば、幻士に應に實士の自性有るべし。若し他性有るも亦理に應ぜず。牛上に應に驢性有るべからざるが故なり。作と非作の性、實有と實無、有性と無性の二俱を攝受すれば、此の如き所立には同法喻無く、或は已成を立つ。二過に染せらるゝが故に理に應ぜず。又縁より生ずる諸の有爲法を勝義諦に就いて若し有性と許さば、「所作の故に」との因は彼の性空を證して彼の性有を遣るが故に、所立の宗は比量に違するの過あり。諸の縁より生ずるものは皆共に世俗には有性なることを了知す。若し定んで勝義諦に有なりと執するもの有らば、應に此の義を以て彼の宗を遮破すべし。又彼れは應に此の論を攝受すべからず。勝義諦に就いて二種に分別するは理に應ぜざるが故なり。

又所説の如き「能詮に所詮の性有るが如きに非ず、所詮に能詮の性有るが如きに非ず」とは、諸の敵論者は此れに於て疑ひ無きが故に、遮止して已成を立つるの過と言ふ。又所説の如き「依他起自性は有にして上の遍計所執自性は本より無なり」とは、此れも亦他論は此れに於て疑ひ無きが故に、遮止して已成を立つるの過と言ふ。若し「能詮所詮の遍計所執自性は力ありて諸の煩

ら理解すべきにして、實に對して空なり」と云ふ點から見るべきに非ず。後者の如くに見るは法(宗の賓辭)と喩とを別々に考ふるなり。即ち本來相似なるものを區別して考ふるが故に「分別相似の過」と言ふ。

【七〇】次に分別相似の過の實例を出す。

【七一】第十五問。數論よりの難。數論は因中有果説にして大(Chandak)以下の轉變乘(Pravartana)所變易(即ち現象法は所顯にして所生に非ずと立つ。故に「緣生故」の因を認めざるなり。又一切の物の中に一切の物有りとの見地から幻物中にも實物の性有りと言ふ。

【七二】先づ緣所顯に非ずして緣所生なる理を述ぶ。

【七三】次に一切に一切の體有りと言ふを破す。顯事は顯れたる事實、隱用は隠れたる作用なり。

【七四】非處(Upagrahasthana)。誤解又は誤謬の位地なり。普通は「負處に墮す」と譯さる。

【七五】第十六問。相應論師(Pragaitika)よりの難。相應論師とは大乘瑜伽派をさす。

清辯の時代には瑜伽(唯識)派と中觀派等との論争盛にして之等は其の一端を示す。

【七六】生無性。唯識三無性

り」と言へるは、此れ何の義ありや。若し此の義言にして、眼等の有爲は依他起上に因より生ぜず常に滅壞なく眼等の自性は畢竟して無なるが故に説いて空と爲さば、便ら已成を立つるなり。同類の數論勝論等の宗にも皆共に許すが故なり。然れども眼等は所作空に非ずして自性空なりと説くが故に、應に無生と言ふべし。無性なるが故に空なり。應に説いて「生無性に就いて彼れを説いて空と爲す」と言ふべからず。若し彼れ起る時に勝義諦に就いて有自性にして生ずれば云何んが説いて生無自性となさん。若し實に無生ならば、此の體無なるが故に應に唯識實性有りと説くべからず。若し爾らば則ち自宗に違するの過あり。若し依他起の自然生は性空にして有ることなきが故に之を説いて空となさば、是れ則ち違つて已成を立つるの過あり。既に依他は衆緣より生じて實に不空なりと許すが故に、應に空と名づくべからず。我れは則ち爾らず。云何んが迷ひて相應師の義を成ぜん。

又所説の如き「彼れに由るが故に空にして彼れは實に是れ無なり。此れに依るが故に空にして此れは實に有なり」等は、若し因緣力所生の眼等を一切世間に共に實有と許すは、是れ諸の愚夫の覺慧の所行なり。世俗には有自性に似て顯現するも、勝義諦の覺慧を以て尋求すれば猶ほ幻土の如く都て實性無し。是の故に説いて「彼れに由るが故に空にして彼れは實に是れ無なり」と言ふ常邊に墮するの過を遮せんと欲するが爲の故なり。常邊に墮するの過を棄捨せんが爲に彼れを説いて無となすが如くに、亦斷邊に墮するの過を棄捨せんが爲に此れを説いて有となすなり。謂く、因緣力所生の眼等は世諦に攝すれば自性は是れ有なり。空華の全く物有ること無きと同じからず。但だ眞性に就いて之を説いて空となすのみ。是の故に「此れに依るが故に空にして此れは實に是れ有なり」と言ふ。是の如く空性は是れ天人師の如實の所説なり。若し此の義に就いて依他起自性は是れ有なりと説かば則ち善説となす。是の如き自性は我れも亦許すが故なり。世間に隨順する言説の所據にし

ふ總相の因を特殊の因に分解せるものなり。特殊の因は何れも因として成立せざるも、其れによつて總相の因を可能にするものに非ず。或るものに就いて「所作なり」と見ること、「何もの」所作なるか」を問ふことは本來別のことなり。

【六】能聞(Gatvan)は耳根のことにして、五有情根は五知根(Indriyamanandriya)と同じ。第十三問、次に喩の過を擧ぐ。最初に幻物は有自性なりと主張す。

【六】實物と幻物との相違を擧げて幻物の無自性を説く。
【七】第十四問、虛妄現としての相體あれば幻物は有自性不空なりと立つ。

【七】緣所生にして如是有(自然)ならざれば性空なりと答ふ。

【七】第十四問、實のものに相對せしめて虛妄のものもを空と言ひ得るなれば、「有爲の眼空」と言はんが爲には別に實なる眼を立てざるべからずと難す。

【七】右の問難は「性空」の法が「緣生」の根據によつて立てらるゝを見ざるものなり。されば幻の喩も、其れが「緣生の故に性空なり」と云ふ點か

〔問〕相應論師に是の説を作すあり、「汝『眞性に就かば有爲は空なり』と立て、「縁生なるが故に」といふは、若し此の義言にして、諸の有爲法は衆縁より生じて自然に有るに非ずとならば、生無性に就いて彼れを立て、空となすなり。是れ則ち迷ひて相應師の義を立て、正理に符會するなり。又是の如くに説く、「彼れに由るが故に空にして彼れは實に是れ無なり。此れに依るが故に空にして此れは實に是れ有なり」と。是の如きの空性は是れ天人師の如實の所説なり。此の教の意言は、遍計所執は依他起上に自性本より無なり。彼の性に非ざるが故なり。能詮に所詮の性有るが如きに非ず亦所詮に能詮の性有るが如きに非ざるを以ての故に、依他起自性は有にして上の遍計執自性は本より無なり。「彼れに由るが故に空」とは、即ち妄計の事にして彼の自性は無なり。「此れに依るが故に空」とは、即ち縁生の事にして此の自性は有なり。此れ若し無ならば則ち斷滅となす。何の事の上に於て誰を説いて空となさん。此の縁生の事は即ち説いて名づけて依他起性となす。此れに依つて色受想等の自性と差別との假立の性の轉することあるを得。此た若し無くば假法も亦無し、使ち無見を成す。應に與に言ふべからず、應に共に住すべからず。自ら惡趣に墮し亦他をして墮せしむ。是の如く成立して、遍計執自性を空と爲し及び依他起自性を有と爲さば、正理に契當す。若し此の義言にして、依他起性も亦無所有なるが故に立て、空と爲さば、汝は便ち上の所説の如き過失の深坑に墮し、亦復た世尊の聖教を誹謗するの過失を成就す」と。

〔答〕此の中に、尙餘乘に發趣すると及び諸の外道の善説を欣求して慳嫉を離るゝ者のためにすら廣く諍論を起せり。何ぞ況んや同じく一乘に趣く諸師のためをや。論時至れるが故に少しく共に此の事を決擇せり。廣く入眞甘露に已に具に分別せるが如し。故に重ねて辯ぜず。廣文を脩るゝ者は欣樂せざるが故なり。

「有爲法は衆縁より生じて自然に有るに非ずとならば、生無性に就いて彼れを説いて空と爲すな

空は非有 (anāp) を意味すしとし、非有ならば無 (dharma, natthiva) を立て、無見に陷ると言ふ。

〔一〇〕空が非有を意味することを認むるも、其の非有の語は有と否定する義にして、無を立つる義に非ざるを述ぶ。無を立つる義に非ざるの意、表彰とは主張又は定立の意なり。非甲の語は甲の否定にして乙丙丁等の定立に非ざると同じ。

〔六一〕第十一問、難意明かなり。空性の立言は分別に非ずして無分別の體験を言表するなり。

〔六二〕第十二問、此の問難の意は上の文のみにては不明なるも、次の返答より察すれば、例へば「眼處空」の宗を成立せん爲に種々差別の因を立つるときに種々等の因不成なるが故に、總相の因たる「縁生故」も亦不成なりと言はんとするが如し。

〔六三〕總相の因、即ち總括的なる「縁生故」との因は自他共に認むるものにして、其れを差別の因に分解するは却つて不可なるを言ふ。

〔六四〕以下勝論と數論の立量を擧げて其れに對する觀れる問難を例示す。

〔六五〕分別の因義は「差別の因義」にして「所作性故」と云

有るが如く、是の如く眼等の衆縁の差別にて色覺は彼れに隨つて種々に轉異す。眼の明昧なるに隨つて覺は利鈍なるが故なり、青等の色の境界の差別に隨つて覺は青等に似て異を顯現するが故なり。世間の現見には、是の所顯の物は彼の縁の差別に隨つて轉變するにあらず。猶し明燈・藥珠・日等に顯はさるゝ種々の環釧等の物の如し。色覺は爾らず。色覺を觀ぜるが如く、眼等も亦然り。此の義成するは世間共に了す。故に所説の因には不成の過無し。又汝言ふ所の「一切に皆一切の體有り」等は、顯事に據るとせんや、隱用に據るとせんや。若し顯事に據りて一切に一切の體有りと執すれば、瓶處に於て瓶の顯事有るが如くに、盆等の處に於ても亦應に遍有なるべし。此の瓶の顯事は遍有の體なるが故なり。是の如くならば一瓶即ち應に無量百千踰膳那の處に遍滿すべし。瓶等の處に於ても亦應に具に盆等の顯事有るべし。瓶の顯事隱映せらるゝが故に盆等の顯事も亦隱映せらるゝには非ず。形量大なるが故なり。形量大なるものも應に轉た大形量なるものゝ爲に隱映せらるべし。瓶等の顯事も盆等の顯事も隱映せらるゝが故に、一切の處と時とに應に不可得なるべし。是の故に汝の宗にして、其の顯事に據つて「一切に皆一切の體有り」といはゞ、道理に應ぜず。若し隱用に據つて「一切に一切の體有り」と執すれば、是の如き所執は廣く觀察して方に正しくは實なるか非實なるかを知るべきことを要するも、文煩はしき過を恐れて廣く觀察せず。汝の宗にも亦「幻士の顯なる處には實士の顯は空」なることを許す。我が所立の喩には不成の過無し。是の故に所立の性空の義は成す。汝數論師は非處に投寄せり。亦諸根は一切處に遍するに非ず。所因あるが故なり。根依處の如し。是の如く「能爲の樂苦癡は覺の生因なるが故に」等の多種の證因にて亦應に廣く説くべし。諸根一切處に遍するを破せるに由るが故に、幻士中には諸根の體無し。「所立は空にして同法喩無き」に非ず。是の故に汝は虚妄の説を成す。麴麴に魅せられて是の如きの説を作せるのみ。

場に於ける誤れる立量を例示す。其れ等は何れも因か自己にのみ認められて他に認められざる隨一不成の過をなす。之に反して「緣生故」は自他共許の正因なることを述ぶ。

【五】第八問、正理能立所立も亦空にして立量は無意識となる難す。

【五】第九問、先づ「空」の語義を「無實」と「無所有」とに分け、無實を意味するならば「有爲空」と云ふ言語も亦無實にして自語相違(Svayavahitā, pādān)の過をなし、又空が無所有を意味するならば虚無の見を成す難す。

【五】此中 (Cāra, bhāṣa) は「茲に」と云ふ書き出しの語にして別に意義なし。世俗に就いて假りに「我」と云ふ言語を施設せる經典の偈句を例に引きて、世諦と第一義諦の立場の言説は相補ものにして互に矛盾するに非ざるを述ぶ。

【五】有爲空なる立宗は、其の立宗の言説も亦空なるを認むるが故に却つて成立するものにして、自語相に違はずと述ぶ。次に自語相違をなす立宗の興味ある例を示す。

【五】次に空は虚無の見に非ざるを述ぶ。

【五】第十問、再び無見の難。

有ならざるが故ならん。豈に眼等も亦縁より生ずれば所顯現の如くに如是有ならざるに非ずや。同
喻成するが故に性空の義成す。汝應に信受すべし。

【問】 彼れ是の言を作す、應に信受すべからず。諸の幻士は實士の如きに非ず、堪審に觀察して
彼の實士に待つて此れは虚妄なるを以ての故に、説いて名づけて空となす。汝等は前所説の眼等の
有爲を離れて別に眼等有りと立つるに非ず。堪審に觀察して彼れに待つて此れを説かば、眼等の性
空を信受せしむべし」と。

【答】 此の所説の眼等を離れて別に眼等有ることなしと雖も、然も是の如き性空と縁生とあつて
所立能立の二法成就す。但だ此の喻のみ能く所喻の義を證成するに足るに由るが故なり。汝今法
と喻との別を分別するが故に、便ち分別相似の過類を成す。敵論者の自慧輕微なるを顯はさんに、
勝論者一聲は無常なり、所作性なるが故に。譬へば瓶等の如し」と説くとき、應に難じて「瓶等
は泥團輪等の所成にして可燒・可見・棒にて擊破せらるれば、是れ無常なるべし。聲は既に兩らず。
應に無常に非ざるべし」と言ふべからざるが如し。此れ亦法と喻との別を分別するが故に、亦分別
相似の過類を成するなり。故に應に眼等の性空なるを信受すべし。性空は縁生の因を離れざるが故
なり。又「相の現するが即ち有自性なる」が如きは先に已に破せるが故に、此れ亦應に兩るべし。故
に汝等の言は自宗の過難を解雪すること能はず。

【問】 數論師ありて是の如きの難を作す、「我れは、大等の諸の轉變聚は所顯の性なりと立つ。
「縁生なるが故に」との因には不成の過あり。一切に皆一切の體有るが故に、諸根は一切處に遍在す
るが故に、彼の幻士の中にも亦此の體有り。此の性空を立つれば同法喻無し」と。

【答】 此の中に且く色覺に依つて觀察せん。謂く、諸の色覺は縁の所顯に非ず。彼の別縁に隨つ
て轉異あるが故なり。泥團・輪杖・陶師・心の欲樂等の差別の衆縁に隨つて瓶盆等の或は大或は小な

【四七】 頌には總括的に結論を述べしが故に「有爲」の語を用ゐたるも、實際に論證するときは一々の法名を出すが故に右の難無しと答ふ。

【四八】 (判斷)の結果の義にして結論と言ふが如し。
【四九】 第六問「縁生なるが故に」と同義なれば、宗と同じ命題を因とする循環論證となつて因不成なりと難す。

【五〇】 佛教、數論、勝論の立場に於ける立場を出して、其れ等は循環論證に非ざるを述べ。
【五一】 顯事は現象的事象にして、其は自性(prakṛti)より生じて、自性の三徳なる苦(duḥkha)・樂(sukha)・喜(ānanda)・癡(moha)を本性とす。思は神我(puruṣa)の屬性なり。

【五二】 敵論者(pratīvaṇin)に對する。
【五三】 第七問、因は立敵に於て夫々の見地から不成なりと難す。立者の立場では一切性空なるが故に、因も性空にして因をなさず、敵者の立場では性空を認めざるが故に是れ隨一不成(anvaya-asiddha)となる。

【五四】 佛教、數論、勝論の立

不成に非ず。故に理に應ぜず。此れも亦是の如し。

【問】 復た餘師あり、聰明慢を以て自宗を貪し愛して慧目を昧亂し、善説の珍寶と自論の鄙穢との得失差別を觀察すること能はずして妄りに所説の譬喩の過を顯はして言はく、「呪術・藥力もて華果塊塼等の物に加被して、其をして種々の象馬兔等の色相を顯現せしむるとき、我が宗には彼れの自性空なりと許さず。同喩便ち闕いて所立無きが故なり。若し幻の象馬等の相の如くに他の實の象馬等の性有ること無きを説いて名づけて空と爲さば、眼等も亦爾り。他性無きが故なり。立て、空と爲すは便ち宗の過あり、已成を立つるが故なり」と。

【答】 彼の難は然らず。呪術・藥力もて華果塊塼等の物に加被して衆緣より生ずる所の象馬等の相には象馬等の性空なるを、説いて喩と爲すが故に、所立の義は成ず。若し汝復た「幻術所作の象馬等の事には他の實の象馬等の性無しと雖も、彼れの性は空なるが故に此れの性も亦空なり」とは許すべからず。豈に彼れの如き相狀顯現するは即ち是の如き諸物の自性有るに非ずや。汝の所許なる華果等の如し」と謂はば、若し爾らば、即ち應に幻術所作の象馬等の事に實に是の如き象馬等の性有るべし。然も實には有ることなし。故に知る、一切の幻術所作の象馬等の事は自性皆空なること。是の故に實に所説の如き喩ありて所立の義は成ず。亦已成を成立するの過失無し。自性空なるに就いて眼等の有爲の空なるを成立するが故なり。

【問】 復た諸餘の空慧に異なる者ありて別に喩の過を顯はず、「諸の幻士は實士に非ざるが故に説いて名づけて空となすも、然も彼の幻士は自性不空なり。虛妄現なる士の相體あるが故なり。此の道理に由つて先の所立の如き句義は成ぜず。喩成ぜざるが故なり」と。

【答】 今應に彼れを詰すべし。此の虛妄現なる幻士の相體は緣より生ずるや、不や。彼れは是の答へを作さん、「緣より生ず」と。若し爾らば何が故に復た虛妄と名づくるや。所顯現の如きは如是

出して、「有爲空、緣生故」の量は其れと異なることを述ぶ。「摩是常、一切無常故」は相違の量の實例として屢々用ひらる。

【四四】 第四問、有性論者所作を根據にして眼等の法の有性を立て、空を離す。「所作」は作用 (karma) の義ならんや、「有性」は單に存在性 (asthitya) の義にも、亦自性 (svabhava) 有りとの義にも解さるれど、答の終りの箇所より見れば後者なるが如し。されど究極の意味に於ては兩者同義なり。

【四五】 有自性は世俗諦の立場に於てのみ成立して第一義諦に非ることを述ぶ。一般に此の問答決擇の歸する所は空の立場が第一義諦の立場より爲されたるを顯はさんとするに在るが如し。斯くの如く認識に就いて世諦の立場と第一義諦の立場とはつゞき區別して且つ其れを關係づけし點に清辨論師の思想の特色あり。般若燈論にも、此の點は明がなり。「非學の所成」とは無學なるもの、常體的に認むることをさす。

【四六】 第五問、緣生も幻も有爲中に攝せらるゝが故に、立場は「有爲空、有爲故、如有量」と言ふと同じく量をなきと離す。

今此の論中には、勝義諦に就いて有爲の境に於て常見の邊を避けんとして且く有性を遮す。是の如く餘處には斷見の邊を避けんとして無性を遮し、雙びに二邊を避けんとして有無の性を遮し、所餘の妄執の過失を避けんが爲に乃至一切の心の所行を悉く皆遮止す。所行若し滅すれば心も正しく隨つて滅す。又餘處に於て阿難陀に説きたまはく、「若し有性を執すれば即ち常邊に墮す、若し無性を執すれば即ち斷見に墮す」と。是の如く餘處には迦葉波に説きたまはく、「有は是れ一邊にして無は是れ第二なり」と。是の如き等の阿含摩に由るが故に、及び所説の諸の道理に當るが故に、我が所立の宗は蕪の如き無見の過失に觸るゝこと無し。

【問】 有るは自宗の道理に過難集まる所を見るに忍びずして隱蔽せんと欲するが爲に、復た是の言を作す。「性空論者は常に無分別慧を欣求すと雖も、而も恒に一切の有爲と無爲との空性を分別す。即ち是れ遍計所執の虛妄分別を成立して、自ら樂ふの宗を失するなり」と。

【答】 是の如きも亦遮するが故に此の過無し。

【問】 餘有りて復た言はく、「所説の空の因は、若しは世俗に就くも或は勝義に就くも、自に於ても他に於ても因の義成ぜず」と。

【答】 二宗に共に許して差別を顯はさず。總相の法門にて正理を明さば許して因と爲すが故に、汝の所立の難は不成の過に似たるも、眞の不成に非ず。勝論者が「聲は無常なり、所作性なるが故に」と立つるに、聲常論者彼れの過を説いて「分別の因義ならば咽喉等の作なり、或は杖等の作なり。是の如き分別の因義は成ぜず」と言ひ、(又)數論者が「能聞等の五有情根は所造の色に非ず、是れ根の性なるが故に。猶し意根の如し」と立つるに、眼等の五根は造色なりといふ論者彼れの過を説いて「根の性なるが故にとの因は、若しは大造の性なるも或は樂等の性なるも、自に於ても他に於ても是の如き分別の因義は成ぜず」と言ふが如き、彼の二種の説は不成の過に似たるも眞の

にして色は屬性(Bhava 體)なり。

【九】 聲 (śabda)。二十五諦の一、思 (citt, caitanya) 神我の屬性。已滅 (bhūta) は過去、未生 (bhūya) は未來の義。數論は四中有果說 (satkaryavada) ならば三世實有となる。

【一〇】 第二問、有法不成の宗過及び所依不成の因過の難。有法不成 (dharmaśabdha) は、有法は宗の主辭にして「眼處空」と言はば、有法たる眼處は成立せざることとなると難す。所依不成 (āśrayasiddhi) は因の基くべき依處(此の場合は眼處)の成立せざること。有法不成に必然に伴ふものなり。

【一一】 補成 (prastidha) 自明的に成立するの意。「眼」は世俗の言説を借りたるもの、「空」は第一義の立場より附したる實辭なれば、眞の有法不成所依不成に非ずと答ふ。似 (ādharma 假現) とは、假りに然か見ゆるのみにして眞實然るに非るを言ふ。

【一二】 第三問、正理論者 (nyāyika) よりの宗因相違の難。宗の實辭と其の宗を根據づける因と矛盾して立場を爲さざるもの。宗相違 (pratiṣṭhā-virodha) とも言ふ。

【一三】 宗因相違の量の實例を

立の宗言にして若し彼れを性とするに非ずんば、糊事も亦應に彼れを性とすに非ざるべし」と言ふと雖も、然も所立の宗には是の如きの過無きが如く、有爲の無常無我を立つるが如きも亦彼れの所説の如き宗の失無し。此れ亦是の如く所説の過無し。意の所許なるが故なり。又彼の論者は所立を救はずして而も返つて難じて「若し眞性に就いて有爲無實ならば、所説の有爲無實の言も亦應に無實なるべし」と言ふ。此の難は自宗の過を免るゝ能はずして妄りに他宗も亦彼れと同じく失ありと説くなり。世の癡賊既に推徴せらるゝに自ら雪ぐ能はずして而も道理を立てゝ他を誣調し、「汝も亦是れ賊なり」と言ふが如し。是れ審察して出す所の言詞に非ず。又彼れ言ふ所の「若し眞性に就いては一切の有爲都て無所有ならば、是の立宗の義は、一切皆無所有と謗するなり。是の如き所立は邪見に墮す」とは、此の中の宗義は前に廣く説けるが如し。謂く、空と無性とは虚妄顛現門の差別にして、一切種に皆謗して無と爲すに非ず。故に汝應に是の如きの難を爲すべからず。

【問】復た次に餘師ありて聰叡慢を懷きは是の難を作して言はく、「若し諸の有爲が勝義諦に就くとき猶し幻等の如く空にして無自性ならば、即ち是れ非有なり。非有に執するが故に即ち無見と爲す」と。

【答】彼れは自宗の過難を覆障せんと欲して矯りに謗言を説く。寧ぞ俱に過あらんや。勿空論者の所立の量成すれば勝義諦を謗するの過失大なるが故なり。此の非有の言は是れ遮詮の義なり。汝此の言を執して表彰するを勝れたりと爲すも、我れは此の言を説いて遮止するを勝れたりと爲す。此の非有の言は唯だ有性を遮すれば功能斯れ盡く。勢力の更に餘義を詮することなし。世間に非白絹の言を説くとき、此の言は黒を詮すと執して能説者に與へて立宗の過を作すべからざるが如し。非白絹の言は唯だ白絹を遮すれば功能斯れ盡く。更に餘力の黒絹・赤絹・黄絹を詮することなし。

單なる立量の含む大なる意義を開顯す。

第一問、不空論者よりの現量違害と共知違害の難。不空論者の立場に立つもの一般をさす。又現量違害は因明入正理論に所謂の現量相違 (pratyakṣa-virodha) にして知覺の事實に反するを言ひ、共知違害は所謂の世間相違 (adhyatma-puṅgava-virodha) にして、世間一般に眞なりとせらるゝ認識に反するを言ふ。共に宗の過失なり。

【三〇】右の答、先づ現量相違の難を破す。尙○中の問答の文字は理解の便の爲に國譯者の附加せるものなり。

【三一】自相續 (svasattā) は「自己の識相續」他相續 (parasattā) は「他人の識相續」の義にして、自己の意識、他人の意識と言ふと同じ。尙「現量は識相續中に生ず」と云ふ言ひあらはしを注意すべし。

【三二】次に共知(世間)相違の難を破す。

【三七】以下佛敎、勝論、數論の思想の立場を簡單な命題によつて示し、其等は何れも世間共知の關する所に非ざるを述べ、寧ろ共知の誤謬を正せるものなり。

【三八】實 (amṛta)。實體の義

ば、即ち一切は皆無所有と謗するなり。是の如き所立は皆邪見に墮す。

〔答〕此の中に、「我は定んで我れに依る。誰か他が是れ依なりと言はん。智者の我は善く調せらる。故に昇天の樂を得」と説くが如き、彼には世俗に就いて心を説いて我と爲す。勝義諦に就かば我に非ずと爲す。自言に違することなし。立宗の過失も此れ亦是の如し。此れは是れ世俗の性に就いて眼等有りと説き、勝義諦に就いては彼れは皆空なりと立つ。故に過失無し。復た「一切の生法は皆死に歸す」と説くことあるが如きは、牟尼の所言は定んで虚妄無ければ自身も既に生じて亦應に死に歸すべし。相離れざるが故に彼の所立の宗は自ら亦死に歸することを證すと雖も、是れ所許なるが故に自言に違すること無し。立宗の過失も此れ亦是の如し。「眞性に就かば有爲は皆空なり、衆縁より生ずるが故に」と説かば、所立の宗言も既に衆縁生なれば亦應に性空なるべし。相離れざるが故に此の立宗の言は能く自言を性空と説くことを證すと雖も、是れ所許なるが故に自の所立の義を破するの失無し。梵志「世尊、一切を我れ皆忍めず」と言ひ、佛「梵志よ、此の事を忍むるや不や」と言ふに、梵志固く此の事を忍めて而も「一切を我れ皆忍めず」と言はば、彼れの言は自の所許の事に違するが故に、自の所言に違害するの過あるべし。一切處に皆此の失あるに非ず。世尊は餘處に「一切の行は皆我有ること無し」と説きたまひ、又餘處に「諸行は無常にして有生滅の法なり」と説きたまふに、若し爾らずば、既に諸行は無我無常と説きたれば佛にも亦應に所説の如き過あるべし。然れども彼の失無し。諸行の我性常性を遮する此の立宗の言の如きも亦彼れと同じく我常無しと許すが故なり。此れも亦是の如く、有爲空と説く所立の宗言も亦性空なるを許す。此れ則ち順じて自の所許の義を成するなり。是の故に汝「此の言は自の所立の義を破するが故に」と説くは、此の因成ぜず。

又數論に「諸の顯事は樂等を性と爲す」と立つるとき、有るが難じて「顯事にして若し樂等を以て性と爲さば、所立の宗言も亦應に彼の樂等を用つて性と爲すべし。所

主辭をさす。此の場合では有爲(具體的には限處)なり。

又「縁生」の語を釋して「縁所生」「縁所起」の義なり。衆縁所生と云ふと同じ。

〔10〕異品(ṅgānka)。宗と矛盾關係にある命題を意味す。例へば「有爲は空なり」に對して「有爲は不空なり」は異品をなす。されば「有爲は空」の命題を成立せんには、反面からは異品を遮して「有爲は不空に非ず」と云ふことを證するを要す。而して斯く異品を遮する場合に立つる喻を「異法喻」又は異喻(vaidhulyeṅgānka)と稱す。但し立場の性質によつて異喻を要する場合と然らざる場合とあり。此の場合には「不空なるもの」は存在せざることを豫め前提するが故に異品を遮するを要せず。

〔11〕偶の立場を更に整へた形にして示す。

〔12〕法性、空性、縁生(縁起)の語を同義の如くに關係係せしめて用ひたる般若經中處々に例を見る。

〔13〕以下問答決擇。偶の立場に對して種々なる立場から提出さるべき可能な問難を呼び出して一々に破斥す。其れによつて相手の思想的立場を批評すると同時に、右の簡

情利樂の事を成辨するが故なり。又他宗のみ獨り許さざるの因に非ず。能立所立の一つ成ぜざるが故なり。猶し他宗に成ぜざる所の因の如し。相違の比量に損害せらるゝが故に、太過失あつて隨逐せらるゝが故に」と。

【答】(佛弟子)「慧等は心と相應するに非ず、行種の攝なるが故に。名身等の如し」と立て、(勝論者)「虚空等は皆是れ常に非ず、徳の所依なるが故に。猶し地等の如し」と立て、(數論者)「我は思に非ず、顯事に非ざるが故に。猶し最勝の如し」と立つるが如き、是の如き等の類は一切の宗を壞せん。過失隨逐するが故なり。定んで應に二宗共に許すを方に名づけて因と爲せることを信すべし。此の道理に由つて、所説の過の如きは有るを得べきこと無し。

【問】餘の不善の正理論者ありて宗の過を顯はさんが爲に復た此の言を作す、「若し自性空ならば所立能立は皆成就せず。石女の兒の發する所の音聲の如し。能立も攝して有爲中に在るが故に、彼の所立と同じく其の性亦空なり。俱に空なるを以ての故に、所立と能立と並びに成就せず。彼れは所立能立の法體を遺る。即ち是れ有法の自相を遺りて立宗の過を顯はすなり。彼の因は自他互ひに不成なるが故に、不決定なるが故に、喻に過あるが故に。」と。

【答】次での如く前説も亦理に應ぜず。異端を設くと雖も終に自宗の過失を掩ふこと能はず。

【問】餘有りて復た別に異の方便を設け自宗の過を掩ひて是の如き言を作す、「所説の「眞性には有爲は空なり」とは、此の立宗の言は其の義未了なり。若し「眞性に就かば一切の有爲は皆實有ること無き」が是れ立宗の義ならば、此の所説の言も亦復た攝して有爲中に在るが故に、諸の有爲と同じく亦應に無實なるべし。若し所説の言にして無實に非ずんば、有爲も亦應に無實に非ざるべし。此の言は自の所立の義を破するが故に、自言に違するの立宗の過失と名づく。「一切の言説は皆妄なり」と立つるが如し。若し「眞性に就かば一切の有爲は都て無所有なる」が是れ立宗の義なら

ます。所立能立を具して立場は完全となる。茲では偽の立場が所立能立を具するを言ふ。

【三】同法喻 (anvaya-udāharaṇa)。同喻と同じ。宗の主語 (此の場合眼處) と同性質の比喩にして、其の比喩に於ては宗の立言と及び其れの因とが自明的に承認せられ居る如きものなり。之が證證の基く原理のなりて三段論法の大前提の役目をなす。此の場合「幻」は「縁生のもの凡て空なり」と云ふ命題を代表することとなる。

【四】刊本には「不可一切同喻上法皆難命有」とあり、之によれば「一切同喻上の法を皆有らしむること難」とすべからず」と讀むべきが如くなるも次句を參酌して國譯の如く讀みたり。同喻上の性質を凡て宗の主語に與ふるに非ず」との意なり。

【五】普通立場を宗因喻の順を取るものなれば、右の偽の立場も本來は「縁生故、如幻」とあるべきなれど、偶頌の韻の都合上「如幻」を先に置きたるを言ふ。

【六】有法 (dharma)。「法をもつもの」の義にして「法」は此の場合「性質」を意味し、有法は其れの主體たるものに因明論理の用語では命題の

に立て、宗となす。故に此の過なし。總じて一切の有爲を立て、宗となすも亦此の過なし。『緣生なるが故に』との因は二宗に皆許して不成に非ざるが故なり。若し「眼は空なり、其の性空なるが故に」と説かば、此の所説の因には是の過あるべし。亦喩無きに非ず。幻等は有なるが故なり。若し所説の喩中の幻等を立て、以て宗となさば、便ち重ねて已成を立つるの過あるが故なり。

【問】少智の者ありて是の難を作して言はく、「若し「一切の有爲は性空なり」と立て、「有爲なるが故に」を因とせば、其の性も亦空なり。是れ則ち此の因に不成の過あり」と。

【答】此れ似不成にして眞不成に非ず。佛弟子が「一切の行は皆我有ることなし、有因なるに由るが故に」と立つるに、有るが「此の因も諸行中に攝せられて亦我無きが故に、不成の過あり」と難じ、又數論者が「諸の顯事は苦・樂・癢を以て其の自性とせず、思と別なるが故に」と立つるに、有るが「此の因も顯事中に攝せられて樂等を以て其の性とせずが故に、不成の過あり」と難じ、又勝論者が「聲は無常なり、所作性なるが故に」と立つるに、有るが「此の因も聲を以て體となして亦無常なるが故に、不成の過あり」と難するが如し。是の如き等の類の諸の敵論者は、廣く勤めて立論者の過を求むと雖も、所説の理の如きは畢竟して能く他論を破壊すること無し。若し此の理あらば、何處に誰か能く比量を建立して我が所樂の所説の道理を壊せん。

【問】復た有るが難じて言はく、「緣生なるが故に」との因は、終に應に立つべき所の義を能立せず。性空なるを以ての故なり。石女の兒の發する所の音聲の如し。此の因は自に於て不成の過あり。若し他宗の所許を説いて因と爲さば、亦理に應ぜず。他宗に就かば「性空なるが故に」と説くは其の義未だ了せざるを以てなり。若し非有の義が是れ因の義ならば、此の因は成ぜず。非有に非ざるが故なり。若し是れ虛妄に顯現して有るの義が是れ因の義ならば、「石女の兒の聲」は畢竟して無なるが故に、此の喩には則ち能立の法無し。又化聲に由れば不定の過あり。彼れは能く無量の有

【一】巴成 (siddha) 已成の義にして、成立せるもの。の義にして、幻等の空無自性なるは自明のことなれば、其れに就いて更に「空なり」と立つると言ふ。已成を立つる過になると言ふ。

【二】以下「有爲空」の命題を成立せんに眼處 (cakṣur-ṛaṅgaṅga) を例に取り、其れによつて有爲を代表せしむ。眼處は視覺作用の本質をなす法と解すべし。

【三】「空 (śūnyatā) 無性 (anirvaṇāvatva)」の句注意すべし。虛妄顯現門 (śānti-evaṇāsan-ṛaṅgaṅga) とは眞實ならぬ現象にして、差別 (vipeśa) とは其れに特有なる性質を意味す。即ち空と無自性とは眞實ならぬ現象に關する實辭たるべきものにして、或る絕對者を指示するに非ず。

【四】立宗。單に宗 (pratīṭha) の義か、又は所立の宗 (śānti-ṛaṅgaṅga) の義なり。因喩によつて證明せらるべき結論的命題を意味す。此處にては「有爲空」の命題は、空と無性とを虛妄顯現門の差別として立つるものなることを言ふなり。

【五】所立 (śānti) の義にして、宗、能立 (śānti) は「證明するもの」の義にして因喩を

云何んが體空ならん。是の如き宗と因とは更ひに相違するが故に、便ち宗と相違するの過失を成す」と。

〔答〕 此れ若し矯りに立宗の過失を擧ぐれば、方便して因に同法喻無く、或は不成の過あることを顯はさん。聲は是れ常なり、一切は無常なるが故に」と説くが如きは、此れ方便して（聲は）「一切に非ざること顯はすが故に、明了の因ならず、不成の過あり。聲は攝して「一切」の中に在るが故に、亦同法喻無し。如何んが是れ「常」にして而も「一切」に非ざる。此れ理に應ぜず。「縁生なるが故に」との因と、及び「女の如し」との喩は、皆共知なるが故に、因と喩とは並びに成す。是の故に汝の難は終に智者の意をして喜ばしむること能はず。

〔問〕 有性論者は復た是の言を作す、「汝應に眼根の有性を信受すべし。所作有るが故なり。諸の有性なるものは所作有るに非ず。石女の兒の如し。眼に所作有りとは、謂く眼識を生ずるなり。所説の因の如きは勢用あるが故に、眼は定んで有性なり。

〔答〕 此れ若し彼の非學の所成に就かば、牧牛等の慧の所知の自性なり。世俗に依つて眼等の有爲の有性を成立するは、便ち已成を立つるなり。若し勝義に就かば同法喻無く、唯だ異品を遮するのみ。所愛の義の成するは道理に應ぜず。音聲の常住を計する論者が「聲は是れ常なり、所聞性なるが故に。瓶等は無常にして所聞性に非ず。聲は既に所聞なれば是の故に性常なり」と説くが如きは、又世間の共知に依つて同喩は所作有るが故に、相違の因を成す。能立の眼等は皆是れ世俗の言説の所攝にては自性有るが故なり。

〔問〕 餘は復た難じて言はく、「有爲が空ならば若しは因若しは喩も皆攝して中に在り。種類同じきが故に比量を闕くの過あり」と。

〔答〕 今此の頌中には總じて量果を説き、觀察の時と及び立量の時とに於ては、眼等の一々を別

個々の概念の説明。先づ「眞性」の義を釋す。眞性 (tatva) は眞義自體 (tatvārthatmak-va) 即ち勝義諦 (paramārthasatya) なりとの釋注意すべし。勝義諦は第一義諦なり。而して「有爲は空」の命題余らるは特に第一義諦の立場から立つるものにして世俗諦の立場に於て立つるに非ず。世俗諦の立場より區別することを「簡別」と稱す。簡別して第一義諦の立場なることを顯はすのが「眞性」の語なり。されば「眞性を以て簡別して宗を立つ」と言ふ。世俗諦の立場では「有爲は實有」と許さる。其は「牧牛人等」の共に認むる常識的認識なり。斯かる見ゆるがままの事物から出發して其の眞相に達せんとす。此の思惟法を注意すべし。

〔三〕 次に「有爲」と「空」の概念を次に「有爲は十二處（眼耳鼻舌身意の六根と、色聲香味觸法の六境）を包括せる名稱にして、其の中法處は思惟の對象界を意味す。其法處の中虛空、擇滅、非擇滅、眞如性は無爲に屬す。此の四概念に就いては下卷參照。又虛妄顯現なる幻夢等を此の場合の「有爲」の概念中より除くことを注意すべし。又「空」は自性を否定することを意味す。

に、諸の縁生のものは、皆眞性に就かば其の自性空なり。牧羊の女等すら尙共に了する所なり。威神・呪術・薬力ありて草木塊塼等に加被して衆縁より現する所の男女象馬宮殿園林水火等の相は愚夫を誑惑する種々の幻事なるが如し」と。若し彼の自性にして少しく實有らば、應に顛倒に非ざるべし。故に世尊言はく、「一切の法性は眼の所見に非ず。諸の縁生法は皆無自性なり。諸の有智者若し縁生を知らば即ち法性を知るなり。若し法性を知らば即ち空性を知るなり。若し空性を知らば即ち智者を見るなり」と。又是の言を作したまふ、「諸の縁生のものは皆是れ無生なり。彼れは都て無生を自性とするに由るが故に。若し縁生を説かば即ち空性を説くなり。空性を知る者は即ち放逸無し」と。

第二節 問 答 決 擇

〔問〕 此の中に一切の不空論者皆難を設けて曰く、「若し一切の有爲は皆空と立つれば、便ち色等無からん。兔角を縁じて現量智生するの理は成就せざるが如く、似色等を縁する諸の現量覺も亦應に生ぜざるべし。然れども彼れ實に有つて各別に内證せらる。是の故に汝の宗は法性に憎背す。便ち現量に違害するの過失あり、及び共知に違害するの過失あり、一切の牧羊人等同じく了知する所の眼等の體を撥無するが故なり」と。

〔答〕 諸の有智者今當に朋黨の執毒を遣除すべし。中に處するの慧に住して應に共に思議すべし。我が所立の宗は當に 自相續に生ずる所の現量に違害すべしとせんや、當に他相續中に生ずる所の現量に違害すべしとせんや。若し自相續中に生ずる所の現量に違害すと言はゞ、諸の現量覺は勝義諦に就かば自性皆空なり、衆縁より生ずるが故なり。睡夢中の 諸の現量は實の現量に非ざるが如し。是の故に我が宗は且く自相續中に生ずる所の現量に違害せず。若し他相續中に生ずる所の現量

saṃskṛtaḥ (爲作せられたる成立)にして相關相依によつて成るものなるを意味し、「空」は śūnyatā (空しき)にして自性無きを意味し、「如幻」は mithyā, 「縁生故」は此處のみにては「縁生するが故に」と能動形に讀むべきか「縁生したるが故に」と受動形に讀むべきか不明なれど、長行には明かに「縁所現、縁所起」の義とあり。縁所起ならん明かに受動形にして, pratīyā-samutpanna (縁起せらるる)の義なるも、此の偈中に斯かる長き句置かれしとは思はれず。意味は「縁起せるもの」の義なるも此の「縁生故」の原語としては如何なる形なりしか的確には推測されず。韻の關係上形としては能動詞が用ゐられしやにも思はる。されば本國譯には「縁生なるが故に」と讀み置きたるが、意義は「縁起せるものなるが故に」の義と解すべし。右二句に就きて梵文を推測すれば次の如し。

uttarāṅgā-saṃskṛtāḥ gūṇā-
yān madyant pratīyopod-
bhavāt /

尙後二句に關しては下卷に至つて詳すべし。

〔四〕 遍計所執 (parikalpita) 所分別の義、分別せられし法

の因縁も亦有りと許すが故に、眼等の有爲は世俗諦に攝す。牧羊人等も皆共に眼等の有爲は是れ實有なりと了知するが故に、是の如き自宗の所許は現量共知なるに違ふこと勿れ。故に「眞性」を以て簡別して宗を立つ。眞義自體を説いて眞性と名づく。即ち勝義諦なり。勝義諦に就いて「有爲は空なり」と立つ。世俗に就くに非ず。

衆縁合成して造作する所あるが故に「有爲」と名づく。即ち十二處なり。唯だ法處の一分なる虚空と、擇と非擇との滅と、及び眞如性とを除く。此の中に復た他宗の所許なる虚妄顯現の幻等の有爲をも除く。若し彼れを立て、空と爲さば、已成を立つるの過あるが故なり。若しは他は遍計所執の有爲を勝義諦に就いて實に自性有りとせんも、今立て、空と爲す。

且く眼處の如き一種の有爲に、勝義諦に就いて其の體空なるを辯ぜん。
空と無性とは虚妄顯現門の差別なり。是れを立宗と名づく。衆縁所起なる男・女・羊・鹿の諸の幻事等は自性實に無なるも顯現して有に似る。所立能立の法は皆通じて有り。同法喩の爲の故に「幻の如し」と説く。其の所應に隨つて所立能立の法を假説すること同じ。假説同じきが故に一切の同喩上の法を皆有らしむと難すべからず。「女面端嚴にして月の如し」と説くに、一切の月法をして皆面上に有らしむと難すべからざるが如し。結頌の法に隨つて此の同喩を説く。是の如き次第は、

此の半頌は是れ本處を略せるによるが故に、失あることなし。
所立の有法は皆縁より生ず。此の因を立てんが爲に「縁生なるが故に」と説く。因等と衆縁との共に生ずる所なるが故に、説いて「縁生」と名づく。「縁所起」「縁所現」の義なり。

異品を遮せんが爲には異法喩を立つるも、異法は無なるが故に遮義は已に成ぜり。是の故に説かず。辯釋の時に於て異品を假説して比量を建立するも亦過あることなし。
云何んが此の中に比量を建立するや。謂く、「眞性に就かば眼處は性空なり、衆縁より生ずるが故

【一】 勝那樂。勝那(chrysan)は普通「禪那」と譯さる。樂は yoga の音譯か、他に推し難し。

【二】 所緣(sambhava)、心識の境をなす一切法。其れの自性を否定する教を聞くが空に入る道なり。

【三】 廣丈義正決擇門、複雜な論議によつて正し決擇(nirvaidya)理解)に入る方法なり。茲に謂ふ所の廣文義とは大乘諸論と解し得べきも、特に般若燈論を指せるに非ざらんか。

眞性有爲空 如幻縁生故
無爲無有實 不起似空華
後二句は有爲の空を立言し、夫々宗因喩の形式を盡へたる立場にして、本論一部の主題を纏めて陳ぶ。以下上卷では前二句の有爲空の立場の意義を明し、下卷にて後二句無爲空の立場の意義を明す。前二句中「眞性有爲空は宗」、如幻は喩「縁生故」は因をなす。「眞性自體」又は「勝義諦」の義とあり。原語は中論般若燈論等の語例より見て tattva (眞實を以てすれば)、又は tattvata (眞實からすれば)かと推測せらる。「有爲」は

性に入らずと雖も而も是れ利根なる有り。彼れをして眞空を證し速かに法性に入るを易からしめん
と欲するが爲に、略して此の掌珍論を製す。

第一節 主題偈と有爲空の立量

【頌】眞性には有爲は空なり、

無爲は實有ること無し、

幻の如し、縁生なるが故に。
不起なればなり、空華に似たり。

自他の宗の計度差別に於て衆多の遍計所執有りと雖も、然も所知の境には略して二種有り。

一には有爲、二には無爲なり。

諸の愚夫は勝義諦の理なる有爲と無爲との無顛倒の性を正しく覺了せずして、妄りに諸法の自性と差別とを執し、種々邪見の羅網を増益す。一りの無智の畫師あつて畏るべき藥叉鬼の像或は女人の像を作り、眩目亂意して謂ひて實有と爲し、實有と執するが故に自ら驚怖を起し或は貪染を生じ、彼の境界に於て衆多に計度して分別諸見の羅網を増長するが如し。若し勝義諦の理なる有爲と無爲との無顛倒の性を正しく覺知すれば、爾る時は、世の有智の畫師彼れ「畫像」に眞實の自性ありと執せざるが如し。前に説けるが如きには非ず。有爲と無爲との境界差別に邪見の羅網にて以て自ら纏裹するは、蠶の繭に處るが如し。彼れ「有爲無爲の境」は有に非ざるが故に、無分別慧にて趣入するの行成す。

斯の義を顯はさんが爲に先づ有爲を辯ぜん。諸の世間は此「有爲」の境上に於て多く分別を起すを以ての故に、是の言を説く、

【眞性には有爲は空なり、

幻の如し、縁生なるが故に」と。

此の中に、世間に同じく有りと許すものは自も亦許して世俗有と爲すが故に、世俗の現量は生起

【一】「第一義諦とも譯さる。言語上「最高の意味の眞理」を意味し、此の場合には法性をさす。之に對して名字言説を以て施設せられたる差別の諸法は世俗諦(Joka-vyaḥarānirvāṇa)世の慣習の眞理)なり。此處の一句本論の論議が勝義諦の理に基くを述ぶ。

【二】「自他の相續が煩惱に固く縛さるゝを解脱せしめん」の意なり。相續とは心相續(citta-santāna)又は識相續(vijñāna-santāna)の義にして、「自他の相續」とは「自他の心識」と云ふと同じ。心識は無縁連續の状態に於て存すれば相續」と云ふ。

【三】無退壞(vivartanīya, avartika)不退轉の義。邊際にある金輪。

【四】増上意樂(adhyānyāna)勝れたる意樂。

【五】出世無分別智(volokita-re nirvikalpa-jñāna)「超世間的なる分別を離れたる智」の義。法性と相應する體驗智。

【六】根(Indriya)根性。勝解(vadhinukti)勝れたる解脱。界(dhātu)領域。行(carita)所修の行。

例) sattuvaṭṭhoorīhāṇa-kīya-vatāraṅgaḥ(十地經)

大乘掌珍論

清辯菩薩造

大唐三藏法師玄奘奉詔譯

卷上 有爲空論

「序」普く一切の有情を饒益せんが爲に、正しく無上菩提の大願を發す。等しく世間を觀するに、常に種々不正の尋伺の爲に紛擾せられて暴風の亂心相續し、邪見の網網に羅網せられ、生死の樊籠に樊籠せられ、無量の憂苦の毒箭に射られ、諸有の所行は皆明慧を離る。故に我れ、淨虛空の如く諸の戲論を絶して寂靜安樂なる勝義諦の理に依止して悲願心を纏へば、彼の衆苦集まる所を見るに忍びず。自他の相續煩惱に固く縛さるゝを解脱せしめんが爲に、無退壞に住して金剛堅固の輪圍を踰え、増上意樂にて誓ふ處無邊なり。生死の大海にも、其の中に受くる所の無量の衆苦災横を憚らず、金剛喻の不壞の精進を發して、正しく開覺せんが爲に是の如くに觀察す。要らず出世の無分別智を證して、方に能く正しく先に未だ了ぜざる所の一切有情衆の根・勝解・界・行の差別を知らん。及び能く自他の相續より起る所の有習無習の衆苦の根本たる煩惱の羅網を破裂せん。亦能く他の爲に眞誓願を起して堅固に大士の戒行を受持し、然も出世の無分別智を證せん。要らず須く習を積んで能く一切邪見の眼膜を壞し、無倒に空を觀じて「勝那藥に安んずべし」と。是の如くに習を積み無倒に空を觀じて勝那藥に安んぜんには、要らず能く一切所縁の自性を遣る聞慧を藉つて、是れに由るべし。或は廣文義の正決擇門に依つて已に法性に入り數々復た勤修して勝進加行するも、廣文義に於て決擇現前するの甚大の劬勞に心懈倦を生ずる有り、或は復た未だ法

【一】以下「略して此の掌珍論を製す」までは一論の總序にして、造論の目的、立場及び論の主題を述ぶ。主題は「眞空を證して法性に入らしむ」の句に示さる。法性(dharma)は不可説不可言なる一切諸法の本質にして、其處に達せんには諸法の無自性を證得すべしとし、斯くして名字を以て種々に施設せられたる諸法の自性を否定して空理を建立するが論の主題となる。而して造論の目的は此の空理によつて法性に證入して煩惱より解脱せしめ、以て「有情を饒益せん」とするに在り。斯く實踐に役立たんが爲の理論を立つるが、佛教の論書一般の特色なり。隨つて此の理論は法性證得の體證に基いて立てられる。即ち「勝義諦の理」が本論の立場となる。

【二】尋伺(śaṅkā)著に觀照と譯さる。尋(vitarka)伺(vichāra)共に分別、思惟、反省等の意を有す。成唯識論の定義によれば「尋とは謂く尋求なり、心を思速にし意言の境に於て血に轉ぜしむるを性と爲す」「伺とは謂く伺察なり、心を思速にし意言の境に於て細に轉ぜしむるを性と爲す」とあり(卷七)。

【三】勝義諦(pāramārthī-

大乘掌珍論解題

大乘掌珍論の著者清辨 (Bhāvavivka)

菩薩は般若燈論の撰者であつて、其の性行並に思想的特徴に就いては、先きに般若燈論を國譯した際 (本國譯中觀部二所收)、その解題中に詳論したから、茲に再述する要はない。依つて茲には只本論の内容の綱格に就いて一言するに止て置く。

本論は上下兩卷に分れ、上卷最初の總序に於ては諸法の無自性空の理を證つて法性に入り、煩惱より解脱せしめて、以て有情を饒益せんとする造論の目的が宣示せられ、次いで本論の主題たる「眞性

有爲空、如幻緣生故、無爲無有實、不起似空華」といふ一偈が掲げられてゐる。その前の二句「眞性には有爲は空なり、幻の如し、緣生なるが故に。」といふは、有爲の空を立言したものであつて、以下の上卷全部はその立量の意義を説明したものであり、その後の二句「無爲は實有ることなし、不起なればなり、空華に似たり。」といふは、無爲の空を立言したものであつて、その立量の意義は下卷に於て説明せられてゐる。かくして有爲無爲ともに空なることを夫々宗・因・喻の整然たる論理的形式を辿つて證明した

後、本論の總結として「諸心慧境現、智者由不取、慧行無分別、無所行而行」といふ一偈を擧げ、分別を離れたる空智を以て八正道並に六波羅蜜を完成すべきことが力説せられてゐる。

本國譯に於ては、讀者の理解に便せん爲、特に節を設けて其の主題を指示し、且つ各主題の意義は註解に於て詳説して置いたから、茲に重説することを避けよう。

終りに本論の譯者玄奘三藏の事蹟に就いて論述すべき筈であるが、之は三藏の主譯經論の國譯擔當者の勞作に譲ることとする。

昭和六年十一月

羽 溪 了 諦 識

皆作佛きやくぶつすることを得しめん。我れ善心ぜんしんを發すの功德くわくいん因縁いんげんを以て、一切衆生いっさいじゆじやうをして皆佛智きやくぶちを得しめん。若し見聞けんぶん・受持じゆぢ・讀誦どくじゆする者あらば皆無上菩提むじやうぼだいの因いんを作す。我れ一切衆生いっさいじゆじやうの欲願よくがんを滿みたさんと欲し、我が願がんは故のごとくに未だ滿みちざらん。若し我れ苦の衆生しゆじやうの悲吟ひぎんの聲こゑを見れば、此の功德くわくいんを以て一切衆生いっさいじゆじやうをして皆作佛きやくぶつすることを得しめて、歡喜瞻くわんぎせん說ごせん。設たごひ我れ諸もろくの善行ぜんぎやうを修しゆするも一切衆生いっさいじゆじやうをして作佛きやくぶつせしめずんば、我れ尙聞じやうもんくことを喜ばず、況たごんや履行りやうぎやうするをや。

菩薩功德ぼさつくわだいに語つて言はく、「汝若し衆生しゆじやうを擁護ゆうごして依止いぢとなる能はずんば、我れまた汝に及び果報くわはうとを欲せず。何となれば、衆生しゆじやうの爲めに福ふくを修しゆして、自ら己れの爲にせざるが故なり。若し衆生しゆじやう盡つくれば我が善ぜんは虚空こくうの如ごとくならん。三時中さんじちゆうに於て衆生しゆじやうに樂らくを與よへ、施せすに菩提心ぼだいしんを以てせん」と。
 勝しょう丈夫ぢゆうふは悲ひより發願はつがんす。此これを說悲心せつひしんと名づけ、また五種說ごしゆせつと名づけ、また救衆生きうじゆじやうと名づけ、總すべじて大丈夫行だいぢゆうぢやうぎやう賢けんと名づく。偈けは五百あり。古書こしよには八百あり。阿闍梨あせりは犢子部たごしぶの提波羅大菩薩たいはらだいぼさつ、生南方しやうなんぽうに在り。是こゝの所に作り竟まりぬ。

大丈夫論（終）

【二六】以下は附記にして、多分譯者道泰の添加せしものなるべし。本論解題參照。

を以て一切衆生をして皆大悲を得しめん。我れ今有する所の忍辱の功德もて、將來世に於て刀兵劫すの時に我が悲心を以て一切衆生の瞋りを滅せん。食を施すの功德を以て、飢饉劫すの時に飲食を得て一切衆生を充足せしめん。水を衆生に施すの功德を以て、悲心を成就して一切衆生の中に住せしめん。衣を衆生に施すの功德を以て、一切衆生をして慚愧の心を得しめん。燈明を佛に施すの因縁功德を以て、我れをして將來に佛日を得て一切の闇を滅せしめよ。眼を施すの功德を以て、我れをして將來世に一切衆生速かに佛眼を得んことを願はしめよ。我が頭を捨するの功德を以て、一切衆生をして菩提心に向はしめん。我れ藥を施すの因縁功德を以て、一切衆生をして生老病死を除かしめん。我れ走使して衆生に供給するの功德因縁を以て、一切衆生をして無上無漏なる成菩提の道を得しめん。我れ華・幢・蓋もて佛塔を供養するの因縁功德を以て、一切衆生をして高勝の福を得しめん。我れ旛もて舍利を供養するの功德因縁を以て、一切衆生をして闇を除き明を得しめん。鈴聲もて供養するの因縁を以て、一切衆生をして梵音聲を得しめん。香・華・瓔珞もて供養するの因縁功德を以て、一切衆生をして諸の結使の垢、煩惱の臭穢を除かしめん。三寶を供養するの商賈のために輪道の畏れを除くの功德因縁を以て、一切衆生をして生死の畏れより出でしめん。我れ衆生海の難を度するの功德因縁を以て、一切衆生をして生死海を度せしめん。我が所有の淨善の因縁功德を以て、一切衆生をして四魔を摧破して正覺を成するを得しめん。我れ當に三菩提を得べし。我れ衆中に於て是の語を道ふと雖も、衆生を安慰せんと欲するがための故に是の語を説くべし。此の功德を以て一切衆生をして無上菩提を得しめん。一切衆生の菩提は即ち是れ我が菩提なり。一切衆生は癡のために障へられんも、無上菩提を得しめん。此の因縁功德を以て一切衆生をして前に佛を成ぜしめ、我れは最後に成ぜん。我れ生死中に往返するの因縁功德を以て、一切衆生をして

所は皆是れ衆生の共有なり。我が一切の諸善をして、また一切衆生に共有ならしめよ。

菩薩思惟すらく、地水火風は一切衆生に共有なり。我が修する所の諸善をして、また一切衆生に共有ならしめよ。我れ一切衆生に因つて得たる所の善根を廻らして一切衆生に與へて無礙智を得しめん。

菩薩思惟すらく、我が所作なる諸善もて、一切衆生をして魔界を離れて佛界に入ることを得しめん。我れをして智を得て恒に十波羅蜜の佛智を現前せしめよ。一切衆生をして安穩の樂を得しめん。動心を得しめ、一切衆生の所有の衰惱を、互に相救濟せしめん。

菩薩福德に語つて言はく、「一切衆生は無明のために障へられて、自苦と他苦とを知らず。汝、當に開解せしむべし」。

菩薩布施して淨水を行る時、一切衆生をして愛結の渴あるを除いて無上道の悲を得しむ。「我れ水を施すの時、願はくば一切衆生をして恩愛を免れ僮僕恒に自在を得て法財に富むことを得しめよ。

我が福をして河の如くならしめよ。慈心は無垢の花なり。持戒は以て底となり、施は駛流の如く、水は衆生の渴苦を除く。我が悲心をして恒に大河の如くならしめよ」と。

菩薩思惟すらく、我が悲心は海の如く、淨戒は海潮の如く、忍辱は波浪の如く、智は海虫の動くが如く、慈心は一味の水の如し。凡そ我が施す所の者に慈心の海を成ぜしめん。施福をして悲の甘露を得て衆生の生老病死を除かしめん。

勝發願品第二十九

若し我れ一切衆生に於て悲心を起し利樂を與ふるの時には、願はくば大悲をして堅固ならしめ、悲を以て衆生の苦を滅して一切衆生の苦をして皆來つて我れに逼らしめよ。我れ今此の無畏施の福

【二】勝發願品。自己の菩薩行の功徳を以て一切衆生の將來の成佛道の爲に廻向せんことを願ふ。菩薩の衆生救濟の願は衆生に解脱安樂を與へんとするに非ず、やがて衆生を菩薩たらしめんとするに在り。されば一切衆生が共に菩提心を發し菩提道を行ぜんことは菩薩究竟の願意なり。勝發願と名づくる所以なるべし。

に爲に法輪を轉ぜん。一切の所作の福は皆用て是れがためなり。此の福德を以て、我れをして最勝の法身を得て猶し虚空の如くに一切處に遍く、二種の身を得て世間を教化せしめよ。我が此の福を以て諸佛と和合し、無救の衆生に解脱を得しめん。種々の煩惱は異相にして苦を作し、能く苦の因とならんに、我が有する所の福は智慧力を以て衆生の苦を滅す。我れをして此の福を以て一切衆生の虚空界に滿つるもの爲に一味の樂を作さしめよ。我れをして常に所願を滿たし、財衆能く功德を劫すを陰蓋せしめよ。世間は死を畏る、我れをして此の福を以て一切衆生を救藏せしめよ。世間幾の時から住するに隨つて、我が善法もまた住せん。我が善を以ての故に、一切の世間・出世間悉く皆離苦得樂して常に一時に一切衆生と和合せん。

菩薩思惟すらく、今より已去は常に乞者に従つて請うて教令を受けん。今より以往は常に我が身の所に於て深く體信を生じて他想を生ずる莫からしめ、種々の所欲は其れに隨つて給して満足せしめん。

菩薩思惟すらく、我れをして今より乃至菩提まで一身に佛を見ざるの時あること無からしめよ。

菩薩思惟すらく、我れをして今より生死長遠に、設ひ我れ佛を見ざるの時にも、一刹那の頃も悲心を離るること無からしめよ。

菩薩思惟すらく、我れをして、佛を成ずるに迫至せんにも、外の衆生受くる所の諸苦を見れば極めて我が身を逼惱して我れに皆代りて受けしめよ。我が身をして徹髓の悲心を得しめ、我が身をして身に佛の智解脱を受くるを得しめよ。

菩薩思惟すらく、我が悲心をして猶し虚空の如くならしめよ。一切の山河・樹木・飛鳥・走獸は皆空に依つて住し、一切衆生は一切時に皆我が悲中に入る。我れは一切衆生に依つて善根を立つるを得たり。我が此の善を以て廻らして一切衆生に與へて解脱の果を得しめん。一切の道路・橋・船・方

菩薩悲心に語つて言はく、「汝我れをして清淨と増長とを得しめよ。一切衆生をして盡く清淨を得しめ、盡く増長を得しめん」。

菩薩悲心に語つて言はく、「衆生は苦に在りて百千の衆苦のために逼迫せらる。今日衆生をして必ず安樂を得しめん。我がために此の事を成辨せよ」。

菩薩悲心に語つて言はく、「衆生は愛のために縛せられ、死のために攝せらる。世間を見るに無歸依なり。衆生を救はんがための故に種々の苦を受けん」。

菩薩思惟すらく、我れ大丈夫を愛す。衆生あつて苦中に墮在せるを見れば涅槃の樂を捨つ。衆生を安樂ならしめんがために、自ら此の事を勉勵せん。

菩薩思惟すらく、衆生に向救し、無生忍決定の智を得て記別を受くることを得ん。記別を授くるを得る者に、我れ今供養し恭敬す。

菩薩思惟すらく、佛は遍淨の眼を得たまへり。我れをして現前に合掌して佛に請はしめよ。願はくば我れに記を授けられんことを、と。

等同發願品第二十八

十方の諸佛現に在すは、衆生を救はん事のためなり。我れ今菩提の願を發すことを作す。一切衆生の所作の事は我れ已に堪忍して爲に作せり。諸佛の大悲は皆我れ等に稱ふ。善き哉、我が有する所の若しは智若しは福もて、我が一切の無歸依のものをして爲に解脱を作さしめん。世尊、我れをして常に小智を樂ふ心莫からしめよ。世尊、我れをして世尊の如く十力を具足せしめよ。若し衆生の結使の熾火心を燒かば、我れをして法水を以て衆生の結使の熾火を滅せしめよ。魔怨を摧破し賢智を得、法輪を轉じて一切衆生の衰惱を壞することを得ん。一切衆生あるに隨つて我れ皆一時

【二四】等同發願品。等同は普遍(amanata)の義か。前品の發願は特殊な事類に關し、本品の發願は悲心一切に普からん意を表す。等同と名づくる所以なるべし。

ぞしめんが爲の故なり」。

菩薩思惟すらく、解脱の樂すら衆生を度せんがためには尙食するを欲せず。悲心我れを遮して食するを得ざらしむ。況んや生死不堅牢の樂をや。

菩薩思惟すらく、一切樂中の第一なりと、佛は涅槃を説きたまへり。是の涅槃は樂なりと雖も、我が智は去くことを欲せず。智去くことを欲せざる所以は、悲と和合するが故なり。

菩薩思惟すらく、我れ今涅槃を敬尙す。何となれば、涅槃中に生死病死無きが故なり。涅槃は樂なりと雖も、悲心に牽かれて衆生のための故に而も去くことを得ず。悲心は是れ諸佛の母なり。是を以て捨てて涅槃に向はず。若し涅槃我れに就かんにも猶尙證せず。況んや衆生を棄てて涅槃に向はんや。

菩薩思惟すらく、我れ涅槃に向はんと欲するも、悲は是れ佛母にして我れに就いて乳を與ふ。云何んが捨てて去かん。無上菩提も設し當に衆生に利樂を與へざるべくんば我れまた求めず。況んやまた涅槃をや。

菩薩思惟すらく、應に涅槃に向ふべからず。歸依無き衆生を捨つるが故なり。悲心の故に我れをして涅槃を證せざらしめよ。涅槃は是れ生盡くるの邊なり。若し生無くば何ぞ能く衆生を救拔せん。菩薩思惟すらく、生を受くる者に二種の樂あり。一には衆生を救ふの樂、二には解脱の樂なり。

我れ云何んが二種の樂を捨てて一種の樂を取らん。

菩薩思惟すらく、一切の凡夫には盡く共に一切種智の性あり。一切種智を凡夫は得ること易し。是の故に我れ凡夫を愛して解脱を愛せず。

菩薩思惟すらく、苦の衆生あるの處に隨つて、悲心もて生ずるを得て悲增長するを得ん。是を以ての故に我れ有中を愛す。

何者をか他と爲さん。即ち是れ己れを利するなり。

菩薩思惟すらく、若し願ふべき處あらば、一切衆生の身心の苦をして一時に俱に我が身に集まらしめよ。常に爲に之を受けて衆生をして樂を得しめ、以て苦と爲さじ。

菩薩思惟すらく、我れ菩提道中に住して一切所有の諸苦を我れ皆能く堪忍せん。何となれば、衆生は生死の苦海に没溺して我れ度脱すること能はざればなり。

菩薩思惟すらく、重き結使ありて然も菩提の道は得難しと雖も、是の如く但だ悲智の二事を伴と爲すありて、心終に疲厭せし。

菩薩思惟すらく、善逝行きたまへる所の道を我れ今中従り去かん。我れ今世間に於て悲心もて衆生に施さん。當に思惟すべし、我れ彼れが如きと異ること無からん。

菩薩思惟すらく、我れ今世間の依救と爲る。當に弘誓の願を發し大莊嚴の智慧を修して善伴と爲るべし。我れに今將に佛慧の芽生ぜんとす。

菩薩思惟すらく、我れ衆生の苦を滅し、一切衆生をして樂を得しめんと欲す。一切の事を作さんと欲するとき、我れ常に悲心のために教詔せられん。

菩薩思惟すらく、生死の苦は聞くすら尙疲厭す。悲者は能く世間の苦を堪忍することを得るが故に、悲心のためには尙生死の門に向はん、と。

菩薩思惟すらく、有爲の苦に涅槃出世の樂を具足せん。我れ今生死有爲の苦と涅槃無爲の樂とを知る。悲心もて常に三種の施を樂はん、と。

菩薩思惟すらく、我れ甚だ諸有を畏るるも、悲心をもつて衆生を救はんが故に、諸有に處らんとを樂ふ。

悲心菩薩に語つて言はく、「我れ汝をして生死に處らしめ、終に汝を放たじ。何となれば、恩を報

故に菩薩は悲を取る。悲は體一事にして能く二事を作す。一には能く衆生を救ひ、二には能く佛の種智を生ず。

發願品第二十七

菩薩思惟すらく、一切衆生は共に無量種の苦有り。我れ當に悲心を生じて一切種智を成じ、一切衆生の無量種の共に有する苦を滅すべし。

菩薩は一切衆生無量無邊の生死の苦海に沈没せるを見て平等の悲心を得ず。嬰愚無知にして解脱を樂ふ者は放捨の心を生ずるも、世間の大苦聚は我が勝悲心を生ぜしむ。

菩薩思惟すらく、我れ悲心あつて觀するに苦の衆生は未だ菩提道を得ず。我れ云何んが衆生をして解脱道を得しめん。

菩薩思惟すらく、一切世間に我れ最も福少し。我れ今衆生を救済すること能はず。

菩薩思惟すらく、我れ三界の衆生に於て大親友と作らん。而も衆生は常に身苦心苦のために逼惱せらる。我れ今名づけて空惡活者(空しく悪しく活くる者)と爲さん。

菩薩思惟すらく、我れ生れて世間の苦を破する能はず、衆生を利益する能はずんば、我れ是の身を受くることを用ふるを爲さんや。

菩薩思惟すらく、我れは是れ一切衆生の親友なり。我れ當に怨家を養育して大利益を作すべし、と。

菩薩思惟すらく、一切衆生は能く我がために端嚴の業を作さん。一衆生も不端嚴の意を作さしめじ。

菩薩是の思惟を作さく、利他と言ふも、他人の相を求むるに都て不可得にして、都て自己の如し。

【三】發願品。願(praṇidhāna)は言語上一向ふに置く(Prāṇidhāna)を意味し、何等かの目的を設定するの義なり。菩薩悲心より菩提心を起すとき、其の菩提心は必ず、菩提の完成と衆生救済の發願とあつて現はる。以下「菩薩思惟すらく云々」の句が其の願文なり。二十八句あり。

悲心の者は己れの身命を捨てて他人に與ふ、是れを希有となす。愛善の者は愚賤の人と名づけ、常に貧窮に在つて諸の苦惱を受く。悲の功德ある者は常に富貴に處す。貪愛の者は斷絶して止足の時あることを得ず。智慧を得れば則ち能く斷絶して止足す。悲心を得る者には止足あることなし。常に他に施すが故なり。愛心ある者は能く一切の諸苦を招集して大苦聚を成じ、悲心ある者は能く一切の功德を生ず。若し悲にして不淨業を捨てざるは我れの欲せざる所、設し悲にして救濟する能はざるは我れまた欲せず。若し悲にして菩提を樂求せざるはまた我が欲する所に非ず。愛心ある者は能く一切の苦を生じ、悲心ある者は能く一切の樂を生ず。悲より起る身口の業を名づけて勝業となす。悲心ある者は能く一切衆生のために無盡の樂を作す。

【二】 智慧解脱品第二十六

智と悲との二事何れか勝れたりとせん。智者は唯だ能く自ら歸依するのみ、悲者は能く他人をして無上道に歸依せしむ。有悲無智なるは智者の愛する所に非ず。有智無悲なるもまた智者の愛する所に非ず。能く無上道を障ふるの智なればなり。悲心と相應せずして能く無上道を障ふるの智を、菩薩は以て無智となす。一念も生死を樂はざるも、悲は解脱を欲せず。解脱の味は甘露の如くなるも、悲者は以て無味となす。美食も鹽無くば以て無味となすが如く、解脱は甘なりと雖も若し悲心無くば菩薩は以て無味となす。若し大悲にして解脱・別解脱と與ならば、皆應に敬禮すべし。大悲は是れ諸佛の母なるを以ての故なり。「解脱」とは永く無餘に一切の事を滅するに名づく。悲心は善呪の如く、能く死者を呪して還り活かす。若し有相續不斷の身を受くれば是れ常の過なり、若し解脱を取らば是れ斷の過なり。二邊を離るるが故に之を名づけて「佛一切衆生を救ふ」となす。若し佛無くば即ち解脱無く、若し悲無くばまた佛を得ること無し。悲は能く解脱を生ず。是の事を以ての

【三】 智慧解脱品の品名は「智」と悲と解脱の意か。智と悲との勝劣を明かし、智による解脱道より大悲による菩提道の勝れたるを説く。

猶し雪山より一切の樂を出すが如く、大悲の雪山より三種の施を出す。一切の功德は悲を除いては更に法として能く世間のために樂を作すもの有ることなし。施は悲體となりて能く世間のために種々の樂を作す。無上果報は三施のために成ぜられ、悲は是れ三施の因なり。衆生は祖母能く生じ、如來は一切衆生の無上最勝の歸依たり。誰か恭敬せざらん。能く三施を生ずるを是れ大悲と名づく。菩薩の大悲は功德極めて多く心中に在りて住す。唯だ一事ありて遠離せざるも染着あることなし。常に他を利益するの事を作して疲倦あることなし。世間出世間の樂と及び利他の樂とは皆悲より生ず。是を以て我れ今悲もて能く世間を利益する大悲者を恭敬す。我れまた種々の功德を恭敬す。實に所説の如く二の功德ありて最勝なり。能く他を利益すると、及び自ら悲を淨むるとなり。悲は能く施を淨む。是を以て我れ今施の能く悲を莊嚴するを愛敬す。我れまた諸有を悲みて悲意を同じうする者を愛敬す。またまた悲の能く心體を淨め能く業道を淨むるは、即ち能く涅槃道を淨め、無上菩提道を淨むるなり。悲は能く捨を淨め、悲無き者は捨を垢汚す。施は能く悲を淨め悲は能く施を淨む。是れを世間の端正と名づく。悲は能く信敬を生ず。猶し大地衆華のために莊嚴せらるるが如く、大悲もまたまた是の如し。世間の衆生は煩惱の日の爲めに燒逼せられ、悲心を得る者は皆涼樂を生ず。猶し夏熱の時に清涼の風を得て皆止息することを得るが如し。

一 愛悲勝品第二十五

施は取を縁とし、取は愛を縁とす。愛有らば則ち取有り愛無くば則ち取無し。悲有らば必ず捨有り、悲無くばまた捨無し。愛の故に取は増長し、捨の故に悲は増長す。恩を受くる者に愛を生ずるは是れ過患なり。怨ならば則ち悲心を増長すべし。愛増長すれば自己の樂のために則ち他を害し、悲増長すれば能く他に樂を與へて自己は則ち苦しむ。愛増長して他を害する者は則ち希有に非ず、

【二】愛悲勝品。愛は渴愛(āraṃbhā)の義にして、品名は「愛と勝悲」の意か、又は「愛より悲の勝れたる」の意か。何れにしても渴愛(貪愛)に對して悲の勝徳を説くが主意なり。

涅槃をもつて體となして而も涅槃を取らざるを、勇健者と名づく。大悲の因縁の故に能く生死に入つて周旋往返し、諸有盡く滅するを觀じ、衆生是れ苦なるを知りて、救となり依となる。心に大悲を持し、己身を厭惡して十力の身を求め、大悲の處に處ることを得て、功德に處るに非ず。轉輪聖王は千子ありと雖も然も相好具せる者を愛するが如く、佛もまた是の如く、一切衆生に於て悲心ある者を愛したまふ。唯だ能く福を作すのみにして智なく悲なきを名づけて丈夫となし、福あり智あるを善丈夫と名づけ、若し福を修し悲を修し智を修すれば大丈夫と名づく。應に悲者を看るべし。悲ある者とは應に共に語り説くべし。悲者を敬禮すれば一切の功德を具す。

說悲品第二十三

世間の人天阿修羅等に受身すれば種々の苦あり。唯だ菩薩のみあり、徹髓の悲者にして、一切の善法は悲をもつて首めとなすを知る。智人當に知るべし、一切諸字の悉曇を首めとなすに似たるが如し。一切の善法は皆悲中に入る。一舍に衆色皆入るに似たるが如し。若し虚空淨なるを見れば即ち大悲淨なるを見る。虚空無邊なるを見れば大悲もまた無邊なり。佛説きたまはく、「若し現前に我れを見んと欲すれば當に大悲を恭敬すべし。若し我れを見んと欲すれば當に三界皆悉く苦を受くるを觀すべし」と。苦は無邊なるが故に大悲もまた無邊なり。苦住するが故に大悲もまた住す。大悲は住在す。何處に住するや。一切衆生の貪欲・瞋恚・愚癡・生・老・病・死の種々の苦衆と諸の眷屬との中に在つて住す。大悲心あるものは能く他の苦を知る。此れを佛と共に住すと名づく。三種の施ありて、一切の功德は身を養ふ。猶し乳母の如し。是れを大悲と名づく。

施悲淨品第二十四

【九】 說悲品。重ねて大悲の徳を説く。「一切善法は悲を首となすこと諸字悉曇を首となすが如し」と言ふ。「悉曇(Siddhi)は「成立せるもの」の義にして梵語の字母をさす。之に對する「諸字」は恐らく句(Pada)の譯語なるべく、句は字母を首とすとは屢々出づる譬喩なり。

【一〇】 施悲淨品。施と悲と互に相淨むるを説く。殊に悲は心體、業道、涅槃道、菩提道の一切を淨むること。

覺悟偉丈夫品第二十一

悲心は極めて豊富なり、他を利し已つて樂を生ず。」

悲心に貧窮なる人は、此の樂を貪ること能はず。

嬰愚は愛自在にして、悲心則ち背去す。

悲心已に背去すれば、衆苦皆來り集る。

愛自在なる者は、生死中に處して苦を分ちて他に與へ、共に生死に迴流せんと欲す。悲心ある者は、世間の衆生に於て寂滅の樂を分ち、之と共にして去る。愛心ある者は三有を樂ひ、愛の過を知る者は則ち涅槃を樂ひ、他を利益するを作す者は則ち悲心を樂ふ。愛自在なる者常に世間に受身せんことを樂ふは己れの樂のための故なり。愛自在なる者は常に己れの樂を樂うて以て自縛をなし、悲心ある者は恒に他に樂を與へんと欲するがためにして自縛をなす。愛自在なる者は常に己れの樂のために疲厭あることなく、悲心ある者は他に樂を與へんがためにして疲厭なし。愚愛の小者は自己を愛せず、また他を愛せず。菩薩もまた自己を愛するも、愚癡の衆生が常に我れと爲すものは實に是れ他たり。

大丈夫品第二十二

菩薩の悲心は唯だ一事ありて之に逼迫せらるるのみ。常に他事のために苦來りて逼迫し、更に餘事なし。是れを悲聚を成就すと名づく。涅槃を棄つること其の苦を棄つるが如く、有身を受くること解脱を取るが如くにして世間に利樂を與ふるを、此れを名づけて悲となす。涅槃の功德と生死の過患とを知りて然も有爲を捨てず。是の如き一切は盡く是れ大悲の功德なり。一切處に欲に離れ

【七】覺悟偉丈夫品。偉は弱の義。菩薩悲心の徳を説いて弱き丈夫を覺悟せしむ。悲心の豊富なること——覺(渴愛)自在なる者と悲心ある者。

【八】大丈夫品。福行を修するも智と悲と無きを丈夫(Pratidhi)とし、福と智とを修するを善丈夫(Satpuruṣa)、福と智と悲とを修するを大丈夫(Mahapuruṣa)として、大丈夫は生死涅槃に住せずして悲を行ずべきを説く。

無き者は惡として爲さざるなく、若し時の衰綱を見るも心調軟ならず。此の人を名づけて極惡行者となす。若し重恩ある者にも何れの時にか能く念ぜん。死に臨むの人は美樂ありと雖も以て極苦となす。極めて惡を行すがために福徳無き者は、慈悲の甘藥を得るも極苦の想ひをなす。若し入巨富にして財寶に多饒なるも但だ自ら食噉するのみにして他人に與へずんば、人のために呵せらる。智慧ありて多聞なりと雖も、若し悲心無くば、また人のために譏呵せらる。若し苦惱の衆生を見るも悲心を得ること難き者は、功德の器に非ず。猶し破器の水を盛るに任へざるが如し。悲心ある者は苦の衆生を見ると救済すること能はずと雖も、歎して「苦なる哉衆生」と言ふ能はざるべし。衆生を見るに貪欲・瞋恚・愚癡のために病せられ、生老病死の苦あり、常に衆苦のために惱逼せらる。怪しき哉、衆生は是の大苦に墮せり。世間の衆生は身苦心苦あり、常に結業のために破壊せらる。嗚呼怪しき哉、世間の衆生は逼迫の苦あり。何ぞ菩薩にして悲を生ぜざるあらん。身は駭流に住し、生死に没して無窮なり。畏るべき大苦海に、衆生は常に苦苦のために苦しめられ、行苦に苦しめられ、壞苦に苦しめらる。若し「苦を見るすら悲を生ずるの因たるに足る。況んやまた三苦を具足するをや。愚癡の衆生は常に百千の諸苦のために苦しめらる。若し一苦を見るすら應に悲心を生ずべし。況んやまた百千の諸苦をや。應に當に了知すべし。世間の諸苦の一一の苦中に於て未だ悲心を生ぜずんば、應に當に悲を生ずべし。已に悲心を生ずれば、應に當に增長すべし。況んやまた無量なるをや。若し世間の種々無量の諸苦を聞かば、石すら尙應に軟ぐべし。況んや有心の者に悲を生ぜざらんや。若し世間の悲呼の聲を聞かば、枯樹すら猶應に華を生ずべし。況んや有心の者にして悲を生ぜざらんや。世間の苦は一味なり。心柔軟なる者は悲心を生じ易く、悲心ある者は菩提の果便ち掌中に在り。

るが如し。己身のためにする者は自ら其の樂を受くるすら尙疲厭を生ず。菩薩は他のために樂を作して疲厭を生ぜず。菩薩は他のために樂を作して、阿鼻の苦を見るも涅槃の樂の如し。餘の苦邊に於て何の疲厭あらん。若し一切衆生の受樂のためならば、自ら無量の地獄を受く。常に勇猛を作して他のために樂を作して疲厭を生ぜず。菩薩は一切衆生を觀るに、他相を見ずして都て自己の如し。衆生は結使のために著せられ、一切處に於て皆他を害せんと欲す。悲のために持せらるる者は、一切の苦に於て受けんと欲せざるなし。菩薩他のために逼迫の苦を受くるは、苦者の解脱の樂を樂ふが如し。菩薩他に代つて逼迫の苦を受けんことを樂ふとき大悲心淨なり。智慧もて他の受苦を觀するとき、悲心即ち中に在つて住す。悲心の住する處則ち苦は住するを得ず。復た悲者は一切衆生のために苦に纏せらると雖も、是の如く他のために利樂をなし、心に歡喜を生ずること解脱の樂より勝れたり。菩薩は他の受苦を見るに自己の苦の如く、自己に樂を得れば他人に與へんと欲して、自ら涅槃より勝れたるを覺す。悲者は常に自ら其の苦を受けて他に樂を與へんと欲す。悲と苦とは一利那の頃も共に住することを得ず。行惡の者は他の苦を見るときに遠く避くることを得んと欲し、他の得樂を見ては心意悦せず。菩薩他の苦を見るときは遠く離るるを欲せず。無愛の者には一切の苦業無し。何となれば、他人の苦を除かば大歡喜を生ずるが故なり。菩薩は他に大樂を與ふるも必ずしも歡喜せず。他が人に少樂を與ふるを見れば心大いに歡喜す。何となれば、體性爾るが故なり。菩薩は他の得樂を見て自己もまた樂しむ。菩薩は人の他に少樂を與ふるを見て、云何んが歡喜を生ぜざらん。

愛悲品第二十

若し人身心常に極苦のために縛せらるるを知らずんば、則ち他の心中の苦を知ること能はず。悲

【六】愛悲品。愛は慈(ami)の異譯か、或は「悲を愛樂す」の意か。衆生の諸苦を見て悲心起すべきを説く。他之苦を知ること——無悲者と惡行——多聞智者と悲者——衆生の苦と悲心——悲心と善提。

勝施他苦品第十九

菩薩の苦を見るときは即ち是れ菩薩の極苦なり。他の樂を見るときは即ち是れ菩薩の大樂なり。是を以ての故に菩薩は恒に利他を爲す。凡愚の衆生は他の苦を見るとき自己に樂となし、他の苦を見るときは以て己れの苦となさす。賢人は自ら苦しむときに以て樂とし、他を樂しましむるときに以て己れの苦となさす。凡愚の衆生は己れの少樂のために而も大いに他を苦しめ、賢人は他に少樂を與へんがために自ら大苦を受く。惡行の者は少樂の因を修して大樂を得るときに歡喜を生ずと雖も、菩薩少樂を以て他人を利するとき心大いに歡喜すること倍々是れに過ぎたるに及ばず。菩薩は他の受苦を見て身を以て之に代り、身に苦を受くと雖も以て苦となさず、心中快樂して大歡喜を生ず。菩薩の悲心は自在の樂を得て、三有の諸苦のために逼惱せられず。苦のために苦しめられざるが故に、能く他のために苦を受く。凡愚の衆生は他の苦を見ると時心中に樂を生じ、他の樂を見ると時心中に苦を生ず。菩薩は他の苦を見ると時に則ち苦しみ、樂を見る（見る）ときに則ち樂しむ。悲心なき者は他の苦を見ると時月の如く極めて冷やかにして、悲心ある者は他の受苦を見るに夏の盛日の如し。愚と智とを問はず、他の苦を見ると時は皆厭離を生じ憂惱を生ず。悲心ある者は深く憐愍を生ずるに因りて決定の心を作し、一切衆生の苦は即ち是れ我が苦なりとす。

菩薩念を作さく、「若し能く大精進を發さずんば、何に由つてか能く此の大苦を壞せん」と。菩薩は一切衆生と同利にして苦樂皆同じくし、須く勤勞して菩提を成ずるを得べし。

菩薩念を作さく、「我れ菩提を得已らば捨てて一切衆生に與へん。生死の中に還りて初發心より還つて菩提に至らば、復た捨てて衆生に與へ、然も得すべからず」と。

菩薩は利他のための故に四攝法を行じて終に疲厭せず。猶し大地一切の物を持して遂に疲厭せざ

【五】勝施他苦品。品名の義意明瞭ならねど「勝施と他苦」の義か。而して内容は、菩薩の勝施は他の苦を代つて身に受くるを本義とするを説くに在り。
衆生の苦樂と菩薩の苦樂——苦の衆生に對する菩薩の精神的態度。

望ます。菩薩は悲心平等にして一切衆生を愛すと雖も、然も怨憎中に於て倍々利樂を與へ、怨憎の邊りに於て利樂を與ふるとき心中に歡喜す。身命を捨するときの歡喜の如きを名づけて平等とす。若し是の如くならずんば不平等と名づく。怨憎中に於て倍々利樂を與ふれば、名づけて悲心の所作と稱す。菩薩は一切衆生に於て等しく悲心を生じ、然も惡行の衆生に於て倍々憐愍を生ず。譬ふれば大富の長者に唯だ一子あるとき愛念の心骨髄に徹するが如く、菩薩の一切衆生と愛念するもまたまた是の如し。惡子ありて父己れに勝ることを得るを欲せざる如きは、是れを背恩と名づく。一切怨憎の衆生は菩薩の所に於て同一味に惡むも、菩薩は怨憎の人に於て同一味の悲心を生ず。世間の衆生は恩を報ずるを得る者には其の歡喜を生ず。若し菩薩怨憎の人の所に於て其の利樂を與ふれば、心に歡喜を生ずること倍々是れに過ぎたり。世間の衆生は若し罵るときに他還報せずんば、便ち大いに歡喜す。菩薩は他の罵りを得るときに心大いに歡喜す。愛心ある者は三界中に於て悉く皆普遍し、菩薩の悲心もまた三界に普遍す。菩薩地獄の衆生を悲むこと、三界に愛著する愚癡の衆生を悲むに如かず。衆生は己れの樂を樂うて無量の大苦のために繫縛せられ、菩薩は利他の樂のため故に無量の大苦のために繫縛せらる。一切衆生は皆同一事にして皆苦を離れ樂を得んことを欲するも、他に利樂を與ふるを勝れたりとなす。利のために己れに向ふ者あらば、また是れ悲因にしてまた是れ喜因なり。利のために他に向ふ者には、之を見て悲喜を生ず。自ら己れがために利することを欲し、四攝法は衆生のために利樂すれば名づけて最勝となす。四無量心を修する者は能く世法と及び出世法とを與にす。世法と出世法と四無量心とは都て是れ同一境界なるに因る。何となれば、同一に衆生を利益し、同じく一無上菩提の果を得するが故なり。悲者は能く他を利し、智者は能く捨して希有の心を生ぜず、高下の心を生ぜず。

ての故に、名づけて解脫となす。悲を修する者は能く他の苦を破す。即ち是れ勝解脫なり。他の苦を破すれば二り俱に樂を得。何ぞ有智者は二りの解脫を捨てて一りの解脫を取らん。

世間の人言はく、「有智者は解脫を得」と。

菩薩是の思惟を作さく、「我れ是の語を信ぜず。何ぞ有智の人他を救ふの樂を捨てて解脫を取らん。自己に樂を得て能く他のために樂を作す。三有中の樂は解脫の樂より勝れたり」と。

菩薩衆生のために苦を受くるは、他人己れがために解脫の樂を得るより勝れたり。

饒益他品第十八

世間の衆生は己れの樂のための故に生死中に於て身心疲勞す。菩薩は心に休息を得て悲心にて他を饒益するを作す。生死中には對治法を除いて更に樂あることなし。菩薩は利他を作すの歡喜の樂を得。利他を知るは即ち是れ自利なり。自己の利を捨てて利他の樂を愛すべし。利己の樂を知るは即ち是れ利他の樂なり。利他の樂を知るは即ち是れ利己の樂なり。利他の樂を知るときは即ち自己の樂なるが故なり。

人に上中下あり。愚人は他の樂を得るを見て心に苦惱を生ず。中人は己れ自ら苦しむときに他の苦を知る。上人は他の樂を見るときに心に快樂を生じ、他の苦を見るときは自己の苦の如し。

菩薩の四攝法中には「他との同利」あり。云何んが同利なる。他の苦には則ち苦しみ、他の樂には則ち樂しむ。是れを同利と名づく。悲心平等にして他想あることなし。菩薩は衆生と苦を同じうし、樂を同じうす。菩薩は自己の身に特に苦惱を生ず。何となれば、衆生の苦を救ふ能はざればなり。過去を觀ぜず未來を觀ぜず、衆生の意に隨つて苦を減する對治を作す。菩薩の自の意はまた他の意の如し。世間の衆生は他に利樂を與へて還つて返報を望む。菩薩は他に利樂を與へて其の報を

【四】 饒益他品。饒益他とは利他 (pariṇāna) の義なり。本品菩薩の行が利他を主とするを説く。
自利 (ātmanīka) と利他 (pariṇāna) の人 (上、中、下) — 同利 (samantānā) — 四無量心と四攝法。
四無量心 (catvāry apramāṇāna) は慈 (maitrī) 悲 (karuṇā) 喜 (muditā) 捨 (upekṣā) の四種にて內心を整ふる徳。四攝法 (catvāri saṃgraha-vastūni) は布施 (dāna) 愛語 (priyavādita) 利益 (arthasaṅgā) 同事 (samarthata) の四種にして衆生利益の行なり。右の同事を本品にては「同利」と譯す。artha には事、義、利等の意あれば、眼裡には非ざるも、意味上同事の方よし。衆生と事と同じうするにて衆生の苦を苦しむ衆生の樂と共に喜ぶなり。同事の行を分ければ隨喜と代受苦となる。

故に而も證せざるのみ。

定慧より悲自ら生じて、世間の衆生を見る。

世間の眞の濟者は、終に越度して去らず。

海潮は終に限りを過ぎざるが如く、悲を修する者は百劫に苦行して、若し能く一人を度せんにも終の生死を出でず。力能く解脱を得んも、衆生のための故に生死に處る。三種の施に於て一切時に常に節會の如くし、己れが樂を樂はずして他のために樂を爲す。日夜生死中に於て而も處らず。歡喜快樂すること涅槃に處るが如し。菩薩は常に衆生のために利益の業を作し、歡喜樂味の智あり。菩薩乃ち夢中に於て歡喜の樂を得ること、解脱より勝れたり。菩薩は他のために樂を作して歡喜の氣味を得、諸有の衆生は氣味を得ずして解脱を證す。智人若しは解脱を得んも利他の樂の歡喜の氣味を知らば、必ず當に還來して衆生を利益すべし。生死を畏れ自の利益のために解脱を求めて以て極樂なりとなす者は、菩薩陰身を受くる時に歡喜快樂すること利他のための故なるに如かず。若し自の一己のみ逼迫の苦を受くれば、乃ち涅槃に入るべし。一切衆生も逼迫の苦を受く。云何んが衆生を捨て、涅槃に入らん。自己の苦を見る者は涅槃に入るべし。悲者は一切衆生の苦皆己が心に住するを見る。云何んが衆生を捨てて涅槃に入らん。若し能く他のために樂を作して歡喜すれば、即ち是れ涅槃なり。若し是の如くならずんば、即ち是れ生死なり。衆生に於て平等の悲ある者は、他のために樂を作して歡喜す。即ち是れ涅槃にして佛の讚説したまふ所なり。若し解脱して一人を利益する歡喜の樂の如きは、智者のために愛せらる。若し他に重業を與へて功を計らざれば、即ち是れ解脱なり。悲者は他のために樂を爲して果報を望まず。若し能く是の如くならば、即ち是れ解脱なり。若し是の如くならずば、即ち是れ生死なり。若し己れがために樂を求むれば、即ち是れ苦なり。己れの樂を捨てて他のために樂を求むるは、即ち是れ涅槃なり。世間の衆生は苦を破するを以

修するは、當に知るべし。此の福を最第一となす。世間を僦益するが故に三責の種は斷ぜず。業を
 知り、果を知り、佛の慈悲に歸依するを知り、我が行福も行惡の者の如くに甚だ慚愧すべきこと
 を計す。善丈夫は人天世間の無救なるを見て遂に己がために福を修せず。生死中の苦を尙聞くべ
 からず、況んやまた眼見するをや。衆生の受身は極めて患厭すべし。云何んが我がために福を修し
 て業を作らん。悲者の作す能はざる所なり。一刹那の頃も悲心を離れずして衆生の親友となる。云
 何んが我がために福を作さん。功德の味を嘗むる者あらば、自在に福を修することを得て、他に報
 恩するの勝れたる氣味を得ん。夢中にすら尙己がために福を修せず。況んやまた覺時をや。智を
 もつて能く過を見、終に有を求めて福を造らす。悲心の者は終に解脱のために福を修せず。智者は
 有を求むるの業を棄下、悲者は解脱の業を捨つ。何となれば、悲者は他を利益せんがための故なり。
 無勝の智慧にて平等に造作すれば、因福と果福と與に等しき者無し。十力に従つて智を得ればな
 り。己がために樂を得て他を利するの樂を捨つるを、背恩者と名づく。唯だ我れのみ能く知る。
 佛に従つて知ること得たるが故なり。一切衆生は是れ我が修福の伴なり。設ひ當に果を得べきも、
 而も獨り受用するは背恩者と名づく。極めて得難き業を豈獨り受くることを得んや。其れ是の如き
 丈夫は一切のために棄てらる。設ひ干涅槃の樂を得るも、饒益を爲さずんば一衆生の苦を救ふに如
 かす。干涅槃の樂を得るより勝れたり。解脱の樂すら尙獨りにて受けず。何となれば、世間の衆生
 の無歸無救なるを見るが故なり。尙獨りにては解脱の樂すら受けず。況んやまた無上菩提をや。

勝解脱品第十七

更に餘の三昧と定慧の境界ありて、衆生皆悉く佛と作る。此の三昧あるを以ての故に、解脱を取
 ることを欲せず。頭陀は一切の過惡を除きて寂滅口中に在るが如し。眞の濟者は衆生の苦のための

【三】勝解脱品。生死に處して悲心施を行ずるは阿羅漢の解脱より勝れたる勝解脱 (superior liberation) なるを説く。

悲者は衆生を度せんが爲に故意に解脱を取らざること——自己一人の苦を見ること——一切衆生の苦を見ること——自己の樂を棄て、他に樂を與ふること——代受苦の歡喜と解脱の樂。

んが遇ち生死の苦を畏れずして、乃ち無畏菩提の心を畏るるや。若し一切衆生の苦を止息せんと欲すれば、菩提の心を發すに過ぎたるはなし、發菩提心は是れ初止息の因なり、初止息より無上止息を得ず。財寶を得るの利は功德を得るの利に如かず、功德を得るの利は智慧を得るの利に如かず、智慧を得るの利は菩提心を得るの利に如かず。若し放逸に廢忘して菩提心を念ぜずんば、禽獸の如きと異なることなし。汝今云何んが悲心を發さざる。當に知るべし。悲心は即ち是れ大菩提なり。佛智に趣向せんと欲すれば、應に菩提の心を發すべし。結使のために障へらるる者は解脱の心を發すこと能はず。業報のために障へらるる者は菩提の心を發すこと能はず。云何んが邪趣にして、云何んが正趣なる。有愛のために牽かれ四空をもつて解脱となすを、名づけて邪趣となし、菩提心を發して八正道を修するを、名づけて正趣となす。富報を得んがためには施を修行すべし。樂報を得んがためには悲心を修行すべし。衆生を救済し安樂ならしめんと欲するがためには當に堅く菩提の心を發すべし。福を修せずんば三事の難得あり。一には善友に親近することを得ず。二には悲心にて厭離すること能はず。三には佛慧を敬尚すること能はず。未だ菩提心を發さざる者は應に當に發心すべし。若し菩提心を發さば一切種智を得ん。

二 功德勝品第十六

人あり等しく財物をもつて一の福田に施すも、心同じからざるが故に報を得るに種々あり。三有の樂を得る者あり。寂滅の樂を得る者あり。利他の樂を得る者あり。思願勝れたるが故に、報を得ること同じからず。愛心を以て福を作す者は、報を受くる時に愚闇なり。悲心にて福を修する者は、果を受くる時に智慧を得。菩提心を敗壞せずして衆生を饒益せんがために福を作す者は、當に知るべし。此の福は福中の最勝なり。其餘の修福は相似福と名づけ、第一の福に非ず。一味の智慧を

【二】功德勝品。功德の原語には普通 *puṇya* と *guna* とあり、區別して用ゐらるゝ時には前者は德行を意味し、後者は其の果報を意味するも、兩者同じく德行の意味に用ゐらるゝこと多し。福德とも譯さる。此の品名の場合には原語何れにせよ德行を意味すと見るべし。文中「修福」の「福」は *puṇya* と解せられ、*dharma* と解する方妥當なり。*dharma-dharma* は普通に「罪福」と譯さる。此の場合の *dharma* (法、福) は法にかなひたる正行を意味し、此の法行を修するが即ち菩薩の功德なり。此の品は菩薩の修福(即ち功德)の勝れたるを説く。自己の爲に修福せざること一智者は求有の業を棄て悲者は解脱業を棄つること。

〔卷 下〕

發菩提心品第十五

施事は已に一切衆生の親たるに足れば、未だ曾て一念も悲心と相應せずんばあらず。菩薩の悲心は遍く一切を緣じて、緣ぜざるもの無し。悲心遍きを以ての故に、後佛を成ずる時に一切種智を得て障礙あることなし。悲心を以ての故に、聲聞の解脱を捨てて菩提心を發す。此の初一念の心は唯だ佛のみ其の邊量を知りたまふ。況んや菩提の行、解脱の樂をや。方に初一念に菩提心を發すべし。猶し大地の金と大地の土と相方せざる喻への如く、初發心の時に以て能く諸の結使を淨むれば、一切の功德を招く。菩提はこれ發心の果なり。一切衆生のために樂を求めて、菩薩は菩提心を發し竟る。

未だ發願せざる者問ふ、「解脱は云何ん」と。何の因縁を以ての故に問ふや。「發心は解脱中より來るが如くなるを以て、是の故に問うて言はく、云何んが解脱の相となすや。往いて解脱に到るがための故に、解脱來るとなすや」と。

已に發願せる者答へて言はく、「菩提心を發す時に歡喜快樂するは、猶し解脱の如し。是の故に知ることを得」と。

一切の佛を供養せんと欲すれば當に菩提の心を發すべし。佛恩に報ぜんと欲すれば當に堅牢なる菩提の心を發すべし。菩提心を發すを除いて、更に法として能く菩提に至るものあることなし。若し菩提心なくば、則ち佛果を得ず。若し佛果を得ずんば、即ち衆生を救度すること能はず。一切衆生に無量の大樂を與へんと欲すれば、當に菩提の心を發すべし。何となれば、菩提心は是れ一切衆生の樂因なればなり。一切の諸色は四大を離れず。一切の樂事は菩提心を離れず。怪しき哉、云何

【一】發菩提心品。菩提心の原語は普通 bodhi-citta なれど十地經には bodhi-cittam (菩提の ya bodhiya cittam (菩提のための菩薩の心)と言ひ替へらる。即ち菩提を求むる心にして、菩提は智と徳との完成を意味す。本品は阿羅漢の解脱心に對して菩提心の勝れたることを説く。「發」の原語は普通 abhinirata なり。悲心と菩提心——發心と解脱——菩提心の勝徳——悲心即大菩提——解脱は邪趣にして發菩提心が正趣たること。

つて意に稱ひて満足せしめ、疲倦の意なし。大功德の法施を得て歡喜増益し、端正なること秋の満月の如く、常に衆生のために心眼を離さず。財施者は衆生のために愛せられ、法施者は常に世間のために敬重せらる。財施者は愚人のために愛せられ、法施者は智者のために愛せらる。財施は財の貧窮を壊し、法施は功德の貧窮者を壊す。此の二種の施を誰か敬重せざらん。財施者は能く現樂を與へ、法施者は能く天道涅槃の樂を與ふ。悲を愛樂する者は能く一切衆生を愛す。一切衆生を愛するは即ち是れ已れを愛するなり。阿羅漢は衆生を捨てて涅槃に入り去る。尙智者のためにすら愛せられず。況んや苦の衆生にして誰か當に愛樂すべき。常に惠施を行じて十惡を遠離し、父母を恭愛せよ。若し是の如くならば、是れ我が恩を報するなり。若し佛種を續せんと欲すれば、當に悲心をもつて首めとなして他を饒益し、常に能く衆生を成就する事を思念すべし。

難あることなくば決定して空を得ず。心衆生を利益せんと欲して大悲常に心に在らば、無上菩提は便ち手中に在るが如きと異なることなし。無生忍に住することを得れば能く陀羅尼を顯現し、十地に住することを得れば自在にして常に佛の如しと知るべし。

法施品第十四

財施者は人道中に百千萬あり、財施の果報は能く法施を得。唯だ大悲者のみ能く法施と財施との果報を得て、後身に無量の樂を得。悲者の法施は涅槃を證することを現じ、施を樂しみ歡喜して甘露満足す。菩薩の悲は一味なり。是の因縁を以て、一刹那も解脫に趣くを欲することなし。種々の法施竟りて諸の聽法者に請ふらく、「我れ法施の果を得るの時にも、必ず我が請ひを受けよ」と。菩薩の時の施は名づけて欲施となし、根本施に非ず。佛を成ずる時の施を根本法施と名づく。

佛智は虚空に處り、大悲は密雲となり、

法施は甘雨の如く、陰界の池に充滿す。

四攝を方便となす、安樂解脫の因なり。

八正道を修治して、能く涅槃の果を得ず。

財施は衆生の身苦を除き、法施は衆生の心苦を除く。無量劫の財施にて、爲に法施の果を得、法施は能く衆生に無畏施を與ふ。極めて生死を厭患する智者は涅槃を求め、悲みて衆生を救ふ者は法施を求む。菩薩錢財を受くるは施を修せんがための故なり。施を修行するときは爲に法施を得。

衆生を見るに二種あり。貪愛と愚癡となり。貪愛多き者には財寶を施し、愚癡多きものには其の法を施與す。財を施すは夫れ無盡の錢財を作らんがためにして、法を施すは無盡の智を得んがための故なり。財施者は爲に身樂を得、法施者は爲に心樂を得。所化の衆生の得んと欲する所の義に隨

【17】法施品。法施(dharma)を説く。
 財施と法施——欲施と根本施
 ——財施除身苦法施除心苦
 ——法施は財施の果にして又
 無畏(airbhaya, abhaya)を與ふ——貪愛愚智の二種衆生——
 阿羅漢道と菩薩道。

現悲品第十三

菩薩の悲心極めて大なるも、身中に在らば知る者あることなし。菩薩身命を捨するときに、一切の天人所以に知ることを得。菩薩の悲心は極めて以て深大にして一切衆生に遍ねきも、見る者あることなし。財施と法施と無畏施とを以てして悉く知見することを得しむ。一切衆生の身は是れ病ひならざるなきに、知る者あることなし。三事を以ての故に其の病ひあるを知る。何者をか三となす。飲食と衣服と湯薬とは即ち是れ病相なり。菩薩の悲心は三事を以て顯はるることを得。何者をか三となす。即ち是れ財と法と無畏との施なり。菩薩は一切衆生に與ふるを樂となす。一切衆生の苦を滅せんがための故に身を捨して之を救ふ。菩薩は果報を求めず。視ること芻草の如し。菩薩の大悲は種々の方便を作す。猶し乳聚の如し。血をもつて人に施すに、世人水をもつて用つて施すより易し。菩薩昔日五處に血を出して、諸の夜叉鬼に施し、踊躍歡喜して喩へを爲すべき無きが如し。一切諸の衆生を救濟せんと欲するがための故なり。

餘人ありて菩薩に問うて言はく、「大悲は何の氣味ありて能く血を捨するに水を捨するより易からしむるや」。

大悲心の菩薩答へて言はく、「果報を求めずして他に樂を得しめんがための故に身命を捨するを以てなり。何となれば、樂は無相を首めとなして悲心の樂に入ればなり」と。

人あり菩薩の大悲を見て之は是れ悲體たるかを疑ひ、大施を以ての故に是れ悲體なるを知る。世人疑ひを生ずらく、「當に悲來つて菩薩の身の中に入るべしとせんや、菩薩往いて悲中に入るべしとせんや」と。菩薩身を捨するは一切の能く共にせざる所なり。唯だ大悲者のみ能くす、一切種智を得るときは一切衆生の能く共にせざる所なり。大悲心ありて衆生を益せんがために所欲を得しむ。

【二】現悲品。悲心の云何にして顯現するかを説く。三事にて病現るゝが如く三施によつて菩薩の悲心現はる。大悲と捨身。大悲心に在らば無上菩提に近し。

我れ如來の衆生を濟度したまふ功德を聞くことを樂しむ。我れ衆生を救ふ悲心を氣味を得て、涅槃を取らじ。甚だ此の事を愛樂す」と。

菩薩は衆生のために身を捨てて施すとき、涅槃を證せずとも涅槃を得たる者に勝る。衆生のために身を捨する氣味を得ざるを以ての故なり。菩薩是の陰身を受くるは極めてこれ大苦なるも、衆生のために身を捨するときは樂の如きと等しくして異なることなし。世間の凡夫は貧窮・病苦のために纏逼せられ、樂欲を捨離して身を捨すること能はず。衆生は陰身を厭患して救済すること能はざれば、速かに涅槃に入らんと欲す。菩薩は思惟すらく、「涅槃は甚だ樂しく、生死の陰身は極めて大苦なりとなす。我れ當に一切衆生に代つて此の陰身の苦を受け、解脱を得しむべし」と。阿羅漢は身盡き、佛もまた身盡く。身盡くること同じと雖も救済すること能はず。佛の滅身を善となす。

十二 捨身命品第十二

菩薩は一切種智のための故に、大悲心にて衆生のための故に身を捨し命を捨て、果報を得ること空しからず。若し一切の捨身にして果報を得ずんば、空しく身を捨てと名づく。菩薩身を捨するは、財に著する衆生に羞恥を生ぜしめんと欲するがための故なり。菩薩衆生のために身命を捨するは、慳貪の者一團の飯を捨するより易し。菩薩身命を捨するは、慳貪の者をして其の羞恥を生ぜしめんがためなり。菩薩命を施す所以は、他の命を護らんがための故なり。何となれば、他の命は即ち是我れ我が命なればなり。菩薩身命を捨てると雖も他を濟はざるは、陰身の過を觀るがための故なり。衆生を益せんがためにまた更に身を受く。若し大悲に非ずんば、何ぞ有智者にして而も陰身を樂はんや。若し大悲なくば、施味も生死に處するを樂ふ能はず。菩薩は常に施を行するを樂しむ。大悲にて自在に隨つて生死の身を受くること、涅槃の樂の如し。

【二】捨身命品。身 (garma) は肉體、命 (jīva) は生命にして、菩薩此の身命を捨するを説く。

巖に投じ火に赴きて身を喪ふこと無數なり。況んやまた菩薩にして智慧と悲心とをもつて一切のた
めに而も身命を捨てざらんや。愚癡の衆生は愛著の心をもつて國土のための故に身命を捨す。菩薩
智慧と悲心とにて物のために而も身命を捨するに、何ぞ難しとなすに足らん。菩薩は誓願を發すと
きに、「一切皆捨せん」といふ。是の語ありと雖も一切の衆生は實に未だ利を得ず。布施を修行する
その時に一切の衆生利益を得て受用す。菩薩身を捨するは難しとなすに足らず。身の無常・苦・空・
不淨なるを知ればなり。衆生のための故に而も捨離せざるは、是れ則ち難しとなす。菩薩の悲心は
衆生のために身を捨するを難しとなすに足らず。捨を樂うて厭足あることなきは、此れ即ち難しと
なす。假設ひ一凡夫をして大地を反さしめんにも力就くこと能はずんば甚だ憂惱を生ぜん。菩薩は
苦の衆生未だ度脱せざるを見るときに心に悲惱を懷くことまた是れに過ぎたり。悲心を以ての故
に、菩薩身を觀すること草土より輕し。衆生のために身を捨する、何ぞ難しとなすに足らん。若し
人已身のための故に一念中に不殺戒を受くれば、是の人命終して必ず天上に生れん。菩薩衆生の
ために身命を捨するに、所有の功德も生死中には受くる處あることなく、唯だ菩提に至りてのみ乃
ち能く容受す。菩薩若し人あつて來つて身を乞ふを聞くときは、即ち時に念を生ず、「我れ已に久し
く此の身を捨て自ら取らず。方に我れより索めよ。必ず當に我れに慳惜の心ありと謂ひて我れを
試むべきのみ」と。

【四】 捨陰受陰品第十一

阿羅漢後邊の身を捨てて涅槃を得るの樂は、菩薩衆生のために身を捨するときの樂に及ばず。阿
羅漢は解脫を得んも、菩薩衆生のための故に受身するときの樂に如かず。菩薩念を生ずらく、「我れ
は以て涅槃を取らじ。衆生のための故に是の身を受くることを得たり。是れ最も勝れたりとなす。

【四】 捨陰受陰品。陰の原語には skandha, kāya, upādhi 等が考へらる。何れにしても同義にして五陰身、即ち現實の身心を意味し、捨陰受陰は捨身受身と云ふと同じ。捨身して無餘依涅槃に入るを理想とする阿羅漢道に對し、受身して悲心施を行ずる菩薩を勝れたりとす。

恩を報すべき」。

菩薩報へて言はく、「若し恩を報ぜんと欲せば更に餘人に語れ、「悲心の者ありて能く身肉を施す。往いて之を取るべし」と。若し能く是の如くならば便ちこれ恩を報するなり」と。

乞者に語りて言はく、「汝今我がために不堅の身を取り、我れをして堅牢の身を得しめたり。汝の恩極めて重し。何をもつて報すべき。未來世中の捨身の果を即ち用つて汝に施さん。我れ一切の衆生を救済せんがための故に身命を捨す。身を捨すれば法身を得、法身を得れば一切種智を得。一切の衆生をして皆此の果を得しめん。此の身を捨すれば法身を得、法身能く一切の衆生に利樂を與へん」と。

能く此の如く思惟すれば如何んが喜樂を生じて速かに此の身を捨せざらん。

菩薩身を捨するときは是の思惟を作さく、「我れ衆生のために親友者と作らん。我れ以て生死を度り、應に一切の衆生を度して生死より脱せしむべし。是を以ての故に我れ今身を捨せん」と。菩薩是の思惟を作さく、「我が此の捨身の功德は非衆生の數に屬せず。還つて以て我が功德の法身を養ふ」と。

若し心是の如くに決定するときは身を捨するに難想あることなし。菩薩の捨身は所以に難からず。當に法身を成すべきを以ての故に、是の故に歡喜す。貪愛重き者は多く財を得るときに歡喜すること無量なるも、菩薩捨身の歡喜に及ばざること百千萬倍なり。菩薩は智慧と悲心とをもつて體となし、衆生のための故に法身を求む。菩薩身を捨するときは樂は、世人轉輪聖王の自在の快樂を得るより勝れたり。刹利種の如きは若し敵陣を壞して能く身命を捨すれば天上に生るることを得、身命を捨るとき歡喜無量なり。菩薩智慧と悲心とをもつて身命を捨するときは、歡喜最勝にしてまた彼れに過ぎたり。凡愚の衆生は財利のための故に敵陣に在りて身命を捨し、或は解脫のために

菩薩大いに財物あるも乞者あることなく、之を喚ぶも來らずんば、菩薩思惟すらく、「故に當に諸の結使を斷すべし。來る者あることなければなり」と。

菩薩の悲心は、一切の衆生衆苦に圍籠せられたれば、發願して諸の衆生を度せんとす。菩薩は諸の索めらるゝ所あらんに一切皆捨て物として與へざるなく、佛智の最上を求めて一切衆生を救濟せんと欲す。尊は勝悲心ありて救濟を欲したまふ。何物をか捨てざらん。悲心ある者は他のための故に涅槃すら尙捨て。況んやまた身を捨するをや。身命すら捨て。財に何の難きことあらん。財物を捨するは身を捨するに如かず。身を捨するは涅槃を捨するに如かず。涅槃すら尙捨て。何ぞ捨てざるものあらん。悲心髓に徹し自在の悲を得て救濟を爲せば、大菩薩の施は都て難きことなきなり。是れ一切衆生に最も親しく、他がために樂に向ふの因を作す。悲者は一切都て捨て諸の疲勞を離れ、一切の衆生眞に救はる。怨親に平等に身命すら尙與ふ。何物をか捨てざらん。一切の衆生は極めて財利を重んずるも、命を愛樂するは財物より重し。一切の衆生は財を捨するを易しとなし、命を捨するを難しとなす。菩薩は一切の財物を捨てて歡喜するも、身命を捨するときに勝歡喜を得るに如かず。種々の施味を悉く知りて施をもつて食となし、之に因つて存することを得。他に樂を與ふる者は身を施すの氣味を知らんと欲するが故に身を施す。他の支體を乞ふ者を見れば、心中に歡喜すること財を捨するの歡喜より勝れたり。施を樂しむ者は歡喜の樂を得るが如きも、菩薩身を捨するときに勝歡喜を得るには如かず。闍浮提の人の財物を乞ふ者も、我れに福德なきが故に、身を乞ふ者來ることを得たり。財を捨せんにも財物は他に由りて或は意に稱はざらん。身を捨するは我れ自在を得たり。隨意に捨與して他に由らず。此の身は不牢不定にして速かに朽つる物なり。愛念すべき者は速疾に取るべし。

諸の肉を食する者菩薩に語りて言はく、「汝今熱き肉血をもつて我れに施す。我れ當に何をもつて

を知る。菩薩の體は淨にして悉く皆顯現す。何となれば、其の顯現するを知ればなり。苦の衆生を見るときは眼中に涙を墮す。是を以ての故に、菩薩は其の體淨軟なるを知る。菩薩の悲心は猶し雪聚の如し。雪聚日を見れば則ち皆融消す。菩薩悲心もて苦の衆生を見るとき、悲心は雪聚なるが故に、眼中に涙を流す。

菩薩に三時あり。一は、功徳を修する人を見るとき愛敬するを以ての故に之がために涙を墮す。二は、苦惱の衆生の功徳なき者を見るとき悲愍するを以ての故に之がために涙を墮す。三は、大施を修するときに悲喜踊躍してまたまた涙を墮す。菩薩涙を墮せしより已來を計するに四大海の水より多し。世間の衆生は親屬を捨つるとき悲泣して涙を墮すも、菩薩貧苦の衆生を見て財の施すべき無きとき悲泣して涙を墮すに及ばず。菩薩衆生を救ふの禪に入れば、極樂の心と相應する無量の寶藏自然にして出で、一切の乞者自然にして至る。善丈夫は能く財物をもつて大いに乞者に施し、乞者財物を得已ればまた大施を行す。菩薩は能く財物をもつて衆生に施し、其をして富足せしめ、等悲心をもつて乞者の聲を聞き、之がために涙を雨らす。乞者は菩薩涙を雨らすを見て、「與ふと言はずと雖も當に必ず得んことを知るべし。菩薩は乞者來るを見るときに極めて悲苦を生じ、乞者財物を得るときに心歡喜を生じて悲苦を滅することを得。菩薩は「乞ふ」の言を聞かば悲泣して涙を墮し、能く自ら止むること能はず。乞者「足れり」と言はばその時に方に止む。菩薩は種々の施を修行し已つて衆生満足すれば、便ち山林に入つて禪定を修行す。云何んが諸の衆生の三毒の苦患を除かんと。菩薩は財物倍々多くして乞者の施す可き無くば、我れ今何ぞ之を守りて住するを爲さん、今當に之を捨てて出家すべしとす。

拾一切品第十

【三】拾一切品。財施より進んで一切を捨すべきことを説く。乞者無くば結使（結も使も煩惱を斷すべきこと——財物、身命、涅槃の捨——特に身施に就いて——捨身の功徳にて法身を養ふこと——愛著を以てする捨身、智と悲とを以てする捨身。

あるとき尙施心すら無し。況んや少物を施すをや。是の人には生死中に於て少樂處あることを見ず。適いて涅槃に住すべし。若し人大水の邊りに於ては、少水を以ても施與すること能はず。生死の中苦惱無量なり。汝中に在つて住すること莫れ。適いて速かに般涅槃に入るべし。大水あらば人に施さんと欲するに以て難しと爲さざるが如く、如し悲心あらば涅槃を取らんと欲するもまた難しと爲さず。世間の糞土は水より得易し。慳貪の人は糞土を乞ふを聞くすら猶憍惜を懷く。況んやまた財物をや。

三 財物施品第九

二人有りて一は則ち大いに富み一は則ち貧苦なるとき乞者ありて來るが如くんば、是の如きの二人は俱に苦惱を懷く。財物ある者は其の求索せらるるを懼れ、財物なき者は我れ當に云何んが少財物を得て之を與へんかと。是の如き二人は憂苦同じと雖も果報各々異なる。悲みて憫念する者は天人中に生れて無量の樂を受け、慳貪の者は餓鬼中に生れて無量の苦を受く。若し菩薩にして悲愍の心あらば、前の衆生に於て便ち爲に具足せしむ。況んやまた少物をや。人大いに富み多く財寶ありて意に隨つて用ふれば心に歡喜を生ずるが如きも、菩薩の悲心施を念じて憂惱するは是の人に過ぐるごとく百千萬倍なり。悲心ある者に財物あることなくば、人の乞ふを見る時に「無し」と言ふに忍びず、悲苦して涙を墮す。苦惱の者を見て涙を墮すこと能はずんば、何ぞ名づけて悲を修行する者となすことを得ん。勝者は設ひ他の苦を聞くも尙堪忍すること能はず。況んやまた他の苦惱を眼見するをや。救濟せざるは此の處あることなし。悲心ある者は貧苦の衆生を見て財の與ふべき無くば、悲苦歎息して喻へを爲すべきなし。

衆生を救ふ者は衆生の苦を受くるを見て悲泣して涙を墮す。涙を墮すを以ての故に其の心軟なる

【三】財物施品。菩薩の財施 (Ch'in, yuu-shih) を説く。
富める慳者と貧苦なる悲者
菩薩の落涙と心の淨軟
——菩薩落涙の三時(修功德の人を見る時、苦惱の衆生を見る時、大施を修する時)——
施を修し已つて山林に入る。

恩を念はざる人は悲心あることなし。若し悲心なくば施を行すること能はず。若し施さずんば衆生を生死より濟度すること能はず。悲心なき者にはまた親友なし。悲心ある者には能く親友あり。計我は愛をもつて體となし、救濟は悲をもつて體となす。心に重き愛あるも知る者あることなく、重き悲心あるもまた能く知るもの無し。若し施を行ぜずんば悲心を覆蔽す。畫石を以て乃ち眞僞を知るが如し。若し苦厄の者を見て能く大施を行すれば則ち悲心あることを知る。慳心多き者は正しく所親の從つて乞ふ者をして則ち怨憎と成らしめ、悲心多き者は假使ひ怨家にもまた親友の如し。慳心多き者は泥土を施すと雖も金玉より重しとし、悲心多き者は金玉を施すと雖も草木より輕しとす。慳心多き者は財寶を喪失すれば心大いに憂惱し、悲心多き者は財寶ありと雖も施處なき時は心に悲苦を懷くことまた彼れに過ぎたり。

財物を捨するに凡そ二種あり。一には命終の時に捨し、二には布施の時に捨す。死時に捨するは、一切捨て捨てて毫釐も後世に至るものあることなし。布施の時に捨するは、少物を捨てて大果報を得ず。何ぞ知者にして此の過患を見て而も施を行ぜざるものあらん。若し施を行するときに受者をして喜悅せしむれば、自らもまた喜悅す。若し人深く喜悅を生ずること能はずんば便ち自ら欺誑するなり。若し乞者ありて求索する所あらば、求めあるがための故に少物を施與するも心則ち歡喜す。復た施者ありて自ら往いて施與し、果報を求めずして大施を行じ、餘り少し許りあらば心中の快樂喻へを爲すべからず。設ひ美食あるも若し施與せずして食噉すれば、以て美しとなさず。設令ひ惡食なるも布施を行するを得て然る後に食すれば、心中歡喜して以て極美となす。若し施を行じ竟つて餘りあらば自ら食す。善丈夫は心に喜樂を生ずること涅槃を得るが如し。信心なき者誰か是の語を信ぜん。設ひ美食あるも、飢者あつて前に在るとき施與すること能はずば、是の人食すら尙施與すること能はず、況んや勝解脱を能く人に施與せんや。設令ひ多く財物あるも、來り乞ふ者

り。此の樂に因るが故に善提を成ずることを得ん。此の善提の如きを我れ當に乞者に施與すべし。我れ今乞者に施せるに因つて、快樂より勝れたる解脱の樂を得たり。因中の施樂すら猶尙是の如し。況んや無上善提をや。我れ當に之を捨て諸の乞者に施すべし。是の如く乞者のその思甚だ重く、以て報すべきなし。此の如き乞者は乃ち能く我がために大樂の因を作す。若し財寶をもつて恩を報するに足らずんば、當に所得の無上善提をもつて之に施與すべし。我が福なるを以ての故なり。願はくば乞者をして將來世に於てまた我が今の如くに大施主と成らしめよ。

菩薩内に自ら思惟すらく、「乞者に由つて施の快樂を得たり。乞者をして無上善提を得て法施の檀越たらしめん」

諸の乞求者は菩薩の大施を見て之に問うて言はく、「何等を求めんがためにして大施を行するや」。菩薩答へて言はく、「我れ今天人の果報と聲聞の涅槃とを求めず。願はくば無上善提を得て一切衆生を拔濟せん」。

諸の慳貪者は而も念を作して言はく、「菩薩云何んが能く大施心を行じて疲厭せざる」。

菩薩答へて言はく、「我が師は三界の尊にして一切衆生を悲念したまふ。我れ今以て師恩に報ずるなきが故に、施して疲厭することなし。一切の樂は解脱の樂より勝れたるもの無く、我れは衆生を愛すること解脱を愛するより勝れたり。我れ衆生を愛念して解脱を得しめんと欲するを以ての故に種々の施を修す。若し生死極めて苦ならずんば、我れ施すも終に善提を求めじ。生死は苦なるを以ての故に、我れ施して善提を求めて抜かん。生死の苦は誰の所作なりや。煩惱と及び業の造作する所なり。一切衆生をして悲心をもつて體となして常に惠施を樂しましめん」と。

二 施慳品第八

【二】施慳品。菩薩の悲心施を説しつゝ、慳心 (misalnya) を呵す。報恩心と悲心施——計我は愛を體とし救濟は悲を體とす——慳心者と悲心者——命終時の捨財と布施時の捨財——善丈夫 (satpuruṣa) の喜樂——悲心無き慳者は速かに涅槃に入るべし。

すんば善施主と名づけず。若し布施を行するとき能く受者の子孫をして恣意に受用して歡喜讚嘆せしむれば、健施主と名づく。若し乞はれて與ふれば、施主と名づけず。自ら往いて與ふるを善施主と名づく。若し一切財物の愛心を捨て、與ふるも、施主と名づけず。悲心あらば物を與へずと雖も大施主と名づく。諸の來つて求欲するものに意に隨つて本望に稱はしむるを善施主と名づく。彼れの本望に稱ふ能はずんば、また大いに富めりと雖も貧窮者と名づく。富者は與ふと雖も悲愍の心なくば、名づけて「與ふ」と曰ふも「施主」と名づけず。悲愍の心にて施すを、是れを施主と名づく。若し食噉せずんば果報あることなし。施は與ふと雖も名づけて施となさず。悲心なき施は與ふと雖も施と名づけず。悲心あらば、また施さずと雖も之を名づけて施となす。

若し報を求めて施すを名づけて施となさば、商賈人もまた施と名づくべし。若し報を求めて施さんも、果報は猶尙無量なり。況んや悲心ありて報を求めずして施さんに、果報何ぞ稱計すべけん。若し報を求むれば、施は唯だ自の樂なるのみ。救済すること能はずして徒らに疲勞す。悲心の施に能く救済あり、後に果を得する時に能く大利益あり。貧窮なる者は財を有する者に如かず、財を有する者は能く食する者に如かず、能く食する者は能く施する者に如かず。悲心の施は一切の衆生に善なり。富者は應に施すべく、施者は應に悲むべし。富者にして能く施さば富は堅牢なることを得、施者にして能く悲まば施は堅牢なることを得ん。施を修する者は富を得、定を修する者は解脱を得、悲心を修する者は無上菩提を得ん。果中の最勝なり。

○。恭敬乞者品第七

菩薩思惟すらく、「彼の乞者に因りて菩提を證することを得れば、我れ當に此の菩提をもつて廻らして一切衆生に與ふべし。恩を報するを以ての故なり。我れ今衆生に施すに因つて無比の樂を得た

【一〇】恭敬乞者品。乞者の恩を思つて乞者を恭敬すべきを説く。乞者に無上菩提を得しめ施主たらしめんことを念ず。——菩薩大施の意願——解脱より衆生を愛す。

施を修して果を満足すべし。而も彼の使者は乃ちこれ我れを覺悟せしむる者なり」と。

凡そ乞者のために甚だ難きは顔なりとなす。心に慚恥を懷けば言色變異す。菩薩即ちその意を知りて安慰して言はく、「若し所須あらば意に随つて求めよ」と。乞者既に財物を得れば心大いに歡喜し、施者と受者との二り俱に歡喜すること涅槃の樂の如し。三有生の熾然の大苦も、菩薩之に處するること涅槃の樂の如し。何となれば、諸の衆生を救濟せんと思ふがため故なり。

菩薩念言すらく、「衆生を悲むは即ちこれ我が解脱なり。大施惠をもつて衆生を救濟し、衆生樂を得れば即ちこれ我が解脱なり」と。復た、大いに施すと雖も若し悲心なくば名づけて施となさず。若し悲心ありて施さば即ちこれ解脱なり。菩薩念言すらく、「我れ往者に於て三界の尊の前に解脱の極めて樂しきを聞けり。我れ今已に證せり。何となれば、意に稱うて施さば即ちこれ解脱なればなり。若し阿羅漢の解脱の樂が悲心より起るところの解脱の樂と相似すれば、我れ則ち之を愛す。若し相似せずんば、我れ則ち愛せず」と。

唯だ施の樂を愛して以て解脱となす。悲心より起るの施は所得の快樂比類あることなし。悲心なき施は解脱の樂の百千萬分にも喩へを爲すを得ず。悲心より起る施の所得の喜樂は、若し當に喩をもつて喩へを爲すべくば、最も極めて大なりとなす。是の故に喩へを爲すべからず。

施主増長品第六

悲心より起るの施は能く衆生に樂聚を與ふ。是の如く施主は衆生に樂を與ふること解脱より勝れたれば、名づけて最勝となす。施主は他の樂の因となり、悲を修する者は一切衆生に於て平等の心を得ず。是の如くならば名づけて檀越となす。能く是の如くなる能はずんば施者も名づけて乞者とす。若し施を行するときに聞者をして悲泣せしむれば、是れを善施と名づく。若し是の如くなら

【九】施主増長品。施主を増長せしむるの意なるべし。増長の原語には普通「繁榮、充足」を意味する *utkarva-*「勝進、生長」を意味する *puṣṭarpana* とあり。此の場合には後者を取るべきか。又施主の原語には *tanapati, dātri, dāyaka* の三種が考へられるれど、後二は嚴密には「施者」と譯さるべき語なり。檀越は *dāyaka* の音譯なり。此品施者の施行を増長すべきを説く。

悲心施は衆生に樂を與へて最勝なること——善施主 (*sandāyaka*)、健施主 (*dāyaka-riśabha*)、大施主 (*madāyaka*)——求報施と不求報施——修施者、修定者、修悲者の得果。

菩薩は發心して、一切の衆生の我が財物に於て己有の想ひを生ぜんことを願へり。詳頭河に飛鳥走獸其の所に往至して意に隨つて飲むも遮護する者なきが如し。與ふるも、以て與へたりとせず。先に捨離せるを以て、更に與ふと言はず。またまた歡喜の心を生ぜず。何となれば、先に與へ竟れるを以てなり。一切の所捨をもつて諸の衆生をして當に樂を得べからしむ。菩薩は一切の衆生に於てこれ走使者にして、一切の衆生は皆これ施主なり。諸の貧窮者の心充足するとき、菩薩はその時に檀波羅蜜悉く満足することを得。檀波羅蜜満足するときに功德満足するを知る。慳貪の者は乞者を見るときに則ち其の面を背け、功德を修する者は乞者を見るとき歡喜して瞻視親近し、乞者則ち得す。菩薩施すときに施を受くる者展轉して相施すを見れば、便ち歡喜を生ず。一切の衆生讚嘆して歡喜するときに、菩薩その讚嘆するを聞きて心大いに歡喜するは、解脫を得るの快樂より勝れたり。菩薩悲心にて施すとき、一切の衆生多く財寶を得て充足し快樂するを見る。諸の衆生等しく快樂を得已らば、而も發願して言はく、「我れ久しく生死に處して諸の功德を修し、解脫を求めざるべし」と。菩薩は既に能く久しく生死に處して心大いに歡喜す。我れ今便ち現果報を得んがためには、設ひ當に菩提を得ざるべきもまた具足すとなさん。

勝解脫品第五

菩薩思惟すらく、「常に勝解脫を愛するところの者來つて我れを覺悟せしむ。彼れ來るは財寶のためならず、我が大事を成就せしめんと欲するがための故に來るなり」と。菩薩或は人王とならんに、諸の功德を修する者來つて王に白して言はく、「乞者の來るあり」と。王即ち念言すらく、「此の乞者と言ふは乃ちこれ勝解脫の來れるなり。我れ今之を得ん」と。王自ら念言すらく、「我れ今王位に貪著するを爲さじ。一切衆生を利益せんと欲するがために、應に空しく王位に居るべからず。應に

【八】勝解脫品。悲心施が即ち勝解脫 (adhimukti, adhi-moksa) なるを説く。
乞者は勝解脫を將來すること
——乞者に對する顔色——阿羅漢の解脫と菩薩の解脫。

て貪求の火を滅す。若し能く是の如く種々に施さば、名づけて生人となし、若し是の如くならずんば名づけて死人となす。施を受くる者大いに財物を得れば餘人之を見て歡喜讚嘆す。菩薩はその時菩提の果當中に在るが如し。

悲心淨ならば則ち施は淨なり。若し悲心なくば施は清淨ならず。菩薩是の思惟を作さく、「善く意を調順する者は悲心の勝れたるを敬ひ、能く施をして淨ならしむ」と。菩薩は貧窮者を見るに悲心極めて重し。衆生極めて貧なるも、菩薩の施を得るや便ち巨富を成ず。譬ふれば人あつて如意珠を得れば所欲皆得るが如し。諸の貧窮者菩薩に値ふことを得れば、一切の貧苦悉く皆除滅せらる。

菩薩は先づ財施を行じ、次いで所親を捨て、後に手足を捨て、また身命を捨て、是の如く漸々に次第して捨つ。菩薩は乞者の所に往いてその財寶を與へ、その乞者を喚びてその諸親を與ふ。若し乞者自ら來つて求索の相を現さば其の手足を與へ、若し言を發して求索すれば便ち身命を捨つ。若し來らずんば自ら往いて之に施す。來り求むる者あらば尙身命すら捨つ。況んやまた財物にして施與せざらんや。

菩薩は悲心を成就すること自己の體の如くにして、未だ曾つて捨離せず。來り求むる者己身の所に於て他想を生ずるを見れば、菩薩は身中にその惱熱を生ず。云何んが愚癡にして乃ち我が身に於て他想を生ずるや、と。

乞者に語りて言はく、「一切の財物は先に皆汝に與へたり。都てこれ汝の物なり。汝今但だ取れ。

云何んが「乞ふ」と言はん。

諸の求者言はく、「何れの時に與へられしや」。

菩薩報へて言はく、「我れ先に三界の尊の前に於て弘誓の願を發し、この時に汝に與へたり。汝今

云何んが方に我れより乞はん」と。

また彼れに過ぐることを百千萬倍す。

乞者を求むるに於て菩薩は思惟すらく、「佛、求不得苦(求めて得ざるの苦)と言へるは眞にまた是の如きか」と。菩薩は乞求者に於て遭ひ難きの想ひを生ず。何となれば、若し乞者なくば檀波羅蜜は則ち満足せず、無上菩提は則ち得べからざればなり。是の故に乞求者に於て深く悲惱を生じ、若し乞者あらば、無上菩提は便ち手に執ること難からずとなす。菩薩乞者の「我れに與へよ、我れに與へよ」と言ふを聞かば、心に歡喜を生ず。此の人即ち便ち、我れに無上菩提を與ふればなり。世間愚癡の衆生は、若し財を乞ふを聞かば則ち輕慢を生じて愛敬を生ぜず。菩薩は思惟すらく、「名づけて乞者となす所以は、多く是れ愚癡の衆生が慳心を以ての故に與へて惡名を作すなり。是の如き人は乃ち名づけて施者となすべし」と。

財物ありと雖もまた施心なく、財施の心ありと雖もまた受者なし。若し三事を具足すれば是れ大福徳の人なり。貧人ありて大寶藏を得て心に恐懼を生ずるとき、或は王の賊の水火來りて侵奪せらるるとき、遇々親友之に語つて「我れ今汝のために諸の方便を作して喪失なからしめん」といふに値はば、即ち大いに歡喜するが如く、菩薩は乞者を得て以て善伴となし心大いに歡喜するもまたまた是の如し。

菩薩の悲心は一切處に徧く、彼の乞者に於て時に憐愍を生ず。菩薩の悲心は乞者を見るに和顏悅色にして、彼の乞者をして必得の想ひを生ぜしむ。乞者は菩薩の顔色和悅するを見るとき即ち決定必得の想ひを生ず。菩薩は乞者を見るときに語りて言はく、「汝來り欲す、何等を須ふるも意に隨つて取れ」と。之を安慰して言はく、「善來、賢者よ、恐怖を生ずること勿れ。我れ汝のために依止處と作るべし」と。是の如く種々に乞者を安慰し、常に愛語をもつて彼の乞者をして心清涼なることを得しめ、種々の財寶を意に隨つて與ふ。諸の乞求者の貪火熾盛ならば、菩薩は常に施乳をもつ

をもつて乞者に與ふ。乞者の來るを見れば歡喜愛敬し、求者「乞ふ」と言はば、此の語を作すとき憐愍の心を懷く。若し乞者ありて菩薩の體性施を樂しむを知らずんば、菩薩手を執つて歡喜し、語を與ふること猶し親友の如くし、彼れの不知を壞して知相を生ぜしむ。彼の乞求者財を得て歡喜すれば、傍人之を見てまたまた歡喜し、此の我れを救濟する者長く世に存せんことを願ふ。此れ乃ち乞者眞に濟はるるなり。菩薩乞者を見るときは身心歡悅して面滿月の如く、彼の乞者をして歡喜悅豫せしむること甘露を心に塗るが如く、菩薩和顏悅色にして慈心の眼をもつて前人を視ること甘露を飲むが如し。譬ふれば人あつて他物を盜竊し市に至つて之を賣るに速かに傳ることを得れば心大いに歡喜するが如く、菩薩乞者に物を施すを得るの時心大いに歡喜することまた此れに過ぎたり。巨富の人財寶に多饒にして千子具足し隨意に恣に與へて愛念歡喜するが如きも、菩薩の乞者を求めて心大いに歡喜するに及ばず、菩薩乞者を見るときに心大いに歡喜するは、他人の所親の者を見るより勝る。若し前人多くの財寶を得て心に隨ひ意を恣にして自ら矜高なるを見れば、菩薩之を見て倍々歡喜を生ず。若し乞者の言を發するを見るときは、菩薩は施渴の心重く、耳に「乞ふ」の言を聞かば甘露を飲むが如し。若し「乞ふ」の言を聞かば心に愛を生ずること重く、能く壞する者なし。若し「具足す」と聞かば則ち其の愛心を壞す。菩薩は乞求者に於て常に愛念を生じ、若し「具足す」との聲を聞かば則ち其の愛味を壞す。菩薩は前(人)施の福田を受くるを觀るに、頗し我れと共に等しき者あらば、遂に貪愛の衆生は則ち我れと等しきを見る。何となれば、彼れの貪心は足ることなく、我が施心は厭くことなければなり。彼れの貪心は大施主を愛し、菩薩も多くの乞者を見てまた深く愛敬を生ず。貪求の者は常に施主を求めて乞はんと欲し、施者は常に乞者を求めて所欲を之に與ふ。菩薩は常に與ふ。世人の相乞ふ者は皆施者に就いて乞ひ、菩薩は乞者に就いて施す。乞者は施者の財物匱盡するを聞いて大苦惱を生じ、菩薩は乞者を求めて得ざるときに心に憂惱を生じて、

惱を生じ、菩薩無量の財施と法施とを修行するとき、慳貪嫉妬悉く皆罄號して愁怖せざるなし。

慈心は端嚴の身にして、悲心を千眼となし、

施を金剛の杵となして、菩薩は帝釋の如し。

悉く皆能く貧窮の阿修羅を摧壞す。

菩薩の悲心は弓にして、種々の施を箭となし、

貧窮の怨財を破して、永く住處あることなからしむ。」

悲心は堅固の根にして、愛語をもつて莖をなし、

忍辱を枝条となし、布施をもつて果となす。

求者を鳥鹿となし、乞者は大風の如く、

能く施果を吹き落して、貧者に満足を得しむ。

菩薩の出づる時は夜にして、慈心は満月の如し。

淨施をもつて光りとなし、求は拘牟頭の如し。

淨施の光明をもつて、彼れをして開敷することを得しむ。

乞者既に満足を得れば、歡喜悅豫して轉た相施與することまた菩薩の如く、施の乞求者展轉して

相聞くとまた菩薩の如し。菩薩の布施は流れて一切に聞え、諸の貧窮者皆來り歸向す。曠野の樹

に行人熱時に皆往いて歸趣するが如し。菩薩愛樂するときは勝處を得と名づく。何となれば、能く

乞求者をして來らしめ我れをして施福を得しむるが故なり。施福を以ての故に、勝處を得と名づ

く。一切の衆生皆來り歸集す。是の如き大士に悉く應に敬禮すべし。菩薩は心喜び即ち身の輕きを

覺ゆ。此の相を以ての故に當に知るべし、必ず來つて乞求する者あり。若し人ありて來つて菩薩に

語り、「乞者の來るあり」と言はば、菩薩は歡喜して即ち財物をもつて使者を賞し、菩薩は即ち餘物

を飲むべし。施渴暫く息むも餘渴已ます。施を愛樂するが故なり。一切衆生は食に依りて存す。大悲もまた爾り、施に依りて存す。菩薩の法身は飲食に依らずして存濟することを得。大悲を食となして菩薩の身は存す。悲心は火の如く、施を欲すること饑の如く、施與は食の如く、菩薩は與ふるを樂しみて厭足あることなし。悲は大海の如く、施は沃燠の如く、救濟の心は水となつて沃燠流れを呑むが如し。菩提に向はんと欲するに、衆生を以て伴となし悲心を體となし、施して厭足なし。海衆流を呑んで止息あることなきが如し。

一切の衆生來つて、各々異物を索むるに、

菩薩は皆施與して、心に疲倦あることなし。

諸の苦惱の衆生を、盡く皆除滅せんがためなり。

設ひ未だ除かざる者あるも、心に厭足あることなし。

施主乞者増長品第四

大悲ある者は能く生死に處し、種々に施與して衆生の苦を滅す。若し能く此の如くならば、善く生死に住するなり。

福德の善丈夫は、悲心施の惠手もて、

貧窮の淤泥より自ら出づる能はざる者を抜く。

悲心を體となし、能く大施を行じて衆生の苦を滅す。盛熱の時に大雲雨を興すが如くに、大悲の

雲を起して施雹を雨らし、貧窮を摧破すること山石を壞するが如し。貧窮の者を拯はんに、無限に

齊しく施して彼の窮者をして永く貧苦を離れしむ。大施の雨をもつて普く一切を益し、衆生の貧窮

永く住する處なし。菩薩衆生を救はんがために施を修行するときは、魔と及び眷屬皆妬嫉愁憂の苦

【七】施主乞者増長品。增長 (utsarati, tikṣasana) は繁榮、充足等の義にして題名は「施主が乞者 (bhikṣu, bhikṣu) を充足せしむること」の意なるべし。特に施主の乞者に對する態度、一般に布施の際に於ける心の持ち方に關して勝れたる注意あり。

大悲者生死に住し施を行じて衆生の貧苦を滅すべきこと

乞者互に施すこと

菩薩の得勝處

菩薩の乞者に對する態度

乞者は檀波羅蜜を成就せしめ無上菩提を興ふるもの

財物、施心、受者の三事具足

悲心淨施

財施、身施

衆生に於て自他の想無きこと

財物に於て所得の想無きこと

生死中に受報して施を行ずれば菩提を得ざるも満足すべきこと

速疾に遠離を欲して一念の頃も住らず、

又施の樂を見て、復た涅槃を過ぐ。

施を愛樂すること自在なれば、心則ち菩提を忘れ、

心既に菩提を忘るれば、謂く、菩提は得難し。

自ら施を樂ふの心を觀ぜよ、衆生を悲むに由るが故なり。

施味の樂を覺せされ。施に三の樂味あり。

一には報を求むる施の味、二には解脱を求むる施の味、三には大悲心を求むる施の味なり。此の三種の味を増長樂味の施と名づく。

五 施主體品第三

受者は無量の珍寶を得て心大いに歡喜し、施者は少施を行する時にも心大いに歡喜して、受者を通じて百千萬倍す。若し是の如くならば、施はこれ第一の行となす。

救濟を成就せんには、大悲の甘露を飲むべし。

菩薩は此の行を行して、永く慳・病・老を除く。

菩薩の悲心は施をもつて體となし、世間の衆生は結使をもつて體となす。純ら衆苦をもつて、以

て一味となし、樂を得しめんがための故に悲心の施を行す。日は照明をもつて用となし、月は清

涼をもつて性となす。菩薩は悲をもつて體となし、智慧と及び財との施にて一切を安樂ならしむ。

歌羅邏より乃至老時までの十時の差別は老に至ると雖も嬰孩の相を捨てざるが如く、菩薩施に虚

渴するの心もて衆生を救濟するもまた凡夫を捨てず。離欲より非想に至るまで凡夫の相を離れず。

菩薩施心を捨てずして衆生を救濟するもまた是の如し。施渴を除かんと欲すれば當に大施の水

【五】 施主體品。「施主(Dātā) (patā)の體」の義か、又は「主體」が單に「主」の義なるか何れかなるも、「菩薩は悲を以て體とす」と言ひ、「大悲を食となして菩薩の身は存、」等の文より見れば「施主の體」を意味するが如し。前品の所説を受けて、特に施主が悲心を體とすべきを説く。受者の歡喜と施者の歡喜——菩薩悲心の體と衆生の體——菩薩は悲を體として智慧と財とを施すこと——菩薩は凡夫の相を捨てずして衆生を救濟すること——衆生の存身と菩薩の存身——菩提に向ふとき衆生を伴とし悲心を體とす。

【六】 歌羅邏(Gāhāvīra)。母胎に初めて結生せる位。

是の如き悲心の施は、能く無明の障を除き、愚冥の者を開導して、智慧眼を得しめ、能く諸の結使を滅して、老病死を銷伏す。施の悲心と俱なるは、衆生の甘露なり。

施勝味品第二

大悲より起る所の施は、意菩提を成ぜんと願ふ。

是の如き知見の人は、能く一切の施を成じ、

是の如き一切の施は、終に一味の智を成す。

大悲心を體となし、能く種々の施を起し、

種々に衆生を救ひ、智處に到ることを得しむ。

能く諸の愛結と、及び無明の垢とを除き、

能く一切の衆生をして、悉く皆安樂を得しむ。

是の如き悲心の施に、誰か愛樂を生ぜざる。」

大悲心より起る所の功德の施利に

能く愛樂を生ぜずんば、救済に背離す。

是の人愛の爲に繫せられ、菩提甚だ得難し。

諸の佛を求めんと欲する者は、施の甘味を愛樂せよ。

智人は惠施の甘を喜び、菩提の味を樂しむ。

深く三有の過を見て、涅槃の味甚だ樂し。

【四】施勝味品、悲心施の體れたる味(甘味)を愛樂すべきを教へ、而も菩提を忘れて施味に著するを戒む。上求菩提の願心が轉じて大悲を體となす布施行となつて衆生に向ふこと——悲心施を愛樂すべきこと——智人は生死を厭離して涅槃を求め再び生死に還つて菩提行たる施を行すべきこと——施を愛樂するは求菩提と衆生悲愍の爲なるを觀じて施味に著せざること——三種の施味(求報施の味、求解脫施の味、求大悲心施の味)。

此の四施中に於て、心智常に動かす。

是の如く施を行するを、不思議施と名づく。

若し一衆生に施さば、一切盡く樂を蒙る。

若し是の如く施さずんば、是れを名づけて欺誑となす。

一人に施すと名づくとも、是れ一切に施すとなす。

一切と名づくる所以は、大悲心普きが故なり。

大悲普き所以は、種智を求むるが爲の故なり。

佛及び羅漢に施さば、世に良福田と名づく。

大悲平等の施は、是れ最勝施となす。

無量財寶の施も、暫く止息せんに如かず。

悲心にて一人に施さば、功德は大地の如く、

己れが爲に一切に施すも、報を得ること芥子の如し。

一の厄難の人を救ふは、餘の一切の施に勝る。

衆星光りありと雖も、一の月明に如かず。

衆生は垢心重く、施す所恒に己れが爲にす。

菩薩悲心の施は、灰の衆穢を去るが如く、

救済慈悲の施は普く群生の類の爲にす。

是の如き慈悲の施は、功德窮盡することなし。

此の如き微妙の施は、諸の衆生を安樂にし、一

佛の智慧を貪求して、心に厭足有ることなし。

淨水大地に浸んで、遍せざる處有ることなし。」

一切の物も菩薩未だ施さざる所有ることなく、

一の衆生も曾て施を受けざるもの有ることなし。」

論者大地に語る、一切は應に汝を禮すべしと。

何故に大地を禮するや、菩薩行施の處なればなり。」

菩薩一日種々衆雜の物を施さんに、

辟支佛は百劫にも邊際を知ること能はず。

知る能はざる所以は、大悲を施體と爲せばなり。」

能く種智の果成するは、施因を最大となす。

此れは是れ智者の説なり、施は能く彼岸に到る。」

若し一の到彼岸あらば、諸度悉く具足す。

波羅蜜の義は、名づけて和集の聲となす。

譬へば多人ある處、之を名づけて大衆となすが如し。」

菩提の種子にして、能く大智の果を成す。

一切衆事の具はるは、施に由つて成ぜざるなし。」

施は是れ生天の道、出世の胞胎なり。

無相の施を妙となし、平等なるを最勝となす。

身と及び物と皆施して、愔惜する所有ることなく、

一切處に皆施して、方所有ることなく、

一切時に皆施して、施さざる時有ることなし。」

【三】波羅蜜 (pāramitā) の語が param (彼岸) と mita (度す) との二語の合成詞なるを意味すべし。

大丈夫論

提婆羅菩薩造

北涼沙門道泰譯

〔卷上〕

施勝品第一

等正覺・大悲・哀・世尊に敬禮しまつる。

彼れ正法を起せるに因つて、三界中眞に濟はる。

衆中第一の尊、無量の功德藏なり。

菩薩本行する所を、我れ當に少分を説くべし。

我れ今彼れを哀愍し、妙施門を開演せん。

一切の諸の賢士、應に當に歡喜して聽くべし。

菩薩施を行するの時、大地皆震動し、

巨海衆寶を涌し、慧雲妙華を雨らす。

無心すら猶是の如し、況んや情識有る者をや。

菩薩の施は廣大なること、猶し虚空界の如し。

假使ひ五通の仙、十方の刹に充滿せんにも、

聽聞するすら猶尙難し、況んや復た分別して説くことをや。

地の方所にして而も水を以て施されざるもの有ることなく、

【一】題名・著者及び譯者に就いては、本論の解題中に詳説せり。

【二】施勝品。大悲心を體とする菩薩の布施 (दान) の勝徳を頌讚す。布施は菩薩の本行なること。菩薩の施の徳廣大なるは大悲を施體と爲すが故なること。施は波羅蜜にして一切種の果を成する因なること。無相の施、平等の施、不思議施、一人に施すも一切に施すとす、大悲心善きが故。自己の爲の施と群生の爲の悲心施。悲心と俱なる施は衆生を益する甘露なること。

即宋元嘉十四年（西曆四三七年）、於涼州城內閑豫宮中、請跋摩譯焉。泰即筆受、と附記せられ、また開元錄第四には「沙門釋道泰、才敏自天、冲氣疎朗、博聞奇趣、遠參異言、往以漢土方等既備、幽宗粗暢、其所未練唯三藏九部、故杖策冒嶮、爰至葱西、綜覽梵文、義承高旨、并

昭和六年十一月

獲婆沙梵本十萬偈及諸經論、東歸於涼、遂遇浮陀跋摩、共翻毗婆沙論、泰後自譯大丈夫論二卷」と傳へられてゐるに過ぎない。要するに、道泰の事蹟として知り得る所は、彼が葱嶺以西の諸國を遊歴して見聞を博め異言に達し、北涼の首府姑臧に還るや、その將來した佛典中、

毗婆沙論は偶同地ヒキに來つた浮陀跋摩に請うて、自ら筆受の任に當つて翻出し、後また自ら大丈夫論二卷と堅意(Shin-i)菩薩の著入大乘論二卷とを傳譯したことに止る。

羽
溪
了
諦
識

と與に等しき者なし。(功德勝品第十六)

智慧もて他の受苦を觀する時、悲心即ち中に在りて住す。(勝施他苦品第十九)

菩薩思惟すらく、我れ今世間の依救と爲る。當に弘誓の願を發し、大莊嚴の智慧を修して、善伴と爲るべし。我れに今將に佛慧の芽生ぜんとす。

菩薩思惟すらく、一切樂中の第一なりと、佛は涅槃を説きたまへり。是の涅槃は樂なりと雖も、我が智は去くことを欲せず。智去くことを欲せざる所以は、悲と和合するが故なり。

(發願品第二十七)

以上の他、かゝる例を求むれば、なほ決して尠しとせない。故に本論も亦龍樹菩薩の上足たる提婆菩薩が悲心より展開する福德道の中、特に布施を中心として大乘菩薩行を勸説したものと考定して然

るべきであらう。

之を要するに、本論は布施の功德を強調することを以て終始一貫し、しかもその所説一見中觀系の布施論と聊かその趣を異にするやうに想はれるけれ共、仔細に本文を閲檢すれば、矢張龍樹菩薩の福智相資説若しくは悲空相成説と同一觀點に立脚して、悲心から現はれる福德道の中、特に布施波羅蜜を以て最勝の菩薩行として讚歎勸説したものであることが判る。従つて本論は經錄に基いて研究しても、またその思想内容に照して考察しても、中觀派の第二祖たる提婆菩薩の撰述に係るものであると判定して正鵠を失はないであらう。中觀派の始祖たる龍樹菩薩の如きですら、第一義空の智慧門には全く觸れずして、専ら卑近な實踐道徳を説いた勸誡王頌一卷を撰述したことを思へば、提婆菩薩に布施波羅蜜の功德を讚歎したこの種の著書のあつたことは、敢

て怪しむに足らぬ。而して若し本論末尾の附記が眞を傳ふるものであるとすれば、提婆菩薩は元續子部(Vatsiputriyas)に屬してゐた阿闍梨であつたことが知られる。提婆菩薩の傳並に著書に就いては、本國譯中觀部第一解題中に詳説して置いたから、再び茲に贅言せぬ。

五

最後に本論の譯者道泰に就いて一言しよう。併し彼の事蹟に就いては、今日詳かに知ることは出来ぬ。只梁高僧傳第三に編入せられてゐる浮陀跋摩(Buddhavarāha 覺鎧)の傳中に「浮陀跋摩……宋元嘉中(西曆四二四—五三年)達于西涼、先有沙門道泰、志用強悍、少遊葱右、遍歷諸國、得毗婆沙梵本十有萬偈、還至姑臧、側席虎於、企待明匠、聞跋摩遊心此論、請爲翻譯、時蒙遜已死、子牧虔(韃)襲位、以度承和五年歲次丁丑四月八日、

論は龍樹菩薩の高弟たる提婆の著とは認め難いやうである。

四

併しながら、中觀派の開祖たる龍樹菩薩もその大著智度論卷二十六には「月の能く物を潤はし、日の能く物を熱せしめ、二事因縁の故に萬物成就するが如く、福德道と智慧道とも亦かくの如し。福德道は諸の功德を生じ、智慧道は能く福德道の中に於て諸の邪見の著を離れしむ。」と言ひ、更に此の意味を敷衍して、「日月の因縁を以ての故に萬物潤生す。……日月和合するが故に萬物成熟す。菩薩も亦かくの如く二道あり。一には悲、二には空(智)なり。悲心は衆生を憐愍し誓願して度せんと欲す。空心來れば則ち此の憐愍の心を滅す。若し但だ憐愍の心のみありて智慧なくば則ち心は衆生なくして而も衆生ありといふ顛倒中に没在す。衆生は

顛倒の中に在り。若し但だ空心のみありて憐愍して衆生を度する心を捨つれば則ち斷滅の中に墮す。この故に佛は二事の兼用を説く。一切は空なりと觀すと雖も而も衆生を捨てず。衆生を憐愍すと雖も一切空を捨てず。一切法空を觀すれば、空も亦空なるが故に著せず。故に衆生を憐愍することを妨げず。衆生を憐愍することを觀するも亦衆生に著せず。衆生の相を取らずして、衆生を憐愍して引導して空に入らしむ。この故に憐愍を行ふと雖も而も空なることを妨げず。空を行ふと雖も亦空相を取らざるが故に、憐愍の心を妨げざること、日月相須つが如し。」と説いて、佛道完成の方途として無所得空觀の智慧道と共に悲心實現の福德道を開き、空寂の一面に止り易い前者が依つて以てそれ自らを現實界に具體化せしめる動力を後者に求めたのである。而してその福德道に於ては布施持戒のみなら

ず、寫經造塔の如きすら大功徳あることが、再三智度論に説かれてゐる。今大丈夫論中屢々表はれてゐる智慧といふ言葉は般若空智と解すれば、龍樹菩薩の悲空相成觀と同様の見解と認め得べき趣旨が、本論中に繰返し宣示せられてゐる。左にその二三の説を例示しよう。

菩提心を破壊せずして、衆生を饒益せんが爲に福を作す者は、當に知るべし、此の福は福中の最勝福なり。その餘の修福は相似福と名づけ、第一福に非ず。一味の智慧を修するは、當に知るべし、此の福を最第一となす。……智を以て能く過を見、終に有を求めて福を造らず。悲心の者は終に解脱の爲に福を修せず。智者は有を求むるの業を棄て、悲者は解脱の業を捨つ。何となれば悲者は他を利益せんが爲の故なり。無勝の智慧にて平等に造作すれば、因福と果福

した靖邁は當時行はれてゐた本論末尾の附記に提婆羅と書かれてゐたのに據つたのであらう。さりながら、この附記は固より原本にあつたものではなく、多分譯者道泰の添加したものであらう。しかも轉寫の際提婆の次に羅の一字が誤り加へられたのはあるまいか。これは單なる想像に過ぎないけれ共、少くとも經錄に基いて考察する限り、提婆説は古くして、しかも比較的正確な經錄の所傳であり、開元錄が翻經圖によつて提婆羅説を採用した以後でさへ、大周刊定衆經目錄や元の法寶標目やなどは矢張古説を襲ふてゐるのであるから、本論を以て提婆の撰述とするのが正しいと判定せねばならぬ。殊に提婆羅といふやうな菩薩は前述したやうに他の文献には絶えて現はれてゐないのであるから、これは提婆の誤記に他ならないと観るのが妥當であると信ずる。

三

若し果して本論が提婆の撰述であるとすれば、その提婆は龍樹菩薩の上足であつて、百論の著者たる阿利耶提婆(聖天)と同一人であらうか。この問題を解決する爲には、本論の内容を検討せねばならぬ。

すでに一言したやうに、本論の所説は悲心に基く布施の功德を高調することを以て一貫し、百論に於けるが如き無所得中道の空義を發揮する爲の破邪的論鋒は全く現はれてゐない。殊にその智悲解脱品第二十六には「智と悲との二事何れか勝れたりとせん。」といふ問を設けて、「智者は唯だ能く自ら歸依するのみ。悲者は能く他人をして無上道に歸依せしむ。有悲無智なるは智者の愛する所に非ず。有智無悲なるもまた智者の愛する所に非ず。能く無上道むじやうだうを障さやふるの智なればなり。

三

悲心と相應せずして、能く無上道を障ふるの智を菩薩は以て無智となす。……若し佛なくば即ち解脱なく、若し悲なくばまた佛を得ることなし。悲は能く解脱を生ず。是の事を以ての故に、菩薩は悲を取る。悲は體一事にして、能く二事を作す。一には能く衆生を救ひ、二には能く佛の種智を生ず。」と答へ、復またその功德勝品第十六には「悲心にて福を修する者は、果を受くる時に智慧を得。」と説き、智よりも寧ろ悲を以て佛道の第一義として、前者よりも後者により高い價值を認めてゐるやうに觀取せられる。かゝる見解は果して般若空智を以て第一義とし、菩薩行實踐の基礎とする中觀正系の福德説と調和するであらうか。殊に阿梨耶提婆はその撰述に係る百論捨罪福品第一及び四百論第一七三偈に於て、第一義空の宗教的立場からは福德善行をも捨つべきことさへ力説してゐるのであるから、一見本

衆經目錄第五を始めとして、隋の仁壽年間編纂せられた衆經目錄第一、大唐内典第九、大周刊定衆經目錄第六及び元の大藏聖教法寶標目第六にはいづれも提婆、菩薩造と傳へ、開元釋教錄第四並に第十二、貞元新定釋教目錄第六及び至元法寶勘同總錄第九には提婆、羅菩薩造と記されてゐる。只だ開元錄のみは提婆、羅といふ名を載せてゐるが、その麗本には矢張提婆、羅と記されてゐるといふことであるから、提婆、羅の方が正しいと見て然るべきであらう。提婆、羅菩薩造とする後の三種の經錄には孰れも翻經圖に依つたことが明記せられてゐることは、注意すべき點である。惟ふに開元錄の撰者智昇が従前の經錄の所傳を無視して、翻經圖に基いて、提婆、羅撰と考定したところから、他の二經錄も亦之を襲踏したのに過ぎなかつたのであらう。

然らば、謂はゆる翻經圖とは何を指す

解題

かといふに、同じく智昇の撰出に係る續古今譯經圖紀の劈頭に「譯經圖紀者、本起於大慈恩寺翻經院之堂也、此堂圖畫古今傳譯經案、首自迦葉摩騰終于大唐三藏、過公因撰題之于壁」と記されてゐるから、之は大慈恩寺の翻經院の堂内に圖畫せられてゐた古今の傳譯沙門居士に對して、唐の靖邁が夫々その傳記と翻出佛典とを題したもの、即ち現存の古今譯經圖紀四卷を意味するに他ならない。ところが、その譯經圖紀を閲檢してみると、その第三卷に道泰の譯として本論二卷と入大乘論二卷とが擧げられてゐるけれども、その撰者の名は示されてゐない。若し開元錄に「見翻經圖」とある記事が正しいとすれば、本來大慈恩寺翻經院の堂内には本論に提婆、羅菩薩造と附記せられてゐたのであるが、何等かの事情のため現存の譯經圖紀には之が脱落したものと看做す他はない。

併しながら、開元錄第十に叙列せられてゐる古今諸家の經錄中、靖邁の譯經圖紀四卷に對しては、先づ翻經圖の由來に就いて前示のものと同文の記事を掲げて後、「但略費長房錄、翻經之者紀之、餘撰集者不錄、速至皇朝、總成四卷、房所錯者亦同然、更欲廣陳、恐繁故止」と註してゐる所から觀ると、智昇はこの譯經圖紀の學的價值を諸經錄中最も蕪雜な費長房の歴代三寶紀のそれと同視して、之に信用を拂ふてゐなかつたことが判る。然らば、何が故に智昇は自ら不信の意を表白せる譯經圖紀の所傳に隨つて、彼以前に成立した經錄中最も精確な法經等撰出の衆經目錄の説を採らなかつたのであらうか。その理由を解するに苦まざるを得ない。

若し翻經圖に本論の撰者として提婆、羅といふ名の記されてゐたといふ開元錄の所傳が正しいとすれば、多分翻經圖に題

大丈夫論解題

大丈夫論の梵名は多分 *Maṭipuruṣa-*

śāstra であらう。謂はゆる大丈夫とは本論大丈夫品第二十二に「唯だ能く福を作すのみにして、智なく悲なきを名づけて丈夫 (*puruṣa*) となし、福あり智あるを善丈夫 (*śarpuruṣa*) と名づけ、若し福を修し悲を修し智を修すれば、大丈夫 (*Maṭipuruṣa*) と名づく。」と説いてある所に依つて、炳かにその意義を理解することが出来ぬ。即ち福德と慈悲と智慧とを共に併せ修する菩薩を大丈夫と名づけたのである。本論末尾の附記に依ると、本論は説悲心とも五種説とも救業生とも大丈夫行賢とも稱せられたらしい。その中謂はゆる五種説とは、本論の内容に基いて

考察すると、施・悲・智・菩提・發願の五種を解説することを意味するものと思はれる。

本論は全篇二十九品に分れてゐるが、その内容は悲心より起る布施を大丈夫の行として、佛果の最勝因として、讚歎勸説することに終始してゐる。殊に自己一人の解脱を求める阿羅漢道を排斥して、一切衆生の救済を念する菩提道の價值を強調して、徹底的利他主義の大乗精神が發揮せられてゐる。

なほ本論末尾に「偈は五百あり、古書には八百あり。」と附記せられてゐるが、これは必ずしも偈頌の形で五百若しくは八百あることを意味するのではなく、おそらく三十二語を一偈とする數へ方に依つたものであらう。

本論の研究に於て最初に當面する困難な問題は、造論者として擧げられてゐる提婆羅菩薩の何人であるかの問題である。殊に本論末尾に著者の名として「阿闍梨は犢子部の提波、羅大菩薩」と附記せられてゐることは、益々この問題の解決を困難ならしめる。附記の提波羅の波は婆の誤記であると看做しても、提婆羅 (*Devāla*) と云ふ菩薩の名は他の佛敎文献に絶えて現はれてゐないのみならず、本論は只漢譯のみ現存して、その梵本も未だ發見せられず、西藏譯中にも缺けてゐるのであるから、その正否を徵すべき何等の資料も無い譯である。

但し經錄に依ると、本論の撰者に就いては古來二説あつて、一は提婆の著なりといひ、他は提婆羅の撰なりといふのである。隋の開皇十四年法經等の撰出した

一七、愚癡の闇に蔽はるる者
無生なるを有生と計し

一八、若し有生と分別すれば
生死法中に於て

一九、此の一切は唯心なり。
善不善の業を作し

二〇、若し心輪を滅すれば
この諸法は無我にして

佛は廣く世間法を宣説したまふ、
若し能く分別心を起さざれば

彼の諸法ほしやう法性ほしやう中に於ては
世の幻師まじ幻事まじを作すが如し、

生死輪廻の大海中に
若し運載するに大乘を以てせずんば

生死の海に墜墮して

世間の分別を起す。

衆生は理の如くならず、
常・樂・我の想を起す。

幻化の相を安立して
善不善の生を感ず。

即ち一切法を滅す。
諸法悉く清淨なり。

當に知るべし即ちこれ無明を縁とす。
一切衆生何の所生しよじやうあらん。

實に少法を求むるも不可得、
智者は應にかくの如く知るべし。

衆生の煩惱の水充滿す。
畢竟して何ぞ能く彼岸ひがんに到らん。

大乘二十頌論 (終)

【九】無明を縁とする十二支縁起説を脱きたまうたの意。

【一〇】諸法法性。第三頌の諸法性と同じく dhammatā の譯なるべし。

七、衆生の妄分別より

地獄等の趣に墮す、

八、衆生は本より幻まぼろしの如し、

幻所成の道みちを履ふみて

九、世間の畫師の

自ら畫し已つて自ら怖るるが如し、

一〇、衆生は自ら染せんを起し

造り、已つて墜墮たいてを怖るるも

一一、衆生は虚妄こまごまの心に

無性を有性うじやうと計して

一二、佛彼れの無救なるを見て

故に菩提ぼだいの心を發して

一三、無上の智果を得て

分別べんべつに纏縛てんばくせらるる、

一四、從生じゆうじやうと及び生已しやうじに

後に世間の空を觀じて

一五、生死と涅槃とを觀するに

無染むせん、また無壞むゐ、

一六、夢中の諸の境界

智者癡睡ちみより寤あむるや

煩惱の火燒然せうぜんし

野火林を燒くが如し。

また幻の境界を取り

從緣生じゆうゑんじやうを了せず。

夜叉やしゃの相を畫作し

これを無智者と名づく。

彼の輪迴りんゐの因を造る

無智にして解脫げだつせず。

疑惑ぎやく垢染かうせんを起し、

苦中の極苦を受く。

乃ち悲愍の意を起す。

廣く菩提の行を修したまふ。

即ち世間を觀察せらるるに

故に爲めに利益りやくを作したまふ。

悉く正眞の義を示し、

初中後じゆうちゆうごの際さいを離れしむ。

この二つ俱くに無我むがにして

本より清淨にして常に寂す。

覺め已れば悉く見るることなし。

また生死を見ず。

【六】 影像(pratikimba)。鏡中の像とも譯さる(中論顛倒品第九偈)。鏡面と影像の無異なるが如く、法性と自性の無異なるを言ふ。

【七】 從緣生。緣起(prati-ya-samutpada)の譯語ならん。緣起觀を重んずるが龍樹の立場なり。

【八】 從生と生已。俱合に所謂の緣生と緣已生とに相當し、「緣起するこゝ(pratiya-samutpada)」に「緣起したるもの(pratiya-samutpanna)」とを意味す。十二因緣を緣起したるものと云ふ方面と、緣起するものと云ふ方面と、即ち能作所作の二面より觀すること。

大乘二十頌論

龍樹菩薩造
宋施護譯

【歸敬偈】

不可思議の性なる
諸法は言に非ず無言に非ず、

【論 偈】

- 一、第一義は無生にして
佛と衆生とは一相にして
- 二、此彼の岸は無生にして
彼の諸行の皆空なるを
- 三、無染の眞如性は
諸法性と自性とは
- 四、凡夫は分別心にて
故に諸の煩惱と
- 五、世間の老病死は苦となす、
諸業に随つて墜墮す、
- 六、天趣勝妙の樂
皆實の境界にあらず、

諸佛の無著眞實智に歸命す。
佛は悲愍の故に善く宣説したまふ。

- 隨轉するも而も無性、
虛空の如く平等なり。
- 自性は縁の所生なり、
一切智の智は行ず。
- 無二にして等しく寂靜、
影像の如く無異なり。
- 實我なきに我を計す、
及び苦樂捨等を起す。
- 愛すべからず、
此に實に樂あることなし。
- 地獄極大の苦
六趣は常に輪轉す。

【一】第一義。paramārtha (最高の意義)、又は paramānānyā (最高の眞實)の意。龍樹では主として涅槃をさす。「第一義は所謂る涅槃なり」(中論行品)。

無生。anutpāda, anupattikā して不生とも譯さる。第一義涅槃界の不生不滅なるの意。

【二】隨轉。現行 (pravṛtī, pravṛitti) の意ならん。現象的存在界をさす。

無性は niḥsvabhāva (自性を離れたる) 又は asvabhāva (自性なき) の意、自性は假定的實體又は本質で、現象的存在 (bhāva) が自性をもたぬを云ふ。中論因緣品、行品、有無品等參照。

【三】一切智 (sarvajña) の一切を知る者、即ち一切智者の意で佛をさす。薩婆者とも音譯さる。

【四】眞如性 (tathatā, tattva) 如、如、實、眞實とも譯さる。

【五】諸法性は恐らく dharmatā の譯ならん。中論では「法性」諸法實相」と譯さる。法の法たる本質の意で、龍樹では眞如と共に、第一義涅槃をさす概念として用ゐらる。自性は現象的存在について考へられし本質でそれと究極の眞實性との無異なるを言ふ。

大乘二十頌論解題

大乘二十頌論の梵名はその西藏譯では單に大乘二十 (Mahāyāna-viṅśatka) と記されてゐる。本論は歸敬序一偈と正宗分二十偈と流通分二偈とを以て構成せられてゐる。その正宗分に於ては、先づ第一義は無生じしやうであつて、現象的存在は自性を有せず、従つて佛と衆生とは平等無差別なることを説き、凡夫は分別心に依つて實我なきに我を計し、徒らに諸種の相を現出して、煩惱を起し苦痛を招くこと、恰も世間の畫師が夜叉の相を描き、自ら描いて自ら怖れるやうなものであると説

昭和六年十一月

破してゐる。但し本論に於ては六十頌如理論よりも一層著しく唯心論的思想の傾向が現はれてゐる。最後の第十九及び第二十の兩偈に於て、「此の一切は唯心なり。幻化の相を安立あんりつして、善不善の業ごふを作し、善不善の生しやうを感ず。若し心輪しんりんを滅すれば、即ち一切法を滅す。この諸法は無我にして、諸法悉く清淨なり。」と説けるが如きは、その適例であらう。かゝる論旨は中論等に於ては全く見ることの出來ないものであるばかりでなく、本論に於ては龍樹菩薩に特有なる銳利な論鋒を

缺いてゐるから、或は菩薩の眞撰でないかも知れない。併しながら、六十頌如理論の解題中に述べたやうに、只唯心論的思想が現はれてゐるといふ理由を以て、本論が菩薩の著でないとは断定することは早計である。寧ろその論議に於て菩薩獨特の銳鋒の表はれてゐない點に疑を挿むべきであらう。併しこれとても菩薩撰述の傳説を否定すべき積極的論據とならないことは言ふまでもない。

本論の譯者施護の事蹟は大乗破有論の解題中に叙述したから、茲に繰返すことを避ける。

羽
溪
了
諦
賦

る。兩者に非ざる(捨 *prāp-*
ti)位に在りても、煩惱の蛇
によりて困憊せしめらる。」

【五】如愚見影像。彼妄生實想。
世間縛亦然。慧爲癡所縛。

(藏)「愚夫が實なりと思ふに
よりて影像に於て著する如く、
その如く世間は癡迷せるが故
に、境の獄舎中に於て障礙せ
らる。」

【五】性喻如影像。非智眼境界。
大智本不生。微細境界想。

(藏)「大智ある人等は智眼を
以て諸の存在を影像の如しと
見る故に境なる泥に著せず」
漢譯第一句「性」は *dhava* (存
在)の譯語なり。

【五】著色情凡夫。睡食即小聖。
了知色自性。是爲最上智。

(藏)「諸の愚者は色に著す。
中間の者は食欲を離る。色の
自性(無し、影像の如し)と知

るによりて最上智を具する人
は解脱す。」

【五】若著諸善法。如離貪顛倒。
猶見幻人已。離所作求體。

(藏)「愛心に貪著す。それよ
り相違したる時は貪欲を離る
幻の士夫の如く(自性を)離れ
(空)と見るによりて涅槃す」
此の藏譯の偶は前偈の凡夫、
小聖、最上智の境界を順次に
述べたるものにして、漢譯は
異なる意をあらはす。

【五】知此義爲失。不觀性無性。
煩惱不可得。性光破邪智。

(藏)「邪智によりて煩惱せら
るゝ處に起る煩惱の過失は、
有と無とを觀察し、義を了知
する處には起らず」
漢譯第二句「性無性」は *Dhava-*
adava (有、無)の譯語。又
「性光」は藏譯には「義 (*artha*)
を了知す」とあるも性光(本性
の光)なる漢譯語は興味ある

ものなり。

【六】智離染清淨。亦無淨可依。
有依即有染。彼淨遺生過。

(藏)「所依あるときは染法 (*dy-*
aya)と離染法 (*araha*)との想
はるゝことあるべし。されど
心大なる者は、所依なければ
染まれるもの無く、染を離れ
たるものもあるにあらず」

【六】極惡煩惱法。若見自性離。
即心無動亂。得度生死海。

(藏)「若し人自性を離れたり
と知りたるとき、(彼の人)は
動く意も動かず、煩惱の蛇に
よりて擾亂せられたる堪え難
き有 (*dhava*)の海を渡りたる
なり」

漢譯第二句「自性離」は「自性
として離」なる意にも解し得
れど、藏譯よりすれば「自性
を離る」即ち無自性の義なり。
【六】此善法甘露。從大悲所生。

依如來言宣。無分限分別。
(藏)此の(論 *prāhanna*)の
善を以て凡ての人々をして福
智の資料を積ましめ、福と智
より出づる(色身と法身との)
二妙を得せしむべし」

藏譯の此偈は造論の善を以て
菩提に廻向する旨を述べ、漢
譯では其れと異り、上來の所
論が大慈より出でて佛の言教
に依りて自ら分限して分別せ
るに非ざることを述べ、廻向
の意は次の流通偈中に述べ、
因みに廻向 (*paritramayati*)
とは自己の爲せる善根を菩提
に轉化せしむる義なり。

【六】以下六行の流通偈は漢
譯のみにあり。大約すれば、
以上の所説は單に智者の究理
の爲になされたるに非ずして
衆生救済の大悲を正因として
起れること、及び以上の所説
が如何に救済の爲に役立つか
の兩事を述べ。

六十頌如理論 (終)

六十頌如理論

定して住するやの疑生ず」となる。

【四】若著提可證。即處々常語。若住性可取。此說還有生。

【藏】「緣起なる佛の道に緣りて一切は無常なりと説く人々の、評論を以て諸法を執して住することは、實に奇異なり。」

【四】若謂法有實。無智作是説。若謂法有處。取亦不可得。

【藏】「緣起を許し佛道に依る人には諸法は自性不生なれば、何ものを伺察する時にも、此れ或は彼れと知られざるに、評論をなし、又は彼れを實 (madha) たりと語るが如きを、智ある人は誰かなすべき。」

漢譯の意にては「實性、決定性を語るは何れも不可なり」となる。

【五】法無生無我。智悟入實性。常無常等相。皆由心起見。

【藏】「善し(緣起無自性の義を解了せず)顛倒せるによつて、影像の如く無自性なる五蘊法に緣らずして、(自相成立の心又は五蘊に於て)我又は世間なりと執著せんか、痛むべし、彼等は常無常等の見によりて奪はれたるなり。」

【四】若成立多性。即成欲實性。彼云何非此。常等生過失。

【藏】「若し人緣に緣りて(起れり)と認許しつゝ、も諸存在 (bhava) を實に成ぜらんと欲せんか、彼等には常等の過失云何で起らざるべき。」

漢譯第一句の「多性は藏譯よりすれば bhava (存在) の複数の譯語にして「」に對する「多」に非ず。又「成立」は自性を以て成立するを意味す。而して前二句の大意は「若し諸存在の自性成立を認むれば、其れ等の實有性を要求することとなる」なり。

【四】若成立一性。所欲如水月。非實非無實。皆由心起見。

【藏】「若し人緣生の諸存在 (bhava) を、水月の如く、實にあらず、邪にあらざると許さんか、彼等は見によりて奪はれざるなり。」

漢譯第一句「一性」は前偈と同じく藏文よりすれば bhava の譯語にして、多に對する一に非ず。然し漢譯のみにては「一」と「多」の概念を對立せしめしが如く、意義不明なり。

【四】貪瞋法極重。由是生見執。諍論故安立。離性而執實。

【藏】「此の緣起の法性を了知せず、法の自相を分別して」法を立 (Pavāna) つることあるときは、貪と瞋とより起る堪え難き見の執著あり、彼の(見執)より起れる諍論もあるべし。」

漢譯第四句「離性」の語は藏譯には無きも、之を生かせば、「離性(無自性緣起生)を立つるも其の離性を實有と執す」の意となる。

【四】彼因起諸見。見故生煩惱。若此正了知。見煩惱俱盡。

【藏】「彼の(法)を立すること(は)凡ての見の因なり。彼の(見)無きときは煩惱生ぜず。されば彼の(法)を(實相の如くに)了知する時、見と煩惱とは清めらる。」

【四】當知法無常。從緣生故現。緣生亦無生。此最上實語。

【藏】「云何にして之を知るべきか。(之は)眞性を知る最上者(佛)によりて、緣起を(正)見して、緣生もの(は)不生なりと説かれたるなり。」

緣起觀は存在の自性を遮して存在の不生不滅を見る。是れ龍樹が緣起觀の意義として見出せるものなり。

衆生邪妄智。無實謂實想。於他諍論興。自行顛倒轉。

【藏】「若し人邪智によりて障られたる時は、實に非るを實なりと執る者 (snolun) より過執 (overgrasping) と諍論等次第して起るべし。」

【五】自分不可立。他分云何有。自他分俱無。智了無諍論。

【藏】「彼等大心ある人々には宗 (śāstra) 無し。諍論も無し。宗無き彼の人には他宗何處に可有らん。」

漢譯「自分、他分」はそれ／＼ svayakāra, paraprasāga の譯語にして、普通は「自宗、他宗」と譯さる。「宗」とは或る特殊な思想的立場を主張する命題なり。

【五】有少法可依。煩惱如毒蛇。若無寂無動。心即無所依。

【藏】「若し何等かの(依るべき)所にてもそれを得るときは、好辯なる煩惱の毒蛇によりて捕へらる。されど若し人その心所住(所緣無きとき、彼人等は捕へられず)。」

【五】煩惱如毒蛇。生極重過失。煩惱毒所覆。云何見諸心。

【藏】「所住を具する心有る人には、煩惱の大毒云何で起ら

闇の城なる堪え難き世間は、
幻の如くに見ゆるものなり」。

【二〇】此界梵王初。佛如實正説。

後諸聖無妄。説亦無差別。

【二一】「梵を初めとし、此の世
間に於て實(śatya)と見らる
る(諸法の自性)も、聖者等に
於ては尙是れ虚誑なりと説か
れたり。此れより他に何もの
か残らん」。

【二二】世間癡所闇。愛相續流轉。

智者了諸愛。而平等善説。

【二三】「無明により盲せられ、
愛の相續に隨順せる世間と、
愛を離れたる善き智者とは云
何で等しき」。

【二四】初説諸法有。於有求實性。

後求性亦無。即無著性離。

【二五】「自相を求むる人の爲に
は一切は有りと言ふべきか
らず。(かくて彼等が)物(art-
ha)を解して執著無きに至
るや、その次に離(vyākṣa)自
性空に入る)なり」。

漢譯第二句「實性」の原語は
artha なるべく、物、義、對境
等の意を有す。

【二六】若不知離義。隨聞即有著。

而所作福業。凡愚者自破。

【二七】離の義(vyākṣartha)を

六十頌如理論

知らず、聞くことのみに入り
て福徳を作さざる暴悪なる人
々は(自)ら破らるべきなり」。

【二八】如先平等説。彼諸業眞實。

自性若了知。此説即無生。

【二九】「上の如き過失を遮せん
とじて世尊は俗諦を破壊せざ
る義を最初に示し、諸業に果
の有ること、及び趣(śānti)を
説きたまへり。次に人々此教
理を實とする執著を對治せん
爲に(彼の)趣等の(自性)の緣
を了知する(道)と、及び(趣
等の)無生(なる道)をも説き
たまへり」。

漢譯第一句の「平等」の語は之
を生かせば「普遍的に(gama-
nā)の意と解すべし。又、先
に説く」とは本論に於て先に
説けるに非ずして佛説なるを
意味すと解すべし。

【三〇】我如所説。皆依佛言教。

如其所宣揚。即須處界法。

【三一】「別用(paryojana)或る目
的)に依りて勝者は我々所と
説きたまひし如く、須處界を
も同じく別用に依りて説きた
まへり」。

漢譯より見れば漢譯第一句は
「我(ātman)といふ是の如き
の所説は」と讀むべきが如く

なるも漢譯としては無理なり。

【三二】大種等及識。所説皆平等。

彼智現證時。無妄無分別。

【三三】「大種等と説かれしもの
は識中に攝せらる。今若し彼
れを知るによりて離れたると
きは、(邪)の大種等は影像の如
くに非ずや」。

前偈に蘊處界は別用(密意)に
よりて説けりと云ふ、其の別
用を明かす。

【三四】此一若如實。佛説爲涅槃。

此最勝無妄。無智即分別。

【三五】「勝者は涅槃は實(śatya)
にして唯一なりと説きたまひ
たるが故に、餘は邪に非ずと
誰か解せん」。

前偈と相俟つて、第三十三偈
の蘊處界の實有を破す。

【三六】若心有散亂。與諸魔作便。

若如實離過。此即無所生。

【三七】「意の動く限り、惡魔の
行境(yogāra)なり。かくの如
くならばこゝに(彼蘊處界等
の自性無生なるを知る時)は
(意)の起ること無きによりて
魔の行する)過失云何ぞ無た
るを得ざるべき」。

【三八】如是无明緣。佛爲世間説。

若世無分別。此云何無生。

【三九】「諸佛は、世間は無明の
緣より起れるなりと説きたま
ひたるが故に、此の世間は分
別のみなりと云何で(立つ)べ
からざる」。

【四〇】若無明可滅。滅已即非生。

生滅名乖違。無智起分別。

【四一】「若し無明滅したるとき
は、世間は自性無なるにより
て影像の如く)滅すべきもの
なることを知らざるによりて
分別したるなりと、云何で明
かにならざる」。

【四二】有因即有生。無緣即無住。

離緣若有性。此有亦何得。

【四三】「因を具するときは生起
することあり、緣無くしては
住無く、緣無き爲に滅する如
きものは彼れ(自性)有りと言
何にして知られ得るか」。

【四四】若有性可取。即説有生住。

此中疑復多。謂有法可住。

【四五】「若し有と説く人々(ā-
tīva-vādi)法を執著して住
する時、彼、道に住してはそ
こに希有法毫も無し」。

漢譯の意は「有性(astīva)存
在性)が把握されたとすると
生住の有爲相、有ることにな
り、然らば有法(bhava)は決

五、淨戒を保持する者は天に生ずることを得と、
設ひ破戒の者も正心に住すれば、
種子より生長するは無義に非ず、
大悲を以て正因と爲さずんば、

此れ即ち決定眞實の句なり。
戒を壊すと雖も而も見を壊せず。
義利を見るが故に廣く施作せり。
智者は何ぞ能く法欲を生ぜん。

若謂生非滅。是有爲分別。
而彼緣生輪。隨轉無所現。
〔藏〕「若し人有爲に於て生滅を分別することあらんか、彼等は緣起の輪の世間 (jagats) の起るを知らざるなり。」
漢譯第一句の「非」は「或」とす

れば藏譯と一致するも、前偈と同じく「非」にても意義通ぜざるに非ず。
【三】
若已生未生。彼自性無生。若自性無生。生名云何得。〔藏〕「彼々に緣りて起りしものは、彼れは自體として生あるに非ず。自體としての生に非ざるものは云何で生と稱せらるべき。」

〔藏〕「上述の如く生 (utpada) は毫も無く滅 (nirrodha) せ或少ども無し。生と滅との道は (或る) 用 (Anyojana 目的) の爲に説かれたるなり。」
【二】
知生即知滅。知滅知無常。無常性若知。不得諸法底。〔藏〕「生を知るによりて滅を知り、滅を知るによりて無常を知り、無常性 (anityatva) に入り (無常を知るによりて) 又正法を解了すべし。」

〔有 (bhava) の海を已に度りたり。緣起は生滅を超え、緣起を見る者は生死を度するを逃ぶ。漢譯第二句「雖生」の「雖」は「離」の誤寫とも考へらるれば、漢譯のまゝを生かせば、「滅」の上に「生」字を補ひて讀むべし。】
【三】
若自心不了。異性執我性。性無性顛倒。即生諸過失。〔藏〕「空を見て恐れ、生滅の二邊を離れたる緣起を解了せざる、異生 (prithangina 衆生) は存在 (bhava) に我 (atman) 有りとし、有と無とに於て顛倒する過失よりして煩惱に心制せられたる者等は自心によりて劫奪せらるゝなり。」

在を無常、劫奪の性質 (mogha-dharma) あり、集まれるもの、空、無我、離 (vivika) なりと見る。」
漢譯第一句の「諸法及第四句の「性」は共に bhava (存在) の譯にして、「無性」は abhava (非存在) の意なるべきも、此處では譯者の附加なるべし。】
【二】
無住無所緣。無根亦不立。從無明種生。離初中後際。〔藏〕「世間は所住無く、所緣有るにあらず、根無く、住せしむるもの (gathanaka) 無し。無明の因より起りたるものに於て初中後の際を離れたり。」

因寂即法盡。此盡不可得。若自性無盡。盡名云何立。〔藏〕「因盡きたるによりて寂滅するは盡 (samas) と解せらる。斯く若し自性として盡無きときは、云何にして盡 (の語) は語らるべき。」
【三】
無少法可生。無少法可滅。彼生滅二道。隨事隨義現。

諸法從緣生。雖生即離滅。如到彼岸者。即見大海事。〔藏〕「若し人緣起の生滅を離れたるを知るに到らんか、彼等は見となれる (具の水滿て

諸法は無常。若空及無我。此中見法離。智觀性無性。〔藏〕「諸の存在 (bhava) に通達したる人々等は (有爲の) 存

寔闇大惡城。如芭蕉不實。如乾闥婆城。皆世幻所見。〔藏〕「又世間は無明の因より起りたる故に」芭蕉の如く實無く、又乾闥婆城の如し。寔

五、若し諸の善法に著すれば、

猶し幻人を見已りて、

五、此の義は失たるを知る。

煩惱は不可得にして、

六、智は染を離れて清淨なり、

依有らば即ち染有りて、

六、極悪煩惱の法に

即ち心に動亂無く、

六、此の善法の甘露は、

如來の宣言に依れり、

(流通偈)

二、此の中に是の如きの難を説くべし、

智者の隨觀隨順の門は、

三、一切法中の眞實性を、

向ふ所は、是れに由つて信生ずることを得て、

三、此の義甚深にして復た廣大なり、

大智の言の如くに今已に宣べたり、

四、彼の癡闇煩惱を破し已りて、

是れに由つて善趣の門を開かば、

六十頌如理論

貪の顛倒を離るゝが如きも、

所作を離れて體を求むるがごとし。

性無性を觀ぜずんば、

性光は邪智を破す。

亦淨なるも依る(可依)可き無し。

彼の淨は還つて過を生ず。

若し自性を離るゝを見れば、

生死海を度することを得。

大悲従り生ずる所なり。

分限して分別すること無し。

智者の見に隨つて即ち成就せるかと。

是の如きは皆大悲従り轉ず。

智者は應に隨つて理の如くに觀ず。

彼の衆生を抜いて諸苦を離れしむるなり。

我れ勝利の爲の故に讃嘆す。

自他の癡闇皆破せん。

如々の所作は魔障を離る。

諸の解脱の事而も何ぞ失せん。

七

を意味すればなり。

【七】云何前已生。彼後復轉轉。故前後邊際。如世幻所見。

【藏】「先に(自性を以て)生じたるものは云何でか後に復た止滅することあるべき。前後の際を離れて趣(意)は(妄取の相にして)幻の如くに見らるゝものなり。」

【八】有自性ならば生滅無く、無自性起ならば前後は幻の如くなるを言ふ。

【九】云何幻可生。云何有所著。癡者於幻中。求幻而爲實。

【藏】「何時幻は起り、何時幻は壞するかと、幻を知る者はそれに迷はず。幻を知らざる者はそれに愛著す。」

【一〇】前際非後際。執見故不捨。智觀性無性。如幻影影像。

【藏】「觀行者(智)が有(慧爲)を陽談と幻との如く(慧爲)を以て見るときは、前際又は後際の見によりて雜穢せられず。」

漢譯第一句の「非」を「或」とすれば藏譯と一致するも、「非」にても意味通ぜざるに非ず。

前際後際の差別を立つる意となればなり。又第三句「性無性」は有無の義なり。

【一〇】

四六、貪瞋の法は極めて重し、

諍論するが故に、

四七、彼の因より諸見を起し、

若し此れを正しく了知すれば、

四八、當に知るべし、法は無常なり。

縁より生ずるも亦無生なり。

四九、衆生は邪妄の智にて

他に於て諍論を興し、

五〇、自分は立つべからず、

自他の分俱に無なるを、

五一、少法の依るべき有らば、

若し寂無く動無くば、

五二、煩惱は毒蛇の如く、

煩惱の毒に覆はるれば、

五三、愚は影像を見て、

世間の縛も亦然り、

五四、性は喩へば影像の如く、

大智は本より、

五五、色に著するを凡夫と謂ひ、
色の自性を了知するを、

是れに由つて見執を生じ、

離性を安立するも而も實と執す。

見の故に煩惱を生ず。

見と煩惱とは俱に盡く。

縁従り生ずるが故に現す。

此れ最上の實語なり。

實無きに、謂ひて實想あり、

自ら顛倒を行じて轉す。

他分云何んが有らん。

智あるものは了して、諍論無し。

煩惱は毒蛇の如し。

心は即ち所依無し。

極重の過失を生ず。

云何んが諸心を見ん。

彼れ妄りに實想を生ずるが如く、

慧は癩の爲に網せらる。

智眼の境界に非ず。

微細の境界想を生ぜず。

貪を離るゝは即ち小聖なり。

是れを最上智と爲す。

の眞義を見る。其處に至らざる無智者は見ることはせず。此處までは漢藏共通の意義にして、其の上に漢譯では、緣起不可見なりと雖も緣起は無に非ず、緣起中に緣起と無異にして微妙の本質あり、との意を加ふ。

【五】佛正覺所說。有說非無因。

若盡煩惱源。即破輪廻相。

(藏)「煩惱滅盡したる比丘には生死(相續)若し止息すと云はゞ、何故に等覺者は彼の(生死相續)の始めを(も終りの如く)説きたまはざりしか」。

漢譯では、「佛の説法には必ず必ず然るべき根據あり、若し煩惱の源を盡さば輪廻(saṃsāra)生死(生死)を破す」の意となる。

【六】諸法決定行。見有作有取。

前後際云何。從緣所安立。

(藏)「始まり(arambha)あるときは決定して(邪)見となれるものを執するなり。緣起(自性不生と許すところの)には初と及び終とは何ものなるか」。

漢譯第四句「從緣」は緣起の義なれば「生」字を補ひ見るべし。緣起に對しては前後際(ārambha-pariṇāmanā)は立てられずの義なり。緣起は存在の無自性なること、又自性無生滅なる

三、若し心に散亂有らば、

若し如實に過を離るれば、

三〇、是の如き無明の縁を

若し世(間)にして無分別ならば、

三一、若し無明にして滅す可くば、

生と滅とは乖違すと名づく。

三二、因有らば即ち生有り、

縁を離れて若し性有らば、

三三、若し有性にして取らる可くば、

此の中に疑ひ復た多し。

三四、若し菩提の證せらるべきとき、

若しくは住性を取る可くば、

三五、若し法に實有りと謂はんも、

若し法に處有りと謂はんも、

三六、法は無生なり、無我なり。

常無常等の相は、

三七、若し多性を成立すれば、

彼れ云何んが、

三八、若し一性を成立すれば

實に非ず、無實に非ず。

諸魔のために便を作す。

此れ即ち所生無し。

佛は世間の爲めに説きたまへり。

此れ云何んが無生ならん。

滅し已らば即ち生に非ず。

無智は分別を起す。

縁無くば即ち住無し。

此の有は亦何ぞ得られん。

即ち生と住と有りと説くべし。

謂く有法は住すべきや。

即ち處々に常を語り、

此の説には還つて生有り。

無智のものこの説を作すなり。

取るに亦不可得なり。

智あるものは實性に悟入す。

皆心に見を起すに由る。

即ち實性を欲することを成す。

此の常等は過失を生ずるに非ざらんや。

所欲は水月の如く、

皆心に見を起すに由る。

るを、正智を以て觀察するときは、生(rodan)も亦滅(rodan)も何等得られず。

【三】若見法寂靜。諸所作亦然。知此最勝法。獲法智無邊。

【藏】(此の縁起の生滅不可得の智の時)彼の時こそは見法中に涅槃し又(見法に於て)所作成辨せるなり(第十一偈の前半。後半は藏譯にては第十二偈と續く)

【二】緣生不可見。是義非無見。此中微妙性。非緣生分別。

(藏)法を知る(四論現觀の見道十五剎那)の次に、若しこゝに特異なるもの(第十六相)あるときは、(かゝる未だ判決せられざるものを更に判決せざるべからざるに至る。故に)

微細なる物に於ても猶(自性として)生を分別する無智なる人は緣生の義を見ざるなり(第十一偈後半及第十二偈)。

以上二偈漢譯と藏譯と原典に相違ありし如し。然れど究極の意義に於て兩者別ならず。合して大意を述べれば、阿毘達磨の法相にて四諦の觀察について十六現觀あり、其の第十五相までは見道(見法)に屬して、第十六相道法智は修道に於て解脱完成し、其の時に縁起

二、住無く、所縁無く、

無明の種從りの生じて、

三、癡闇大惡の城は

乾闥婆城の如く

四、此の界は梵王を初めとするは、

後の諸聖も妄無く、

五、世間は癡に闇せられ、

智者は諸愛を了し、

六、初めは諸法の有を説きて、

後に性を求むるに亦無し。

七、若し離の義を知らずんば、

而も所作の福業を

八、先に平等に説けるが如きは、

自性を若し了知すれば、

九、我が是の如き所説は、

其の宣揚したまへる所の如きは

十、大種等と及び識との、

彼の智現證する時は、

十一、此れ一にして若し如實ならば、

此れ最勝にして妄無し。

根無く、亦不立なり。

初、中、後の際を離れたり。

芭蕉の如く不實にして、

皆世の幻の所見なり。

佛の如實の正説なり。

説くに亦差別無し。

愛によりて相續流轉す。

而も平等に善く説く。

有に於て實性を求め、

即ち無著は性の離なり。

聞くに隨つて即ち著有り。

凡愚の者は自ら破す。

彼の諸業は眞實なりと。

此れ即ち無生と説くなり。

皆佛の言教に依る。

即ち種・處・界の法なり。

所説は皆平等なり。

妄無く分別無し。

佛は説いて涅槃となしたまふ。

無智のもの即ち分別す。

破彼生有性。 分別滅亦然。

如幻所作事。 滅現前無實。

【藏】「生したる(atipanna)存

在(Chāra)の壞せる處に滅と

分別せらるゝ如く、その如く

尊き人(Ati)等も亦幻所作の

滅を意趣するなり。」

漢譯第一句「生有性」は「生じ

たる存在物」の義なり。

【一〇】

若滅有所壞。 知彼是有爲。

現法尙無得。 復何知壞法。

【藏】「若し破壞(vatthā)が滅

(cuttoha)涅槃にして、有爲

の通知によるにあらずと云は

ゞ、彼の(滅)は誰に於て現前

(pratyakṣa)せらるべきか。

壞(滅)を知るとは是れ何事な

るか。」

【一一】

彼諸蘊不滅。 染盡即涅槃。

若了知滅性。 彼即得解脫。

一六、云何んが幻は生ず可けん、

癡者は幻中に於て、

一七、前際は後際に非ずと、

智あるものは性と無性とを觀ること、

一八、若し生は滅に非ずと謂はゞ、

而も彼れには縁生の輪、

一九、若しくは已生にも未生にも、

若し自性無生ならば、

二〇、因寂すれば即ち法盡く、

若し自性無盡ならば、

二一、少法として生ず可き無く、

彼の生と滅との二道は、

二二、生を知らば即ち滅を知り、

無常性を若し知らば、

二三、諸法は縁從り生じ、

彼岸に到る者の如きは、

二四、若し自心を了せずんば、

性と無性とに顛倒して、

二五、諸法は是れ無常なり、

此の中に法の離を見て、

云何んが所著有らん、

幻を求めて實と爲す、

見に執するが故に捨せず、

幻影影像の如くなり、

是れ有爲の分別なり、

隨轉して現する所無し、

彼れは自性無生なり、

生の名を云何んが得ん、

此の盡は不可得なり、

盡の名を云何んが立てん、

少法として滅す可き無し、

事に隨ひ義に隨ひて現す、

滅を知らば無常を知る、

諸法の底を得ざらんや、

生ずと雖も即ち(生)滅を離る、

即ち大海の事を見る、

異生は我性を執し、

即ち諸の過失を生ず、

苦なり、空なり、及び無我なり、

智あるものは性無性を觀す、

【六】して多少含蓄を異にす、

不可說有性。不可說無性。了知性無性。大智如理說。

(藏)「有 (satitva) によりては解脱せず、無 (nastitva) によりては此の有界 (bhava) より超出するに非ず。大徳ある人は有無 (Dharmadharma) を遍知するが故に解脱す」。

漢譯第一、二句の「有性、無性」は第二偈のものと同じく、第三句の「性、無性」は前偈と同じ。Dharma (存在するもの) を「有性」又は單に「性」と譯すは施護の譯語例なり。

【七】涅樂與生死。勿觀別異性。非涅樂生死。二性有差別。

(藏)「實を見ざる人は世間と涅樂と(は)所對治法と對治法として住し、一は捨てらるべく一の取らるべきを) 慢に思ふ。されど實を見る人は世間と涅樂とを慢に思ふこと無し」。(中論涅樂品第十九、二十偈參照)

【八】生死及涅樂。二俱無所有。若了知生死。此即是涅樂。

(藏)「(五取蘊なる) 有界 (Samsara) 及び涅樂、此の二は有るに非ず。有界を遍知するは、涅樂と稱せらるゝなり」。

【九】

六、生死及び涅槃とは、

若し生死を了知すれば、

七、彼の生じたる有性を破したり。

幻所作の事の如く、

八、若し滅に所壞有らば、

現法すら尙無得なり。

九、彼の諸蘊滅せざるも、

若し滅性を了知すれば、

一〇、若しは生法も滅法も、

正智の觀察する所は、

一一、若し法の寂靜を見れば、

此の最勝の法を知らば、

一二、縁生は不可見なり。

此の中に微妙の性あり、

一三、佛正覺の所説は、

若し煩惱の源を盡さば、

一四、諸法は決定して行じ、

前後際は云何んが、

一五、云何んが前に已に生じて

故に前後の邊際は、

二つ俱に無所有なり。

此れ即ち是れ涅槃なり。

滅を分別すること亦然り。

滅は現前するも實無し。

彼れは是れ有爲なるを知る。

復た何ぞ壞法を知らん。

染盡くれば即ち涅槃なり。

彼れは即ち解脱を得ず。

二つ俱に不可得なり。

無明の縁従り生ずるなり。

諸の所作も亦然り。

法智を獲ること無邊なり。

是の義は無見に非ず。

縁生と分別あるに非ず。

説わらば因無きに非ず。

即ち輪廻の相を破す。

作有り取有りと見れば、

從縁(生)に安立せられん。

彼れ後に復た別に轉せん。

世の幻の所見の如し。

甚深無所緣。緣生義成立。

(藏)「若し人、彼の智慧が有

(asāva)と無 (asaññā)より

超えて住すること無きときは

は、彼等は甚深にして無所得

(anupāḍhā)なる緣 (pr-

atyaṅga)の義を解了す」。

緣生の義は「起 (prāṭīyāna-

mutpada)の義」と同じ。

【五】若謂法無性。即生著過失。

智者應如理。何察法有性。

(藏)「且らく凡ての過惡の起

る處なる無 (asaññā)は遮

し畢れり。雖も理 (prāṭī)を

以て有 (asāva)をも亦遮す

べければ、汝等聞くべし」。

漢譯「有性、無性」は藏文より

還元すれば asāva, dukkhā

の譯語にして前偈の「有、無」

と同概念なり。此の偈は、有

部の法有の立場に於て無見が

否定されたるを一應認めて、

更に其の法有の見を否定せん

六十頌如理論

龍樹菩薩造

宋西天三藏施護奉詔譯

(歸命偈)

三世寂默の主に歸命しまつる、
若し諸法は縁を離れて生ずと了すれば、

(正宗偈)

- 一、有無の二邊を離れて
甚深にして所縁無き、
- 二、若し法は無性なりと謂はど、
智者は應に理の如く、
- 三、若し有性の實に得らるゝこと
無性は即ち因無し。
- 四、有性を説くべからず、
性と無性とを了知して
- 五、涅槃と生死とに、
涅槃と生死との二性は

六十頌如理論

緣生の正法語を宣説したまへり。
所作法の行も是の如くに離る。」

智者にして所依無くば、

緣生の義は成立す。

即ち諸の過失を生ず。

法の有性を伺察すべし。

愚者の分別の如くならば、

解脫の義何ぞ立たん。

無性を説くべからず。

大智は理の如くに説く。

別異性を觀ること勿れ。」

差別有るに非ず。」

【一】題名に就いては、本論解題に詳説。著者に就いては、本國譯中觀部一の解題八一頁を、譯者に就いては、大乘破有論解題を見よ。

【二】歸命三世寂默主。宣説緣生正法語。若了諸法唯緣生。所作法行如是離。

(藏)「生と壞とを此の道理によりて斷ち、緣起を説き給へる彼の牟尼の主に稽首禮す。緣起 (pratyak-samutpada) の眞意を明さんとする主題を述ぶること中論序偈と同じ。漢譯後二句に相當するものは西藏譯中に存せざるも、此漢譯の意は「若し諸法の緣起を認めざるときは善惡の行又は修道の行も緣起を離れて無意義となる(例へば修道するも解脫を得ず惡行するも解脫を得る等)」ことを言ふものと解して然るべし。」「所作法行」の原語は的確に推測し得ざるも、「法」は恐らく譯者の附加語にして「所作の行 (carita, karita)」の意に解して太過なかるべし。中論作者品等に、緣起を認めざれば罪福 (dharma-adharma) を破すと云へると同じ趣意にして緣起觀の實踐的意義に觸れたるものと解さる。

【三】離有無二邊。智者無所依。

念力轉するが故に法(存在)緣りて生ず。若し人二頭ありと言へば語によりて想を生じ、夢中無にして有を見るも亦復かくの如し。諸法も亦然り。諸法は無と雖も、もも見るべく聞くべし知るべし。……諸法は影の如く空無なれども、火燵を捉へて疾く轉すれば、輪を成すが如く、實に非されども眼法を誑かして諸法を生ず。」(卷六)といふやうな後世の唯識論の中心思想を豫言したものと看做され得る見解が説示せられてゐるのであるから、本論に多少唯心論的思想が發表せられてゐるからとて、龍樹撰述説を否定する根據とはならない。元來無著・世親兩菩薩の唯識

昭和六年十一月

論は龍樹・提婆二菩薩の教説中に含まれてゐた唯心論的思想の幼芽を生長發展せしめたものに他ならないのであるから、本論の内容に唯心論的傾向の存することは敢て怪むに足らない。殊に印度中觀派の巨匠たる月稱が本論の作者を龍樹菩薩に歸し、之に註釋を施してゐるのであるから、本論が龍樹菩薩の眞撰であることは殆んど疑を容れないと謂つて可い。

本論の漢譯は一九二四年シエツフェル氏に依つて西藏譯參照のもとに獨譯せられ、卷末には縮冊藏經所收の本論漢譯本及び北京版赤字本の本論西藏譯本の寫眞版が添付せられてゐる(Phil. Schaeffer;

Die 60 Sätze des Negativismus)。尙佛敎研究第七卷第三號には本論の漢譯を參照して其の西藏譯を和譯研究した「龍樹の六十頌如理論について」と題する山口益氏の論文が掲載せられてゐる。本國譯の附註にはその西藏文和譯を轉載對照した。茲に同氏に對して感謝の意を表する。但し個々の概念の譯語については、本譯者の意見を加へたものも尠くない。

本論の著者龍樹菩薩の傳並に著書に就いては本國譯中觀部一の解題八一—一頁を、本論の譯者施護三藏の事蹟に就いては直前の大乘破有論解題を閱讀せられたる。

譯者 羽 溪 了 諦

六十頌如理論解題

六十頌如理論は今國譯せんとする漢譯の他、道理六十頌と名づく(Yuktisastī-kā-kārikā-rāma)と題する西藏譯が現存してゐるけれど、その梵文原典は未だ發見せられない。漢譯中には本論に對する何等の註釋書が存在してゐないけれど、西藏譯としては中觀論の註釋家として有名な月稱(Candrakīrti)の作に係る道理六十註(Yuktisastīka-vṛtti)と稱する唯一の本論疏が傳はつてゐる。

本論の漢譯は歸敬序一偈と正宗分六十偈と流通分六偈とより成り、その西藏譯は歸敬序一偈と正宗分五十九偈と迴向文一偈とより成り、一見兩譯原典の相違せることが判る。兩譯の所論には多少の出入あるけれども、大體に於て一致してゐると謂つて可い。但し漢譯は頗る晦澁

であつて、西藏譯を参照せなくては其の論旨を解し難いほど、文義詮表の不充分、前後理脈の不通など、多くの缺點が見出される。是れ蓋し本論の譯者施護(Śīḥapala)三藏が中觀學者でなかつた爲の過失にも因ることであらうが、またその原典の不完全にも由つたことであらうと推察せられる。

本論の内容は中論・十二門論及び七十空論などと同じく、諸法緣起無自性空なることを力説し、煩惱即涅槃、涅槃即生死の相即的方面を高調してゐるが、之等の三論ほど思想が體系づけられず、また組織が論理的でない上に、「常無常等の相は、皆心に見を起すに由る。」(第四十三偈)とか、「若し一性を成立すれば、所欲は水月の如く實に非ず、無實に非ず、皆

心に見を起すに由る。」(第四十五偈)とか説いて、一切諸法を心に約し、稍唯心論的思想が認められる。かゝる所説は中論等に於ける如く専ら論理的に空を説いてゐるものと、假令その形式は似通ふてゐるにせよ、その思想的立場は全く異つてゐるやうに看做される。従つて此の見地から本論の撰者を以て龍樹菩薩に歸する傳説に對して疑を挿む學者もあるやうだが、併し龍樹學說中には唯心論的思想が多分に含まれてゐるのであつて、現にその大著智度論には「一切は心より生ず。」(卷八)とか、「三界の所有は皆心の所作なり。」(卷二十九)とか、「心有るが故に有り、心無ければ便ち無し。」(卷二十三)とか、「好醜は心に在り、外に定れることなし。」(卷十二)とか説かれてあつて、一切萬法みな心より顯現するといふ思想が發せられ、更に進んでは「五塵(色等の五境)の緣なしと雖も、自ら思惟(意識)の

所縁を離る。所有の布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧の諸法を是の如くに常に修すれば、久しからざる時中に即ち能く無上菩提を證得せん。慧方便を以て實際に安住し、慈悲の行を起して廣く衆生を度せんに、復た是の如く所得の相ありと雖も、一切は智性にして得と説くべからず。彼の一切法は但だ名字あるのみ。一切は但だ有想中に於て住し、現前に無實にして差別して生ぜらる。差別生の法にして而も無所有なり。一切法は本より名あることなく、但だ假名を以て表せらるるのみなるが故に、當に知るべし、諸法は而も實體無く、一切は皆分別より生ぜらる。此の中に若し分別無くば、即ち虚空と同じく諸の分別を離る。「眼は能く色を見る」と説くが如き、此の説を作すは是れ眞實の語なり。世間の諸の邪執の心ある者も、此の所説は執すれば如實にして轉ず。彼の一切法は衆類の所現なり。當に知るべし、此の説は是れ、所説なり。是の故に應に知るべし、此の中の義は、眼は色を見ず、乃至意は法を知らずと。若し是の如くに知らば是れを智者と爲す。即ち能く第一義諦に通達するなり。是の如きを乃ち最上の眞實と名づく。我れ今經に依つて是の如くに略して説けり。

大乘破有論(終)

ならず。又此の條下に世間を心身(citta, kāya)の二法に區分する考へ方出づ。而して結局分別所起なる心身相處界の一切法は自性無分別にして空なることを述ぶ。

【七】 以上に於て大略無自性空の立場を立てたれば以下結論と見るべし「此の中の所説とは無自性空(即ち縁起)の説をなす。

【八】 所縁は普通は āraṇya (依屬)の譯語なるも、施護にては pāṇāthi(所得)を所縁と譯することあり。前者を取れば、無自性空の立場から見れば一切は他に依屬すること無き意となり、後者を取れば一切は把持せらるることなく無所得なる義と同一。何れにしても結局の意義同じ。

【九】 假名(prañapti)の施説とも譯さる。認知の義なり。一切の存在又は法は實體無くして但だ名字(nāman)あるのみと言ひ、更に其の名字も無實にして但だ施設なりと言ふ。名字は七十五法中の一法に數へられ、一の實法とせらるれば之をも否定して、假名(施設)の概念と置き替ふ。

【一〇】 眼不見色。上には「眼能く色を見る」と云ふを實語とせるもそは世諦の立場にて第一義諦の立場では眼も色も見ること自體も一切空となる。

大乘破有論

龍樹菩薩造

施護譯

一切の佛と諸の有智者とに歸命す。應に當に如實に諸法を了知すべし。

此の中云何んぞ。謂く、一切の性は無性より生じ、亦無性より生ずるにも非ず。

一切の性が若し有にして生ずれば、彼の性は是れ常ならん、是の性は無實にして猶し空華の如し。

當に知るべし。諸法は虚空と等しく、彼の諸法の生もまた虚空と等し。一切の縁法は皆虚空の如し。

彼れは無實なるが故に、當に云何んが有なるべけん。諸法は因無くして復た果無し。また諸業の自

性の得べきもの無し。此の中、一切は而も實有ること無し。世間無きが故に出世間無し。一切は生

無く、また性有ること無し。云何んが諸法にして而も所生あらん。世間の親愛・父子・眷族には、所

生ありと雖も其の實無し。先世よりの所生にあらざるが故に、また現世に其の相有るに非ざるが故

に、此れ世間に於て義の轉ずべき無し。猶し月中に諸の影像を見るが如し。

世間は無實にして分別より起る。此の分別の故に分別の心生じ、此の心因と爲るによつて即ち身

の生ずる有り。是の故に身有つて世間に行ず。蘊の所成なるが故に之を名づけて身と爲す。諸の蘊

は皆空にして自性有ること無し。蘊は無自性にしてまた無心なり。無心なるを以ての故に是の故に

無身なり。當に知るべし、自性は諸の分別を離る。若し其の心無くばまた法有ること無く、若し

其の身無くばまた界有ること無し。

此の中の所説は是れ無二の道なり、此の所説は是れ眞實の説なり。此の中の一切は諸の所縁を離れ、此の中の所説は諸の所縁を離れ、此の中の所作は諸の所縁を離れ、此の中の所得は諸の

【一】 題號及び譯者に就いては、本論解題を、著者に就いては、本國譯中觀部一の解題を見よ。

【二】 歸敬序。

【三】 此中云何。此中とは茲に (āra) の義にして、茲に何を論ぜんとするかと言ふ論を起すかゝりの句なり。

【四】 一切性從無性生、亦非無性生。本論所明の義を大略して宣示せるもの、その意義は本論解題に詳説せり。

【五】 以下は右に出せる命題の論證及び敷衍なり。最初の一句「一切性若有生」は「一切の性(有)が若し有にして(又は有より)生ずとすれば」と前提して「有生」の見を破せんとす。是れ前に「一切の有は無より生ず」と假説せる命題を成立せんが爲なり。而して緣所起の法は無自性空・無因無果・無生無滅にして結局「無より生ず」るにも非ざることとを述ぶ。

【六】 以上は於て世間 (loka) の有に於て生ずるにも非ざるを述べたれば、次に然らば如何にして成立するかを述ぶ。即ち分別 (vikalpa, parikalpa) の因は無明なれば、分別所起と見るは即ち緣起を見るに値

經を覽て大いに満足し、三藏を朝奉大夫試鴻臚卿に任官せしめた。爾後三藏は専ら譯經に精進し、般若部に屬するものとして佛母出生三法藏般若波羅蜜多經二十五卷・聖佛母般若波羅蜜多經一卷了義般若波羅蜜多經一卷等の八部三十二卷、方等部に屬するものとしては大迦葉問大寶積正法經五卷・佛說大集會正法經五卷・佛說大方廣善巧方便經四卷・未曾有正法經六卷・如幻三摩地無量印法門經三卷・護國尊者所問大乘經四卷・佛說頂生王因緣經六卷等の二十部五十一卷、祕密部に屬するものとしては如意摩尼陀羅尼經一卷・一切如來金剛三業最上祕密大教王經

昭和六年十一月

七卷・佛說祕密相經三卷・最勝妙吉祥根本智最上祕密一切名義三摩地分二卷・無二平等最上瑜伽大教王經六卷、一切如來眞實攝大乘現證三昧大教王經三十卷等の四十一部九十三卷、阿含部に屬するものとしては大生義經一卷・給孤長者女得度因緣經三卷・初分說經二卷・光明童子因緣經四卷・佛十力經一卷等の十八部二十八卷、律部に屬するものとしては沙彌十戒儀則經一卷及び佛說五大施經一卷の二部二卷、大乘論としては龍樹菩薩造の本論を始めとして大乘二十頌論一卷・六十頌如理論一卷・菩提心離相論一卷、その他大城菩薩造の佛母般若波羅蜜多圓集要義論

一卷、大三寶尊者造の同論釋四卷、蓮華戒菩薩造の廣釋菩提心論四卷、善寂菩薩造の集諸法最上義論二卷、大彌勒菩薩造の諸教決定名義論一卷、覺吉祥菩薩造の集大乘相論二卷の十部十八卷、その他龍樹菩薩造の讚法以頌一卷、寂友尊者造の佛吉祥德讚三卷等大小顯密に亙る一百餘部の佛典を傳譯した。實に三藏は天息災三藏と共に宋代譯經界に於ける二大明星と謂ふべきである。淳化元年（西曆九九〇年）十月毘婆尸佛經を譯したことが傳へられてゐるけれど、その後の事蹟は全く知られない。

譯者 羽 溪 了 諦

大乘破有論解題

大乘破有論 (Mahāyāna-bhavaśāstra) 梵文原典は未だ世に現はれないけれ共、その西藏譯は單に破有論 (Bhavasankruti-śāstra) と題して現存してゐる。之は月童 (Candrakumāra) 若しくは龍幢 (Nāgadhvajā) の翻譯に係るものと傳へられてゐる。

本論は歸敬序に次いで掲げられてゐる「一切性從無性生、亦非無性生」といふ命題の意義を解釋したものに他ならぬ。謂はゆる性は施護 (Dānapala) の譯語例よりすれば、bhava (存在物・有) の譯語であつて、それに對する abhava (非存在・非有・無) の反語である。されば「一切の性は無性より生ず」といふは、「一切の有は無より生ず」といふのと同義となつて、これ「一切の有は有より生ず。」

といふこと、即ち有が自性有にして生ずるといふことを否定せる命題に他ならぬ。

かやうに「有生」の概念を潰滅せんがために假りに「無生」を立て、次いで此の「無生」をも一度否定して、「一切の有は無より生ずるにも非ず。」と主張したのが、「亦無性より生ずるにも非ず。」といふ命題の意味である。中論觀成境品第十一偈の「有より有は生ぜず、無より有は生ぜず、無より無は生ぜず、有より無は生ぜず。」といふ趣旨は、全く之と同じ思想的立場を詮表したものと観ることが出来る。而してかやうに有より生ずることを否定すると同時に無より生ずることを否定するのは、つまり緣起 (pratītyasamutpāda) の理法を確立することを意味するのであるから、本論はその根本思想より

觀ても、また所論の内容より考へても、龍樹菩薩の眞撰として毫しも疑を挿むべき餘地がなからぬ。

本論の撰者龍樹菩薩の行蹟に就いては、本國譯中觀部一の解題八一―一頁に於て詳説したから、茲に再び贅言することを避ける。

本論の譯者施護三藏は北印度烏菴國 (Ujjaina) の人であつて、宋の太宗太平興國五年 (西曆九八〇年) 迦溼彌羅國 (Kāśmir) の三藏天息災と共に來朝するや、乃ち召見せられて紫衣を賜はつた。

時に太宗三藏等をして譯經の聖業を行はしめんと欲し、中使鄭守均に命じて大平興國寺の西に譯經院を建立せしめ、七年六月その工成るを俟つて、天息災三藏と共にこゝに住せしめ、傳法大師の號を授けられた。かくて三藏はその將來せる梵本中先づ如來莊嚴經一卷等を譯出するや、雍熙二年 (西曆九八五年) 太宗新譯の

多羅中において此の如きの法を説けるや、佛世尊の修多羅中において、都べて此の義なし、經説にあらざるを以ての故に成就せず。大聖の修多羅所説の義にあらざれば則ち信すべからず、是の故にたい言説のみにて證を取ることを得るにあらず。偈に「故に空と無常とを説きたまふ」と言ふは、調伏三密提結中に説けるが如し。佛は三密提に告ぐ、眼は空無常にして動ぜざることなく、壞せざることなく、變ぜざることなし、何となれば、性として是の如きの故なり、耳鼻舌身意もまたまた是の如しと。世尊は此の修多羅中において空を説き無常を説きたまふ、是の義を以ての故に諸法は空にして無常なるを知る。無常も無體なり、是の故に諸法は性として自ら無體なり、則ち無體の義は成ず、若し能く是の如く修多羅の義に入ればその義は則ち成ず、若し修多羅に入らざればその義は則ち壞す。我が所説は修多羅に入るを以てその義は則ち成ず、是の故に性として自ら無體なるその義は成就す。

壹輪盧迦論 一卷

凡そ諸法は、體、性、法、物、事、有と、名は異にして義は同じ。是の故に或は體と言ひ、或は性と言ひ、或は法と言ひ、或は有と言ひ、或は物と言ふも、皆是れ有の差別ならざるなし。正音は私婆婆と云ふ、或は譯して自體と體となし、或は譯して無法と有法となし、或は譯して無自性と性となす。

壹輪盧迦論 (終)

【三】 調伏三密提經。三密提は Samadhi の音譯、この引用經文に相當するもの巴利佛尼柯夜 (Samuutta-nikaya) 三五・六五―八及び雜阿含第九(八二、四六枚)に見出さる。

【四】 此の註は恐らく翻譯成立後誰かの附したもので譯者の附したものでないであらう。漢譯にあらはれる體性法・物・事・有等の概念の理解に困難を感じたことが何はれらる。

【五】 私婆婆。svabhāva の音譯。自體・體・性と譯すと云ふは正しいが、無法、有法、無自性とも譯すなど云ふのは梵語を充分知らなかつた人であることを示す。

するが故に。

若し佛弟子に有所得の見あらば、則ち外道の迦毘羅等と差別なし。此の論は、迦毘羅、優樓迦の諸の外道等のためにはあらず、汝等の輩の(かの外道と)同見の人のための故に斯の論を造る。向きに何等の人を破るかと言きたり。汝等有所得の人をして邪見を断除せしめんための故に斯の論を作る。

壹輪盧迦偈の句義、今當に釋すべし。偈に言はく、「自體性は無常なり」とは、自體は生あるに名づく、法あるが故に名づけて體となす。有所得の人は此の法中において心に取つて體となす、此の法は陰、界、入中において聲終あつて轉ず、一體、二體、多體と説くが如し、彼此の人、一、二、衆多の如き、各と自體あるが故に自體と名づく、地、水、火、風の如き、堅、濕、熱、動に各と自體あり。是の如く各各自相自體あるが故に自體と言ふ、有所得の人は生、住、滅は同相なりと謂ふは、是の義は然らず、自體性は無常なるが故なり。彼の體の名は有所得の人の分別の故に生ず、是の故に諸法を離れて無常の體なし、自相無常なるを以ての故なり。佛、比丘に告ぐるが如くんば、「一切諸法は皆悉く無常なり」と、此の説を以ての故に、法を離れて無常の自相ありといはば、是の事然らず。

若し汝、云何んか無常なるかを了せずんば、我今當に説くべし、偈に「是の如きの體も無體なり」と言ふが故なり。體も無體なりとは、汝が分別する所の無常は、彼の無常は體なし、是の故に「體も無體なり」といふ。自性は無體なるが故に無體と言ふ、偈に「自體性は無體なり」と言ふは、無體を離れて更に別體なき故に「自體は無體」と言ふ、若し汝の意に無體を離れてしかも體ありと謂はば、是の義は然らず、汝の此の法は修多羅の説にあらざるが故なり。若し「無體が是れ自體なり」と謂はば、是れもまた然らず、修多羅に説かさるところなるを以ての故なり。世尊は何等の修

【一】「毗羅(Kapila) 教論 (Kapilady) 派祖師の名、優樓迦 (Ulluka) は勝論 (Vaiśiṣṭīka) 派祖師の名、頭師の名を以て兩學派をさす。

【二】以下最初の偈の漢字釋。

【三】「自體は無體である」と云ふはよしとせざる(偈の第三句)無體、是れ自體なりと云ふは無自性なるそのことを自性として存在する如き或るものを考へることで、中論以行品で空見として排斥されてゐるもの。

何等の人を破すとは今當に説くべし、若し有所得の人、諸行を離れて無常ありと説かば則ち正見にあらず。若し無常が有爲を離るるならば、無常は則ち常にして猶ほ虚空の如し。若し是の如くならば、則ち有爲と無爲との體は無差別ならん。若し有爲が無爲と合するならば、無爲と合するが故に則ち瓶は破すべからず。若し無爲が有爲と合するならば、有爲と合するが故に則ち涅槃は壞すべからず。若し無常ならざれば一切法は破壊すべからず、涅槃の如く常にして縁生にあらずるが故なり。若し諸行が因縁生にあらずして虚空や涅槃と異ならずんば、則ち有爲法は無常と名づけず。若し諸行は因縁生にあらずるも是れ無常なりといはば、則ち虚空や涅槃は名づけて常となさず。若し是の如くならば、則ち有爲と無爲とに勝法有ることなし。若し無常、有爲を離れて猶ほ無常と名づくるならば、則ち有爲は常を離れたれば應に名づけて常となすべし。但だ是の事然らず。若し是の如くならば何等の修多羅中には是の如きの説を作し、何の義を以て説くや。汝の今の所説は何の義を以て説くや、汝の今の所説は義として相應せず、汝の邪思の能く量る所にあらず、是の故に汝の説は正見となすにあらず。若し人、有所得にして過去、未來、現在に法の自體成すと謂はば、當に知るべし是の人は則ち正見にあらず。何となれば無因生の見なるが故なり。若し未來の體は因縁生にあらずして自體成すと言はば、則ち現在の法も亦因縁生にあらずして自體成せん、未來と現在とに自性は平等にして無差別なるを以ての故なり。若し性平等ならば、現在の有法は皆縁より生ずるに未來の法は何故に縁生にあらずるか。汝今此の義を以て修多羅に説くとすか、義に依つて説くとすか。説いて相應せざれば則ち理趣なし。若し理趣なければ則ち信すべからず。若し未來法は因縁生なることなくして自體成すとならば、未來の法は猶ほ虚空の如く因縁あることなからん、因縁を離るるが故なり。因縁生にあらずれば則ち實の未來の體なし、未來なきが故に現在と過去もまた無し、現在と過去と無き故に三世に體なし。若し體ありといはば則ち是れ常見なり、無因にして生

【七】反對者、特に有部の思想の批評。

【八】有所得人。所得の原語には *rupam bhava, rupahidat* (覺知) と *ananta* (把握) の二つが考へられるが、何れにしても名字によつて施設された法の實を考へる人をさす。最初に無常法實有の見を否定する。

【九】第二に所關る三世實有法體恒有の考へを否定する。

壹輸盧迦論

龍樹菩薩造

後魏瞿曇般若流支譯

壹輸盧迦論

(偈) 自體性は無常なり、
自體性は無體なり、

自體性は無體なり、

是の如き體も無體なり。

故に空と無常とを説きたまふ。

問うて曰く、何の義を以ての故に此の一個論を造り、何等の義を説き、何等の人を破するや。

答へて曰く、讀誦者の廣大部に於て懈倦の心を生ずるものために、また聰叡にして先に己に廣

く無量の諸論を習ふも、如來の法海の義中に於て思惟するに懈倦を生じ、無常と自體空との不異な

る義の中において異相なるかの疑ひを生ずるものために、此の疑ひを斷ぜんがための故に斯の論

を造る。

何の義を説くかとは今當に説くべし。謂はく、一切法は無常にして自體は空なり。自體空は無常

を離れず。一切法の自性は自體空なれば、是の故に常あることなし。一切の諸佛、緣覺、聲聞は空

法中において出離することを得るにて、諸行の斷常法中において解脱を得るにはあらず。偈に曰ふ、

空を滅して有體に住すれば

若し後時に滅すと謂はば

則ち常見を成す。

則ち斷見を成す。

此の義を以ての故に一切法は自體空なりと説く。諸佛、緣覺、聲聞、異漢は此の義中において利

益を得るが故なり。

壹輸盧迦論

【一】題名及び譯者に就いては、本を解題に詳説、著者に就いては、本國譯中御部一の解題八一―一頁を見よ。

【二】本偈に就いて注意すべき諸點は本論解題中に述ぶ。

【三】以下邊論の主意。

【四】自體空。恐らく羅什譯に多く出る性空、自性空と同じで、「本質上空 (svabhāva-ah śūnyata) を意味すると思はれる。

【五】以下論の主題。自體空の見方の定立。

【六】滅空住有體。則成於常見。若謂後時滅。則成於斷見。

常見 (Grāhita) は斷見 (apagādhata) は存在又は法に關する常住性と中斷性との見。中論觀有無品第十一偈參照。

傳ふる所がない。續高僧傳第一所收の菩提流支傳中に挿入せられてゐる三藏に關する記事に依ると、北魏時代三藏と前後

昭和六年十一月

して佛典を譯出した菩提流支が三藏と共に只流支とのみ署名した爲、その所譯の經論互に混同を生じたといふことであ

譯者

羽溪了諦識

三
る。三藏の敘年も享壽も共に判らない。

ふ見方を加へることになり、空 (Śūnyatā) (空性) は自性の否定によつて、即ち無自性を根據として論理的に推究せられるのである。かゝる論究は十二門論觀性門並に觀因緣門などに明示せられてゐる。終りに第四句は右の教證であることが、最後の逐字釋によつて知られる。

要するに、此の一論は極めて小篇ではあるけれ共、非常によく纏つたものであつて、その論旨から觀ても、その體系から考へても、確かに中論及び十二門論と同一作者に歸すべきものと信ずる。惟ふに中論の綱要書たる十二門論を以てしてもなほ多少長きに過ぎ、人の讀み易くないことを思ひ、龍樹菩薩自らこの一偈によつてその獨特の思想的立場を宣揚せんとしたのであらう。故に中論及び十二門論に對する本論の關係は、提婆菩薩の著百字論がその他の著四百觀論及び百論に對して持つそれと多少似通ふてゐると看

て然るべきであらう。

本論の撰者龍樹菩薩の事蹟に就いては、本國譯中觀部一の解題中に叙説したから、茲に繰返すことを避けるが、本論の譯者瞿曇般若流支 (Gotama Prajñā) (智希) (三藏に就つては一言せねばならぬ。三藏は中印度波羅捺斯 (Benares) 今の Benares) の婆羅門種に生れ、姓を瞿曇と稱した。少にして佛法を學び妙に經旨に通じ、神理標異にして方言を領悟し、北魏孝明帝熙平元年 (西曆五一六年) 洛陽に達した。後都を鄴に遷すに及んで、三藏も亦從つて新都に移り、孝靖帝元象元年 (西曆五三八年) より武定元年 (西曆五四三年) に至る間、鄴城内の金華昌定兩寺並に尙書令儀同高公の第内に於て、經論十八部九十二卷 (一説には十四部八十五卷) を傳譯した。その際最も多く筆受の任に當つたものは沙門曇林であつて、その他沙門僧昉並に居士李希義も

亦筆受の業に參與した。今開元錄の所傳に基いて、三藏傳譯の經論をその翻出年時順に列舉しよう。

正法念處經	七十卷	貞和元年 (西曆五三九)
得無垢女經	一卷	貞和三年 (西曆五四一年)
聖善住意天子所問經	三卷	同
一切法高王經	一卷	貞和四年六月二十三日
毘耶婆闍經	二卷	同 七月七—三十日
奮迅王問經	二卷	同 七月三十日
第一義法勝經	一卷	同 九月一日
不必定入定入印經	一卷	同 九月十九日
金色王經	一卷	同 月日不明
八部佛名經	一卷	同 月日不明
無垢優婆夷問經	一卷	同 月日不明
顯中論	二卷	武定元年八月十日
解脫戒本	一卷	同 月日不明

以上の他、唯識論一卷・菩薩四法經一卷・寶意猶兒經一卷・犢子道人間經一卷及び本論一卷はいづれも鄴城内の金華寺に於て傳譯せられたものであることは明かであるが、その譯出年時に就いては何等

壹輪盧迦論解題

壹輪盧迦論といふ題名は一偈論といふ意味である。輪盧迦は言ふまでもなく梵語 *śloka* の音譯であつて、一句八韻四句の偈に他ならない。今本論は一偈を以て或る主題を説かんとするから、かく名づけられたのである。

本論の謂はゆる一偈とは、その劈頭に掲げられてゐる「自體性無常、如是體無體、自體性無體、故説空無常」といふ四句を指す。その第一句の自體性は麗本には體自體となつてゐるが、長行より觀ると、自體性の方が正しい。自體性の原語としては、中論梵文に依れば、*svātā-va, svātmān, svātmabhāva* の三種が思ひ出されるけれ共、皆同義であつて、存在 (*bhāva*) 若しくは法 (*dharma*) の自性 (質體本質) を意味する。併し就中 *svā-*

bhāva の概念が最も多く用ゐられるから、この場合も之を取つて可からう。之は雜什譯では性若しくは自性、燈論では體若しくは自體と譯されてゐるが、此處では自體性と譯されたものと想はれる。

長行中に自性とか自體とか體とか性ととか詮表されてゐるものは、自體性と同一概念に他ならない。次に無常の原語には *agāyata* と *anīyate* との二種が考へられるけれ共、此處では五位七十五法中の一法たる無常法であつて、當然後者の譯語でなければならぬ。それで第一句の意味は「一切の存在若しくは法の自性(本質)は無常である。」といふことになる。この無常を實有の一法とする見解を否定するのが第二句の意趣である。是くの如き體」の體は法 (*dharma*) の譯語ではな

いかと思ふ。蓋しかゝる譯語例は尠くないからである。而して此の場合之が上の無常を指すことは、長行最後の逐字譯に依つて炳かである。次に無體は自性を離れたる無自性を意味する原語 *divya-* *divya* の譯と想はれる。故に第二句は「無常といふ法も亦無自性のものであつて、實有ではない。」といふ意義を表はすこととなる。是れ無常法を實有と觀る有部の考へを否定したものに他ならない。更に第三句に於ける自體性は第一句に於けるそれと同じく、存在若しくは法の自性を意味し、それが無體(無自性)なることを主張するのが此の句の趣旨である。第一句に於ては有部の根本思想たる「存在若しくは法の本質が無常である」ことを説いたが、その上になほ無自性といふ見方を加へるのが、龍樹學說の特殊な立場になる。而して無自性は空を意味する。それで無常といふ見方の上になほ空とい

此れは是れ百字論にして、

提要の所説なり。

百字論(終)

百字論

分をもつものゝ義にして、部分をもつものは可分割にして常住ならず。

【三七】有邊(santhā, antavat) 有限の義。

【三六】作因は能作又は能生の因にして、了因は顯了の因なり而して、作因所生の果は無常にして、了因所顯の果は常なりと言ふ。(十二門論有果無果門等参照)。

【三五】論偈第十九句。西藏譯にしては草の「夢の如し」とあり。此處では現見せらるゝ世諦法有爲に就いて「夢の如し」と言ふ。

【三四】此句漢譯では論偈とせざるも西藏譯では論偈第十九句とす。今其れに倣ひて、長行中「内曰」下に挿入しある句を此處に別出せり。體は「Iti va」(物、存在)にして、名は物體に非ざるを言ふ。

【三三】論偈第二十句。西藏譯にては「所立(sādhyā)と等し」とあり。それによれば「法は有なり」と云ふ所立を立て、種々に其れを論證せるも、其の論證成立せずして、所立は依然論證せられざるまゝに等しとの義にして、一論の結論として有の立場の成立せざるを言ふなり。漢譯は右の義譯か又は原典の相違か、意解し難し。

【三二】以下本論の體なす偈頌を釋めて出す。

また不染有ることなく、
都て止住有ることなし。

諸有の體相は、有欲と斷欲となり。

不壞の信を成就して、而も諸の邪見を捨つ。

邪見の網を解除すれば、衆穢悉く滅盡す。

能く三毒の刺を棄て、勤行して正道を修し、

如是の法を察して、深く信敬の心を生じ、

信心に實法を求めて、三有に趣向せず、

無有を取らずして、寂滅の道を證得す。

(論偈)

一切法は無一なり、

云何んが是れ有相なる。

非なり。相形にして有り。

汝の法は則ち成ぜず。

汝當に體相を説くべし。

若し爾らば則ち無體なり。

色法は名字有るのみ。

有なるを以て作を須ひず。

有爲法は無體なり。

等しく夢の如くにして異無し。

是の如きの法は無異なり。

因法は則ち無體なり。

自是の法は然らず。

此の如きは因を用ひず。

一ならば則ち是れ過あり。

五情は塵を取らず。

所見も亦無體なり。

彼の法は生有ることなし。

此の如きも亦方有り。

相も亦異有ることなし。

(ananta-kṛtā) は單に有爲と
あると同じ「爲作せられたる
もの」の義「無體」は西藏譯よ
りすれば單に「無し (ananta)」
の義なり。長行中「内曰く」
下の「有爲法無し」の句が此の
論偈の繰り返しに當る。尚以
下の長行には有爲の三相たる
生 (arjya) 住 (sthiti) 滅 (bh
va) の不成立を論じて、「三
相によつて相せらるべき有爲
の存在せざるを言ひ、更に無
常の存在せざるを言ふ。此の
論議は中論觀三相品第七に出
づるものと全く同じく、殊に
同品第三十三偈の「生と住と
滅との成立せざるが故に有爲
は存在せず。有爲の成立せざ
るとき云何にして無爲が存在
せん」と證意全く同じ(同)參
照。

【譯】 諸譯は此處に「内曰」の
語を缺けるも、意味上より袖
へり。

【釋】 論偈第十八句。「如此」
は無爲をさす。「方 (de)」は方
向の義にして長行中の「方所」
と同じ。以下の長行は、無爲
の中の虚空を擧げて、其は方
所有れば有限にして、常住無
限定のものならずと言ひ、隨
つて本來無限定のものとして
設定せられし無爲の實有を否
定せんとす。

【釋】 有分 (avayavin)。「部

何ぞ亦瓶を取らざる。今瓶を取るときに餘物を取らざるを見る。名に定あるを以ての故に、當に知るべし、一切法は夢の如くならず。

内の曰く、名は是れ體に非ず。若し名が是れ體ならば、瓶と名あるが如きとき即ち應に便ち乳酪等を盛るの用あるべし。世の智人但だ「瓶」の空名を言ふのみにして已に用あらば、應に復た陶師の造作と出でて市に瓶を價ふとを須ふべからず。身の如きは三の名あり。若しは男、若しは女、若しは非男非女なり。身を以て名を取らば則ち三を統べ、若し名を以て名を求むれば則ち三は相攝せず。是の故に名と體とは異あり。復た次に、瓶の如きには聲の可聞有り、色の可見有り、瓶の嗅と觸とも亦得らる。是の如くならば則ち多瓶有らん。又瓶には口咽・底・腹有りて是の名は一に非ず。復た應に多瓶なるべし。此の觀察を以てすれば、名字は虚假なり。當に知るべし、無實なり。佛所説の偈の如し、

世間は假名有るのみ、
相は熱時の炎の如し。
音聲は猶し響の如く、
世間の相は夢の如し。

第二十一節

(論偈) 相亦無有異 (相も亦異有ること無し)

外の曰く、汝種々に破すと雖も法は是れ有なり。若し法有りと言はゞ、則ち汝の説を壞す。若し是れ無なりと言はゞ、無ならば何の所破ぞ。

内の曰く、汝の法にして體相有らば、我れは則ち所破有り。若し本より無體ならば、則ち我れは所破無し。

説いて曰く、
大人は平等の相にして、
心に染著有ることなく、

諸師の「五情塵を取らず」と云ふを受けて、見られるものは無體」と言ふなり。此の句西蔵文にては「體(即ち物)は見らるゝに非ず」と譯さる。其れにても究極の論意に變りなし。文章は何れが正しきか推し難し。

【四】此の設問は色の存在を根據にして瓶の存在を立つ。瓶は物體にして色に其の相(即ち形)なり。瓶は色の他に尚香味觸等の相をもつ。物體に於て直接に識の所縁になるは平等の相なり。而して此處では相を根據にして體「實」を立つ。之に對する次の能破は明かなり。

【五】論偈第十五句。果(即ち因)が因中に先に有(即ち)ならば、其の果の現起に就いて作(即ち)の用無しと言ふ。數論の所謂の因中有果説(cause-in-itself)を破せんと言ふ。

【五二】論偈第十六句。彼法は單に「彼は」とあると同じ。果として考へらるゝ一切の存在をさす。其は因中有果にもても因中無果(causeless)にしても、凡て無生(anutpad, anupatti)なるを言ふ。此の中和派の立場で無生と言ふときは無自性なるを意味す(般若燈論卷一參照)。

【五三】論偈第十七句。有爲法

に更に其の因を説くべし。

外の曰く、因に二種あり、作因と了因となり。作因より生ずるは是れ無常なり。瓶衣等の物の如きは作因より生ずるが故に無常なり。了因より生ずるの法は是れ常なり。燈能く闇中の衆物を照らすとき闇去つて物現するが如きは、作法に非ざるが故に是れ常なり。是を以ての故に、作因より生ずれば是れ無常にして了因より生ずれば是れ常なり。

内の曰く、瓶等の物の如きは現見せらるゝが故に是れ有なり。無爲は現見せらるゝに非ざるが故に是れ無なり。何となれば、無爲は體相無きが故に無法なり。有を捨し無を捨し、二つ俱に捨するが故に、能く我見と及び我所見とを斷じて涅槃を得ず。經中に説くが如し、「打境の如きは一切法の空を見る。識に所取無きが故に、心論滅し種子滅す」と。

第十九節

【論傷】 等如夢無異 (等しく夢の如くにして異無し)

外の曰く、若し有爲法にして體相無くば、云何んが實有らん。

内の曰く、夢の如し。世諦の法は夢の如し。夢は實有に非ず、又是れ無に非ず、亦無因に非ず。世諦の法の如きは有相に非ず、無相に非ず、無因に非ず。似の屋宅の如きも若し相有らば未作の時にも應に見るべく、若し無しと言はば應に見ることを得べからず。梁椽・基・壁を假るが故に而も用を成ずることあり、是れ無因に非ず。是を以ての故に一切法は是れ有に非ず、是れ無に非ず、亦無因に非ず。是の故に夢の如し。

第二十節

【論傷】 名非是體 (名は是れ體に非ず)

外の曰く、若し一切法夢の如くならば、老少中年瓶を取る時に何故に疊を取らず、疊を取る時に

非ざるか。「無體」は無 (abhava) の義なり。前と反對に三法各別異ならば亦存在の成立せざるを論ず。

【四六】 論傷第十二句。五情 (pa'cand'jya) は五根、すなわち (graha) は把握するの義にして、或る物象の見ゆる場合其の物象が對象的に實在して其れを官が把握するに非ざるを言ふ。

【四七】 現見 (driti, darsana) は眼見と義と同じく、wに「見ゆる」の義なり。此の設問は物象の見ゆることを根據にして物象の實有を立つ。

【四七】 此の能破は物象の見ゆることを否定するが如くたるも然らず、物象が對象的に實在して主觀が其れを見ると云ふを否定するにて、即ち見ゆる物象の實有性を否定するなり。

【四八】 論傷第十三句。西藏譯にては論傷と加ふるも、問題上論傷としてかふるも、前後の意義よく通ず。色 (rupa) は見らるゝもの一般にして、其れは唯名字 (nāman) のみかるを言ふ。

【四九】 論傷第十四句。所見 (dṛṣṭā, dṛṣṭavya) 見られたるもの、又は見られるもの、義、眼識所緣の境をさす。

生ずるも不可得にして一時に生ずるも亦不可得なり。又汝三相と言ふも、有爲のために相を作すとせんや、無爲のために相を作すとせんや。若し有爲のために相を作さば、生は是れ有爲なれば應に三相あるべし。住と滅とも亦爾り。是の如くならば相は則ち無窮となる。相若し無窮ならば、汝應に有爲法には但だ三相あるのみと説くべからず。要するに相は無爲を相すとせば、云何んが有爲の相にして而も能く無爲を相せん。

第十八節

(論偈) 如此亦有方 (此の如きも亦方有り)

外の曰く、汝若し有爲の相を作さしめんと欲せずば、應に無爲の相を作さしむべし。何となれば、無爲は一切處に遍して方所無きが故なり。是の故に應に無爲のために相を作すべし。

内の曰く、無爲に方所有り。我れ今汝に問はん、虚空は方所有りとせんや、方所無しとせんや。虚空若し方所有らば、應に汝の身邊に在り亦彼れの身邊に在るべし。若し爾らば便ち是れ有分なり。有分ならば則ち有邊なり。若し虚空に方所無しと言はば、汝の身が虚空に遍すとせんや、虚空が汝の身に遍すとせんや。若し虚空汝の身に遍し、汝の身が虚空に遍すれば、是れ則ち邊際有り。瓶衣壘等は有邊の故に無常なるが如く、虚空も爾らば亦是れ無常ならん。又復た常因より能く常果を生ず。因若し無常ならば果は云何んが常ならん。泥に因つて瓶を生ずるとき泥無常なるが故に瓶も亦無常なるが如し。方所有るが故に名づけて無常となす。又復た汝言ふ所の「常」とは、有因の故に常なりや、無因の故に常なりや。二つ俱に過あり。若し「因より生じて是れ常なり」と言はば、瓶衣等の物の如きは因より生ずるが故に皆亦無常なり。汝若し「因を離れて生ずるの法」を以て是れ常とせば、我れ亦「因を離れて生ずるの法」を以て是れ無常とせん。若し必ず「因を離れて生ずるの法」有つて常なりとせば、是れ理に稱ふ言なりとせんや、是れ黨に遍せる説なりとせんや。今應に分明

ものとして、其の *dharmā* は同じ用例にして獨立した意味を持たず。

【四〇】 知識 (*caṭ, ośhaṅka, jñā*)。知又は思と譯さる。我は知、思を以て體とみずるとは數論派等で一般に認めらるるなり。

其の考への成立せざるを述ぶ。【四一】 論偈第十句。勝論では瓶衣等の物が一つの存在として實體 (*dravya*) 有り (*asti*, *dhava*) 有り (*okatyā*) との三法合すべきを説く。今其の三法の一異不可得なるより隨つて存在は成立せざることを論じて我の成立せざることを論ず。

【四二】 此の設問の意は、瓶衣等の物は我所にして、我所たる瓶衣等の物存在するが故に我も存在すと立つるなり。我所 (*asthya*) は「我に屬する」の義にして、我 (*ātman*) は此の場合、一切存在の以て屬する所の主體を意味す。

【四三】 右に對する能破にして、我所たる存在の成立せざることを論じて、主體たる我を破す。而して存在不成立の論に於て前の如き勝論思想を豫想して、三法一からば不可得なるを言ふ。

【四四】 論偈第十一句。若し爾らば「爾」は「異」の誤りに

已に有ならば、輪・繩・人功等を須ひて成するにあらず。若し無ならば、龜毛を紡織して用有らしむべからざるが如し。是を以ての故に、有なるも亦生ぜず、無なるも亦生ぜず。又受身は自より生ずとせんや、他より生ずとせんや。二つ俱に過あり。若し自より生ずれば更に何ぞ生を用ひん。是を以ての故に自より生ずれば無身なり。若し自より生ぜずんば云何んが他より生ぜん。若し自他より生ずと言はば、是れ亦俱に過あり。是を以ての故に一切法は無生なり。

第十七節

(論偈) 有爲法無體 (有爲法は無體なり)

外の曰く、若し無身ならば、應に生・住・滅の有爲の三相有るべからず。若し有爲有らば則ち無爲有り。有爲と無爲と成するが故に一切法も亦成す。

内の曰く、有爲法無し。汝三相を言ふも、次第にして生ずとせんや、一時にして生ずとせんや。次第なるも亦過あり、一時なるも亦過あり。若し次第にして生ずれば、生時には住と滅と無く、住時には生と滅と無く、滅時には生と住と無からん。是を以ての故に次第にして生ずることを得ず。若し生じて住有らば、生は自ら無體なるに住は何の所住あらん。生體自ら無し、住云何んが有らん。生無ければ住無し。石女の兒は是れ則ち無法なるが如し。若し生と住と有らば滅の爲に滅せられんも、生と住とは既に無し。滅は何ぞ能く滅せん。鬼角を壊せんに空しく「壊」の名あるが如し。外の曰く、汝生・住・滅は次第にしては不可得なりと言はば、有爲相は二頭・三手の如くに不可得ならん。

(内の曰く)、三相も亦不可得なり。若し三相一時なるも亦不可得なり。何となれば、若し生中に滅有らば、生は則ち生に非ず。若し滅中に生有らば、滅は則ち滅に非ず。住中の生と滅とを破すること亦是の如し。生と滅とは相違す、云何んが一時ならん。是を以ての故に、三相は次第にして

【三】作法 (Triloka)。所作の義。

【四】要誓の語に就いて「要」と「誓」とを分晰したるは、恐らく英文に於て原語の pancha-kāṣṭha (宗) に就き、prati (對) と bhū (知) とを分晰して語源的に解釋しありしを、漢譯に於て其の形式を保たんとせるものなるべし、照義上「要」が prati に當り、「誓」が bhū に當るに非ず。

【五】論偈第九句。體相 (svabhāva, svarūpa) は自性又は自相の義にして、長行では有我の見を破し居れば偈は「我の自性を説くべし」の義に解され、而も我の自性を説き得ざれば我無しと言はんとするなり。然し長行を除いて偈句のみを取れば、前後の關係から察するに存在の自性を説くべしとの義に解さる。長行も表面には有我の見を否定、れども、其の眞意は其れより存在の自性を否定に導かんとするに在り。

【六】「我が有り」は「我と法と有り」の義に非ずして「我なる法、又我といふ法有り」の義なり。又「我有り」と同じ。斯かる場合に「法」は大抵漢譯者の附加語にして、日本前の「……いふもの」と云ふと同じ用語なり。此の場合原語に śraṇ-dharma とありし

べし。若し色と瓶と一ならば、瓶の壊する時に餘の色も亦應に壊すべし。

第十五節

（論偈）以有不須作（有なるを以て作を須ひず）

外の曰く、我が法は不生不滅なり。見るも亦壊せず、見ざるも亦壊せず。何となれば、我が法は常に有なるが故なり。因中有果なるも微細にして現せず。先に有なるを以ての故に後に大を成ずることを得。是を以ての故に因果有ることを知る。

内の曰く、先に有ならば作を須ひず。泥に瓶有らば陶師を須ひざるが如く、縷に疊有らば織師を須ひざるが如し。瓶と疊とは工匠を待ちて成ずるを以ての故に、因中無果なりと知る。若し因中已有果ならば、則ち未來の法無し。若し未來の法無くば、則ち生滅無し。生滅無くば亦善惡無し。善惡無くば亦罪福を作業せるの果報無し。是の如くならば則ち一切法無し。復た次に、若し因中に先に微細の果有りて而も龜無くば、是の龜は便ち先に無くして後に有り、是れ則ち生滅なり。汝の先説に違ふ。又若し微細が先に有らば、則ち生法に非ず。生法に非ざるが故に則ち三世を壊す。三世若し無くば、當に知るべし、一切法も亦無し。若し因中に先に有果ならば、乳中に先に酪有らん。若し先に無くして後に有りと言はば、當に知るべし、是れ作法なり。是を以ての故に、一切法は因中に先に有ならば更に作を須ひず。

第十六節

（論偈）彼法無有生（彼の法は生有ること無し）

外の曰く、若し因中に先に有果なるが是れ過ならば、今因中先に無にして而も後に果生すと説かば、無生滅を離る。是の故に過無し。生滅有るが故に亦有亦無なり。

内の曰く、無にして生ずると有にして生ずるとは一時に非ざるが故に（過あり）。若し瓶が泥中に

【其の義成ずることあり】と言ふを否定するに在ること明かなれば、西漢譯と同義となる。されば此の漢譯も大體右の意を表すものと解して然るべし。即ち第四句に「因法無體」と言へるを重ねて明すこととなる。以上のことを思想して此の漢譯を見れば、「此の如きは」の語は意味上長行の「外の曰く、云々」の後に來るものなれば、「物は各因有り」と云ふを受けて、「凡れ等の物は因を用ひず」の意を表すと見らる。但しそれによつて物の無因にして生じたるを言はんとするに非ずして、因に成立する物に實體無きを言はんとするなり。

【言】無法(aharaṇa)。單に「無」とあると同じ。鬼の角、龜の毛等の如く全然存在せざるものをさす。之に對して「有」は漏塵等の如く、因縁生にして現實に存在するものをさす。此の「有」を「物」と譯す。一切の存在する物には能生の因實有なるべしと言ふ。

【言】所成所壞の概念不明にして此の箇所の論意明かならず。

【註】無身(anupātāna)。無取無々の義。(中論觀邪見品第四偈以下參照)

外の曰く、有と一と瓶とは一なるが故に過あらば、我れ今異を立つ。一の過を捨てんが故なり。
 内の曰く、汝異を説かば則ち「瓶の有」無し。無きが故に瓶の喩無し。比丘と異り婆羅門と異らば、當に知るべし、比丘と婆羅門と無きが如し。若し瓶が有と異らば、則ち是れ無なり。刀と鞘とに異なることの可見なるが如く、瓶と有と一とが異ならば亦應に可見なるべし。今有と一との異は不可見なるが故に、異の義成せず。

第十三節

(論偈) 五情不取塵 (五情は塵を取らず)

外の曰く、一と異とは壞すと雖も、現見するに瓶有り。喩へば虚空中の花の如きは無なるが故に見るべからず。瓶は現見せらるゝが故に、當に知るべし、瓶有り。

内の曰く、見られず。何故に見られざるや。汝現見すと言ふも、眼にて見るとせんや、識にて見るとせんや。若し眼にて見れば、死人に眼あり、亦應に見るべし。若し識にて見れば、盲人に識あり、亦應に見るべし。若し根と識と一々別にして見ずんば、和合するも亦見ず。喩へば一盲見るこゝと能はざるとき兼盲も亦見ざるが如し。

第十四節

(論偈) 色法有名字 (色法は名字有るのみ)

所見亦無體 (所見も亦無體なり)

外の曰く、瓶有り。色有るが故に瓶有り。

内の曰く、汝「色有るが故に瓶有り」と言はば、色と瓶とは一とせんや、異とせんや。瓶と色と若し一ならば餘の色を見る時にも亦應に瓶を見るべし。若し色は瓶に異ならば、瓶は可見に非ず。則ち瓶無からん。若し見るを以て瓶と爲さば、瓶障處に在りて眼の見ざる時には瓶は應に瓶に非ざる

【okai, upokayo】は普通「因待」
 「相待」と譯さる。時間的因果關係より時間を排除せる相關の成立の關係をさす。一切存在に求めずして、相關相依の論理的關係に置かんとす。例へば、瓶が泥より成る場合、所破の立場では泥は先にして瓶は後果と見れど論者の立場では現在の一瓶に於て瓶と泥とは相因待すと見るなり。
 【二】意 (manaa)、自在 (chah, anikara, 我慢)、時 (kala)、方 (dha) は數論勝論等にて現象成立の根據として立つる因なり。
 【三】論偈第六句。自是法は「自ら是なるの法」にして自分免許の説なり。原語は bhavata ca, 然らば「自の所許」の義なり。偈は、一異有相有因有果等の説は自己所許にして妥當ならざるを言ふ。
 【三】法爾 (dharma)。所許又は共許と譯さる。一般に承認せらるゝ妥當なる命題なり。
 【三】論偈第七句。前句を受けて所破の法の成立せざるを述べ。
 【三】論偈第八句。西藏譯と稍異なる。西藏にては「因は實義無し」と讀まる。而して此の偈の論意は後の長行より見れば、因に關して「眞實にし

常なり。聲の如きも唇・齒・喉・舌の衆緣より生ずるが故に、聲も亦無常なり。此の二因は能く所成有るに非ず。汝は「眞實にして其の義成することあり」と言ふも、妄りに虚因を説かば理則ち立たず。汝「要誓」と説くも、要有る時に誓無く、誓有るときに要無し。二字俱ならずば、要誓則ち壞す。因法未だ生ぜずんば因と爲すに非ざるが如く、以て滅するも亦因に非ず。子未だ生ぜずんば名づけて生と爲さざるが如く、以て滅するも亦生に非ず。是を以ての故に因無し。

第十節

【論偈】 汝當説體相（汝當に體相を説くべし）

外の曰く、汝因果を破すと雖も、我れは「我法有り」と説くが故に、因果則ち還つて成ず。

内の曰く、汝「我法有り」と言ふも、何を以て體と爲すや。知識を以て我と爲さば、知識は則ち無常なり。瓶を知るの智以て滅するとき墨を知るの智始めて生ず。若し知識にして我が非ずんば、我は則ち無知ならん。我にして若し無知ならば、則ち苦樂無からん。是の如きの我は則ち體相無し。若し「我と知と合するが故に我に知あり」と言はば、知は我と合するが故に知も亦知に非じ。

第十一節

【論偈】 一則是有过（一ならば則ち是れ過あり）

外の曰く、我有り。何となれば、瓶衣等の物は是れ我所なるが故に、當に知るべし、我有り。

内の曰く、一の過あるが故なり。瓶と有と一とは不異なるが故に、有と一とが若し瓶ならば（瓶も瓶に非ず、有と一とも亦應に是れ瓶なるべし。是れ則ち多瓶なり。若し有と一とが瓶に非ずば、是れ則ち瓶無し）

第十二節

【論偈】 若爾則無體（若し爾らば則ち無體なり）

する場合は其のものに有なりと云ふは、自他所許の命題にして茲にも其れが豫想せらる。即ち無と立つるに就いて正當の根縁あらば、其は無に非ずして有となり、「無」の宗を壞すと言ふなり。反對に無因（無根據）にして無と立つれば、勿論其の宗は成立せざるなり。

【二五】 論偈第四句。因法の「法」は漢譯者の附加語にして單に「因」とあると同じ。無體は *abhava* 又は *na...* *bhava* にして「有に非ず」「存在せず」の義なり。即ち偈は「因は有に非ず」又は「因は存在せず」の意をあらはして、因の存在を否定する命題なり。因 (*hetu*) は此の場合原因を意味す。因には根據と原因の二義あり、場合によりて適宜に解すべし。されど原因と根據とは全然相異なる二義に非ずして互に關係す。例へば、果の生起を規定するものとして立てらるゝ因は原因にして、原因が果を生ずること其事は果の成立の根據となる如きなり。此の二義の區別と關係を注意するは、本論の文意を解する上に必要なり。

【二六】 因無し。論偈の因法無體の句と同じ。

【二七】 論偈第五句。相形 (*apar-*

外の曰く、此れは是れ我が家法なり。

内の曰く、汝「我が家法なり」と言ふも、其の法則ち成ぜず。汝の法は自ら成ぜざるに云何んが能成の法ならん。若し當に因を離るべくんば、終に所成有ることなし。自ら是なるが其の法ならば、此れ則ち正理に非ず。

第九節

(論傷) 如此不用因 (此の如きは因を用ひず)

外の曰く、無法は因より生ずるに非ず。兎角・龜毛・石女の兒・虚空花等の如し。是の如き無法は終に不可得なり。因縁生なるを以て、油を壓せんには麻を求め瓶を作らんには泥を求むることを見るが如し。一法を以て因と爲して能く多法を生ずるに非ず。而も物は各と因有り。泥は能く瓶を成じて壘の因と爲らず、纒は能く壘を成じて瓶の因と爲らざるが如し。此の類を以て餘法を求むると亦爾り。

内の曰く、汝「因は能生ず」と言ふも、因は能生せず。此の因は、所成有りとせんや所壞有りとせんや。若し因に所成有らば、汝を成じ亦我れを成ぜん。若し因に所壞有らば、我れを壞し亦汝を壞せん。何を以て喩と爲すや。火は能く物を燒きて汝を燒き亦我れを燒き若し彼處に於て熱すれば此に在つても亦復た然るが如し。復た次に更に此の義を明さん。若し有因にして成ずと言はば、汝を成じ亦我れを成ぜん。因は所生ありと雖も、因法は俱に成ぜず。汝「聲法は是れ常なり」と立てて要誓の説と作すとき、何を以て因と爲すや、「無身」是れ因なり。何を以て喩と爲すや、「虚空」を喩と爲す。虚空は無身にして常なればなり。是を以ての故に聲を名づけて常となす。復た異説あり、聲を名づけて無常とす。何となれば、聲は是れ作法なるが故に是れ無常なり。何を以て喩と爲すや、「瓶の如し」。泥・輪・繩・人功・水等に因りて瓶を成じ、作因より生ずるを以ての故に瓶は無

【一〇】 自體、自性の義。

【一〇】 用 (Carya)。作用の義。作用を根據にして物體の實有を立つ。此の形式は論書一般を通じて屢々用ひらる。

【一一】 物の存在性(有)を立つるは其の物の有ることに因るのか無しことに因るのか、と設問して右の有見を破す。此の場合の「有相」「無相」は *asthitya, nāsthitya* に非ずして *bhāva, abhāva* なるべし。「有相」は次に「現相」と置き替へらる。即ち範疇としての有に非ずして、物の現に有ること、現に無きことを意味すべし。

【一二】 上に有を破したれば次に一切存在は無 (*caśhitya*) なりと云ふを破す。無も勝論に立つる一句義にして、更に有の根源をなす。有を否定して後に残るものなり。此の最後の無を否定するのが、否定の否定たる空觀の立場なり。

【一三】 無の根據を擧ぐ。即ち一切存在は熱時の炎の如く體相無きが故にと云ふ。熱時の炎 (*Charmatāci*) は陽焰と譯するを云ふ。體相は前出の如く、自體、自性の義。

【一四】 有因 (*asheetuka*) は「根據をもつ」の義にして、一般に或るものが根據をもつて成立

第六節

(論傷) 非相形而有 (非なり。相形にして有り)

外の曰く、現に瓶衣等の用有るが故に、則ち知る、一切法は皆因より生じ、相形の故に成するに
あらず。

内の曰く、汝果有るが故に因有りと云ふも、此の義成ぜず。相形にして有るが故なり。若し果に
用有るを以ての故に因有りと云はば、果も亦是れ因なり。果若し是れ因ならば、則ち果無し。果無
きが故に則ち因無し。是の故に因と果と俱に壞す。若し意自在・時・方・是の如き等の因より生
ずと言はば、則ち是れ相形の因なり。便ち是れ有爲法なり。有爲は則ち無常なり。自在・時・方は相
形にして有なれば、則ち因として成ぜず。

第七節

(論傷) 自是法不然 (自是の法は然らず)

外の曰く、我が所言は眞實なり。先舊の諸仙是の如きの説を作せり。此の法は決定して終に異有
ることなし。

内の曰く、汝「法として爾り」と言ふも、此れ正説に非ず。我が所説の如きは汝の法と異なる。汝
の法中に有る所は我が法中に則ち無し。我が法中に有る所は汝の法中に則ち無し。何となれば、汝
は「我が法には爾り」と言ふが故なり。汝の法にして若し爾らば、則ち但だ自らはなるのみ。自ら
是にして説くも則ち理趣無し。若し理趣無くば則ち所知無し。若し所知有らんとせば更に勝因を説
け。若し勝因無くして而も「法として爾り」と言ふは、則ち道理無し。

第八節

(論傷) 汝法則不成 (汝の法は則ち成ぜず)

一切法は單一となると言ふ。
「要言」は要著と同じく「宗」な
り。

【四】 論傷第三句。一切存在の
有相を否定す。漢譯語「有相」の原語としては *saṅkhyā*
śāstra (相をもつ) と *saṅkhyā* 又は
saṅkhyā (存在性の二つが考へらるれど、此處にては後者なり。「相」は接尾辭の *śāstra* に相應する字なり。即ち一切存在の存在性を否定せんとす。本來此の存在性 (*saṅkhyā*) なるものは勝論が同句義 (*saṅkhyā* *śāstra*) 普通の範疇) 中に屬する最も根本的な一句義として立つるものにして、之によりて凡ての存在物が存在物として成立し、又存在物が存在物たる限りは此の存在性 (有相) を成立根據とするなり。以下の問答には勝論の思想を豫想す。又「有相」は單に「有」と譯さるゝも同じ。

【三】 前の如き存在に就いての一異の見は、存在に就いての有相の見を豫想するを言ふ。隨つて一異の見を眞に破せんには、進んで有相の見を破するを要するなり。

【七】 有相を立つる根據を問ふ。

【八】 有相を立つる根據を述ぶ。

【九】 體相 (*śūnyatā* *śāstra*)

外の曰く、若し我が有を破すれば、汝は則ち無を立つるなり。無の義成ずることを得ば有も還つて立つことを得ん。喩へば世人飲食するに先に飢渇あるに因るが故に美好あるが如し。是を以ての故に汝我が有を破するは、當に知るべし、是れ無なり。

内の曰く、汝無を立つるは何に因つて成するや。汝若し因無くして無を成すれば、我れも亦因無くして有を成ぜん。

外の曰く、云何んが知るや。體相無きを以ての故なり。喩へば熱時の炎の自ら體相無きが如し。何ぞ況んや少水の得べきもの有らん。是の因縁を以ての故に、一切法は一塵の相の得べき無し。是の故に我れ無の義を立つること成す。

内の曰く、汝所立の無は有因なりとせんや無因なりとせんや。若し無因なりと言はば空しく要誓あるのみ。若し有因なりと言はば要誓則ち壞す。汝若し無といはば無も亦成ぜず。

第五節

(論偈) 因法則無體 (因法は則ち無體なり)

外の曰く、一切法は有因なり。汝有無を破するは此の義則ち然らず。何となれば、泥・縷・蒲・葦等有るが如きが故に、一切法は皆有因なりと知る。

内の曰く、因無し。汝は「有因なるが故に有なり」と言ふも、有因ならば則ち是れ無なり。泥中に先に瓶有らば泥・蒲・縷等は皆是れ因に非ず。何となれば、因中に先に有なるが故なり。若し因中に先に無ならば亦是れ因に非ず。喩へば沙中に油無くして沙は油の因に非ざるが如し。若し亦有亦無なりと言はば、義また成ぜず。何となれば二過あるが故なり。復た次に、有なるも亦生ぜず、無なるも亦生ぜず。若し無因より生ずれば、因は復た何の用ぞ。若し有因より生ずとなさば、要誓の言則ち壞す。汝先に「一切法は皆有因にして生ず」と言へるは、此の事則ち然らず。

のものなり(百論破二品参照)。
【八】右所破の見を破して、論偈の一切法無なる宗を能立す。論意は「一切法一相」と立つる宗言と、其れによつて立てらるゝ一相の義とが若し同一ならば、宗言のみ有りて所立の義無く、若し異らば「一相」を主張する宗を壞すと云ふなり。

【九】非一は論偈の「無」と同じ。長行中に断片的に出づる論偈本文と見るべし。

【一〇】論偈第二句。「如是法」の語は西藏譯には無きも、此の漢譯にては前後の關係上當然前の「一切法」を受く。無異 (ananyatva) は「異に非ず」の義、異 (anyatva) は「相連性」別異性を意味す。一切存在の相連性を見を破せんとす。
【一一】毘舍師 (vishaiika) は勝論派なり。先づ所破の見を擧ぐ。

【一二】相連性主張の根拠を問ふ。因 (hetu) は根拠の義なり。

【一三】相連性の根拠を述ぶ。即ち諸物の相 (sambandha) 夫々異なるが故に相連性(異相)ありと言ふ。即ち現象の相連を根拠にして實證の別異性を推す。
【一四】右に對して、現象の相連の故に實證の別異を立つれば、諸體は各單一性を有ることになり、其の點より却つて

れば、我れも亦因を離れて一を立てん。

毘舍師曰く、我れ要らず異を立て。何となれば、諸法は差別して各と異相なるが故なり。喩へば象駝鹿馬の是の如き等の類其の相各と異なるが如し。是を以ての故に諸法の相は異り、一切法は皆異なる。是の故に異の義成ず。

丙の曰く、汝此彼の相同じからざるを以ての故に異の義成ずと言はば、相別なるを以ての故に法は各と是れ一なり。汝所立の「異」の要言は即ち壞す。要言壞するが故に則ち異相の立たざるを知る。

第三節

(論偈) 云何是有相 (云何んが是れ有相なる)

外の曰く、一異の相成ぜざるを以ての故に我れ今有相を立てん。法は各と有相なるを以ての故に、當に知るべし、有相の義成ず。有相成するが故に、當に知るべし、一異も亦成ず。

内の曰く、汝今有を立てるは必ず應に因有るべし。若し因無くして有を立てれば、我れも亦因無くして無を立てん。

外の曰く、我が要言は一切法は有なりと立つ。何となれば現見するに諸法は各と有相なるが故なり。喩へば虚空中の花の如きは體相無きが故に不可得なるも、瓶衣等の物は現に用有るが故に、當に知るべし、一切法は皆是れ有相なり。是の因縁を以ての故に有の義成ずることを得。

内の曰く、汝有を立てるは、有相に因るが故に有なりや、無相に因るが故に有なりや、此の二つ俱に過あり。若し現相を以ての故に有の義を成ずれば、現相は是れ有にして、有も亦是れ有なり。二有の理は相成ぜず。若し無に因ると言はば、要誓即ち壞す。有なるも無なるも俱に因に非ざるが故に有の義は則ち破す。

第四節

「存在、物」を意味す。所謂る「法」に非ず、此の主題概念は中論と同じ。

無一 (non-ekatvam) 一に非ずの義。同一 (ekatvam) は單一性と同一の二義あり。場合によりて適當の方を取るべし。例へば次の文中の「物體各々一を有す」の場合は一性に於て、「一とせんや、二とせんや」の場合は一性なり。されど單一性も同一性も究極には同義なり。凡てが同一ならば凡ては單一にして、凡てが單一ならば凡ては同一なり。而して茲に先づ一切存在の單一性同一性の考へを否定せんとす。

【五】 偈法 (Śū. B. 1. 1. 1) は數論なり。先づ所破なる「一切存在は單一 (又は同一) なり」との見を擧ぐ。「一切法は一相なり」と云ふが所破の見となる。一相は同じく ekatva の譯にして單に「一」とあると同じ。接尾辭の tva に「相」を當てて譯せるなり。

【六】 要誓 (pratijñā)。普通には「宗」と譯さる。或る思想を主張する命題なり。

【七】 一切の存在は單一 (同一) ならずと主張する根據を擧ぐ。即ち各々の物體が「單一性」なる一法を有するが故にと言ふ。此の考へは寧ろ勝論

百字論

提婆菩薩造

後魏北印度三藏菩提流支譯

我れ今聰叡の師に歸依す

能く百字を以て實法を演べ、

説いて曰く、何故に論を造るや。我見等と、一切諸法各々自相有るといふを破せんが爲なり。

第一節

（論偈） 一切法無一（一切法は無一なり）

僧佉曰く、一切法は一相なり。是れ我が要誓の説なり。何の因縁を以て一切法は一相なりと

立つるや。盡く同じく共に一を有するを以ての故なり。喩へば瓶衣等の物體各々一を有するが如

し。是の義を以ての故に當に知るべし、一切法は名づけて一相と爲す。是の故に一の義成す。

内の曰く、一に非ず。何となれば、汝の要誓の言と一相の義を立つるとは、一とせんや二とせん

や。若し是れ一ならば唯だ要誓有るのみにして應に一有るべからず。是の因縁を以て汝所立の一は

此の義即ち破す。

第二節

（論偈） 如是法無異（是の如きの法は無異なり）

毘舍師曰く、汝「一は破す」と言はば、我れ今異を立てん。一の過を捨てんが故なり。

内の曰く、汝若し異を立つれば我れ還つて一を立てん。何となれば、汝若し因を離れて異を立つ

【一】 本論の題號、撰者及び譯者に就いては、解題中に詳説せり。

【二】 此の歸敬序は西藏譯に無し。解題を参照せよ。

【三】 一論の主題を述ぶ。漢譯によれば我見と諸法有自相の二種の見を否定するが主題となるも、西藏譯には「我見等の語無し。諸法は諸物、諸存在 (Dharmas) の義、自相 (Svabhava) は自性、自體の義にして、諸存在の自性を否定するが實際上本論の全内容となる。

唯第十節の長行に一箇所「我」の否定を問題にしたれば、此の序に「我見の否定」を主題として、述ぶるも論の内容に矛盾せず。されど我も一つの存在として其の自性を否定するものと見れば、「諸法有自相の否定」のみを言ひて其の中に我の否定をも含み得。

【四】 論偈第一句。刊本にては論偈は卷末に纏めて出づるのみにして、長行中に一々出さず（時に断片的に出づるとあれど）。されど長行は卷末論偈の一々を豫想して其れに相應するものなれば、本論譯にては長行中に相應の論偈を挿入して理解に便ならしめんとす。

【五】 「一切法」の原語は西藏譯より見れば *dharmas* にして、即ち

く二十九部は悉く現存してゐる。かゝる
大事業を果遂した三藏であるにも拘ら

昭和六年十一月

ず、その晩年に就いては何等傳ふるもの
がない。従つて其の命終の地や享壽やさ

へも判らないのである。

譯者 羽 溪 了 諦 識

が知られる。

三

終りに本論の譯者菩提流支(Bodhiśāstra)

道希若しくは覺希と義譯さるる三藏に就いて一言しよう。三藏は北印度の人であつて、

遍く三藏に通じ能く陀羅尼(Chāraṇa)總持に達してゐた。弘法の志願に駆られて、遂に葱嶺(Pamir)を越へ、北魏の永平初年(西曆五〇八年)洛陽に來るや、宣武帝勅を下して慇懃に敬勞し、輪奐の絶美を以て聞え、諸國を遍歴した波斯の沙門菩提達磨(Bodhidharma)が斯くの如き精舎は閻浮提中他に絶無である

と感歎したと傳へられる永寧寺に居らしめ、給するに豊富な物資と七百の梵僧とを以てし、三藏をして譯經の元匠たらしめた。かくて三藏は入洛の歲四月勅を奉じて太極紫亭に於て十地經論を譯出するや、宣武帝は親ら筆受の任に當つたと傳

へられてゐる。以て北魏の皇室が如何に三藏の譯經事業を尊重し、之を援助したかを推察することが出来る。その後、三藏の傳譯した佛典中、開元錄にその翻出年代の明記せられてゐるものゝみを年代順に列擧しよう。

十地經論 十二卷 永平元年—四年夏

金剛般若波羅蜜經 一卷 同 二年

金剛般若波羅蜜經論三卷 同 二年

入楞伽經 十卷 延昌二年

深密解脫經 五卷 同 三年

法集經 六卷 同 四年

勝思惟梵天所問經 六卷 神龜元年

大薩遮尼乾子所說經十卷 正光元年

差摩婆帝受記經 一卷 正光(年次不明)

佛名經 十二卷 同

不增不減經 一卷 同

無量壽經優波提舍 一卷 永平二年

願生偈 一卷 同

勝思惟梵天所問經論四卷 普泰元年

文殊師利菩薩問答 二卷 天平二年

提經論 二卷 天平二年

以上その他、傳譯年代の判らないものとして、彌勒菩薩所問經一卷、無字寶篋

四

經一卷、伽耶山頂經一卷、謗佛經一卷、大方等修多羅王經一卷、文殊師利巡行經一卷、佛語經一卷、大乘寶積經論四卷、法華經論二卷、十二因緣論一卷、破外道小乘四宗論一卷、破外道小乘涅槃論一卷、實性論四卷及び本論一卷等があり、總じて三十部一百一卷が孝靖帝天平二年(西曆五三五年)即ち北魏滅亡の翌年に至る約三十年間に譯出せられた。その大多數は洛陽に於て翻譯せられたのであるが、北魏の末路、永熙三年(西曆五三四年)十月都が洛陽から鄴都に遷さるゝや、三藏も亦鄴都に移り、この地に於ても譯經事業を繼續した。尠くとも天平二年譯出の文殊師利菩薩問答提經論二卷は鄴都に於て完成せられたものである。三藏の譯場に參與したものととして、その名の留められてゐるものは、宣武帝を始めとして僧朗・道湛・僧辯・曇琳の四沙門に過ぎない。前記の譯出佛典中、實性論を除

關係のあることを明示してゐる。殊に山口益氏の前掲の論文緒言に於て、四百觀論と漢譯の廣百論及び百論とに對する本論の地位關係が明示せられるに至つて、本論著者の提婆菩薩であることが愈々確實となつた。本國譯中觀部第一の解題（二五一六頁）に於て、前三論の關係に就いての宇井伯壽氏の研究結果を紹介して置いたやうに、廣百論八品は正しく四百觀論の後半八品に相當し、しかもその前半八品の思想をも攝めて、獨立の内容を持つてゐる所から、羅什三藏時代以後印度に於ては之が四百觀の中より別出せられてゐたのを玄奘三藏が翻譯して、廣百論といふ名稱を附したのであり、なほ羅什譯百論に於ける各品の思想は廣百論に於て見出されるのであるから、前者は後者の要領を理解し易からしめんために造られた其の入門書若しくは綱要書と看做さるべきものであつて、後者は前者の廣

本と稱すべきものであるから、玄奘三藏によつて特に廣百論と名づけられたのである。故に兩者の關係は龍樹菩薩の眞撰に係る中論と十二門論とのそれと同趣と觀て然るべきであらう。更に山口氏の研究結果に基いて、本論と中論のそれとを比較對照してみると、本論の第十節より第十八節までの所説は百論の破神品より破常品に至るまでの八品のそれと相一致するのみならず、各項の次第順序も兩者相應してゐるのであるから、内容より觀て本論の一部分は百論の綱要書と看ることが出來、しかも本論最後の第二十第二十一兩節の所論は四百觀論並に廣百論の最後章たる教誡弟子品、惹いては百論の最後章破空品のそれと思想内容に於て同趣のものであるから、四百觀論はいふまでもなく、百論も本論も同様に完結した獨立書であることが判る。故に四百觀論は提婆菩薩の主著であつて、その思想的

要領を示したものが百論であり、更に之を一層簡略な綱要書としたものが即ち本論に他ならないのであつて、いづれも提婆菩薩の作であることは、龍樹菩薩自らその主著たる中論の思想を理解し易からしめんがために、その入門書ともいふべき十二門論を撰述したのと同轍である。ゴカール氏が前掲の譯書緒論（一頁）に於て、百論第二品から第九品に於ける主題が本論第九章から第十七章に於て丁度同じ順序で取扱はれてゐる事實は、本論が阿利耶提婆に依つて紹介せられた中觀哲學の組織時代の產物であるといふ想定に力強く導くものであると論じたのは、本論撰出に關する前述の事情に氣付かなかつた爲の想像に他ならない。

以上論述した所に依つて、本論は極めて小篇であるけれども、依て以て提婆菩薩の主著たる四百觀論の中心思想を把握し得られる極めて重寶な著述であること

百字論解題

百字論(*aksara-gatake-gātrā*)は今國譯せんとする漢譯の他、百字と稱せらるる註(*aksara-gatakati nama britti*)と題する西藏譯のみ現存して、その梵本は未だ發見せられない。

本論は偈頌と長行とから成立し、偈頌は卷末に纏めて掲出せられてゐる。その中本國譯に於て特に(論偈)と註した以下の二十句百字が問題を論じたものであつて、百字論と名づけられた所以は茲に存する。種々の方面から存在(*dhara*)の自性(*svabhāva*, *śmalva*)を否定するの**が本論の主題であつて、特に數論(*śūdrīkhya*)及び勝論(*Vaiśeṣika*)の説を論破の對象とし、非一非異・因中非有異非無異**

及び非有非無の理を發揮してゐる。この百字二十句は漢譯に於ては五言四句の偈五個のやうに見えるけれども、西藏譯では偈頌の形を取つてゐない。おそらく原典梵文も偈頌の形ではなく、五字一句の命題二十句を含んでゐたのであらう。果して然りとすれば、梵文に於ても字數は矢張凡そ一百となる。漢譯は梵文の形式を保持して翻譯せられたものであるらしく、隨つて前後思想的に相關聯しながら、しかも一句宛獨立せる命題をなしてゐる。この二十句を骨子として、之に各句の意義を敷衍した長行を附加し、以て本論全篇が構造せられてゐるのである。本國譯に於ては、論議の内容に基いて、全篇を大約二十一節に區分した。

本論の漢藏兩譯對照に就いては、既に

「漢藏對照百字論及び譯註」と題する精緻な研究が山口益氏によつて發表せられ(大谷學報第十一卷第二號所載)、また其の後西藏譯を参照して、漢譯を更に英譯したものがグスデブ・ゴカール氏によつて公表せられた(*Vasudev Gokhale; Aksara-gatakam, The Hundred Letters, 1930*)。本國譯の註解中西藏譯を参照せる部分は、山口氏の研究に依據したものに他ならぬ。同氏の勞作に對して、茲に甚深の謝意を表する。

二

漢譯では本論の撰者が提婆菩薩に歸せられてゐるが、一部の學者はその劈頭に掲げられてゐる「我れ今聰叡の師に歸依す。厥の名は提婆、大智あり。能く百字を以て實法を演べ、諸の邪見を除き、實相に向はしむ。」といふ歸敬序が提婆菩薩の弟子の作であるに違ひないといふ理由

破常品第一	一九七
卷の第一	〔二九——五〇〕
破常品第一之餘	三五
破我品第二	三三
卷の第二	〔五一——七〇〕
破我品第二之餘	四七
卷の第四	〔七三——九七〕
破時品第三	二六三
卷の第五	〔九六——一二六〕
破時品第三之餘	二九一
卷の第六	〔二七——三九〕
破見品第四	三三
卷の第七	〔四〇——六八〕
破根境品第五	三六
卷の第八	〔六九——九〇〕
破邊執品第六	三五
卷の第九	〔九三——一二七〕
破有爲相品第七	三六
卷の第十	〔二八——四六〕
教誡弟子品第八	四二

第一節 主題偈と有爲空の立場……………一〇一

第二節 問答決擇……………一〇三

第三節 結 論……………一〇八

卷下 無爲空論……………〔三一—三九〕……………一三三

第一節 無爲空の立場……………一三三

第二節 問答決擇……………一三三

第三節 結 論……………一三〇

廣百論大乘廣百論釋論解題……………〔一一—一六〕……………一四二

廣百論 本……………〔一—四〇〕……………一五七

破常品第一……………一五七

破我品第二……………一六一

破時品第三……………一六七

破見品第四……………一七二

破根境品第五……………一七七

破邊執品第六……………一八三

破有爲相品第七……………一八七

教誡弟子品第八……………一九三

大乘廣百論釋論 (十卷)……………〔一—二四六〕……………一九七

卷の第一……………〔一一—二八〕……………一九七

大丈夫論(二卷)

〔卷上〕

施勝品第一……………五
 施勝味品第二……………五
 施主體品第三……………六
 施主乞者增長品第四……………六
 勝解脫品第五……………六
 施主增長品第六……………六
 恭敬乞者品第七……………六
 施慳品第八……………六
 財物施品第九……………六
 捨一切品第十……………七
 捨陰受陰品第十一……………七
 捨身命品第十二……………七
 現悲品第十三……………七
 法施品第十四……………七

〔卷下〕

發菩提心命第十五……………七
 功德勝品第十六……………七
 勝解脫品第十七……………七
 饒益他品第十八……………七
 勝施他苦品第十九……………七
 愛悲品第二十……………七
 覺悟偉大夫品第二十一……………七
 大丈夫品第二十二……………七
 說悲品第二十三……………八
 施悲淨品第二十四……………八
 愛悲勝品第二十五……………八
 智悲解脫品第二十六……………八
 發願品第二十七……………九
 等同發願品第二十八……………九
 勝發願品第二十九……………九

大乘掌珍論解題

大乘掌珍論(二卷)

卷上 有爲論

……………一〇
 ……〔一—三〕……………一〇

目次

百字論解題……………	(本丁)	(通頁)
百字論……………	一—五	一
百字論……………	一—四	六
壹輸盧迦論解題……………	一—三	二
壹輸盧迦論……………	一—六	三
大乘破有論解題……………	一—二	七
大乘破有論……………	一—二	元
六十頌如理論解題……………	一—二	三
六十頌如理論……………	一—二	三
大乘二十頌論解題……………	……………	四
大乘二十頌論……………	……………	四
大丈夫論解題……………	一—六	四

中
觀
部
三

遠 羽
藤 溪
二 了
平 諦
譯



CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版

